厚生年金 • 国民年金

平成16年財政再計算結果

厚生労働省年金局数理課

まえがき

我が国は、急速な少子高齢化が進行しているが、国民の老後の生活設計の柱である公的年金制度については、今後ともその役割を果たしていけるよう、将来にわたり揺るぎのない信頼されるものとしていくことが要請されている。このため、平成16年改正においては、社会経済と調和した持続可能な制度を構築し、国民の制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方及び働き方に対応した制度とすることを目的として、制度全般にわたりその根幹に関わる改革を行うこととした。

今回の改正では、基礎年金の国庫負担割合を二分の一に引き上げるとともに、 国民年金及び厚生年金について、将来の保険料水準を固定した上で、おおむね 百年間にわたる年金財政の均衡を図るために、給付水準を自動的に調整する仕 組みを導入する等の所要の改正が行われている。

公的年金制度は、国民全体の連帯による世代間扶養の仕組みによって終身に わたる確実な所得保障を行うものであり、長期的な展望と計画性をもって健全 な財政運営を行う必要がある。財政再計算は、こうした要請に応えるために、 定期的に行われているものである。

本報告書は、今回の年金制度改正の内容に基づいて行われた、国民年金及び厚生年金の平成16年財政再計算の結果をとりまとめたものであり、近年とみに高まっている年金数理に関する情報公開の要請に応えるためにも、種々の資料を含めたものとなっている。

本報告書が、年金制度及びその財政問題に関心を有する方々に広く活用され、今後の年金制度の健全な発展に資することとなれば幸いである。

平成17年3月

(目次)

第1章	章 平成 16 年財政再計算の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
1	平成 16 年改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
	1. 我が国の公的年金の役割及び制度体系・・・・・・・8
	2. 平成 12 年改正で残された課題・・・・・・・・・・・10
	3. 年金制度を取り巻く社会経済状況・・・・・・・11
	4. 平成 16 年改正における給付と負担の見直しの概要
2	平成 16 年財政再計算の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
	1. 財政再計算の主な前提・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
	2. 給付水準の将来見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3. 年金財政の将来見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
第2章	章 平成 16 年改正に至る経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
1	年金制度を取り巻く社会・経済状況の推移と現状・・・・・・・・・30
	1. 少子高齢化の推移と現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
	2. 女性、高齢者の社会進出の推移と現状34
	3. 経済状況の推移と現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
2	厚生年金、国民年金の財政の推移と現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
	1. 被保険者数の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
	2. 年金受給権者数及び年金額の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・49
	3. 老齢年金受給権者数に対する被保険者数の比率の動向 56
	4. 収支状況・・・・・・・59
	5. 改正前の制度に基づく財政見通し65
3	これまでの制度改正と財政再計算・・・・・・・・・・・・・・・ 75
	1. 我が国の公的年金制度の創設
	~昭和 36 年の国民皆年金制度の実現まで・・・・・・・・・・・ 75
	2. 公的年金の拡充・・・・・・・・・・・ 79
	3. 昭和 60 年の改正 基礎年金制度の導入等85
	4. 平成元年の改正 完全自動物価スライドの導入等86
	5. 平成6年の改正 支給開始年齢の引上げ等・・・・・・・・・・・・・・・・・87

	6. 平成 12 年の改正 支給開始年齢の引上げ、給付水準適正化等・・・・・・89
第3	章 平成 16 年改正 · · · · · · · · · · · · · 93
1	保険料水準の固定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
	1. 厚生年金の保険料水準の法定化・・・・・・・・・・・・・・・・・94
	2. 国民年金の保険料水準の法定化・・・・・・・・・・・94
2	基礎年金国庫負担割合の引上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
3	マクロ経済スライドによる給付水準調整・・・・・・・・・・・・・・・・・99
	1. 本来の年金スライドの仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2. 給付水準調整期間中の年金のスライド(マクロ経済スライド)の仕組み・・103
	3. 給付水準の下限・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
	(補論)スウェーデンの年金制度(自動均衡装置について) ・・・・・・・・109
4	厚生年金、国民年金の財政方式・・・・・・・・・・・・・・・・・119
	1. 年金財政の基本的考え方・・・・・・・・・・・・119
	2. 保険料水準固定方式のもとでの財政検証・・・・・・・・・・・126
	(補論) アメリカの公的年金の財政方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	その他の改正項目 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	1. 女性と年金をめぐる課題・・・・・・・・132
	2. 高齢者の就業と年金をめぐる課題・・・・・・・・・・135
	3. 次世代育成支援の拡充・・・・・・・・・136
	4. 障害年金の改善・・・・・・・・・・・137
	5. 国民年金保険料の未納対策・・・・・・・・・・・・138
	6. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4:	章 年金財政の将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 141
1	公的年金の財政構造と将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・・ 142
	1. 基礎年金の財政構造と将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・142
	2. 厚生年金の財政構造と将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・144
	3. 国民年金の財政構造と将来推計・・・・・・・・・・・・148
2	財政再計算作業の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・150
	1. 基礎数(初期データ)及び基礎率の設定・・・・・・・・・・・150

	2.	経済前提の設定・・・・・・・150
	3.	被保険者数の将来推計・・・・・・・・153
	4.	給付水準調整を行わない場合の給付費等の将来推計・・・・・・・153
	5.	給付水準調整期間の将来推計及び給付水準の将来推計・・・・・・・154
3	基碛	陸数(初期データ)の設定・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
	1.	被保険者の初期データ・・・・・・・156
	2.	受給者の初期データ・・・・・・・160
4	経済	脊前提の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 162
	1.	設定の基本的考え方・・・・・・・162
	2.	物価上昇率の設定・・・・・・・・・162
	3.	実質賃金上昇率と実質運用利回りの設定・・・・・・・・162
	4.	長期の設定の詳細・・・・・・・・166
5	その)他の基礎率の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 171
	1.	厚生年金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	2.	国民年金 · · · · · · · · 183
6	被係	段となる。 () 日本 ()
	1.	将来推計人口 · · · · · · · · 196
	2.	労働力率の将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 200
	3.	被保険者数の将来推計の方法・・・・・・・・・・・・201
	4.	保険料水準の引上げの雇用・経済への影響 · · · · · · 205
	5.	被保険者数の将来見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	6.	基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通し・・・・・・・・・・208
	7.	被保険者の年齢構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・210
7	受給	合者数の将来推計及び給付水準を維持した場合の給付費の推計方法 213
	1.	給付費・受給者数の将来推計・・・・・・・213
	2.	受給者数の将来見通し・・・・・・・221
8	給付	†水準調整期間及び給付水準の将来推計······229
	1.	給付水準調整期間の将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・229
	2.	給付水準の将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・234
9	財政	対見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1.	基礎年金給付費、基礎年金拠出金、基礎年金交付金の見通し・・・・・・ 242

	2. 厚生年金の財政見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3. 国民年金の財政見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	4. 永久均衡方式の下での財政見通し
10	社会・経済状況が変動した場合の将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・254
	1. 少子化の動向が変動した場合・・・・・・・・・・・255
	2. 経済の動向が変動した場合・・・・・・・・・・・・264
	3. 少子化・経済の動向が変動した場合 … 269
	4. 社会・経済の動向が悪化した場合
	(給付水準の下限で給付水準調整を終了した場合) ・・・・・・・・・・ 274
第5章	章 その他のト ピックス · · · · · · · · · · · · · · · · · · 283
1	世代別の給付と負担の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・ 284
	1. 世代間の給付と負担の関係を見る上での背景 284
	2. 公的年金制度における給付と負担の倍率・・・・・・・・・・ 286
	3. 計算の前提及び計算方法・・・・・・・・・・288
	4. 時点の差の評価方法について・・・・・・ 290
2	給付と財源の内訳(バランスシート)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1. 厚生年金、国民年金の給付と財源の内訳・・・・・・・・・・ 292
	2. 積立方式の年金制度における給付と財源の考え方・・・・・・・・・ 299
	3. 賦課方式の年金制度における給付と財源の考え方・・・・・・・・・300
	(補論)前回年金改正時に示した「厚生年金の給付現価と財源構成」について・302
3	旧三公社共済組合統合に伴う支援額・・・・・・・・・・・・・・・・・・304
	1. 旧三公社共済組合統合の経緯・・・・・・・・・・・・304
	2. 支援制度の仕組み・・・・・・・・・304
	3. 今回の再計算結果・・・・・・・・・・・・・・・・308
第6章	章 年金数理計算基礎資料 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1	財政計算のスキーム及び計算式の概要・・・・・・・・・・・・・・・ 320
	1. 財政計算のスキームの全体像・・・・・・・・・・320
	2. 厚生年金の推計スキーム及び計算式の概要 · · · · · · · · 321
	3. 国民年金の推計スキーム及び計算式の概要・・・・・・・・・・350

2	厚生年金に関する基礎数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	364
3	国民年金に関する基礎数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	406
4	共済組合に関する基礎数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	430

第1章 平成16年財政再計算の概要

- 1 平成 16 年改正の概要
- 2 平成 16 年財政再計算の概要

平成 16 年改正の概要

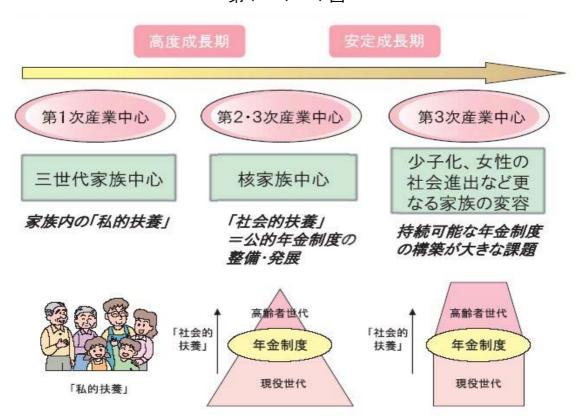
1. 我が国の公的年金の役割及び制度体系

(1)公的年金制度の意義

我が国の公的年金制度は、昭和 17 年に厚生年金保険制度の前身である労働者年金保険制度が創設され、昭和 36 年の国民年金制度(拠出制)の創設により国民皆年金が整い、その後、経済発展を反映した給付改善を行う中で、充実した制度に発展してきた。

年金制度がなかった時代、または未成熟であった時代は、高齢となった親の扶養は、家族内の「私的扶養」を中心として行われてきたが、我が国の産業構造が変化し、都市化、核家族化が進行してきた中で、従来のように私的扶養だけで親の生活を支えることは困難となり、社会全体で高齢者を支える「社会的扶養」が必要不可欠となってきた。公的年金制度は、こうした高齢者の「社会的扶養」を基本とした仕組みである。

第1-1-1図

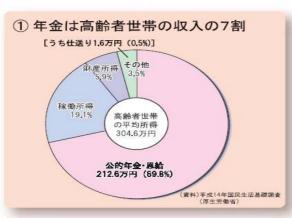


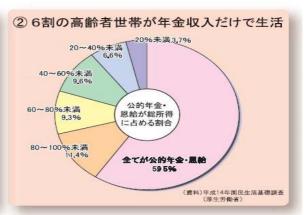
(2)公的年金制度の役割

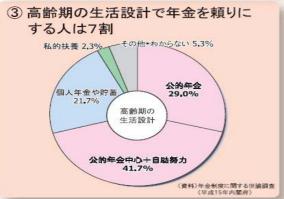
現在の高齢者の状況を見ると、高齢者世帯の収入の7割を公的年金・恩給が占めており、6割の高齢者世帯では、収入の全てが公的年金・恩給となっている。また、現役世代の7割は、高齢期の生活設計について公的年金を中心に考えている。

このように、公的年金制度は、高齢期の生活のかなりの部分を支えるものとして、極めて重要な役割を果たしており、現役世代にとっても、公的年金によって、親の経済的な生活の心配をすることなく安心して暮らすことができるようになっている。

第1-1-2図





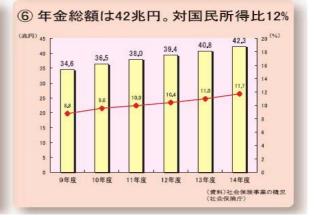




- 家計消費の2割が年金の地域も(対県民所得比上位7県)都道府県名
(高齢化率)
山口県(22.9%)対県民
所得比
下得比
支出比
12.6%対家計最終消費
支出比
20.3%島根県(25.5%)12.6%18.5%

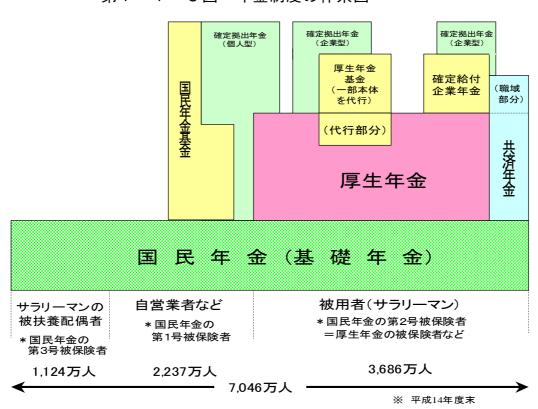
⑤ 地域経済を支える役割

所得比	支出比
12.6%	20.3%
12.6%	18.5%
11.9%	19.0%
11.8%	15.9%
11.8%	18.6%
11.7%	18.1%
11.5%	17.9%
	12.6% 12.6% 11.9% 11.8% 11.8%



(3)制度体系

我が国の年金制度は、全国民共通の基礎年金があり、被用者については、報酬 比例の年金が上乗せされ、さらに個人や企業の選択で、企業年金などの私的年金 に加入できる仕組みとなっている。



第1-1-3図 年金制度の体系図

2. 平成 12 年改正で残された課題

公的年金制度は、少なくとも5年に一度、財政再計算が行われ、その際、必要な見直しが行われてきた。

前回の平成 11 年財政再計算の際は、支給開始年齢の段階的引上げや給付水準の適正化等の改正が行われた(平成 12 年改正)。この改正では、基礎年金の国庫負担割合を 2 分の 1 に引き上げることを前提として厚生年金の保険料率を年収の20%程度にまで段階的に引き上げることによって、年金財政の均衡が維持できるという見通しとなったところであるが、

- ① 基礎年金国庫負担割合の引上げ
- ② 凍結された保険料(率)の引上げの再開が大きな課題として残された。

また、サラリーマンの夫に扶養される妻(配偶者)には個別に保険料の負担を求めず、第2号被保険者全体でその費用を分担するといった、いわゆる第3号被保険者制度の問題に代表される女性と年金の問題についても、今後の検討課題とされた。

3. 年金制度を取り巻く社会経済状況

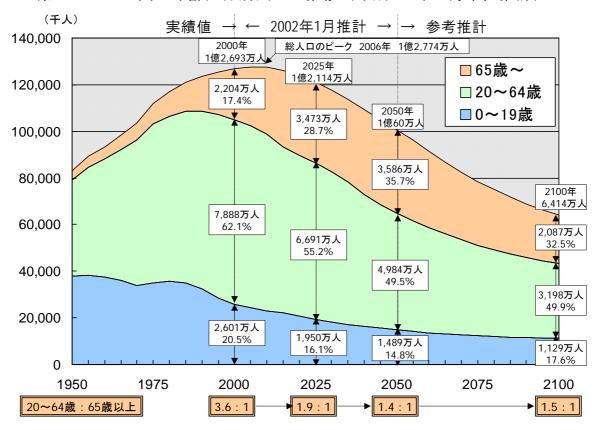
我が国の公的年金制度は、高齢世代の年金の支給に要する費用をそのときの現役世代の負担により賄う、世代間扶養の賦課方式を基本としつつ、一定の積立金を保有し活用することにより、将来世代の負担を緩和する財政方式としている。

この世代間扶養を基本とする仕組みのもとでは、少子高齢化が進行すれば、高齢者の増加により年金給付が増加するのに対し、少子化により年金の支え手となる現役世代は減少することから、一定の年金水準を確保するためには、負担の増加は避けられないものとなる。

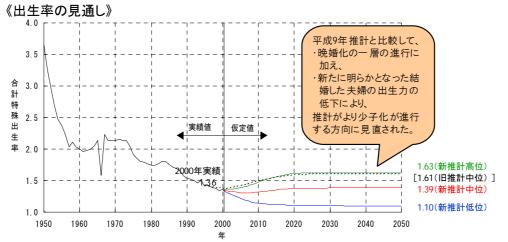
したがって、将来の年金の給付と負担を考えるにあたり、将来の少子高齢化の 進行がどのようになり、人口構成がどのようになるかということが大きな影響を 与えることになる。

平成11年財政再計算においては、平成9年1月の将来推計人口の中位推計をベースとしているが、少子高齢化の進展はそれまでの予想を超えて進行しており、平成14年1月に公表された将来推計人口においては、将来の少子化、高齢化の見通しが大きく見直された。

第1-1-4図 年齢区分別人口の推移(平成14年1月中位推計)



第1-1-5図 出生率及び平均寿命の見通し(平成14年1月推計)



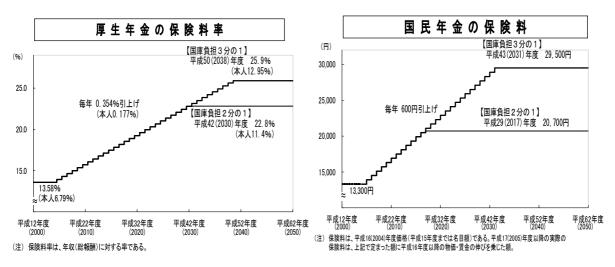
(注) 2050年以降の参考推計(2050~2100年)では、出生率は2150年に向けて人口置換水準(合計特殊出生率で2.07前後)に 回帰すると仮定している。

《長寿化の見通し》

平均寿命	2000年時点	前回(97年)推計に おける2050年時点 (中位推計)	今回(02年)推計に おける2050年時点 (中位推計)
男	77.64年	79.43年	→ 80.95年
女	84.62年		89.22年

この新しい将来推計人口に基づき、年金財政の将来見通しを作成したところ、 平成 16 年改正前の給付水準及び基礎年金国庫負担割合(3 分の 1)を維持すれば、 厚生年金の保険料率は年収の 25.9%まで、国民年金の保険料は月額 29,500 円(平成 16 年度価格)まで引き上げることが必要と見込まれた。

第1-1-6図 現行の給付水準を維持した場合(給付水準維持)の 最終保険料(率)



また、仮に給付水準及び基礎年金国庫負担割合(3分の1)を維持しつつ、保険料水準を引き上げなかった場合には、厚生年金の積立金は平成33(2021)年度、国民年金の積立金は平成29(2017)年度にそれぞれ枯渇し、その後は財源不足状態に陥り年金の支給に支障が生じるという見通しとなった。

4. 平成 16 年改正における給付と負担の見直しの概要

公的年金制度は、少なくとも5年に一度、財政再計算を行うこととされており、 財政再計算に併せて所要の改正を行ってきた。この仕組みの下、少子高齢化が想 定を越えたペースで進行する見通しとなってきたため、財政再計算の度に給付と 負担の関係の見直しが必要となった。また、保険料負担については、段階的に保 険料を引き上げる段階保険料方式がとられてきたが、将来の保険料(率)の引上 げについては見通しを示すにとどまり、法律上は当面5年間の負担水準を定める のみであったことから、5年に一度の法改正は不可欠なものとなっていた。

そこで、平成16年改正では、給付と負担の見直しに当たっての基本的な考え方

を「社会経済と調和した持続可能な公的年金制度を構築し、公的年金制度に対する信頼を確保すること」とし、

- ・将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう配慮し、世代間・世代内 の公平の観点から、給付と負担の見直しを行う
- ・また、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない持続的な制度となるよう、人口、 社会経済の変動に柔軟に対応でき、安定して運営される仕組みとする
- ・あわせて、年金の負担や給付が社会全体に与える影響等も考慮し、社会経済 との調和に配慮する

こととした。

(1)保険料水準固定方式の導入

今回の給付と負担の見直しの大きなポイントは、最終的な保険料(率)の水準を法律で定め、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを組み込んだ、保険料水準固定方式の導入である。

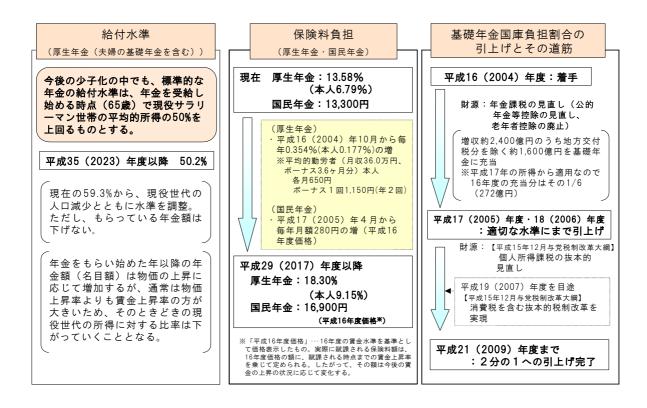
急速に進展する少子高齢化に対応するため、負担の上昇は避けられないが、若年層を中心として、負担がどこまでも上昇してしまうのではないかとの不安が大きいことから、将来にわたっての保険料水準を固定し、法律に明記することとした。

また、前回改正からの懸案であった基礎年金の国庫負担割合を 3 分の 1 から 2 分の 1 へ引き上げる件についても道筋をつけ、平成 16 年度から段階的な引上げに着手、遅くとも平成 21(2009) 年度までに 2 分の 1 に引き上げることを定めた。

さらに、給付と負担の均衡を図るにあたり、現在、既に生まれている者が年金の受給を終えるおおむね 100 年後までの期間を視野に入れることとし、年金積立金については、100 年後に支出の 1 年分に相当する額を残し、それまでの間に、その運用収入及び元本を活用する財政計画とした。

また、現在、公的年金を中心に生活をしている高齢者やもうすぐ年金受給が始まる者に配慮し、給付水準の自動調整にあたっては、名目額は引き下げず、賃金や物価が上昇するときに、支え手の減少と高齢者の平均余命の伸びを勘案して年金額の改定幅を抑えることにより、現役世代の手取り賃金に対する年金額の比率(「所得代替率」と称することとする。)を調整する仕組みとした。

第1-1-7図 平成16年年金制度改正における給付と負担の見直し



(2) 社会・経済変動に強い年金制度の構築

今後の給付と負担の見直しを最小限とするため、社会・経済変動に柔軟に対応 でき、将来にわたり持続可能な年金制度を構築する必要がある。

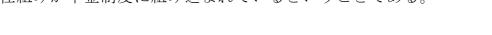
このような観点から、今回の年金改正では、給付水準の自動調整を制度に組み込むこととした。

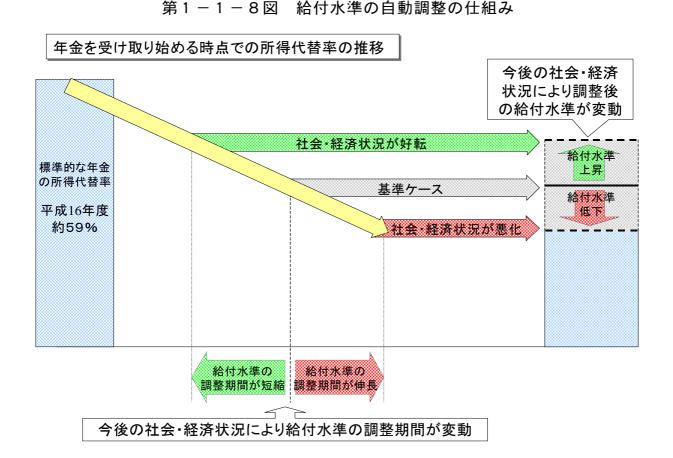
保険料水準と国庫負担を固定すると、年金給付は、この固定した財源の範囲で行うこととなるため、年金財政の均衡を図るため給付水準の調整が必要となるが、どこまで給付水準を調整すべきかについては、今後の社会・経済情勢がどのように推移するかにより変化することとなる。

そこで、今回の改正では、年金のスライド率を調整することにより給付水準を調整しつつ、今後、少なくとも5年に一度行う財政検証において社会・経済情勢の推移の実績等を反映させた将来の見通しを作成することとし、さらに、その検証時点で給付水準の調整を終了しても財政の均衡が保たれるかどうかを判定することにより給付水準調整の終了時期を決定することとした。この仕組みにより、給付水準が自動調整されることとなる。

今回の年金改正で基準としたケースでは、給付水準の調整は今後 20 年程度かけて行われる見込みとなっている。

なお、社会・経済状況が好転すれば、現時点での予定より、給付水準の調整を 早く終了し、高い給付水準を確保することができるが、逆に悪化した場合は、予 定より長く給付水準の調整を行う必要が生じ、給付水準は予定より低くなる。 すなわち、今後の社会・経済状況の変動により、給付水準が自動的に変動する 仕組みが年金制度に組み込まれているということである。





(3)給付水準の下限

今回の改正では、給付水準の自動調整の仕組みを取り入れたが、公的年金の役割を考えると、給付水準がどこまでも下がっていくことは問題であり、一定の給付水準を確保する必要がある。

今回の改正では、厚生年金について、夫が平均賃金で40年間働いたサラリーマンであり、妻が40年間専業主婦である場合における年金(以下、標準的な年金という。)の給付水準が、年金を受け取り始める時点(65歳)で、現役世代の平均手取り収入(ボーナス込み)の50%を上回るものと定めた。

年金を受け取り始める時点(65歳)における、年金額の現役世代の平均手取り収入額(ボーナス込み)に対する比率のことを所得代替率(詳細は第3章参照)ということとすると、現在(平成16年度)の厚生年金の標準的な年金の所得代替率は59%となっている。

厚生年金の標準的な年金の所得代替率は、現在59%であるが、自動調整により

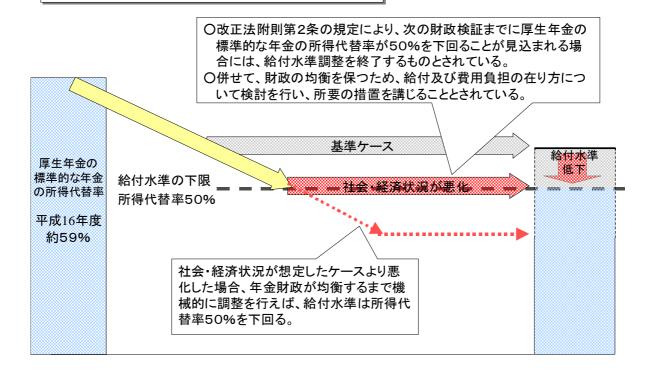
低下していくことになる。人口や経済の前提が基準的なケースでの推計では、平成 35(2023)年度に 50.2%となったところで調整を終了することとなり、それ以降、所得代替率 50%を確保し、平成 112(2100)年度までのおおむね 100年間における財政の均衡を確保できる見通しとなっている。

しかしながら、現時点での予想以上に少子化が進行するなど、社会・経済状況が年金財政にとって、現在の想定以上に悪化するような場合には、年金財政の均衡を保つよう給付水準調整を行い続けるとすると、所得代替率が50%を下回る見込みとなることもあり得る。

ただし、この場合は、少なくとも5年ごとに行われる財政検証において将来の年金財政の見通しを明らかにしつつ、給付水準の自動調整を続けていき、次回の財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ることとなる見込みとなった時点において、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとしている。また、併せて、給付と負担の在り方についての検討を行い、所要の措置を講ずるものとしている。

しかしながら、給付水準の調整により、所得代替率が50%に近づくのは、およそ20年後となる見込みであることから、仮に、現在の想定以上に社会・経済状況が悪化したとしても、給付と負担の在り方についての全体の見直しが行われるのは、およそ20年後となる。

第1-1-9図 給付水準の自動調整と給付水準の下限について 年金を受け取り始める時点での所得代替率の推移



(4)年金財政の均衡についての考え方 ~積立金の在り方

年金制度を運営していく上で、年金財政が均衡することは必要不可欠であり、 平成 16 年年金制度改正において導入された給付水準の自動調整も年金財政の均 衡を図るために行うものである。しかし、給付水準の自動調整を行うにあたり、

「年金財政の均衡」の意味するところについて明らかにする必要がある。ここで 重要となるのは、どの程度の期間を視野に入れて考えるべきかという問題である。

年金制度は一人ひとりにとって拠出の開始から受給が終わるまでの非常に長い期間にわたる制度であり、平均寿命まで生きる人で 20 歳からおよそ 60 年、100歳まで長生きする人では 80 年にわたり拠出と受給が関係する制度であることから、年金財政の均衡を考えるにあたっては、非常に長い期間を視野に入れて考える必要がある。

また、我が国のように、少子高齢化が急速に進行している状況では、年金制度の収入と支出の関係が大きく変化していくことからも、長期的な視点に立って年金財政の均衡を考えることが必要である。

長期的な視点に立った年金財政の均衡の考え方は、現時点で将来にわたる全ての期間を視野に入れ財政の均衡を考えるか(永久均衡方式)、現時点で視野に入れる期間を一定期間で区切って財政の均衡を考えるか(有限均衡方式)により大きく2つに分かれる。

【永久均衡方式】

永久均衡方式は、現時点で将来にわたる全ての期間を考慮に入れ財政の均衡を考える方式で、前回の平成11年財政再計算では、この方法で年金財政の均衡を図ることとしていた。この計算に当たっては、人口推計の推計期間を超えるような遠い将来については、一定の前提が未来永劫続くものとして、時間的に無限の将来まで考慮して年金財政が均衡するように計算を行うこととなる。

この方式は、公的年金制度は、将来にわたり永続する制度であるという考えの下、現時点で将来にわたる全ての期間を視野に入れるものであるが、遠い将来においては、現時点で予想できないようなことが起こることも否定できず、計算上、時間的に無限の将来まで考慮する必要性については議論のあるところである。

また、この方式では、我が国のように将来の高齢化率が高い見通しとなっている状況下では、将来にわたり運用収入を活用するため、巨額の積立金を保有する見通しとなる(第4章9の4.参照)が、そのような見通しの下で、給付水準の調整を行っていくことについて国民の理解が得られるかといった問題もある。

このようなことから、平成 16 年年金制度改正においては、次の有限均衡方式により財政運営を行うことが法律上明記された。

【有限均衡方式】

有限均衡方式は、現時点で視野に入れる有限の期間(財政均衡期間)をあらか じめ設定し、その財政均衡期間において年金財政の均衡を図る方式であり、財政 均衡期間の最後において支払い準備金程度の積立金を確保することとしている。 さらに今後、少なくとも5年ごとに行われる財政検証において、常に財政検証時 点からおおむね100年間の年金財政の均衡を図ることとしている。

財政均衡期間については、現在、既に生まれている世代が年金の受給を終えるまでのおおむね100年間と法律上明記されている。平成16年の財政再計算では、財政均衡期間は、平成112(2100)年度までの95年間、平成112(2100)年度の積立金の規模を支出の1年分として将来見通しを作成している。

第1-1-10図 給付と負担の均衡を図るための財政期間~積立金の在り方~

- 公的年金制度における給付と負担の均衡は、将来にわたって確保していく必要がある。
- 現時点で財政計算を行う際、将来にわたるすべての期間についての均衡を考えるか否かで、財政均衡を図るための期間について2つの方式が考えられる。

<将来にわたって均衡を考え積立金水準を維持する考え方-永久均衡方式->

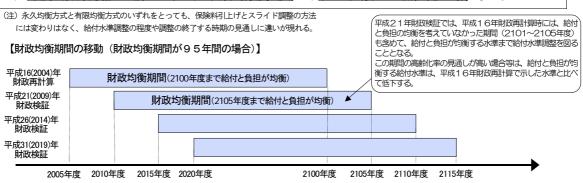
- 現時点での財政計算において均衡を図るべき期間は、将来にわたるすべての期間と考え、永久に給付と負担が均衡するよう考える方式。
- 将来の高齢化率が高い見通しとなっている下では、運用収入を活用するため、積立金水準は一定の水準を維持することが必要。

給付と負担の関係は永久に均衡

現在

<100年程度の長期の均衡を考え積立金水準を抑制する考え方―有限均衡方式―>

- 現時点での財政計算において<u>均衡を図るべき期間を、既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間(例えば95年間=2100年まで)</u>と考え、<u>その期間について、給付と負担の均衡を考える</u>方式。現在アメリカはこの方式をとっている。
- 財政均衡期間の最終年度において、支払準備金程度の保有(給付費の1年分程度)となるよう積立金水準の目標を設定。
- 定期的に行う財政検証ごと(例えば5年ごと)に、財政均衡期間を移動させ、常に一定の将来までの給付と負担の均衡を考える。



平成 16 年財政再計算の概要

1. 財政再計算の主な前提

財政再計算では、将来の保険料収入や年金給付費の見通しを作成するが、このためには、今後の社会・経済状況について一定の前提を置く必要がある。

平成16年財政再計算では、今後の人口及び経済の状況について、基準となる前提(基準ケース)の他に、複数の前提を置いている。基準ケースの主な前提は次のとおりである。

(1) 将来推計人口(少子高齢化の状況)の前提

国立社会保障・人口問題研究所が平成14年1月に発表した「日本の将来推計 人口」の中位推計を基準ケースとしている。

女:84.62年 → 89.22年

第1-2-1表 中位推計における合計特殊出生率及び平均寿命

(2) 労働力率の前提

1. $3.6 \rightarrow 1. 3.9$

将来の労働力率の前提は、平成14年7月に職業安定局が推計した「労働力率の見通し」を使用した。この推計の推計期間は平成37(2025)年までであるため、それ以降は平成37(2025)年の数値で一定としている。

第1-2-2表 労働力率の前提

	平成13(2001)年 平成37(2025)年 (実績)
男性60~64歳	$72.0\% \rightarrow 85.0\%$
女性30~34歳	$5.8.8\% \rightarrow 6.5.0\%$

(3)経済前提

① 物価上昇率

平成20(2008)年までは「改革と展望-2003年度改定(内閣府)」に準拠した。 平成21(2009)年以降は、消費者物価上昇率の過去20年(昭和58~平成14(1983~2002)年)平均が1.0%であること及び「改革と展望-2003年度改定」において平成16~20(2004~2008)年度平均の消費者物価上昇率が1.0%であることから、1.0%と設定した。

② 賃金上昇率、運用利回り

平成16(2004)~20(2008)年度は「改革と展望-2003年度改定」に準拠した。 平成21(2009)年度以降は、社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設 定した。この報告では、構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の 見込み(「平成13年度年次経済財政報告」(内閣府))に基づき、中長期的な 実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計している。

	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 以降 (2009)
物価上昇率	-0.3	-0.2	0. 5	1. 2	1. 5	1. 9	1.0
賃金上昇率 [実質]	0.0	0.6	1. 3 [0. 8]	2. 0 [0. 8]	2. 3 [0. 8]	2. 7 [0. 8]	2. 1 [1. 1]
運用利回り [実質(対賃金上昇率)]	0.8	0. 9 [0. 3]	1. 6 [0. 3]	2. 3 [0. 3]	2. 6 [0. 3]	3. 0 [0. 3]	3. 2 [1. 1]

第1-2-3表 平成16年財政再計算の経済前提

注:運用利回りは自主運用分の利回りの前提である。平成19年度までの 運用利回りは、これに財投預託分の運用利回り(平成14年度末の預 託実績より算出)を勘案した数値となる。

(4) その他の前提

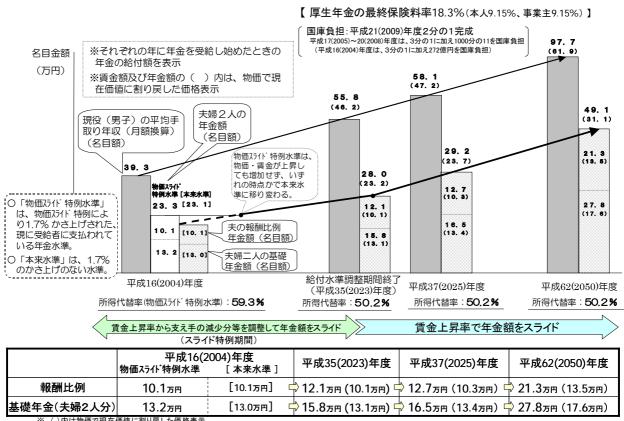
上記の前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提(障害年金の発生率等)が用いられている。これらの諸前提は、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データ等を基礎として設定している。

2. 給付水準の将来見通し

(1) 厚生年金における所得代替率の見通し

今後の社会・経済状況について基準ケースを前提とし、年金を受け取り始める時点(65歳)での厚生年金の標準的な年金の所得代替率(詳細は第3章を参照)と年金額の推移を表したのが第1-2-1図である。

第1-2-1図 保険料水準固定方式によるマクロ経済スライド -厚生年金(夫婦2人の基礎年金含む)-



※ ()内は物価で現在価値に割り戻した価格表示

平成 112(2100)年度までの期間を視野に入れた有限均衡方式で考えた場合、年金財政の均衡を図るためには、マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、平成 35(2023)年度まで適用されることとなる。その間、年金のスライドは、現役世代の賃金(可処分所得)の伸びより低く抑えられることとなるため、所得代替率は低下し、現在(平成 16 年度)の 59.3%から平成 35(2023)年度には 50.2%まで低下することとなる。マクロ経済スライドの終了後は、年金額のスライドは、新規裁定年金については賃金スライドに復帰するため、年金を受け取り始める時点(65歳)での所得代替率は、マクロ経済スライド終了時点の水準が維持されることと

なる。

なお、マクロ経済スライドはあくまでも賃金や物価が上昇するときに年金額の伸びを抑えるものであるため、その実施によって所得代替率は低下するものの、 名目年金額は増加する。

基準ケースでは、実質賃金上昇率を長期的に年 1.1%としているので、この程度の実質賃金上昇があれば、マクロ経済スライドによる給付水準調整が行われても、物価上昇率で現在価値に割り戻した年金額ではほぼ横ばいであり、おおむね現在の年金の購買力の水準を維持できることとなる。

(2) 社会・経済状況が変動した場合の厚生年金における所得代替率の見通し

平成 16 年改正では、保険料水準の上限を定め、固定された財源の範囲内で年金財政が均衡するまで給付水準を調整することとされたことから、社会・経済状況が変動すれば、給付水準の見通しも変動することとなる。

ただし、給付水準調整は、20~59歳の全ての国民に基本的に加入義務がある公的年金の被保険者数の減少率に、受給者の平均余命の伸びを勘案して設定した一定率(年 0.3%)を加えた率により調整が行われるため、この調整率は、今後 20年程度は少子化や経済状況の変動の影響を大きく受けない。20年後に 20歳になる者は既に生まれており、今後の出生率の動向に左右されないからである。したがって、社会・経済状況の変動の影響は、主にマクロ経済スライドの終了時期が変動し、このため最終的な給付水準が変動することにより現れることとなる。

平成16年財政再計算では、少子化の動向及び経済状況が変動した場合について、 最終的な給付水準等の見通しを示している。設定した前提は第1-2-4表のと おりである。

第1-2-4表 少子化及び経済状況が変動した場合の前提

① 少子化の動向の前提

	合計特殊出生率の前提(2050年)
少子化改善ケース	1. 52
基準ケース	1. 3 9
少子化進行ケース	1. 10

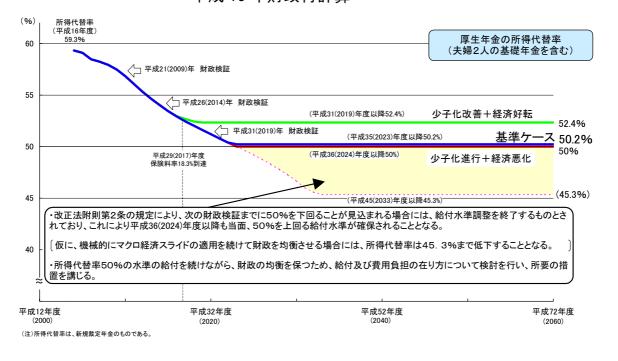
② 経済前提(平成 21(2009)年度~)

	賃金上昇率 [実質]	実質的な運用利回り [実質(対賃金上昇率)]
経済改善ケース	2. 5%[1. 5%]	3. 3%[0. 8%]
基準ケース	2. 1%[1. 1%]	3. 2%[1. 1%]
経済悪化ケース	1.8%[0.8%]	3. 1%[1. 3%]

第1-2-2図は、社会・経済状況が変動した場合の厚生年金の給付水準(年金を受け取り始める時点(65歳)での標準的な年金の所得代替率)の見通しである。

少子化の動向及び経済の動向がどちらも好転した場合は、マクロ経済スライドによる給付水準調整を、平成 31 (2019) 年度に終了し、所得代替率は 52.4%となる。少子化の動向及び経済の動向がどちらも悪化した場合、平成 35 (2024) 年度に所得代替率が 50%を下回った後もマクロ経済スライドによる給付水準調整を続けない限り、年金財政の均衡は確保されない見込みである。このような場合には、その直前の財政検証時において、マクロ経済スライドによる調整の終了その他の措置を講じるとともに、給付と負担の在り方について再検討を行い所要の措置を講じることとなっている。仮に、マクロ経済スライドの適用を続けて平成112 (2100) 年度において支出の1年分の積立金を確保することとすれば、マクロ経済スライドは平成45 (2033) 年度まで適用され、所得代替率は45.3%となる見通し

第1-2-2図 社会・経済状況が変動した場合の所得代替率の見通し - 平成 16 年財政再計算-



である。

3. 年金財政の将来見通し

社会・経済状況について基準的なケースにおける厚生年金、国民年金の収入、 支出及び積立金の見通しは、第1-2-5表、第1-2-6表のとおりである。

今後おおむね 100 年を視野に入れ、平成 112(2100)年度の積立金を支出の 1 年 分とする有限均衡方式としている。

収入から支出を控除した収支差引残をみると平成 17(2005)年度で厚生年金 3.6 兆円、国民年金 0.2 兆円のそれぞれ赤字となっているが、保険料水準を引き上げ、国庫負担も段階的に 2 分の 1 に引き上げることから、厚生年金は平成 22(2010)年度、国民年金は平成 21(2009)年度に赤字が解消する見通しである。

我が国は急速に少子高齢化が進行しているが、65歳以上の高齢者と現役世代 (20~64歳人口)の比率で高齢化率の進行をみると、団塊ジュニア世代が受給者 となる 2040年代以降、急速に高齢化が進み、超高齢社会が到来する見通しである。

このため、年金財政の観点からみると、高齢者への年金給付の規模に比べて現役世代の保険料収入の規模が小さくなる 2040 年代以降において、運用収入に加えて元本も取り崩すことにより、積立金財源を本格的に給付に充てる見通しとなっている。

第1-2-5表 厚生年金の財政見通し - 平成16年財政再計算-

最終保険料率18.3%

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2023年度
所得代替率(終了年度時点)	50.2%

年度	保険料率	収入合計			支出	合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(対総報酬)		保険料 収 入	運用収入		基礎年金 拠 出 金	差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円		兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18 (2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19 (2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20 (2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21 (2009)	15.704	36.1	24.5	4.9	36.5	12.6	-0.4	156.0	149.2	4.3
22 (2010)	16.058	37.6	25.5	4.9	37.5	13.0	0.0	156.0	145.3	4.2
27 (2015)	17.828	44.0	30.8	5.1	41.4	15.1	2.6	162.5	137.3	3.9
32 (2020)	18.30	49.2	34.8	5.8	43.3	16.5	5.9	186.3	141.8	4.2
37 (2025)	18.30	53.7	37.7	6.9	45.5	17.7	8.2	223.1	153.1	4.7
42 (2030)	18.30	58.2	40.0	8.3	49.5	19.4	8.7	266.6	164.9	5.2
52 (2040)	18.30	66.2	43.1	10.3	62.9	25.4	3.3	330.1	165.8	5.2
62 (2050)	18.30	73.5	47.2	10.6	74.8	31.4	-1.3	335.0	136.7	4.5
72 (2060)	18.30	80.6	52.8	9.9	82.9	35.5	-2.4	314.4	104.2	3.8
82 (2070)	18.30	87.0	58.4	9.0	90.8	39.3	-3.7	284.4	76.6	3.2
92 (2080)	18.30	94.2	65.0	7.6	99.6	43.4	-5.4	237.9	52.1	2.4
102 (2090)	18.30	103.6	73.9	5.7	109.8	48.0	-6.2	178.4	31.7	1.7
112 (2100)	18.30	115.1	84.8	3.7	121.5	53.3	-6.4	115.1	16.6	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

 賃金上昇率
 2.1 %

 物価上昇率
 1.0 %

 運用利回り
 3.2 %

可処分所得上昇率 2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。
- (注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第1-2-6表 国民年金の財政見通し - 平成16年財政再計算-

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額	収入合計	†		支出合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(16年度価格)		保険料収入	運用収入		差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18 (2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19 (2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20 (2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21 (2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22 (2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27 (2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.7	13.8	11.7	2.2
32 (2020)	16,900	7.3	3.4	0.6	6.4	0.9	17.9	13.6	2.6
37 (2025)	16,900	8.1	3.7	0.7	7.0	1.1	23.2	15.9	3.2
42 (2030)	16,900	9.2	4.0	0.9	8.0	1.2	29.2	18.1	3.5
52 (2040)	16,900	11.2	4.3	1.2	10.6	0.6	38.7	19.4	3.6
62 (2050)	16,900	13.1	4.7	1.3	13.0	0.1	42.0	17.2	3.2
72 (2060)	16,900	14.7	5.3	1.3	14.8	-0.1	41.9	13.9	2.8
82 (2070)	16,900	16.1	5.8	1.3	16.5	-0.3	39.7	10.7	2.4
92 (2080)	16,900	17.7	6.5	1.1	18.2	-0.5	35.2	7.7	2.0
102 (2090)	16,900	19.5	7.5	0.9	20.2	-0.7	29.0	5.2	1.5
112 (2100)	16,900	21.6	8.6	0.7	22.4	-0.8	21.6	3.1	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 2.1 % 物価上昇率 1.0 % 運用利回り 3.2 %

可処分所得上昇率 2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

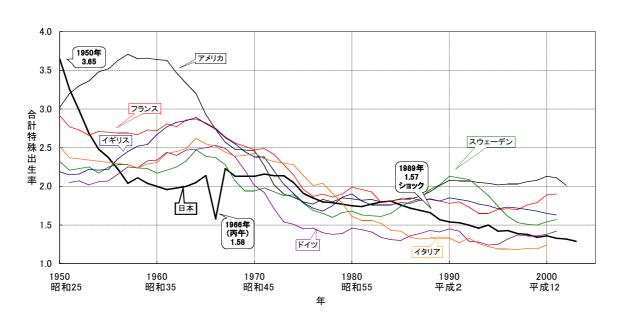
第2章 平成16年改正に至る経緯

- 1 年金制度を取り巻く社会・経済状況の推移と現状
- 2 厚生年金、国民年金の財政の推移と現状
- 3 これまでの制度改正と財政再計算

年金制度を取り巻く社会・経済状況の推移と現状

1. 少子高齢化の推移と現状

我が国の合計特殊出生率(その年の年齢別出生率で1人の女性が子どもを生んだとした場合に、一生の間に生むこととなる子どもの数)は、終戦後の昭和25(1950)年には3.65と非常に高い水準であった。その後急激に低下したものの、昭和30(1955)年代以後、丙午(ひのえうま)という特殊事情の影響により1.58となった昭和41(1966)年以外は、人口を維持する程度の水準前後でしばらく推移していた。しかし、昭和50(1975)年における1.91以降、多少の上下変動はあるものの再び低下傾向を示し、平成元(1989)年には、ついに丙午(ひのえうま)の年の1.58を下回り、「1.57ショック」と呼ばれた。その後も低下傾向のまま推移し、平成15(2003)年には1.29と人口を維持するのに必要な水準を大きく下回っている。欧米主要先進国と比較してみると、アメリカは概ね人口を維持できる水準を保っており、イギリスやフランス等も1.5を上回る水準で推移している。我が国と並んでイタリアやドイツも国際的には最も低い水準にあるものの、これらの国は低下しつづけている我が国とは異なり、近年は下げ止まりつつある。(第2-1-1図)



第2-1-1図 合計特殊出生率の各国別推移

一方、我が国の平均寿命をみると、昭和40(1965)年には男67.74年、女72.92年であったが、その後急速に上昇した。近年では、終戦後より上昇速度は遅くなったものの、上昇傾向は依然として続いており、平成15(2003)年には男で78.36年、女で85.33年となっている。諸外国と比較してみると、急速に世界有数の長寿国になったといえる。(第2-1-2図)

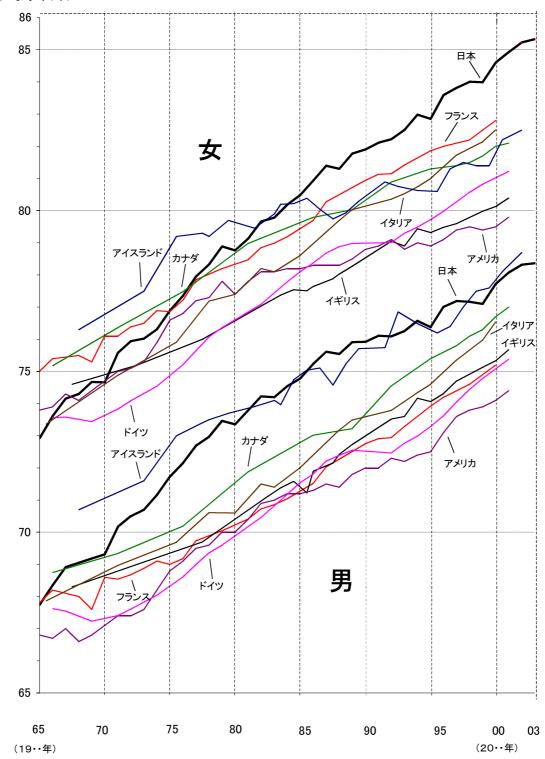
平成14(2002)年に公表された将来推計人口(中位推計)によると、平成62(2050)年の合計特殊出生率は人口を維持するのに必要な水準を大きく下回る1.39であり、平均寿命は男80.95年、女89.22年まで伸びると見込まれている。

結果として、今後も我が国では少子高齢化が欧米主要先進国の中でも例をみないほど急速に進行すると見込まれる。高齢化率(総人口に占める65歳以上人口割合)を欧米主要先進国と比べてみると、欧米主要先進国以上の速さで急速に上昇してきた我が国の高齢化の水準は、今後も欧米主要先進国の水準を大きく超え、平成62(2050)年にはイタリアと並ぶ30%台後半という高水準にまで到達すると見込まれている。(第2-1-3図)

また、現役世代が何人で老人1人を支えているかを示す指標である、20歳~64歳人口の65歳以上人口に対する比率は、昭和25(1950)年には10人で1人を支えていたが、平成12(2000)年には3.6人で1人を支える状態となっており、今後平成62(2050)年度には1.4人で1人を支えることになるものと見込まれているなど、世代間扶養の仕組みである年金制度にとっては、極めて厳しい状況となっている。(第2-1-4図)

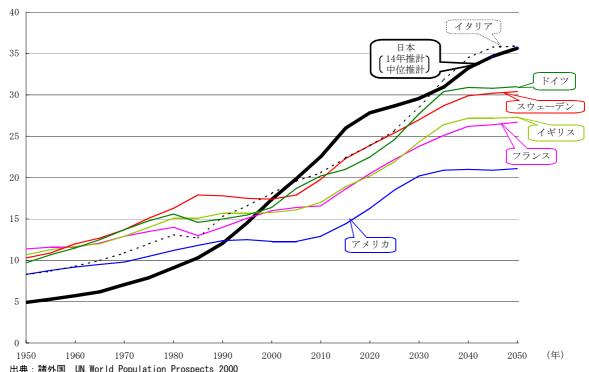
第2-1-2図 諸外国の平均寿命の年次推移

平均寿命(年)

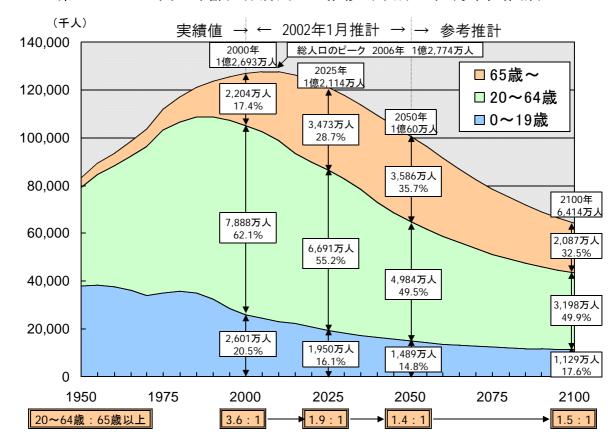


資料: U.N. Demographic Yearbook 等注: 1990年以前のドイツは、旧西ドイツの数値である。

第2-1-3図 主要先進国の65歳以上人口割合:1950~2050年



出典:諸外国 UN, World Population Prospects 2000 日本 総務省統計局「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」



第2-1-4図 年齢区分別人口の推移(平成14年1月中位推計)

2. 女性、高齢者の社会進出の推移と現状

わが国の女性の労働力率は増加しており、例えば30~34歳では、昭和50(1975)年の43.9%以降増加し続け、平成15(2003)年には60.3%となっている。(第2-1-1表)

一方、高齢者は昨今の不景気の影響で労働力率が伸び悩んでいる。例えば60~64歳男性の労働力率は、昭和63(1988)年の71.1%以降平成5(1993)年の75.6%まで増加したが、その後は減少し平成15(2003)年には71.2%となっている。(第2-1-2表)

第2-1-1表 女性の労働力率

年次	Year	総数	15~19歳	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65歳以上		
														65~69	70歳以上
昭和43年	1968	50.7	38. 2	70.0	48. 0	49. 6	58. 4	64. 3	63. 4	58. 0	49. 6	39. 0	19. 0	28. 3	12. 6
44	1969	50. 1	35. 1	70.0	47.0	49.0	57. 6	64. 0	62. 9	57. 7	49. 4	39. 2	18. 5	28. 2	12. 1
45	1970	49.9	33.6	70.6	45. 5	48. 2	57. 5	62. 8	63.0	58. 8	48. 7	39. 1	17. 9	27.8	11.6
46	1971	48.8	31.7	69. 2	43.3	46. 1	55. 9	62. 2	61. 7	57. 8	50. 2	38. 5	16. 7	26. 4	10.8
47	1972	47.7	28. 5	67. 5	42.9	45. 8	55. 4	62. 0	62. 5	57. 5	49. 2	37. 7	15. 5	25. 6	9. 9
48	1973	48. 2	28. 0	67.3	44. 4	46. 9	56. 1	62. 2	62. 7	58. 7	50. 4	38. 4	16. 7	27. 0	10. 5
49	1974	46.5	23. 9	65. 9	43.3	44. 9	54. 7	60.6	62. 4	57. 5	49.0	37. 8	15. 7	25. 7	9. 7
50	1975	45.7	21.7	66. 2	42.6	43. 9	54. 0	59. 9	61.5	57. 8	48. 8	38. 0	15. 3	24. 7	9. 3
51	1976	45.8	19. 1	66.4	44. 3	44. 4	54. 3	60. 3	61.4	58. 1	49. 6	37. 4	15. 2	25. 5	9. 0
52	1977	46.6	19.8	67. 6	46.0	46. 2	55. 5	62. 1	62. 2	58. 5	49.8	38. 2	15. 3	25. 5	9. 2
53	1978	47. 4	20. 2	68.3	46.6	47. 6	57. 2	62. 9	63. 9	59. 0	51.0	38. 4	15. 8	25.8	9.5
54	1979	47. 6	18.6	69. 9	48. 2	47. 5	58. 2	63.8	64. 1	59. 1	50. 7	38. 8	15. 6	26. 1	9.6
55	1980	47. 6	18. 5	70.0	49. 2	48. 2	58. 0	64. 1	64. 4	59. 3	50. 5	38. 8	15. 5	25.8	9.6
56	1981	47.7	18. 0	70.3	50.0	48. 9	58. 8	64. 6	64. 8	58. 8	50. 0	38. 5	15. 6	26. 1	9.5
57	1982	48. 0	17. 2	71. 1	51.0	49. 5	59. 7	65. 7	65. 9	59. 4	50. 3	38. 6	16. 0	26.6	10.0
58	1983	49.0	18. 7	72. 1	52.8	50. 4	60. 3	67. 6	66. 9	60. 6	51. 5	39. 6	16. 1	27. 4	10.3
59	1984	48. 9	18. 5	72. 4	53. 9	50. 6	59. 6	68. 1	67. 1	61. 0	50. 9	38. 0	15. 9	27. 0	10. 2
60	1985	48. 7	16. 6	71.9	54. 1	50. 6	60. 0	67. 9	68. 1	61. 0	51.0	38. 5	15. 5	26.8	10.0
61	1986	48. 6	17. 2	73.8	54. 5	50. 0	61.0	68. 8	68. 1	61. 7	49. 9	38. 6	15. 2	26. 3	9.8
62	1987	48. 6	16. 6	73.6	56. 9	50. 5	61.3	68. 4	68. 4	61.8	50. 8	38. 5	15. 4	26. 5	10.1
_ 63 _	1988	48. 9	16.5	73. 7	58. 2	50. 9	61.3	68. 1	69. 3	63. 3	50. 9	38. 6	15. 7	26. 5	10.3
平成元年	1989	49.5	17. 3	74. 3	59.6	51. 1	62. 4	68. 8	70. 7	64. 2	52. 2	39. 2	15. 8	26. 7	10.3
2	1990	50. 1	17. 8	75. 1	61.4	51. 7	62. 6	69. 6	71. 7	65. 5	53. 9	39. 5	16. 2	27. 6	10.4
3	1991	50. 7	17. 8	75. 6	63. 2	52. 9	62. 1	70. 4	72. 1	66. 5	55. 5	40. 7	16. 6	28. 7	10.6
4	1992	50.7	17. 6	75. 6	64. 0	52. 7	62. 4	70. 5	72. 0	67. 6	55. 6	40. 7	16. 7	29. 3	10. 7
5	1993	50.3	17. 4	74.5	64. 3	52. 7	61.7	70. 3	71. 9	66. 9	56. 4	40. 1	16.0	28. 0	10.1
6	1994	50. 2	17.0	74. 2	65.3	53. 5	61.6	69.8	71. 2	67. 4	56. 4	39. 4	15. 9	27. 5	10.4
/	1995	50.0	16.0	74. 1	66.4	53. 7	60. 5	69. 5	71. 3	67. 1	57. 0	39. 7	15.6	27. 2	10.3
8	1996	50.0	16.3	73.8	67. 9	54. 8	60.8	69. 5	71.6	66. 9	58. 1	39. 0	15. 4	27. 0	10.1
9	1997	50.4	16.8	73.4	68. 2	56. 2	62. 3	70. 9	72. 2	67. 9	58. 7	39. 8	15. 4	27. 2	10. 2
10	1998	50.1	17.3	73.4	69. 2	55. 8	62. 2	70. 2	72. 4	67. 8	59. 1	40. 1	15. 2	26. 5	10.4
11 12	1999 2000	49. 6 49. 3	16. 8 16. 6	72. 4 72. 7	69. 7 69. 9	56. 7 57. 1	61. 5 61. 4	69. 5 69. 3	71. 8 71. 8	67. 9 68. 2	58. 7 58. 7	39. 7 39. 5	14. 9 14. 4	26. 2 25. 4	10. 1 9. 8
13	2000	49. 3	17. 5	72. 7 72. 0	71. 1		62. 3	70. 1	71. 8 72. 7	68. 2	58. <i>1</i> 58. 4	39. 5	14. 4		9.8
14	2001	49. Z 48. 5		72. 0 70. 1	71. 1	58. 8	61.8	70. 1 70. 5		68. Z 67. 7	58. 4 58. 1	39. 5		24. 4	9.4
15	2002	48. 3	16. 7 16. 6	70. 1 69. 4	71.8	60. 3 60. 3	63. 1	70. 5 70. 3	72. 4 72. 5	67. <i>1</i> 68. 1	58. I 58. 9	39. Z 39. 4	13. 2 13. 0	24. 0 23. 8	9. U 8. 8
10	2003	48. 3	10.0	09.4	13.4	υU. 3	U3. I	10.3	12. 5	υδ. I	ეგ. 9	ა9. 4	13.0	23. 8	8.8

[資料] 総務庁(省) 統計局「労働力調査報告」 (注) 本表の数値は年内月平均値である。 (労働カ人ロ÷15歳以上人口) ×100

第2-1-2表 男性の労働力率

日本日本日本 1968 82.1 37.0 82.3 97.5 97.9 97.8 97.7 97.2 96.2 91.1 82.0 82.3 82.1 1970 81.8 31.4 80.7 97.1 97.8 97.8 97.7 97.2 96.2 91.7 82.0 82.1 82.1 82.1 82.2 83.5 83.3 83.5 83.3 83.5 83.3 83.5 83.3 83.5 83.3 83.5 83.			
44 1969 81.9 33.8 80.5 97.3 97.6 97.8 97.7 97.2 96.2 91.7 82.0 45 1970 81.8 31.4 80.7 97.1 97.8 97.8 97.8 97.8 97.2 96.3 92.2 81.4 47 1972 82.1 27.4 81.2 97.3 97.9 97.9 97.6 97.5 95.9 92.2 81.4 47 1972 82.1 27.4 81.2 97.3 97.9 97.9 97.6 97.5 95.9 92.2 81.4 49 1974 81.8 23.6 77.9 97.2 98.3 98.1 98.0 97.2 95.9 92.2 81.1 49 1974 81.8 23.6 77.9 97.2 98.3 98.1 98.0 97.2 95.9 92.1 80.2 50 1975 81.4 20.5 76.5 97.2 98.1 98.1 97.6 96.7 96.2 92.2 79.4 51 1976 81.2 19.1 75.1 97.5 98.0 98.1 97.6 96.7 96.2 92.2 79.4 51 1976 81.2 19.1 75.1 97.5 98.0 98.1 97.6 96.7 96.2 92.2 79.4 51 1978 80.6 18.3 72.6 97.3 98.2 97.5 97.6 97.4 96.8 96.8 91.3 80.0 52 1977 80.6 18.3 72.6 97.3 98.2 97.5 97.6 97.4 96.4 90.6 78.5 53 1978 80.3 18.1 71.6 96.2 97.7 98.0 97.6 97.2 95.7 90.9 78.4 54 1979 80.2 18.0 70.1 96.3 97.8 98.1 98.1 97.4 96.4 90.6 78.5 55 1980 79.8 17.4 69.6 96.3 97.8 98.1 98.1 97.4 97.2 95.6 91.9 77.1 55 1980 79.8 17.4 69.6 96.3 97.6 97.6 97.6 97.2 95.7 90.9 77.4 55 1980 79.8 17.4 70.3 96.3 97.6 97.6 97.6 97.1 95.6 96.0 91.2 77.8 56 1981 79.8 17.4 70.3 96.3 97.7 97.7 97.4 97.1 95.7 91.1 76.0 58 1983 79.4 19.1 71.0 96.5 97.5 97.9 97.5 97.1 95.8 91.3 74.9 55 1983 79.4 19.1 71.0 96.5 97.5 97.9 97.5 97.1 95.8 91.3 74.9 55 1984 78.8 18.2 71.0 96.5 97.5 97.9 97.5 97.6 97.1 95.6 90.5 73.8 56 1985 78.1 17.3 70.1 95.7 97.2 97.6 97.2 96.8 95.4 90.3 72.5		65~69	70歳以上
45 1970 81.8 31.4 80.7 97.1 97.8 97.8 97.5 97.0 95.8 91.2 81.5 46 1971 82.2 30.7 81.3 97.9 98.1 97.8 97.5 97.0 95.8 91.2 81.4 47 1972 82.1 27.4 81.2 97.3 97.9 97.9 97.6 97.5 95.9 92.2 80.4 48 1973 82.1 25.2 79.9 97.7 98.4 98.1 98.0 97.0 96.5 92.2 81.1 49 1974 81.8 23.6 77.9 97.2 98.3 98.1 98.0 97.0 96.5 92.2 81.1 49 1974 81.8 23.6 77.9 97.2 98.3 98.1 98.0 97.2 95.9 92.1 80.2 50 1975 81.4 20.5 76.5 97.2 98.1 98.1 97.6 96.7 96.2 92.2 79.4 51 1976 81.2 19.1 75.1 97.5 98.0 98.1 97.4 96.8 96.8 91.3 80.0 52 1977 80.6 18.3 72.6 97.3 98.2 98.7 5 97.6 97.4 96.8 96.8 91.3 80.0 52 1977 80.6 18.3 72.6 97.3 98.2 97.5 97.6 97.4 96.8 96.8 91.3 80.0 52 1977 80.6 18.3 72.6 97.3 98.2 97.5 97.6 97.4 96.4 90.6 78.5 53 1978 80.3 18.1 71.6 96.2 97.7 98.0 97.6 97.4 96.4 90.6 78.5 54 1979 80.2 18.0 70.1 96.3 97.8 98.1 98.1 97.1 97.2 95.7 90.9 78.4 54 1979 80.2 18.0 70.1 96.3 97.8 98.1 98.1 97.1 97.2 95.6 91.9 77.1 55 1980 79.8 17.4 69.6 96.3 97.6 97.6 97.6 97.6 96.5 96.0 91.2 77.8 56 1981 79.8 17.4 69.6 96.3 97.6 97.6 97.6 97.6 96.5 96.0 91.2 77.8 56 1981 79.8 17.4 70.3 96.3 97.6 97.5 97.0 97.7 97.1 95.7 91.1 76.0 57 1982 79.5 18.1 70.2 96.4 97.5 97.9 97.7 97.4 97.1 95.6 91.1 76.5 57 1982 79.5 18.1 70.2 96.4 97.5 97.5 97.9 97.7 97.1 95.7 91.1 76.0 58 1983 79.4 19.1 71.0 96.5 97.5 97.9 97.5 97.1 95.8 91.3 74.9 59.1 98.4 78.8 18.2 71.0 96.5 97.5 97.9 97.2 96.8 95.4 90.3 72.5 60 1985 78.1 17.3 70.1 95.7 97.2 97.8 97.0 97.2 96.8 95.4 90.3 72.5		67. 6	39. 0
46 1971 82.2 30.7 81.3 97.9 98.1 97.8 97.8 97.2 96.3 92.2 81.4 47 1972 82.1 27.4 81.2 97.3 97.9 97.9 97.9 97.6 97.5 95.9 92.2 80.4 48 1973 82.1 25.2 79.9 97.7 98.4 98.1 98.0 97.0 96.5 92.2 81.1 49 1974 81.8 23.6 77.9 97.2 98.3 98.1 98.0 97.2 95.9 92.1 80.2 50 1975 81.4 20.5 76.5 97.2 98.1 98.1 98.0 97.2 95.9 92.1 80.2 50 1975 81.4 20.5 76.5 97.2 98.1 98.1 97.6 96.7 96.2 92.2 79.4 51 1976 81.2 19.1 75.1 97.5 98.0 98.1 97.4 96.8 96.8 91.3 80.0 52 1977 80.6 18.3 72.6 97.3 98.2 97.5 97.6 97.6 97.4 96.4 90.6 78.5 53 1978 80.3 18.1 71.6 96.2 97.7 98.0 97.6 97.6 97.4 96.4 90.6 78.5 53 1978 80.3 18.1 71.6 96.2 97.7 98.0 97.6 97.6 97.4 96.4 90.6 78.5 54 1979 80.2 18.0 70.1 96.3 97.8 98.1 98.1 99.1 97.4 96.8 96.8 91.9 77.1 55 1980 79.8 17.4 69.6 96.3 97.8 98.1 98.1 97.4 97.2 95.6 91.9 77.1 55 1980 79.8 17.4 69.6 96.3 97.6 97.6 97.6 97.6 96.5 96.0 91.2 77.8 56 1981 79.8 17.4 70.3 96.3 97.7 97.7 97.4 97.1 95.6 91.1 76.5 57 1982 79.5 18.1 70.2 96.4 97.5 98.0 97.7 97.4 97.1 95.7 91.1 76.0 58 1983 79.4 19.1 71.0 96.5 97.5 97.9 97.7 97.1 95.7 97.1 95.8 91.3 74.9 59 1984 78.8 18.2 71.0 96.2 97.3 97.8 97.6 97.6 97.1 95.6 90.5 73.8 60 1985 78.1 17.3 70.1 95.7 97.2 97.6 97.2 96.8 95.4 90.3 72.5	51. 3	68. 3	37. 6
47 1972 82.1 27.4 81.2 97.3 97.9 97.9 97.6 97.5 95.9 92.2 80.4 48 1973 82.1 25.2 79.9 97.7 98.4 98.1 98.0 97.0 96.5 92.2 81.1 80.2 50 1975 81.4 20.5 76.5 97.2 98.3 98.1 98.0 97.2 95.9 92.1 80.2 50 1975 81.4 20.5 76.5 97.2 98.1 98.1 97.6 96.7 96.2 92.2 79.4 51 1976 81.2 19.1 75.1 97.5 98.0 98.1 97.4 96.8 96.8 91.3 80.0 52 1977 80.6 18.3 72.6 97.3 98.2 97.5 97.6 97.4 96.4 90.6 78.5 53 1978 80.3 18.1 71.6 96.2 97.7 98.0 97.6 97.6 97.2 95.7 90.9 78.4 54 1979 80.2 18.0 70.1 96.3 97.8 98.1 98.1 97.2 95.6 91.9 77.1 55 1980 79.8 17.4 69.6 96.3 97.6 97.6 97.2 95.6 91.9 77.1 55 1980 79.8 17.4 60.6 96.3 97.6 97.6 97.6 97.9 96.5 96.0 91.2 77.8 55 1980 79.8 17.4 70.3 96.3 97.6 97.6 97.4 97.1 95.6 90.1 77.5 57 1982 79.5 18.1 70.2 96.4 97.5 98.0 97.7 97.4 97.1 95.6 91.1 76.5 57 1982 79.5 18.1 70.2 96.4 97.5 98.0 97.7 97.4 97.1 95.7 91.1 76.0 58 1983 79.4 19.1 71.0 96.5 97.5 97.9 97.7 97.1 95.7 91.1 76.0 58 1983 79.4 19.1 71.0 96.5 97.5 97.9 97.5 97.1 95.6 90.1 74.8 60 1985 78.1 17.3 70.1 95.7 97.2 97.6 97.2 96.8 95.4 90.3 72.5		66. 2	36. 5
48 1973 82.1 25.2 79.9 97.7 98.4 98.1 98.0 97.0 96.5 92.2 81.1 49 1974 81.8 23.6 77.9 97.2 98.3 98.1 98.0 97.0 96.5 92.2 81.1 80.2 50 1975 81.4 20.5 76.5 97.2 98.1 98.1 97.6 96.7 96.2 92.2 79.4 51 1976 81.2 19.1 75.1 97.5 98.0 98.1 97.4 96.8 96.8 96.8 91.3 80.0 52 1977 80.6 18.3 72.6 97.3 98.2 97.5 97.6 97.4 96.4 90.6 78.5 53 1978 80.3 18.1 71.6 96.2 97.7 98.0 97.6 97.2 95.7 90.9 78.4 54 1979 80.2 18.0 70.1 96.3 97.8 98.1 98.1 97.2 95.6 91.9 77.1 55 1980 79.8 17.4 69.6 96.3 97.8 98.1 98.1 97.2 95.6 91.9 77.1 55 1980 79.8 17.4 69.6 96.3 97.8 98.1 98.1 97.2 95.6 91.9 77.1 55 1980 79.8 17.4 69.6 96.3 97.7 97.7 97.4 97.1 95.6 91.9 77.1 76.5 1981 79.8 17.4 70.3 96.3 97.7 97.7 97.4 97.1 95.6 91.1 76.5 57 1982 79.5 18.1 70.2 96.4 97.5 98.0 97.7 97.4 97.1 95.6 91.1 76.5 58 1983 79.4 19.1 71.0 96.5 97.5 97.9 97.9 97.5 97.1 95.8 91.3 74.9 59 1984 78.8 18.2 71.0 96.5 97.5 97.9 97.8 97.6 97.6 97.6 97.5 90.8 95.4 90.3 72.5 60 1985 78.1 17.3 70.1 95.7 97.2 96.8 95.4 90.3 72.5	48. 0	66.4	34. 2
49 1974 81.8 23.6 77.9 97.2 98.3 98.1 98.0 97.2 95.9 92.1 80.2 50 1976 81.4 20.5 76.5 97.2 98.1 98.1 97.4 96.2 92.2 79.4 51 1976 81.2 19.1 75.1 97.5 98.0 98.1 97.4 96.8 96.8 91.3 80.0 52 1977 80.6 18.3 72.6 97.3 98.2 97.5 97.6 97.4 96.4 90.6 78.5 53 1978 80.3 18.1 71.6 96.2 97.7 98.0 97.6 97.4 96.4 90.6 78.5 54 1979 80.2 18.0 70.1 96.3 97.8 98.1 98.1 97.6 97.2 95.7 90.9 78.4 55 1980 79.8 17.4 69.6 96.3 97.6 97.6 97.6 96.5 96.0 91.9 77.1 56 1981 79.8 17.4 <t< td=""><td>46. 8</td><td>64. 6</td><td>33.8</td></t<>	46. 8	64. 6	33.8
50 1975 81.4 20.5 76.5 97.2 98.1 98.1 97.6 96.7 96.2 92.2 79.4 51 1976 81.2 19.1 75.1 97.5 98.0 98.1 97.4 96.8 96.8 91.3 80.0 52 1977 80.6 18.3 72.6 97.3 98.2 97.5 97.6 97.4 96.4 90.6 78.5 53 1978 80.3 18.1 71.6 96.2 97.7 98.0 97.6 97.2 95.7 90.9 78.4 54 1979 80.2 18.0 70.1 96.3 97.8 98.1 98.1 97.2 95.6 91.9 77.1 55 1980 79.8 17.4 69.6 96.3 97.6 97.6 97.2 95.6 91.9 77.1 95.5 19.1 70.1 96.3 97.7 97.4 97.1 95.6 91.2 77.8 96.3 97.7	46. 6	64.8	33.8
51 1976 81.2 19.1 75.1 97.5 98.0 98.1 97.4 96.8 96.8 91.3 80.0 52 1977 80.6 18.3 72.6 97.3 98.2 97.5 97.6 97.4 96.4 90.6 78.5 53 1978 80.3 18.1 71.6 96.2 97.7 98.0 97.6 97.2 95.7 90.9 78.4 54 1979 80.2 18.0 70.1 96.3 97.8 98.1 98.1 98.1 97.2 95.6 91.9 77.1 55 1980 79.8 17.4 69.6 96.3 97.6 97.6 97.6 96.5 96.0 91.2 77.8 56 1981 79.8 17.4 70.3 96.3 97.7 97.7 97.4 97.1 95.6 91.1 76.5 57 1982 79.5 18.1 70.2 96.4 97.5 98.0 97.7 97.1 95.7 91.1 76.5 58 1983 79.4 19.1 71.0 96.5 97.5 97.9 97.5 97.1 95.8 91.3 74.9 59 1984 7	45. 7	65. 1	32. 6
52 1977 80.6 18.3 72.6 97.3 98.2 97.5 97.6 97.4 96.4 90.6 78.5 53 1978 80.3 18.1 71.6 96.2 97.7 98.0 97.6 97.2 95.7 90.9 78.4 54 1979 80.2 18.0 70.1 96.3 97.8 98.1 98.1 97.2 95.6 91.9 77.1 55 1980 79.8 17.4 69.6 96.3 97.6 97.6 97.6 96.5 96.0 91.2 77.8 56 1981 79.8 17.4 70.3 96.3 97.7 97.7 97.4 97.1 95.6 91.1 76.5 57 1982 79.5 18.1 70.2 96.4 97.5 98.0 97.7 97.1 95.7 91.1 76.0 58 1983 79.4 19.1 71.0 96.5 97.5 97.9 97.5 97.1 95.8 91.3 74.9 59 1984 78.8 18.2 71.0 96.5 97.3 97.8 97.6 97.1 95.6 90.5 73.8 60 1985 78.1 1	44. 4	63. 9	31.6
53 1978 80.3 18.1 71.6 96.2 97.7 98.0 97.6 97.2 95.7 90.9 78.4 54 1979 80.2 18.0 70.1 96.3 97.8 98.1 98.1 97.6 97.6 97.6 96.5 96.0 91.9 77.1 55 1980 79.8 17.4 69.6 96.3 97.6 97.6 97.6 96.5 96.0 91.2 77.8 56 1981 79.8 17.4 70.3 96.3 97.7 97.7 97.4 97.1 95.6 91.1 76.5 57 1982 79.5 18.1 70.2 96.4 97.5 98.0 97.7 97.1 95.7 91.1 76.0 58 1983 79.4 19.1 71.0 96.5 97.5 97.9 97.5 97.1 95.8 91.3 74.9 59 1984 78.8 18.2 71.0 96.2 97.3 97.8 97.6 97.1 95.6 90.5 73.8 60 1985 78.1 17.3 70.1 95.7 97.2 97.6 97.2 96.8 95.4 90.3 72.5	43. 1	61.7	29. 7
54 1979 80.2 18.0 70.1 96.3 97.8 98.1 98.1 97.2 95.6 91.9 77.1 55 1980 79.8 17.4 69.6 96.3 97.6 97.6 97.6 97.6 96.0 91.2 77.8 56 1981 79.8 17.4 70.3 96.3 97.7 97.7 97.4 97.1 95.6 91.1 76.5 57 1982 79.5 18.1 70.2 96.4 97.5 98.0 97.7 97.1 95.7 91.1 76.0 58 1983 79.4 19.1 71.0 96.5 97.5 97.9 97.5 97.1 95.8 91.3 74.9 59 1984 78.8 18.2 71.0 96.2 97.3 97.8 97.6 97.1 95.6 90.5 73.8 60 1985 78.1 17.3 70.1 95.7 97.2 97.6 97.2 96.8 95.4 90.3 72.5		60. 2	30. 2
55 1980 79.8 17.4 69.6 96.3 97.6 97.6 97.6 96.5 96.0 91.2 77.8 56 1981 79.8 17.4 70.3 96.3 97.7 97.7 97.4 97.1 95.6 91.1 76.5 57 1982 79.5 18.1 70.2 96.4 97.5 98.0 97.7 97.1 95.7 91.1 76.0 58 1983 79.4 19.1 71.0 96.5 97.5 97.9 97.5 97.1 95.8 91.3 74.9 59 1984 78.8 18.2 71.0 96.2 97.3 97.8 97.6 97.1 95.6 90.5 73.8 60 1985 78.1 17.3 70.1 95.7 97.2 97.6 97.2 96.8 95.4 90.3 72.5	41. 5	60. 1	29. 2
56 1981 79.8 17.4 70.3 96.3 97.7 97.7 97.4 97.1 95.6 91.1 76.5 57 1982 79.5 18.1 70.2 96.4 97.5 98.0 97.7 97.1 95.7 91.1 76.5 58 1983 79.4 19.1 71.0 96.5 97.5 97.9 97.5 97.1 95.8 91.3 74.9 59 1984 78.8 18.2 71.0 96.2 97.3 97.8 97.6 97.1 95.6 90.5 73.8 60 1985 78.1 17.3 70.1 95.7 97.2 97.6 97.2 96.8 95.4 90.3 72.5	41. 1	59.6	28. 8
57 1982 79.5 18.1 70.2 96.4 97.5 98.0 97.7 97.1 95.7 91.1 76.0 58 1983 79.4 19.1 71.0 96.5 97.5 97.9 97.5 97.1 95.8 91.3 74.9 19.9 19.8 18.2 71.0 96.2 97.3 97.8 97.6 97.1 95.6 90.5 73.8 60 1985 78.1 17.3 70.1 95.7 97.2 97.6 97.2 96.8 95.4 90.3 72.5		60. 1	28. 4
58 1983 79.4 19.1 71.0 96.5 97.5 97.9 97.5 97.1 95.8 91.3 74.9 59 1984 78.8 18.2 71.0 96.2 97.3 97.8 97.6 97.1 95.6 90.5 73.8 60 1985 78.1 17.3 70.1 95.7 97.2 97.6 97.2 96.8 95.4 90.3 72.5	41. 0	59. 7	28. 5
59 1984 78.8 18.2 71.0 96.2 97.3 97.8 97.6 97.1 95.6 90.5 73.8 60 1985 78.1 17.3 70.1 95.7 97.2 97.6 97.2 96.8 95.4 90.3 72.5		57. 4	28. 0
60 1985 78.1 17.3 70.1 95.7 97.2 97.6 97.2 96.8 95.4 90.3 72.5		57. 4	28. 3
		55. 7	27. 4
■ 61 1096 ■ 77 9 19 0 70 9 05 0 06 9 07 2 07 2 06 6 05 2 00 5 72 5		55. 6	26. 8
		53. 9	26. 4
62 1987 77.3 17.4 71.3 95.9 96.9 97.3 97.3 97.2 95.5 91.0 71.7		53.8	25. 9
63 1988 77.1 17.2 71.0 96.2 97.0 97.5 97.5 97.2 96.0 91.3 71.1	35. 8	54. 5	26. 1
平成元年 1989 77.0 17.0 71.2 96.0 97.0 97.5 97.4 97.6 96.0 91.6 71.4		53.4	26.0
2 1990 77.2 18.3 71.7 96.1 97.5 97.8 97.6 97.3 96.3 92.1 72.9		54. 1	26. 3
3 1991 77.6 19.1 72.8 96.1 97.4 97.9 97.9 97.4 96.3 93.2 74.2		56.8	26. 6
4 1992 77.9 19.4 74.5 96.4 98.0 98.1 98.2 98.0 97.1 93.6 75.0		56. 5	26. 6
5 1993 78.0 19.0 75.2 96.5 98.0 98.3 98.3 97.9 97.2 94.1 75.6		55. 3	26. 3
6 1994 77.8 18.3 74.9 96.3 97.7 98.2 97.7 97.8 97.1 94.0 75.0		54. 7	26. 2
7 1995 77.6 17.9 74.0 96.4 97.8 98.0 97.8 97.7 97.3 94.1 74.9		54. 2	26. 1
8 1996 77.7 18.4 74.6 97.0 98.0 97.9 98.2 97.7 97.4 94.6 74.5		53. 1	26. 1
9 1997 77.7 18.9 75.0 96.5 97.8 98.0 98.1 97.8 97.5 94.8 74.5		53. 3	26. 2
10 1998 77.3 18.7 74.2 96.1 97.7 98.0 97.8 97.7 97.0 94.5 74.8		52. 9	25. 4
11 1999 76.9 18.5 72.8 95.6 97.5 97.7 97.7 97.5 97.1 94.7 74.1	35. 5	52.6	25. 3
12 2000 76.4 18.4 72.7 95.8 97.7 97.8 97.7 97.3 96.7 94.2 72.6		51. 1	24. 3
13 2001 75.7 17.9 71.9 95.4 97.2 97.8 97.7 97.2 96.3 93.9 72.0		50. 1	23.0
14 2002 74.7 17.8 71.4 94.6 96.9 97.3 97.4 97.1 96.3 93.8 71.2		48. 1	21.8
15 2003 74.1 16.6 70.8 94.4 96.7 96.9 97.5 97.2 96.0 93.5 71.2 [資料] 終発庁(省)統計局 [労働力調査報告]	29. 9	46. 7	21. 2

[資料] 総務庁(省)統計局「労働力調査報告」 〔注〕 本表の数値は年内月平均値である。 (労働カ人ロ÷15歳以上人口) ×100

3. 経済状況の推移と現状

(1)物価上昇率

消費者物価指数の伸び率の推移をみると、昭和48(1973)年10月に勃発した第4次中東戦争をきっかけとして起こったオイルショックの時期以降、現在まで傾向として低下している。(第2-1-3表)

このため、オイルショックの時期を含めた昭和48(1973)から平成14(2002)年までの過去30年の平均では3.5%となるが、昭和63(1988)から平成14(2002)年までの過去20年平均では1.0%、平成5(1993)から平成14(2002)年までの過去10年平均では0.2%となり、平成10(1998)から平成14(2002)年までの直近の5年平均では-0.4%とデフレ状態となっている。(第2-1-5図)

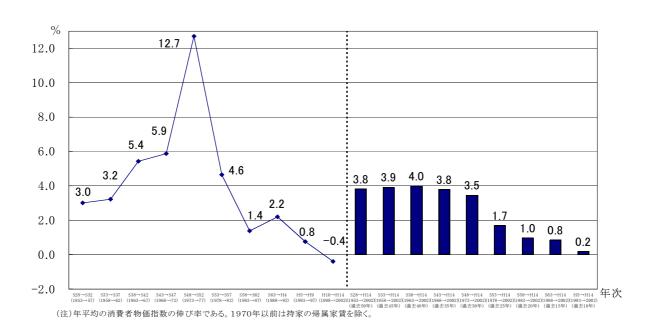
第2-1-3表 物価上昇率の推移

(単位:%)

			(平匹・/0 /
年 次	消費者物価上昇率	年 次	消費者物価上昇率
昭 和 27 (1952) 年	5.0	昭 和 56 (1981) 年	4.9
昭 和 28 (1953) 年	6.5	昭 和 57 (1982) 年	2.8
昭 和 29 (1954) 年	6.5	昭 和 58 (1983) 年	1.9
昭 和 30 (1955) 年	-1.1	昭 和 59 (1984) 年	2.3
昭 和 31 (1956) 年	0.3	昭 和 60 (1985) 年	2.0
昭 和 32 (1957) 年	3.1	昭 和 61 (1986) 年	0.6
昭 和 33 (1958) 年	-0.4	昭 和 62 (1987) 年	0.1
昭 和 34 (1959) 年	1.0	昭 和 63 (1988) 年	0.7
昭 和 35 (1960) 年	3.6	平成元 (1989) 年	2.3
昭 和 36 (1961) 年	5.3	平成2 (1990)年	3.1
昭 和 37 (1962) 年	6.8	平成3 (1991) 年	3.3
昭 和 38 (1963) 年	7.6	平成4 (1992) 年	1.6
昭 和 39 (1964) 年	3.9	平成5 (1993)年	1.3
昭 和 40 (1965) 年	6.6	平成6 (1994)年	0.7
昭 和 41 (1966) 年	5.1	平成7 (1995)年	-0.1
昭 和 42 (1967) 年	4.0	平成8 (1996) 年	0.1
昭 和 43 (1968) 年	5.3	平成9 (1997)年	1.8
昭 和 44 (1969) 年	5.2	平成10(1998)年	0.6
昭 和 45 (1970) 年	7.7	平成11(1999)年	-0.3
昭 和 46 (1971) 年	6.3	平成12(2000)年	-0.7
昭 和 47 (1972) 年	4.9	平成13(2001)年	- 0 . 7
昭 和 48 (1973) 年	11.7	平 成 14 (2002) 年	-0.9
昭 和 49 (1974) 年	23.2	平成15(2003)年	-0.3
昭 和 50 (1975) 年	11.7		
昭 和 51 (1976) 年	9.4		
昭 和 52 (1977) 年	8.1		
昭 和 53 (1978) 年	4.2		
昭 和 54 (1979) 年	3.7		
昭和55(1980)年	7.7		

(注)1970年以前は持家の帰属家賃を除く





(2)賃金上昇率

名目賃金上昇率から物価上昇率を控除した実質賃金上昇率の推移をみると、近年、経済状況の悪化により低下傾向にあるが、特にボーナスの支給率が低下してきていることから、現金給与総額の伸び率が低下している。(第2-1-4表)

このため、現金給与総額については直近10年間の平均伸び率、平均標準報酬月額及び毎月きまって支給する給与については、直近5年間の平均伸び率が1.0%を下回っているが、それ以前については5年平均伸び率はおおむね1.0%以上となっている。(第2-1-6図)

第2-1-4表 賃金上昇率の推移

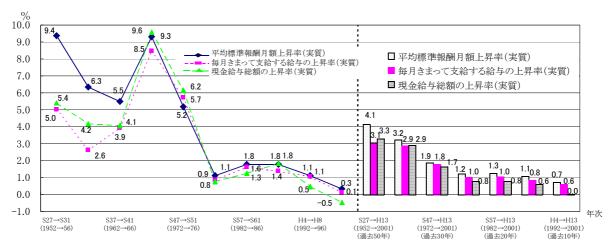
(単位:%)

								(単位:%)
					賃	金		
年	次			名目			実質	
			標準報酬月額 上昇率	きまって支給する 給与の上昇率 (暦年)	現金給与総額 の上昇率 (暦年)	標準報酬月額 上昇率	きまって支給する 給与の上昇率 (暦年)	現金給与総額 の上昇率 (暦年)
昭和27	(1952)	年	4. 2	15.8	15. 4	-0.8	10.8	10. 4
昭和28	(1953)	年	2.9	11. 2	12.0	-3. 6	4. 7	5. 5
昭和29	(1954)	年	62. 4	5. 5	4. 3	55. 9	-1.0	-2.2
昭和30	(1955)	年	2. 2	3. 5	4. 1	3. 3	4.6	5. 2
昭和31	(1956)	年	1. 9	6. 7	8. 9	1.6	6. 4	8. 6
昭和32	(1957)	年	2. 1	1. 6	3. 6	-1. 0	-1. 5	0. 5
昭和33	(1958)	年	1. 3	2. 3	2. 6	1. 7	2. 7	3. 0
昭和34	(1959)	年	1.5	6. 1	7. 7	0. 5	5. 1	6. 7
昭和35	(1960)	年	31. 7	5. 7	7. 9	28. 1	2. 1	4. 3
昭和36	(1961)	年	10. 2	10. 1	11. 8	4. 9	4.8	6. 5
昭和37	(1962)	年	10. 2	9. 2	9. 2	3. 6	2. 4	2. 4
昭和38	(1963)	年	7. 6	9. 6	10. 2	0. 0	2. 0	2. 6
昭和39	(1964)	年	9. 1	11.8	10. 2	5. 2	7. 9	7. 0
昭和40	(1964) (1965)	年	9. 1 22. 5	8.7	8. 4	5. 2 15. 9	2. 1	1.8
昭和41	(1966)	年	8. 5	10. 5	11. 8	3. 4	5. 4	6. 7
昭和42	(1967)	年	9. 3	10. 5	13. 0	5. 4 5. 3	8. 2	9. 0
昭和43	(1968)	年	9. 9	12. 2	14. 7	4. 6	7. 6	9. 4
昭和44	(1969)	年	23. 8	14. 2	16. 6	18. 6	9. 0	11. 4
昭和45	(1970)	年	15. 2	16. 6	17. 5	7. 5	8. 9	9.8
昭和46	(1971)	年	17. 4	14. 9	14. 6	11. 1	8. 6	8. 3
昭和47	(1971) (1972)	年	12. 1	15. 6	16. 0	7. 2	10. 7	11. 1
昭和48	(1972) (1973)	年	23. 4	18. 7	21. 5	11. 7	7. 0	9.8
昭和49	(1973) (1974)	年	24. 3	24. 9	27. 2	1. 1	1.7	4. 0
昭和50	(1974) (1975)	年	10. 7	24. 9 18. 1	14. 8	-1. 1 -1. 0	6. 4	3. 1
昭和51	(1976)	年	16. 8	12. 5	12. 5	7. 4	3. 1	3. 1
昭和52	(1970) (1977)	年	8.8	9. 2	8. 5	0. 7	1. 1	0. 4
昭和53	(1977) (1978)	年	5. 7	7. 1	6. 4	1. 5	2. 9	2. 2
昭和54	(1979)	年	5. 7 5. 7	7. 1 5. 8	6. 0	2. 0	2. 9	2. 3
昭和55	(1979) (1980)	年	8.8	5. 7	6. 3	2. 0 1. 1	-2. 1 -2. 0	-1. 4
昭和56	(1981)	年	5. 2	5. 2	5. 3	0. 3	0. 3	0. 4
昭和57	(1981)	年	4. 5	5. 0	4. 1	1. 7	2. 2	1. 3
昭和58	(1982)	年	2. 9	3. 3	2. 7	1. 0	1. 4	0.8
昭和59	(1984)	年	3. 4	3. 3	3. 6	1. 1	1. 0	1. 3
昭和60	(1984) (1985)	年	5. 1	3. 2	2. 8	3. 1	1. 0	0.8
昭和61	(1986)	年	2. 6	2. 9	2. 7	2. 0	2. 3	2. 1
昭和62	(1987)	年	1. 9	2. 0	1. 9	1.8	1. 9	1.8
昭和63	(1988)	年	3. 0	3. 5	3. 5	2. 3	2. 8	2.8
平成元	(1989)	年	5. 1	3. 1	4. 2	2. 8	0.8	1. 9
平成 2	(1990)	年	4. 5	3. 8	4. 7	1. 4	0. 7	1. 6
平成 3	(1991)	年	3.9	4. 0	4. 4	0.6	0.7	1. 1
平成 4	(1992)	年	2. 4	2. 5	2. 0	0.8	0. 9	0. 4
平成 5	(1993)	年	1. 4	1. 5	0. 3	0. 1	0. 2	-1. 0
平成 6	(1994)	年	2. 9	2. 0	1. 5	2. 2	1. 3	0.8
平成 7	(1995)	年	1. 3	1. 5	1. 1	1. 4	1. 6	1. 2
平成 8	(1996)	年	1. 2	1. 4	1. 1	1. 1	1. 3	1. 0
平成 9	(1997)	年	1.8	1. 3	1. 6	0. 0	-0. 5	-0. 2
平成10	(1998)	年	-0. 2	-0.3	-1. 3	-0.8	-0. 9	-1. 9
平成11	(1999)	年	-0. 2	0. 0	-1. 3	0. 1	0. 3	-1. 0
平成12	(2000)	年	1.0	1. 1	0. 5	1. 7	1. 8	1. 2
平成13	(2001)	年	0.0	-0.8	-1. 1	0. 7	-0. 1	-0. 4
平成14	(2002)	年	-1. 4	-1. 1	-2. 4	-0. 5	-0. 2	-1. 5
平成15	(2003)	年	-0. 1	-0. 1	-0. 4	0. 2	0. 2	-0. 1
1 /5/410	(= - 00/							

⁽注1)平均標準報酬月額は年末(12月)の対前年同月比の伸び率、毎月きまって支給する給与、現金給与総額及び実質の上昇率を計算する基となる消費者物価指数は年平均の伸び率である。

⁽注2) きまって支給する給与の上昇率及び現金給与総額の上昇率は、平成2(1990)年以前は事業所規模30人以上、平成3 (1991)年以降は事業所規模5人以上、調査産業計の上昇率である。

第2-1-6図 実績賃金上昇率(単年当たり)の推移



- (注1)平均標準報酬月額は年末(12月)の対前年同月比の伸び率、毎月きまって支給する給与、現金給与総額及び実質の上昇率を計算する基となる消費者

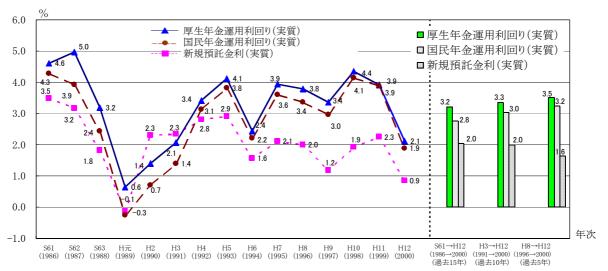
- (注1)平均標準報酬月額は年末(12月)の対前年向月比の押ひ学、毎月きまって支給する給与、現金給与総額及び実質の上昇率を計算する基となる捐物価指数は年平均の伸び率である。
 (注2)毎月きまって支給する給与の上昇率及び現金給与総額の上昇率は、1990年以前は事業所規模30人以上、1991年以降は事業所規模5人以上、1970年以前は製造業、1971年以降は調査産業計の上昇率である。
 (注3)実質賃金上昇率は、「名目賃金上昇率・消費者物価指数」により算出。
 (注4)各賃金上昇率は、「生・年齢構成の変化による影響を除去していない。
 ※標準制別額は、5,6、7月の給与の平均により10月から定時改定する仕組みとなっており、給与上昇の反映が遅れることとなるため、年平均の上昇率でなく、12月の前年同月に対する給与の上昇率を使用した。

(3)運用利回り

名目運用利回りから名目賃金上昇率を控除したもの(以下、実質的な運用利回 りという。)の推移については、年度により変動はあるものの平成11年財政再計算 の前提であった1.5%をおおむね上回っている。特に近年は名目の新規預託金利や 名目賃金上昇率が下降局面となった状況であるが、過去の預託分の金利が比較的 高いことから、厚生年金及び国民年金の実質的な運用利回りは高い水準となって いる。

なお、年金積立金については、平成12年度までは全額を旧資金運用部へ預託す ることが義務づけられていたが、財投改革に伴い、平成13年度から預託義務が廃 止されて、厚生労働大臣が年金積立金に最もふさわしい方法で自主運用する仕組 みへと変わり、さらに今回の法改正により、年金積立金管理運用独立行政法人に より年金積立金が運用されることとなった。

第2-1-7図 実質運用利回り(対1人当たり名目標準報酬月額)の推移 (昭和61年度~平成12年度)



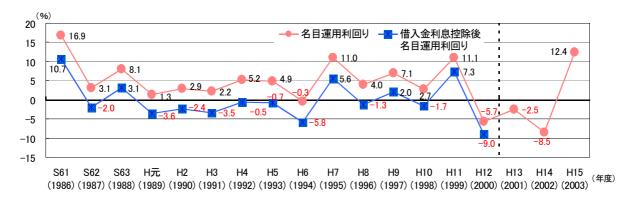
- (注1)厚生年金及び国民年金の運用利回りは、旧年金福祉事業団による自主運用分の損益は含まれていない。 (注2)厚生年金運用利回り、国民年金運用利回りは年度ベースの利回り、新規預託金利は年度平均の利回り、実質の利回りを計算する基となる一人当たり標準報酬月額上昇率は年度末(3月)の伸び率である。 (注3)実質運用利回りは、「名目運用利回リー一人当たり名目標準報酬月額上昇率」により算出。
- (注4)一人当たり名目標準報酬月額上昇率は、性・年齢構成の変化による影響を除去していない。

第2-1-5表 厚生年金及び国民年金の運用利回り(名目)の実績 (昭和61年度~平成12年度)

	過去15年(平均)	過去10年(平均)	過去5年(平均)
	(S61→H12)	(H3→H12)	(H8→H12)
	(1936→2000)	(1991→2000)	(1996→2000)
厚生年金国民年金	5. 4%	4.8%	4. 1%
	4. 9%	4.5%	3. 9%

- (注1)旧年金福祉事業団による自主運用分の損益は含まれていない。
- (注2)年度ベースの名目運用利回りである。

第2-1-8図 旧年金福祉事業団及び年金資金運用基金の運用利回り(名目)の実績



○ 旧年金福祉事業団のの名目運用利回りの平均(15年間(昭和61年度~平成12年度)) 4.96% <u>(利息控除後 -0.12%)</u>

(注1)時価ベースの運用利回りである。

(注2)昭和61年度~平成12年度は旧年金福祉事業団の運用に係る値であり、平成13年度以降は年金資金運用資金の運用に係る値である。 (注3)借入金利息控除後名目運用利回りとは、運用収益から旧資金運用部からの借入利息を控除して算出した名目運用利回りである。

第2-1-6表 平成13年度以降(全額自主運用への移行期)の運用利回り

			名目運用利回り							
	年 度	積立金全体			積立金全体					
			市場運用	財投債引受け分	財政融資資金預託分					
厚生年金	平成13年度 平成14年度 平成15年度	1.99% 0.21% 4.91%	-2.59% -8.53% 12.43%	1.13% 0.89% 0.83%	3.02% 2.77% 2.41%	2.27% 1.38% 5.19%				
国民年金	平成13年度 平成14年度 平成15年度	1.29% -0.39% 4.78%	-2.59% -8.53% 12.43%	1.13% 0.89% 0.83%	2.57% 2.50% 2.34%	1.56% 0.77% 5.06%				

⁽出所) 厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書

⁽注1) 市場運用分は運用手数料等控除後の数字である。

⁽注2) 実質的な運用利回りは、(1+名目運用利回り÷100)÷(1+名目賃金上昇率÷100)×100-100 により求め ている。ここで、名目賃金上昇率は、年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬月額上昇率である。

1. 被保険者数の動向

(1) 厚生年金

厚生年金の適用事業所数及び被保険者数についてのこれまでの推移は、第2-2-1表のとおりである。

適用事業所数は昭和17(1942)年度末には6万事業所であったが、その後、数次の適用拡大があり、昭和30(1955)年度末には26万5千事業所と約4倍に増加した。また、被保険者数も昭和17(1942)年度末には356万人であったものが、昭和30(1955)年度末には840万人と倍以上に増加した。昭和30年代後半から昭和40年代前半にかけては、適用範囲についての制度上の変更はなかったが、高度経済成長に伴う適用事業所や被用者の増加があり、被保険者数は大幅に増大した。しかし、昭和48(1973)年度から昭和50年代初めにかけては、オイルショックを契機に高度成長から安定成長に向かうという経済情勢の変化があり、適用事業所数、被保険者数ともに横ばいであった。

経済情勢の変化の影響は特に女子の被保険者数の動向にあらわれている。昭和35(1960)年度から昭和45(1970)年度までは、経済の高度成長期にあたり、女子で1.8倍と男子の1.6倍を上回る被保険者数の伸びを示した。しかし、昭和48(1973)年度から昭和50年代初めにかけての期間においては、男子については徐々に増加しているものの、女子については昭和48(1973)年度をピークとして減少している。女子は、その後、増減を繰り返し、昭和54(1979)年度から増加傾向にある。このように、女子の被保険者数は経済成長期に大きく伸び、不況期には減少するという傾向がみられ、経済情勢を敏感に反映していることがわかる。

その後、昭和50年代後半から平成になるまでの間は、5人未満事業所への適用拡大があり、被保険者数は着実に増加した。しかしながら、近年は、厳しい経済状況に伴う雇用環境の変化に伴い、平成9(1997)年度末の3,347万人をピークに、減少傾向にあり、平成14年度に農林年金の統合及び65~69歳被用者への厚生年金の適用拡大による一時的な被保険者数の増加があったものの、平成15(2003)年度末の被保険者総数は3,212万人となっている。

第2-2-1表 厚生年金適用事業所数及び被保険者数の推移

(年度末現在)

-									(牛皮	末現在)
任	度	適用 事業	船舶 所有		被	保 障) 者	黄 数	•	厚生年金 基 金
+	· /文	所数	者数	合計	一般男子	女子	坑内員	任意継続	船員	加入者数
		千	千	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
昭和17	(1942)	60	4	3, 557	3, 168	0	294	•	95	
20	(1945)	91		4, 411	3, 128	1,038	160	•	84	•
25	(1950)	167	6	6, 237	4, 323	1,528	262	0	124	•
30	(1955)	265	8	8, 402	5, 774	2, 220	232	10	165	•
35	(1960)	399	10	13, 457	8, 992	3, 997	234	17	216	•
40	(1965)	583	11	18,670	12, 269	5, 979	147	23	252	•
45	(1970)	732	11	22, 522	14, 834	7, 313	80	33	262	3, 899
46	(1971)	746	11	22, 775	15, 093	7, 323	63	36	261	4, 669
47	(1972)	777	11	23, 372	15, 528	7, 493	52	38	261	4, 968
48	(1973)	814	12	24, 003	15, 975	7,690	42	39	257	5, 283
49	(1974)	835	12	23, 910	16, 112	7, 455	42	45	256	5, 329
50	(1975)	855	12	23, 893	16, 158	7, 392	40	58	245	5, 341
51	(1976)	876	12	24, 084	16, 292	7, 452	39	64	237	5, 395
52	(1977)	892	12	24, 131	16, 353	7, 434	38	77	228	5, 440
53	(1978)	914	12	24, 392	16, 528	7, 520	35	92	217	5, 571
54	(1979)	942	11	24, 925	16, 869	7, 715	33	97	211	5, 786
55	(1980)	968	11	25, 445	17, 181	7, 922	33	103	205	5, 964
56	(1981)	986	11	25, 896	17, 456	8, 097	32	112	199	6, 182
57	(1982)	1,001	11	26, 223	17, 666	8, 212	29	124	193	6, 344
58	(1983)	1,011	10	26, 549	17, 848	8, 354	28	133	185	6, 563
59	(1984)	1,021	10	26, 932	18, 109	8, 484	27	135	177	6, 792
60	(1985)	1,030	10	27, 234	18, 344	8, 573	25	126	166	7, 058
61	(1986)	1,050	9	26, 994	18, 169	8, 531	20	118	156	7, 265
62	(1987)	1, 105	9	27, 676	18, 643	8, 780	14	92	146	7, 645
63	(1988)	1, 207	9	28, 769	19, 341	9, 213	12	65	138	8, 268
平成元	(1989)	1, 311	9	29, 921	20, 046	9, 689	9	45	131	9,034
2	(1990)	1, 409	9	30, 997	20, 699	10, 132	8	32	126	9, 845
3	(1991)	1, 488	8	31, 959	21, 258	10, 552	8	22	120	10,678
4	(1992)	1,536	8	32, 493	21, 589	10, 768	7	16	114	11, 585
5	(1993)	1, 564	8	32, 651	21, 694	10, 829	6	12	109	11, 926
6	(1994)	1, 587	8	32, 740	21, 773	10, 848	5	10	104	12, 062
7	(1995)	1,606	7	32, 808	21, 823	10, 873	5	8	99	12, 146
8	(1996)	1,652	7	32, 999	21, 942	10, 955	3	5	94	12, 106
9	(1997)	1,703	7	33, 468	22, 361	11,011	3	3	89	12, 267
10	(1998)	1,691	7	32, 957	22, 039	10,830	3	2	82	12, 017
11	(1999)	1,683	7	32, 481	21, 720	10,680	3	1	78	11, 705
12	(2000)	1,674	6	32, 192	21, 508	10,608	3	0	74	11, 405
13	(2001)	1,651	6	31, 576	21, 087	10, 419	1	-	69	10, 878
14	(2002)	1,629	6	32, 144	21, 414	10, 663	1	-	66	7, 870
15	(2003)	1,618	6	32, 121	21, 305	10, 753	1	-	63	5, 806

資料:社会保険庁「事業年報」、平成15(2003)年度は社会保険庁調べ。

⁽注) 1 平成 9 (1997) 年度以降の被保険者数は、旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合、旧日本電信電話共済組合の旧 3 公社共済組合適用の被保険者を含む。

² 平成14(2002)年度以降の被保険者数は、旧農林漁業団体職員共済組合適用の被保険者を含 す。

³ 厚生年金基金加入者数には、将来返上を行った基金の加入者を含めていない。

第3種被保険者のうち坑内員は、昭和25(1950)年度には被保険者数26万人を数えていたが、その後は減少の一途をたどり、平成15(2003)年度末には、千人未満となっている。任意継続(第4種)被保険者数は、昭和59(1984)年度には13万5千人であったが、昭和60(1985)年改正により昭和61(1986)年度から一定の経過措置をもって廃止されることとなり、平成13(2001)年度末には該当者はいなくなっている。また、船員である被保険者数は、昭和45(1970)年度末の26万人をピークとして減少し、平成15(2003)年度末には6.3万人とピーク時の4分の1になっている。

第2-2-2表 厚生年金被保険者の平均年齢

(単位:歳)

			(単位:
年 度	合 計	一般男子	女 子
昭和40 (1965)	32.6	34.0	29. 6
4 5 (1970)	34. 9	36. 1	32. 4
5 0 (1975)	37. 3	38.0	35. 7
5 1 (1976)	37.9	38. 4	36. 7
5 2 (1977)	38.0	38. 7	36. 6
5 3 (1978)	38.4	39. 1	36. 9
5 4 (1979)	38.6	39. 3	37.0
5 5 (1980)	38. 5	39. 3	36. 7
5 6 (1981)	38. 7	39. 5	36. 9
5 7 (1982)	38.8	39. 6	37. 1
5 8 (1983)	38. 9	39.8	37. 1
5 9 (1984)	39.0	39. 9	37. 2
6 0 (1985)	39. 2	40.1	37. 3
6 1 (1986)	38.6	39. 5	36. 7
6 2 (1987)	38. 5	39. 5	36. 5
6 3 (1988)	38. 7	39. 7	36. 6
平成 元 (1989)	38. 9	39.8	36.8
2 (1990)	39.0	40.0	37.0
3 (1991)	39. 2	40.2	37. 2
4 (1992)	39. 4	40.3	37. 3
5 (1993)	39. 5	40.5	37. 5
6 (1994)	39. 7	40.6	37. 9
7 (1995)	39. 9	40.7	38. 2
8 (1996)	40. 1	40.9	38. 5
9 (1997)	40.2	41. 1	38.6
1 0 (1998)	40.4	41.2	38.8
1 1 (1999)	40.5	41.3	38. 9
1 2 (2000)	40.6	41.4	39. 0
1 3 (2001)	40.7	41.5	39. 0
1 4 (2002)	41.3	42.1	39. 6
1 5 (2003)	41. 4	42. 2	39. 6

第2-2-2表は厚生年金被保険者の平均年齢の推移を示したものである。なお、平成15(2003)年度は全数統計であるが、平成14(2002)年度までは厚生年金の被保険者を抽出率100分の1(平成2(1990)年度までは500分の1)で抽出し、そ

の標本の平均年齢を算出したものである。平均年齢は、昭和 40 年代には年当たり 0.5 歳程度上昇していたが、その後次第に上昇の度合いは緩やかとなり、現在で は若干の上昇傾向を示す状況となっている。平成 15(2003)年度末の平均年齢は男子で 42.2 歳、女子で 39.6 歳となっている。なお、平成 14 年度の上昇は、65 歳以上への適用拡大の影響によるものである。

第2-2-3表 1人当たり給与の推移

(単位:円)

	総	数	男	子	女	子子
年	現金給与 総 額	きまって支 給する給与	現金給与 総 額	きまって支 給する給与	現金給与総 額	きまって支 給する給与
昭和35 (1960)	21, 747	17, 818	26, 116	21, 315	11, 267	9, 408
40 (1965)	36, 752	29, 458	43, 796	34, 970	21, 110	17, 220
45 (1970)	70, 240	53, 379	83, 374	63, 661	40, 200	31, 479
50 (1975)	163, 229	122, 766	186, 847	141,614	95, 419	74, 072
55 (1980)	238, 175	181, 102	284, 088	215, 199	151,874	117, 011
56 (1981)	250, 847	190, 832	300, 449	227, 436	158, 801	122, 906
57 (1982)	259, 967	198, 736	312, 965	237, 992	163, 471	127, 260
58 (1983)	267, 312	205, 610	323, 021	247, 131	167, 028	130, 867
59 (1984)	279, 624	213, 955	337, 561	257, 063	174, 093	135, 434
60 (1985)	285, 371	219, 452	346, 714	265, 300	177, 363	138, 726
61 (1986)	295, 099	226, 680	357, 485	273, 115	184, 351	144, 249
62 (1987)	301, 520	232, 168	365, 362	279, 703	188, 356	147, 908
63 (1988)	308, 974	237, 290	376, 737	287, 520	190, 909	149, 773
平成元 (1989)	323, 395	246, 059	396, 071	299, 324	198, 218	154, 315
2 (1990)	329, 443	249, 510	407, 729	306, 416	201, 513	156, 519
3 (1991)	345, 358	260, 778	426, 933	320, 066	213, 547	164, 979
4 (1992)	352, 333	267, 512	434, 926	327, 913	220, 339	170, 983
5 (1993)	352, 744	271, 183	436, 151	332, 929	221, 243	173, 833
6 (1994)	358, 455	277, 175	443, 082	340, 364	225, 382	177, 812
7 (1995)	362, 510	281, 623	448, 130	345, 888	227, 440	180, 242
8 (1996)	365, 810	284, 976	451,802	349, 594	229, 981	182, 909
9 (1997)	371,670	288, 641	458,774	353, 805	233, 112	184, 983
10 (1998)	366, 481	287, 853	451,064	352, 021	231,010	185, 079
11 (1999)	353, 679	281, 283	442, 703	349, 419	221, 563	180, 164
12 (2000)	355, 474	283, 846	445, 643	353, 071	221, 920	181, 313
13 (2001)	351, 335	281, 882	440, 196	350, 436	220, 727	181, 121
14 (2002)	343, 480	278, 933	429, 110	345, 969	217, 284	180, 139
15 (2003)	341, 898	278, 747	428, 432	346, 489	215, 730	179, 979

資料:厚生労働省「毎月勤労統計」

(注) 規模 5 人以上である。 (総数の昭和40(1965)年以前、また男女の昭和50 (1975)年以前についてはサービス業を除く)

第2-2-4表 厚生年金の標準報酬月額の平均の推移

(単位:円)

年	度	合計	一般男子	女 子	坑 内 員	船員
昭和30	(1955)	11, 884	13, 391	7, 530	16, 040	_
35	(1960)	16, 690	19, 660	7, 530 9, 516	25, 098	
40	(1965)	29, 342	34, 670	9, 510 18, 178	25, 098 38, 751	
45	(1903) (1970)	54, 806	64, 823	34, 306	71, 149	
48	(1970) (1973)	89, 439	105, 747	55, 439	111, 694	
50	(1975) (1975)	122, 552	141, 376	81, 166	167, 383	
55	(1973) (1980)	188, 263	220, 444	119, 082	248, 016	
56	(1981)	197, 986	231, 680	119, 082 126, 036	264, 340	
57	(1981) (1982)	206, 904	231, 861	132, 549		
	(1982) (1983)				278, 622	
58 50		212, 666	248, 448	137, 149	287, 147	
59	(1984)	219, 956	256, 872	142, 162	294, 727	•
60	(1985)	231, 161	270, 435	148, 177	303, 757	000 150
61	(1986)	237, 022	276, 333	153, 580	311, 278	280, 153
62	(1987)	241, 299	280, 533	158, 168	305, 829	284, 135
63	(1988)	248, 667	289, 120	163, 789	315, 727	286, 059
平成元	(1989)	261, 839	305, 200	172, 036	327, 465	301, 435
2	(1990)	273, 684	318, 682	181, 493	342, 224	318, 666
3	(1991)	284, 362	330, 566	190, 914	354, 887	333, 511
4	(1992)	291, 145	337, 142	198, 458	365, 433	345, 673
5	(1993)	295, 125	340, 798	203, 125	374, 234	353, 246
6	(1994)	303, 611	351, 140	207, 696	390, 047	363, 927
7	(1995)	307, 530	355, 607	210, 526	396, 997	367, 371
8	(1996)	311, 344	359, 836	213, 720	404, 524	371, 453
9	(1997)	316, 881	365, 532	217, 624	406, 838	373, 917
10	(1998)	316, 186	363, 777	218, 915	406, 776	371, 121
11	(1999)	315, 353	361, 901	220, 278	370, 827	370, 737
12	(2000)	318, 688	365, 917	222, 587	369, 175	366, 382
13	(2001)	318, 679	365, 143	224, 311	376, 364	366, 802
14	(2002)	314, 489	359, 249	224, 292	392, 061	362, 128
15	(2003)	313, 893	358, 875	224, 394	378, 782	377, 137

資料:社会保険庁「事業年報」、平成15(2003)年度は社会保険庁調べ。

第2-2-3表と第2-2-4表は、1人当たりの給与の推移と厚生年金の標準報酬月額の推移を示したものである。厚生年金の保険料や年金給付は、基本的に被保険者の報酬額に応じて決定されるが、被保険者が実際に受ける報酬をそのまま算定基礎として用いると事務処理が煩雑になることから、報酬をいくつかの階級に分けて、その階級に代表的な報酬額(標準報酬)を与え、それを算定基礎

⁽注) 1 年度末平均値である。

² 昭和50年以前の合計については、任意継続被保険者を除いた平均である。

として用いる報酬とすることとしている。基本的に、4月から6月(平成14年度までは5月から7月)の3か月間の報酬月額(ボーナスは含まない)の平均を基に標準報酬月額を決定し、その年の9月(平成14年度までは10月)から翌年に改定されるまで適用される。対象となる者や給与の範囲に若干の相違があり、標準報酬月額ときまって支給する給与は必ずしも一致するものではないが、標準報酬の等級は、制度改正のたびに、給与の実態に応じて改定されてきているので、長期的にみて、標準報酬月額ときまって支給する給与の平均値は、ほぼ同じ傾向で変動してきている。

(2)国民年金

国民年金の被保険者数のこれまでの推移は、第2-2-5表、第2-2-6表 のとおりである。

国民年金における強制適用の被保険者数は、制度発足当時の昭和 36 (1961) 年度末には 1,577 万人であったが、その後少しずつ増加し、昭和 53 (1978) 年度末には 2,019 万人となった。しかし、その後は減少し、昭和 60 (1985) 年度末には 1,764 万人となった。昭和 45 (1970) 年度末までの被保険者数の増加については、制度発足当初の適用対象が 50 歳未満であったため、昭和 45 (1970) 年度末までは 60 歳到達による資格喪失が発生しなかったということによるところが大きい。その後、労働力人口が増加しているにもかかわらず、あまり強制適用の被保険者数が増加していないのは、産業構造や就業構造の変化によるものであると考えられる。

昭和 50(1975)年度に強制適用の被保険者数が 40 万人程度増加しているが、これは、昭和 48(1973)年改正による保険料の特例納付措置(昭和 49(1974)年1月~昭和 50(1975)年12月)の影響であると考えられる。一方、任意加入の被保険者数については昭和 55(1980)年度までは着実に増加を続けていたものの、昭和56(1981)年度からは減少している。

昭和61(1986)年度から基礎年金制度が施行され、国民年金の被保険者の構成は大きく変わった。自営業者等からなる従来の強制適用の被保険者は第1号被保険者となったが、その際、それまで任意加入対象者となっていた20歳以上60歳未満の被用者年金の障害年金受給権者や老齢年金の受給資格期間を満たしている者などが新たに第1号被保険者として強制適用されることとなったため、昭和61(1986)年度末における第1号被保険者数(任意加入被保険者56万人を除く。)は、昭和60(1985)年度末における強制適用の被保険者数に比べて130万人程度多くなっている。また、従来、任意加入の被保険者の大部分を占めていた被用者年金制度における被保険者の被扶養配偶者は第3号被保険者となったが、それまで任意加入していなかった者も第3号被保険者として届出を行ったため、昭和

61(1986)年度末における第3号被保険者数は、昭和60(1985)年度末における任意 加入の被保険者数に比べて350万人程度多くなっている。

さらに、被用者年金制度の被保険者も国民年金の第2号被保険者となり、昭和 61(1986)年度末において国民年金の被保険者数は6,332万人となった。

国民年金の被保険者数は、基礎年金制度創設後しばらくの間、第1号被保険者は減少傾向、第2号被保険者及び第3号被保険者は増加傾向であったが、近年の厳しい経済状況に伴う雇用環境の変化に伴い、この傾向が逆転して、第2号被保険者が減少し、第1号被保険者が増加してきている。第3号被保険者については、女性の社会進出と男性の第2号被保険者の減少の結果、平成7年度末をピークに減少してきている。被保険者数の合計については、20~59歳の国民は全て国民年金の被保険者となる仕組みであることから、現役世代の人口の推移に連動し、平成11(1999)年度末までは増加してきたが、その後、緩やかな減少に転じており、今後は、少子化の影響を受け、減少傾向が続くものと見込まれる。

第2-2-5表 国民年金被保険者数の推移(昭和60年度まで)

(年度末現在、単位:千人)

to		合計			男子		(+	<u> </u>	型(() 十人)
年度	#	強制	任意	#	強制	任意	# <u></u>	強制	任意
昭和36 (1961)	18, 241	15, 773	2, 468	7, 619	7, 097	521	10, 622	8, 675	1,947
37 (1962)	18, 533	15, 996	2, 537	7, 655	7, 145	509	10, 878	8, 851	2,027
38 (1963)	18, 833	16, 232	2,600	7, 697	7, 199	498	11, 135	9,034	2, 102
39 (1964)	19, 320	16,632	2,688	7, 818	7, 324	494	11, 502	9, 308	2, 194
40 (1965)	20,016	17, 184	2,832	8, 022	7, 526	496	11, 994	9, 658	2, 335
41 (1966)	20, 996	17, 935	3,061	8, 331	7,825	505	12, 665	10, 109	2,556
42 (1967)	21, 727	18, 414	3, 312	8, 540	8,024	516	13, 186	10, 390	2,796
43 (1968)	22, 311	18, 743	3, 568	8, 689	8, 162	526	13, 622	10, 580	3,042
44 (1969)	23, 407	19,051	4, 356	9, 017	8, 290	727	14, 390	10, 761	3,629
45 (1970)	24, 337	19, 508	4,829	9, 294	8, 487	807	15, 043	11,021	4,022
46 (1971)	23, 669	19, 537	4, 132	8, 977	8, 534	443	14, 692	11,003	3,689
47 (1972)	24, 410	19, 696	4,714	9, 108	8, 647	461	15, 302	11,049	4, 253
48 (1973)	25, 136	19,640	5, 495	9, 267	8,668	599	15, 868	10, 972	4,896
49 (1974)	25, 218	19,625	5, 593	9, 138	8,679	459	16, 080	10, 946	5, 134
50 (1975)	25, 884	20, 038	5, 845	9, 185	8, 907	278	16, 699	11, 132	5, 567
51 (1976)	26, 469	19, 988	6, 481	9, 232	8, 939	292	17, 237	11,049	6, 189
52 (1977)	27, 198	20,078	7, 120	9, 340	9,032	307	17, 858	11,046	6,813
53 (1978)	27, 803	20, 193	7,610	9, 467	9, 138	329	18, 336	11,055	7, 281
54 (1979)	27, 851	20,032	7,819	9, 453	9, 112	341	18, 399	10, 921	7,478
55 (1980)	27, 596	19, 733	7,863	9, 381	9,030	352	18, 215	10, 703	7,511
56 (1981)	27, 111	19, 356	7, 755	9, 266	8, 906	360	17, 845	10, 450	7, 394
57 (1982)	26, 461	18, 937	7, 525	9, 130	8, 762	369	17, 331	10, 175	7, 156
58 (1983)	25, 727	18, 515	7,212	8, 988	8,614	374	16, 739	9, 901	6,838
59 (1984)	25, 339	18, 301	7,038	8, 925	8,540	385	16, 415	9, 761	6,653
60 (1985)	25, 091	17,639	7, 452	8, 920	8, 522	397	16, 171	9, 116	7,054

資料:社会保険庁「事業年報」

第2-2-6表 公的年金被保険者数の推移(昭和61年度以降)

(年度末現在、単位:千人)

年度		合	計			男子	<u>.</u>		女子			
平/及	計	第1号	被用者	第3号	計	第1号	被用者	第3号	計	第1号	被用者	第3号
昭和61 (1986)	63, 317	19, 514	32, 875	10, 929	31, 745	9, 152	22, 563	30	31, 572	10, 362	10, 312	10,898
62 (1987)	64, 105	19, 292	33, 515	11, 299	32, 071	9, 068	22, 968	35	32, 035	10, 224	10, 547	11, 264
63 (1988)	64, 929	18, 727	34, 586	11,615	32, 458	8, 793	23, 627	38	32, 470	9,934	10,959	11, 577
平成元 (1989)	65, 678	18, 155	35, 735	11, 788	32, 859	8, 517	24, 302	40	32, 819	9,638	11, 433	11,748
2 (1990)	66, 313	17, 579	36, 778	11, 956	33, 187	8, 244	24, 902	42	33, 126	9, 335	11,876	11, 915
3 (1991)	68, 352	18, 536	37, 766	12,050	34, 388	8, 894	25, 451	42	33, 964	9,642	12, 315	12,008
4 (1992)	68, 941	18, 508	38, 321	12, 112	34, 727	8, 914	25, 769	43	34, 215	9, 593	12, 552	12,069
5 (1993)	69, 276	18, 614	38, 499	12, 163	34, 887	8, 982	25, 860	44	34, 389	9,632	12,638	12, 119
6 (1994)	69, 548	18, 761	38, 592	12, 195	35, 028	9, 060	25, 923	46	34, 520	9,702	12,669	12, 149
7 (1995)	69, 952	19, 104	38, 648	12, 201	35, 224	9, 236	25, 947	41	34, 728	9,868	12,701	12, 160
8 (1996)	70, 195	19, 356	38, 824	12,015	35, 439	9, 361	26, 038	39	34, 756	9, 994	12,786	11,976
9 (1997)	70, 344	19, 589	38, 807	11, 949	35, 559	9, 507	26,013	40	34, 785	10,082	12, 794	11, 909
10 (1998)	70, 502	20, 426	38, 258	11,818	35, 664	9, 972	25, 648	43	34, 838	10, 453	12,610	11,775
11 (1999)	70,616	21, 175	37, 755	11,686	35, 733	10, 388	25, 298	48	34, 883	10, 787	12, 457	11,639
12 (2000)	70, 491	21, 537	37, 423	11,531	35, 714	10,614	25, 048	52	34, 777	10,923	12, 375	11, 479
13 (2001)	70, 168	22,074	36, 760	11, 334	35, 575	10, 932	24, 586	57	34, 592	11, 141	12, 175	11, 277
14 (2002)	70, 460	22, 368	36, 856	11, 236	35, 839	11, 156	24, 612	70	34, 621	11, 212	12, 244	11, 166

資料:社会保険庁「事業年報」

(注) 第1号被保険者数には任意加入被保険者数を含む。

2. 年金受給権者数及び年金額の動向

(1)厚生年金

厚生年金における年金受給権者数とその年金額のこれまでの推移は第2-2-7表と第2-2-8表のとおりである。年金受給権者の総数は、老齢年金の受給資格期間を満たすものが出始めた昭和30(1955)年度末には19万人に過ぎなかったが、その後急速に増加し、平成14(2002)年度末には2,198万人となっている。このうち、老齢年金の受給権者数は、昭和30(1955)年度以降、急速に全受給権者数に占める割合が高まっていき、昭和40年代には遺族年金の受給権者数を上回った。平成14(2002)年度末における老齢年金の受給権者数(老齢相当)は1,015万人であり、通算老齢相当の受給権者を除く全受給権者の約7割を占めている。

第2-2-9表は、厚生年金の老齢年金の受給権者数及び平均年金月額の推移を示したものである。平均年金月額は、昭和48(1973)年度には3万8千円であったが、平成14(2002)年度には4.5倍の17万2千円となっている。これは、現役世代の賃金の上昇に応じて年金額が改定されてきたこと及び制度の成熟化により受給者の平均加入期間が伸びたことを反映している。

第2-2-7表 厚生年金受給権者及び一時金受給者数の推移

(年度末現在、単位:千人)

		T				(年度	表表現在、単	位:千人)
年度	ŧ.		年 金	受 給	権	對 数		一時金
		合 計	老齢	通算老齢	障害	遺族	通算遺族	受給者
昭和17	(1942)	_			_	_		_
	(1945)	_			_	-		_
2 5	(1950)	65	_		10	55		92
3 0	(1955)	185	4		61	120		207
3 5	(1960)	328	44		87	198		251
4 0	(1965)	602	203	10	79	311		272
4 5	(1970)	1,235	534	91	102	507		187
4 6	(1971)	1,423	617	140	108	558		162
4 7	(1972)	1,630	708	198	114	610		126
4 8	(1973)	1,837	794	262	120	661		81
4 9	(1974)	2, 118	910	359	129	720		62
5 0	(1975)	2,449		479	139	775		46
5 1	(1976)	2,894	1,262	652	150	830	1	31
5 2	(1977)	3, 391		843	168	900	12	22
5 3	(1978)	3,881	1,676	1,030	186	963	25	13
5 4	(1979)	4, 334	1,874	1, 194	200	1,027	39	6
5 5	(1980)	4,773	2,063	1, 359	206	1,090	55	4
5 6	(1981)	5, 255	2,279	1,503	219	1, 179	75	3
5 7	(1982)	5,745	2,508	1,645	234	1,263	96	3
5 8	(1983)	6, 256	2,787	1,755	246	1,350	118	3
5 9	(1984)	6, 797	3,047	1,910	258	1,439	143	3
6 0	(1985)	7,384	3, 342	2,082	272	1,521	168	4
6 1	(1986)	8,003	3,651	2, 281	287	1,	783	5
6 2	(1987)	8,642	3, 938	2,500	299	1,9	904	5
63	(1988)	9, 279	4, 222	2,724	307	2,	026	5
平成元	(1989)	9,919	4,507	2,947	320	2,	145	5
2	(1990)	10, 519	4,760	3, 173	327	2, 2	260	5
3	(1991)	11,092	4, 993	3, 389	336	2,	375	5
4	(1992)	11,803	5, 293	3,666	344	2,	500	6
5	(1993)	12, 535	5, 598	3, 960	353	2,0	625	9
6	(1994)	13, 273	5,921	4, 244	363	2,	746	10
7	(1995)	14, 448	6, 592	4,603	372	2,8	881	17
8	(1996)	15, 239	6,933	4,920	380	3, 0	006	20
9	(1997)	16,813	7,822	5, 299	393	3, 2	299	24
1 0	(1998)	17,679	8, 217	5, 625	404	3,	433	26
1 1	(1999)	18, 571	8,580	5, 975	415	3, 0	601	29
1 2	(2000)	19, 529	9,014	6, 352	425	3,	737	31
1 3	(2001)	20, 559	9, 486	6,764	436	3,8	873	30
1 4	(2002)	21, 980	10, 145	7, 299	452	4,	084	30

資料:社会保険庁「事業年報」

⁽注) 昭和40(1965)年度以前は受給者である。昭和61(1986)年度以降の老齢とは、老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当(被保険者期間25年以上、経過的に20~24年及び中高齢特例を含む)の受給権者である。通算老齢とは、通算老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当以外の受給権者数である。

第2-2-8表 厚生年金年金額の推移

	1			(牛皮オ	 現 在 、 単 個	立:億円)
年度	受	給	権者	の 年	金金	額
	合 計	老齢	通算老齢	障害	遺族	通算遺族
昭和17 (1942)	_	•		-	-	•
2 0 (1945)	-	•	•	-	-	•
2 5 (1950)	9	-	•	2	7	•
3 0 (1955)	49	2	•	20	27	•
3 5 (1960)	95	19	•	29	47	•
4 0 (1965)	455	188	4	62	202	•
4 5 (1970)	1,624	922	62	134	506	•
4 6 (1971)	2,080	1,198	108	162	611	•
4 7 (1972)	2,431	1,425	153	175	678	•
4 8 (1973)	6,117	3,668	419	419	1,610	•
4 9 (1974)	8,186	4,937	655	526	2,069	•
5 0 (1975)	11,563	7,096	1,049	693	2,726	•
5 1 (1976)	16,586	10,499	1,615	894	3,578	1
5 2 (1977)	21,125	13,496	2,236	1,114	4,263	17
5 3 (1978)	25,953	16,736	2,914	1,323	4,941	39
5 4 (1979)	30,108	19,557	3,444	1,478	5,565	64
5 5 (1980)	37,955	25,091	4,132	1,745		96
5 6 (1981)	44,765	29,843		1,992		138
5 7 (1982)	50,923	34,272		2,214	8,809	184
5 8 (1983)	55,828	38, 194	5,628	2,340	9,440	226
5 9 (1984)	62,127	42,867		2,516	10,274	277
6 0 (1985)	70,194	48,921	6,924	2,751	11,264	335
6 1 (1986)	80,879	56,841		3,012		068
6 2 (1987)	87,872	62,171				977
6 3 (1988)	94,319	67,035				883
平成元 (1989)	104,775		10,399			539
2 (1990)	113,607	81,083	11,355			890
3 (1991)	121, 221	86,286			19,	
4 (1992)	130,666	92,846				274
5 (1993)	141,936				22,	
6 (1994)	155,771		15,415	3,773	25,	
7 (1995)	170,291	123,249	16,389			
8 (1996)	176, 736	127,735	17,033	3,826	28,	
9 (1997)	197,655	144, 158	17,835	3,910	31,	
1 0 (1998)	207,943	151, 383	18,775	4,001		784
1 1 (1999)	216,023	156,716	19,580	4,064		663
1 2 (2000)	223, 292	161,781	20, 287	4,095		129
1 3 (2001)	228, 204	164, 588	20,898	4,130		587
1 4 (2002)	239,806	172,892	21,965	4,225	40,	724

資料:社会保険庁「事業年報」 (注)1 昭和61(1986)年度以降の老齢とは、老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当(被保険者期間25年以上、経過的に20~24年及び中高齢特例を含む)の者の年金額である。通算老齢とは、通算老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当以外の者の年金額である。

平成2(1990)年度以前は基金の代行部分を含まない。

第2-2-9表 厚生年金老齢年金受給権者数及び平均年金月額の推移

(年度末現在)

				(年度末現在)
年	度	受給権者数	平均年金月額	指数
		千人	千円	
昭和48	(1973)	794	38	100
4 9	(1974)	910	4 5	117
5 0	(1975)	1,056	5 6	1 4 6
5 1	(1976)	1,262	69	180
5 2	(1977)	1,468	7 7	199
5 3	(1978)	1,676	83	2 1 6
5 4	(1979)	1,874	8 7	2 2 6
5 5	(1980)	2,063	1 0 1	263
5 6	(1981)	2,279	109	283
5 7	(1982)	2,508	1 1 4	296
58	(1983)	2,787	1 1 4	297
5 9	(1984)	3,047	1 1 7	3 0 5
6 0	(1985)	3,342	1 2 2	3 1 7
6 1	(1986)	3,651	1 3 0	3 3 7
6 2	(1987)	3,938	1 3 2	3 4 2
6 3	(1988)	4,222	1 3 2	3 4 4
平 成 元	(1989)	4,507	1 4 1	367
2	(1990)	4,760	1 4 6	378
3	(1991)	4,993	1 5 1	3 9 1
4	(1992)	5,293	156	405
5	(1993)	5,598	159	414
6	(1994)	5,921	168	437
7	(1995)	6,592	170	441
8	(1996)	6,933	170	442
9	(1997)	7,822	172	447
10	(1998)	8,217	175	454
11	(1999)	8,580	176	458
12	(2000)	9,014	176	457
13	(2001)	9,486	173	449
1 4	(2002)	10,145	172	4 4 6

資料: 社会保険庁「事業年報」

⁽注) 1 旧法厚生年金老齢年金、旧法船員保険老齢年金、新法老齢厚生年金(老齢相当)をあわせたものである。 2 昭和63(1988)年度以前は基金の代行部分は含まない。

(2)国民年金

国民年金における年金種別毎の受給権者数及び年金額のこれまでの推移は、第 2-2-10表及び第2-2-11表のとおりである。ここでは、昭和60(1985)年改正前の法律(以下「旧法」という。改正後の法律は「新法」という。)による受給権者と新法による受給権者を合計して表示しており、旧法の老齢年金と新法の老齢基礎年金の合計を「老齢(基礎)」、旧法の障害年金と新法の障害基礎年金の合計を「障害(基礎)」、旧法の母子、準母子、遺児年金と新法の遺族基礎年金の合計を「遺族(基礎)」、と区分している。なお、「通算老齢」は旧法の通算老齢年金であり、「寡婦」は旧法及び新法の寡婦年金の合計である。

まず、受給権者数の推移をみる。昭和 45(1970)年度末までは年金受給権者の全員が支給要件として長期間の保険料納付を要しない障害年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金の受給権者であった。老齢年金及び通算老齢年金は、受給権を得るのに原則として 25 年間の保険料納付済期間もしくは免除期間または通算年金通則法上の通算対象期間が必要とされているが、制度発足時に一定年齢以上であった者については、その年齢に応じて資格期間が 10 年から 24 年までに短縮されている。これらの年金については、昭和 46(1971)年度に初めて受給権者が発生して以後、被保険者であった者が順次支給開始年齢に到達するにしたがって受給権者数が増加してきている。

昭和 61(1986)年度以降については、新法基礎年金による給付を含むものを表示しており、被用者年金の被保険者であった期間に対応して給付される基礎年金も計上されている。老齢年金について平成 3(1991)年度以降の伸びが大きくなっているのは、新法老齢厚生年金受給者等の老齢基礎年金受給が平成 3(1991)年度に本格的に始まったことによる。また、昭和 61(1986)年度に障害年金の受給権者数が大幅に増加しているのは、旧法の障害福祉年金が障害基礎年金に裁定替されたためである。

第2-2-10表 国民年金受給権者数及び一時金受給者数の推移

(年度末現在、単位:千人)

						医末現在、単	位:千人)
年度		年	金受約	合権 者	数		死 亡
平反	合計	老齢年金	通算老齢	障害年金	遺族年金	寡婦	一時金
昭和36 (1961)							•
37 (1962)	11			0	11	•	•
38 (1963)	29			1	28	•	•
39 (1964)	49		•	2	47	•	25
40 (1965)	70	•		4	66	•	35
41 (1966)	92	•		8	84	•	39
42 (1967)	117	•	•	18	99	•	44
43 (1968)	139	•	•	27	112	•	48
44 (1969)	158	•	•	36	122	•	54
45 (1970)	177	•	•	48	129	•	61
46 (1971)	430	229	3	60	134	4	56
47 (1972)	751	518	13	74	135	10	57
48 (1973)	1,056	789	26	88	136	17	62
49 (1974)	1, 702	1, 382	49	110	136	25	65
50 (1975)	3, 119	2, 731	88	134	136	31	59
51 (1976)	3, 877	3, 395	155	154	134	37	55
52 (1977)	4, 505	3, 920	233	176	134	42	54
53 (1978)	5, 124	4, 426	322	198	133	45	52
54 (1979)	5, 691	4, 912	382	218	132	47	54
55 (1980)	6, 256	5, 324	515	237	131	49	51
56 (1981)	6, 778	5, 671	673	255	129	51	46
57 (1982)	7, 304	5, 994	859	273	126	52	46
58 (1983)	7, 831	6, 305	1,061	289	123	52	47
59 (1984)	8, 316	6, 570	1, 265	305	123	53	46
60 (1985)	8, 837	6, 846	1,500	321	117	52	46
61 (1986)	9, 955	7, 052	1,665	1, 044	142	52	42
62 (1987)	10, 357	7, 246	1, 788	1, 085	185	53	42
63 (1988)	10, 692	7, 410	1, 905	1, 113	213	52	41
平成元 (1989)	11, 042	7, 577	2,029	1, 145	237	54	43
2 (1990)	11, 362	7, 726	2, 158	1, 173	251	55 50	45
3 (1991)	12, 028	8, 330	2, 184	1, 199	259	56	46
4 (1992)	12, 759	9, 039	2, 172	1, 225	266	57 5 0	47
5 (1993)	13, 559	9, 822	2, 157	1, 252	271	58	48
6 (1994)	14, 312	10, 568	2, 134	1, 278	273	58 50	47
7 (1995)	15, 152	11, 400	2, 109	1, 309	276	58 50	48
8 (1996)	16, 010	12, 276	2,063	1, 338	274	58 57	47
9 (1997)	16, 987	13, 276	2,011	1, 370	274	57 56	47
10 (1998)	17, 871	14, 186	1,952	1, 402	275	56 56	48
11 (1999)	18, 795	15, 090	1,890	1, 437	321	56 54	47 46
12 (2000)	19, 737	16, 061 17, 030	1,829	1,473	320 315	54 52	46
13 (2001)	20, 669	· ·	1,764	1,508	315	52 50	44
14 (2002)	21, 653	18, 053	1,697	1, 543	309	50	42

資料:社会保険庁「事業年報」

第2-2-11表 国民年金年金額及び一時金額の推移

(年度末現在、単位:億円)

		<u> </u>	^ I& *			E 末現在、単	.位:億円)
年度		受 糸			金額		死亡
1 22	合計	老齢年金	通算老齢	障害年金	遺族年金	寡婦	一時金
昭和36(1961)						•	•
37 (1962)	3	•	•	0	3	•	•
38 (1963)	7	•	•	0	7	•	•
39 (1964)	12	•	•	1	11	•	1
40 (1965)	16	•	•	1	15	•	2
41 (1966)	54	•	•	6	48	•	2
42 (1967)	69	•	•	12	57	•	3
43 (1968)	82	•	•	18	64	•	3
44 (1969)	94	•	•	24	69	•	4
45 (1970)	174	•	•	54	120	•	5
46 (1971)	313	120	1	68	124	1	7
47 (1972)	505	270	3	91	139	2	7
48 (1973)	1,627	1,025	18	247	329	9	8
49 (1974)	2, 763	1, 973	36	359	381	15	11
50 (1975)	5, 710	4,624	72	528	462	24	10
51 (1976)	8, 111	6, 692	135	708	542	33	12
52 (1977)	10, 228	8, 508	205	881	591	43	13
53 (1978)	12, 329	10, 315	285	1,054	624	51	13
54 (1979)	14, 345	12, 145	306	1, 197	640	58	13
55 (1980)	17, 023	14, 310	454	1, 359	832	68	12
56 (1981)	19, 783	16, 590	674	1, 576	864	79	12
57 (1982)	22, 081	18, 429	948	1, 748	868	88	12
58 (1983)	23, 587	19, 566	1, 233	1,850	843	94	12
59 (1984)	25, 485	20, 977	1,571	1, 984	852	102	12
60 (1985)	27, 954	22, 838	2,023	2, 150	833	110	12
61 (1986)	35, 765	24, 376	2, 383	7, 770	1, 059	177	39
62 (1987)	37, 654	25, 427	2,654	8, 094	1, 290	190	43
63 (1988)	39, 109	26, 292	2,922	8, 275	1, 426	194	44
平成元 (1989)	42, 468	28, 284	3, 348	8, 993	1,627	216	45
2 (1990)	45, 028	29, 891	3, 786	9, 385	1, 734	231	48
3 (1991)	50, 547	34, 647	3, 988	9,846	1,819	247	49
4 (1992)	57, 093	40, 454	4, 105	10, 358	1, 912	263	51 50
5 (1993)	63, 519	46, 398	4, 156	10, 724	1, 969	273	52 53
6 (1994)	72, 821	54, 533	4, 363	11, 543	2,091	290	56
7 (1995)	79, 731	61, 091	4, 361	11, 866	2, 122	292	73
8 (1996)	86, 324	67, 546	4, 281	12, 097	2, 110	289	72 79
9 (1997)	93, 767	74, 846	4, 185	12, 344	2, 108	284	72 72
10 (1998)	102, 532	83, 123	4, 151	12, 821	2, 154	282	73
11 (1999)	110, 700	90, 629	4, 059	13, 216	2, 517	278	72 70
12 (2000)	118, 360	98, 136	3, 945	13, 505	2, 508	267	70
13 (2001)	125, 830	105, 494	3, 821	13, 782	2, 477	256	67
14 (2002)	133, 598	113, 159	3, 692	14, 064	2, 439	244	64

資料:社会保険庁「事業年報」

3. 老齢年金受給権者数に対する被保険者数の比率の動向

年金制度は、基本的に、保険料の拠出に対応して年金給付が行われ、また資格期間があること等から、制度発足からの時間の経過とともに老齢年金等の受給権者数が増加し、さらに、年金給付額が増加していくこととなる。このように、時間の経過とともに老齢年金受給権者が増加し、さらに、年金給付額が増加していく様を「年金制度が成熟していく」と称することが多い。このうち、受給権者数の部分に着目して、その成熟の度合いを示す指標として、被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率がよく用いられる。

(1) 厚生年金

厚生年金の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率のこれまでの推移は第2-2-12表のとおりである。厚生年金では、国民年金で5年年金、10年年金が導入されたような早期成熟化政策がとられなかったこと等から老齢年金受給権者数の増加は大きくなく、また、適用拡大により被保険者数が増加してきたこともあり、被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の上昇は昭和50年代までは穏やかであった。しかし、被保険者数が増加傾向を示さなくなった昨今、少子高齢化の影響が顕著に表れてこの比率は急速に上昇し、平成14(2002)年度末には31.6%となっている。

第2-2-12表 厚生年金の被保険者数に対する 老齢年金受給権者数の比率の推移

(年度末現在)

1				(年度末現在)
£-, -		老齢年金	0.40	(参考)
年度	被保険者数	受給権者数	2/1	1/2
		(老齢相当)		
	1)	2	(()	
m===	千人	千人	(%)	
昭和 30 (1955)	8, 402	4	0.0	2100.5
35 (1960)	13, 457	44	0.3	305.8
40 (1965)	18,670	203	1.1	92.0
45 (1970)	22, 522	534	2.4	42.2
46 (1971)	22,775	617	2.7	36.9
47 (1972)	23, 372	708	3.0	33.0
48 (1973)	24,003	794	3.3	30.2
49 (1974)	23,910	910	3.8	26.3
50 (1975)	23,893	1,056	4.4	22.6
51 (1976)	24,084	1,262	5.2	19.1
52 (1977)	24, 131	1,468	6.1	16.4
53 (1978)	24, 392	1,676	6.9	14.6
54 (1979)	24,925	1,874	7.5	13.3
55 (1980)	25, 445	2,063	8.1	12.3
56 (1981)	25,896	2,279	8.8	11.4
57 (1982)	26, 223	2,508	9.6	10.5
58 (1983)	26, 549	2,787	10.5	9.5
59 (1984)	26, 932	3,047	11.3	8.8
60 (1985)	27, 234	3, 342	12.3	8.1
61 (1986)	26, 994	3,651	13.5	7.4
62 (1987)	27,676	3, 938	14.2	7.0
63 (1988)	28, 769	4, 222	14.7	6.8
平成 元 (1989)	29, 921	4, 507	15.1	6.6
2 (1990)	30, 997	4, 760	15.4	6.5
3 (1991)	31, 959	4, 993	15.6	6.4
4 (1992)	32, 493	5, 293	16.3	6.1
5 (1993)	32,651	5, 598	17.1	5.8
6 (1994)	32, 740	5, 921	18.1	5. 5
7 (1995)	32, 808	6, 592	20. 1	5. 0
8 (1996)	32, 999	6, 933	21.0	4.8
9 (1997)	33, 468	7,822	23.4	4. 3
10 (1998)	32, 957	8, 217	24.9	4. 0
11 (1999)	32, 481	8, 580	26. 4	3.8
12 (2000)	32, 192	9,014	28. 0	3.6
13 (2001)	31, 576	9, 486	30.0	3.3
14 (2002)	32, 144	10, 145	31.6	3. 2
11 (2002)	02, 111	10, 110	01.0	0.2

(2)国民年金

国民年金制度は、昭和60(1985)年改正により、昭和61(1986)年度から基礎年金制度として全国民共通の制度となったことから、昭和61(1986)年度前後で被保険

者数や老齢年金受給者数の捉え方に違いがある。すなわち、昭和 61 (1986) 年度以降は、被保険者は従来の国民年金の被保険者だけではなく、被用者年金の被保険者も含まれており、老齢年金受給権者は従来の国民年金受給権者だけではなく、被用者年金の 65 歳以上の老齢年金受給権者も含まれている。したがって、国民年金における被保険者に対する受給権者数の比率については、昭和 61 (1986) 年度前後を区別する必要がある。

昭和 61(1986)年度前の国民年金制度は、自営業者等を対象とした制度であるが、 国民皆年金の実現のために昭和 36(1961)年に制度が発足して以来、より早期に十分な年金を給付できるよう年金の受給に必要な資格期間の短縮措置や給付への加算措置等の措置がとられてきたことなどから、老齢年金受給権者数や年金給付額は急速に増加した。一方、国民年金制度の被保険者数は、労働力人口が増加してきている一方で高度経済成長期以降における労働者のサラリーマン化の影響を受け、昭和 55(1980)年度以降はやや減少傾向となっている。このことから、国民年金制度における被保険者数に対する受給権者数の比率は急速に上昇し、昭和60(1985)年度には 27.3%となった (第2-2-13表)。

昭和 61 (1986) 年度以降の国民年金制度は、全国民共通の制度となったことから被保険者数や老齢年金受給権者数は日本全体の人口構成を反映したものとなっている。被保険者数はこれまでの少子化の影響から頭打ちとなっているが、老齢年金受給権者数は老齢人口の大幅な増加を反映して増加してきていることから、被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率は上昇を続け、平成 14 (2002) 年度末には 31.6%となっている (第2-2-14表)。

第2-2-13表 国民年金の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の 比率の推移(昭和60年度以前)

(年度末現在)

年度	被保険者数	老齢年金受給権者数	2/1	(参考)
十段	1	2	2/ U	1)/2
	千人	千人	(%)	
昭和46 (1971)	23, 669	229	1.0	103. 1
47 (1972)	24, 410	518	2. 1	47.1
48 (1973)	25, 136	789	3. 1	31.8
49 (1974)	25, 218	1, 382	5. 5	18. 2
50 (1975)	25, 884	2, 731	10.6	9.5
51 (1976)	26, 469	3, 395	12.8	7.8
52 (1977)	27, 198	3, 920	14. 4	6.9
53 (1978)	27, 803	4, 426	15. 9	6.3
54 (1979)	27, 851	4, 912	17.6	5. 7
55 (1980)	27, 596	5, 324	19. 3	5. 2
56 (1981)	27, 111	5,671	20. 9	4.8
57 (1982)	26, 461	5, 994	22. 7	4.4
58 (1983)	25, 727	6, 305	24. 5	4.1
59 (1984)	25, 339	6, 570	25. 9	3.9
60 (1985)	25, 091	6, 846	27. 3	3. 7

第2-2-14表 国民年金(基礎年金)の被保険者数に対する老齢年金 受給権者数の比率の推移(昭和61年度以降)

(年度末現在)

				(十尺木が江)
年度	被保険者数	老齢年金受給権者数	2/1	(参考)
	1	2	1)/ 1)	1/2
	千人	千人	(%)	
昭和61 (1986)	63, 317	11, 243	17.8	5. 6
62 (1987)	64, 105	11,714	18. 3	5. 5
63 (1988)	64, 929	12, 232	18.8	5.3
平成元(1989)	65, 678	12, 716	19. 4	5. 2
2 (1990)	66, 313	13, 291	20.0	5.0
3 (1991)	68, 352	14,001	20. 5	4.9
4 (1992)	68, 941	14, 725	21. 4	4.7
5 (1993)	69, 276	15, 436	22. 3	4.5
6 (1994)	69, 548	16, 120	23. 2	4.3
7 (1995)	69, 952	16, 869	24. 1	4.2
8 (1996)	70, 195	17, 569	25.0	4.0
9 (1997)	70, 344	18, 300	26.0	3.8
10 (1998)	70, 502	19, 091	27. 1	3.7
11 (1999)	70, 616	19,770	28. 0	3.6
12 (2000)	70, 491	20, 566	29. 2	3.4
13 (2001)	70, 168	21, 308	30. 4	3.3
14 (2002)	69, 885	22, 117	31.6	3.2

- (注) 1 老齢年金受給権者数は、基礎年金に相当する給付とみなされる給付の支給を受けている者を含む。
 - 2 65歳以上の被用者年金被保険者であって、老齢または退職を支給事由とする年金の 受給権者は国民年金の第2号被保険者ではないため、国民年金被保険者数と公的年金 被保険者数は異なる。

4. 収支状況

(1) 厚生年金

厚生保険特別会計における、厚生年金の実質的な収支状況を示したものが第 2-2-15表である。ただし、[]内は、株式等の評価損益を運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す特別会計の決算とは異なる。

保険料収入の推移をみると、昭和 40 (1965) 年度の 2,974 億円に対して平成 15 (2003) 年度には 65 倍の 19 兆 2,425 億円となっている。これは、被保険者数の増加、保険料率の引上げ、標準報酬月額の上昇(特にベア)等の要因によるものである。一方、支出合計(実質)は、本格的に老齢年金の受給者が発生してきていること、給付改善が数次にわたり行われたこと等により、上記と同じ 38 年間において 750 倍程度に増加してきている。

特別会計の収支差引残をみると、近年まで、毎年度、収入が支出を上回る黒字

状況にあり、年度末積立金の額は毎年度増加してきた。しかし、段階的に引き上げられてきた厚生年金の保険料率が平成8(1996)年度より凍結されたままであるため保険料収入が伸びず、一方で、高齢化の影響で支出が急速に伸びてきていることから、収支状況は急速に悪化し、平成15(2003)年度には収支差引残が初めてマイナス(赤字)となって、年度末積立金(簿価ベース)が減少している。なお、平成14(2002)年度は、農林年金の統合による移換金(1.6兆円)が収入に計上されたため黒字となったが、この一時的な収入がなければ、平成14(2002)年度から1.3兆円の赤字となっており、平成15(2003)年度も厚生年金基金の代行返上による移換金(3.5兆円)による一時的な収入がなければ、3.8兆円の赤字に拡大していた。

また、時価ベースで収支差引残をみれば、平成 13(2001)年度、平成 14(2002)年度は赤字となっており、時価ベースで評価した年度末積立金が減少している。一方、平成 15(2003)年度は、市場の運用環境が好調であったことから、時価ベースの収支状況は黒字となっている。しかし、これは一時的な要素が強く、保険料率引上げの効果が現れるまで、基本的には赤字基調が続くものと考えられる。

第2-2-15表 厚生年金収支状況の推移

		1					Г	1	()	单位:億円)
			収	入合計(実質	(t)		支出	収支	年度末	
年度			保険料収入	国庫負担	運用収入	その他	合計 (実質)	差引残	積立金	積立度合
昭和40	(1965)	3, 815	2, 974	57	784	1	398	3, 418	14, 414	29. 2
4 5	(1970)	10, 264	7, 479	278	2, 496	10	1, 602	8, 662	44, 202	23. 0
5 0	(1975)	31, 161	22, 020	1, 589	7,510	43	9, 701	21, 460	122, 869	10.6
5 1	(1976)	40, 190	28, 573	2, 330	9, 235	52	13, 902	26, 288	149, 157	9. 0
5 2	(1977)	49, 352	34, 582	3, 383	11, 315	71	18, 769	30, 583	179, 740	8. 1
5 3	(1978)	54, 458	37, 176	3, 987	13, 215	80	23, 117	31, 341	211, 081	7. 9
5 4	(1979)	59, 535	39, 880	4, 427	15, 113	116	27, 098	32, 438	243, 519	7.9
5 5	(1980)	70, 393	47, 007	5, 466	17, 846	73	34, 073	36, 319	279, 838	7. 5
5 6	(1981)	83, 916	56, 275	6, 485	21, 085	71	40, 957	42, 959	322, 796	7. 1
5 7	(1982)	89, 551	59, 987	5, 469	23, 997	99	46, 719	42, 832	365, 629	7. 2
5 8	(1983)	95, 872	62, 906	5, 952	26, 924	90	52, 084	43, 788	409, 416	7.3
5 9	(1984)	103, 016	65, 764	7, 267	29, 921	64	57, 590	45, 426	454, 843	7.4
6 0	(1985)	117, 599	75, 053	9, 135	33, 294	116	64, 613	52, 986	507, 828	7. 3
6 1	(1986)	138, 390	86, 018	15, 880	36, 410	82	93, 405	44, 985	552, 813	5. 6
6 2	(1987)	143, 559	89, 142	16, 436	37, 877	104	100, 351	43, 208	599, 638	5. 6
6 3	(1988)	162, 490	94, 505	29, 619	38, 268	98	106, 002	56, 488	656, 126	5.8
平成元	(1989)	161, 103	104, 910	16, 943	39, 159	91	115, 055	46, 048	702, 175	5.8
2	(1990)	194, 205	130, 507	21, 442	42, 152	105	127, 776	66, 430	768, 605	5. 6
3	(1991)	212, 636	142, 141	23, 739	46, 652	104	141, 270	71, 366	839, 970	5. 5
4	(1992)	225, 391	149, 550	26, 060	49, 554	227	154, 021	71, 370	911, 340	5. 5
5	(1993)	232, 748	153, 476	28, 377	50, 772	123	165, 383	67, 365	978, 705	5. 6
6	(1994)	245, 929	163, 398	29, 791	52, 621	119	179, 316	66, 613	1, 045, 318	5. 5
7	(1995)	270, 624	186, 933	28, 295	55, 268	128	197, 831	72, 793	1, 118, 111	5. 4
8	(1996)	275, 059	193, 706	25, 169	56, 061	123	208, 591	66, 468	1, 184, 579	5. 4
9	(1997)	297, 001	206, 832	27, 115	55, 637	7, 418	224, 020	72, 981	1, 257, 560	5. 4
1 0	(1998)	290, 696	206, 151	28, 302	52, 164	4,079	239, 810	50, 886	1, 308, 446	5. 3
1 1	(1999)	291, 035	202, 099	36, 356	47, 286	5, 294	251, 493	39, 542	1, 347, 988	5. 3
1 2	(2000)	283, 137	200, 512	37, 209	43, 067	2, 349	262, 320	20, 817	1, 368, 804	5. 2
1 3	(2001)	278, 198 [266, 131]	199, 360	38, 164	38, 607 [26, 541]	2,067	273, 068	5, 130 [△ 6, 937]	1, 373, 934 [1, 345, 967]	5. 1 [5. 0]
1 4	(2002)	290, 775 [262, 436]	202, 034	40, 036	31, 071 [2, 731]	17, 635	287, 686	3, 089 [△ 25, 250]	1, 377, 023 [1, 320, 717]	4. 8 [4. 7]
1 5	(2003)	293, 543 [334, 890]	192, 425	41, 045	22, 884 [64, 232]	37, 188	296, 855	\triangle 3, 312 [38, 035]	1, 374, 110 [1, 358, 752]	4.7 [4.5]

⁽注) 1 支出合計(実質)は、業務勘定から積立金への繰入の額を除いたものである。

² 昭和61(1986)年度以降の収入合計(実質)と支出合計(実質)は、基礎年金交付金、制度間調整交付金、 船員保険特別会計より受入、および職域等費用納付金の額を除いたものである。

³ 平成15(2003)年度の上記の収入には、確定給付企業年金法に基づく物納399億円は含まれていない。

⁴ 上記の[]内は、年金資金運用資金における資金運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。

(2)国民年金

収支状況のこれまでの推移は、第2-2-16表のとおりである。これは国民年金特別会計のうちの国民年金勘定(自営業者を中心とした第1号被保険者に係る年金勘定)の収支状況をまとめたものである。ここには、無拠出制である福祉年金分及び基礎年金勘定は含まれていない。また、[]内は、株式等の評価損益を運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す特別会計の決算とは異なる。

保険料は、制度発足当初、35歳未満月額100円、35歳以上月額150円であったが、給付改善等に伴い引き上げられ、昭和60(1985)年度には月額6,740円となった。被保険者数は昭和36(1961)年度末の1,824万人から昭和60(1985)年度末の2,509万人へと約1.4倍になった。

特に昭和 45(1970)年度、昭和 49(1974)年度及び昭和 50(1975)年度に保険料収入の著しい増加があった。これは、強制適用の被保険者に対して、保険料の未納期間のうち、2年間の時効が成立して保険料を納付できなくなった期間について、救済措置として特例納付が実施されたことによる影響が大きいものと考えられる。なお、特例納付の措置は次のとおり 3 回行われた。

- ① 昭和 45(1970)年7月1日前の時効となった期間。申出期間は昭和 47(1972) 年6月30日までで、特例納付保険料は月額 450円。
- ② 昭和 48(1973)年4月1日前の時効となった期間。申出期間は昭和 50(1975)年12月31日までで、特例納付保険料は月額 900円。
- ③ 昭和53(1978)年4月1日前の時効となった期間。申出期間は昭和55(1980) 年6月30日までで、特例納付保険料は月額4,000円。

昭和 61(1986)年度からは、被用者年金制度の被保険者の被扶養配偶者が国民年金の第3号被保険者とされたことにより、昭和 61(1986)年度の保険料収入は前年度に比べて減少した。昭和 62(1987)年度には、保険料の引上げにより、保険料収入は若干増加した。

国庫負担は、制度発足当初は、拠出時負担であったため、保険料収入の増加に伴い伸びている。しかし、昭和49(1974)年1月から老齢年金の資格期間短縮者の加算部分について新たに4分の1を給付時に国庫負担することとした一方で、サラリーマンの被扶養配偶者の任意加入者(当時、被保険者全体の約1/5)の納付保険料に相当する部分についての国庫負担が拠出時負担から給付時負担となり、また、昭和51(1976)年度からは、すべての国庫負担が拠出時負担から給付時負担に改正されたことから、昭和49(1974)年度及び昭和51(1976)年度は前年度より国庫負担額が減少している。また、国庫負担額が、老齢福祉年金等の経過的年金の受給者数の減少により、平成元(1989)年までは減少し、その後は増加するという特殊な曲線を描く状況に鑑み、昭和58(1983)年度から、国民年金制度に対する国

庫負担額の平準化措置がとられたことにより、国庫負担額は当面大幅に減少することとなった。そのためもあって、昭和58(1983)年度、59(1984)年度の収支は赤字となっている。この国庫負担の平準化措置による国庫負担の減額は昭和63(1988)年度で終了し、平成2(1990)年度から平成9(1997)年度までは過去の減額分の元本分が返済されているが、うち平成6(1994)、7(1995)年度分については返済が繰り延べられていることから国庫負担額は少なくなっている。

昭和 61(1986)年度以降、基礎年金勘定からの繰入れである基礎年金交付金を差し引いた実質的な収入額でみると、昭和 61(1986)年度は 2 兆 2 千億円、平成 15(2003)年度は 3 兆 6 千億円となっている。

支出の面をみると、年金受給者数の増加や給付水準の改善により年金給付額は上昇を続けてきている。そのなかで、著しい変化を示しているのは、昭和48(1973)年度から51(1976)年度であるが、これは次のような理由によるものと考えられる。

- ① 昭和40年代後半の10年年金の受給権者の発生。
- ② 昭和50(1975)年度の5年年金の受給者の発生。
- ③ 昭和 49(1974)年から導入された年金額の改定措置と時期を同じくして、オイルショックによるインフレに伴い年金額が引き上げられたこと。(昭和49(1974)年度 16.1%、昭和50(1975)年度 21.8%)

特別会計の収支差引残をみると、国庫負担が繰り延べられた昭和58(1983)年度、昭和59(1984)年度を除き、近年まで、毎年度の収入が支出を上回る黒字状況にあり、年度末積立金の額は毎年度増加してきたが、厚生年金と同様に国民年金の保険料が平成10(1998)年度より凍結されたままであるため、収支状況は急速に悪化しており、平成14(2002)年度には収支差引残がマイナス(赤字)となり、年度末積立金(簿価ベース)が減少している。

時価ベースで収支差引残をみれば、平成 15(2003)年度は、市場の運用環境が好調であったことから、厚生年金と同様に黒字となっているが、これは、一時的な要素が強く、保険料引上げの効果が現れるまで、基本的には赤字基調が続くものと考えられる。

第2-2-16表 国民年金の収支状況の推移

(畄位・偣田)

r						(耳	位:億円)
年度	収入合計			_	支出合計	収支	年度末
十段	(実質)	保険料収入	国庫負担	運用収入	(実質)	差引残	積立金
昭和36 (1961)	305	184	116	5	0	305	305
37 (1962)	342	216	99	27	2	340	645
38 (1963)	406	228	128	50	7	399	1, 044
39 (1964)		236	133				
	444			75	13	431	1, 475
40 (1965)	497	248	146	103	19	478	1, 946
41 (1966)	614	307	166	134	29	586	2, 532
42 (1967)	895	472	245	177	71	824	3, 356
43 (1968)	1, 087	543	312	233	89	999	4, 352
44 (1969)	1, 337	682	349	303	105	1, 233	5, 585
45 (1970)	1, 849	1, 064	394	391	163	1, 686	7, 271
46 (1971)	2, 362	1, 224	632	506	259	2, 103	9, 390
47 (1972)	2, 866	1, 503	717	645	495	2, 371	11, 761
48 (1973)	3, 516	1, 747	969	798	807	2, 709	14, 470
49 (1974)	4, 653	2, 808	878	957	2, 217	2, 436	16, 906
50 (1975)	6, 938	3, 690	2, 133	1, 093	4, 623	2, 315	18, 147
51 (1976)	7, 547	4, 111	1, 200	1, 108	7, 178	369	18, 421
52 (1977)	9, 950	6, 293	2, 391	1, 108	9, 526	425	18, 466
53 (1978)	13, 968	8, 324	4,076	1, 124	11, 582	2, 386	20, 526
54 (1979)	16, 915	10, 059	5, 214	1, 253	13, 587	3, 328	23, 596
55 (1980)	19, 077	11,824	5, 420	1, 507	15, 976	3, 101	26, 387
56 (1981)	20,601	12, 404	5, 996	1,824	18, 662	1, 939	28, 093
57 (1982)	23, 866	13, 761	7, 905	1, 915	20, 946	2, 921	30, 699
58 (1983)	21, 789	14, 604	4, 895	1, 926	22, 839	△ 1,049	29, 276
59 (1984)	24, 226	15, 007	6, 957	1,841	24, 616	△ 390	27, 633
60 (1985)	27, 323	15, 762	8, 431	1,827	26, 882	441	25, 939
昭和61 (1986)	22, 209	12, 127	6, 567	1, 332	16, 621	5, 588	21, 912
62 (1987)	23, 652	12, 621	7, 259	1, 338	17, 008	6, 644	26, 197
63 (1988)	25, 947	12, 844	9, 197	1, 497	20, 378	5, 569	29, 409
平成元 (1989)	26, 458	12, 841	9, 700	1, 514	21, 300	5, 157	32, 216
2 (1990)	26, 737	13, 053	9, 548	1, 737	20, 297	6, 440	36, 317
3 (1991)	29, 631	14, 505	10, 683	2, 057	20, 046	9, 585	43, 572
4 (1992)	31, 900	15, 416	11, 550	2, 551	21, 875	10, 025	51, 275
5 (1993)	34, 011	16, 466	12, 382	2, 789	24, 510	9, 501	58, 468
6 (1994)	33, 584	17, 296	10, 889	3, 043	26, 811	6, 773	63, 712
7 (1995)	34, 861	18, 251	11, 846	3, 184	28, 049	6, 813	69, 516
8 (1996)	38, 240	19, 209	14, 679	3, 296	28, 752	9, 488	78, 493
9 (1997)	36, 240 36, 738	19, 209	13, 322		30, 548	6, 190	84, 683
	36, 738 36, 393			3, 405			
10 (1998)	-	19, 716	13, 265	3, 368	31, 456	4, 936	89, 619
11 (1999)	36, 529	20, 025	13, 227	3, 236	31, 531	4, 998	94, 617
12 (2000)	36, 187	19, 678	13, 637	2, 828	32, 596	3, 591	98, 208
13 (2001)	36, 143	19, 538	14, 307	2, 263	34, 861	1, 282	99, 490
14 (2002)	[35, 126]	10 050	1.4 EGE	[1, 246]	25 024	265]	[97, 348]
14 (2002)	35, 453 [33, 184]	18, 958	14, 565	$[\triangle \ 371]$	35, 834		99, 108 [94, 698]
15 (2003)	36, 142	19, 627	14, 963	1, 523	36, 639	\triangle 497	98, 612
(_ (_ ())	[39, 101]	,		[4, 482]	,	[2, 462]	[97, 160]

⁽注) 1 支出合計 (実質) は、業務勘定から積立金への繰入の額を除いたものである。 2 昭和61年度以降の収入合計 (実質) と支出合計 (実質) は、基礎年金交付金の額を除いた

ものである。 3 上記の[]内は、年金資金運用資金における資金運用分について、株式等の評価損益も運 用収入に含める時価ベースで評価したものである。

5. 改正前の制度に基づく財政見通し

厚生年金、国民年金の財政状況は、急速な高齢化に伴う年金給付費の増加が続くなかで、保険料(率)の凍結の影響により、毎年度の収支状況が赤字に転じたところである。

平成 16 年の年金制度改正による保険料水準の引上げと給付水準の調整が行われなければ、急速な少子高齢化の進行に伴い、毎年の赤字幅は増加していき、さらに年金財政は悪化していくこととなる。

ここでは、その影響をみるため、仮に、改正前の制度を維持したとした場合について、厚生年金、国民年金の財政見通しを示す。

(1) 改正前の給付水準と保険料水準を維持した場合の財政見通し

第2-2-18表は、改正前の制度に基づく、厚生年金、国民年金の財政見通 しである。この推計では、基礎年金国庫負担割合は改正前と変わらず3分の1と し、社会・経済状況の前提は基準ケース(詳細は第4章参照)とした。

今後、急速に少子高齢化が進行し、受給者数の増加に伴い年金給付費が増加する一方で、被保険者数は減少していくことが見込まれることから、今後、保険料(率)の凍結が続けば、支出が収入を上回る赤字幅がさらに拡大していくことが見込まれる。当面の間は、この赤字は、積立金を取り崩すことにより賄うことができるが、このまま放置すれば、厚生年金は平成33(2021)年度、国民年金は平成29(2017)年度に積立金が底をつき、以後、改正前の水準の給付を行うことはできなくなる見通しとなっている。

第2-2-17表 積立金が枯渇する年度の見通し

	厚生年金	国民年金
国庫負担割合3分の1	平成 33(2021)年度	平成 29(2017)年度
国庫負担割合2分の1	平成 36 (2024) 年度	平成 41 (2029) 年度

注:国庫負担2分の1の場合、平成21(2009)年度に2分の1完成

第2-2-18表 改正前の給付水準と保険料水準を維持した場合の財政見通し

○ 国庫負担割合 1/3

[厚生年金(保険料率 13.58%据置)]

年度	保険料率	収入合計			支品	出合計	収支	年度末	年度末積立金	積立
	(対総報酬)		保険料 収 入	運用収入		基礎年金 拠 出 金	差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	13.58	27.4	19.9	3.0	31.8	11.0	-4.4	162.8	162.8	5.3
18 (2006)	13.58	28.3	20.3	3.5	32.7	11.3	-4.4	158.3	158.6	5.0
19 (2007)	13.58	29.1	20.6	3.9	33.6	11.5	-4.5	153.8	153.3	4.7
20 (2008)	13.58	30.2	21.1	4.5	34.9	12.0	-4.7	149.2	146.0	4.4
21 (2009)	13.58	31.0	21.5	4.6	36.7	12.6	-5.7	143.4	137.2	4.1
22 (2010)	13.58	31.3	21.8	4.4	38.2	13.1	-7.0	136.5	127.1	3.8
26 (2014)	13.58	32.3	23.3	3.3	43.2	15.6	-10.9	98.4	84.9	2.5
27 (2015)	13.58	32.6	23.7	2.9	44.7	16.3	-12.2	86.2	72.8	2.2
32 (2020)	13.58	33.1	25.8	0.7	49.1	18.6	-16.0	13.9	10.5	0.6
33 (2021)	13.58	33.2	26.2	0.2	50.0	19.0	-16.8	-2.9		

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

賃金上昇率 物価上昇率 1.0 % 運用利回り 可処分所得上昇率

2.1% (ただし、平成35(2023)年度までは1.9%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

[国民年金(保険料月額13,300円(平成16年度価格)据置)]

年度	保険料月額	収入合計			支出合計	収支	年度末	年度末積立金	積立
	(16年度価格)		保険料収入	運用収入		差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成(西曆)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	13,300	4.0	2.1	0.2	4.3	-0.3	10.7	10.7	2.6
18 (2006)	13,300	4.3	2.2	0.2	4.6	-0.3	10.3	10.4	2.3
19 (2007)	13,300	4.5	2.3	0.3	4.9	-0.4	9.9	9.9	2.1
20 (2008)	13,300	4.6	2.3	0.3	5.0	-0.5	9.5	9.3	2.0
21 (2009)	13,300	4.6	2.3	0.3	5.2	-0.6	8.9	8.6	1.8
22 (2010)	13,300	4.7	2.3	0.3	5.4	-0.7	8.2	7.6	1.6
27 (2015)	13,300	5.1	2.4	0.1	6.5	-1.4	2.7	2.2	0.6
28 (2016)	13,300	5.1	2.4	0.1	6.7	-1.5	1.1	0.9	0.4
29 (2017)	13,300	5.2	2.4	0.0	6.8	-1.7	-0.5		

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。 賃金上昇率 物価上昇率 1.0 %

運用利回り 3.2 %

可処分所得上昇率 2.1% (ただし、平成35(2023)年度までは1.9%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

○ 国庫負担割合 1/2

[厚生年金(保険料率 13.58%据置)]

国 庫 負 担 : 平成 21(2009)年 度 2 分 の 1 完 成 平成 17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料率	収入合計			支上	出合計	収支	年度末	年度末積立金	積立
, , , ,	(対総報酬)		保 険 料 収 入	運用収入		基礎年金 拠 出 金	差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成(西曆)	%	兆 円	兆 円	兆 円	兆 円	兆 円	兆 円	兆 円	兆円	
17 (2005)	13.58	27.5	19.9	3.0	31.8	11.0	-4.3	162.9	162.9	5.3
18 (2006)	13.58	28.4	20.3	3.5	32.7	11.3	-4.3	158.6	158.9	5.0
19 (2007)	13.58	29.2	20.6	3.9	33.6	11.5	-4.4	154.2	153.7	4.7
20 (2008)	13.58	30.4	21.1	4.5	34.9	12.0	-4.5	149.7	146.5	4.4
21 (2009)	13.58	32.8	21.5	4.7	36.8	12.7	-4.0	145.7	139.4	4.1
22 (2010)	13.58	33.6	21.8	4.5	38.3	13.2	-4.7	141.0	131.4	3.8
27 (2015)	13.58	35.9	23.7	3.4	44.9	16.4	-9.0	104.6	88.4	2.5
32 (2020)	13.58	37.4	25.8	1.8	49.3	18.8	-11.9	51.0	38.8	1.3
35 (2023)	13.58	37.9	27.1	0.6	51.2	19.7	-13.3	12.3	8.8	0.5
36 (2024)	13.58	38.1	27.5	0.2	52.1	20.1	-14.0	-1.7		

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

可処分所得上昇率 2.1% (ただし、平成35(2023)年度までは1.9%)

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。
- (注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

[国民年金(保険料 13,300円(平成 16年度価格)据置)]

国 庫 負 担:平 成 21(2009)年 度 2 分 の 1 完 成 平成 17(2005)~ 20(2008)年度は 3 分の 1 に加 え、1000分の 11を国 庫 負 担 (平成 16(2004)年度は 3 分の 1 に加 え、2 7 2 億 円を国 庫 負 担)

年 度	保険料月額	収入合計			支出合計	収 支	年度末	年 度 末 積 立 金	積立
	(16年度価格)		保険料収入	運用収入		差引残	積 立 金	(16年度価格)	度合
平成(西曆)	円	兆 円	兆 円	兆 円	兆 円	兆 円	兆 円	兆 円	
17 (2005)	13,300	4.0	2.1	0.2	4.3	-0.3	10.7	10.7	2.6
18 (2006)	13,300	4.3	2.2	0.2	4.6	-0.3	10.4	10.5	2.3
19 (2007)	13,300	4.5	2.3	0.3	4.9	-0.4	10.1	10.0	2.1
20 (2008)	13,300	4.6	2.3	0.3	5.0	-0.4	9.7	9.5	2.0
21 (2009)	13,300	5.2	2.3	0.3	5.1	0.0	9.7	9.4	1.9
22 (2010)	13,300	5.4	2.3	0.3	5.3	0.1	9.8	9.1	1.8
27 (2015)	13,300	6.0	2.4	0.3	6.3	-0.3	9.1	7.7	1.5
32 (2020)	13,300	6.7	2.6	0.2	7.2	-0.5	6.6	5.0	1.0
37 (2025)	13,300	7.3	2.9	0.1	8.0	-0.8	3.0	2.1	0.5
40 (2028)	13,300	7.5	2.9	0.0	8.6	-1.0	0.2	0.1	0.1
41 (2029)	13,300	7.6	3.0	0.0	8.8	-1.2	-1.0		

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 2.1 % 物価上昇率 1.0 % 運用利回り 3.2 %

可処分所得上昇率 2.1% (ただし、平成35(2023)年度までは1.9%)

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

なお、積立金が底をついた後の毎年度の不足財源を保険料の引上げにより確保することとすれば、平成37(2025)年度には厚生年金22.2%、国民年金22,700円(平成16年度価格)、さらに高齢化が進んだ平成62(2050)年度には厚生年金29.0%、国民年金32,400円(平成16年度価格)まで保険料を引き上げる必要が生じる。逆に、積立金が底をついた後に保険料(率)を引き上げず、その財源の範囲内で給付を行うこととした場合には、厚生年金の給付水準は、平成37(2025)年度では所得代替率36%程度、さらに高齢化が進んだ平成62(2050)年度では所得代替率28%程度となり、現行の所得代替率(59%)の半分以下に低下することになる。(所得代替率については第3章参照)

基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げたとしても、保険料水準と給付水準について、改正前の水準を維持すれば、赤字が継続し、厚生年金は平成36(2024)年度、国民年金は平成41(2029)年度に積立金が底をつき、以後、改正前の水準の給付を行うことはできなくなる。

第2-2-19表 積立金枯渇以後において年金給付に不足する財源の額

○ 国庫負担割合 1/3 の場合

[厚生年金]

年 度	~2020	2021	2025	2030	2040	2050
不足額	_	2.2 兆円	12.1 兆円	12.4 兆円	15.6 兆円	16.2 兆円
不足財源を保険料引上げで	13.58%	15.1%	22.2%	22.7%	26.8%	29.0%
確保する場合の保険料率		(+1.5)	(+8.6)	(+9.1)	(+13.2)	(+15.4)
不足財源を給付引下げで	59.3%	53%	36%	35%	30%	28%
確保する場合の所得代替率		(-6)	(-23)	(-24)	(-29)	(-31)

[国民年金]

年 度	~2016	2017	2025	2030	2040	2050
不足額	_	0.4 兆円	1.4 兆円	1.5 兆円	2.0 兆円	2.1 兆円
不足財源を保険料引上げで 確保する場合の保険料月額 (16 年度価格)	13,300円	16,200 円 (+2,900)	22,700 円 (+9,400)	23,700 円 (+10,400)	29,100 円 (+15,800)	32,400 円 (+19,100)

注:不足額及び国民年金の保険料は平成16年度価格、保険料率は総報酬ベースである。

○ 国庫負担割合 1/2 の場合

[厚生年金]

年 度	~2023	2024	2025	2030	2040	2050
不足額	_	1.2 兆円	9.9 兆円	10.1 兆円	13.2 兆円	13.8 兆円
不足財源を保険料引上げで	13.58%	14.4%	20.6%	21.1%	24.7%	26.7%
確保する場合の保険料率		(+0.8)	(+7.0)	(+7.5)	(+11.2)	(+13.1)
不足財源を給付引下げで	59.3%	55%	39%	38%	32%	30%
確保する場合の所得代替率		(-3)	(-20)	(-21)	(-26)	(-29)

[国民年金]

年 度	~2028	2029	2030	2040	2050
不足額	_	0.7 兆円	0.7 兆円	1.1 兆円	1.3 兆円
不足財源を保険料引上げで 確保する場合の保険料月額 (16 年度価格)	13,300 円	17,800 円 (+4,500)	18,100 円 (+4,800)	22,100 円 (+8,800)	24,600 円 (+11,300)

注:不足額及び国民年金の保険料は平成16年度価格、保険料率は総報酬ベースである。

(2) 改正前の給付水準を維持し、保険料水準を引き上げた場合の財政見通し

改正前の制度では、年金財政の均衡を図るため、保険料水準を段階的に引き上げることとされていた。そこで、改正前の給付水準を維持し、段階的に保険料を引き上げた場合、保険料をどこまで引き上げなければならないかを示したものが、第2-2-1図である。保険料(率)の引上げ幅は、厚生年金は平成16(2004)年度より毎年0.354%、国民年金は平成17(2005)年度より毎年600円(平成16年度価格)とし、社会・経済状況の前提は基準ケースとした。また、財政方式についても改正前の財政方式(永久均衡方式;詳細は第3章参照)によるものである。

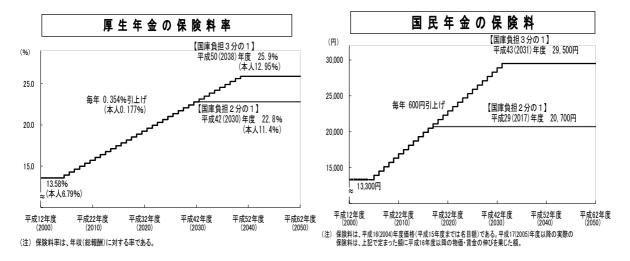
改正前の制度では、厚生年金の保険料率は基礎年金の国庫負担割合が 3 分の 1 の場合で 25.9%、同 2 分の 1 の場合でも 22.8%まで、国民年金の保険料は同 3 分の 1 の場合で 29,500 円 (平成 16 年度価格)、同 2 分の 1 の場合でも 20,700 円 (平成 16 年度価格) までの引上げを要する見込みとなった。

第2-2-1図 現行の給付水準を維持した場合(給付水準維持)の 最終保険料(率)

【保険料(率)の引上げ幅】

厚生年金 : 平成16年10月より毎年0.354%(本人0.177%、事業主0.177%)引上げ

国民年金 : 平成17年 4月より毎年600円(平成16年度価格)引上げ



※ 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者(月収 36.0 万円(ボーナスは年 2 回合計で月収 3.6 ヶ月分))の場合、毎年、 保険料率の引上げにより、月 650 円程度(ボーナス 1 回につき 1,150 円程度)保険料負担(被保険者分)が増加する。

第2-2-20表 改正前の給付水準を維持した場合の財政見通し

○ 国庫負担割合 1/3

[厚生年金]

年度	保険料率	収入合計			支出	合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
1 30	(対総報酬)		保険料 収 入	運用収入		基礎年金 拠 出 金	差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	14.288	28.2	20.7	3.0	31.8	11.0	-3.7	163.8	163.8	5.3
18 (2006)	14.642	29.6	21.6	3.5	32.7	11.3	-3.1	160.7	161.0	5.0
19 (2007)	14.996	31.0	22.5	4.0	33.6	11.5	-2.6	158.1	157.7	4.8
20 (2008)	15.350	32.9	23.5	4.6	34.9	12.0	-2.0	156.1	152.8	4.5
21 (2009)	15.704	34.3	24.5	4.9	36.7	12.6	-2.4	153.7	147.0	4.3
22 (2010)	16.058	35.3	25.5	4.8	38.2	13.1	-2.9	150.7	140.4	4.0
27 (2015)	17.828	41.0	30.7	4.3	44.7	16.3	-3.7	133.3	112.6	3.1
32 (2020)	19.598	47.3	36.8	3.8	49.1	18.6	-1.8	119.6	91.1	2.5
37 (2025)	21.368	54.4	43.6	3.8	52.7	20.3	1.7	120.8	82.9	2.3
42 (2030)	23.138	62.2	50.2	4.3	57.3	22.3	4.8	140.4	86.9	2.4
52 (2040)	25.9	76.9	60.9	6.2	72.9	29.2	4.0	197.4	99.2	2.7
62 (2050)	25.9	85.4	66.7	6.6	86.8	36.2	-1.4	207.8	84.8	2.4
72 (2060)	25.9	94.5	74.7	6.1	96.4	41.1	-2.0	192.6	63.8	2.0
82 (2070)	25.9	103.3	82.5	5.6	105.8	45.4	-2.5	176.2	47.5	1.7
92 (2080)	25.9	113.5	91.8	4.9	116.2	50.2	-2.7	155.2	34.0	1.4
102 (2090)	25.9	127.4	104.4	4.5	128.1	55.6	-0.7	143.3	25.5	1.1
112 (2100)	25.9	145.5	119.8	5.1	142.0	61.8	3.5	164.7	23.8	1.1

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

賃金上昇率 2.1 % 物価上昇率 1.0 % 運用利回り 3.2 %

可処分所得上昇率 2.1% (ただし、平成35(2023)年度までは1.9%)

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。
- (注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

[国民年金]

年度	保険料月額	収入合計			支出合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(16年度価格)		保険料 収 入	運用収入		差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	13,900	4.1	2.2	0.2	4.3	-0.2	10.8	10.8	2.6
18 (2006)	14,500	4.5	2.4	0.2	4.6	-0.1	10.6	10.7	2.3
19 (2007)	15,100	4.8	2.6	0.3	4.9	-0.1	10.6	10.5	2.2
20 (2008)	15,700	5.0	2.7	0.3	5.0	0.0	10.5	10.4	2.1
21 (2009)	16,300	5.2	2.8	0.3	5.2	-0.1	10.5	10.2	2.0
22 (2010)	16,900	5.4	3.0	0.3	5.4	0.0	10.5	9.8	1.9
27 (2015)	19,900	6.5	3.6	0.3	6.5	0.0	10.4	8.8	1.6
32 (2020)	22,900	7.8	4.5	0.3	7.4	0.4	11.3	8.6	1.5
37 (2025)	25,900	9.3	5.6	0.5	8.2	1.2	15.1	10.4	1.7
42 (2030)	28,900	11.2	6.8	0.7	9.3	1.9	22.6	14.0	2.2
52 (2040)	29,500	13.5	7.4	1.2	12.3	1.3	38.4	19.3	3.0
62 (2050)	29,500	15.6	8.1	1.4	14.9	0.6	46.1	18.8	3.0
72 (2060)	29,500	17.6	9.1	1.6	17.0	0.5	50.4	16.7	2.9
82 (2070)	29,500	19.4	10.1	1.7	18.8	0.5	54.1	14.6	2.8
92 (2080)	29,500	21.5	11.3	1.8	20.8	0.7	58.3	12.7	2.8
102 (2090)	29,500	24.2	12.9	2.0	23.1	1.1	65.4	11.6	2.8
112 (2100)	29,500	27.6	14.8	2.5	25.7	2.0	78.9	11.4	3.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度〜)経済前提は次の通り。 賃金上昇率 2.1 % 物価上昇率 1.0 % 1.0 % 運用利回り 3.2 %

可処分所得上昇率 2.1% (ただし、平成35(2023)年度までは1.9%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

○ 国庫負担割合 1/2

[厚生年金]

国庫負担: 平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料率	収入合計			支出	合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(対総報酬)		保険料 収 入	運用収入		基礎年金 拠 出 金	差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	14.288	28.3	20.7	3.0	31.8	11.0	-3.5	164.0	164.0	5.3
18 (2006)	14.642	29.8	21.6	3.6	32.7	11.3	-3.0	161.0	161.3	5.0
19 (2007)	14.996	31.2	22.5	4.0	33.6	11.5	-2.4	158.5	158.1	4.8
20 (2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.6	153.3	4.5
21 (2009)	15.704	36.1	24.5	4.9	36.8	12.7	-0.7	156.0	149.3	4.3
22 (2010)	16.058	37.7	25.5	4.9	38.3	13.2	-0.7	155.3	144.7	4.1
27 (2015)	17.828	44.3	30.7	4.8	44.9	16.4	-0.6	151.7	128.1	3.4
32 (2020)	19.598	51.6	36.8	4.9	49.3	18.8	2.3	156.7	119.3	3.1
37 (2025)	21.368	59.7	43.6	5.6	52.9	20.5	6.8	181.5	124.6	3.3
42 (2030)	22.8	68.4	49.9	7.1	57.5	22.5	10.9	230.0	142.3	3.8
52 (2040)	22.8	78.6	53.8	9.9	73.1	29.5	5.4	318.2	159.9	4.3
62 (2050)	22.8	88.1	58.9	10.9	87.0	36.4	1.0	348.1	142.1	4.0
72 (2060)	22.8	98.0	65.9	11.4	96.7	41.4	1.3	361.4	119.8	3.7
82 (2070)	22.8	107.7	72.9	12.0	106.1	45.8	1.6	381.6	102.8	3.6
92 (2080)	22.8	119.2	81.1	12.8	116.5	50.6	2.6	407.8	89.2	3.5
102 (2090)	22.8	134.4	92.1	14.2	128.5	56.0	5.9	455.2	80.9	3.5
112 (2100)	22.8	154.0	105.8	17.1	142.5	62.3	11.5	549.4	79.3	3.8

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

賃金上昇率2.1 %物価上昇率1.0 %運用利回り3.2 %

可処分所得上昇率 2.1% (ただし、平成35(2023)年度までは1.9%)

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。
- (注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

[国民年金]

国庫負担: 平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額	収入合計			支出合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(16年度価格)		保険料 収 入	運用収入		差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	13,900	4.1	2.2	0.2	4.3	-0.2	10.8	10.8	2.6
18 (2006)	14,500	4.5	2.4	0.2	4.6	-0.1	10.7	10.7	2.4
19 (2007)	15,100	4.8	2.6	0.3	4.9	0.0	10.7	10.7	2.2
20 (2008)	15,700	5.1	2.7	0.3	5.0	0.0	10.7	10.5	2.1
21 (2009)	16,300	5.7	2.8	0.3	5.1	0.6	11.3	11.0	2.1
22 (2010)	16,900	6.1	3.0	0.4	5.3	0.8	12.1	11.3	2.1
27 (2015)	19,900	7.5	3.6	0.5	6.3	1.1	16.9	14.3	2.5
32 (2020)	20,700	8.6	4.1	0.7	7.2	1.4	23.2	17.7	3.0
37 (2025)	20,700	9.7	4.5	0.9	8.0	1.7	30.7	21.1	3.6
42 (2030)	20,700	10.9	4.9	1.2	9.1	1.8	39.2	24.3	4.1
52 (2040)	20,700	13.5	5.2	1.7	12.1	1.4	54.6	27.4	4.4
62 (2050)	20,700	15.8	5.7	2.0	14.9	1.0	64.9	26.5	4.3
72 (2060)	20,700	18.0	6.4	2.3	17.0	1.0	73.7	24.4	4.3
82 (2070)	20,700	20.1	7.1	2.6	18.9	1.2	83.5	22.5	4.4
92 (2080)	20,700	22.4	7.9	3.0	21.0	1.5	95.6	20.9	4.5
102 (2090)	20,700	25.3	9.1	3.5	23.2	2.1	112.4	20.0	4.7
112 (2100)	20,700	28.9	10.4	4.3	25.8	3.1	137.0	19.8	5.2

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

賃金上昇率 2.1 % 物価上昇率 1.0 % 運用利回り 3.2 %

可処分所得上昇率 2.1% (ただし、平成35(2023)年度までは1.9%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

これまでの制度改正と財政再計算

我が国の国民一般を対象とした公的年金制度の主な起源は、戦時中の昭和 17年に創設された労働者年金保険制度の流れを汲んだ厚生年金制度と、昭和 36年の国民皆年金の実現に伴い創設された国民年金制度である。

その後、我が国は高度経済成長やオイルショックなどを経験し、厚生年金制度 や国民年金制度はそうした状況に対応すべく逐次給付改善を行い、物価スライド や賃金再評価の導入などの改正を経て発展してきた。

昭和 50 年代まで自営業者を中心とした国民年金と被用者の年金制度である厚生年金及び共済年金制度が、全く別制度として分立していたが、第1次産業を中心とした社会から第2、3次産業を中心とした社会へ産業構造が変化してきたことにより財政基盤が不安定になるといった問題が生じていた。このような産業構造・就業構造の変化に対応できるよう、昭和60年改正において基礎年金制度が導入され、全国民共通である定額の基礎年金を1階部分とし、被用者については基礎年金に上乗せして報酬比例の2階部分を組み合わせる体系へと再編された。

このような流れを経て発展してきた公的年金制度においては、少なくとも5年に一度、財政再計算が行われ、併せて必要な制度改正が行われてきた。ここでは、昭和17年の労働者年金保険制度の創設以来、社会・経済情勢の変化に伴い行われてきた、制度改正と財政再計算について概観する。

1. 我が国の公的年金制度の創設 ~昭和 36 年の国民皆年金制度の実現まで

(1) 労働者年金保険制度の創設

昭和17年、主に工場や鉱山で働く男子労働者を対象とした労働者年金保険制度が創設された。

創設当時より老齢年金、障害年金、遺族年金の給付が設けられており、老齢年金は、被保険者期間が20年以上の者に55歳より支給することとされ、年金額は被保険者期間における平均報酬年額の4分の1を基礎として、被保険者期間が20年を超える1年ごとに平均報酬年額の100分の1を加算した額とされた。

制度創設当時の保険料率は、月収の 6.4% (ただし坑内員は 8%) と定められた。この保険料率は、将来にわたって一定の保険料率を徴収することとした場合に必要な水準として計算される平準保険料率を基準に定められた。

また、国庫負担は、給付費の10%(坑内員は20%)とされた。

その後、昭和19年には名称が厚生年金保険と改められ、適用事業所の範囲の拡大や、女子への適用拡大も行われた。また、給付水準も改善され、老齢年金の年金額は、平均報酬年額の3分の1を基礎として、被保険者期間が20年を超える1年ごとに平均報酬年額の90分の1を加算した額とされた。それに伴い、保険料率も月収の11%(坑内員は15%)に引き上げられた。

(2)戦後の保険料率の引下げ

当時の厚生年金制度は賃金再評価・物価スライドの仕組みが組み込まれていなかったため、戦後の急速なインフレにより、給付の実質価値が大幅に低下してしまった。このため、昭和23年改正においてインフレに対応するため、当時既に支給の始まっていた障害年金について大幅な給付増額が行われた。

一方、この改正で、保険料負担については、戦後の混乱期における被保険者と事業主の負担能力を考慮し、保険料率を月収の3%(坑内員は3.5%)に引き下げた。当時は平準保険料を念頭において財政運営がなされており、当時計算された平準保険料率は、男子9.4%、女子5.5%、坑内員12.3%であったことから、引き下げられた保険料率は暫定的なものとされた。

急速なインフレにより積立金の実質価値が大幅に低下したことと、保険料を大幅に引き下げたことにより、これ以後、厚生年金は、実質的には賦課方式を基本とした制度となったと考えることもできる。

(3)昭和29年の厚生年金保険法の全面改正

政府が緊縮財政を進めた結果、戦後の急激なインフレは昭和 20 年代中頃からや や沈静化してきたが、厚生年金の老齢年金の給付水準はインフレ前の低い標準報 酬が反映されるなどして十分ではなかった。また、被用者でも業種によっては適 用されないなどの問題があったため、厚生年金の老齢年金受給者が実際に発生す る昭和 29 年までに、厚生年金保険制度は戦後の新時代の要請に沿うような制度へ と全面的に改正されることとなった。

昭和28年の改正では、適用範囲が建築・医療・通信などの業種にまで拡大された。また、昭和29年の改正では給付体系が、定額部分に報酬比例の給付を上乗せする体系に改められた。なお、当時の定額部分は加入期間にかかわらず、一律定額とされていた。国庫負担についても給付費の15%に引き上げられた。(坑内員の国庫負担は20%で据え置き。)

【老齢年金の基本設計(昭和29年改正)】

- 支給開始年齡; 男子60歳、女子55歳
- ・老齢年金の年金額

年金額 = 24,000 円 + 平均標準報酬月額 × 5/1000 × 加入月数

保険料については、第2-3-1表のとおり計算されたが、平準保険料をそのまま適用することは社会情勢上困難であったので、従来の暫定保険料率をそのまま据え置き、その後、段階的に保険料率を引き上げる段階保険料方式が採用されることとなった。

また、法律に「保険料率は、(中略)将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、且つ、少くとも五年ごとに、この基準に従つて再計算されるべきものとする」と規定され、以後、少なくとも5年に一度の財政再計算が義務づけられることとなった。しかしながら、段階保険料方式が、法律上明記されることとなったのは、「保険料率は、(中略)基準に適合するに至るまでの間、段階的に引き上げられるべきものとする」との規定が盛り込まれた昭和40年改正のことであった。

段 階 保 険 料 率							
年	度	予定利率が当初10年間5%、 以降4.5%の場合			予定利率が全期間5.5%の場合		
		男 子	女 子	坑内員	男 子	女 子	坑内員
		%	%	%	%	%	%
昭和29(19	54)年度~	3.0	3.0	3.5	3.0	3.0	3.5
昭和34(19	59)年度~	4.0		4.8	4.0		4.8
	64)年度~	5.0	4.0	6.0	4.5	3.2	5.4
昭和44(19	69)年度~	6.1		7.3	4.0		5.4
		平 準	保険	料率			
予定利率が当	予定利率が当初10年間5%以降4.5%の場合 予定利率が全期間5.5%の場合					易合	
男 子	女 子	坑内員		男 子	女 子 坑内		亢内員
%	%		%	%		%	%
5.0	3.6		6.0	4.1		3.1	4.9

第2-3-1表 昭和29年財政再計算結果

なお、当時の財政再計算では、将来の物価上昇や賃金上昇(ベア)を見込まず保険料収入や年金給付費を推計していた。これは、昭和 48 年改正で年金の賃金再評価・物価スライドが導入される前までは、財政再計算において将来の物価上昇や賃金上昇(ベア)を見込むこととすると、給付は名目額で据え置かれたまま、保険料収入のみがベアに応じて増大するという前提で、過度に楽観的な財政見通しを示すことになり、不適切と判断されたからである。

(4)昭和36年の国民年金制度の創設による国民皆年金の確立

戦後の復興期を終えた昭和 30 年代当時、自営業者等は公的年金制度の対象になっていなかったが、高齢化による老後生活への不安や、戦後の家族制度の変革に伴う核家族化の進行などを背景として、全国民に老後の所得保障を与える国民皆年金を望む声が次第に高まってきていた。昭和 33 年には国民健康保険制度ができて国民皆保険が実現しており、また当時のいわゆる神武景気の中で財源が捻出しやすかったことから独自に敬老年金を支給していた地方自治体もあった。こうした流れを受けて、既存の公的年金制度に加入していなかった自営業者等を適用対象とした国民年金制度が創設され、無拠出制については昭和 34 年から、拠出制については昭和 36 年からそれぞれ実施に移された。

当時、国民年金では、被用者の被扶養配偶者は任意加入とされた。保険給付として老齢年金、障害年金、母子・遺児・寡婦年金等が設けられ、老齢年金は保険料納付期間に応じた定額の給付とされた。また、保険料も定額保険料とされ、平準保険料に基づき月額100円(35歳以上の者は150円)に設定された。

国庫負担については、拠出時負担となっており保険料の2分の1が国庫負担であった。これは保険料負担と国庫負担の比率が2対1であることを意味しており、現在の給付時負担で考えると給付費の3分の1の国庫負担割合に相当する。

【老齢年金の基本設計(昭和34年改正)】

国民年金; 年金額=20年未満加入年数×900円+20年超加入年数×1,200円

厚生年金: 年金額=平均標準報酬×6/1000×加入月数+24,000円

第2-3-2表 昭和34年財政再計算結果

厚生年金

段 階 保 険 料 率						
年 度		男 子	女 子	坑内員		
		%	%	%		
昭和36(1961)	年度~	3.5	3.0	4.2		
昭和41(1966)	年度~	4.0	3.1	4.8		
昭和46(1971)	4.5	3.1	5.4			
昭和51(1976)	昭和51(1976)年度~			5.9		
-	平準保	険料 🛚	率			
男 子	女	子	坑区	勺員		
%		%		%		
4.4		3.1		5.2		

(注) 予定利率 5.5%

国民年金

平準保険料
円
128.3

(注) 予定利率 5.5%

2. 公的年金の拡充

厚生年金については、昭和29年改正において大幅な見直しが行われたが、その後の賃金や物価の上昇に伴って、年金の実質価値が低下し、給付水準が不十分であるという指摘が各方面から起こった。このようなことから、昭和35年改正により、厚生年金について、報酬比例部分の給付乗率を1000分の5から1000分の6に引き上げる改正が行われ、同時に、昭和23年から月収の3%で据え置かれていた保険料率についても月収の3.5%(女子3%、坑内員4.2%)に引き上げられた。以後、厚生年金の保険料率は、経済の発展や高齢化の進展に伴い段階的に引き上げられていくこととなる。

昭和36年の国民年金制度の発足後、昭和40年代の高度成長を通じ、国民の生活水準が高くなってきたことに伴い、国民年金、厚生年金では、財政再計算ごとに逐次給付水準が引き上げられた。そして、昭和48年改正により、賃金再評価・物価スライドの仕組みが制度に組み込まれることとなった。

(1)昭和40年改正(1万円年金の実現)

昭和 40 年改正により、厚生年金は、それまで一律定額であった定額部分の給付を加入月数に比例する仕組みに改めた上で額を引き上げるとともに、報酬比例部分の乗率を 1000 分の 6 から 1000 分の 10 へ引き上げ、標準的な老齢年金の月額が1万円となる年金(1万円年金)が実現した。

一方、昭和36年に創設された国民年金は2千万人規模の被保険者を抱くまでになり、高齢化の進行に伴う老後の所得保障への国民の関心の高まりから、やはりその給付水準の拡充が望まれていた。厚生年金で1万円年金が実現されたこともあって、国民年金に関する議論が活発に行われ、厚生年金の定額部分が国民年金に相当するとの考え方から、被保険者1人あたりの標準的な年金月額が5千円(夫婦で1万円)となるように給付水準が引き上げられた。

【老齢年金の基本設計(昭和40年改正)】

国民年金; 年金額=加入年数×2,400円

厚生年金; 年金額=平均標準報酬月額×10/1000×加入月数+250円×加入月数

国民年金では制度創設当初は平準保険料に基づいて保険料を設定していたが、 給付水準の大幅な改善による保険料負担の急激な増加を抑えるため、厚生年金と 同様、段階的に保険料を引き上げる段階保険料方式を採用することとなった。以 後、国民年金の保険料は、経済の発展とそれに伴う給付改善や高齢化の進展に併 せ、厚生年金と同様に段階的に引き上げられていくこととなる。また、国民年金 の財政方式についても賦課方式的な考え方に移行することとなった。

また、この改正により、厚生年金の国庫負担は給付費の 15% (坑内員 20%) から 20% (坑内員 25%) へ引き上げられた。

第2-3-3表 昭和40年財政再計算結果

厚生年金

	段 階 保 険 料 率					
年 度		男 子	女 子	坑内員		
		%	%	%		
昭和40(1965)年	₽5月~	5.5	3.9	6.7		
昭和45(1970)年	₹5月~	6.0	4.3	7.2		
昭和50(1975)年	₹5月~	6.5	4.8	7.7		
昭和55(1980)年	昭和55(1980)年5月~			8.2		
昭和60(1985)年	5月~	7.5	5.8	8.7		
平成 2(1990)年	₹5月~	8.0	6.3	9.2		
平成 7(1995)年	₹5月~	8.5	6.8	9.7		
平成12(2000)年	5月~	9.0	7.3	10.2		
平成17(2005)年	平成17(2005)年5月~		7.7	10.2		
	平準保険料率					
男 子	女	子	坑ρ	勺員		
%		%		%		
6.9		5.3		15.8		

国民年金(41年財政再計算分)

段階保険	段階保険料月額					
年 度	35歳未満	35歳以上				
	円	円				
~昭和41(1966)年12月	100	150				
昭和42(1967)年1月~	200	250				
昭和44(1969)年1月~	250	300				
昭和46(1971)年4月~	300	350				
昭和51(1976)年4月~	400	450				
昭和56(1981)年4月~		508				
平準保険料						
		円				
		403				

(注) 予定利率 5.5%

(注) 予定利率 5.5%

(2)昭和44年改正(2万円年金の実現)

前回の改正において給付水準が引き上げられたが、当時の経済の高度成長とそれに伴う生活水準の向上、また、高齢化、核家族化の進展などによる老後の所得保障へ関心の高まりから、年金給付水準の一層の充実が望まれていた。

そこで、厚生年金については、定額部分の給付単価を引き上げるとともに過去の低い標準報酬を報酬比例部分の年金額の算定基礎から除外し、標準的な年金月額が2万円程度となるよう改正された。国民年金についても、給付単価を引き上げ、標準的な年金月額が1万円(夫婦で2万円)となるよう改正が行われることとなった。

【老齢年金の基本設計(昭和44年改正)】

国民年金; 年金額=加入年数×3,840円

厚生年金: 年金額=平均標準報酬月額×10/1000×加入月数+400円×加入月数

第2-3-4表 昭和44年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率						
年 度	男 子	女 子	坑内員			
	%	%	%			
昭和44(1969)年11月~	6.2	4.6	7.4			
昭和46(1971)年11月~	6.4	4.8	7.6			
昭和50(1975)年 4月~	6.9	5.3	8.1			
昭和55(1980)年 4月~	7.4	5.8	8.6			
昭和60(1985)年 4月~	7.9	6.3	9.1			
平成 2(1990)年 4月~	8.4	6.8	9.6			
平成 7(1995)年 4月~	9.4	7.8	10.6			
平成12(2000)年 4月~	10.4	8.8	11.6			
平成17(2005)年 4月~	11.4	9.4	12.6			
平成22(2010)年 4月~	12.4	9.4	13.6			
平成27(2015)年 4月~	13.4	9.4	14.6			
平成32(2020)年 4月~	14.4	9.4	15.6			
平成37(2025)年 4月~	15.4	9.4	16.6			
平成42(2030)年 4月~	15.6	9.4	16.8			
平準保険料率						
男 子 女	子	坑P	勺員			
%	%		%			
8.5	6.4		20.4			

国民年金

段階保険料。	月額
年 度	
	円
昭和45(1970)年7月~	450
昭和47(1972)年7月~	550
昭和50(1975)年4月~	650
昭和55(1980)年4月~	750
昭和60(1985)年4月~	850
平成 2(1990)年4月~	950
平成 7(1995)年4月~	1,050
平成12(2000)年4月~	1,250
平成17(2005)年4月~	1,450
平成22(2010)年4月~	1,640
平準保険	料
	円
	862

(注) 予定利率 5.5%

(注) 予定利率 5.5%

(3) 昭和 48 年改正(5万円年金の実現;賃金再評価・物価スライド制の導入)

我が国は急速に高齢化社会を迎えようとしていたが、引き続き核家族化の進展や扶養意識の変化などにより高齢者を取り巻く環境は著しく変化しつつあった。 そのため、老後の所得保障の問題に対する国民の関心はかつてないほど高まっていた。また、経済の高度成長に伴い物価水準等が上昇していく中で、年金給付の実質価値の低下が問題となっていた。

このような社会状況の中で、昭和 48 年改正により、賃金再評価・物価スライドの仕組みが、厚生年金、国民年金に組み込まれることとなった。また、厚生年金の給付水準は、現役の厚生年金被保険者の平均賃金の 60%程度の水準を目標とする考え方で設定され、その結果、標準的なケースでの年金月額は5万円程度とされた。国民年金においても、標準的な年金月額が2万5千円程度(夫婦で5万円程度)となるような給付水準に改められた。

【老齢年金の基本設計(昭和48年改正)】

国民年金;年金額=加入年数×9,600円

厚生年金;年金額=平均標準報酬月額(再評価後)×10/1000×加入月数+1,000円×加入月数

賃金再評価・物価スライドの仕組みが導入されたことから、保険料設定に際しては、従来のような物価、賃金の上昇を織り込まない静態的な見通しではなく、経済的変動を織り込んだ動態的な将来の収支見通しを用いるようになった。またこれに伴い、昭和48年以降の財政再計算では、収支見通しの基礎となる将来の被保険者数見通しは人口問題研究所(現 国立社会保障・人口問題研究所)の将来推計人口に基づいて設定されるようになった。なお、従来どおりの静態的な計算に基づく平準保険料についても、参考として引き続き算出された。

第2-3-5表 昭和48年財政再計算結果

厚生年金

	段階保険料率						
年 度		男 子	女 子	坑内員			
		%	%	%			
~昭和48(1973	3)年10月	6.4	4.8	7.6			
昭和48(1973)年1	1月~	7.6	5.8	8.8			
昭和53(1978)年1	1月~	9.1	7.3	10.3			
昭和58(1983)年1	1月~	10.6	8.8	11.8			
昭和63(1988)年1	昭和63(1988)年11月~		10.6	13.6			
平成 5(1993)年1	1月~	14.2	12.4	15.4			
平成10(1998)年1	1月~	16.0	14.2	17.2			
平成15(2003)年1	1月~	17.8	16.0	19.0			
平成20(2008)年1	1月~	19.6	17.8	20.8			
()	(参考)平準保険料率						
男 子	女 子		坑卢	勺員			
%		%		%			
10.5		13.9		46.9			

(注1) 賃金上昇率

昭和48年度から昭和52年度まで 年率13%

 " 53 "
 57 "
 " 10%

 " 58 "
 62 "
 " 8%

 " 63年度以降
 " 7%

運用利回り 6.2%

物価上昇率 5.0%

(注2) 平準保険料率については予定利率5.5%で算定

国民年金

段階保険料月額(>	名目)
年 度	
	円
昭和49(1974)年1月~	900
昭和50(1975)年1月~	1,100
昭和51(1976)年1月~	1,300
昭和52(1977)年1月~	1,500
昭和53(1978)年1月~	1,700
昭和54(1979)年1月~	2,000
昭和55(1980)年1月~	2,300
昭和56(1981)年1月~	2,600
昭和57(1982)年1月~	2,900
昭和58(1983)年1月~	3,200
昭和59(1984)年1月~	3,500
昭和60(1985)年1月~	3,800
昭和61(1986)年1月~	4,100
平成 3(1991)年1月~	6,600
平成 8(1996)年1月~	10,500
平成13(2001)年1月~	16,800
平成18(2006)年1月~	25,800
平成23(2011)年1月~	35,800
(参考)平準保険	<u></u>
	円
	2,661

- (注1) 年金改定率 5.0%
- (注2) 平準保険料については予定利率5.5%で算定

(4)昭和51年改正及び昭和55年改正

オイルショックに伴って猛烈なインフレーションが起こったが、昭和 48 年改 正で導入されたばかりの年金額の自動改定規定は直ちに威力を発揮することとな った。

社会情勢の変化を踏まえ、賃金上昇に伴う再評価率の改定等の給付改善と保険料の引上げを主な内容とした法改正が、昭和51、55年に行われ、同時に財政再計算も実施された。

また、昭和51年改正では、国民年金の国庫負担が拠出時負担から給付時負担となり、給付費の3分の1が国庫負担となった。

昭和51年改正

【老齢年金の基本設計(昭和51年改正)】

国民年金;年金額=加入年数×15,600円

厚生年金;年金額=平均標準報酬月額(再評価後)×10/1000×加入月数+1,650円×加入月数

第2-3-6表 昭和51年財政再計算

厚生年金

段 階 保 険 料 率				
年 度		男 子	女 子	坑内員
		%	%	%
昭和51(1976)年		9.1	7.3	10.3
昭和56(1981)年	8月~	10.9	9.1	12.1
昭和61(1986)年		12.7	10.9	13.9
平成 3(1991)年	8月~	14.7	12.9	15.9
平成 8(1996)年	8月~	16.7	14.9	17.9
平成13(2001)年	8月~	18.7	16.9	19.9
平成18(2006)年	8月~	20.7	18.9	21.9
(参考)平準保険料率				
男 子	女	子	坑മ	勺員
%		%		%
13.9		20.0		61.5

(注1) 賃金上昇率 昭和51年度から昭和55年度 10%

昭和56年度から昭和60年度 89

昭和61年度以降

運用利回り 昭和51年度から昭和55年度 6.5%

昭和56年度から昭和60年度 6.2%

昭和61年度以降 6

(注2) 平準保険料率については予定利率5.5%で算定

国民年金

段階保険料月額	(51年度価格)
年 度	
	円
昭和51(1976)年	1,400
昭和52(1977)年	2,200
昭和53(1978)年	2,500
昭和54(1979)年	2,800
昭和55(1980)年	3,100
昭和56(1981)年	3,400
昭和57(1982)年	3,700
昭和58(1983)年	3,900
昭和59(1984)年	4,100
昭和60(1985)年	4,300
平成 2(1990)年	5,300
平成 7(1995)年	6,300
平成12(2000)年	7,150
平成17(2005)年	7,900
平成22(2010)年~	8,650
(参考)平準	基保険料
	円
	5,040
	-,320

(注1)利回り年金改定率6.0%6.0%

(注2) 平準保険料については予定利率 5.5%で算定

昭和55年改正

【老齢年金の基本設計(昭和55年改正)】

国民年金;年金額=加入年数×20,160円

厚生年金;年金額=平均標準報酬月額(再評価後)×10/1000×加入月数+2,050 円×加入月数

第2-3-7表 昭和55年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率 年 度 男 女 子 坑内員 昭和55(1980)年10月~ 8.9 10.6 11.8 昭和56(1981)年10月~ 10.6 9.0 11.8 昭和57(1982)年10月~ 10.6 9.1 11.8 昭和58(1983)年10月~ 9.2 11.8 10.6 昭和59(1984)年10月~ 10.6 9.3 11.8 昭和60(1985)年10月~ 12.4 11.2 13.6 昭和61(1986)年10月~ 13.6 12.4 11.3 昭和62(1987)年10月~ 12.4 11.4 13.6 昭和63(1988)年10月~ 12.4 11.5 13.6 平成元(1989)年10月~ 12.4 13.6 11.6 平成 2(1990)年10月~ 14.2 13.5 15.4 平成 7(1995)年10月~ 17.2 16.0 15.8 平成12(2000)年10月~ 17.8 17.8 19.0 平成17(2005)年10月~ 19.6 19.6 20.8 平成22(2010)年10月~ 30.6 30.6 31.8 平成27(2015)年10月~ 35.3 34.1 34.1 平成32(2020)年10月~ 34.9 34.9 36.1 (参考)平準保険料率 坑内員 女 子 19.1 26.4 65.6

(注1) 年金額は今回の改正法で設定された給付水準が 維持されていくものと仮定した。

(注2) 賃金上昇率7.0%物価上昇率5.0%運用利回り6.0%

(注3) 平準保険料率については予定利率5.5%で算定

国民年金

段階保険料月額(55年度価格)
年 度	
	円
昭和55(1980)年	3,770
昭和56(1981)年	4,500
昭和57(1982)年	4,850
昭和58(1983)年	5,200
昭和59(1984)年	5,550
昭和60(1985)年	5,900
昭和61(1986)年	6,250
昭和62(1987)年	6,600
昭和63(1988)年	6,950
平成元(1989)年	7,300
平成 2(1990)年	7,650
平成 7(1995)年	9,400
平成12(2000)年	11,150
平成17(2005)年	
平成22(2010)年	12,900
	14,650
平成27(2015)年~	15,700
(参考)平準	保険料
	円
	7,980
	. , - 0 0

(注1) 物価上昇率 5.0% 運用利回り 6.0% 年金改定率 8.0% (注2) 平準保険料については予定

利率5.5%で算定

3. 昭和60年の改正 基礎年金制度の導入等

国民年金法の制定により国民皆年金が実現されて以来、経済の成長に合わせて年金給付水準が引き上げられてきて、我が国の年金の給付水準は国際的にも遜色ないものとなった。我が国の人口構造が先進諸国に例をみない速さで高齢化が進むなか、年金制度は国民生活に大きな影響を与えるようになってきた。

一方、当時我が国の公的年金制度は、様々な歴史的背景から、職域により国民年金、厚生年金、共済年金に分立し、それぞれ独自の運営をしていた。高齢化の進展に伴い受給者数が増大する一方で、産業構造の変化等により制度間の被保険者の移動が起こったことで、被保険者の減少した制度では財政が不安定となり、制度間の給付水準・負担水準の格差が広がるとの問題が生じていた。

そこで、年金制度が産業構造の変化等の影響を受けず安定的に運営できるようにするため、1 階部分として全国民共通の基礎年金制度を導入し、被用者については、厚生年金、共済年金が上乗せの給付(2 階部分)を行うという 2 階建ての制度に再編されることとなった。

この改正により、全国民共通の基礎年金給付のための費用は、20 歳から 59 歳までの全国民の頭割りの考え方で算出され、各制度が負担する拠出金(基礎年金拠出金)で賄うこととされ、1 階部分は産業構造の変化の影響を受けない制度となった。これに伴って国庫負担は原則として基礎年金部分に集中することとされ、各制度が負担する基礎年金拠出金に対してその 3 分の 1 の国庫負担がなされることとなった。また、それまで被用者の被扶養配偶者は国民年金に任意加入とされていたが、基礎年金を全国民共通のものとする考え方に沿って、第 3 号被保険者として国民年金に適用され、本人の保険料負担はないが配偶者の加入する被用者年金制度が拠出金を負担することにより基礎年金の給付を受けることができることとなった。

【老齢年金の基本設計(昭和60年改正)】

基礎年金;年金額=600,000円×加入年数/40年

厚生年金;年金額=基礎年金+平均標準報酬(再評価後)×7.5/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	昭和 56 年 11 月 厚生省人口問題研究所推計	
		2025 年見込 出生率 2.09 平均寿命 男 75.1 歳 女 80.4 歳	
	予定利率	年率 7%	
	賃金上昇率	年率 4%	
	物価上昇率	年率 3%	

第2-3-8表 昭和59年財政再計算結果

厚生年金

段階保	険料率	
年 度	一種	二種
	%	%
昭和61(1986)年	12.4	11.3
昭和62(1987)年	12.4	11.5
昭和63(1988)年	12.4	11.7
平成元(1989)年	12.4	11.9
平成 2(1990)年	12.4	12.1
平成 3(1991)年	14.2	14.1
平成 4(1992)年	14.2	14.2
平成 5(1993)年	14.2	14.2
平成 6(1994)年	14.2	14.2
平成 7(1995)年	14.2	14.2
平成12(2000)年	16.0	16.0
平成17(2005)年	18.7	18.7
平成22(2010)年	23.4	23.4
平成27(2015)年	26.3	26.3
平成32(2020)年	28.4	28.4
平成37(2025)年~	28.9	28.9

国民年金

段階保険料月額	(59年度価格)
年 度	
	円
昭和61(1986)年	6,800
昭和62(1987)年	7,100
昭和63(1988)年	7,400
平成元(1989)年	7,700
平成 2(1990)年	8,000
平成 3(1991)年	8,300
平成 4(1992)年	8,600
平成 5(1993)年	8,900
平成 6(1994)年	9,200
平成 7(1995)年	9,500
平成12(2000)年	11,000
平成17(2005)年	12,500
平成22(2010)年~	13,000

(注) 年金額は今回の改正法で設定された 給付水準が維持されていくものと仮定 した。

4. 平成元年の改正 完全自動物価スライドの導入等

昭和60年改正において基礎年金制度を創設し、年金制度の安定化が図られたが、 我が国の平均寿命の伸びは著しく、将来的には65歳以上の人口が総人口の2割を 超えるほどの高齢化社会となる見通しとなった。

これに対応するため、厚生年金の支給開始年齢の引上げが検討されたものの、 見送られることとなり、年金額の完全自動物価スライド制の導入や、20歳以上の 学生の国民年金への強制適用等の改正が行われた。

【老齢年金の基本設計 (平成元年改正)】

基礎年金;年金額=666,000円×加入年数/40年

厚生年金;年金額=基礎年金+平均標準報酬(再評価後)×7.5/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	昭和 61 年 12 月 厚生省人口問題研究所推計
		2025 年見込 出生率 2.00 平均寿命 男 77.9 歳 女 83.9 歳
	予定利率	年率 5.5%
	賃金上昇率	年率 4.1%
	物価上昇率	年率 2.0%

第2-3-9表 平成元年財政再計算結果

厚生年金

段 階 保 険 料 率				
年 度	支給開始年齢を60歳に 据え置いた場合		支給開始年齢を段階的に65 歳まで引き上げていく場合	
	男 子	女 子	男 子	女 子
	%	%	%	%
平成2(1990)年	14.6	14.1	14.6	14.1
平成3(1991)年	14.6	14.25	14.6	14.25
平成4(1992)年	14.6	14.4	14.6	14.4
平成5(1993)年	14.6	14.55	14.6	14.55
平成6(1994)年	14.6	14.6	14.6	14.6
平成7(1995)年	16.8	16.8	16.8	16.8
平成12(2000)年	19.0	19.0	19.0	19.0
平成17(2005)年	22.1	22.1	21.2	21.2
平成22(2010)年	27.5	27.5	23.4	23.4
平成27(2015)年	30.4	30.4	25.6	25.6
平成32(2020)年~	31.5	31.5	26.1	26.1

段階保険料月額(元	[年度価格]
年 度	
	円
平成2(1990)年	8,400
平成3(1991)年	8,800
平成4(1992)年	9,200
平成5(1993)年	9,600
平成6(1994)年	10,000
平成7(1995)年	10,400
平成8(1996)年	10,800
平成9(1997)年	11,200
平成10(1998)年	11,600
平成11(1999)年	12,000
平成12(2000)年	12,400
平成17(2005)年	14,400
平成22(2010)年~	16,100

国民年金

5. 平成6年の改正 支給開始年齢の引上げ等

寿命の伸び等に伴う高齢化の進行については、従来から広く認識されていたが、 平成に入ってからは、これに加えて少子化が顕著な問題となってきた。特に、平 成元(1989)年の合計特殊出生率 1.57 は、昭和 41(1966)年(ひのえうま)の合計 特殊出生率 1.58 を下回って「1.57 ショック」と言われ、広く少子化の進行が認 識された。

平成6年財政再計算において用いられた将来推計人口(平成4年推計)において、中位推計における将来の合計特殊出生率は、人口置換水準を下回る1.80とされていた。また、平均寿命も伸び続けており、本格的に人生80年時代を迎えようとするなかで、活力ある長寿社会を築くことが必要であると認識されるようになっていた。そのため、年金制度のあり方についても60歳定年を前提とせず、65歳でも現役でいられる社会にふさわしいものとすることが求められた。また、年金受給者数が急激に増大するなか、年金制度を将来にわたって安定的に運営して

いくために給付と負担のバランスをとる措置が必要だと考えられていた。

そこで厚生年金において定額部分の支給開始年齢を、男子については平成13(2001)年度から平成25(2013)年度にかけて、女子についてはその5年遅れで、65歳に引き上げる改正が行われることになった。また、年金のスライドにおける賃金再評価の仕組みは、名目賃金の伸びに応じたスライドから、手取り賃金の伸びに応じたスライド(可処分所得スライド)に改められた。

また、厚生年金の保険料負担については、新たに賞与から特別保険料 1%を徴収することになった一方で、育児休業期間中の本人保険料負担の免除措置が取られることとなった。その他、在職老齢年金の支給停止の仕組みが改められ、雇用保険との併給調整も行う等の改正が行われた。

【老齢年金の基本設計(平成6年改正)】

基礎年金;年金額=780,000円×加入年数/40年

厚生年金;年金額=基礎年金+平均標準報酬(再評価後)×7.5/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	平成4年9月 厚生省人口問題研究所推計
		2025 年見込 出生率 1.80 平均寿命 男 78.3 歳 女 85.1 歳
	予定利率	年率 5.5%
	賃金上昇率	年率 4.0%
	物価上昇率	年率 2.0%

第2-3-10表 平成6年財政再計算結果

厚生年金

段階保	険 料 率
年 度	
	%
平成7(1995)年	16.5
平成8(1996)年	17.35
平成9(1997)年	17.35
平成10(1998)年	17.35
平成11(1999)年	19.5
平成12(2000)年	19.5
平成13(2001)年	19.5
平成14(2002)年	19.5
平成15(2003)年	19.5
平成16(2004)年	22.0
平成17(2005)年	22.0
平成22(2010)年	24.5
平成27(2015)年	27.0
平成32(2020)年	29.5
平成37(2025)年~	29.8

国民年金

段階保険料月額	領(6年度価格)
年 度	
	円
平成7(1995)年	11,700
平成8(1996)年	12,200
平成9(1997)年	12,700
平成10(1998)年	13,200
平成11(1999)年	13,700
平成12(2000)年	14,200
平成13(2001)年	14,700
平成14(2002)年	15,200
平成15(2003)年	15,700
平成16(2004)年	16,200
平成17(2005)年	16,700
平成22(2010)年	19,200
平成27(2015)年~	21,700

6. 平成 12 年の改正 支給開始年齢の引上げ、給付水準適正化等

平成 11 年当時、我が国では、先進諸国に例をみないほど急速な少子・高齢化が進んでいた。合計特殊出生率は、平成 7 年には 1.42 まで低下しており、平成 11 年財政再計算において用いられた将来推計人口(平成 9 年推計)において、中位推計の将来の合計特殊出生率は、前回推計よりさらに低い 1.61 とされていた。また、平均寿命も伸び続けており、将来的には 65 歳以上人口が総人口に占める割合は 3 割を超える見通しとなっていた。一方、経済は実質マイナス成長に落ち込んだ時期もあり、賃金上昇率や物価上昇率も低水準にあったため、少子・高齢化が進み、経済の成長基調が変化する中で、将来の現役世代の負担はより重くなっていくことが想定された。そこで、給付と負担のバランスを確保しつつ、将来世代の負担を過重なものとしないように改正が行われることとなった。将来世代の負担の上限としては、厚生年金の保険料率 20%(総報酬ベース)が一つの目安とされた。

将来世代の保険料負担を緩和するため、基礎年金への国庫負担については、安 定した財源を確保しつつ国庫負担割合の2分の1への引き上げを図ることとされ た。

厚生年金については、報酬比例部分の給付水準が 5%適正化され、また裁定後

の年金額は賃金再評価を行わず物価スライドによって購買力を維持することとされた。さらに、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢を男子については平成25(2013)年度から平成37(2025)年度にかけて、女子についてはその5年遅れで、65歳に引き上げることになった。また、月給と賞与に同一の保険料率を適用する総報酬制が導入され、育児休業期間中の保険料については事業主負担分も免除される等の改正が行われた。

国民年金については、保険料の半額免除制度、20歳以上の学生の保険料の納付猶予・追納制度の新設等の改正が行われた。

【老齢年金の基本設計(平成12年改正)】

基礎年金;年金額=804,200円×加入年数/40年

厚生年金;年金額=基礎年金+平均総報酬(再評価後)×5.481/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	平成9年1月 国立社会保障・人口問題研究所推計		
		2025 年見込 出生率 1.61 平均寿命 男 78.8 歳 女 85.8 歳		
	予定利率	年率 4.0%		
	賃金上昇率	年率 2.5%		
	物価上昇率	年率 1.5%		
	年金改定率	年率 2.5% (ただし、平成 36 年財政再計算期までは 2.3%)		
	(新規裁定者分)			

第2-3-11表 平成11年財政再計算結果

厚生年金

段 階 保 険 料 率						
	国庫負担1/3		国庫負担1/2			
年 度	対総報酬	(標準報酬 月額換算)	対総報酬	(標準報酬 月額換算)		
	%	%	%	%		
平成12(2000)年	-	17.35	Ī	17.35		
平成13(2001)年	_	17.35	-	17.35		
平成14(2002)年	-	17.35	Ī	17.35		
平成15(2003)年	13.58	(17.35)	13.58	(17.35)		
平成16(2004)年	15.50	(19.85)	14.58	(18.65)		
平成17(2005)年	15.50	(19.85)	14.58	(18.65)		
平成22(2010)年	17.42	(22.35)	16.35	(20.95)		
平成27(2015)年	19.35	(24.85)	18.12	(23.25)		
平成32(2020)年	21.27	(27.35)	19.8	(25.4)		
平成37(2025)年~	21.6	(27.8)	19.8	(25.4)		

(注) 保険料率は、国庫負担1/3の場合、5年間据置き、平成16年10月に19.85%とし、以降は5年毎に2.5%ずつ引き上げるものとし、国庫負担1/2の場合、5年間据置き、平成16年10月に18.65%とし、以降は5年毎に2.3%ずつ引き上げるものとしている。(保険料率は、標準月額報酬ベース)

国民年金

段階保険料月額(11年度価格)				
年 度	国庫負担1/3	国庫負担1/2		
Ti. Da ((0000) F	円	円		
平成12(2000)年	13,300	13,300		
平成13(2001)年	13,287	13,287		
平成14(2002)年	13,090	13,090		
平成15(2003)年	12,897	12,897		
平成16(2004)年	12,706	11,203		
平成17(2005)年	13,200	10,000		
平成22(2010)年	17,200	13,000		
平成27(2015)年	21,200	16,000		
平成32(2020)年~	25,200	18,500		

(注) 保険料は、国庫負担1/3の場合、5年間据置き、平成17年4月に13,200円(平成11年度価格)とし、以降は毎年度に800円(平成11年度価格)ずつ引き上げるものとし、国庫負担1/2の場合、5年間据置き、平成16年度の国庫負担割合引上げ時に3000円(平成11年度価格)引下げ、平成17年4月に10,000円(平成11年度価格)とし、以降は毎年度に600円(平成11年度価格)ずつ引き上げるものとしている。

第3章 平成16年改正

- 1 保険料水準の固定
- 2 基礎年金国庫負担割合の引上げ
- 3 マクロ経済スライドによる給付水準調整
- 4 厚生年金、国民年金の財政方式
- 5 その他の改正項目

保険料水準の固定

公的年金制度においては、段階的に保険料水準を引き上げる段階保険料方式が とられており、現在、保険料水準の引上げ途上にある。

これまでの制度では給付水準を法律で定める一方で、将来の保険料水準については見通しを示すにとどまっており、少子高齢化が急速に進展するなか、将来の現役世代の負担を過重なものとしないために、財政再計算ごとに給付と負担の見直しが必要となっていた。

今回の改正では、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、最終的な保険料水準及びそこに到達するまでの各年度の保険料水準を法定化し、社会全体の年金制度を支える力の変化と平均余命の伸びに伴う給付費の増加というマクロでみた給付と負担の変動に応じて、給付水準を自動的に調整する仕組みを導入した。

この保険料水準固定・給付水準自動調整の仕組みである「保険料水準固定方式」の導入が、今回の給付と負担の見直しの中心である。

1. 厚生年金の保険料水準の法定化

厚生年金の保険料は、賃金を基準に決定される標準報酬に対して賦課される(厳密には、月収を基準に決定される標準報酬月額とボーナスを基準に決定される標準賞与額それぞれに対して賦課される)ものであり、今回改正前の保険料率は13.58%(本人6.79%、事業主6.79%)であった。

今回の改正では、保険料率を平成 16(2004)年より毎年 0.354% (本人負担 0.177%、事業主負担 0.177%) ずつ引き上げ、平成 29(2017)年以降 18.3% (本人負担 9.15%、事業主負担 9.15%) で固定することを法律で定めている。

2. 国民年金の保険料水準の法定化

厚生年金の保険料は給与の一定率として賦課されるため、賃金が上昇すれば自動的に保険料額も増加するが、国民年金の保険料は、定額保険料となっていることから、その保険料水準を将来にわたって固定するにあたっては、名目額ではな

く実質額を規定する必要がある。

具体的には、保険料月額を今回改正前の月額 13,300 円から、平成 17(2005)年度より毎年 280 円(平成 16 年度価格) ずつ引き上げ、平成 29(2017)年度以降 16,900円(平成 16 年度価格) で固定することを法律で定めている。

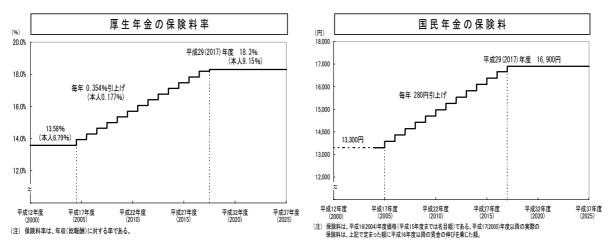
ここで、平成 16 年度価格とは、平成 16 年度の賃金水準でみた場合の保険料水準ということであり、賃金水準が上昇すれば、賃金水準の上昇に応じて、実際に徴収される保険料の名目額も上昇することを意味している。具体的には、法律に定められた平成 16 年度価格の保険料額に平成 16 年度以降の賃金 (税・社会保険料控除前)の上昇率を乗じて算出される額が、実際に徴収される保険料額となる。

第3-1-1図 厚生年金及び国民年金の保険料(率)の引上げ

【保険料(率)の引上げ幅】

厚生年金 : 平成 16 年 10 月より毎年 0.354% (本人 0.177%、事業主 0.177%) 引上げ

国民年金 : 平成 17 年 4 月より毎年 280 円 (平成 16 年度価格) 引上げ



※ 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者(月収36.0万円(ボーナスは年2回合計で月収3.6ヶ月分))の場合、毎年、 保険料率の引上げにより、月650円程度(ボーナス1回につき1,150円程度)保険料負担(被保険者分)が増加する。

第3-1-1表 厚生年金、国民年金の保険料水準の引上げ

	厚生年金 (保険料率:対総報酬) [労使折半]	国民年金(保険料月額:平成16年度価格)	
平成 15(2003)年度末	13. 58%	13, 300円	
16(2004)	13. 934% 10 月引上げ	13, 300円	
17(2005)	14. 288% \	13, 580円 \	
18(2006)	14. 642%	13, 860円	
19(2007)	14. 996%	14, 140円	
20(2008)	15. 35%	14, 420円	
21(2009)	15. 704%	14, 700円	
22(2010)	16. 058%	14, 980円	
23(2011)	16. 412% 〉9月引上げ	15, 260円 🔷 4月引上げ	
24(2012)	16. 766%	15, 540円	
25(2013)	17. 12%	15, 820円	
26(2014)	17. 474%	16, 100円	
27(2015)	17. 828%	16, 380円	
28(2016)	18. 182%	16, 660円	
29(2017)~	18. 3%	16, 900円 丿	

基礎年金の国庫負担割合を現行の3分の1から2分の1へ引き上げることは、 将来世代の過重な保険料負担を回避し、高齢期の生活を支える年金の給付水準を 確保するためにも不可欠な課題となっている。

少子高齢化の急速な進行が見込まれるなかで、高齢者にとっても、また若い世代にとっても、年金制度が維持され、期待される機能を果たすことの重要性は増しており、社会経済の活力を維持する基盤を盤石なものとする意味でも、国庫負担割合の引上げは重要な課題である。

この国庫負担割合の引上げについては、前回の平成12年改正の際に法律上明記されており、年金制度に対する国民の信頼を確保するうえでも今回の改正によって引上げを実現し、その具体的な道筋を明らかにすることが求められていた。

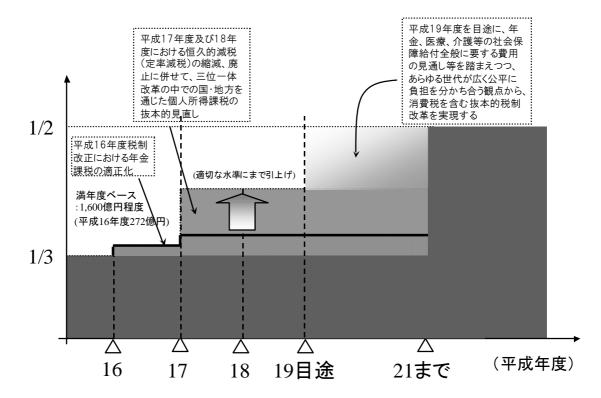
今回の改正では、法律の本則上で基礎年金の国庫負担割合を2分の1とし、平成16年度から引上げに着手し、平成21年度までに完全に引き上げることとされ、引上げの道筋が法律上明記されることとなった。

- 第一段階 平成 16(2004)年度の税制改正による年金課税の適正化により確保 される財源(満年度ベースで 1,600 億円程度)に相当する分として 基礎年金国庫負担割合を 1000 分の 11 引上げ(平成 16 年度は、年 金課税の適正化の 2 ヶ月分の財源に相当する 272 億円の国庫負担を 引上げ)
- 第二段階 平成 17(2005)年度及び平成 18(2006)年度において、我が国の経済社会動向を踏まえつつ、恒久的減税(定率減税)の縮減、廃止に併せて、三位一体改革の中での国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行い、それにより国庫負担割合を適切な水準にまで引上げ
- 第三段階 平成 19(2007)年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現し、国庫負担割合を平成 21(2009)年度までに 2 分の 1 に引上げ

なお、平成 16 年財政再計算においては、上記の第二段階における国庫負担割合の引上げ水準が、具体的な数値で定められていないことから、平成 20 (2008) 年度までは、年金課税の適正化による引上げ分のみを織り込み、平成 21 (2009) 年度より 2 分の 1 に引き上げられるものとしている。

基礎年金国庫負担と財源措置

【 平成15年12月17日の「年金制度改革に関する政府·与党協議会」における了承内容による 】



今回改正では、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、最終的な保険料水準及びそこに到達するまでの各年度の保険料水準を固定して法定化し、社会全体の年金制度を支える力の変化と平均余命の伸びに伴う給付費の増加というマクロでみた給付と負担の変動に応じて、給付水準を自動的に調整する仕組みを導入した。

年金額は、1人当たり賃金(可処分所得)の伸びや物価の伸びに応じて改定することが基本であるが、年金財政の均衡が図られるまでの間は、この改定率を被保険者の減少と平均余命の伸びを勘案して調整し、年金額の伸びを抑えることにより給付水準を調整する仕組み(マクロ経済スライド)を導入した。

1. 本来の年金スライドの仕組み

今回改正では、マクロ経済スライドにより給付水準を自動調整する仕組みが導入されたが、このマクロ経済スライドが行われるのは、年金財政の均衡を図るための特例期間(今回の財政再計算の見通しでは、今後、20 年程度の間)のみで、その後は、本来の改定方法に復帰することとなっている。

(1) 基本的な改定の考え方

厚生年金(報酬比例部分)については、これまでと同様、65歳で年金を受け取り始めるときの年金(新規裁定年金)の水準は、現役の被保険者の1人当たり賃金(可処分所得)の水準に応じて改定され、65歳で受給開始後の年金(既裁定年金)の水準は、物価水準に応じて改定されることを基本としている。

基礎年金については、賃金や消費支出の伸び等を勘案した政策改定が行われてきたが、今回の改正により、今後、新規裁定年金は厚生年金と同じ改定率、すなわち1人当たり可処分所得の伸び率で改定され、既裁定年金はこれまでと同様、物価に応じて改定されることを基本としている。

(2) スライドの指標及び適用時期

新規裁定年金は、可処分所得に応じて改定されるが、実際の改定率の算出にあ

たっては、税・社会保険料控除前の賃金(以下、グロス賃金という。)の変化率と、グロス賃金に占める可処分所得の割合(以下、可処分所得割合という。)の変化率により求めることとされている。グロス賃金は、これまでと同様、被用者年金制度(厚生年金及び共済年金)の標準報酬を用いることとし、可処分所得割合については、今回の改正により固定された厚生年金の保険料率の引上げ階段を基に設定することとされた。

また、これまでは賃金(可処分所得)による改定については、5年に一度の財政再計算年度に過去5年分の改定を行い、それ以外の年度には物価による改定のみを行っていたが、今回の改正では、毎年度、自動的に賃金(可処分所得)による改定を行うことが法律に組み込まれた。

さらに、65歳で年金を受け取り始める時点での賃金水準により生涯の年金水準が決定されてしまうことから、短期的な賃金水準の変動による年金額への影響を軽減するため、賃金の伸び率を物価上昇率相当分と物価を上回る実賃賃金上昇率相当分に分解し、実賃賃金上昇率については前後3年平均した率を用いて年金の改定を行うこととした。

既裁定年金の物価による改定については、前年の消費者物価指数(CPI)の伸び率を基準とするが、賃金(可処分所得)による改定については、年金改定を行う4月時点では賃金の実績が前々年度分までしか確定していないため、年金を受け取り始める時点までの賃金水準が反映できるよう、受給者が67歳になるまで改定を行うこととした。

以上をまとめると、具体的な年金の改定率は次のようになる。

賃金による改定率(67歳まで)

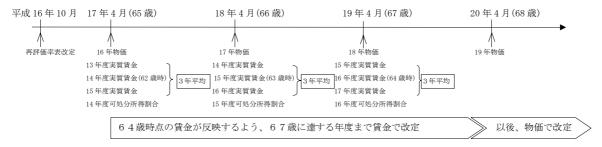
- = 前年の物価上昇率
 - ×3年度前の実質賃金上昇率(前後3年平均)
 - ×3 年度前の可処分所得割合変化率(厚生年金の保険料率の引上げ階段を基に設定)

物価による改定率 (68歳以降)

= 前年の物価上昇率

第3-3-1図

【年金額に反映させる要素】(スライド調整がない場合。昭和15年度生まれの者)



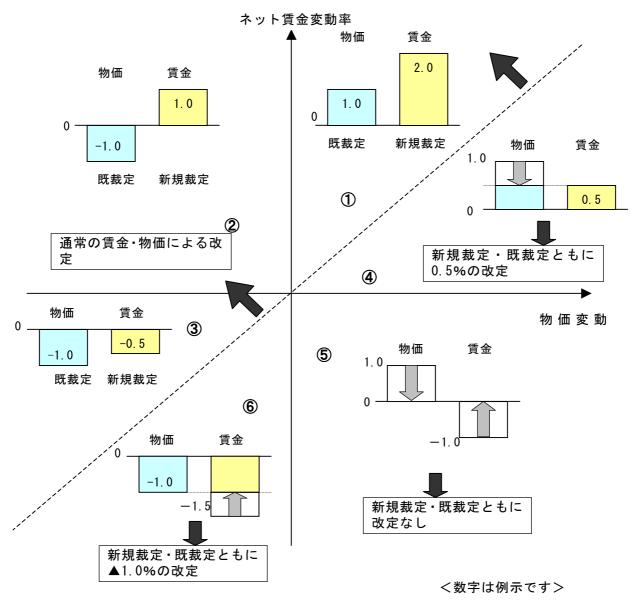
※ スライド調整が行われる場合には、公的年金被保険者数減少率についても、上図のような3年平滑化を行って、新規裁定者及び既裁定者の年金改定に反映。

(3)物価上昇率が賃金上昇率を上回った場合の特例等

通常の経済状況では、物価及び賃金はともに上昇し、賃金上昇率は物価上昇率を上回るものと想定し、新規裁定年金は賃金(可処分所得)による改定、既裁定年金は物価による改定が基本とされているが、現実の経済は必ずしもこのような状況ばかりとは限らない。

今回の改正では、物価上昇率が賃金上昇率を上回るような特別な経済状況における年金の改定率も定められた。

第3-3-2図 賃金の伸びと物価の伸びが逆転した場合の年金改定



- (1) 賃金の伸びが物価の伸びより大きい場合、通常の改定 (①、②、③)
 - (→ 新規裁定=賃金による改定、既裁定=物価による改定)
- (2) 賃金・物価ともにプラスの伸びで、賃金の伸びく物価の伸び、の場合(④)
 - → 現役の負担力の伸びを上回る年金額の引上げは不適切なので、既裁定も賃金の伸びに合わせる。
- (3) 賃金のみがマイナスの場合(⑤)
 - → 既裁定の年金額が新規裁定の年金額より高くなるのは不適切だが、名目額を割り 込んで既裁定を新規裁定に合わせるのは不適切なので、新規裁定、既裁定ともに改 定なし。
- (4) 賃金・物価ともにマイナスで賃金の下落が大きい場合(⑥)
 - → 既裁定の年金額が新規裁定の年金額を上回るのは不適切だが、既裁定の年金を実 質価値を割り込んで名目額を引き下げるのは不適切なので、新規裁定を既裁定に合 わせる。

(4)過去の物価スライド特例への対応

改正前の制度においても、消費者物価指数が低下した場合は、それに応じて翌年度の年金額を引き下げることが原則であったが、平成12、13、14年度の3年間は、消費者物価指数が低下したにも関わらず、年金額を引き下げずに据え置く特例措置が設けられた。この結果、今回の改正時の年金水準は、特例措置が行われた3年間の物価水準の低下分に相当する1.7%だけ本来よりも高い水準に据え置かれたままとなっている。

今回の改正法においては、このかさ上げ分の解消が組み込まれており、賃金や物価が上昇した場合に、年金水準を引き上げないことにより、解消することとした。また、物価スライド特例の解消は、マクロ経済スライドの適用に先行して行うこととされている。すなわち、物価スライドの特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドは発動されない。

2. 給付水準調整期間中の年金のスライド(マクロ経済スライド) の仕組み

- (1)マクロ経済スライドによる給付水準調整の仕組み
 - ① スライド調整率と給付水準調整期間中の年金のスライド

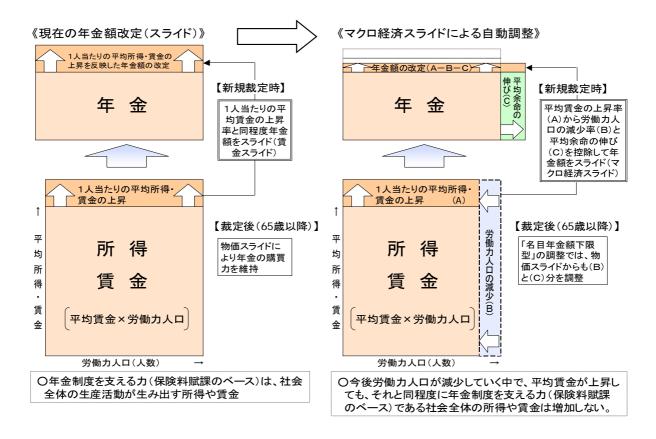
マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、財政の均衡が図られるまでの一定期間(給付水準調整期間)、年金の改定率を抑制することにより行う。

この給付水準調整は、現役世代の減少と高齢者の年金受給期間の増加の2つの 観点から行われ、次の(A)、(B)の率によりスライド調整率を設定し、スライ ド調整率に相当する分、年金の改定率を抑制する。

- (A) 被保険者数の減少 … 現役世代(支え手)の減少
- (B) 平均余命の伸び … 高齢者の年金受給期間の増加

スライド調整率 = 公的年金の全被保険者数の減少率の実績(3年平均) +平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率(0.3%)

なお、スライド調整率に用いる公的年金の全被保険者数の実績は、短期的な変動による影響を軽減するため、3年平均を用いることとしている。また、年金の改定を行う4月時点で確定している実績は、前々年度のものまでであることから、賃金(可処分所得)による改定と同様に適用時期が遅れることとなる。



給付水準調整期間中の具体的な年金の改定率は、年金を受け取り始める 65 歳時点の新規裁定年金の水準については、本来の賃金(可処分所得)による改定率からスライド調整率を減じたものになり、既裁定年金については本来の物価による改定からスライド調整率を減じたものとなる。

新規裁定年金の改定率 = 賃金上昇率 - スライド調整率 (可処分所得上昇率) 既裁定年金の改定率 = 物価上昇率 - スライド調整率 スライド調整率 = 公的年金の全被保険者数の減少率の実績(3年平均) +平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率(0.3%)

(注)全被保険者数が増大することによりスライド調整率がマイナスとなる場合は、スライド調整率を0%とする。

② 物価、賃金が低下する場合の給付水準調整

今回改正における給付水準調整は、賃金や物価が上昇し、それに応じて年金額 が増額改定されるときに、その改定率を抑制することにより行うこととされた。

したがって、賃金水準や物価水準が低下した場合には、賃金や物価に応じた年

金の減額改定は行うが、マクロ経済スライドによる給付水準調整は行わないこと とされている。

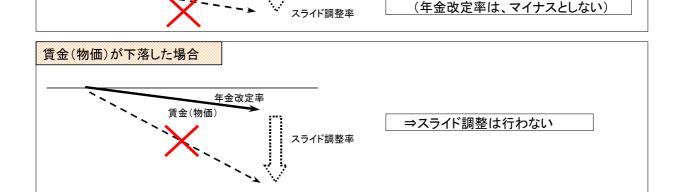
また、賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を減 ずると年金の改定率がマイナスとなる場合には、年金の名目額を引き下げること はしないこととされている。

第3-3-4図 ある程度、賃金(物価)が上昇した場合 賃金(物価) - 賃金(物価)上昇率≧スライド調整率 スライド調整率 ⇒スライド調整を行う 年金改定率

賃金(物価)上昇が小さい場合 賃金(物価) 実際に行われ - 賃金(物価)上昇率 < スライド調整率

る調整幅

⇒スライド調整を行う



(2) 給付水準調整の終了

年金改定率

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、年金財政の均衡を図ることができ るようになるまでの間、行われるものであり、給付水準調整が終了すると、本来 の賃金、物価による年金の改定に復帰することとなる。

給付水準調整は、固定した保険料水準、国庫負担及び積立金による財源により、 今後、おおむね100年間にわたり年金財政が均衡すると見込まれることとなれば 終了する。

今回の財政再計算では、社会・経済状況が基準的であるケースについて、平成 35(2023)年度まで給付水準調整を行えば、平成 112(2100)年度までの財政が均衡 する見通しであるが、この見通しは、今後の少子化の進行等の社会・経済状況に

より変化する。

実際に、いつ給付水準調整を終了するかについては、今後、少なくとも5年に一度行われる財政検証において決定することとなる。財政検証においては、直ちに給付水準調整を終了したとしてもおおむね100年間の財政の均衡を保つことができるかどうかを検証し、財政の均衡を保つことができる見通しであれば、給付水準調整を終了することとなる。

3. 給付水準の下限

(1)所得代替率と年金改定の関係

今回の改正では、給付水準の指標として、厚生年金の標準的な年金の所得代替率が用いられた。

第3-3-5図 給付水準の指標となる所得代替率

所得代替率 = <u>厚生年金の標準的な年金額(65歳時点)</u> 現役世代(男子)の平均手取り収入(ボーナス込み)

分子 → 賃金上昇率 (- スライド調整率) により変動

分母 → 賃金上昇率

により変動

厚生年金の標準的な年金として、夫が平均賃金で 40 年間働いたサラリーマンで、妻が 40 年間専業主婦である世帯が受け取る年金を想定し、年金を受け取り始める時点(65歳)における標準的な年金額の現役世代(男子)の平均手取り収入(ボーナス込み)に対する比率を給付水準の指標となる所得代替率と定義している。現在の所得代替率はおよそ 59%となっている。

所得代替率は、計算式から明らかなように、分母が賃金(可処分所得)に応じて変動するため、分子も賃金(可処分所得)に応じて変動すれば、一定の水準を維持する一方、年金の改定率が分母の賃金(可処分所得)の伸びより小さくなれば、所得代替率は低下することとなる。

マクロ経済スライド終了後は、新規裁定年金については、本来の賃金(可処分所得)による改定となるため、所得代替率は一定の水準を維持することとなる。

一方、マクロ経済スライドの適用期間中は、新規裁定年金の改定率は賃金(可 処分所得)上昇率からスライド調整率を控除したものとなるため、その分、所得 代替率は低下することとなる。

なお、65 歳到達以降の既裁定者については、物価上昇率による改定が行われる ため、マクロ経済スライドの終了後においても、一般的に、賃金(可処分所得) 上昇率よりも低い改定が行われ、現役世代(男子)の平均手取り収入(ボーナス 込み)に対する年金額の比率は、加齢とともに低下していくこととなる。ただし、 今回の財政再計算においては、新規裁定者と既裁定者の年金水準の乖離幅は2割 までにとどめることを前提としている。

(2)給付水準の下限の設定

今回の改正では、所得代替率が50%を上回るような給付水準を将来にわたり確保することとされた。

人口や経済の前提が基準的なケースとした推計では、平成 35(2023)年度に 50.2%となったところで調整を終了することとなり、所得代替率 50%を確保し、 平成 112(2100)年度までのおおむね 100 年間における財政の均衡を確保できる見通しとなっている。

(3)給付水準の下限を下回る場合について

社会・経済状況が現在の想定以上に悪化するような場合には、年金財政の均衡を保つよう給付水準調整を行い続けることとすると、所得代替率が50%を下回る 見込みとなることもあり得る。

この場合は、少なくとも5年ごとに行われる財政検証において将来の年金財政の見通しを明らかにしつつ、給付水準の自動調整を続けていき、次回の財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ることとなる見込みとなった時点において、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとしており、併せて、給付と負担の在り方についての検討を行い所要の措置を講ずることとしている。

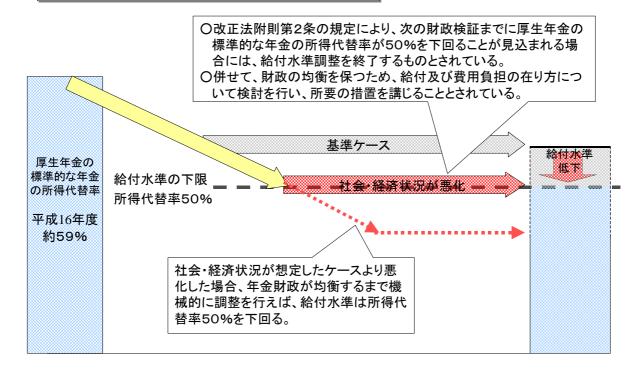
ただし、給付水準の調整により所得代替率が50%に近づくのは、およそ20年後となる見込みであることから、仮に、現在の想定以上に社会・経済状況が悪化したとしても、給付と負担の在り方についての全体の見直しが行われるのは、およそ20年後となる。

つまり、給付水準調整は、20~59歳の全ての国民に基本的に加入義務がある公的年金の被保険者数の減少率に、受給者の平均余命の伸びを勘案して設定した一定率(年0.3%)を加えた率により調整が行われるため、この調整率は、今後20年程度は少子化や経済状況の変動の影響を大きく受けない。20年後に20歳になる者は既に生まれており、今後の出生率の動向に左右されないからである。したがって、少子化の進展等に伴って、年金財政を将来にわたり均衡させるために、

より大きな給付の調整が必要となったとしても、所得代替率が50%を下回る時期が大幅に早まることは想定しにくい。

第3-3-6図 給付水準の自動調整と給付水準の下限について

年金を受け取り始める時点での所得代替率の推移



(補論) スウェーデンの年金制度(自動均衡装置について)

スウェーデンでは、1999年の年金改正において年金制度の大きな見直しが行われた。この改正により、今回の改正で導入されたマクロ経済スライドのように、社会・経済状況に応じて、年金水準が自動的に変動する仕組みが導入されている。しかしながら、日本とスウェーデンでは、公的年金制度の体系、成熟度や社会・経済状況の違い等があり、導入の方法や手法が異なる。

ここではスウェーデンの新しい制度を紹介し、日本の制度との比較を行う。

1. スウェーデンの新しい年金制度体系

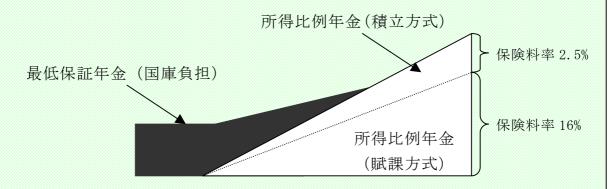
(1) 所得比例年金に最低保証年金を組み合わせた制度体系

スウェーデンの新しい年金制度の体系は、所得比例年金に最低保証年金を組み合わせた体系である。最低保証年金は、所得比例年金額がゼロまたは少額の場合に、所定の額を支給するものである。

(2) 障害給付、遺族給付の切り離し

旧年金制度は、老齢給付、障害給付及び遺族給付の3種類から成っていたが、1999年の制度改正により、新しい所得比例年金は、老齢給付のみの制度とし、従来の障害給付は医療保険制度に統合され、遺族給付は独立した一つの制度に再編された。

第3-3-7図 〈スウェーデンの年金制度体系(新制度)〉



2. スウェーデンの所得比例年金の仕組み

(1) 所得比例年金の保険料率は、将来にわたり 18.5%で固定

所得比例年金の保険料率は、将来にわたり 18.5%に固定し、その範囲で給付を 行う制度とした。保険料の負担は、被用者については労使折半であるが、自営業 者については全額本人が負担することとなる。

保険料率 18.5%は、グロスの所得から本人負担分の年金保険料額控除した 所得に対する率として定められている。また、将来、労使折半とすることと されているが、現在は労使折半となっていない。現在の保険料率を我が国と 同様にグロスの所得に対する率で表すと使用者負担 10.21%、被用者負担 7% で合計 17.21%である。

保険料率を将来にわたり固定したところが、スウェーデンの年金制度の特徴的なところであり、給付水準の自動調整の仕組みを導入する等により、これが可能となるように年金制度が仕組まれている。

(2) 所得比例年金は、賦課方式部分と積立方式部分の2本建て

所得比例年金は、賦課方式部分と積立方式部分に分かれ、保険料率 18.5%のうち 2.5%が積立方式部分、残りの 16%が賦課方式部分である。

- ① 積立方式部分 保険料率 2.5%
- ② 賦課方式部分 保険料率 16%

計 18.5%

積立方式部分は、積立型の確定拠出年金で、個人毎に勘定が分かれており、運用指図も各個人が行う。したがって、完全な掛金建ての制度であり、財政的にも保険料率を将来にわたり固定することが可能である。

賦課方式部分は、みなし拠出建て年金(NDC:Notional Defined Contribution System)といわれる制度が導入されており、賦課方式で財政運営を行いながら、払った保険料に基づいて年金額が算定される。また、賦課方式で財政運営を行っているため少子高齢化が進行すれば、将来にわたり一定の保険料率(16%)で固定するためには、給付水準の調整が必要である。そこで、毎年、年金財政の均衡を検証し、均衡が崩れていれば、給付水準を自動調整する仕組みが導入されている。

なお、賦課方式部分においても、一定の積立金を保有(2003年現在で支出の4年分程度の積立金を保有)し活用する財政方式をとっており、完全な賦課方式ではなく、我が国の公的年金と同様の財政方式といえる。

3. みなし拠出建て年金

(1) みなし拠出建て年金の仕組み

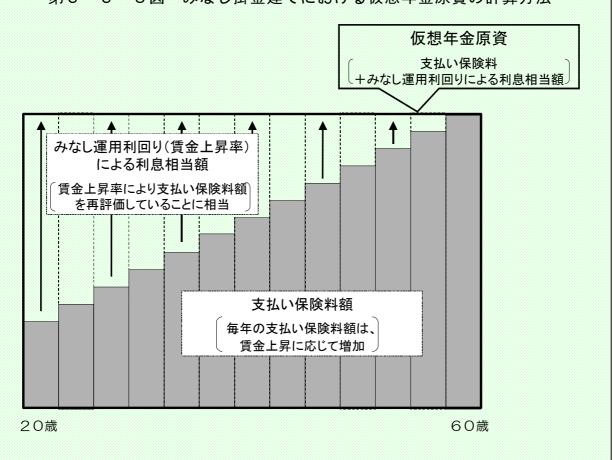
みなし拠出建て年金制度の特徴は、年金額の算定方法にあり、あたかも、積立型の確定拠出年金であるかのように年金額を算定する。

加入者に対して、支払った保険料を積み上げた仮想年金原資の額が毎年通知される。仮想年金原資は、賃金上昇率を利回りとみなして、過去に支払った保険料の元利合計額を算出したものである。

年金を受け取るときには、受給開始直前の仮想年金原資を基に、この原資に相当する年金額が算定されることとなる。この算定に当たっては、賃金上昇率を割引率として、仮想年金原資が今後の年金受給総額の現在価値と年金数理上一致するように年金額を計算することとされている。

このように、毎年、国民に仮想年金原資を通知し、これを基に年金額を算定することにより、実態は賦課方式で運営され、仮想年金原資に相当する積立金を保有しないが、個々の加入者から見れば、あたかも、自分の払った保険料が積み立てられ、これを財源として年金を受給するように見える。このようにして、払ったものが戻ってくるよう感じられる制度となっている。

第3-3-8図 みなし掛金建てにおける仮想年金原資の計算方法



(2) 厚生年金の報酬比例部分との比較

仮想年金原資は、保険料率が一定の制度の下では、その加入者の過去の賃金を 現在の水準に再評価したものの累計に保険料率を乗じたものと一致する。(次式)

仮想年金原資 = 支払った保険料の元利合計(賃金上昇率を利回りとみなす)

= 再評価後の賃金の累計 × 保険料率 (16%)

すなわち、保険料率が一定であれば、仮想年金原資を基礎として年金額を計算するということは、再評価後の賃金累計を基礎として年金額を計算することと同じであり、賃金上昇率を利回りとみなして元利合計を算出することは、厚生年金の賃金再評価と同じ構造と言える。

スウェーデンの所得比例年金は、賃金上昇率を割引率として用い、保険料の元 利合計である仮想年金原資と今後の年金受給総額の現在価値が年金数理上一致す るように年金額を算定するが、厚生年金では、段階保険料方式を採用し、基礎年 金と一体で保険料を徴収しておりこのような考え方はない。

(スウェーデンの所得比例年金)

年金額 = 仮想年金原資 / 平均余命等を勘案して設定した除数

= 再評価後の賃金の累計 × 保険料率(16%)

/ 平均余命等を勘案して設定した除数

(厚生年金の報酬比例部分)

年金額 = 平均賃金 \times 加入期間 \times 一定率(5.481/1000)

= 再評価後の賃金の累計 × 一定率(5.481/1000)

(3) みなし拠出建て年金制度の財政構造

みなし拠出建て年金制度では毎年、仮想年金原資を計算し通知するが、実際にはこのような積立金はないことから、このような仕組みを導入すれば、自動的に年金財政が安定化するものではないことに注意が必要である。すなわち、実際に年金を支払う財源があるかどうかは別問題であり、賦課方式の下で少子高齢化が進行すれば、支え手の減少により、このように算定された年金を支払う財源が不足することとなる。

実際、積立金の影響を除いて考えた場合、みなし拠出建て制度の下で年金財政が安定化するのは、人口が定常状態で安定化している場合のみであり、少子化に

より人口規模が減少している状況下では、年金の支払い原資が不足することとなる。

この人口構成の影響をみるため、以下、みなし拠出建て方式について、簡略化 したモデルを用いて検証する。

【モデルの仮定】

- ① 全ての者は 20~59 歳までの 40 年間年金制度に加入し、60~80 歳までの 20 年間年金を受給し、
- ② 賃金上昇、年金の改定は一切ないと仮定する。

以上の仮定をおくと毎年の保険料収入と支出は、次のようになる。

毎年の保険料収入 = 当該年度の1人当たり保険料額 × 現役加入者数 = (当該年度の1人当たり保険料額×40年) × (現役加入者数/40年)

毎年の支出 = 当該年度の1人当たり年金額 × 受給者数

= (当該年度の1人当たり年金額×20年)×(受給者数/20年)

賃金上昇、年金の改定のない状態では、平均保険料額、平均年金額は時間が経過しても常に一定額であることから「当該年度の1人当たり保険料額×40年」と「当該年度の1人当たり年金額×20年」はいずれも「受給開始時の1人当たり仮想年金原資」に一致し、次式が成り立つ。

毎年の保険料収入= (受給開始時の1人当たり仮想年金原資)

× (現役加入者の各年齢別人数の平均)

毎年の支出 = (受給開始時の1人当たり仮想年金原資) × (受給者の各年齢別人数の平均)

したがって、毎年の保険料収入と毎年の支出が一致するのは、

(現役加入者の各年齢別人数の平均) = (受給者の各年齢別人数の平均)

となる場合であり、すなわち、受給世代と支え手である現役世代の人口規模が一致し、人口が減少しない定常状態にあるときということになる。

今後の我が国のように、少子高齢化が進行している状況では、現役世代の人口

規模は、受給世代の人口規模より小さくなるため、

毎年の保険料収入 < 毎年の支出

となり、完全な賦課方式でみなし拠出建て方式の年金給付の財源を確保すること はできず、年金財政は安定化しない。

4. 自動安定化装置

(1)自動安定化装置の導入

スウェーデンの新しい年金制度は、賦課方式を基本に財政運営をし、賃金上昇率を換算率(みなし運用利回り)として用いたみなし拠出建て方式を導入していることから、人口減少下において、年金給付の財源を確保するためには、保険料以外の財源投入か、給付水準の調整が必要である。

このようなことから、スウェーデンにおいては、現在給付の4年分程度の積立 金を活用する他、少子高齢化が進行し、人口が減少する場合に備え、給付水準を 自動調整する仕組みが導入されている。

ただし、スウェーデンの年金改正時の財政計算は、将来の出生率を 1.8 程度と仮定し、移民も流入し続けることを想定して、人口が減少しない前提で計算がなされた。その結果、給付水準の自動調整は、制度として組み込まれてはいるが、あくまで、少子高齢化が進行した場合の特例措置と位置づけられており、当分の間は、それが発動することはないとの見通しとなっている。

(2) スウェーデンの公的年金(賦課方式部分)のバランスシート

給付水準の自動調整は、毎年、バランスシートを作成し、年金財政の均衡を検 証して行うこととなる。

下図は、スウェーデンの公的年金のバランスシートである。年金債務残高には、 過去の加入期間に係る分のみを計上し、将来の加入期間に係る分は計上されない。

財 源

年金給付

保険料資産 (約32年間分)

積立金

年金債務残高 (過去期間分給付) 財源には、基準時点現在で保有する積立金と今後、約32年間の保険料収入に相当する保険料資産が計上される。

保険料資産、年金債務残高は、今後の収入及び支出を現在の一時金に換算することとなるが、この換算は、事実上、賃金上昇率を用いて割り引いていることとなっている。したがって、年金債務残高のうち被保険者分については、仮想年金原資の合計となる。

年金債務残高 = 仮想年金原資(被保険者分)+ 給付現価(受給者分)

保険料資産の算出に用いた「32年間」は回転期間と呼ばれるものである。回転期間は、当該年の平均退職年齢、保険料拠出状況、死亡状況等に基づいて設定した仮想的な定常人口の下で、結果として次式が成り立つように算出される。

回転期間 = 仮想年金原資(被保険者分)/年間保険料収入 +給付現価(受給者分)/年間給付費

完全な賦課方式の年金制度の下では、年間保険料収入と年間給付費は一致することから、回転期間の算出に用いた定常人口の下では、次式が成り立ち保険料資産と年金債務残高は一致することとなる。

保険料資産 = 回転期間×年間保険料収入

= 仮想年金原資(被保険者分)+給付現価(受給者分)

= 年金債務残高

(3)給付水準の自動調整の仕組み

スウェーデンの所得比例年金(賦課方式部分)の給付水準の自動調整は、バランスシートに基づき実施されるが、

保険料資産 + 積立金 ≥ 年金債務残高

となっていれば、給付水準調整は行われない。逆に、

保険料資産 + 積立金 < 年金債務残高

となっていれば、直ちに受給者の年金額及び被保険者の仮想年金原資に次の均衡数値(1.0 未満の数値となる)を乗じることとなっており、これにより給付水準が自動調整され、年金財政が安定化されることとなる。

均衡数值= (保険料資産+積立金) /年金債務残高

(4) 年金制度におけるバランスシートの比較

バランスシートを作成するに当たっては、スウェーデンの公的年金は賦課方式 であることから、賦課方式に即したバランスシートを作成しており、積立方式で 運営される企業年金のバランスシートとは異なるものとなっている。

第3-3-9図は、スウェーデンのバランスシートと積立方式の考え方で運営される年金制度等のバランスシートを比較したものである。

積立方式の考え方で年金制度のバランスシートを作成すると、過去期間分の給付に相当する額の積立金を保有していなければ、その差額が積立不足としてバランスシートに計上される。積立方式の年金制度では、過去の保険料拠出に基づく給付について、現時点における一時金相当額を積立金で保有しておくという考え方をとっているからである。

しかし、厚生年金のように賦課方式を基本とする年金制度では、積立方式によ うに「保有すべき積立金」という考え方はなく、積立不足といった概念はない。

また、賦課方式の年金制度では、拠出された保険料は、その時の年金受給者の給付にそのまま充てられることとなる。これは、今後の年金給付は、過去期間に係るものか将来期間に係るものかに関係なく、全て今後の保険料収入で賄われることを意味している。すなわち、賦課方式の年金制度では、過去期間分も将来期間分も全て今後の保険料収入が財源であり、保険料収入で財源が確保されていれば、賦課方式の年金制度において財源不足は存在しないこととなる。

スウェーデンの年金制度で作成するバランスシートは、過去期間分のみであるが、賦課方式で運営されていることを踏まえ、過去期間分の年金給付の財源に今後の保険料収入を充てている。この過去期間分の財源として充てられた保険料収入分は、積立方式の年金制度であれば、積立不足と捉えられる部分である。しばしば、厚生年金についても、積立方式の考え方でバランスシートを作成し、400兆円以上の積立不足があると指摘されることがあるが、これは、賦課方式の財政の考え方と相反するものであり、賦課方式の考え方を前提とすれば、今後の保険料収入で財源が確保されている限り、財源不足はない。

第3-3-9図 年金制度におけるバランスシートの比較 賦課を基本とする方式 積立方式 スウェーデン方式 財 源 給付 財 源 給付 給付 将来期間分の 将来期間 将来期間 将来の バランスシート 分給付 保険料収入 分給付 は作成せず。 将来の 保険料収入 積立方式 積立方式 将来の の考え方 の考え方 過去期間 過去期間 過去期間 保険料収入 では積立 積立金 では積立 (32年間分) 分給付 分給付 分給付 不足 不足 積立金 積立金 過去期間分給付に 過去期間分給付は 過去期間分給付に 保険料収入を充当 積立金で財源手当 保険料収入を充当 積立金^{将来給付} 前世代 前世代 過去期間 過去期間 の原資 (年金受給者) 分給付 (年金受給者) 分給付 世代間 -世代間 扶養 保険料拠出 保険料拠出 保険料拠出 扶 養 現役世代 現役世代 現役世代 (被保険者) (被保険者) (被保険者)

5. スウェーデンのみなし掛金建て方式の下での給付と負担の倍率

年金の給付と負担の倍率は、拠出時点と給付時点の貨幣価値が大きく異なることから、異なる時点間の価格の換算をどのように行うか、即ち割引率をどのように設定するかにより倍率は大きく異なることとなる。

厚生年金、国民年金の給付と負担の倍率は、賃金上昇率を割引率に用いて計算すると、平成17(2005)年度生まれの世代でみて、厚生年金は標準的な世帯で本人が払った保険料総額の2.3倍、国民年金は払った保険料総額の1.7倍の給付(給付総額)が受けられる見込みである。(第5章1)

割引率に賃金上昇率より大きいもの(例えば運用利回り)を用いれば、倍率は小さくなり、逆に小さいもの(例えば物価上昇率)を用いれば倍率は大きくなる。

では、スウェーデンのみなし掛金建て方式で給付と負担の倍率を計算すれば、どのようになるかを考察する。

みなし掛金建て方式は、賃金上昇率を利率とみなして、払った保険料の元利合計を年金原資とし、それに見合う年金額を受給する方式である。

これは、賃金上昇率を異なる時点間の価格の換算に用いて事業主負担も含めた 保険料総額と給付総額が一致するということを意味しており、すなわち、賃金上 昇率を割引率として用いて給付と負担の倍率を計算すれば、事業主負担も含めた 保険料総額の1倍、被用者については本人が支払った保険料総額の2倍の給付を 受けることができるということを意味している。

賃金上昇率と運用利回りを比較すると長期的にみれば、運用利回りは賃金上昇率を上回るというのが一般的な考え方であり、スウェーデンの公的年金の財政計算においても、積立金の運用利回りは、賃金上昇率よりも高いものを用いている。

賃金上昇率よりも高い運用利回りを割引率に用いてスウェーデンのみなし拠 出建て方式の下での給付と負担の倍率を計算すると、被用者については本人が払った保険料の2倍を下回り、自営業者で考えると事業主負担がないため、本人が払った保険料の1倍を下回ることとなる。

また、少子高齢化が進行すれば、前述したように自動安定化装置による給付調整が行われ、年金原資が賃金上昇率で増加しなくなるため、賃金上昇率を割引率に用いて給付と負担の倍率を計算しても被用者については本人が払った保険料の2倍を下回り、自営業者で考えると事業主負担がないため、本人が払った保険料の1倍を下回ることとなる。

1. 年金財政の基本的考え方

(1)財政方式の考え方

年金制度では、制度が発足した当初は、受給者が少なく、受給者1人当たりの 年金額も加入期間が短いことから一般的に少額である。したがって、発足当初は 年金給付費が比較的少額であるものの、時間の経過とともに急速に増大する。公 的年金においては、このような給付費を賄うための代表的な財政方式として、次 の賦課方式と積立方式がしばしば取り上げられる。

① 賦課方式

賦課方式とは、年金給付に必要な費用を、その都度、被保険者(加入者)からの保険料で賄っていく財政方式である。保険料(率)は受給者と被保険者(加入者)の人数比に依存するので、将来に向けて、受給者数や被保険者(加入者)数が変化していけば、その影響をそのまま受けることとなる。したがって、我が国のように少子高齢化が進行すれば、人口構成の変化に伴い、保険料(率)は上昇することとなる。

一方、賃金や物価の上昇に対応して年金額を改定した場合には、保険料収入も 賃金の上昇に従って大きくなるという意味で、保険料(率)はあまり影響を受け ないこととなる。また、積立金を保有していないことから、金利変動があったと しても保険料(率)は影響を受けない。

賦課方式の場合、制度発足当初は、一般的に、受給者数の被保険者(加入者)数に対する比率が小さいことから低い保険料(率)ですむものの、時間の経過とともに年金給付費は増加し、保険料(率)もそれにあわせて引き上げていくこととなる。さらに、実際には、制度発足当初において高い年齢で制度に加入した者については少額の保険料負担で一定水準の年金給付を支給することが多いことから、生涯を通じた平均的な給付額と保険料負担額の比率については、世代によって差が生じることとなる。

② 積立方式

積立方式とは、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てていく財政方式である。積立方式の場合、将来、受給者・被保険者(加入者)の年齢構成や利回り等が見通しどおりに推移する限り、人口の高齢化が進んでも保険料(率)を変更する必要は生じない。

最終的には、年金給付を保険料と積立金からの運用収入により賄う仕組みであり、保険料(率)は実質利回り(利回りと年金改定率の差)に依存する。このことから、将来に向けて、予想していた以上に賃金や物価が上昇し、それに伴い年金額が改定された場合でも、その上昇に見合った利回りの上昇があれば、保険料(率)はあまり影響を受けないこととなる。もっとも、利回りの上昇が賃金や物価の上昇に及ばない場合には、その差から積立不足が生じ、この不足分については、例えばそれ以降の被保険者(加入者)が保険料により負担することとなる。

年金給付費は、一般的に、制度発足後、時間の経過とともに増加するが、積立方式の場合、制度発足当初から将来の給付に見合った水準の保険料(率)としていることから、当初の保険料(率)は賦課方式の場合よりも高いが、見通し通り推移すれば保険料(率)を引き上げていく必要はなく、最終的には、積立金からの運用収入の分だけ保険料(率)は賦課方式の場合よりも低くなることとなる。また、生涯を通じた平均的な給付額と保険料負担額の比率が、世代により大きく異なることはない。

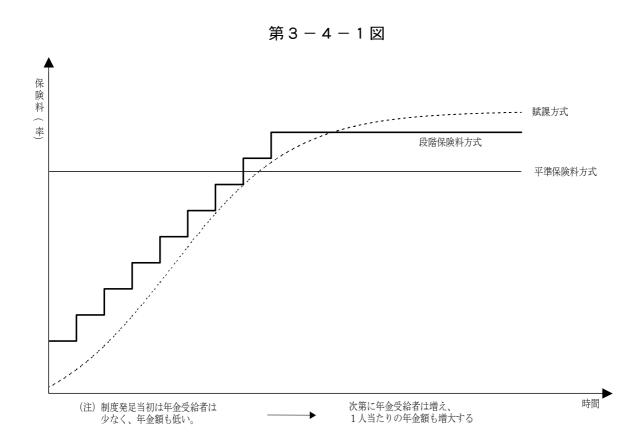
(2) 厚生年金・国民年金の財政方式の推移

厚生年金及び国民年金においては、保険料(率)を将来に向けて、段階的に引き上げていくこととしている。

厚生年金の場合、昭和17(1942)年の制度発足当初(当時は労働者年金保険)には、財政方式として平準保険料方式が採用された。ここでの平準保険料(率)とは、将来にわたって一定(率)で収支均衡が図られるような保険料(率)のことである。しかし、戦後の昭和23(1948)年、急激なインフレのなかで、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定された。その後、昭和29(1954)年に抜本的な法律改正が行われた際にも、急激な保険料負担の増加を避けるため、再度、平準保険料率よりも低い保険料率が設定された。ただし、このとき以降、保険料率を将来に向けて段階的に引き上げていく段階保険料方式を採用し、財政再計算においては、単に当面の保険料率を設定するだけではなく保険料率の将来見通しを作成することとなった。

昭和48(1973)年に、物価や賃金の上昇に応じ、年金額の改定を行う仕組み(物価スライド・賃金再評価)が導入されたが、これ以降の財政再計算においては、

スライドを考慮した将来見通しを作成し、この将来見通しに基づいて保険料率を設定することとなった。国民年金の場合も、制度発足当初の昭和36(1961)年、財政方式としては平準保険料方式が採用されたが、その後は厚生年金と同様、段階保険料方式がとられることとなった。なお、基礎年金給付を行うのに必要な費用は、毎年度、各公的年金制度からの拠出金で賦課方式的に賄うこととなっているが、厚生年金、国民年金(自営業者等の第1号被保険者に係る国民年金勘定;第4章参照)等の各制度は、将来の支出に備え、完全な賦課方式ではなく段階保険料方式によりその費用を準備している。



第3-4-1表 厚生年金の財政方式の推移

保険料改定時期	保険料率 (%)			平準保険料率 (%)			最終保険料率	財政方式	
PNDC1190/C- 1791	男子		坑内員	男子		坑内員	(%)		
昭和17(1942)年 6月	6.4	-	8.0	6. 4	-	8.0		平準保険 料方式	
昭和19(1944)年10月	11.0	11.0	15.0	11.0	11.0	15.0		IJ	
昭和22(1947)年 9月	9.4	6.8	12.6	9. 4	6.8	12.6		IJ	
昭和23(1948)年 8月	3. 0	3.0	3. 5	9. 4	5. 5	12. 3		IJ	インフレによる積立金 の減少等を考慮して、 暫定保険料率を設定
昭和29(1954)年 5月			3.5	5. 0 4. 1	3. 1	4.9		段階保険 料方式	急激な保険料の増を避けるため、保険料率の 将来見通しを作成し、 段階的保険料方式を採 用 少なくとも5年ごとの 財政再計算を行うこと を法定
昭和35(1960)年 5月	3.5	3.0	4.2	4. 4	3. 1	5.2		IJ	
昭和40(1965)年 5月	5. 5			6. 9		15.8		11	保険料は段階的に引き 上げられることが法定
昭和44(1969)年11月	6.2	4.6	7.4	8. 5		20.4]]	
昭和48(1973)年 4月	7. 6	5.8	8.8	10. 5			2年財政再計算 19.6[平成22(2010)]	スをおいるのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	物価スライド制・標準 報酬の再評価(賃金 ライド)制の導入 保険料率はスライドを 考慮した将来見通しに 基づいて算定(平準保 険料率は参考として算 定)
昭和51(1976)年 8月	9. 1	7. 3	10.3	13. 9			年財政再計算 20.7[平成22(2010)]	IJ	
昭和55 (1980) 年10月	10.6	8.9	11.8	19. 1			年財政再計算 35.4[平成33(2021)]	"	
昭和60(1985)年10月	12. 4	11.3	13. 6	_	_	昭和59	年財政再計算 28.9[平成33(2021)]	11	
平成 2(1990)年 1月	14. 3	13.8	16. 1	_	_	平成元 -	年財政再計算 65歳支給:26.1 60歳支給:31.5 [平成32(2020)]	11	
平成 6(1994)年11月	16.	5	18. 3	-	_	_	年財政再計算 29.8[平成36(2024)]	11	
平成 8(1996)年10月	17.	35	19. 15			平成11	年財政再計算 国庫負担1/2:19.8 [平成31(2019)]	JJ.	
平成15(2003)年 4月	13.	58	14. 96	-	-	_	国庫負担1/3:21.6 [平成36(2024)]	,,	
平成16 (2004) 年10月	13.	934	15. 208	 平成 	きにわ7 は29(20	たる保 017)年	年財政再計算 険料水準を設定 まで毎年0.354%ずつ 度以降18.3%で固定	引上げ	

^{*}昭和44年財政再計算以前の最終保険料率及び平準保険料率は、財政再計算の計算基準時点における物価水準、 賃金水準や給付水準等が将来に向かって一定との仮定の下に計算されている。

^{*}昭和29(1954)年5月の平準保険料率の上段は、予定利回りを当初10年間につき5%、それ以降につき4.5%としたもので、下段は、予定利回りを全期間につき5.5%としたもの

^{*}平成11年財政再計算以降の最終保険料率、および平成15(2003)年4月以降の保険料率は総報酬ベース、それ以外は標準報酬月額ベース

第3-4-2表 国民年金の財政方式の推移

保険料改定時期	保険料	平準保険料	段階保険料		財政方式
昭和36(1961)年 4月	20歳~34歳:100円 35歳以上 :150円	128. 3円	-	半华保険	行うことを法定
昭和42(1967)年 1月	20歳~34歳:200円 35歳以上:250円		四和41年財政再計算 昭和56(1981)年度以降		急激な保険料の増 を避けるため、保 険料の将来見通し を作成し、段階保
昭和44(1969)年 1月	20歳~34歳:250円 35歳以上:300円	403円	508円		険料方式を採用 保険料は段階的に 引き上げられるこ とが法定
昭和45(1970)年 7月	450円	日	四和44年財政再計算		
昭和47(1972)年 7月	550円	862円	平成22(2010)年度以降 1,640円	"	
昭和49(1974)年 1月	900円	□ 7	召和48年財政再計算 平成22(2010)年度 35,800円(名目額)	を考慮した場所を考慮を表現している。 たいり こう をおいる かいい こう おいい こう とう	保険料はスライド
昭和50(1975)年 1月	1, 100円	(2,661円)			を考慮した将来見 通しに基づいて算 定(平準保険料は 参考として算定)
昭和51(1976)年 4月	1,400円	野	四和51年財政再計算		
昭和52(1977)年 4月	2,200円		平成22(2010)年度 8,650円(昭和51年度価格)	"	
昭和53(1978)年 4月	2,730円	(5,040円)			
昭和54(1979)年 4月	3,300円		0,000 1(哈尔01一度圖作)		
昭和55(1980)年 4月	3,770円	印	四和55年財政再計算		
昭和56(1981)年 4月	4,500円				
昭和57(1982)年 4月	5, 220円		平成25(2013)年度以降 15,700円(昭和55年度価格)	11	
昭和58(1983)年 4月	5,830円	(7,980円)			
昭和59(1984)年 4月	6, 220円				
昭和60(1985)年 4月	6,740円				
昭和61(1986)年 4月	7, 100円	日	四和59年財政再計算		
昭和62(1987)年 4月	7, 400円	(10,989円)	平成19(2007) 年度以降 13,000円(昭和59年度価格)	JJ	
昭和63(1988)年 4月	7,700円				
平成元(1989)年 4月	8,000円				
平成 2(1990)年 4月	8,400円	7	P成元年財政再計算		
平成 3(1991)年 4月	9,000円				
平成 4(1992)年 4月	9,700円	_	平成22(2010)年度以降	"	
平成 5(1993)年 4月	10,500円		16,100円(平成元年度価格)		
平成 6(1994)年 4月	11,100円				
平成 7(1995)年 4月	11,700円		平成6年財政再計算		
平成 8(1996)年 4月	12, 300円	_	平成27(2015)年度以降	"	
平成 9(1997)年 4月	12,800円		21,700円(平成6年度価格)		
平成10(1998)年 4月	13, 300円	-	平成11年財政再計算 平成32(2020)年度以降 国庫負担1/2:18,500 国庫負担1/3:25,200 (平成11年度価格)	II	
平成17(2005)年 4月	13, 580円	・将来にわた ・平成29(20	平成16年財政再計算 こる保険料水準を設定 17)年まで毎年280円(平成16 ⁴ 17)年度以降16,900円(平成16		

^{*}昭和44年財政再計算以前の段階保険料及び平準保険料は、財政再計算の計算基準時点における物価水準、賃金 水準や給付水準等が将来に向かって一定との仮定の下に計算されている。

(3)段階保険料方式の考え方

厚生年金及び国民年金においては、保険料水準を将来に向けて、段階的に引き上げていくこととしている。このように、保険料水準を将来に向けて段階的に引き上げていくことをあらかじめ想定して将来見通しを作成し、財政運営を行う財政方式のことを段階保険料方式という。

今回改正では、保険料水準を段階的に引き上げて、平成29(2017)年度以降、一定の水準で固定し、給付水準を自動調整するという保険料水準固定方式がとられたが、この財政方式についても、保険料水準の引上げをあらかじめ想定し財政運営を行うという観点からは、段階保険料方式の一形態と考えることができる。

段階保険料方式は、制度の成熟や少子高齢化の進行に並行して保険料(率)が引き上がる場合は、賦課方式の要素を持つと言える。一方、制度の成熟段階で積立金を形成し、将来、これを活用することにより一定の保険料水準で運営を行うところは積立方式の要素を持つ。

積立金の水準をみると、段階保険料方式は、制度発足当初、低い保険料水準に抑えられていることから、積立方式と比べ、積立金の形成が緩やかなものとなる。

どれだけの積立金が形成されるかについては、保険料水準の引き上げペースにより決定されることとなり、賦課方式の保険料水準に近いペースで引き上げればほとんど積立金は形成されず、より早く引き上げればより大きな積立金が形成されることとなる。積立水準からみてどちらの方式に近いかは、成熟段階の保険料と引き上げペースに大きく依存する。

厚生年金、国民年金は、現在の積立金の水準からみれば賦課方式を基本とした 方式であり、また、今回の改正では、100年後の積立金を支出の1年分とする財政 方式が取られたことから、今後も積立金水準から見ると、賦課方式を基本とした 財政方式といえる。

また、今回改正では、平成29(2017)年度以後、保険料水準を一定とし、給付水準についても、今後20年程度で調整を終了する見通しとなっている。すなわち、およそ20年後に給付水準調整を終了した後は、その後も少子高齢化が進展し、人口構成の変化が続くにもかかわらず、一定の保険料水準、一定の給付水準を保つことができる見通しとなっている。このようなことが可能となるのは、積立金を活用しているからであり、当初から全く積立金を保有しない完全な賦課方式であった場合には不可能なことである。

公的年金の財政方式においては、積立方式、賦課方式のどちらが適切なのかということを論じるのではなく、どのように組み合わせ、両者の長所を生かしていくかという視点が重要である。

厚生年金、国民年金は積立金水準としては、賦課方式に近い積立金水準を維持 することで、積立方式における運用リスクを軽減する一方、一定の積立金を保有 し活用することで、将来の保険料水準や給付水準を平準化するとともに、賦課方式における少子高齢化に伴う急激な負担の上昇や給付の低下を回避する財政方式をとっている。

(4)段階保険料方式と後代負担

厚生年金、国民年金は、上記のように歴史的には制度発足当初から段階保険料方式がとられていたというわけではない。制度発足当初は、平準保険料方式により計算された保険料(率)が設定されていた。しかしながら、当時の給付水準は、現在と比べ低い水準にあったことから、当然、保険料水準も現在の給付水準から計算されるものより低い水準で保険料(率)が設定されていた。

その後、厚生年金については、昭和23(1948)年、急激なインフレのなかで、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定され、賦課方式に近い保険料水準に引き下げられた。

また、厚生年金、国民年金は、制度発足後の制度改正、特に、昭和48年改正で物価スライド・賃金再評価が導入されたことにより、大幅な給付改善が行われたが、給付改善により新たに発生した費用は、後代負担により賄うこととされた。

このようなことから、過去、公的年金は必要な負担を求めてきておらず、「給付 改善の費用等を後代負担に回してきた」と言われることがあるが、ここで、「必要 な費用負担」といわれるのは、積立方式的な財政運営を行った場合に「必要な費 用負担」であることに注意が必要である。

厚生年金、国民年金は、近年まで、おおむね積立金を積み増してきており、過去の保険料は、現行の保険料水準よりは低いものの、賦課方式のもと必要な保険料水準よりは高い保険料負担を求めてきたことになる。

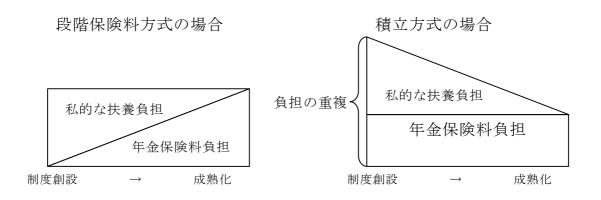
また、過去の保険料水準が低かった理由として負担能力との関係が取り上げられるが、過去の負担能力を考える上で、当時の経済状況や生活水準を考慮することは当然であるが、その他、私的扶養との関係についても考慮する必要がある。

年金制度発足当初の現役世代は、親世代は、公的年金を受給していないか、受給していてもわずかな金額である。このような状況では、現役世代は、親世代を私的に扶養する必要があり、私的に親を扶養しながら、公的年金の保険料をまるまる納める必要が生じることとなる。

賦課方式的な考え方では、親世代が受け取る年金に相当する分しか、保険料を払う必要はないことから負担の重複という問題は生じないが、積立方式的な考え方では、私的に親を扶養しながら自分の老後のための保険料を拠出することとなり、私的扶養も含めて考えると負担の重複が発生することとなる。

すなわち、親世代が十分な年金を受給できない制度成熟期間中においては、私的扶養との関係から、負担能力が低下することとなることに留意して考える必要がある。

第3-4-2図 公的年金制度の成熟過程における社会全体で見た「私的な扶養 負担」と「年金保険料負担」の関係(イメージ図)



2. 保険料水準固定方式のもとでの財政検証

(1) これまでの財政再計算の位置づけ

厚生年金は昭和29年改正以降、国民年金は昭和36年の制度施行以降、財政再計算を少なくとも5年毎に実施することが義務づけられており、人口構造の変化、産業構造、雇用構造の変化、賃金・物価・金利の変動等の社会経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえて、新たに被保険者数・年金受給者数、年金給付費等の推計を行い、給付と負担が均衡するよう将来の保険料引上げ計画を策定することとなっていた。なお、このプロセスのなかで、必要に応じ制度改正が行われ、年金制度を長期的に安定したものとしてきた。

(2)保険料水準固定方式の下での財政検証

平成16年年金制度改正により保険料水準固定方式が導入されたことにより、これまでのような保険料の引上げ計画を策定する財政再計算は行われないこととなった。しかしながら、保険料水準固定方式の下でも、社会・経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえて、財政状況を検証していくことは必要であり、少なくとも5年に一度、「財政の現況及び見通し」を作成する財政検証を行うこととされた。この財政検証において給付水準の自動調整によりどこまで給付水準を調整する必要があるかを推計し、財政検証を行った時点で調整が必要なくなっていれば、すなわち、調整を終了してもおおむね100年間にわたって年金財政の均衡が図られる見通しとなっていれば、給付水準の調整を終了することとなる。

第3-4-3表 財政再計算と財政検証の根拠条文の比較

厚生年金保険法(抄)

(財政の均衡)

第二条の三 厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。

(財政の現況及び見通しの作成)

改

第二条の四 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。

正後

- 2 前項の財政均衡期間(第三十四条第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政 の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。
- 3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付)

附則第十八条

2 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、年金保険者たる共済組合等が納付すべき拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

(保険料)

第八十一条

改

4 保険料率は、保険給付に要する費用(基礎年金拠出金を含む。)の予想額並びに予定運 用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるも のでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算されるべ きものとする。

正

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付)

附則第十八条

前

2 第八十一条第四項の規定による保険料率の再計算が行われるときは、厚生労働大臣 は、年金保険者たる共済組合等が納付すべき拠出金について、その将来にわたる予想額 を算定するものとする。

国民年金法(抄)

(財政の均衡)

第四条の二 国民年金事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。

(財政の現況及び見通しの作成)

第四条の三 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律に よる給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況 及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しな ければならない。

2 前項の財政均衡期間(第十六条の二第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。

3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基礎年金拠出金)

第九十四条の二

3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の管掌者 たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金につい て、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

(保険料)

第八十七条

3 保険料の額は、この法律による給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国 車負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければ ならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算され、その結果に基づ いて所要の調整が加えられるべきものとする。

(基礎年金拠出金)

「|第九十四条の二

3 第八十七条第三項の規定による保険料の額の再計算が行われるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

後

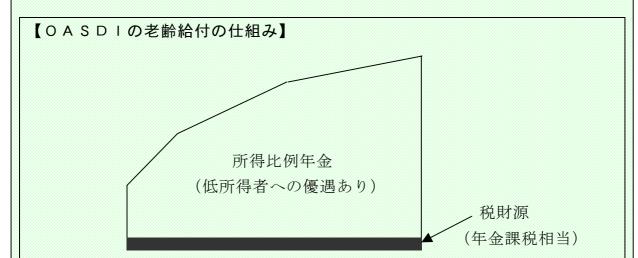
前

(補論) アメリカの公的年金の財政方式

(1) アメリカの公的年金(OASDI) の制度体系

アメリカの公的年金制度において、もっとも包括的な制度が連邦社会保障年金制度(OASDI: Old Age, Survivorship and Disability Insurance)であり、一定額以上の所得のある被用者及び自営業者を対象としている。

社会保障年金の給付体系は、1 階建てで、所得に応じて年金額が定められる仕組みであるが、完全な所得比例の体系を取っておらず、低所得者に手厚い給付がなされる仕組みとなっている。



- ・支給開始年齢:65歳(62歳から繰り上げ可能) ただし、2003年から2027年にかけて段階的に67歳に引き上げることとなっている。
- 老齢年金額

基本年金額 = 0.9A + 0.32B + 0.15C

A: 再評価後の平均賃金の 592 ドルまでの分

B:再評価後の平均賃金の 592 ドル超 3,567 ドルまでの分

C:再評価後の平均賃金の3,567ドル超の分

・65歳以上の配偶者には基本年金額50%を支給

現在の保険料率は12.4%となっており、被用者については労使折半となっている(自営業者は全額本人負担)。

保険料以外の年金給付の財源としては、年金課税の税収を社会保障基金に繰り 入れる制度がある。また、現在、給付の約3年分の積立金を保有しており、全額 非市場性の国債で運用されている。

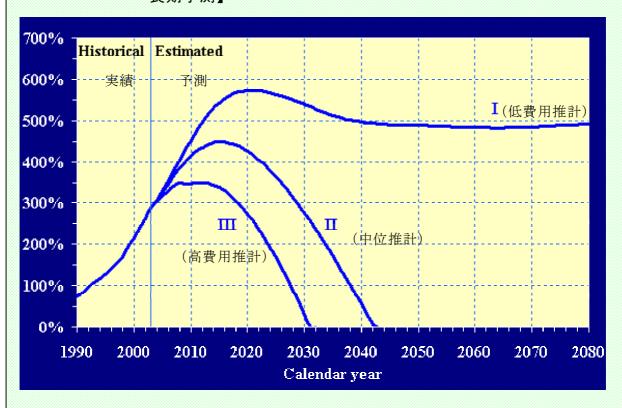
(2) アメリカの公的年金(OASDI)の財政検証

アメリカの公的年金(OASDI)は制度を運営する社会保障庁(SSA:Social Security Administration)が、首席アクチュアリーの所見を付して毎年財政状況を検証するレポートを公表することとされている。

アメリカの公的年金(OASDI)は、日本と同様に賦課方式を基本とした財政方式をとっている。しかしながら、日本や欧州諸国のように少子高齢化が進んでいないため、現在の保険料率は12.4%と欧州諸国と比べると低い水準にあり、今後も日本と比較すると保険料の引き上げ幅は小さいと見込まれているが、長期的な財政の均衡を考えると現行の保険料率(12.4%)では財源不足となることが見込まれている。

2004 年のレポートでは、保険料率 12.4%を含め現行の制度体系を維持した場合、現在、給付の3年分程度の積立金は、中位推計でみると、2010年台には、4~5年分程度まで増加するが、その後、ベビーブーム世代の退職による年金給付費の増加により、積立度合は減少し、2042年には積立金が枯渇し、給付財源が不足する見通しとなっている。

第3-4-3図【OASDIの積立度合(毎年の支出に対する積立金の割合)の 長期予測】



レポートでは、長期的な年金財政の均衡をみるため、今後 75 年間の収入率 (Income Rate)と費用率(Cost Rate)を平準化したものを計算し、その差を保険数理上の差異(Actuarial Balance)とし、長期的な年金財政の均衡をみるための指標として用いている。この保険数理上の差異は、年金財政を今後 75 年間にわたり均衡させるために不足する財源を保険料率に換算したものに相当し、2004 年のレポートでは、この数理上の差異は 1.89%と計算されている。

【2004年レポートにおける保険数理上の差異(中位推計)】

 収入率(Income Rate)
 … 13.84%

 費用率(Cost Rate)
 … 15.73%

保険数理上の差異(Actuarial Balance) ··· 1.89%

この場合の年金財政の均衡の考え方は、平成16年改正で導入された有限均衡方式と同様の考え方で行われており、今後、75年間を常に視野に入れることとし、75年後の積立度合を給付費の1年分とするために必要な保険料率を計算している(我が国では概ね100年間を視野に入れることとした。)。

すなわち、社会・経済状況が中位推計の前提どおり推移すれば、現在、12.4% の保険料率を直ちに1.89%引き上げ、14.29%とすれば、75年後(2078年)の積立度合は年金給付の1年分となる。

なお、保険数理上の差異を計算するに当たって、収入率とは12.4%の保険料と年金課税による国庫負担及び現在保有する積立金による財源を保険料率に換算したものであるため、保険料率12.4%とは異なるものとなっている。また、費用率とは今後75年間の年金給付と75年後に給付の1年分に相当する積立金を保有するための費用を保険料率に換算したものである。

その他の改正項目

1. 女性と年金をめぐる課題

(1) 離婚時の厚生年金の分割

基礎年金については、基礎年金制度の導入時より個人単位の年金制度となって おり、夫婦が離婚した場合は、それぞれの年金が受給できることとなっていたが、 厚生年金については、被用者の夫と専業主婦の妻の夫婦が離婚した場合、これま での制度では、離婚した夫は2階部分の厚生年金が受給できるが、離婚した妻に は厚生年金の受給権はなく基礎年金のみであった。

平成16年改正では、当事者の合意又は裁判所の決定があれば、婚姻期間についての厚生年金の分割を受けることができることとされた。分割割合は5割を上限とし、当事者の合意又は裁判所の決定により定めることとされた。

第3-5-1図

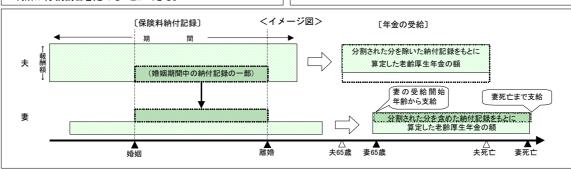
離婚時の厚生年金の分割

離婚時の厚生年金分割の仕組み

- ○離婚当事者の婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、離婚時に限り、当事者間で分割することを認める。
- 〇施行日以降に成立した離婚を対象とする。 ただし、施行日以前の厚生年金の保険料納付記録も分割対象 とする。
- ○分割割合(分割を受ける者の厚生年金の保険料納付記録の持ち分)は5割を上限とする。
- ○離婚当事者間の協議で分割割合について合意の上、社会保険 事務所に厚生年金分割の請求を行う。
- ○合意がまとまらない場合、離婚当事者の一方の求めにより、裁 判所が分割割合を定めることができる。

離婚時の厚生年金分割の効果

- ○保険料納付記録の分割を受けた者は、自身の厚生年金受給資格(老齢・障害等)に応じた年金を受給。
 - ・自身が老齢に達するまで老齢厚生年金は支給されない。
 - ・ 分割を行った元配偶者が死亡しても、自身の厚生年金受給に 影響しない。
- 〇分割は厚生年金(報酬比例部分)の額のみに影響し、 基礎年金の額には影響しない。
- 〇原則として、分割された保険料納付記録は厚生年金額算定の 基礎とするが、年金受給資格期間等には算入しない。



(2) 第3号被保険者期間についての厚生年金の分割

平成 16 年改正では、被扶養配偶者(第 3 号被保険者)を有する第 2 号被保険者が負担した保険料は、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とする旨が法律上明記された。

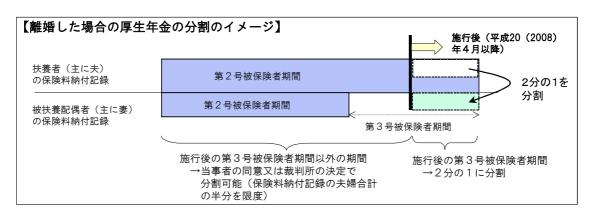
これにより、施行日(平成20年4月)以降の第3号被保険者期間は、①夫婦が離婚した場合、②配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など分割を適用することが必要な事情にあると認める場合は、第2号被保険者の厚生年金を2分の1に分割できることとされた。

なお、離婚時の分割を同時に行う際には、施行日以降の第3号被保険者期間は、 例外なく、2分の1に分割されることとなる。

第3-5-2図

第3号被保険者期間についての厚生年金の分割

- 被扶養配偶者(第3号被保険者)を有する第2号被保険者が負担した保険料については、 夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とする。(法律上明記)
- 第3号被保険者期間(施行後の期間)については、以下の場合に、第2号被保険者の厚生 年金(保険料納付記録)を2分の1に分割することができる。
 - ① 夫婦が離婚した場合
 - ② 分割を適用することが必要な事情にあると認める場合として厚生労働省令で定める場合 (配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など)
 - ※ 離婚した場合には、上記の分割の対象とならない期間(共働き期間等)についても、当事者の同意又は 裁判所の決定があれば、厚生年金の分割を受けることができる。



(3)遺族年金の見直し

① 高齢期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給方法の見 直し

老齢厚生年金の受給権を有する者(主に妻)が、配偶者の死亡により遺族厚生年金の受給権も得た場合は、これまでの制度では、①自分の老齢厚生年金、②夫の老齢厚生年金に基づく遺族厚生年金、③老齢厚生年金の 1/2+遺族厚生年金の

2/3 のいずれかを選ぶ必要があった。多くの場合、夫の方が現役時代の就労期間 も長く賃金も多かったことより、遺族厚生年金を選ぶ方が有利であったことから、 このような制度の下では、自分自身が納めた保険料が受給する年金額に反映され ないこととなっていた。

平成16年改正では、自分自身が納めた保険料をできるだけ年金額に反映させる ため、自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、改正前の水準との差額を遺族厚 生年金として支給する仕組みに改正された。

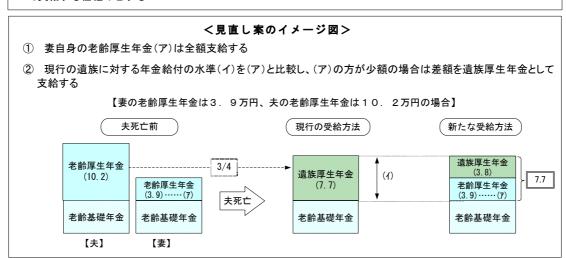
第3-5-3図

遺族年金の見直し

1. 高齢期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給案

見直し案

高齢期(65歳以降)の遺族配偶者(妻)に対する年金給付について、妻自身が納めた保険料をできるだけ 年金給付額に反映させるため、妻自身の老齢厚生年金は全額支給し、現行の水準との差額を遺族厚生年金とし て支給する仕組みとする



② 若年遺族配偶者への遺族給付の有期化等

平成 16 年改正では、夫の死亡時に 30 歳未満の子のいない妻への遺族給付は、これまで終身給付であったが、これを 5 年間の有期給付とした。また、これまでは、夫死亡時に 35 歳以上の妻に加算(40 歳までは支給停止)してきた中高齢寡婦加算の加算対象を、夫死亡時 40 歳以上の妻とした。

2. 高齢者の就業と年金をめぐる課題

(1)60歳台前半の在職老齢年金制度の見直し

平成16年改正前の60歳台前半の在職老齢年金制度は、被用者として就労し、厚生年金の被保険者となれば、賃金の多寡にかかわらず、老齢厚生年金が一律2割支給停止されることとされ、賃金と年金額を合わせて28万円を超えれば、さらに年金が支給停止される仕組みであった。

この賃金の多寡にかかわらず2割支給停止する仕組みについて、就労を阻害しているとの指摘があることから、働くことに中立な仕組みとするため、在職中に一律2割支給停止する仕組みを廃止した。

(2)70歳以上の被用者の老齢厚生年金における給付調整

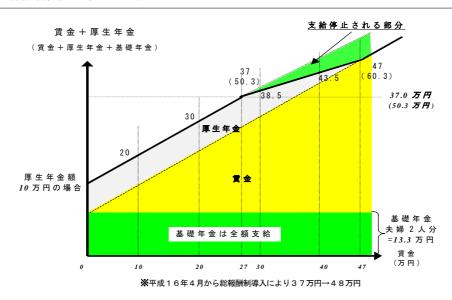
60 歳台の被用者については、これまでに、被用者として就労しているものは、厚生年金の被保険者となり保険料を納付し、受給する老齢厚生年金についても給付調整を行う仕組みが導入されていたが、70歳以上の被用者についてはこのような仕組みはなかった。

今回の改正において、世代間・世代内の公平を図るため、70歳以上については、厚生年金の被保険者として保険料の納付は行わないこととするものの、受給する老齢厚生年金については、60歳台後半の被用者と同様の給付調整の仕組みが導入された。

第3-5-4図 70歳以上の在職年金制度

〇 70歳以上の被用者の厚生年金給付

- → 賃金と老齢厚生年金の合計額が、現役男子被保険者の平均的賃金を上回る場合には、 老齢厚生年金の全部又は一部の支給停止を行う。
- ※ 保険料負担は求めない。



(3)65歳以上の老齢厚生年金の繰下げ制度の創設

老齢厚生年金は支給開始年齢が65歳(生年月により60~64歳)と定められているが、支給開始年齢以降も働き続ける高齢者が増加してきていることに配慮し、老齢厚生年金の受給開始年齢を本来の支給開始年齢より繰り下げ、受給後、繰り下げたことにより受給しなかった年金に相当する分、年金額を増額して受け取ることができる繰下げ制度を導入した。

この際、在職老齢年金制度との調整を図るため、繰下げにより増額する年金額は、本来の支給開始年齢で受給していれば在職老齢年金制度で支給停止とならなった年金に相当する分とされた。

3. 次世代育成支援の拡充

次世代育成支援等の少子化対策は、年金財政の観点からも重要であることから、年金制度においても次世代育成支援を行うこととされた。

平成16年改正では、育児休業中及び育児休業に準ずる休業中の保険料免除措置の対象が1歳未満から3歳未満に拡大された。また、子が3歳になるまでの間、

勤務時間短縮などの措置を受けて働き、標準報酬が低下した場合、保険料は、低 下した標準報酬で徴収するが、年金額については子供が生まれる前の標準報酬で 算定する仕組みが新たに設けられた。

第3-5-5図

次世代育成支援(厚生年金の給付と負担関係)の拡充

年金制度における次世代育成支援策を拡充し、子が3歳に達するまで、 ① 育児休業(準ずる休業を含む。)中の保険料免除制度を拡充 ② 勤務時間の短縮等の措置を受け就業継続する者に、子が生まれる前の賃金で給付算定する措置を創設 【子の年齢】 出産前 誕生 1歳 3歳 ≪【 親の就業状況 】 育 児 休 業 育児休業に準ずる休業 ① 【賃 なし 又は 低 下



《育児休業法のしくみ》

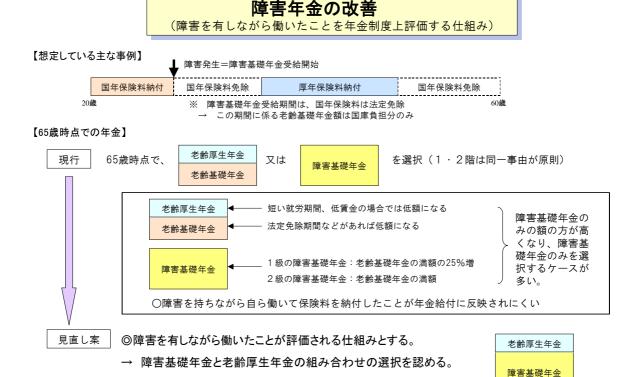
[~1歳] 育児休業 又は 勤務時間の短縮等の措置 〔1~3歳〕育児休業に準ずる休業 又は 勤務時間の短縮等の措置 「勤務時間の短縮等の措置」とは

- ① 短時間勤務制度
- ② フレックスタイム制度 ③ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
- ④ 所定外労働の免除 ⑤ 託児施設の設置運営等

4. 障害年金の改善

これまでは、障害基礎年金と老齢厚生年金の併給が認められていなかったため、 障害基礎年金の受給者が、被用者として働き厚生年金に納めた保険料は、本人の 年金額に多くの場合反映されていなかったことから、障害を持ちながら働いたこ とが評価される仕組みとするため、障害基礎年金と老齢厚生年金の併給ができる こととした。

第3-5-6図



5. 国民年金保険料の未納対策

国民年金の保険料の納付率は、平成 14 年度に 62.8% (現年度分)まで低下していることから、「国民年金特別対策本部」を設置し、国民年金の保険料の納付率を 5 年後(平成 19 年度)に 80%とするとの目標を設定した。

平成 16 年改正では、国民年金の保険料の納付率を平成 19 年度に 80%とするとの目標の実現に向けて、①多段階免除の仕組みの導入、②若年者に対する納付猶予制度の導入などの制度的な対応を行った。

(1) 多段階免除制度の導入

できるだけ、保険料を納付しやすい仕組みとする観点から、現行の全額免除・ 半額免除に加え、3/4 免除、1/4 免除の段階を追加し、所得によりきめ細かく保険 料を免除する多段階免除制度を導入した。

(2) 若年者に対する納付猶予制度の導入

失業等で低所得又は無所得の若年者が、所得の高い世帯主である親と同居しているときは、これまでの制度では保険料免除の対象ではなかった。そこで、このような20歳台の方については、保険料の納付を猶予し、将来負担できることになった時点(ただし、10年以内)で保険料を追納できる納付猶予制度を導入した。

第3-5-7図

国民年金保険料の収納対策の強化

『国民年金特別対策本部』の設置(本省及び地方社会保険事務局):中長期的な目標を設定(今後5年で納付率80%)

要因分析を踏まえた新たな個別収納対策

平成14年度の納付率低下要因の分析を踏まえた新たな個別対策を実施するとともに、未納者一人ひとりに対し、催告状、電話、戸別訪問等の地道な納付督励活動を強化する。

1. 免除制度の見直し及び制度周知

○多段階免除制度の導入(法改正事項)

免除対象者の負担感の急変を緩和し、免除制度を活用しつつできるだけ納付しやすい仕組みとするため、負担能力に応じたきめ細やかな免除制度とする

○単身世帯を中心とする所得基準の緩和

○免除申請等の承認期間の溯及 (法改正事項)

免除申請等が遅れた者が未納に陥ることを避ける

<u>2. 納付しやすい環境づくり</u>

〇口座振替割引制度の導入

保険料の安定的な収納につながる口座振替の利用を促進

〇若年者に対する納付猶予制度の導入(法改正事項)

若年層の失業・無業者等に対し、保険料追納の機会を用意

〇追納加算率の水準見直し

3. 地域特性に応じたネットワーク (納付協力組織等) の活用

○納付協力組織に対する収納業務委託

地域に根ざした同業者団体等を納付協力組織とし、当該組織の加入員に係る収納業務を委託

保険料納付意識の徹底

年金制度の意義・役割や、保険料納付の有利さを正しく理解してもらう中で、保険料納付は国民の義務であるとの意識を徹底周知し、以下の対策を講ずる。また、こうした観点から、年金制度のわかりやすい広報、中高生に対する年金教育の実施を強化する。

1. 強制徴収の実施

納付意識の徹底を図りつつ、度重なる納付督励によっても世代間連 帯の下の納付義務を果たさない者であって、十分な所得や資産があ り、他の被保険者の納付意欲にも悪影響を与えかねない滞納者につ いて、強制徴収を実施する。

2. 所得情報の取得(法改正事項)

効果的な保険料徴収のため必要な所得情報を取得するための法的整備を行う。

3. 社会保険料控除の手続の見直し

未納者について国民年金保険料に係る社会保険料控除が適用されないようにするための措置を難じる。

制度の理解を深めるための取組み

年金個人情報の定期的な通知(法改正事項)

被保険者に保険料納付記録等の年金個人情報の定期的通知を行う。 その際、被保険者個々人の保険料納付実績を年ごとに点数化して表示する仕組み(ポイント制)を導入する。

6. その他

平成16年改正では、現役世代、特に若い世代の年金制度に対する理解を深めるためには、若い頃から将来の年金給付を実感できる分かり易い仕組みが必要であるという観点から、被保険者に保険料納付実績や年金見込額といった年金個人情報の定期的な通知を行うこととし、その際には保険料納付実績を点数化して表示するポイント制を導入することとされた。

また、企業年金の充実安定化を図る改正や、過去、第3号被保険者となっているのに、届出を忘れた方に特例的に届出をできるようにする等の改正が行われた。

第4章 年金財政の将来推計

- 1 公的年金の財政構造と将来推計
- 2 財政再計算作業の全体像
- 3 基礎数(初期データ)の設定
- 4 経済前提の設定
- 5 その他の基礎率の設定
- 6 被保険者数の将来推計
- 7 受給者数の将来推計及び給付水準を維持した場合の給付費の 推計方法
- 8 給付水準調整期間及び給付水準の将来推計
- 9 財政見通し
- 10 社会・経済状況が変動した場合の将来推計

公的年金の財政構造と将来推計

公的年金制度は、全国民共通の基礎年金を土台として、被用者については2階部分の年金が上乗せされる構造となっているが、基礎年金の給付に必要な費用は、自営業者等の第1号被保険者分を国民年金(国民年金特別会計の国民年金勘定)が、被用者(第2号被保険者)及びその被扶養配偶者(第3号被保険者)分を厚生年金及び各共済組合が、それぞれ国民年金特別会計の基礎年金勘定に拠出金として払い込むことにより賄われている。なお、公的年金の財政単位として「国民年金」という場合には、第1号被保険者に係る経理を行う国民年金勘定のことを指すのが通例である。

国民年金、厚生年金及び各共済組合は、それぞれ被保険者から保険料を徴収し、 積立金を管理運用し、基礎年金拠出金を負担するとともに制度ごとの独自の給付 (2 階部分等)を行う独立した財政単位であるが、その財政は基礎年金の費用負 担を通じて結びついており、将来推計を行うにあたっても互いに整合性をもって 行う必要がある。

1. 基礎年金の財政構造と将来推計

基礎年金の財政については、全国民共通の1階部分である基礎年金の給付を、 そのときの現役世代全体で支えるという考え方がとられている。

具体的には、毎年度の基礎年金給付に要する費用をその年度の各公的年金制度からの基礎年金拠出金による収入で賄う方式で運営することとされており、各公的年金制度の負担は、被保険者の人数比(原則として 20~59歳、国民年金の免除、未納を除く。)で按分することとされている。

また、基礎年金の将来見通しにおいては、

- ① 毎年度の基礎年金に要する費用
- ② 毎年度の支出を賄うために厚生年金、国民年金、共済年金の各制度が負担 すべき基礎年金拠出金とその国庫負担

を推計することとなる。

基礎年金の財政構造で注意すべきは、基礎年金交付金の仕組みであり国の特別会計の歳入、歳出と財政再計算の関係を理解する上で不可欠である。

基礎年金拠出金 基礎年金給付費 保険料負担 15.5兆円 15.5兆円 国民年金 3. 6兆円 13,300円 基礎年金給付(新法) (うち、特別国庫) 負担分0.5兆円) 10 2 米円 1.5兆円 (汚、特別国庫 負担分0.5兆円) 基礎年金勘 国庫負担 被保険 受給者 旧法給付(みなし基礎年金) 13.58% 10. 3兆円 基礎年金交付金 厚生年金 2. 3兆円 1 3.4 4 米円 2. 3兆円 国民年金 定 国庫負担 2. 3兆円 厚生年金 2. 3兆円 共済組合 10.46% 1. 6兆円 国共済 地共済 ~14.389 0. 6兆円 0. 6兆円 共済組合 私学共済 1 0. 5兆円 国庫負担 基礎年金給付に必要な費用(特別国庫負担分除く 厚生年金は2階と合わ 厚生年金は2階と合わ 15. 0兆円)を20~59歳の被保険者数(国民年 せて、共済年金は2、3 せて、共済年金は2、 金は免除、未納を除く。) で各制度に按分 階部分と合わせて被保 3階部分と合わせて受

第4-1-1図 基礎年金の財源構造(平成14年度)

(注)特別国庫負担とは、保険料免除者に対する給付や20歳前障害者に対する給付等に対し、特別に国庫から負担されるものである。

(うち、保険料相当部分 月額 14,300円)

月額 21.400円

基礎年金拠出金単価

険者から保険料を徴収

基礎年金制度は、昭和61年4月に導入されたものであるが、その際、制度導入前の旧法による給付のうち昭和36年4月以降の加入期間に基づき支給される基礎年金に相当する給付については、費用負担上、基礎年金と同様の取扱いをすることとされた。

そこで、年金財政の観点からみた基礎年金給付費は、次の①と②をあわせたものとなっている。

- ① 昭和 61 年度の基礎年金制度導入以降に新法の基礎年金として裁定された 年金の給付に要する費用
- ② 国民年金、厚生年金及び共済年金の昭和 60 年改正前の旧法に基づき裁定 された年金給付のうち基礎年金に相当する部分等、基礎年金とみなされる給付(みなし基礎年金)に要する費用

みなし基礎年金は、旧法の厚生年金として裁定された給付を例にとれば、受給者には厚生年金の名称で上乗せ部分(2 階部分)と一体のものとして支給されており、国の会計上も、厚生保険特別会計の年金勘定からの支出となる。

一方、みなし基礎年金の給付に要する費用については、新法の基礎年金として 裁定された給付と合算して、毎年度、必要な費用を各制度からの拠出金で賄う仕 組みであるため、その費用の全額を国民年金特別会計の基礎年金勘定から、上乗 せ部分とあわせて実際の支給を行っている国民年金、厚生年金又は共済年金の各

給者へ年金給付

勘定へ交付(基礎年金交付金)することとされている。

みなし基礎年金の給付は、基礎年金制度が成熟するまでの経過的なもので、いずれ消滅するが、その費用(基礎年金交付金)の総額は、平成 14 年度の実績で5.2 兆円(確定値)となっている。

2. 厚生年金の財政構造と将来推計

厚生年金の財政構造を考えるにあたっては、基礎年金制度を通じた基礎年金勘定との資金のやり取りの他に、厚生年金基金の代行部分の財政再計算における取扱いについても注意が必要である。

以下、この2つの項目を中心として、さらに、平成9年4月のJR、JT、NTTの旧三公社共済の厚生年金への統合に伴う財政上の措置の取扱い等についても解説する。

(1) 実質的な収入、支出

厚生年金の実質的な収入、支出については、基礎年金交付金による資金のやり取りがあることから、厚生保険特別会計(年金勘定)の歳入、歳出とは異なる。

収 入 支 出 2階部分 被保険者(厚生年金) 給付費 (2階部分相当給付) 厚生年金 保険料負担 (年収の一定割合) 受給者 |1階部分(基礎年金相当) 給付費(旧法の基礎年金相当給付) 基礎年金交付金 基 礎年金勘 〈平成14年度〉 積立金 玉 132.1兆円(時価) 基礎年金 給付費 庫 拠出金 新法基礎 国庫負担 運用収入 3.1 兆円

第4-1-2図 厚生年金の収入と支出の概要

(注)年金給付費は保険料収入、国庫負担、積立金からの運用収入等により賄われる。

厚生保険特別会計(年金勘定)から受給者に支払われる給付は、昭和60年改正前の旧法による給付がなくなり基礎年金交付金が消滅したときには2階部分の給付のみとなるが、現在はみなし基礎年金である1階部分の定額給付が含まれる。

一方、1 階部分(基礎年金)の給付については、基礎年金の名称で裁定された 給付とみなし基礎年金の給付をあわせて、その費用を基礎年金拠出金により各年 金制度が負担する仕組みとなっている。

すなわち、厚生保険特別会計(年金勘定)の歳出には、みなし基礎年金の給付に要する費用が「年金給付費」と「基礎年金拠出金」に重複して含まれているところであり、その見合いとして歳入には、みなし基礎年金と同額の基礎年金交付金が計上されている。

そこで、重複を除いて、年金財政上の観点から厚生年金の実質的な収入、支出を捉えるためには、厚生保険特別会計(年金勘定)の歳入、歳出の額から基礎年金交付金を控除して捉える必要がある。

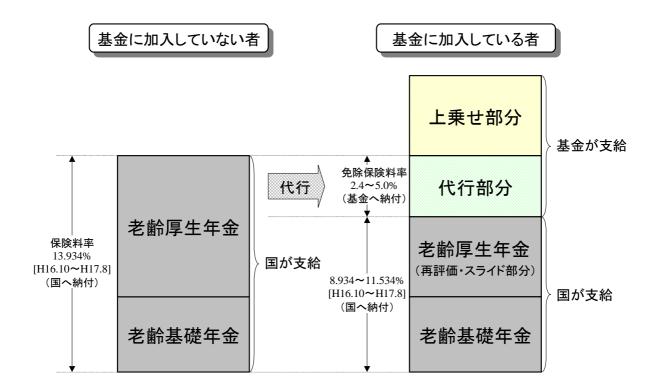
(2) 厚生年金基金の代行部分の取扱い

厚生年金基金は企業年金の一形態であり、厚生年金の報酬比例部分の一部を代行し、独自の上乗せ給付を行っている。

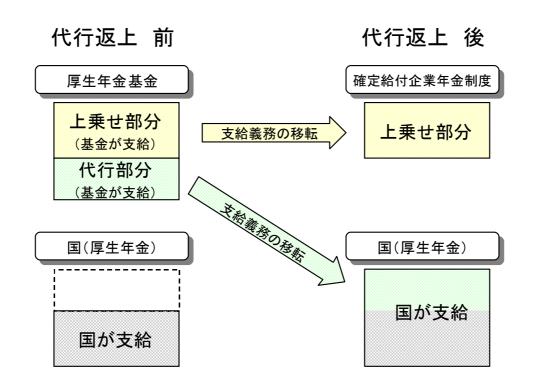
厚生年金基金の加入者に係る厚生年金の保険料は、代行部分に相当する保険料(免除保険料:料率2.4~5.0%)については国へ納めることが免除され、その代わりに厚生年金基金へ納めることとなる。また、厚生年金基金に加入していた受給者は、代行部分の年金給付については、国の代わりに厚生年金基金から給付が行われる。(代行給付:報酬比例部分のうち物価スライド・再評価を除いた部分)

厚生年金基金により代行された給付については、厚生年金基金が存続している間、国は支給義務を免除される。厚生年金基金は、労使の合意により厚生労働大臣の認可を受けて解散や代行返上を行うことが可能である。この場合には、最終的に、国は厚生年金基金から代行部分のために積み立てられた積立金(最低責任準備金)の移換を受け、代行部分の支給義務を引き継ぐこととなる。

第4-1-3図 厚生年金基金の仕組み



第4-1-4図 厚生年金基金の代行返上の仕組み



また、最低責任準備金が免除保険料と基金における代行給付の差額をもとに算定される仕組みとなっていることから、代行部分は、厚生年金の財政と完全に中立なものとなっており、基金の設立、解散、代行返上等が厚生年金の財政に影響を生じさせないものとなっている。

このように、厚生年金基金の代行部分は、財政上、国が管理・運営する厚生年金本体と一体のものとなっていることから、財政の見通しを作成する上では、一体のものとして考えることが適切である。

したがって、財政再計算においては、代行部分を一体のものとして将来の推計を行っており、収入、支出、積立金については、国が管理運営する厚生年金本体のものに、代行部分相当額が加えられている。

【財政再計算上の収入、支出、積立金】

保険料収入 … 厚生年金本体の保険料収入

+ 代行部分の保険料収入(免除保険料相当額)

運用収入 … 厚生年金本体の運用収入

+ 代行部分の積立金等より発生する運用収入

年金給付費 … 厚生年金本体の年金給付費 (実質ベース)

+ 代行部分の年金給付費(代行給付相当額)

積立金 … 厚生年金本体の積立金

+ 代行部分の積立金(最低責任準備金相当額)

+ 旧三公社共済未移換積立金等

将来推計の計算においては、保険料収入、年金給付費、積立金について、厚生年金本体と代行部分相当額の実績値を合算し、この合算した実績値を初期値として将来推計を行っているところであり、代行部分と厚生年金本体を別々に推計したものを合算しているわけではない。

(3) その他(旧三公社共済の統合に伴う措置等)

平成9年4月に旧三公社(JR、JT、NTT)の各共済組合が厚生年金に統合され、厚生年金が年金給付の支給義務を引き継ぐこととなった。

厚生年金が年金給付の支給義務を引き継ぐにあたり、必要な積立金(移換積立金)を移換するとともに、厚生年金が引き継ぐ給付のうち、共済独自の給付については、引き続き存続する共済組合(存続組合)が、毎年度必要な費用を厚生年金に納付することとされた。また、移換積立金については分割納付(最長 20 年)が認められた。

この措置の財政再計算における取扱いは、分割納付されている移換積立金については、未移換分の一時金換算額を初期値の積立金に加え、厚生年金が支給を引き継いだ共済独自給付については、存続組合が毎年度、費用を負担し、厚生年金の財政には影響を与えないことから、収入、支出の両面から控除し将来推計を行っている。

また、過去において国庫負担の一部を将来に繰り延べる措置がとられているが、 財政再計算においては、繰延分の一時金換算額を初期値の積立金に加えて将来推 計を行っている。

3. 国民年金の財政構造と将来推計

国民年金の財政構造を考えるにあたっては、厚生年金と同様、基礎年金制度を 通じた基礎年金勘定との資金のやり取りについて注意が必要である。

国民年金については、厚生年金の報酬比例部分のような2階部分はないが、寡婦年金、付加年金といった国民年金独自の給付があり、基礎年金制度と拠出金や交付金のやり取りを行う財政構造は、厚生年金と同じである。

国民年金特別会計(国民年金勘定)から受給者へ支払われる給付は、昭和 60 年改正前の旧法による給付がなくなり基礎年金交付金が消滅したときには国民年 金独自の給付のみとなるが、現在はみなし基礎年金である1階部分の定額給付が 含まれている。

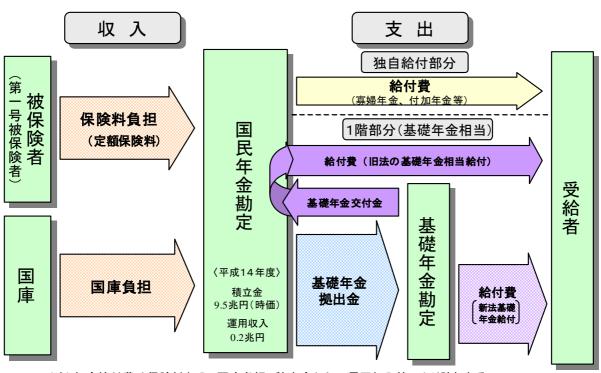
一方、1 階部分(基礎年金及びみなし基礎年金)の給付については、基礎年金の名称で裁定される給付とみなし基礎年金の給付をあわせて、その費用を基礎年金拠出金により各公的年金制度が負担する仕組みとなっており、国民年金も厚生年金と同様に、基礎年金拠出金を負担することとなる。この負担は、国の会計上は、国民年金特別会計の中で国民年金勘定から基礎年金勘定へ基礎年金拠出金相当額を繰り入れることによりなされる。

すなわち、国民年金特別会計(国民年金勘定)の歳出には、厚生年金と同様、 みなし基礎年金の給付に要する費用が「年金給付費」と「基礎年金拠出金相当額」 に重複して含まれており、その見合いとして歳入には、みなし基礎年金と同額の 基礎年金交付金が計上されている。

そこで重複を除いて、年金財政上の観点から国民年金の実質的な収入、支出を 捉えるため、国民年金特別会計(国民年金勘定)の歳入、歳出の額から基礎年金 交付金を控除して捉える必要がある。

また、国民年金についても国庫負担の繰延べ措置がとられているが、財政再計

算においては、厚生年金と同様、繰延分の一時金換算額を初期値の積立金に加えて将来推計を行っている。



第4-1-5図 国民年金の収入と支出の概要

(注)年金給付費は保険料収入、国庫負担、積立金からの運用収入等により賄われる。

財政再計算作業の全体像

厚生年金及び国民年金の財政再計算にあたっては、直近の社会・経済情勢等を踏まえて設定した基礎数値を使用して、制度内容に沿って将来の財政見通しを作成している。財政再計算の過程の全体像は、第4-2-1図に示したとおり、被保険者の推計を行い、それに対応する給付の推計を行って、最後にこれらを踏まえた収支の見通しを作成するという流れになっている。

以下では、この図に従って、再計算作業の過程を解説する。

1. 基礎数(初期データ)及び基礎率の設定

年金制度の財政再計算で使用する基礎的な数値として、これまでの間の年金制度への加入状況や、年金受給者の実態である「基礎数」と、それら被保険者や年金受給者の将来における年々の変化を推計するための前提条件である「基礎率」がある。

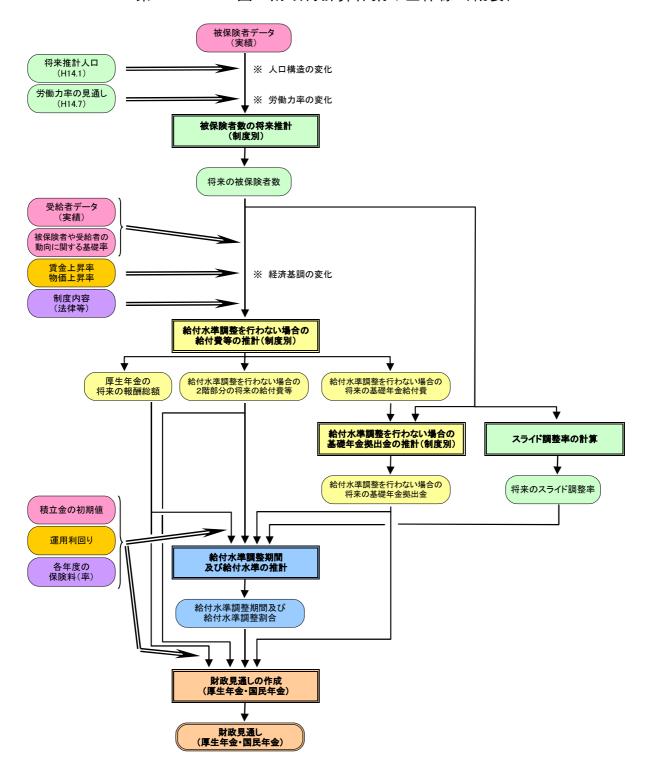
基礎数としては、被保険者、年金受給者についての直近の統計を性・年齢別、その他の項目別に分類集計したものを用いている。今回の財政再計算においては、平成13(2001)年度末における、被保険者は1/100抽出統計、受給者は全数統計を使用している。財政再計算においては、これらの基礎数を初期データとして推計を行っている。

一方、基礎率には、被保険者や年金受給者等の人数が年々どのように変化していくのかを推計するためのものや、障害年金受給者を障害等級別に区分する場合のように、被保険者や年金受給者等の集団を、いくつかの集団に区分するために用いられるもの等がある。また、被保険者の年齢に応じて標準報酬がどのように変化するのかを表わす率(標準報酬指数)もある。これら基礎率の作成にあたっては、被保険者や年金受給者等に関する統計資料を基礎としつつ国勢調査や生命表などの各種統計資料等をも参考として、第4-2-1表にあるような種々の基礎率を作成している。

2. 経済前提の設定

経済前提については、経済状態に対応した報酬の上昇や物価スライド等を将来 推計に織り込むため、賃金上昇率、物価上昇率、運用利回りについて一定の前提

第4-2-1図 財政再計算作業の全体像(概要)



第4-2-1表 財政再計算の基礎となる数値について

1. 将来推計人口

・日本の将来推計人口(平成14年1月)における中位推計 (国立社会保障・人口問題研究所)

2. 労働力率の見通し

・「労働力人口の推移」推計(平成14年7月)における労働力率の見通し (厚生労働省職業安定局)

3. 経済前提

- ・社会保障審議会年金資金運用分科会の報告に基づいて設定
 - ① 賃金上昇率
 - ② 物価上昇率
 - ③ 運用利回り

4. 基礎数(被保険者・年金受給者の初期データ)

- ・国民年金及び厚生年金の直近の実績に基づき設定 (主要項目)
 - ① 年齢・被保険者期間別被保険者数
 - ② 年齡・被保険者期間別平均被保険者期間
 - ③ 年齡・被保険者期間別標準報酬月額
 - ④ 年金の種類・年齢別受給者数
 - ⑤ 年金の種類・年齢別年金額
 - ⑥ 厚生年金・国民年金の積立金額

5. 被保険者や受給者の動向に関する基礎率

(被保険者数、年金受給者数が今後どのように変化していくのかを推計するための仮定条件)

- ・国民年金及び厚生年金の直近の実績及び各種統計資料等を用いて設定
 - (主要項目)
 - ① 被保険者総脱退力
 - ② 被保険者死亡脱退力
 - ③ 障害年金発生力
 - ④ 標準報酬指数 (昇給指数) …定期昇給分
 - ⑤ 老齡年金失権率
 - ⑥ 障害年金失権率
 - ⑦ 遺族年金失権率
 - ⑧ 遺族年金発生割合(被保険者死亡時に、妻、子等を有する割合)
 - ⑨ 年齢相関 (死亡した被保険者の年齢と遺族の年齢の関係)

を置くものである。今回の財政再計算においては、社会保障審議会年金資金運用 分科会の報告をもとに設定した数値を用いている。

3. 被保険者数の将来推計

財政再計算において将来推計を行うにあたって、まず、将来の加入制度別の被保険者数の推計を行う。具体的には、平成13(2001)年度末(一部は平成14(2002)年度末)における加入制度別の被保険者数、日本の将来推計人口(平成14年1月推計(中位推計)、国立社会保障・人口問題研究所)及び労働力率の見通し(「労働力人口の推移」推計について(平成14年7月)、厚生労働省職業安定局)を使用し、将来の加入制度・性・年齢別の被保険者数を推計している。

このようにして、年金財政に最も大きな影響を与える要因である将来の人口構造や労働力率の将来見通しが織り込まれる。

4. 給付水準調整を行わない場合の給付費等の将来推計

次に、被保険者数推計や経済前提、設定した基礎数・基礎率の下で、将来の報酬総額の見通しや給付水準調整を行わない場合の給付費、基礎年金拠出金の見通しを作成する。

報酬総額の推計は、被保険者数推計に基づく被保険者数に平均報酬額を性・年齢別に乗じ、その合計をとることにより作成される。ここで、毎年度の性・年齢別の平均報酬額は、標準報酬指数や賃金上昇率等により、毎年度、シミュレーションを行うことにより作成される。また、被保険者のシミュレーションの際、年金裁定時の報酬比例部分の年金額の算定の基礎として必要となる性・年齢・加入期間別の報酬累積を再評価等しながら作成していく。

給付費の推計は、新規裁定の老齢年金についていえば、支給開始年齢到達時に 生存している被保険者もしくは受給待期者(制度は脱退したが、支給開始年齢等 の支給要件を満たしていない者)の性・年齢・加入期間別の人数と現役時代に加 入していた期間の報酬(再評価等を行ったもの)累計から、制度内容に基づいた 報酬比例部分の年金や基礎年金等の年金額が性・年齢別に算定されることになる。 裁定後の受給者に係る給付費の推計については、性・年齢別に、年金失権率に従 い前年度から残存している受給者数を推計しつつ、毎年度の年金改定を行う方法 により、翌年度の性・年齢別の受給者数や給付額が算出されるという手順でシミ ュレーションが行われる。

このように算出した給付費のうち、基礎年金勘定により取り扱う給付分につい

ては、各制度の拠出金算定対象者数で按分することにより、制度別の基礎年金拠 出金を算出する。

5. 給付水準調整期間の将来推計及び給付水準の将来推計

次に、年金財政の均衡を図るためにマクロ経済スライドにより給付水準を自動 調整する期間を推計する。

具体的には、マクロ経済スライドの適用をある年度まで続けた場合の 2100 年度 の積立度合を算出し、2100 年度の積立度合が支出の 1 年分となるようにするため には何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか逆算する。

給付水準の調整期間及び最終的な給付水準調整割合が決まれば、給付水準調整 前の給付費等の年度毎の推計値に給付水準調整割合を乗じることにより 2100 年 度までの各年度の給付水準調整後の給付費等が決まるので、これにより 2100 年度 までの年金財政の財政見通しが定まる。 2で述べた各過程について、以下、その詳細を解説する。

財政再計算作業は、被保険者及び受給者に関するデータの整備から始まる。年 金制度の将来の姿をより正確に描くためには膨大なデータが必要となるが、その 際、個票データを管理する社会保険庁及び各共済組合の協力を得て、財政再計算 に必要な各種情報を集約したデータを整備し、効率的な作業を行っている。

それらの基礎データのうち、平成 16 年財政再計算における初期値となる被保険者の性・年齢・被保険者期間別のデータ、年金受給者の性・年齢別データ等は、厚生年金、国民年金、共済組合ともに、平成 13 (2001) 年度末の被保険者統計及び受給権者統計を基礎としている。

被保険者統計については、厚生年金、国民年金ともに、無作為に 100 分の 1 で抽出した個票データを性・年齢・被保険者期間別に集計することにより作成される。個票データについては、例えば、厚生年金でいえば、財政再計算で必要となる現在の標準報酬月額、過去の被保険者期間、標準報酬累計をはじめ、育児休業関係等各種情報を集約したものとなっている。なお、基礎年金給付費等を算出するため、昭和 36 (1961) 年 4 月 1 日以降の 20 歳以上かつ 60 歳未満であった被保険者期間に関するデータも使用している。

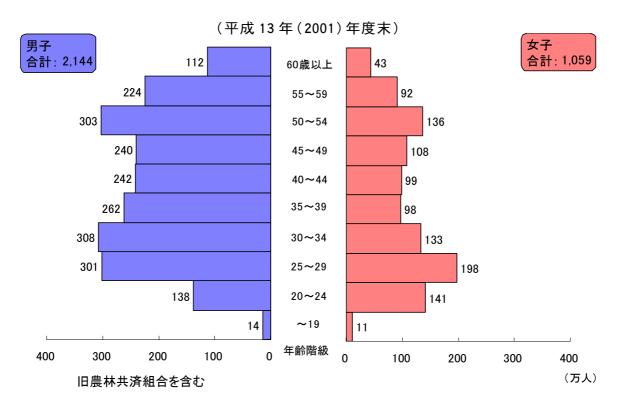
一方、受給権者統計については、社会保険庁で管理している受給権者裁定原簿 から年金の種類・年齢別に受給権者数や年金額、過去の被保険者期間などの集計 を行ったものである。

また、共済組合については、厚生年金と同程度の統計を、厚生年金保険法施行規則等に基づき、各共済組合を所管する各省を経由して各共済組合から提供を受けているところである。

以下、被保険者及び受給者の初期データについて、厚生年金、国民年金、共済 組合別に解説を行う。

1. 被保険者の初期データ

平成 13 (2001) 年度末における厚生年金の被保険者の年齢構成は第4-3-1 図のとおりである。男子では $30\sim34$ 歳が 308 万人、女子では $25\sim29$ 歳が 198 万人で最も多く、以降年齢が高くなるにつれて減少した後、再び増加し、 $50\sim54$ 歳が男子 303 万人、女子 136 万人でもう一つの山となっている。

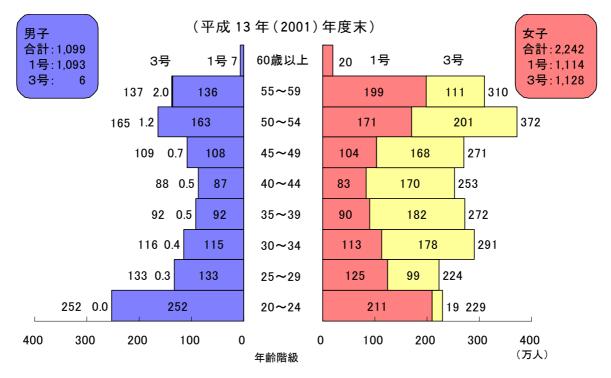


第4-3-1図 厚生年金被保険者の年齢構成

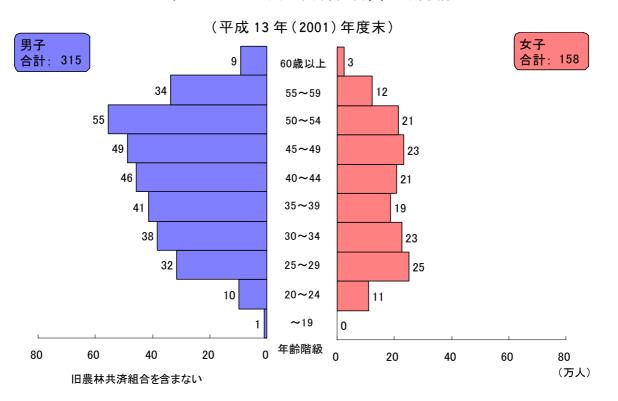
平成 13 (2001) 年度末における国民年金第 1 号 (任意加入被保険者を含む。以下同じ。)及び第 3 号被保険者の年齢構成は第 4-3-2 図のとおりである。このような 5 歳階級別でみた場合、男子では $20\sim24$ 歳が 252 万人、女子では $50\sim54$ 歳が 372 万人で最も多くなっていることがわかる。また、第 3 号被保険者は、被用者保険の被扶養配偶者であることから、男子では第 3 号被保険者 6 万人に対し第 1 号被保険者が 1,093 万人と大部分を占めるが、女子では第 3 号被保険者 1,128 万人と第 1 号被保険者 1,114 万人がほぼ同数となっている。

平成 13 (2001) 年度末における共済組合員の年齢構成は第4-3-3図のとおりである。男子では $50\sim54$ 歳が 55 万人、女子では $25\sim29$ 歳が 25 万人で最も多くなっているが、女子は、厚生年金の女子被保険者ほどM字(2 つの山)が顕著にみられない。

第4-3-2図 国民年金(第1号・第3号)被保険者の年齢構成



第4-3-3図 共済組合員の年齢構成



平成13(2001)年度末における厚生年金被保険者の年齢階級別の平均被保険者期間は第4-3-4図のとおりである。男女ともに60歳になるまでは年齢が高く

なるにつれて長くなっており、60歳以降では若干短くなっている。

なお、図の 部分は昭和 36 (1961) 年 4 月 1 日以降の 20 歳以上かつ 60 歳未満であった被保険者期間に係る平均被保険者期間を示したものである。これについても、平均被保険者期間と同様の傾向がみられる。

(平成 13年(2001)年度末) 60歳以上 55~59 50~54 45~49 40~44 35~39 30~34 25~29 男子 女子 20~24 ~19 年齢階級 (月) 部分は昭和36(1961)年4月1日以降の20歳以上、60歳未満であった被保険者期間

第4-3-4図 厚生年金被保険者の平均被保険者期間月数

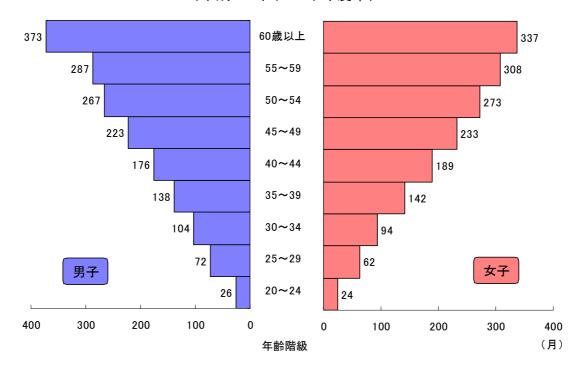
旧農林共済組合を含む

平成13(2001)年度末における国民年金第1号及び第3号被保険者の年齢階級別の平均被保険者期間は第4-3-5図のとおりである。ここでいう被保険者期間は、第1号及び第3号被保険者期間並びにこれらの期間とみなされる被保険者期間の月数を意味している。

国民年金被保険者の平均被保険者期間は年齢が高くなるにつれて長くなっており、男子では60歳以上で373月、女子では337月となっている。

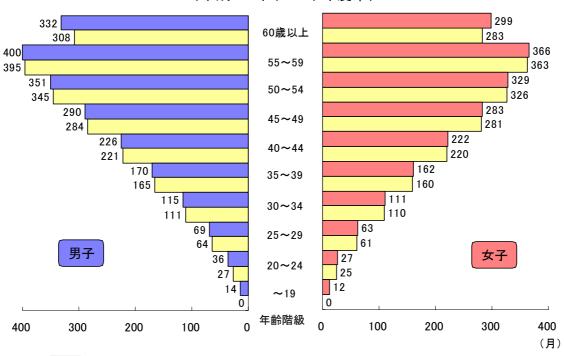
平成 13 (2001) 年度末における共済組合の平均組合員期間は第4-3-6図のとおりである。男子では、55~59歳で 400 月、女子でも同様に 55~59歳で 366月と最も長くなっている。厚生年金被保険者の平均被保険者期間と比較すると、男子ではほぼ同じ傾向であるが、女子では 40歳以上では、共済組合の平均組合員期間の方が長くなっている。特に女子では厚生年金被保険者に比べて、共済組合の平均組合員期間は非常に長いことがわかる。

第4-3-5図 国民年金(第1号・第3号)被保険者の平均被保険者期間月数 (平成13年(2001)年度末)



第4-3-6図 共済組合員の平均組合員期間月数

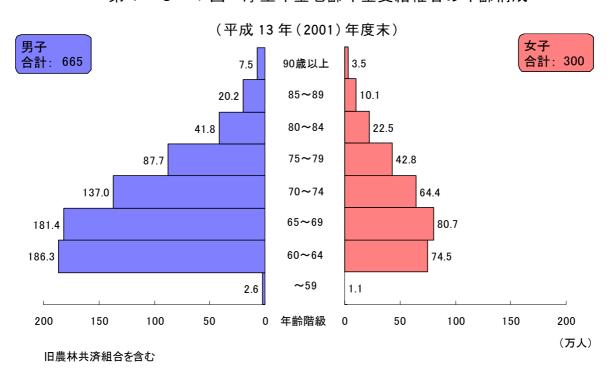
(平成13年(2001)年度末)



部分は昭和36(1961)年4月1日以降の20歳以上、60歳未満であった被保険者期間 旧農林共済組合を含まない

2. 受給者の初期データ

平成13 (2001) 年度末における厚生年金老齢年金の受給権者の年齢構成は第4-3-7図のとおりである。ここでいう老齢年金とは、厚生年金の旧法老齢年金、旧法船員保険の老齢年金及び老齢厚生年金のうち原則として被保険者期間20年以上の年金のことである。男子は60~64歳の受給権者が最も多く186万人、女子は65~69歳の受給権者が最も多く81万人となっており、以降、年齢が高くなるにしたがって徐々に減少している。なお、船員・坑内員の支給開始年齢は55歳から経過的に引き上げられている過程にあり、厚生年金に統合された旧共済組合の受給権者もいるため、60歳未満の受給権者も存在している。



第4-3-7図 厚生年金老齢年金受給権者の年齢構成

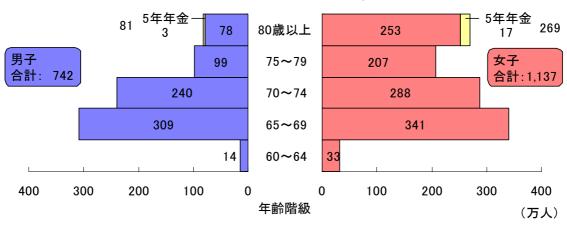
平成 13 (2001) 年度末における国民年金老齢年金受給権者の年齢構成は第4-3-8 図のとおりである。ここでいう老齢年金とは、旧法老齢年金、通算老齢年金及び老齢基礎年金のことである。男女とも 65~69 歳の受給権者が最も多く、309万人及び 341万人となっている。75 歳以上に比べて 75 歳未満が多いのは、老齢基礎年金受給権者には、第2号被保険者であった者も含まれるという要因もある。

平成 13 (2001) 年度末における共済組合退職年金受給権者の年齢構成は第4-3-9回のとおりである。ここで言う退職年金とは、旧法退職年金(旧法減額退職年金を含む。)及び退職共済年金のうち原則として組合員期間 20 年以上の年金のことである。男女とも 70~74 歳の受給権者が最も多く、男子 38 万人、女子 14

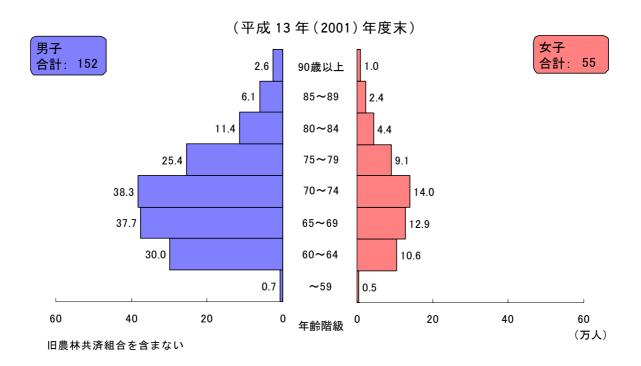
万人となっており、年齢が高くなるにしたがって、徐々に少なくなっている。また、共済組合についても、経過的な給付等もあることなどから、60歳未満の受給権者が存在する。

第4-3-8図 国民年金老齢年金受給権者の年齢構成

(平成 13 年(2001)年度末)



第4-3-9図 共済組合退職年金受給権者の年齢構成



経済前提の設定

1. 設定の基本的考え方

財政再計算の基礎率としての経済前提については、平成11年財政再計算では、過去実績の平均をもとに、経済成長率の将来予測などを総合的に勘案して設定していたが、今回の財政再計算では、社会保障審議会年金資金運用分科会における議論などをふまえ、平成21(2009)年度以降の長期的な経済前提については、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を反映したマクロ経済に関する試算に基づいて設定することとした。なお、平成20(2008)年度までの経済前提については、内閣府が作成した改革と展望に準拠することとした。

2. 物価上昇率の設定

(1) 足下(平成 20(2008)年まで)の設定

平成 16(2004)年から平成 20(2008)年までの期間については、内閣府の「改革と展望-2003年度改定 参考資料」における、平成 16(2004)から平成 20(2008)年度までの消費者物価上昇率を用いた。

(2)長期(平成21(2009)年以降)の設定

平成 21(2009)年以降は、消費者物価上昇率の過去 20 年 (昭和 58(1983)から平成 14(2002)年)平均が 1.0%であることや、内閣府の「改革と展望-2003年度改定 参考資料」において、平成 16(2004)年度から平成 20(2008)年度の平均消費者物価上昇率が 1.0%であることから、1.0%と設定した。

3. 実質賃金上昇率と実質運用利回りの設定

(1) 平成 20(2008)年度までの設定

平成 16(2004)年度から平成 20(2008)年度までの期間については、内閣府

の「改革と展望-2003年度改定 参考資料」における実質経済成長率(名目経済成長率-消費者物価上昇率)及び長期金利の見通しや、厚生労働省職業安定局による労働力率の見通し等を基礎として、5年間の平均として、これらと整合的な実質賃金上昇率及び実質長期金利(10年国債応募者利回り-消費者物価上昇率)の推計を行った。

具体的には、5年間平均の名目経済成長率は、1.9%程度、労働力率の見通しを用いて推計される労働力人口増加率は同 0.1%程度であることから、名目賃金上昇率は、労働力人口1人当たり名目経済成長率と同じであるとみて1.8%とし、この間の消費者物価上昇率が平均1.0%であることから実質賃金上昇率は0.8%と設定した。

次に、内閣府の見通しによると 5 年間平均で名目長期金利は 1.9%程度、 消費者物価上昇率は 1.0%程度であることから、実質長期金利は 0.9%程度 とした。

なお、この結果は、社会保障審議会年金資金運用分科会において、直近の イールドカーブ等からみて概ね違和感のない水準であるとされた。

さらに一定のリスクをとり、国内外の株式等を組み入れた分散投資を行う場合には、運用利回りの見込み値は長期金利よりも高くなると考えられる。現行の基本ポートフォリオは、国内株式、外国債券、外国株式というリスク・リターンの異なる資産を組み入れることにより、運用収入が年金財政上の予定を下回るリスクを最小にするという考え方に基づいて設定されており、結果として全額国内債券で運用する場合と同程度の利回り変動リスクをとりつつ、国内債券の期待収益率を 0.5%上回る期待収益率が見込まれている。

このことから、今回は分散投資により追加的に確保することのできる運用利回りの上限を 0.5% と見込んだ。この追加的に確保される運用利回りの幅 $(0\sim0.5\%)$ を考慮すると、実質運用利回り(積立金運用利回り-消費者物価上昇率)は、 $0.9\sim1.4\%$ 程度と見込まれることから、財政再計算においてはその中間値をとって実質運用利回りは 1.1% と設定した。

第4-4-1表 足下の実質賃金上昇率等の設定の根拠

(%)

	名目経済	消費者物価	労働力人口	名目
	成長率	上昇率	増加率	長期金利
平成 16 (2004)	0.5	△0.2	0.44	1. 3
17 (2005)	1. 4	0.5	0.35	1. 5
18 (2006)	2. 1	1. 2	0.02	1. 8
19 (2007)	2. 5	1. 5	△0.21	2. 3
20 (2008)	2. 9	1. 9	△0.22	2.8

5 年平均 1.9	1. 0	0.07	1. 9
-----------	------	------	------

出典: 労働力人口増加率は厚生労働省の見通し。その他は内閣府「改革と展望-2003 年度改定」の参考資料。

(2) 平成 21(2009)年度以降の設定

長期の設定については、社会保障審議会年金資金運用分科会の報告「運用利回りの範囲について(検討結果の報告、平成15年8月27日)」におけるケース2として示された実質賃金上昇率及び実質運用利回りの中央値(端数切捨)を基準ケースとして使用した。(経済好転ケースはケース1、経済悪化ケースはケース3を使用。)

具体的には、生産性の向上など経済成長の原動力となる全要素生産性(TFP)上昇率に関して、基準ケースでは0.7%(経済好転ケースでは1.0%、経済悪化ケースでは0.4%)と設定し、マクロ経済に関する基本的な関係式を用いて、平成20(2008)年度から平成44(2032)年度までの平均の労働力人口1人当たり実質GDP成長率及び日本経済全体の利潤率を推計した。

なお、TFP上昇率については、平成19(2007)年度までは「改革と展望ー2002年度改定(内閣府)」の参考試算と整合的になるように0.2%と設定し、平成20(2008)年度以降の長期的な設定は、平成13年度年次経済財政報告における中長期的な潜在成長率の推計において、構造改革の実行を前提として中長期的には年0.5~1%程度に高まることは十分可能とされていることに準拠して設定したものである。

過去において長期的にみると、日本経済全体の利潤率と実質長期金利とは概ね比例関係にあることから、過去 15~25 年間程度の平均の実質長期金利 (10年国債応募者利回り-消費者物価上昇率)の水準(2.8~3.4%程度)に、推計で得られた将来(2008~2032年度)の利潤率の過去の利潤率に対する比

率 $(0.55\sim0.7$ 程度) を乗じることにより、将来の実質長期金利の水準の推計を行った。

また、実質賃金上昇率は、労働力人口1人当たり実質GDP成長率と同程 度とみた。

前述したとおり、分散投資により追加的に確保することのできる運用利回りの上限を 0.5%と見込んで、実質運用利回り(積立金運用利回り-消費者物価上昇率)の上限は、推計された実質長期金利の上限に 0.5%を加えたものと見込んだ。

その結果、1人当たり実質賃金上昇率(対物価上昇率)は基準ケースで 1.1 ~1.2%程度(経済好転ケース 1.5~1.6%程度、経済悪化ケース 0.8%程度)となったことから、財政再計算では、その中間値をとって基準ケースで 1.1%(経済好転ケース 1.5%、経済悪化ケース 0.8%)と設定した。

また実質運用利回りは基準ケースで $1.8\sim2.6\%$ 程度(経済好転ケース $1.9\sim2.7\%$ 程度、経済悪化ケース $1.7\sim2.5\%$ 程度)となったことから、同じく中間値をとって基準ケースで2.2%(経済好転ケース2.3%、経済悪化ケース2.1%)と設定した。

なお、この結果、実質的な運用利回り(積立金運用利回り-賃金上昇率)は基準ケースで1.1%(経済好転ケース0.8%、経済悪化ケース1.3%)となった。

4. 長期の設定の詳細

(1)推計の枠組み

20~30 年の長期の期間における一国経済の成長の見込み等について推計を行う成長経済学の分野においては、新古典派経済学の標準的な生産関数であるコブ・ダグラス型生産関数に基づいて推計を行うのが一般的である。

コブ・ダグラス型生産関数とは、GDPの資本と労働に対する分配率が一定という仮定の下で、GDPを資本と労働の関数として表すものである。

コブ・ダグラス生産関数の下では、生産技術等が変化しなければ、経済成長率(実質GDP成長率)は、「資本成長率×資本分配率」と「労働成長率×労働分配率」の合計に等しくなるが、実際には生産技術等の進歩があるためにこの合計以上の成長が観測されており、その差を全要素生産性(TFP)上昇率と定義している。

労働力人口 1 人当たりのGDP成長率は、「GDP成長率-労働成長率」 であることから、以下の式で表される。

労働力人口1人当たりの実質GDP成長率(1人当たり実質賃金上昇率) =(資本成長率-労働成長率)×資本分配率 + 全要素生産性上昇率

(注)労働分配率-1=-資本分配率であることを用いた。

ここで、資本成長率は、総投資率と資本減耗率を用いて、以下のように表される。

資本成長率=総投資率×GDP÷資本ストックー資本減耗率

さらに、日本経済の利潤率は資本分配率と資本減耗率を用いて、以下のように表される。

利潤率=資本分配率×GDP÷資本ストック-資本減耗率

これらの式を用いると、a. 全要素生産性上昇率、b. 資本分配率、c. 資本減耗率、d. 総投資率の4つのパラメータを設定すれば、財政再計算における労働力人口の見通しと整合的な

ア 労働力人口1人当たり実質GDP成長率 (1人当たり実質賃金上昇率)

イ 利潤率

の値を逐年、推計できる。

なお、将来の労働力投入については、労働力人口の推移だけでなく1人当たり労働時間の推移も影響するが、ここでは、1人当たり労働時間は変化しないものとして推計を行った。

(2) パラメータの設定と推計結果

推計のパラメータは次により設定した。

a. 全要素生産性上昇率(TFP)

平成13年度年次経済財政報告(内閣府)において、構造改革の実行を前提として長期的には0.5~1.0%に高まることは十分可能とされていることから、平成20(2008)年度以降、基準ケース0.7%(経済好転ケース1.0%、経済悪化ケース0.4%)と設定。なお、平成19(2007)年度までの足下の全要素生産性上昇率は、「改革と展望-2002年度改定(内閣府)」の参考試算における平成15(2003)~19(2007)年度の実質経済成長率の見通しと整合性のある数値として0.2%と設定。

b. 資本分配率

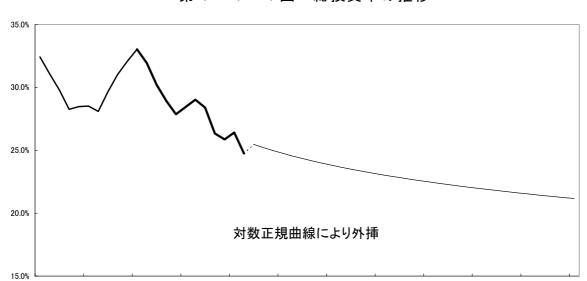
「1-雇用者所得/(固定資本減耗+営業余剰+雇用者所得)」の平成4(1992)~平成13(2001)年度の10年間の実績平均(国民経済計算年報 平成15年版)に基づき37.3%と設定。

c. 資本減耗率

「固定資本減耗/有形固定資産」の平成 4(1992) ~ 平成 13(2001) 年度の 10年間の実績平均(国民経済計算年報 平成 15年版)に基づき 8.2%と設定。

d. 総投資率

過去の実績の傾向を、第4-4-1図のとおり対数正規曲線により外挿し、 平成 44(2032)年度には 21.4%になるものと設定。



17

(2005)

22

(2010)

27

(2015)

32

(2020)

37

(2025)

42

(2030)

47

(2035)

7

(1995)

平成・・年度

(1990)

(1985)

12

(2000)

第4-4-1図 総投資率の推移

推計の過程は第4-4-2表のとおりであり、平成 $20(2008)\sim 44(2032)$ 年度 の 1 人当たり実質賃金上昇率は $1.1\sim 1.2\%$ 、利潤率は 6.5% と見込まれている。 なお、この間の労働力人口の平均伸び率は-0.5%であることから、実質経済成長率は $0.6\sim 0.7\%$ と見ていることになる。

55 昭和••年度

(1980)

第4-4-2表 1人あたり実質賃金上昇率及び利潤率の推計

年度	¥	労働ス	カ人口 伸び率	全要素生産性 上昇率(TFP)	資本分配率	資本減耗率	総投資率	実質GDP (平成13年度基準)	資本	資本成長率	実質経済 成長率	1人当たり 実質賃金上昇率	利潤率
平月	ž	①				(5)	•	(平成13年及基準) (7)	•				100
		9	2	3	4	(5)	6		8	9	10	11)	12)
	,	千人						10億円	10億円				
	(2000)	67,553											
13	(2001)	67,319	-0.3%	0.20%	37.3%	8.2%	24.7%	502,602	1,164,029				
14	(2002)	66,947	-0.6%	0.20%	37.3%	8.2%	25.5%	506,597	1,193,413	2.5%	0.8%		7.79
15	(2003)	67,235	0.4%	0.20%	37.3%	8.2%	25.2%	513,996	1,225,096	2.7%	1.5%		7.59
16	(2004)	67,531	0.4%	0.20%	37.3%	8.2%	25.0%	521,085	1,254,757	2.4%	1.4%		7.39
17	(2005)	67,765	0.3%	0.20%	37.3%	8.2%	24.8%	527,565	1,282,539	2.2%	1.2%		7.29
18	(2006)	67,778	0.0%	0.20%	37.3%	8.2%	24.5%	532,668	1,308,493	2.0%	1.0%		7.09
19	(2007)	67,635	-0.2%	0.20%	37.3%	8.2%	24.4%	536,670	1,332,474	1.8%	0.8%		6.99
20	(2008)	67,484	-0.2%	0.70%	37.3%	8.2%	24.2%	542,974	1,354,420	1.6%	1.2%	1.40%	6.89
21	(2009)	67,305	-0.3%	0.70%	37.3%	8.2%	24.0%	548,964	1,375,097	1.5%	1.1%	1.37%	6.79
22	(2010)	67,268	-0.1%	0.70%	37.3%	8.2%	23.8%	555,517	1,394,562	1.4%	1.2%	1.25%	6.79
23	(2011)	67,261	0.0%	0.70%	37.3%	8.2%	23.7%	562,125	1,413,078	1.3%	1.2%	1.20%	6.79
24	(2012)	66,967	-0.4%	0.70%	37.3%	8.2%	23.5%	567,140	1,430,759	1.3%	0.9%	1.33%	6.69
25	(2013)	66,621	-0.5%	0.70%	37.3%	8.2%	23.4%	571,727	1,447,317	1.2%	0.8%	1.32%	6.69
26	(2014)	66,275	-0.5%	0.70%	37.3%	8.2%	23.2%	576,145	1,462,770	1.1%	0.8%	1.29%	6.59
27	(2015)	65,965	-0.5%	0.70%	37.3%	8.2%	23.1%	580,605	1,477,188	1.0%	0.8%	1.24%	6.59
28	(2016)	65,611	-0.5%	0.70%	37.3%	8.2%	23.0%	584,697	1,490,689	0.9%	0.7%	1.24%	6.59
29	(2017)	65,295	-0.5%	0.70%	37.3%	8.2%	22.8%	588,865	1,503,281	0.8%	0.7%	1.20%	6.59
30	(2018)	65,003	-0.4%	0.70%	37.3%	8.2%	22.7%	593,062	1,515,073	0.8%	0.7%	1.16%	6.49
31	(2019)	64,728	-0.4%	0.70%	37.3%	8.2%	22.6%	597,261	1,526,155	0.7%	0.7%	1.13%	6.49
32	(2020)	64,441	-0.4%	0.70%	37.3%	8.2%	22.5%	601,305	1,536,599	0.7%	0.7%	1.12%	6.49
33	(2021)	64,184	-0.4%	0.70%	37.3%	8.2%	22.4%	605,446	1,546,439	0.6%	0.7%	1.09%	6.49
34	(2022)	63,928	-0.4%	0.70%	37.3%	8.2%	22.3%	609,533	1,555,757	0.6%	0.7%	1.07%	6.59
35	(2023)	63.638	-0.5%	0.70%	37.3%	8.2%	22.2%	613,361	1,564,597	0.6%	0.6%	1.08%	6.59
36	(2024)	63,308	-0.5%	0.70%	37.3%	8.2%	22.1%	616,883	1,572,952	0.5%	0.6%	1.09%	6.59
37	(2025)	62,963	-0.5%	0.70%	37.3%	8.2%	22.0%	620,240	1,580,805	0.5%	0.5%	1.09%	6.59
38	(2026)	62,616	-0.6%	0.70%	37.3%	8.2%	21.9%	623,520	1,588,173	0.5%	0.5%	1.08%	6.59
39	(2027)	62.212	-0.6%	0.70%	37.3%	8.2%	21.8%	626,377	1,595,088	0.4%	0.5%	1.10%	6.59
40	(2028)	61.767	-0.7%	0.70%	37.3%	8.2%	21.7%	628,889	1,601,506	0.4%	0.4%		6.59
41	(2029)	61,290	-0.8%	0.70%	37.3%	8.2%	21.6%	631,111	1,607,403	0.4%	0.4%		6.59
42	(2030)	60.747	-0.9%	0.70%	37.3%	8.2%	21.6%	632,810		0.3%	0.3%		6.59
43	(2031)	60,348	-0.7%	0.70%	37.3%	8.2%	21.5%	635,331	1,617,543	0.3%	0.4%		6.5
44	(2032)			0.70%	37.3%	8.2%	21.4%	636,484	1,621,964	0.3%	0.2%	1.17%	6.59
	(==02)	22,700	11070				推計方法	前年度の⑦ ×(1+当年度の⑩)	前年度の⑧	前年度の (⑥×⑦/⑧-⑤)	3+4×9	(M) (Q)	4)×7)/8

平成20(2008)~44(2032)年度平均 1.18% 6.

(3)予定運用利回りの設定

過去における実質長期金利(10年国債応募者利回り)と日本経済全体の利潤率の間には正の相関が認められるので、実質長期金利の過去 15~24 年間の平均を基礎として、過去の利潤率と推計した将来の利潤率の比率を乗じることによって、将来の実質長期金利を推計した。

なお、過去の実績をとる期間は、金利自由化後の昭和53(1978)年以降としている。

第4-4-3表 基準ケースの場合の実質長期金利の推計結果

	実質長期金利	利潤率	利潤率	利潤率	実質長期金利
	(過去平均)	(過去平均)	(推計値)	低下割合	(推計値)
	1	2	3	4 = 3/2	$\textcircled{5} = \textcircled{1} \times \textcircled{4}$
過去24年度	3.27%	11.2%	6.5%	0.58	1.90%
過去20年度	3.40%	10.6%	6.5%	0.61	2.08%
過去15年度	2.80%	9.9%	6.5%	0.66	1.85%

過去の実績をとる期間を 15 年、20 年、24 年と 3 通りとって推計を行い、平成 20(2008)~平成 44(2032)年度における実質長期金利(10 年国債応募者利回り)は 1.8~2.1%の範囲(基準ケース)と推計した。

分散投資により追加的に得られる収益率の見込みが最大 0.5%であることから、実質運用利回りの範囲は $1.8\sim2.6\%$ とした。

第4-4-4表 実質的な運用利回り等の範囲

	実質賃金上昇率 (対物価上昇率)	実質運用利回り (対物価上昇率)	実質的な運用利回り (対賃金上昇率)
足元(2003~2007年度			
	0.9~1.0%程度	1.6~2.1%程度	0.7~1.1%程度
長期(2008 年度以降)			
ケース1 (TFP上昇率1.0%)	1.5~1.6%程度	1.9~2.7%程度	0. 4~1. 1%程度
ケース2 (TFP上昇率0.7%)	1.1~1.2%程度	1.8~2.6%程度	0.7~1.4%程度
ケース3 (TFP上昇率0.4%)	0.8%程度	1.7~2.5%程度	0. 9~1. 7%程度

その他の基礎率の設定

基礎率のうちの人口学的要素の基礎率(本節においては単に基礎率という)は、被保険者数、年金受給者数等が今後どのように変化していくのかを推計するために用いられるものである。

基礎率には、被保険者数の変化を推計するための総脱退力、死亡脱退力や、被保険者の標準報酬の変化(定期昇給分)を推計するための標準報酬指数、受給者数の変化を推計するための各種年金失権率や障害年金発生力、障害年金受給者を障害等級別に分ける障害等級割合等があり、財政再計算の都度、それまでの実績等を踏まえて見直しが行われる。

今回の財政再計算において使用した基礎率は、基本的に、平成 11 (1999) 年度から平成 13 (2001) 年度にかけての被保険者統計及び年金受給権者統計に基づいて性・年齢別に作成したものである。

また、将来の給付費等の推計のために行うシミュレーションは各制度毎に行うことから、厚生年金、国民年金(第 1・3 号被保険者のみ。以下同様。)、各共済組合毎に基礎率を作成している。共済組合については、各共済組合を所管する各省を経由して各共済組合から提供を受けた被保険者及び受給権者に関するデータに基づいて、基礎率を作成している。

以下、平成16年財政再計算において使用した主な基礎率について解説する。

1. 厚生年金

厚生年金の総脱退力は第4-5-1図、第4-5-2図のとおりである。総脱退力とは、各年齢において被保険者が制度から脱退する確率のことであり、性・年齢別に過去3年間平均で捉えた年度内脱退者数を年度平均被保険者数で割り、一定の平滑化を行うことにより算定している。厚生年金では、男女とも会社間の移動の多い若年齢層や50歳台後半以降において値が大きくなっており、さらに、女子については、結婚・出産による脱退であると思われる20歳台後半に山がみられる。

厚生年金の死亡脱退力は第4-5-3図、第4-5-4図のとおりである。死亡脱退力とは、各年齢において被保険者が死亡する確率のことであり、死亡時に

遺族年金の支給要件を満たす被扶養者がいれば遺族年金の発生につながることとなる。死亡脱退力は、性・年齢別に過去3年間平均で捉えた年度内死亡者数を年度平均被保険者数で割ったものを基に、生命表の死亡率を参考にして設定している。厚生年金の死亡脱退力は、全般的に男女とも全人口の死亡率に比べて、低い値となっている。

厚生年金の障害年金発生力は第4-5-5図、第4-5-6図のとおりである。 障害年金発生力とは、各年齢において被保険者が障害者となり障害年金を受給し 始める確率のことであり、性・年齢別に過去3年間平均で捉えた年度中新規裁定 障害年金受給権者数を年度平均被保険者数で割ることにより算定している。厚生 年金の障害年金発生力は、男女共通して年齢とともに高くなる傾向にある。

厚生年金の老齢年金失権率は第4-5-7図、第4-5-8図のとおりである。 老齢年金失権率とは、その年齢の老齢年金受給者が向こう1年間に失権する確率 のことである。老齢年金受給者が失権するのは、受給者が死亡したときのみであ るから、老齢年金失権率は、老齢年金受給者の死亡率であるといえる。老齢年金 失権率は、性・年齢別に過去3年間平均で捉えた年度中年金失権者数を年度平均 年金受給者数で割ったものを基に、生命表の死亡率を参考として設定している。 ちなみに、以下解説する障害年金失権率、遺族年金失権率についてもほぼ同様の 方法で算出している。

厚生年金の障害年金失権率は第4-5-9図、第4-5-10図のとおりである。障害年金失権率とは、その年齢の障害年金受給者が失権する確率のことである。障害年金の受給者が失権するのは、老齢年金同様、受給者が死亡したときであり、また、障害者の死亡率は障害のない者に比べて高く、障害年金失権率は、老齢年金失権率よりも高くなっている。障害年金失権率は、年齢が高くなるにつれて高くなる傾向にある。

遺族である妻及び夫についての厚生年金の遺族年金失権率は第4-5-11図、第4-5-12図のとおりである。遺族年金失権率とは、その年齢の遺族年金受給者が失権する確率のことである。遺族年金受給者が失権するのは、受給者が死亡した場合の他に、婚姻をした場合などがある。ここでいう妻、夫とは、受給者(遺族)の状態を表すものであり、男子が死亡した場合は妻に、女子が死亡した場合は子または夫に受給権が付与されるとして推計を行っている。厚生年金についていえば、妻の失権率、すなわち、再婚あるいは死亡する確率は、40歳頃までは年齢とともに低くなり、その後低いまま推移、60歳台後半から高くなるという U字型をしている。これは 40歳頃までは、遺族となっても再び婚姻をする場合が多いためと考えられる。また、夫の失権率は、年齢とともに高くなっている。夫に支給される遺族厚生年金については、被保険者である妻が死亡当時、55歳以上でなければ受給権が発生しないため、失権率も 55歳からのみ作成している。また、

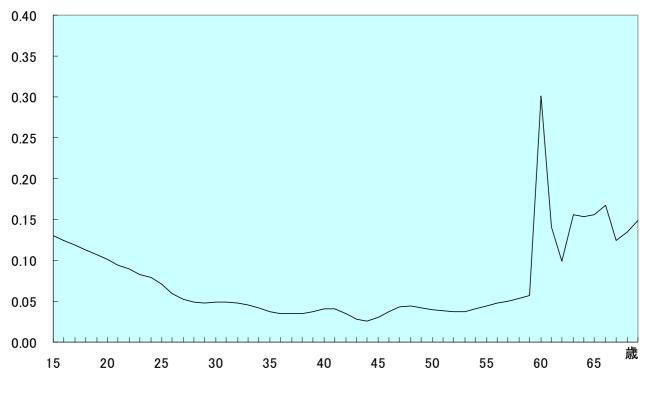
年齢の若い女性被保険者が死亡した場合には、子に受給権が付与されるものとしているが、その失権率については後述の基礎資料を参照されたい。

妻及び子、夫への厚生年金の遺族年金発生割合は第4-5-13図、第4-5-14図のとおりである。遺族年金発生割合とは、当該年齢の被保険者及び老齢年金・障害年金受給者が死亡した場合に、遺族年金が支給される遺族が存在する確率のことである。ここでいう妻及び子、夫とは、遺族年金失権率と同様、受給者(遺族)の状態を表している。厚生年金の遺族年金発生割合の作成にあたっては、妻への場合は、平成12年国勢調査の配偶者状況を参考に作成している。また、夫への場合は、厚生年金の老齢年金受給権者に対する加給対象配偶者の割合の実績に基づき、平成12年国勢調査の配偶者状況を参考として割合を作成している。また、子への場合は、健康保険被保険者実態調査における被保険者に対する被扶養者の割合を参考として作成している。この結果、妻への遺族年金発生割合は若年層では年齢とともに高くなり、40~70歳台で安定した後、年齢とともに低くなる逆U字型となっている。一方、死亡した被保険者が女子である場合には、50歳を境に2つの率を作成している。50歳未満については、遺族が子である場合、50歳以上については、遺族が夫である場合である。

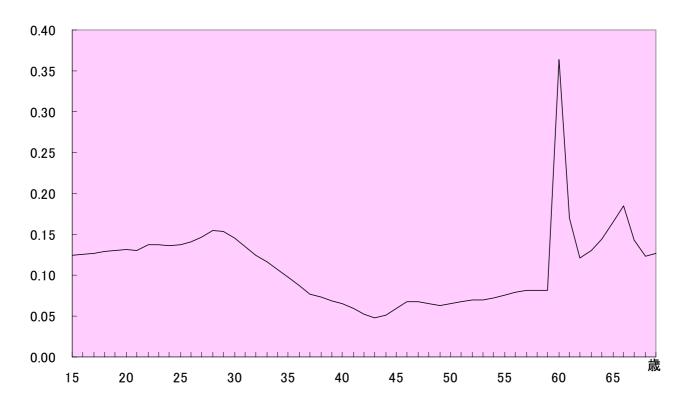
厚生年金の標準報酬指数は第4-5-15図、第4-5-16図のとおりである。標準報酬指数とは、被保険者の各年齢の標準報酬の水準を20.5歳を1として指数化したものである。標準報酬指数は、過去3年間の性・年齢別の標準報酬月額の平均値と、性・年齢別のボーナス支給割合(=年間のボーナス総額/年間の標準報酬月額総計、賃金構造基本統計調査の特別集計を基に作成)に基づき作成している。男子では年齢とともに高くなり50歳頃にピークを迎えた後、低くなっているが、女子では、若年層においては年齢とともに高くなるものの30歳以降はほぼ横ばいとなっている。

その他、厚生年金の将来推計において使用している基礎率として再加入率がある。被保険者の動向については、毎年度、制度から脱退する者もいれば、加入してくる者もいる。加入してくる者については、厚生年金制度に初めて加入してくる者もいれば、過去に厚生年金制度に加入していたが脱退し、その後、再び加入してきたという者もいる。将来推計上は、加入者を、制度に初めて加入してくる者と再加入者に分けて計算を行っている。再加入率は、加入者のうちの再加入者である者の割合を、実績統計をもとに作成している。再加入率は、第4-5-17 図、第4-5-18 図にあるとおり、若年層では年齢とともに高くなるが、20 歳台後半でピークに達し、それ以上の年齢層では 7~8 割でほぼ一定である。

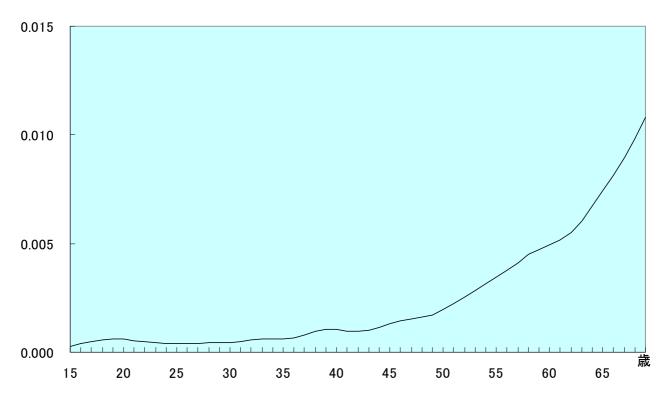
第4-5-1図 厚生年金総脱退力(男子)



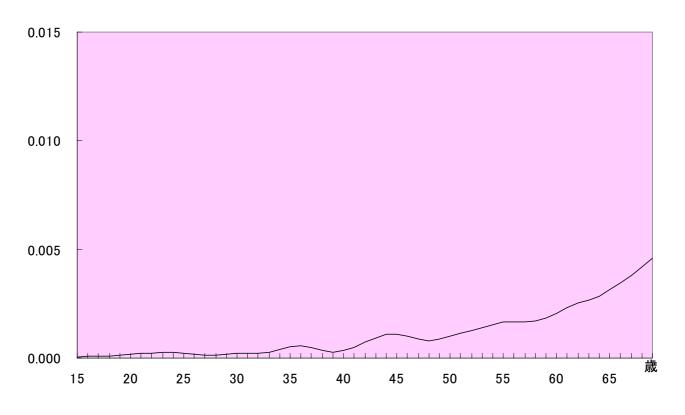
第4-5-2図 厚生年金総脱退力(女子)



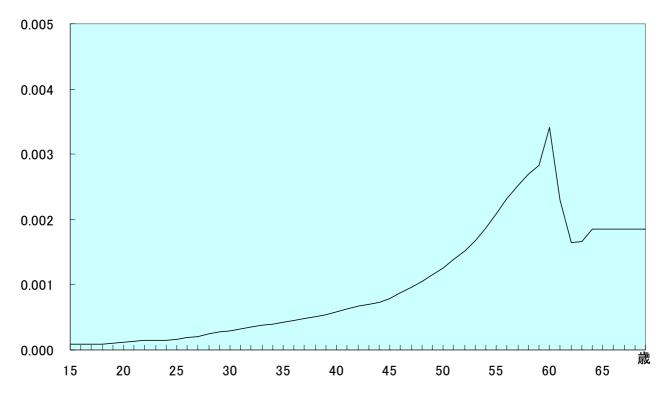
第4-5-3図 厚生年金死亡脱退力(男子)



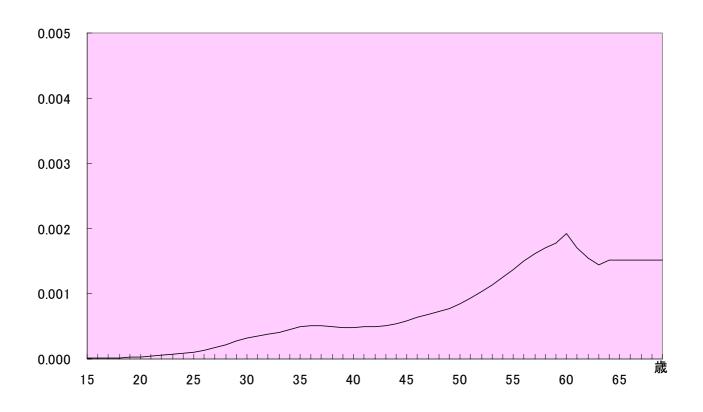
第4-5-4図 厚生年金死亡脱退力(女子)



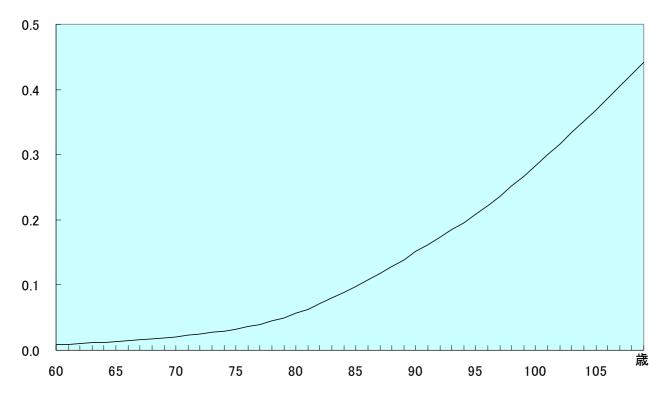
第4-5-5図 厚生年金障害年金発生力(男子)



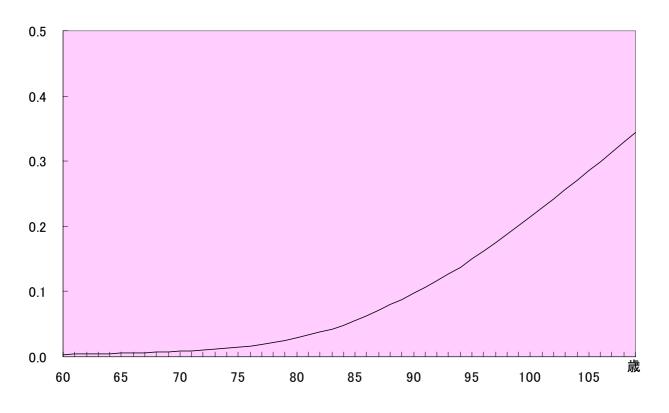
第4-5-6図 厚生年金障害年金発生力(女子)



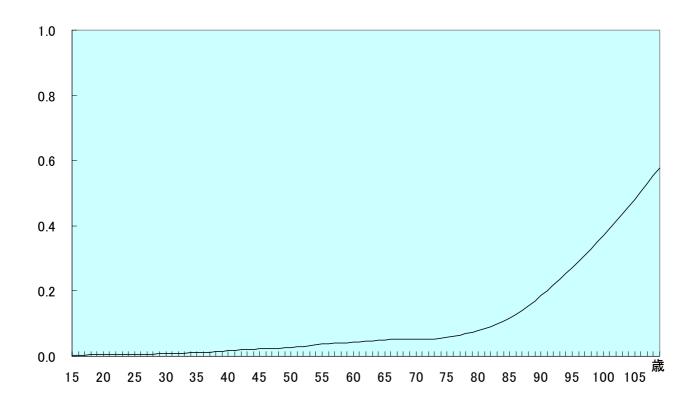
第4-5-7図 厚生年金老齢年金失権率(男子)



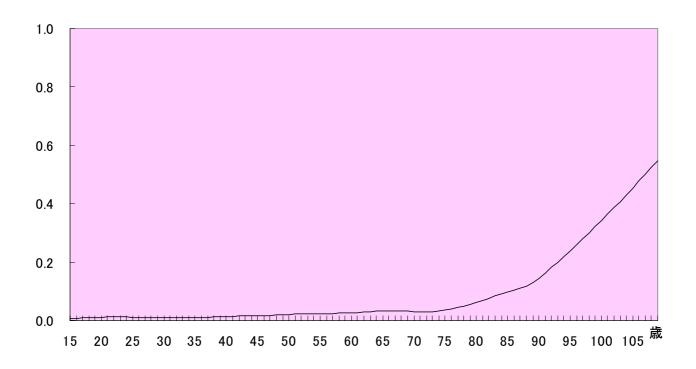
第4-5-8図 厚生年金老齢年金失権率(女子)



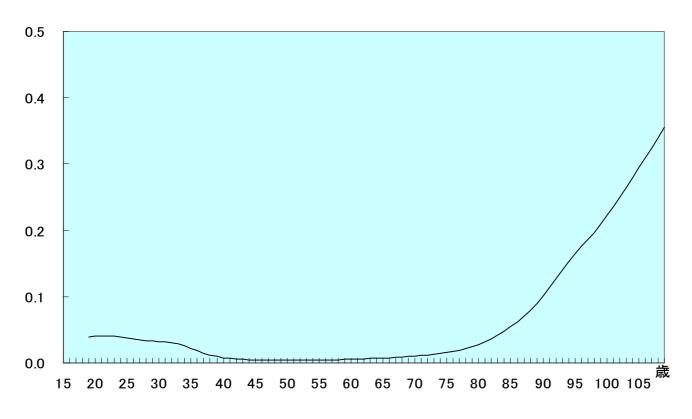
第4-5-9図 厚生年金障害年金失権率(男子)



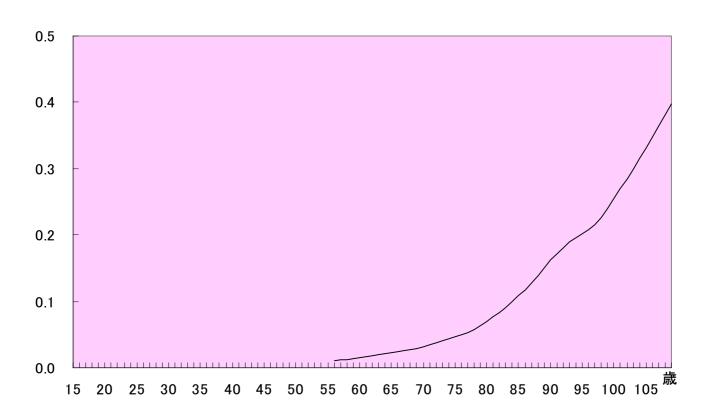
第4-5-10図 厚生年金障害年金失権率(女子)



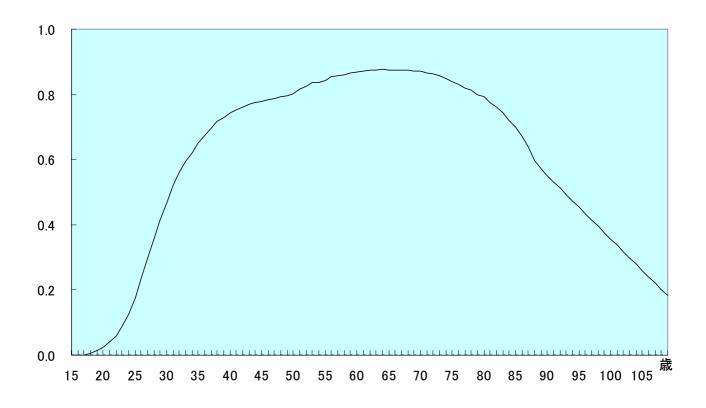
第4-5-11図 厚生年金遺族年金失権率(妻)



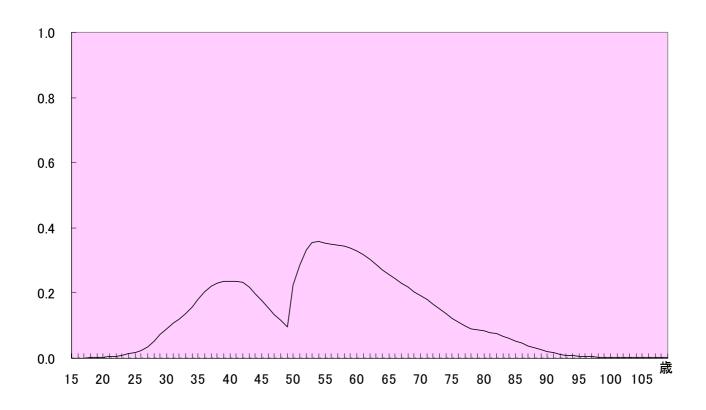
第4-5-12図 厚生年金遺族年金失権率(夫)



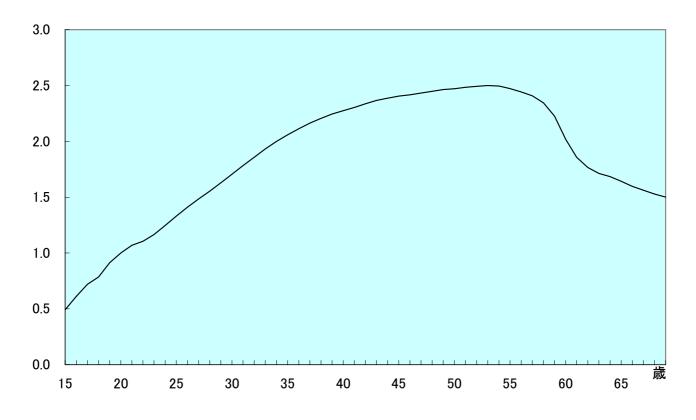
第4-5-13図 厚生年金遺族年金発生割合(妻)



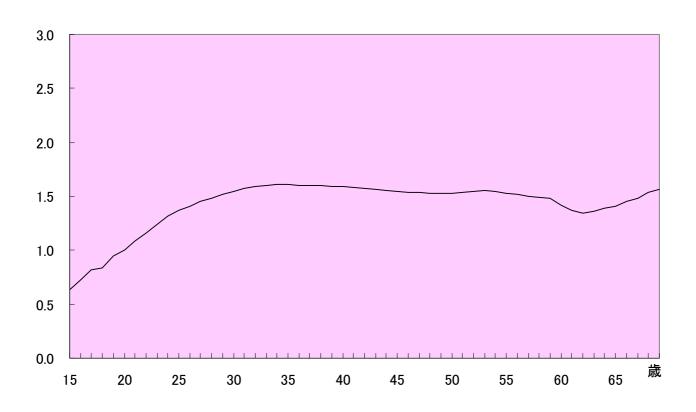
第4-5-14図 厚生年金遺族年金発生割合(夫、子)



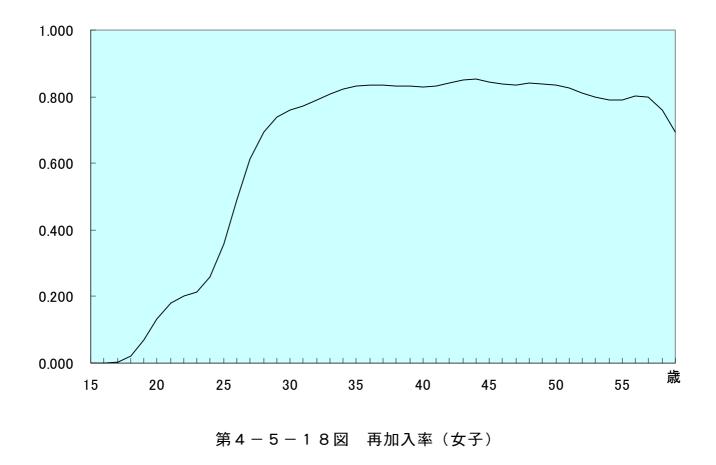
第4-5-15図 厚生年金標準報酬指数(男子)

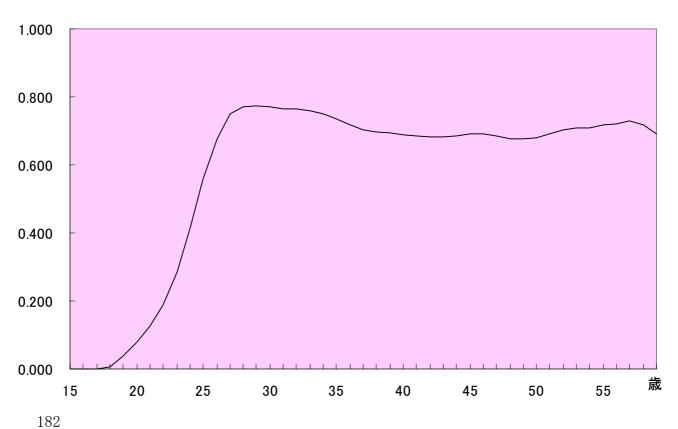


第4-5-16図 厚生年金標準報酬指数(女子)



第4-5-17図 再加入率(男子)





2. 国民年金

第1号被保険者の総脱退力は第4-5-19図、第4-5-20図、第3号被保険者の総脱退力は第4-5-21図のとおりである。第1号被保険者については、男子、女子ともに 20 歳代前半が高くなっているが、これは第1号被保険者である学生が就職することにより第1号被保険者から第2号被保険者に移るためと考えられる。第3号被保険者については、50歳代後半で上昇しているが、これは夫である配偶者がサラリーマンを退職したために第3号被保険者から第1号被保険者に移ることによるものと考えられる。

第1号被保険者の死亡脱退力は第4-5-22図、第4-5-23図、第3号被保険者の死亡脱退力は第4-5-24図のとおりである。死亡脱退力は、遺族年金、寡婦年金、死亡一時金の発生につながることとなるもので、第1号被保険者、第3号被保険者ともに年齢とともに高くなる傾向にある。

国民年金の一般障害年金発生力は第4-5-25図、第4-5-26図、同じく、国民年金の20歳前障害年金発生力は第4-5-27図、第4-5-28図のとおりである。国民年金においては、一般障害年金と20歳前障害年金に分けて率を作成している。一般障害年金発生力の算定方法は厚生年金と同じであるが、20歳前障害年金発生力は20歳に到達して被保険者になる前に初診日のある傷病に対してのものであり、過去3年間平均新規裁定障害年金受給権者数を過去3年平均の10月1日現在総人口数で割ることにより算定している。このように算定しているのは、一般障害年金発生が国民年金の被保険者である間に発生した障害について給付が行われるのに対し、20歳前障害年金の発生は、国民年金の被保険者となる前の障害の発生に対するものであり、総人口に比例すると考えられるためである。一般障害年金発生力については、男子、女子ともに年齢とともに大きくなる傾向にあり、20歳前障害年金発生力については、男子、女子ともに 20歳到達をもって受給者になることが多いため、20歳に大きな山がある。

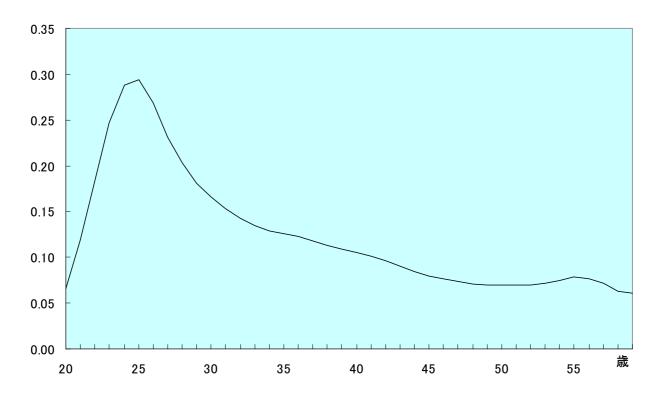
国民年金の老齢年金失権率は第4-5-29図、第4-5-30図のとおりである。国民年金の老齢年金失権率は、老齢年金受給者の死亡率であり、全人口の死亡率と同じ傾向となる。

国民年金の一般障害年金失権率は第4-5-31図、第4-5-32図、国民年金の20歳前障害年金失権率は第4-5-33図、第4-5-34図のとおりである。国民年金の場合も、厚生年金同様、障害年金失権率は、老齢年金失権率よりも高くなっている。障害年金失権率は、ほぼ年齢が高くなるとともに高くなる傾向にある。

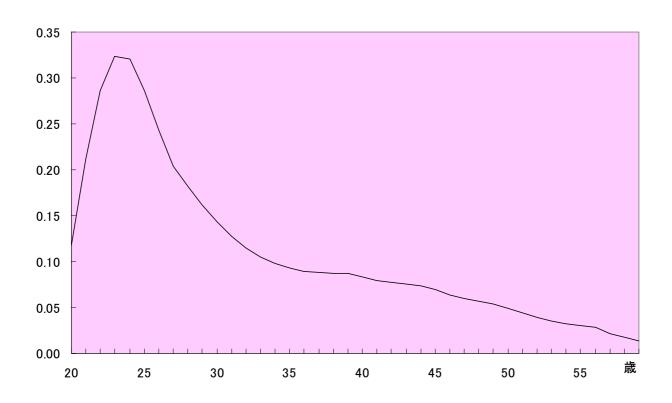
国民年金の遺族年金失権率(妻)は第4-5-35図のとおりである。遺族年金失権率とは、妻に支給される遺族基礎年金及び母子年金受給者が失権する確率のことである。遺族年金受給者(妻)が失権するのは、受給者が死亡した場合と再婚をした場合の他に、遺族年金(妻)は18歳未満の子(20歳未満の障害のある子)のある妻にしか支給されないことから、一番若い子が18歳の誕生日の属する年度を越えると失権するという場合がある。25歳前後に山があるのは、再婚の影響があると考えられ、また、40歳過ぎから年齢とともに高くなっているのは、子の成長による失権が多いためと考えられる。

国民年金の遺族年金発生割合(妻、子)は第4-5-36図、第4-5-37図のとおりである。国民年金の遺族年金発生割合も厚生年金の場合と同様、被保険者が死亡した場合に、遺族年金が支給される遺族がいる確率のことであるが、妻については、子のいる妻の確率を表している。国民年金の遺族年金発生割合は、一年間を通じて一様に遺族年金受給者が発生するものとして、過去3年間で捉えた平均新規裁定遺族年金受給権者数(妻の場合は子のいる妻、子の場合は第1子)を男子の年度中死亡脱退者数で割ることにより算定している。国民年金の遺族年金発生割合は、妻、子の場合ともに、被保険者の死亡時に18歳未満の子(子が1級または2級の障害の状態にあるときは20歳未満)がいることが支給要件であることから、40歳前後を頂点とする山型になっている。

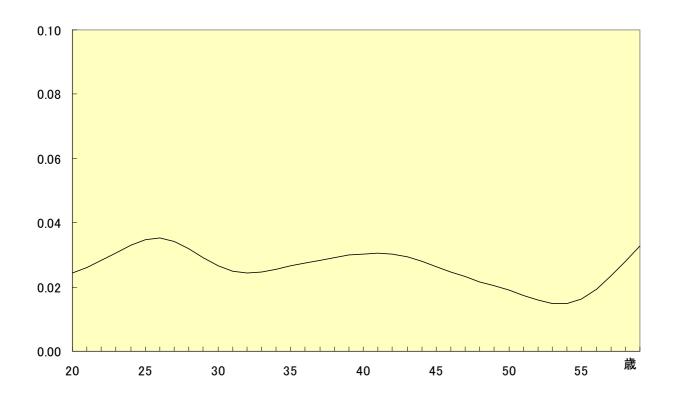
第4-5-19図 国民年金総脱退力(1号男子)



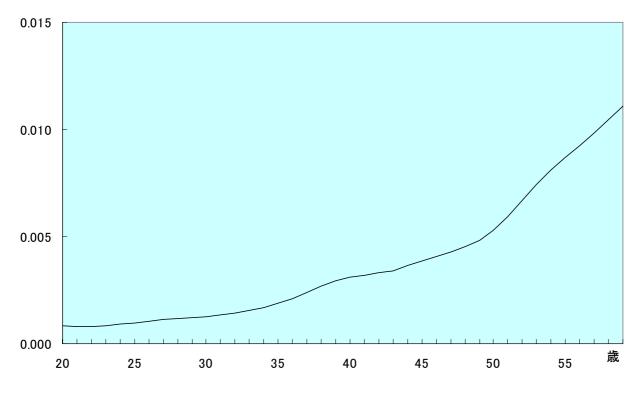
第4-5-20図 国民年金総脱退力(1号女子)



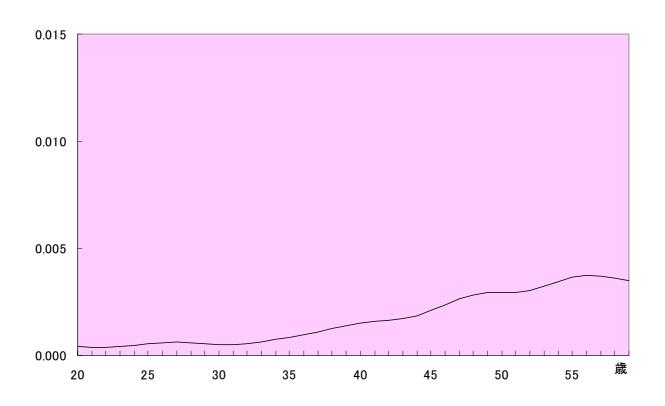
第4-5-21図 国民年金総脱退力(3号)



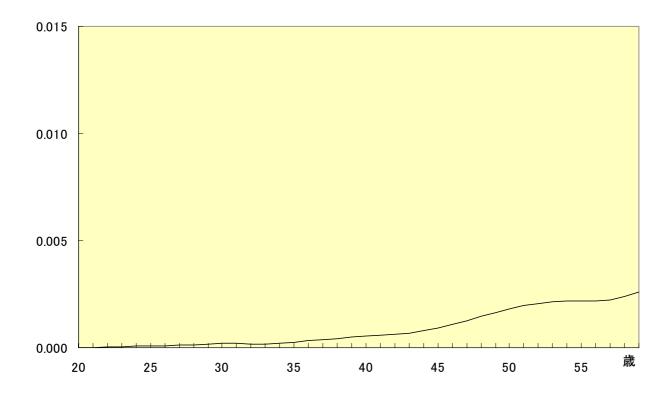
第4-5-22図 国民年金死亡脱退力(1号男子)



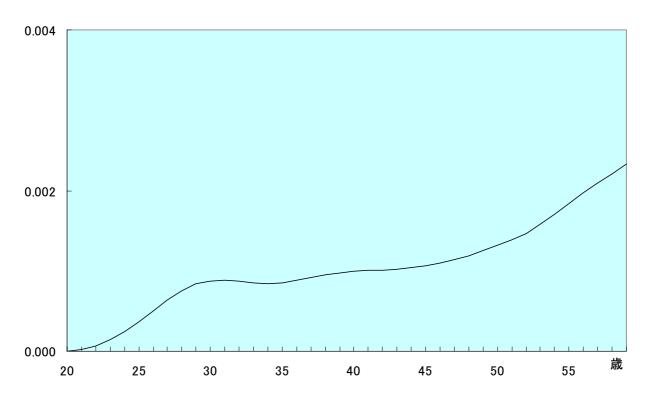
第4-5-23図 国民年金死亡脱退力(1号女子)



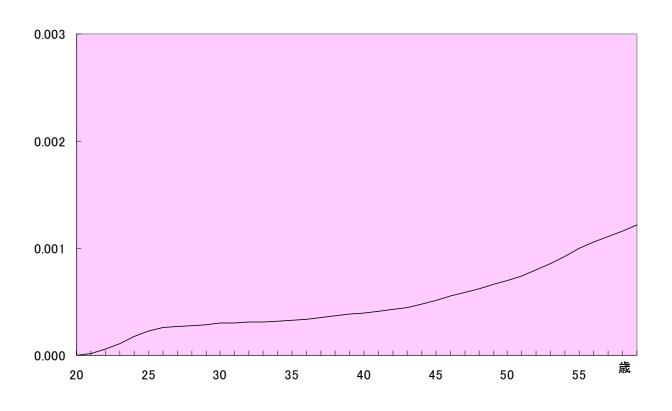
第4-5-24図 国民年金死亡脱退力(3号)



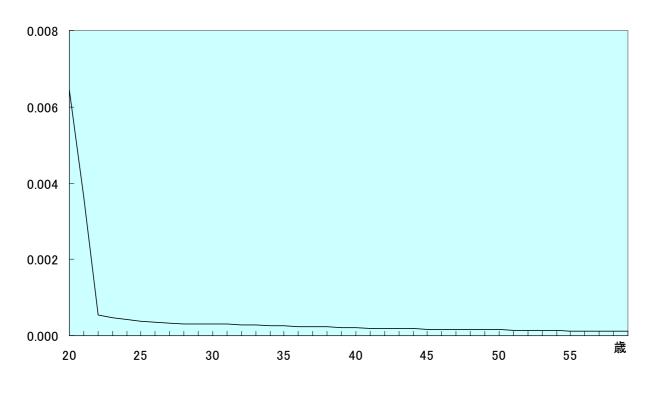
第4-5-25図 国民年金一般障害年金発生力(男子)



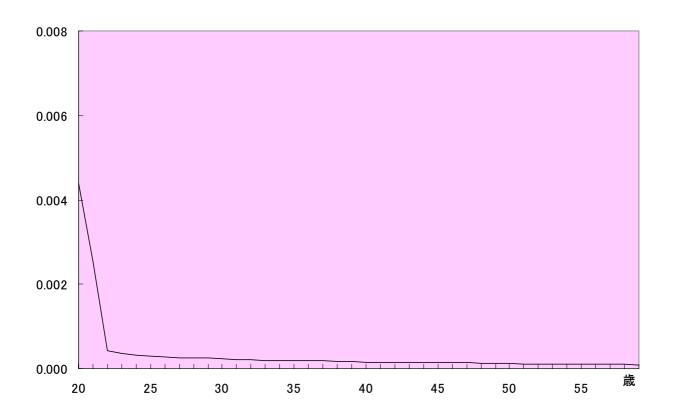
第4-5-26図 国民年金一般障害年金発生力(女子)



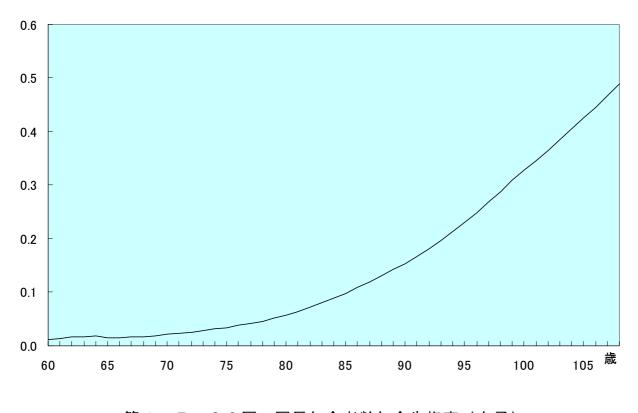
第4-5-27図 国民年金20歳前障害年金発生力(男子)



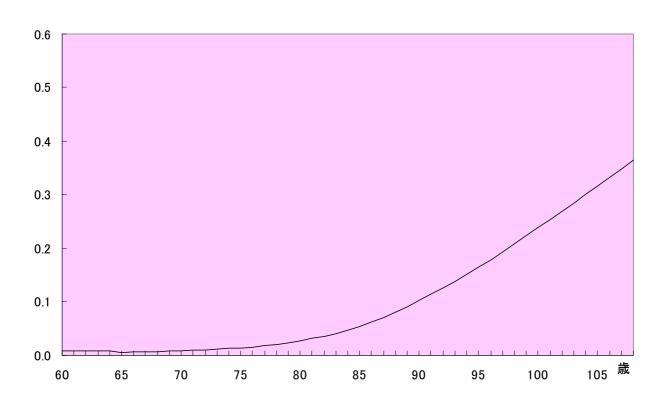
第4-5-28図 国民年金20歳前障害年金発生力(女子)



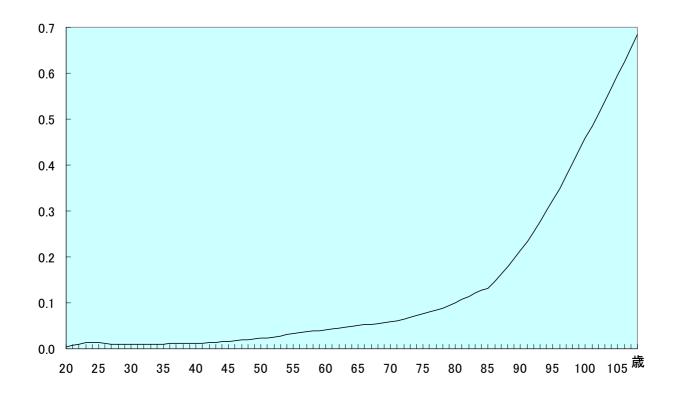
第4-5-29図 国民年金老齢年金失権率(男子)



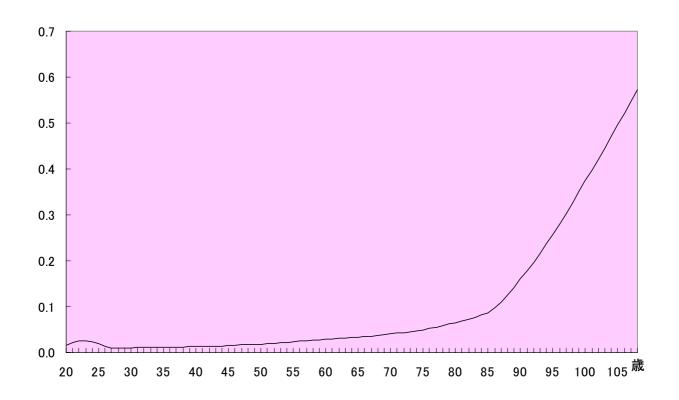
第4-5-30図 国民年金老齢年金失権率(女子)



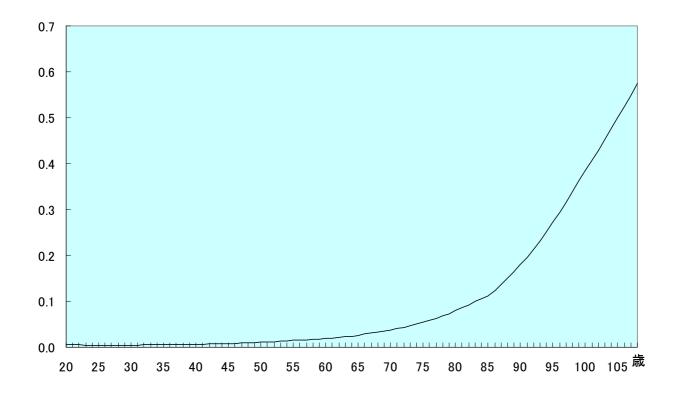
第4-5-31図 国民年金一般障害年金失権率(男子)



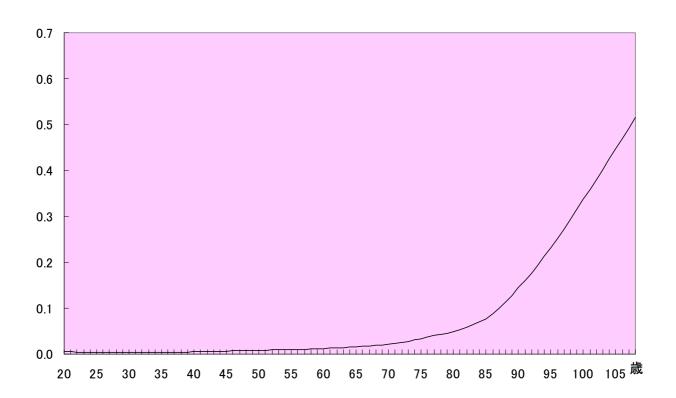
第4-5-32図 国民年金一般障害年金失権率(女子)



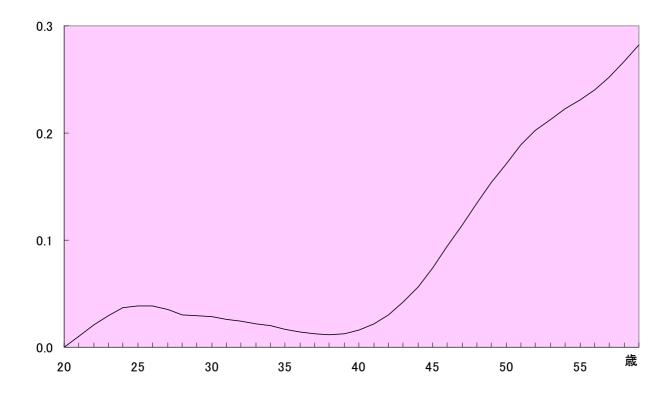
第4-5-33図 国民年金20歳前障害年金失権率(男子)



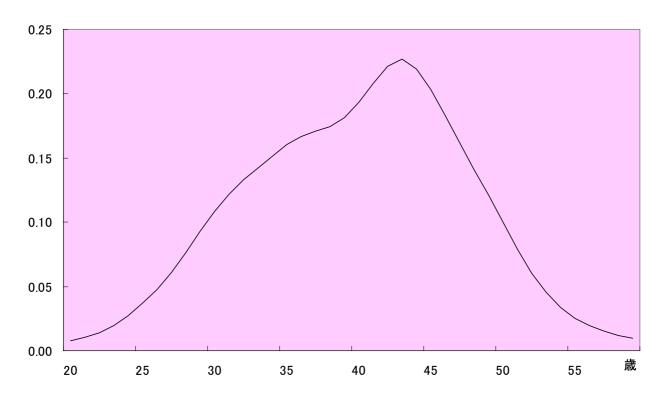
第4-5-34図 国民年金20歳前障害年金失権率(女子)



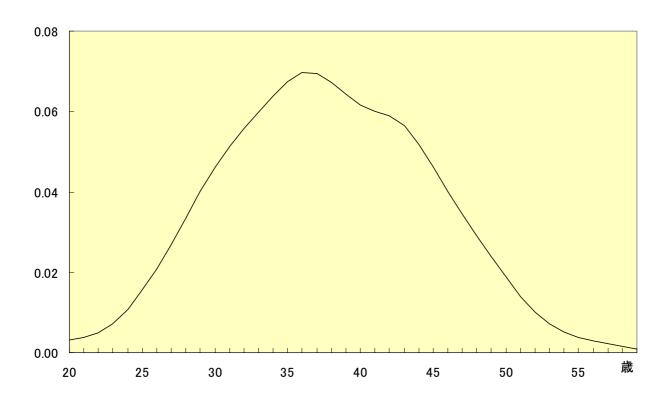
第4-5-35図 国民年金遺族年金失権率(妻)



第4-5-36図 国民年金遺族年金発生割合(妻)



第4-5-37図 国民年金遺族年金発生割合(子)



被保険者数の将来推計

将来の被保険者数は、各制度における現在の被保険者集団から、今後どのように脱退者が発生し、また、被保険者が加入してくるのかということの帰結である。このような将来の被保険者数の動向を見込むにあたっては、人口の推移、産業構造及び雇用構造の変化、高齢者雇用・女子雇用の動向等、社会経済情勢の全般にわたる諸要素を考慮しなければならない。

被保険者数の将来推計を行うにあたり、人口の推移については、国立社会保障・人口問題研究所の直近の推計である「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」(中位推計)を基礎データとして使用している。また、労働力率の見通しについては、厚生労働省職業安定局による「労働力人口の推移推計(平成14年7月)」を基礎データとして使用している。

以下では、被保険者推計の基礎となった将来推計人口及び労働力率の見通しに ついて解説した後、被保険者数推計について解説する。

1. 将来推計人口

今回の財政再計算で被保険者数推計の基礎とした平成14年1月将来推計人口と、前回の財政再計算で基礎とした平成9年1月将来推計人口の主な内容は第4-6 -1 表、及び、第4-6-1 図のとおりであり、今回の推計は前回の推計と比べ、さらなる出生率の低下及び寿命の伸びが見込まれており、少子高齢化がより進展するものとなっている。

出生率については、前回の人口推計と同様、平均初婚年齢の上昇(晩婚化)や生涯未婚率の上昇(未婚化)を見込んでいるが、今回の推計では、さらに、結婚した夫婦の出生力そのものが晩婚化の影響分以上に低下している最近の傾向を将来に向かって織り込んでいるのが特徴である。この夫婦の出生力低下は、「結婚出生力低下係数(k値)」という係数を用いて表現されている。今回の人口推計では、高位、中位、低位ごとに仮定された平均初婚年齢から従来は初婚年齢に応じて安定して推移してきた期待夫婦完結出生児数を推計し、これに結婚後の出生動向の変化を表すパラメーターであるk値を乗じることにより夫婦完結出生児数を設定している。中位推計ではk=0.911と設定されており、初婚年齢が同じでも将来の夫婦は従来の夫婦の9割程度の出生力しか持たないと仮定していることになる。

また、高位推計では k=1 まで回復する仮定、低位推計では k=0.822 まで低下していく仮定となっている。その結果、新人口推計における合計特殊出生率は、中位推計では平成 12(2000)年の 1.36 から平成 19(2007)年の 1.31 まで低下した後は上昇に転じ平成 62(2050)年には 1.39 に達するものと見込まれている。また、高位推計では平成 12(2000)年の 1.36 から直ちに上昇に転じ平成 62(2050)年には 1.63 に達し、低位推計では平成 12(2000)年の 1.36 から低下を続け平成 62(2050)年には 1.10 に達するものとそれぞれ見込まれている。

財	正		再	Ē	†	算		平成16年	再計算		平成11年	再計算
人		П		推		計	平成14年推計		平成9年推計			
							ম	² 成12(2000)年実績	平成7(1995)年実績		
								1.36			1.42	
合	計	特	殊	出	生	率		\downarrow			\downarrow	
						平成62(20	50)年		平成62(20	50)年		
					1.39			1.61				
					平成62(2050)年				平成62(20)50)年		
平	均	余	命	(年)		O歳	60歳		O歳	60歳
)	71	цIJ	((+	' /	男	80.95	23.82	男	79.43	22.47
							女	89.22	30.76	女	86.47	28.02
総	人		Φ	Ľ		Ь	平成1	8(2006)年		平成23	3(2011)年	
形态	<u> </u>	Н	0)			9			12,774万人			12,778万人
6.5	- 华 i	٠ı	人口	٦ ٨	∟ ° _	_ /-	平成5	5(2043)年		平成53	8(2041)年	
0.5	・「「「「「」」	火工	· 八 ·	J ()		- · · ·			3,647万人			3,380万人
65	65歳以上人口比率のピーク			平成6	7(2055)年		平成62	2(2050)年				
00							36.0%			32.3%		

第4-6-1表 将来推計人口の新旧比較

なお、ここでいう合計特殊出生率は厳密には「期間合計特殊出生率」のことであり、ある時点における 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別の出生率を合計したものである。このために、いわゆる晩産化が進行し、平均的な出産年齢が上昇傾向にある間は、産み終えた世代と出産を先送りしている世代との出生率を単純に合計することになるため、見かけ上の数値が低くなる。ある生まれ年(コーホート)の女性が一生の間に生む子供の数の平均を「コーホート合計特殊出生率」と呼ぶが、晩産化が進行している途上においては期間合計特殊出生率はコーホート合計特殊出生率よりも低く、晩産化の進行が止まって出生構造が定常的になれば両者はおおむね一致することとなる。中位推計では、コーホート合計特殊出生率は1950年生まれコーホートの実績1.98から一貫して下がり続け、1985年生まれコーホートで1.39に達するものと仮定しており、これを期間合計特殊出生率に読み替えると、期間合計特殊出生率は、いったん下がった後に1.39まで回復する見

第4-6-2表 仮定された女子 1985 年出生コーホートの 結婚・出産変数値および合計特殊出生率

	生涯未婚率 (%)	平均 初婚年齢 (歳)	夫婦完結 出生児数 ②=(A)×(B)	期待夫婦完 結出生児数 (A)	結婚出生力 低下係数 (B)	離死別 効果係数 ③	コーホート 合計特殊 出生率 (1-①) ×②×③
中位の仮定	16.8	27.8	1.72	1.89	0.911	0.971	1. 39
高位の仮定	13. 3	27. 3	1. 93	1.93	1.000	0.971	1. 62
低位の仮定	22.6	28.7	1.49	1.81	0.822	0.971	1. 12

第4-6-3表 中位推計における出生コーホート別合計特殊出生率

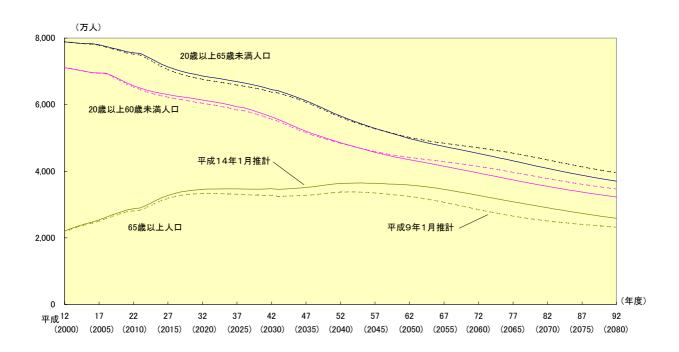
	出生コーホート										
	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000
生涯未婚率	5. 0	5. 0	7. 4	9. 2	12. 5	15.8	16. 6	16.8	16. 9	17.0	17. 0
平均初婚年齢	24. 4	24. 9	25. 6	26. 6	27. 1	27. 6	27.8	27.8	27. 9	27. 9	27. 9
コーホート 合計特殊出生率	1.98	1. 97	1.84	1. 65	1. 50	1. 42	1. 40	1. 39	1. 39	1. 39	1. 39

また、寿命について比較してみると、今回の推計では前回の推計を超える寿命の伸びを見込んでおり、2050年の平均寿命の見込みは、男子80.95歳(前回の79.43歳に対して+1.52歳)、女子89.22歳(前回の86.47歳に対して+2.75歳)となっている。

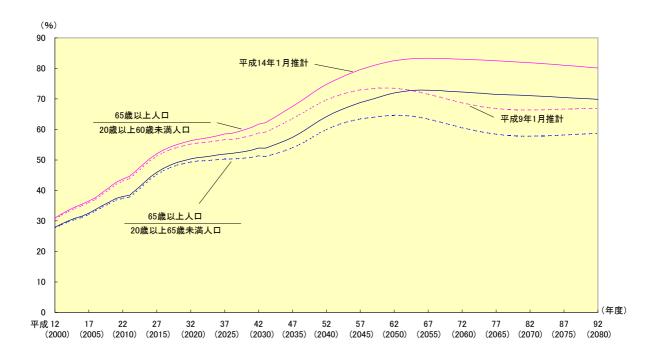
今回の人口推計と前回の人口推計を比べると、前回推計より厳しい少子化の前提が置かれていることから、被保険者の年齢層に相当する 20 歳以上 65 歳未満人口や 20 歳以上 60 歳未満人口は、主に 2050 年代以降において前回推計より減少している。一方、より大きく寿命が伸びる前提が置かれていることから、年金受給者の年齢層に相当する 65 歳以上人口は、前回推計より増加している。このことから、65 歳以上人口の 20 歳以上 65 歳未満人口または 20 歳以上 60 歳未満人口に対する比率は、第4-6-2 図からもわかるように、今回の人口推計の方が格段に高くなっている。

この結果は、年金制度における被保険者数に対する年金受給者数の割合の急増を示すものであり、世代間扶養の賦課方式を基本とする公的年金の財政にとって、 将来きわめて厳しい状況となることを予見しているものといえる。

第4-6-1図 人口の推移 一平成14年1月推計と平成9年1月推計の比較一



第4-6-2図 65歳以上人口の20歳以上65歳未満人口及び 20歳以上60歳未満人口に対する比率 - 平成14年1月推計と平成9年1月推計の比較一



2. 労働力率の将来推計

今回の財政再計算で被保険者数推計の基礎とした厚生労働省職業安定局による「労働力人口の推移推計(平成14年7月)」における労働力率の見通しは、昭和45年から平成13年までのデータを利用して、性・年齢別の労働力率の回帰式を求め、これに基づいて、一定の仮定の下に平成37(2025)年まで推計したものである。

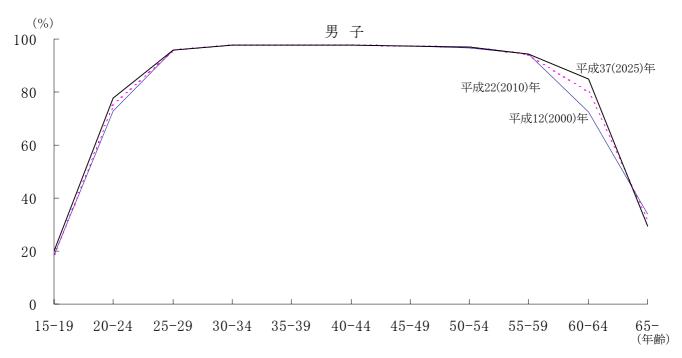
推計の結果は、第4-6-4表、及び、第4-6-3図に示したとおりであり、 平成 37(2025)年に向けて、男子の労働力率は 60 歳台前半層において若干上昇、 女子の労働力率は 65 歳以上を除く全ての年齢層において上昇する見通しとなっ ている。なお、65 歳以上については、70 歳以上の者が占める割合が増加すること により労働力率が低下する見込みとなっているものである。

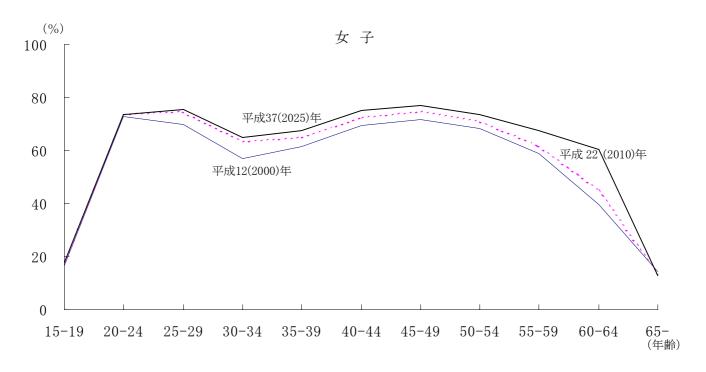
第4-6-4表 労働力率の見通し

(平成14年7月)

			1.**	(平成14年7月)		
		実績	推	計		
		平 成 12年	平 成 22年	平 成 37年		
		(2000)	(2010)	(2025)		
		%	%	%		
	計	76.4	74.5	71.4		
	15 ~ 19	18.4	19.0	20.1		
	20~24	72.7	75.1	77.6		
男	25~29	95.8	95.9	95.9		
73	30 ~ 34	97.7	97.6	97.6		
	35~39	97.8	97.8	97.8		
	40~44	97.7	97.8	97.8		
	45~49	97.3	97.5	97.5		
子	50 ~ 54	96.7	96.9	96.9		
	55 ~ 59	94.2	94.4	94.4		
	60 ~ 64	72.6	80.0	85.0		
	65~ 計	34.1	31.6	29.5		
	計	49.3	48.3	47.4		
	15 ~ 19	16.6	17.8	17.8		
	20~24	72.7	73.4	73.7		
女	25~29	69.9	74.9	75.3		
× .	30 ~ 34	57.1	63.3	65.0		
	35~39	61.4	64.8	67.4		
	40~44	69.3	72.5	75.2		
	45 ~ 49	71.8	74.9	77.0		
子	50~54	68.2	70.9	73.5		
^T	55~59	58.7	61.8	67.5		
	60 ~ 64	39.5	45.0	60.5		
	65 ~	14.4	13.5	13.0		

第4-6-3図 労働力率の見通し

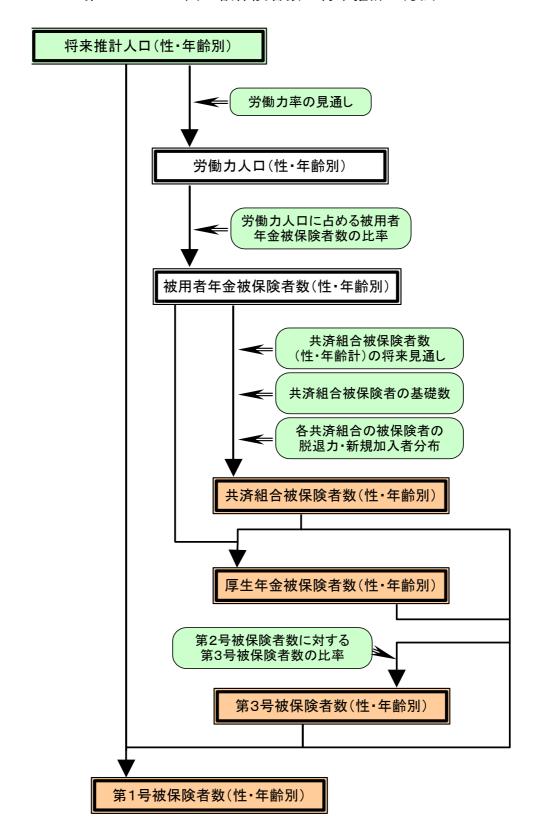




3. 被保険者数の将来推計の方法

被保険者数の将来推計の手順は、第4-6-4図の通りである。以下では、この流れに沿って具体的な手法を解説する。

第4-6-4図 被保険者数の将来推計の方法



(1) 労働力人口の推計

将来の労働力人口の推計は、性・年齢別に、将来推計人口に労働力率の将 来推計を乗じることによって推計している。すなわち、

労働力人口の将来推計 = 将来推計人口×労働力率の将来推計 (性・年齢別) (性・年齢別) (性・年齢別)

なお、労働力率の将来推計は、平成 37 (2025) 年までの推計であるため、平成 37 (2025) 年以降の労働力率ついては、平成 37 (2025) 年の値で一定である と仮定して、推計を行っている。

(2)被用者年金の被保険者数の推計

将来の被用者年金の被保険者数の推計は、性・年齢別に、(1)で得られた労働力人口の将来推計に労働力人口に占める被用者年金被保険者数の比率(被用者年金被保険者割合)を乗じることによって推計している。すなわち、

被用者年金被保険者数の将来推計(性・年齢別)

= 労働力人口の将来推計(性・年齢別)

×被用者年金被保険者割合(性·年齢別)

ここで、被用者年金被保険者割合は、平成 13(2001)年度末の性・年齢別の 実績を基準として、基本的には直近の雇用構造が将来に投影されるものとし ている。

ただし、男子について、被用者年金被保険者割合を年齢別にみると、30 歳台をピークに年齢が高いほど低くなっているが、これは、主に戦後の産業構造の変化により徐々に第1次産業に従事する者が減少していることによるものと考えられるため、今後、新たに30歳になる世代については、現在の30歳の世代と同程度に被用者となる傾向があるものと仮定して、被用者年金被保険者割合は、現在、30歳の世代が年を重ねるに伴い上昇することとしている。(第4-6-5図)

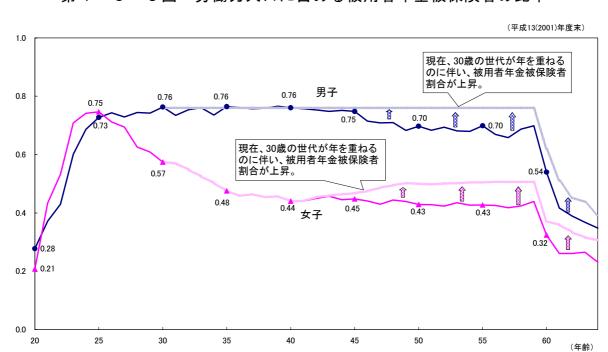
具体的には、男性については、

- ① 30 歳未満については、平成 13(2001)年度末の年齢別の被用者年金被保険者割合が将来にわたり不変としている。
- ② 30~59歳については、今後、30歳となる世代は、現在の30歳台と同程度に被用者となると見込まれるとの考え方により、現在30歳の世代が年を重ねるに伴い、被用者化が進み、この世代が59歳になった時点

以後は、30~59 歳における被用者年金被保険者割合は、現在の 30 歳台 の被用者割合と同一となるものとしている。

③ 60 歳以上については、59 歳未満で被用者年金被保険者割合の上昇を 見込んでいることから、50 歳台後半と被用者年金被保険者割合の上昇率 が同じとしている。

また、女子については、戦後の産業構造の変化による影響は男子の場合と同程度とみなして、各年齢において男子と同じ割合だけ被用者年金被保険者割合が上昇するものと見込んでいる。



第4-6-5図 労働力人口に占める被用者年金被保険者の比率

(3) 共済組合の被保険者数の推計

共済組合の被保険者(各共済組合の組合員)数の推計については、各共済組合によって、加入・脱退のパターンにそれぞれ特徴があることから、個別に推計を行っている。

共済組合被保険者数の推計にあたっては、まず、被用者年金被保険者の総数に占める各共済組合の被保険者数の比率が平成 14(2002)年度実績の比率で将来にわたり一定という前提を置いて、共済組合ごとの各年の被保険者数の性別の総数を設定している。これは、各共済組合の被保険者総数が厚生年金の被保険者総数の変動に連動して推移すると仮定していることに相当する。

次に、男女それぞれについて、年齢別の共済組合の被保険者数を各共済組

合毎の基礎数、総脱退力、新規加入分布を基に推計している。すなわち、年齢毎に総脱退力に従う脱退があった後、年齢計の被保険者数と比較して新規加入者数を定め新規加入分布に従って加入させるという方法により次年度の年齢別被保険者数を決定している。

(4) 厚生年金の被保険者数の推計

厚生年金の被保険者数の推計は、性・年齢別に、(2)で得られた被用者年金被保険者数から、(3)で得られた共済組合被保険者数を減じることによって推計している。すなわち、

厚生年金の被保険者数の将来推計(性・年齢別)

- = 被用者年金被保険者数の将来推計(性・年齢別)
 - 共済組合被保険者数の将来推計(性・年齢別)

(5) 第3号被保険者数の推計

第3号被保険者数については、実績統計から作成した年齢別の女子(または男子)第3号被保険者数の男子(または女子)第2号被保険者数に対する比率が将来にわたり一定であるとして得られる推計値を基礎とし、女性の雇用の進展に伴い女子第2号被保険者が増加することにより女子第3号被保険者が減少する効果を織り込んで推計している。

(6) 第1号被保険者数の推計

第1号被保険者数については、人口から(2)、(5)において推計した被用者年金被保険者数及び第3号被保険者数を控除することにより推計している。

高齢任意加入の被保険者数については、実績統計より性・年齢別の対人口 比率を算出し、それが一定であるとして推計している。

4. 保険料水準の引上げの雇用・経済への影響

厚生年金の保険料引上げが雇用や経済に与える影響については、

- ① 社会や産業の構造が変化し経済が発展する中で時間をかけて徐々に保険 料が引き上げられるものであること
- ② 閣議決定された「構造改革と経済財政の中期展望-2003年度改定」の参考 試算においては、保険料水準の引上げを含め、種々の構造改革の実施を前提 として、平成20(2008)年度までの経済状況等を試算しているが、その結果を

見ても、失業率が上昇したり経済が悪化するような状況とはなっていないこと

などを考慮し、今回の財政再計算においては、直近の雇用状況の実績が将来も続くものとして被保険者数等の推計を行っている。

第4-6-5表 「構造改革と経済財政の中期展望-2003 年度改定」の 参考試算(結果の概要)

(単位:%)

実質成長率	2.0	1.8	2.0	2.0	2.1	2.1
名目成長率	0.1	0.5	1.4	2.1	2.5	2.9
物価上昇率(CPI)	-0.2	-0.2	0.5	1.2	1.5	1.9
名目長期金利	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	2.8
完全失業率	5.2	5.1	5.1	4.9	4.8	4.6

5. 被保険者数の将来見通し

(1)被保険者数の将来見通し

公的年金における被保険者数のこれまでの推移は、第4-6-6表のとおりである。この表より、生産年齢人口の増加とともに年々増加してきた被保険者数が、近年は約7,000万人で横ばいとなってきていることがわかる。

今回の財政再計算において、3. で述べた推計方法により、被保険者数の将来推計を行った結果は第4-6-7表のとおりである。

公的年金の被保険者数は、平成 17(2005)年度で 7,000 万人、以降、生産年齢 人口の減少に伴い減少を続け、平成 37(2025)年度には 6,180 万人、平成 62(2050)年度には 4,620 万人になるものと見込まれている。

第4-6-6表 公的年金被保険者数の実績の推移

年度	变	計	第1号被保険者	被用	者年金被保障	食者	第3号
'+ / \$	文	ĒΙ	(任意加入含む)		厚生年金	共済年金	被保険者
		百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
平成3(19	991)	68.4	18.5	37.8	33.0	4.8	12.1
4 (19	992)	68.9	18.5	38.3	33.5	4.8	12.1
5 (19	993)	69.3	18.6	38.5	33.6	4.9	12.2
6 (19	994)	69.5	18.8	38.6	33.7	4.9	12.2
7 (19	995)	70.0	19.1	38.6	33.8	4.9	12.2
8 (19	996)	70.2	19.4	38.8	34.0	4.9	12.0
9 (19	997)	70.3	19.6	38.8	34.0	4.8	11.9
10 (19	998)	70.5	20.4	38.3	33.4	4.8	11.8
11 (19	999)	70.6	21.2	37.8	33.0	4.8	11.7
12 (20	000)	70.5	21.5	37.4	32.7	4.8	11.5
13 (20	001)	70.2	22.1	36.8	32.0	4.7	11.3
14 (20	002)	70.5	22.4	36.9	32.1	4.7	11.2

(注) 厚生年金には平成8年度以前の旧3公社共済組合及び平成13年度以前の農林共済を含み、共済年金には含まない。

資料:社会保険庁「事業年報」

第4-6-7表 公的年金被保険者数の将来見通し

-		公的年金	第1号	被用	者年金被倪	R 険者	第	3号被保険	者	公的年金被保険
年	度	被保険者計	被保険者	合計	厚生年金	共済組合	合計	厚生年金	共済組合	者数の減少率
平成	(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%
17	(2005)	70.0	21.9	37.0	32.3	4.7	11.2	9.7	1.5	-0.4
18	(2006)	69.9	21.8	37.0	32.2	4.7	11.1	9.7	1.5	-0.3
19	(2007)	69.4	21.5	36.8	32.2	4.7	11.0	9.6	1.5	-0.2
20	(2008)	68.7	21.1	36.7	32.0	4.7	10.9	9.5	1.4	-0.2
21	(2009)	68.0	20.6	36.5	31.9	4.7	10.8	9.4	1.4	-0.5
22	(2010)	67.3	20.2	36.3	31.7	4.6	10.7	9.3	1.4	-0.8
27	(2015)	64.9	19.0	35.4	30.9	4.5	10.5	9.2	1.3	-0.8
32	(2020)	63.3	18.6	34.6	30.2	4.4	10.2	8.9	1.3	-0.5
37	(2025)	61.8	18.2	33.9	29.6	4.3	9.7	8.5	1.2	-0.5
42	(2030)	59.3	17.6	32.6	28.4	4.2	9.1	7.9	1.2	-0.8
52	(2040)	52.0	15.3	28.8	25.1	3.7	7.9	6.8	1.1	-1.3
62	(2050)	46.2	13.6	25.5	22.3	3.3	7.1	6.1	0.9	-1.1
72	(2060)	41.9	12.4	23.1	20.2	2.9	6.4	5.6	0.8	-1.0
82	(2070)	37.7	11.1	20.9	18.2	2.7	5.7	5.0	0.8	-1.1
92	(2080)	34.3	10.2	18.9	16.5	2.4	5.2	4.5	0.7	-0.9
102	(2090)	31.7	9.5	17.5	15.2	2.2	4.8	4.2	0.6	-0.7
112	(2100)	29.7	8.9	16.3	14.2	2.1	4.5	3.9	0.6	-0.7

⁽注1) 被保険者数は年度間平均値である。

さらに、これを被保険者種別毎にみると、第1号被保険者数は、平成17(2005) 年度で2,190万人、以降、減少を続け、平成37(2025)年度には1,820万人、平

⁽注2) 公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値である。

[※] マクロ経済スライドは、この公的年金被保険者数の減少率に寿命の伸びを勘案して設定した一定率(0.3%)を加えたものを基礎とし、 給付水準調整を行う。

成62(2050)年度には1,360万人となっている。

被用者年金被保険者数は、平成 17(2005)年度で 3,700 万人、以降、平成 37(2025)年度には 3,390 万人、平成 62(2050)年度には 2,550 万人と減少していく。

第3号被保険者数は、平成17(2005)年度で1,120万人、以降、平成37(2025)年度には970万人、平成62(2050)年度には710万人と推移していく。

被用者年金被保険者のうち厚生年金の被保険者の人数は、平成 17(2005)年度で 3,230 万人、以降、平成 37(2025)年度には 2,960 万人、平成 62(2050)年度には 2,230 万人と減少していく見込みとなっている。

(2) スライド調整率の見通し

マクロ経済スライドによる給付水準の調整を行う際の調整率は、公的年金の全被保険者数の減少率の実績(3年平均)と平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率(0.3%)とにより設定される。

このうち、公的年金の全被保険者数の減少率の実績は、年金の改定を行う 4 月時点で確定している前々年度のものまでの 3 年平均を用いることとしているが、その見通しは、第4-6-7表のとおりである。

スライド調整率の見通しについては、今後 20 年程度は、大きく異なることはないと想定される。今、生まれた者が公的年金の被保険者となるのは、およそ 20 年後であり、それまでの間の被保険者数は、既に生まれている者の動向により左右されるからである。

6. 基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通し

基礎年金給付費の費用負担については、公的年金各制度が毎年度、被保険者及びその被扶養配偶者の総数により按分した額を拠出することにより賄われることとなっている。各制度が拠出する際の按分割合の算定基礎となる被保険者及びその被扶養配偶者を基礎年金拠出金算定対象者といい、その制度の対象者のうち、その被保険者期間が、将来、老齢基礎年金の額に反映する者を範囲とするということで、具体的には次の者を指す。

- ① 国民年金については、第1号被保険者のうち保険料納付者(任意加入の被保険者及び保険料半額免除期間を有する者を含む)、すなわち、保険料全額免除者及び保険料未納者を除く者
- ② 被用者年金各制度については、第2号被保険者(被用者年金の被保険者の

うち 65 歳未満の者。ただし、65 歳以上の被用者年金の被保険者で老齢又は 退職を支給事由とする年金の受給権を有しない者を含む。)のうち 20 歳以上 60 歳未満の者、及び、第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者のう ち20歳以上 60歳未満の者)の全員

①の人数の推移は、長期的にみると、第1号被保険者数の傾向とほとんど変わらず、②の人数の推移は、長期的にみると被用者年金の被保険者数の傾向とほとんど変わらない。(第4-6-8表)

第4-6-8表 基礎年金拠出金算定対象者数の見通し

	左	拠 出 金	笠 1 只她但除老	厚生	年金	共済	年金
	年度	算定対象者数計	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
平成	(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
17	(2005)	58.3	12. 7	30.0	9. 7	4. 5	1. 5
18	(2006)	59. 1	13. 5	29. 9	9. 7	4. 5	1. 5
19	(2007)	59. 3	14. 1	29. 7	9.6	4. 5	1. 5
20	(2008)	58.6	13. 9	29. 4	9. 5	4. 4	1. 4
21	(2009)	57. 9	13.6	29. 0	9.4	4. 4	1. 4
22	(2010)	57. 2	13. 4	28.8	9. 3	4. 4	1.4
27	(2015)	55. 7	13.0	28. 0	9. 2	4. 2	1.3
32	(2020)	54.6	12. 7	27. 6	8. 9	4. 1	1.3
37	(2025)	53. 1	12. 5	26.8	8.5	4.1	1.2
42	(2030)	50.7	12. 2	25. 4	7. 9	3. 9	1.2
52	(2040)	44. 0	10.7	21.9	6.8	3. 5	1. 1
62	(2050)	39. 3	9. 5	19. 7	6. 1	3. 0	0.9
72	(2060)	35. 7	8.7	17.9	5. 6	2.7	0.8
82	(2070)	32. 1	7.8	16. 0	5. 0	2. 5	0.8
92	(2080)	29. 2	7. 1	14. 6	4. 5	2. 3	0.7
102	(2090)	27.0	6. 6	13. 5	4. 2	2. 1	0.6
112	(2100)	25. 3	6. 1	12. 7	3. 9	2. 0	0.6

⁽注) 年度間平均値である。

7. 被保険者の年齢構成

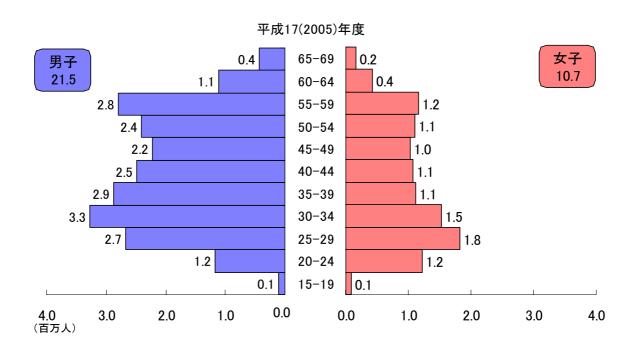
被保険者数の将来推計は性・年齢別に行っており、被保険者の年齢構成が将来 どのように変化していくかをみることができる。厚生年金の場合を示したものが 第4-6-6図である。男女別に比較した場合、男子と女子の被保険者で年齢構 成に大きな違いが見られる。

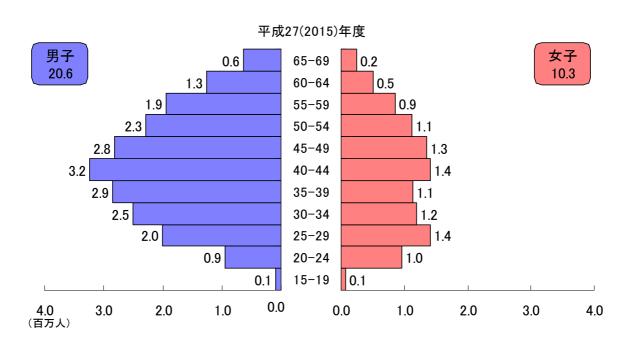
男子の場合、平成 17(2005)年度では 50 歳台後半層のいわゆる団塊の世代とその子供世代である第 2次ベビーブーム世代に対応する 30 歳台前半層を 2 つのピークとした年齢構成となっているが、平成 27(2015)年度になると、団塊の世代は被保険者から抜けて、それに対応するピークはなくなり、第 2 次ベビーブーム世代の 40 歳台前半層のみがピークを形成することとなる。また、平成 37(2025)年度になると第 2 次ベビーブーム世代は 50 歳台前半層となり、そこをピークとして、年齢が低いほど被保険者数が少なくなる年齢構成となる。そして、平成 62(2050)年度には、年齢構成上、特異なところがみられなくなり 40 歳台後半を緩やかなピークとする年齢構成となる。男子被保険者の年齢構成の年次推移をみると、団塊の世代、第 2 次ベビーブーム世代のピークが通り過ぎた後は、出生率が人口を長期的に一定の規模で保持する水準(人口置換水準、合計特殊出生率で 2.07 前後の水準)を大きく割り込んでいるため被保険者数の減少は続くものの、年齢構成としては安定化していく傾向にある。

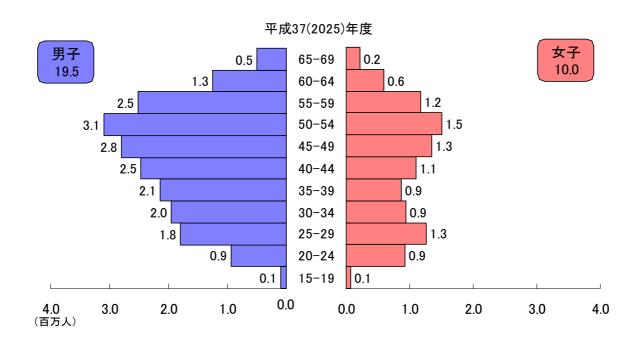
女子の場合、平成 17(2005)年度では、20 歳台後半層を1つのピークとしつつ、40 歳台後半層で谷となり、再び50 歳台前半層でなだらかながら第2のピークとなるという、いわゆるM字型の年齢構成となっている。このM字型の年齢構成は、20 歳台後半以降、結婚・出産に伴いいったんは退職するが、子供に手間がかからなくなる中高年齢になると再び働きに出るというライフサイクルを反映しているものであると考えられる。また、女子被保険者の将来の年齢構成についても、第2次ベビーブーム世代による影響があるもののおおむね平成62(2050)年度には被保険者数の減少は続くものの安定的な年齢構成となることとなる。

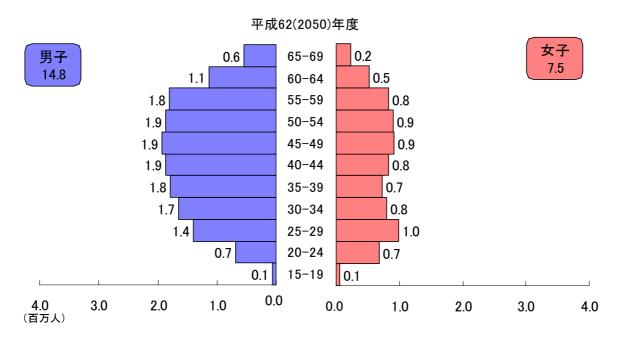
以上のように、将来の被保険者の年齢分布の変化については、推計の基礎となった平成14年1月将来推計人口による人口構造の変化を軸として、労働力率の見通しにある高齢者や女子の雇用の進展が反映されたものとなっている。

第4-6-6図 厚生年金の被保険者の年齢構成の推移









7

受給者数の将来推計及び 給付水準を維持した場合の給付費の推計方法

1. 給付費・受給者数の将来推計

財政再計算においては、被保険者数の将来推計結果から、将来の厚生年金被保険者に係る報酬の推計を行い、給付費・受給者数等の推計を行っている。ここでは、この一連の過程について解説する。なお、給付費については、マクロ経済スライドにより給付水準の調整が行われることとなるが、どこまで給付水準を調整するかを計算するため、マクロ経済スライドが行われなかったとした場合の毎年度の給付費の推計を行っている。ここでは、マクロ経済スライドによる調整前の給付費までの推計過程について解説する。

被保険者数の推計が将来推計人口の内訳として決定されていく方式を述べたが、 給付費・受給者数の将来推計では、基礎数を出発点とし、基礎率を使用して、将 来の制度の状態を実際に起きるかのように一年一年作り出していくシミュレーション方式をとっている。このようなシミュレーションにおいては、性・年齢・被 保険者期間別等に分解された要素を年次毎に作り出していく必要があり、膨大な計算量を伴うものであるが、制度の将来の姿を忠実かつ精密に予測し、年金財政の検討を行う上では欠かせないものである。

将来の給付費や受給者数を算出するためには、いくつかのステップを踏むこととなるが、以下、厚生年金の場合を例にシミュレーションの基本的な構造について解説する。

(1)被保険者の区分

被保険者数推計において、将来の各年度の性・年齢別の人数が推計されるが、この際、過去の加入歴が長い者、短い者、その年度内に加入する者、脱退する者など、様々な状態の者がおり、この状態が異なれば、将来、受給者になったときの年金額等が異なってくることから、被保険者数推計での情報以上に、さらに、細かい状態のシミュレーションを行う必要がある。

そこで、シミュレーションでは、性・年齢・被保険者期間別に保有している前年度末の被保険者データから、基礎率を使用して、当年度末の性・年齢・被保険者期間別の被保険者データを作り出す。

① 前年度末から引き続き加入する者(残存者)

前年度末から引き続き加入する者は、年齢が1歳、被保険者期間が1年増えるが、その人数は、次式のとおり、総脱退力により脱退する者の残存者数として算出される。もちろん同時に、総脱退者数(a)も得られる。

$$zanzonh(x, t) = hiho(x-1, t-1) \times exp(-u(x, 0))$$

[前年度末]
(a) = hiho(x-1, t-1) - $zanzonh(x, t)$
[前年度末]

② 前年度末から引き続き年金受給を待期している者(残存待期者)

前年度末から引き続き待期している者は、被保険者期間は増加しないが、年齢が1歳増えることとなる。

③ 新たに加入する者(新規加入者)、加入歴はあるが前年度は加入しておらず再 び加入することとなる者(再加入者)

被保険者数推計上の数値と①の残存者数との差が新規加入者または再加入者の対象となることから、これを再加入率により、新規加入者と再加入者に分解する。

saikanyu(x, t) = (waku(x)-
$$\Sigma_t$$
 zanzonh(x, t)) × sair(x) × zantaiki(x, t)/ Σ_t zantaiki(x, t)

$$shinki(x) = waku(x) - \sum_{t} zanzonh(x, t) - \sum_{t} saikanyu(x, t)$$

④ 脱退する者(脱退者)

脱退者は、(1)サラリーマンを辞めるなど、厚生年金から生存脱退する者、(2)厚生年金の加入期間中に障害状態となり障害年金受給者となる者、(3)厚生年金の加入期間中に死亡する者に分けられる。

まず、①、③の結果から、当年度末における被保険者 hiho(x,t)が次の算式により生成される。

t=0 の時 hiho(x,0) = shinki(x)
 [当年度末]
 t>0 の時 hiho(x,t) = zanzonh(x,t) + saikanyu(x,t)
 [当年度末]
なお、
$$\Sigma_{\rm t}$$
 hiho(x,t) = waku(x) となっている。

また、②、④の結果から、当年度末における待期者 taiki(x,t)が次の算式により生成される。

$$taiki(x,t) = zantaiki(x,t) - saikanyu(x,t) + (1)$$
[当年度末]

(注) 記号等の説明

[当年度末]

x:年齢

t:被保険者期間が t 年(ここでは「t 年以上(t+1)年未満」を意味する ものとする。)

waku(x) : 被保険者数推計における当年度末に満 x 歳である被保険者数

hiho(x,t) : 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者数 taiki(x,t) : 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者 数

zanzonh(x,t) : 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者 であって、前年度末から引き続き被保険者である者 (残 存者) の人数

zantaiki(x,t):前年度末に被保険者期間 t 年の受給待期者であった者の うち、当年度末に満 x 歳で生存している者の人数

shinki(x) : 当年度中の新規加入者であって、当年度末に満x歳である者の人数

saikanyu(x,t): 当年度中の再加入者であって、当年度末に満x歳、被保 険者期間t年である者の人数

u(x,0) : x 歳の被保険者の総脱退力 (=生存脱退力+障害年金発生力+死亡脱退力)

u(x,1):x歳の被保険者の障害年金発生力

u(x,2):x 歳の被保険者の死亡脱退力

sair(x) : 当年度末に満 x 歳となる当年度中加入者の再加入率(過去の加入歴がある者の割合)

q(x) : 年度央に x 歳である前年度末受給待期者の当年度中にお ける死亡率

(2)被保険者の報酬

財政見通しの作成上、保険料収入や受給者になったときの報酬比例部分の年金額を算定するため、被保険者の報酬についてシミュレーションが必要となる。

・報酬の算定

残存者(前年度末から引き続き被保険者である者)の報酬に昇給率(定期昇給分)と賃金上昇率を適用したものと、当年度中の加入者の報酬の全平均が当年度末の1人あたり報酬となる。

hoshu(k, x, t) = {nhoshu(x)
$$\times \prod_{m=1}^{k} (1+h(m)) \times \text{kanyu}(x, t)$$

+hoshu(k-1, x-1, t-1) \times shokyu(x)/shokyu(x-1)
 $\times (1+h(k)) \times \text{zanzonh}(x, t)$ }/hiho(x, t)

・報酬累計の算定

受給者になったときの報酬比例部分の年金額を算定するため、被保険者及び 受給待期者の 1 人当たり報酬累計について、再評価や物価スライドをしつつ、 シミュレーションを行っている。

残存者の他、当年度中加入者、当年度中生存脱退者、受給待期者についての前年度までの報酬累計に対して、まず、当年度分のスライドを行ったものを算定する。

(A) =
$$\{\text{kanyu}(x, t) \times \text{ruikeit}(x-1, t) + \text{zanzonh}(x, t) \times \text{ruikeih}(x-1, t-1)\}$$

$$\times$$
slide(k)

(B) =
$$\{ \text{zanzont}(x, t) \times \text{ruikeit}(x-1, t) + \text{dattai}(x, t) \times \text{ruikeih}(x-1, t-1) \}$$

$$\times$$
slide(k)

このようにして算定された額に対して、次に、被保険者の状態毎に当年度に 累加されるべき報酬を加算する。

① 当年度中加入者については、加入時報酬の1/2分:

nhoshu(x)
$$\times \prod_{m=1}^{k} (1+h(m))/2 \times kanyu(x,t) \times htoc(k)$$

② 残存者については、前年度末の報酬と当年度末の報酬の和半:

$$(hoshu(k-1, x-1, t-1) + hoshu(k, x, t))/2$$

$$\times$$
 zanzonh (x, t) \times htoc (k)

③ 当年度中生存脱退者については、前年度末の報酬の 1/2 分: hoshu(k-1, x-1, t-1)/2×dattai(x, t) × htoc(k)

当年度末における満x歳、被保険者期間t年の被保険者の報酬累計は、「(A)+①+②」、当年度末における満x歳、被保険者期間t年の受給待期者の報酬累計は、「(B)+③」により算出される。

これらを被保険者数、受給待期者数でそれぞれ除すと 1 人当たり報酬累計が得られ、次年度のシミュレーションに用いる ruikeih(x,t)あるいはruikeit(x,t)となる。

k:年度、 x:年齢

t:被保険者期間が t 年 (ここでは「t 年以上(t+1)年未満」を意味する ものとする。)

hoshu(k, x, t): k 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者 の 1 人当たり報酬

ruikeih(x,t): 前年度末における満x歳、被保険者期間t年の被保険者の1人当たり報酬累計

ruikeit(x,t): 前年度末における満x歳、被保険者期間t年の受給待期者の1人当たり報酬累計

nhoshu(x) : 年度末に満 x 歳である新規加入者の 1 人当たり報酬 (平成 13 年度末基準)

kanyu(x,t) : 当年度中の加入者(新規加入者及び再加入者)であって、 当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

dattai(x,t):厚生年金からの生存脱退者であって、当年度末に満x歳、 被保険者期間t年である者の人数

zanzonh(x,t): 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者 であって、前年度末から引き続き被保険者である者 (残 存者) の人数

zanzont(x,t): 当年度末における満x歳、被保険者期間t年の受給待期者であって、前年度末から引き続き受給待期者である者の人数

hiho(x,t) : 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者数 (= kanyu(x,t)+zanzonh(x,t))

h(k) : k 年度の賃金上昇率

slide(k) : k 年度の年金改定率 (スライド調整前)

htoc(k) : k 年度の調整率 (スライド調整がないとした場合の当年

度の報酬に係る再評価率)

shokyu(x) : 年度末に満x歳である者の標準報酬指数(昇給指数)

(3)受給者の新規裁定

被保険者のシミュレーションにおいて、性・年齢・被保険者期間別に、被保険者や受給待期者の報酬累計が推計されていくこととなるが、被保険者が老齢年金、障害年金、遺族年金のいずれかの年金の受給者としての支給要件を満たした段階で、受給者として年金額等が算定されることとなる。

これらは、シミュレーション上、年金の種類毎に次のような新規裁定の手続きがなされることとなる。

① 老齢年金

老齢年金の場合、被保険者または年金受給待期者が支給開始年齢に到達した時点もしくは支給開始年齢到達後の退職時において、次の作業を行う。

• 支給開始年齢

被保険者種別毎に、支給開始年齢に到達しているかどうかを判定する。なお、繰上げ請求率に基づき、繰上げ年数毎に受給者数を区別する。

•被保険者期間

加給年金の支給要件である20年以上の判定等を行う。

・ 退職、在職の区別

在職者(被保険者)については、平均的な年金支給割合を乗じた分の 年金額を支給する方法で計算を行う。

なお、老齢年金の受給資格要件として、国民年金の保険料未納期間を除く公的年金制度の加入期間と外国に居住していた期間等のいわゆるカラ期間を通算して原則として 25 年を要することとされているが、制度別に行っているシミュレーションにおいては、厚生年金以外の加入期間等を通算して 25 年以上となるかどうか判定できないこともあり、また、実際に大部分の加入者が受給資格要件を満たすものと想定されることから、被保険者期間は全て将来の年金受給に反映されるものとして計算を行っている。

② 障害年金

厚生年金の加入期間中に障害の状態となり、障害年金受給者となる者については、次の作業を行う。

• 障害等級

障害等級割合により、1級、2級、3級に区分する。

•被保険者期間

被保険者期間が 300 月に満たない場合には、300 月とみなして計算を 行う。

③ 遺族年金

遺族年金受給者数は、被保険者、受給待期者もしくは老齢年金、障害年金の受給者が死亡した場合に、その人数に遺族年金発生割合を乗じることにより得ている。なお、受給者の年齢は、死亡した被保険者等との年齢相関によって決定する。また、遺族厚生年金受給者のうち遺族基礎年金受給者は、妻である遺族年金受給者の人数に有子割合を乗じたものと、子どもである遺族年金受給者数の和となる。

遺族年金の新規裁定は、死亡した者の状態により取扱いが異なる。

- ・死亡した者が被保険者であった場合 被保険者期間が 300 月に満たない場合には、300 月とみなして計算を 行う。
- ・死亡した者が受給待期者であった場合 受給待期者については、原則として公的年金の加入期間等が通算して 25年以上あるときに遺族厚生年金が支給されるが、シミュレーションに おいては老齢年金と同様に25年の受給資格要件の判定を行っていない。
- ・死亡した者が受給者であった場合

老齢厚生年金の場合には基本的に、死亡した者の年金額の 3/4 として 年金額が決定される。なお、旧法老齢年金、障害年金受給者の場合につ いても適宜処理を行っている。

新規裁定時の各要素毎の年金額の算出方法をまとめると、基本的に、次のようになる。

- ·報酬比例部分 = 報酬累計×給付乗率
- ・特別支給の老齢年金の定額部分(老齢)
 - = 被保険者期間×定額単価
- ・経過的加算(老齢年金の場合)
 - 特別支給の老齢年金の定額部分-基礎年金(厚生年金の加入期間分)

(ただし、マイナスとなる場合は支給なし)

ここで、

基礎年金(厚生年金の加入期間分)

- = 基礎年金単価×(被保険者期間/加入可能年数)
- ·加給年金 = 加給年金額×加給対象者割合

(1人当たり平均額によって把握)

・経過的寡婦加算、中高齢寡婦加算(遺族年金の場合):

年齢に応じた単価により設定

(4)年金額改定と受給者の失権

受給者になって以降は、性・年齢・年金種別毎に、年金額や受給者数を年金 失権率により、落としていくことによりシミュレーションを行っている。

jukyusha(x, I) = jukyusha(x-1, I) \times (1-q(x, I))+shinki(x, I)

[当年度末] [前年度末]

nenkin(x, I) = nenkin(x-1, I) \times slide(k) \times (1-q(x, I))+shinnenkin(x, I)

[当年度末] [前年度末]

厳密にいえば、年金失権率 q(x,I)は年度 k の関数でもあり、将来推計人口における将来の死亡率改善が織り込まれたものとなっている。また、年金改定率 slide(k)は、平成 12 年改正において、65 歳までの賃金が年金改定率に反映され、以降は物価スライドとされていること、報酬比例部分の年金額の水準の 5% 抑制に伴い物価上昇率込みの従前額保証がなされること、また、今回の改正により年金改定に反映される賃金上昇率は 3 年平均を使用することなどから、年度や年齢によってスライド率の取扱いが異なってくることに留意する必要がある。

さらに、昭和36(1961)年4月前の期間に係る年金給付費についてもシミュレーションを行い、厚生年金の独自給付に係る国庫負担額も算定している。

(注) 記号等の説明

k:年度、 x:年齢、 I:年金種別(老齢、障害、遺族)

slide(k) : k 年度の年金改定率

q(x, I) : 年度央に x 歳である前年度末受給者の当年度中の年金

失権率

jukyusha(x, I) : 年度末における満x歳の受給者数

shinki(x,I) : 当年度中の新規裁定者であって、当年度末に満 x 歳で

ある者の人数

nenkin(x, I) : jukyusha(x, I)に係る年金額総額

shinnenkin(x, I): shinki(x, I)に係る年金額総額 ※ I については記述を省略した。

以上述べた作業を将来の各年度にわたり繰り返し行った後、各年度において それらを集計することにより、毎年度の報酬総額、給付費総額及び厚生年金の 独自給付に係る国庫負担額等、厚生年金の収支見通し作成上で使用するデータ に加えて、厚生年金の加入期間分の基礎年金給付費等、基礎年金拠出金算定シ ステムに入力するデータや旧三公社共済組合の厚生年金統合に伴う支援額算 定システムに入力するデータも作成されることとなる。

2. 受給者数の将来見通し

(1)受給者数の将来見通し

シミュレーションにより得られた将来の受給者数の見通しについて解説する。以下、基礎年金受給者という場合には、基礎年金という名称で昭和 61 (1986) 年4月以降に新規裁定される受給者(老齢年金の場合には、昭和 61 (1986) 年4月1日における年齢が60歳未満の者)の他、基礎年金制度導入前の法律下で被用者年金の給付として裁定された年金のうち昭和36 (1961) 年4月以降の加入期間に基づき65歳以降に支給されるものといったように基礎年金給付費の費用負担上、基礎年金に相当する給付とみなされる年金(みなし基礎年金)の支給を受けている者を含む。

①基礎年金受給者数

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金それぞれの受給者数及び老齢基礎年金の受給者数に対する国民年金(基礎年金)の被保険者数の比率の将来見通しは第4-7-1表のとおりである。

老齢基礎年金受給者は、平成 17 (2005) 年度で 2,390 万人であるが、 平成 22 (2010) 年度には 2,760 万人、平成 37 (2025) 年度には 3,310 万人 と急速に増加し、その後、平成 52 (2040) 年度で 3,510 万人と、ほぼピ ークに達した後は減少に転じ、平成 112 (2100) 年度には 2,070 万人にな るものと見通される。

次に、老齢基礎年金の受給者数に対する国民年金(基礎年金)の被保険者数の比率であるが、平成17(2005)年度で2.9であるが、平成22(2010)年度には2.4、平成37(2025)年度には1.8と急速に下降し、その後、平成62(2050)年度に1.3に達した後は微増し、平成112(2100)年度には1.4に

なるものと見通される。

老齢基礎年金受給者数に対する基礎年金の被保険者数の比率の将来推移は、将来推計人口における 20 歳以上 60 歳未満人口に対する 65 歳以上人口の比率とほぼ同様の傾向を示している。

障害基礎年金受給者数については、平成 17(2005)年度で 150 万人であるが、その後やや増加し、平成 22(2010)年度には 160 万人、平成 37(2025)年度には 170 万人となる。以降、170 万人程度で推移した後、人口の減少に応じて減少し、平成 112(2100)年度には 110 万人になるものと見通される。

一方、遺族基礎年金受給者数については、将来にわたり 10 万人程度で推移するものと見通される。遺族基礎年金については、遺族の範囲が子のある妻及び子に限定され、遅くとも子供が 20 歳になるまでに失権することもあり、既に成熟状態に達しているものと考えられる。

第4-7-1表 基礎年金の被保険者数、受給者数の見通し

			受給者数		
年度	被保険者数	老齢	障害	遺族	①/②
	<u>(1)</u>	基礎年金②	基礎年金	基礎年金	
平成 (西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	
17 (2005)	69.4	23.9	1.5	0.1	2.9
18 (2006) 19 (2007)	69.3 68.7	$24.8 \\ 25.6$	$1.5 \\ 1.5$	$0.1 \\ 0.1$	$\frac{2.8}{2.7}$
20 (2008)	68.0	26.4	1.6	0.1	2.6
21 (2009)	67.2	27.1	1.6	0.1	2.5
22 (2010)	66.6	27.6	1.6	0.1	2.4
27 (2015)	63.9	31.3	1.6	0.1	2.0
32 (2020)	62.5	2.5 32.9 1.7		0.1	1.9
37 (2025)	61.0	33.1	1.7	0.1	1.8
42 (2030)	58.4	33.3	1.8	0.1	1.8
52 (2040)	51.0	35.1	1.8	0.1	1.5
62 (2050)	45.3	34.6	1.7	0.1	1.3
72 (2060)	41.2	31.9	1.6	0.1	1.3
82 (2070)	37.1	28.6	1.5	0.1	1.3
92 (2080)	33.7	25.6	1.3	0.1	1.3
102 (2090)	31.2	23.0	1.2	0.1	1.4
112 (2100)	29.2	20.7	1.1	0.1	1.4

⁽注1)年度間平均値である。

②厚生年金受給者数

老齢厚生年金は、原則として厚生年金の被保険者であった者が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに支給される。この場合、厚生年金の被保険者期間が1月でもあれば、すべて、老齢厚生年金受給者として取り扱われ、かつての基礎年金制度導入前の法律下における老齢年金と通算老齢年金の区別はない。

⁽注2)基礎年金の被保険者には、65歳以上の被用者年金の被保険者が含まれておらず、公的年金の全被保険者と異なる。

⁽注3)受給者数は「基礎年金に相当する給付」とみなされる給付の支給を受けている者を含む。

老齢厚生年金受給者は昭和 61(1986)年 4 月以降徐々に発生してくるものであり、昭和 61(1986)年度前の統計との連続性を図る観点から、老齢厚生年金で被保険者期間が 25 年以上の者(経過的に 20~24 年の者や、中高齢の特例による期間短縮を受けている者も含む。)を老齢年金相当受給者(以下「老齢相当」と呼ぶ。)とし、それ以外(25 年未満)の者を通算老齢年金相当受給者(以下「通老相当」と呼ぶ。)と区分することとし、さらに、基礎年金制度導入前の法律下における老齢年金受給者は老齢相当、通算老齢年金受給者については通老相当として取り扱うこととする。

老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金受給者数の見通しは第4-7-2表のとおりである。

老齢厚生年金のうち老齢相当の受給者数は、平成 17(2005)年度で 1,060 万人であるが、平成 22(2010)年度には 1,310 万人、平成 27(2015)年度には 1,420 万人と急速に増加するものの、以降、緩やかに減少し、平成 112(2100)年度には 860 万人になるものと見通される。ここで、平成 27(2015)年度頃にピークを迎えた後、受給者数が減少しているのは、平成 25(2013)年度から、60 歳台前半の報酬比例年金の支給開始年齢が 65 歳に向けて引き上げられはじめることの影響である。なお、通老相当の受給者数も、老齢相当の場合とほぼ同様の推移をするものと見通される。

障害厚生年金の受給者数は、平成 17(2005)年度で 30 万人であるが、今後、やや増加し、平成 22(2010)年度には 40 万人となるものの、その後、人口の減少に応じて減少し、平成 112(2100)年度には 20 万人になるものと見通される。

一方、遺族厚生年金受給者数は、平成 17(2005)年度で 420 万人であるが、平成 22(2010)年度には 520 万人、平成 37(2025)年度には 810 万人と増加し、平成 52(2040)年度で 900 万人とほぼピークに達した後はなだらかに減少、平成 112(2100)年度には 520 万人になるものと見通される。

第4-7-2表 厚生年金の被保険者数、受給者数の見通し

			受 給	者数	
年 度	被保険者数	老齢厚	生年金	障害	遺族
		老齢相当※1	通老相当※2	厚生年金	厚生年金
平成 (西曆)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
17 (2005)	32.3	10.6	8.1	0.3	4.2
18 (2006)	32.2 32.2	$11.1 \\ 11.5$	8.5 9.0	$\begin{array}{c} 0.4 \\ 0.4 \end{array}$	$\begin{array}{c c} 4.4 \\ 4.6 \end{array}$
19 (2007) 20 (2008)	32.2	$11.5 \\ 12.0$	9.0	0.4	4.8
21 (2009)	31.9	12.6	9.9	$0.4 \\ 0.4$	5.0
22 (2010)	31.7	13.1	10.3	0.4	5.2
27 (2015)	30.9	14.2	11.0	0.4	6.2
32 (2020)	30.2	13.9	10.9	0.4	7.2
37 (2025)	29.6	13.4	10.6	0.4	8.1
42 (2030)	28.4	13.2	10.5	0.4	8.6
52 (2040)	25.1	14.1	11.6	0.4	9.0
62 (2050)	22.3	14.1	11.6	0.4	8.7
72 (2060)	20.2	12.9	10.2	0.4	8.5
82 (2070)	18.2	11.5	8.4	0.3	7.8
92 (2080)	16.5	10.5	6.9	0.3	6.6
102 (2090)	15.2	9.6	5.9	0.3	5.7
112 (2100)	14.2	8.6	5.1	0.2	5.2

⁽注)年度間平均値である。

(2) 受給者の年齢構成の将来見通し

制度の成熟化や人口の高齢化に伴い、年金受給者数、特に老齢年金の受給者数は今後急速に増加していくことが見通されるところであるが、さらに詳しくその内容をみると、その年齢構成が高齢化していくことがわかる。

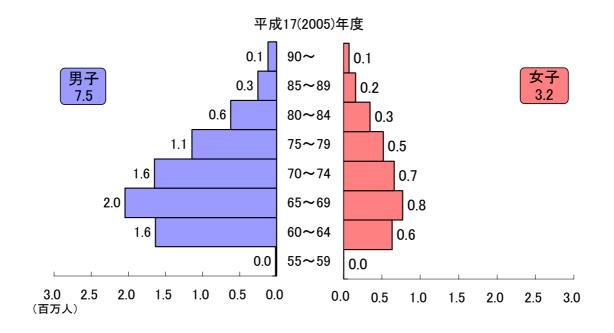
^{※1} 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の受給者の年金 (経過的期間短縮を受けているものを含む。)

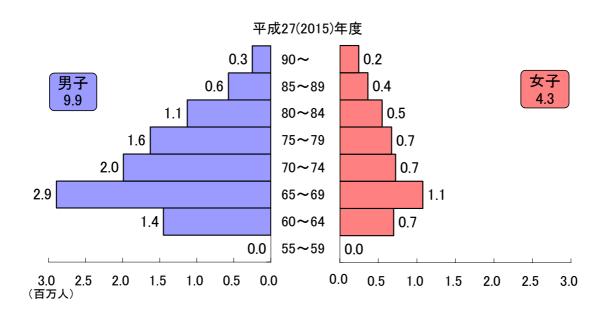
^{※2} 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の受給者の年金 (経過的期間短縮を受けているものを除く。)

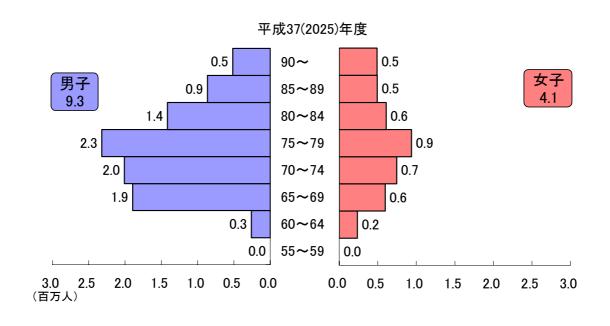
例えば、老齢厚生年金の老齢相当の受給者の年齢構成が将来どのように推移していくのかを時系列的にみると第4-7-1図のようになる。平成 27(2015)年度における 60 歳台後半の年齢階級や、平成 37(2025)年度における 70 歳台後半の年齢階級には膨らみがあるが、これは団塊の世代のものである。

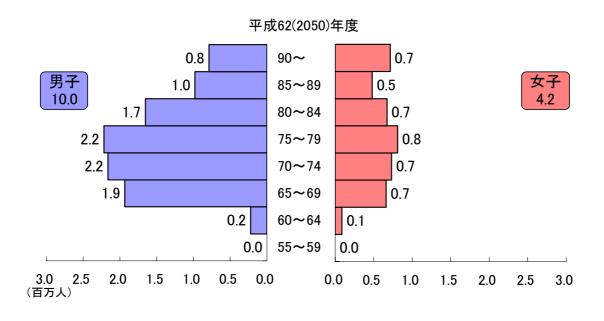
現在、60歳台前半層の受給者は、受給者全体の中で、かなり大きなウエイトを 占めているところであるが、60歳台前半における報酬比例部分の年金支給開始年 齢が段階的に65歳に引き上げられることとされていることから、この年齢層で繰 上げ以外の老齢厚生年金を受ける受給者は最終的にはいなくなる。

第4-7-1図 老齢厚生年金受給者(老齢相当)の年齢構成









1. 給付水準調整期間の将来推計

ここでは、年金財政の均衡を図るため、マクロ経済スライドにより給付水準を 自動調整する期間の推計方法について解説する。

具体的には、給付水準調整前の給付費等に対して、ある年度までマクロ経済スライドの適用を続けた場合の給付水準調整割合を乗じることにより、給付水準調整後の給付費等を算出し、それをもとに作成した財政見通しにおいて 2100 年度の積立度合が支出の1年分以上となるかどうかを確認することにより、何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか推計するものである。

以下では、説明が煩雑になることを避けるため、過去の物価スライド特例の処理等の附随的な事項は捨象して推計の基本的な骨格を述べる。

(1) マクロ経済スライドによる給付水準の調整

① 計算に用いる数値

給付総額(給付現価)でみた給付水準の調整割合の計算には、この計算 過程までに算出した以下のデータを用いる。

《A 給付水準調整前の給付費等の推計部分からの出力データ》

- ・年度(N)及び受給者の年齢(X)別の厚生年金の2階部分の年金給付費(以下、KYU(N, X)とする。)
- ・年度 (N) 及び受給者の年齢 (X) 別の厚生年金の経過的国庫負担の額 (以下、KOKKO(N, X)とする。)
- 《B 給付水準調整前の基礎年金拠出金の推計部分からの出力データ》
 - ・年度(N)及び受給者の年齢(X)別の厚生年金の基礎年金拠出金額 (以下、KYOS(N, X)とする。)
 - ・年度(N)及び受給者の年齢(X)別の厚生年金の基礎年金拠出金額に対する国庫負担額(以下、KYOSKOKKO(N,X)とする。)
 - 注. 受給者の年齢別の厚生年金の基礎年金拠出金額とは、基礎年金受給者の年齢別給付費に厚生年金の基礎年金拠出金按分率を乗じて 算出したものである。

② 本来の年金スライドの仕組み

公的年金のスライドの原則は、65歳で年金を受け取り始めるときの年金

(新規裁定年金)の水準は、前年度における現役の被保険者の1人当たり賃金(可処分所得)の水準に応じてスライドし、65歳で受給開始後の年金(既裁定年金)の水準は、前年の物価水準に応じてスライドするという考え方を基本としている。ただし、実賃賃金上昇分の年金スライドへの反映については、実績の変動をならすために3年平均をとることとしていることから、年金の受給開始後も67歳までスライド率に賃金上昇を反映させることにより、実質的に65歳到達の前年度の賃金水準を年金額に反映させる仕組みとなっている。

以下では、

CH(N): N-1 年度~N+1 年度の実質可処分所得上昇率の平均(3 乗根) CPI(N): N年の物価上昇率(N年の消費者物価指数/(N-1)年の消費者物価指数) とする。

【N年度の年金スライド】

新規裁定年金(65歳) = 前年度の新規裁定年金

 \times CH (N-3) \times CPI (N-1)

既裁定年金(66歳) = 各受給者の前年度の年金

 \times CH (N-3) \times CPI (N-1)

既裁定年金(67歳) = 各受給者の前年度の年金

 \times CH (N-3) \times CPI (N-1)

既裁定年金(68歳~) = 各受給者の前年度の年金

 \times CPI (N-1)

③ 給付水準調整期間中の年金スライド(マクロ経済スライド)

給付水準調整期間中は、公的年金の全被保険者数の減少率の実績と平均 余命の伸び率を勘案して設定した一定率 (0.3%) に基づいて当該年度に おけるスライド調整率を設定し、スライド調整率に相当する分、年金の伸 び率を抑制することとされている。

以下では、簡単のため、物価上昇率も賃金上昇率もマイナスとならない場合の算式を掲げる。なお、算式中、CHO(N)は

N-1 年度~N+1 年度の公的年金の全被保険者数の対前年変化率の平均(3 乗根)×0.997 を意味するものとする。

【N年度の年金スライド】

新規裁定年金(65歳)

= 前年度の新規裁定年金×max(CH(N-3)×CPI(N-1)×CHO(N-3),1)

既裁定年金(66歳)

= 各受給者の前年度の年金 ×max(CH(N-3)×CPI(N-1)×CHO(N-3),1)

既裁定年金(67歳)

= 各受給者の前年度の年金×max(CH(N-3)×CPI(N-1)×CHO(N-3),1)

既裁定年金(68歳~)

= 各受給者の前年度の年金 ×max(CPI(N-1)×CHO(N-3),1)

④ 年度、年齢別の調整率の計算

給付水準調整は2005年度より行うこととされているが、K年度まで給付水準調整を続けた場合、2005年度以降の年金給付が各年度(N)、受給者の年齢(X)別に、給付水準を維持した場合と比べ、どれだけ調整されているかを計算する。

以下、K 年度まで給付水準調整を続けた場合の各年度(N)、受給者の年齢(X)別の給付費等の調整前の給付費等に対する比率を R(K, N, X)とする。 すなわち、

R(K, N, X)

= <u>K年度までの給付水準 調整による給付水準調 整後のN年度、X歳の 給付費等</u> 給付水準調整前のN年 度、X歳の給付費等

この R(K, N, X)は、給付水準調整中の年金改定率が③のように設定されることに基づき、次のように K について帰納的に算出される。

○ K=2005 の場合 R(2005, N, X)=

1 (N≦2004のとき)

 $\frac{\max{(\text{CH}(2002)\times\text{CPI}(2004)\times\text{CHO}(2002),1)}}{\text{CH}(2002)\times\text{CPI}(2004)}$

 $(N \ge 2005 かつ X \le N+67-2005 のとき)$

 $\frac{\max{(CPI(2004) \times CHO(2002), 1)}}{CPI(2004)}$

(上記以外のとき)

○ K≥2006 の場合 R(K,N,X)=

⑤ 給付水準調整を行った場合の各年度の給付費等の推計

- ④において推計した、R(K,N,X)を用いて、各年の給付費等を計算する。 K年度まで給付水準調整した場合、給付水準調整後の給付費等は、
- 給付水準調整後の年度(N)及び年齢(X)の2階部分の年金給付費
 = KYU(N, X)×R(K, N, X)
- ・給付水準調整後の年度 (N) 及び年齢 (X) の厚生年金の経過的国庫負担 の額
 - = KOKKO (N, X) \times R (K, N, X)
- ・給付水準調整後の年度 (N) 及び年齢 (X) の厚生年金の基礎年金拠出金 額
 - $= KYOS(N, X) \times R(K, N, X)$
- ・給付水準調整後の年度 (N) 及び年齢 (X) の厚生年金の基礎年金拠出金 額に対する国庫負担額
 - $= KYOSKOKKO(N, X) \times R(K, N, X)$

となる。

これらを、年齢(X)について足し上げることにより、K年度まで給付水 準調整した場合の各年度(N)における給付費等が推計される。

(2) 給付水準調整期間の推計

① 給付水準調整を行った場合の各年度の収入額、支出額、年度末積立金の 推計

K 年度まで給付水準調整を行った場合について、毎年の報酬総額から推計される保険料収入の額、(1)により推計された給付費、基礎年金拠出金、さらに、それに応じた国庫負担額、また、積立金の初期値や運用利回り前提に基づいて、各年度の収入、支出、年度末積立金を推計する。具体的には、

- ・ 当年度末の積立金
 - =前年度末の積立金+当年度の収入額-当年度の支出額
- の関係が成り立つ。また、当年度の収入額のうち運用収入については、
- ・ 当年度の運用収入
 - =前年度末の積立金×当年度の運用利回り
 - + (当年度の運用収入以外の収入額-当年度の支出額) ×当年度の半期運用利回り
- として推計している。

② 給付水準調整期間の推計

①において、K 年度まで給付水準調整を行った場合について、各年度の収入、支出、年度末積立金が推計された。給付水準調整は、おおむね 100年間の財政が均衡する水準まで行うこととされており、具体的には、2100年度の積立度合を 1、すなわち、2100年度初の積立金(=2099年度末の積立金)が 2100年度の支出に一致する水準まで行うという前提で給付水準調整期間の推計を行っている。

推計を行うに当たっては、給付水準調整を行う年度(K)を、K=2005から、K=2006、K=2007、…と 1年ずつ増加させ、初めて 2100年度の積立度合が 1を超える年度が、給付水準調整終了年度(KEとする)となる。

なお、給付水準調整終了年度(KE 年度)においては、厚生年金の2100年度の積立度合が正確に 1 となるように、KE 年度に適用される調整率(CHO(KE-3))を設定し直し、KE 年度まで給付水準調整した場合の各年度(N)、年齢(X)別の給付費等の調整前の給付費等に対する最終的な比率R(KE,N,X)を算定している。

2. 給付水準の将来推計

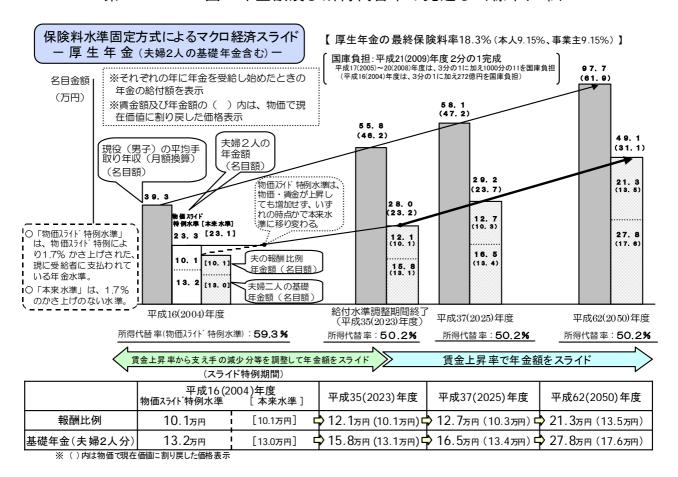
年金の給付水準の指標としては、従来から被用者世帯について一定のモデルを 設定し、当該モデルに係る 65 歳の新規裁定時における世帯年金額の現役の手取り 賃金に対する比率(所得代替率)が用いられてきている。

ここでは、従来から給付水準を示す際に用いられてきた、いわゆる標準世帯に加えて、所得水準別及び世帯類型別の給付水準の将来推計について解説する。

(1) 標準世帯における給付水準

まず、標準世帯における給付水準について示したのが第4-8-1図である。ここでいう標準世帯とは、世帯合計の標準報酬月額が厚生年金の男子被保険者の標準報酬月額の平均額に等しい夫婦世帯(ボーナスは年間3.6月分)である。これは、例えば、夫(または妻)が平成16(2004)年度水準で36.0万円の標準報酬で40年間フルタイムで就労し、妻(または夫)が40年間専業主婦(夫)であるような世帯(夫婦同年齢)が該当する。

第4-8-1図 年金額及び所得代替率の見通し(標準世帯)



ここで、平成 16 (2004) 年度水準の夫婦二人の年金額は、次式により算出される。

〈報酬比例年金〉

《特例水準》

36.0 万円×0.917×
$$\frac{7.5}{1000}$$
×40 年×1.031×0.988=10.1 万円

36.0万円:平成15年度男子被保険者の平均標準報酬月額の実績見込み

0.917: 平成5年度賃金水準への割り戻し

1.031: 平成5年から平成10年までの物価変動率

0.988: 平成13年から平成15年までの物価変動率

《本来水準》

36.0 万円×0.98×1.3×
$$\frac{5.481}{1000}$$
×40年=10.1 万円

36.0万円:平成15年度男子被保険者の平均標準報酬月額の実績見込み

0.98:昭和63年度から平成15年度までの可処分所得変化率

1.3: 賞与割合

〈基礎年金〉

《特例水準》

6.7 万円×0.988×2 人=13.2 万円

《本来水準》

6.5万円×2人=13.0万円

〈夫婦二人の年金〉

《特例水準》

10.1万円+13.2万円=23.3万円

《本来水準》

10.1万円+13.0万円=23.1万円

将来の新規裁定年金の年金額については、この平成 16(2004)年度の水準に、賃金上昇率(正確には可処分所得上昇率)と1. において最終的に算定された給付水準調整割合 R(KE, N, 65)とを乗じることにより推計される。

第4-8-1図に示したとおり、給付水準調整が終了すると見込まれる平成 35(2023)年度までの期間については、マクロ経済スライドによる給付水準調整により、年金額の伸びが賃金上昇率より抑制されたものとなり、給付水準調整期間が終了した後、平成 36(2024)年度以降の期間については、本来の

年金改定の姿に戻り、賃金上昇率で年金額が伸びていくこととなる。

年金の給付水準の指標となる所得代替率は、このように推計された将来の 新規裁定年金額の前年度の現役男子の平均手取り年収(月額換算)に対する 比率として算出される。

ここで、平成 16(2004)年度における前年度の現役男子の平均手取り年収 (月額換算) 39.3万円は、次の通り算出されたものであり、これに賃金上昇率 (正確には可処分所得上昇率)を乗じることにより、将来の現役男子の平均手取り年収 (月額換算)が推計される。

36.0万円×1.3×0.84=39.3万円

36.0万円:平成15年度男子被保険者の平均標準報酬月額の実績見込み

1.3: 賞与割合

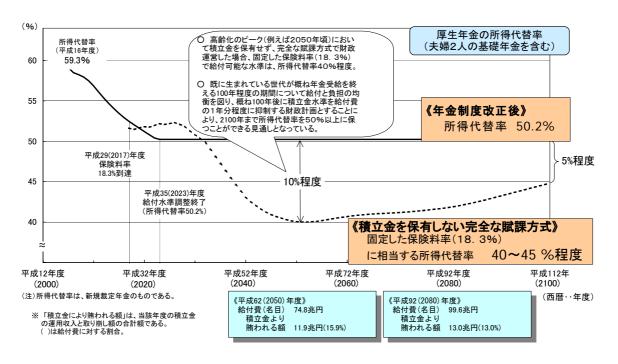
0.84: 可処分所得割合

所得代替率は、マクロ経済スライドによる給付水準調整により、年金額の伸びが賃金上昇率より抑制される期間については低下し、給付水準調整期間が終了した以降の期間については一定の値となる。第4-8-2回は、年金制度改正における厚生年金の標準世帯の所得代替率の見通し(実線)を示したものである。平成16(2004)年度では、59.3%であるものが、給付水準調整が終了すると見込まれる平成36(2023)年度に50.2%となり、以後については50.2%で推移していくものとなる。

図中の点線は、積立金を全く保有しないとした完全な賦課方式の場合の所得代替率を示したものである。すなわち、積立金の運用収入と取崩しによる財源がなく、保険料率 18.3%と国庫負担(国庫負担割合 2 分の 1)による財源のみで毎年の年金給付を行うこととした場合に、支給可能な給付水準を示している。平成 62(2050)年度においては、74.8 兆円の支出に対し、運用収入及び積立金の取崩しにより 11.9 兆円の財源を確保する見通しであり、この積立金財源を活用することにより、所得代替率は 50.2%となる見通しであるが、仮に、積立金を保有していなければ、11.9 兆円分の財源がなくなるため、支給可能な給付水準は低下し、所得代替率は 40%程度まで低下することとなる。

65歳以上人口の割合が30%を越える2040年代以降においては、積立金を保有しない完全な賦課方式では、厚生年金の給付水準は所得代替率40~45%程度しか確保できない見通しであるが、積立金財源を活用することにより、平成112(2100)年度まで所得代替率50.2%を維持できる見通しとなっている。

第4-8-2図 年金制度改正に基づく所得代替率と 完全賦課方式の場合の所得代替率



(2)世帯所得別の給付水準

(1)では世帯合計の標準報酬月額が男子被保険者の標準報酬月額の平均額に等しい標準世帯について、その給付水準を示したが、世帯の所得(夫婦合計)を変化させて、世帯の所得別に給付水準を示したものが、第4-8-3図である。

この図から、世帯の合計所得が増加すると、年金額は増加するが、所得代替率は低下することがわかるが、これは、年金が報酬比例年金と定額給付である基礎年金との組合わせからなることによるものである。

また、平成 16(2004)年度水準と平成 37(2025)年度水準とを比較すると、マクロ経済スライドによる給付水準調整により、所得代替率は低下するが、一定の経済成長(実質 1%程度)があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額は給付水準調整期間中もおおむね現状程度が維持されることがわかる。

なお、標準報酬月額と手取り年収(月額換算)との間には、平成16(2004)年度水準、平成37(2025)年度水準それぞれについて、次の関係が成り立つが、これは年金保険料の引上げに伴い可処分所得割合が変化することによるも

のである。

〈平成 16(2004)年度水準〉

標準報酬月額×1.3×0.84=手取り年収(月額換算)

1.3: 賞与割合

0.84: 可処分所得割合

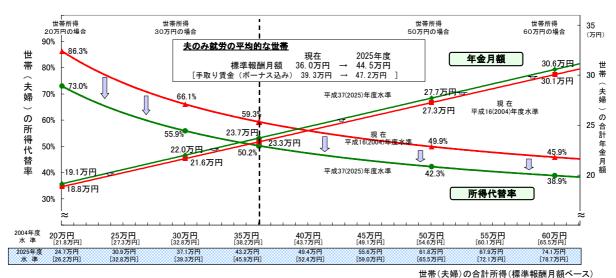
〈平成 37(2025)年度水準〉

標準報酬月額×1.3×0.82=手取り年収(月額換算)

1.3: 賞与割合

0.82:可処分所得割合

第4-8-3図 世帯所得別の年金月額及び所得代替率



- 注1.夫片働き世帯だけでなく世帯1人当たり所得水準が同じ別の世帯類型にも当てはまる。 (単身世帯の場合には年金額は2分の1となるが所得代替率は同じとなる。) 2.世帯(夫婦)の合計所得の[]内は、手取り賃金パーナス込み年収の月額換算値)である。 3.2025年度水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物配で現在価値に割り戻した値である。 所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金パーナス込み年収の月額換算値)

[手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)]

(3)世帯類型別の給付水準

(2) では世帯所得別の給付水準の将来推計を解説したが、次に、これを 世帯類型別に解説する。ここで、取り上げる世帯類型と世帯1人当たり手取 り年収(月額換算)は、第4-8-1表に掲げたとおりである。これは、男 女それぞれの平均標準報酬を用いて機械的に設定したものであり、必ずしも それぞれの世帯類型の平均像を示したものではないことに注意が必要であ る。

第4-8-1表 各世帯類型の給付水準計算の基礎になっている所得水準 (世帯1人当たり手取り年収(月額換算))

	現在(平成16年度水準)	平成37(2025)年度
①夫のみ就労の場合	19.7万円	23.6万円
(夫は40年間フルタイムで就労、妻は40年間専業主婦の世帯)	(夫婦で39.3万円)	(夫婦で47.2万円)
②40年間共働きの場合	31.9万円	38.3万円
(夫、妻ともに40年間フルタイムで就労する世帯)	(夫婦で63.8万円)	(夫婦で76.6万円)
③一時離職の場合(再就職後フルタイム)		
・ 夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産により一時的に 離職し、子育ての終了後、フルタイムで再就職する世帯	27.7万円 (夫婦で55.3万円)	33.2万円 (夫婦で66.4万円)
 妻の通算就労期間は、新規裁定年金(老齢相当)の平均被保険 者期間(平成14年度:26年2月)により設定(※1) 		OCAB C 00.173 1)
④離職の場合		
・ 夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産後離職し、専業 主婦となる世帯	21.7万円 (夫婦で43.4万円)	26.1万円 (夫婦で52.1万円)
 妻の離職前の就労期間は、新規裁定年金(通老相当)の平均被保険者期間(平成14年度:6年9月)により設定(※1) 		OCAID C 02.175 17
⑤男子単身の場合	39.3万円	47.2万円
単身で40年間フルタイムで 就労する世帯	<i>აგ.ა//</i> □	47.4万日
⑥女子単身の場合	24.5万円	29.4万円
単身で40年間フルタイムで 就労する世帯	24.0//	<i>4</i> ∂.±/J 1

^{※1} 老齢厚生年金のうち、被保険者期間が20年以上、または中高齢特例の適用を受けている被保険者期間15年以上のものを老齢相当といい、老齢厚生年金のうち老齢相当以外のものを通老相当という。

このように設定した世帯類型別に応じて、世帯1人当たり手取り年収(月額換算)別の給付水準を推計したのが第4-8-4図である。

給付水準は、世帯1人当たり所得により決定されるものであり、ここで設定したどの世帯類型についても、世帯1人当たり所得が同じであれば、給付水準は同じとなっている。

(4) 裁定後の年金額の見通し

年金の給付水準の指標としては、従来から新規裁定年金について所得代替率が用いられてきたところである。平成 12 年改正により裁定後の年金は物価の変動により改定することとされたため、裁定後の年金額をその時々の現役の平均手取り賃金と比較すれば、その比率は加齢とともに低下していくこととなる。平成 16 年改正によるマクロ経済スライドの導入を踏まえ、標準世帯について生年度別に裁定後の年金額の見通しを示したのが第4-8-2表、基礎年金について同様に示したものが第4-8-3表である。

^{※2} 現在水準の夫の年金額は、平成16年改正に用いる平均標準報酬36.0万円、妻の年金額は、フルタイム時は平成14年度の女性被保険者の平均標準報酬22.4万円を用いて計算。

^{※3} 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)は、年金額計算に用いた標準報酬月額を1.3倍してボーナス込みの月額に換算し、さらに0.84倍 (平成37(2025)年度水準の場合0.82倍)して手取りベースに換算し、妻についてはさらに「厚生年金の適用月数/480月」を乗じて算出。

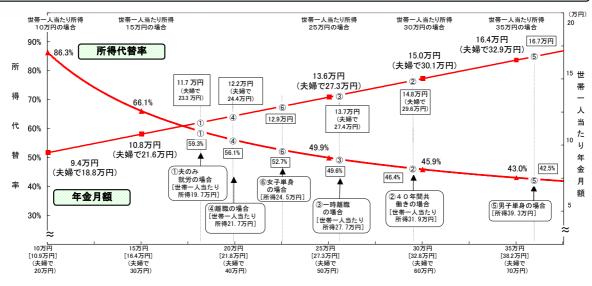
^{※4} 平成37(2025)年度時点の手取り賃金 (ボーナス込み年収の月額換算値) は、現在水準のものを試算の前提を用いてスライドさせて算出。

^{※5} 平成37(2025)年度時点の手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)は、平成37(2025)年度時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したもの。

第4-8-4図 世帯類型別の年金月額及び所得代替率

現在における世帯1人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 (平成16年度水準)

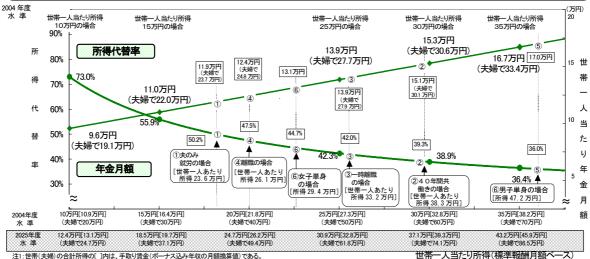
○ 世帯一人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯一人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注2))



注1: 世帯一人当たり所得の[]内は、手取り賃金 (ボーナス込み年収の月額換算値) である。 2: 例えば、世帯一人当たり所得が18万円[19:7万円]となる共働き世帯 (夫婦の所得合計が36万円) や所得が18万円[19:7万円] の単身者の所得代籍は近の世帯と同じく59:35となる。

平成 37 (2005) 年度における世帯 1 人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 —平成 16 年財政再計算—

世帯一人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯一人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ注3) O マクロ経済スライドによる給付水準調整を行えば、所得代替率は低下する。たたし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、 ・定の経済成長(実質1%、名目2%程度)があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



[手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)]

注1:世帯(夫婦)の合計所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。
2:平成37(2025)年度水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。
所得代替率 = 年金月額 - 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)
3:例えば、平成16(2004)年光準で世帯ー人またり所得が18万円[19.7万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計が36万円)や所得が18万円[19.7万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく50.2%となる。

第4-8-2表 厚生年金の標準的な年金額の見通し (夫婦二人の基礎年金額を含む) -平成16年財政再計算一

生年度(平成16(2004)年	度における年齢)	平成16年度 (2004)	平成21年度 (2009)	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)
		万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
70.00 m = 6 = 15.6	* ^ / ~ ~ · · · · ·	39.3	42.5	46.6	51.3	56.9	63.1	70.0	77.7	86.2	95.7
現役男子の平均賃金(手取り)	(39.3)	(40.4)	(42.2)	(44.2)	(46.7)	(49.3)	(52.0)	(54.9)	(58.0)	(61.2)	
		23.3	23.9	23.9	24.0	24.6	(1212)	(/	(=,	(====)	(
1939年度生	(65歳)										
1333千及工	(ひつ成)	(23.3) 59.3%	(22.8) <56.3%>	(21.7) <51.3%>	(20.7) <46.8%>	(20.2) <43.2%>					
[平成16(2004)年度	F65歳到達]	(65歳)	(70歳)	〈31.3%〉 (75歳)	(80歳)	〈43.2%〉 (85歳)					
E 1 /2/10(2004)-1/3	COOK 2-1XE1	(03版)	24.4	24.4	24.5	25.1	26.4				
1944年度生	(60歳)		(23.2)	(22.1)	(21.1)	(20.6)	(20.6)				
1944年及工	(60成)			(22.1) <52.4%>	(21.1) <47.8%>	(20.6) <44.1%>	(20.6) <41.8%>				
「平成21(2009)年度	F65歳到達]		57.5% (65歳)	√32.4%ノ (70歳)	〈47.8%〉 (75歳)	(80歳)	(85歳)				
[//(2000)-1/3	KOOM EIE		(65版)					00.0			
1949年度生	(55歳)			25.2	25.3	25.9	27.2	28.6			
1343千及工	(JJ麻火)			(22.8)	(21.8)	(21.2)	(21.2)	(21.2)			
[平成26(2014)年度	F6E 华列(本)			54.0% (65歳)	<49.3%>	<45.4%>	<43.0%>	<40.8%>			
[十成20(2014)4]	E00周以上门注上]			(65威)	(70歳)	(75歳)	(80歳)	(85歳)	31.4		
1954年度生	(50歳)				26.5	27.1	28.5	29.9			
1904平反工	(30成)				(22.8)	(22.2)	(22.2)	(22.2)	(22.2)		
[平成31(2019)年度	F6E 华列(表)				51.6% (65歳)	<47.6%>	<45.1%>	<42.7%> (80歳)	<40.5%> (85歳)		
[十成31(2019)4]	E00周以上门2王」				(65威)	(70歳) 28.6	(75歳) 30.0	31.6	33.2	34.9	
1959年度生	(45歳)										
1909年長生	(40成)					(23.5)	(23.5)	(23.5)	(23.5)	(23.5)	
[平成36(2024)年度	F65华列法]					50.2%	<47.6%>	<45.1%>	<42.7%>	<40.5%>	
[十成30(2024)平度	という 成エリノ王 」					(65歳)	(70歳)	(75歳)	(80歳)	(85歳)	38.7
1964年度生	(40歳)						31.7	33.3	35.0	36.8	
1304千及工	(40成)						(24.8)	(24.8)	(24.8)	(24.8)	(24.8)
[平成41(2029)年度	F65华列法]						50.2% (65歳)	<47.6%>	<45.1%>	<42.7%>	<40.5%>
[十八年](2029)平月	という以エリ注						(50歳)	(70歳)	(75歳)	(80歳)	(85歳)

- 標準的な前提条件(将来推計人口の中位推計、平成21(2009)年度以降の物価上昇率 年率1.0%、賃金上昇率 年率2.1%、運用利回り 年率3.2%)で推移した場合の年金額等を記載した。
- ・(_)内は、各時点の名目額を物価上昇率を用いて平成16(2004)年度時点の価値に割り戻した額を記載した。

第4-8-3表 基礎年金の年金額の見通し -平成 16 年財政再計算-

生年(平成16(2004)年における年齢)	平成16年 (2004)	平成21年 (2009)	平成26年 (2014)	平成31年 (2019)	平成36年 (2024)	平成41年 (2029)	平成46年 (2034)	平成51年 (2039)	平成56年 (2044)	平成61年 (2049)
1939年生 (65歳) [平成16(2004)年65歳到達]	万円 6.6 (6.6) (65歳)	万円 6.7 (6.4) (70歳)	万円 6.7 (6.1) (75歳)	万円 6.8 (5.8) (80歳)	万円 6.9 (5.7) (85歳)	万円	万円	万円	万円	万円
1944年生 (60歳) [平成21(2009)年65歳到達]		6.9 (6.6) (65歳)	6.9 (6.3) (70歳)	6.9 (6.0) (75歳)	7.1 (5.8) (80歳)	7.5 (5.8) (85歳)				
1949年生 (55歳) [平成26(2014)年65歳到達]			7.1 (6.5) (65歳)	7.2 (6.2) (70歳)	7.3 (6.0) (75歳)	7.7 (6.0) (80歳)	8.1 (6.0) (85歳)			
1954年生 (50歳) [平成31(2019)年65歳到達]				7.5 (6.5) (65歳)	7.7 (6.3) (70歳)	8.1 (6.3) (75歳)	8.5 (6.3) (80歳)	8.9 (6.3) (85歳)		
1959年生 (45歳) [平成36(2024)年65歳到達]					8.1 (6.6) (65歳)	8.5 (6.6) (70歳)	8.9 (6.6) (75歳)	9.4 (6.6) (80歳)	9.9 (6.6) (85歳)	
1964年生 (40歳) [平成41(2029)年65歳到達]						9.0 (7.0) (65歳)	9.4 (7.0) (70歳)	9.9 (7.0) (75歳)	10.4 (7.0) (80歳)	11.0 (7.0) (85歳)

[・]標準的な前提条件(将来推計人口の中位推計、2009年度以降の物価上昇率 年率1.0%、賃金上昇率 年率2.1%、運用利回り年率3.2%)で推移した場合の年金 額等を記載した。

^{・()}内は、各時点の名目額を物価上昇率を用いて平成16年度時点の価値に割り戻した額を記載した。

財 政 見 通 し

以下では、人口及び経済の前提を基準ケースとした場合について、年金財政の 長期的な財政見通しについて解説する。

これは、7で述べた給付水準を維持した場合の給付費の推計方法及び8で述べた給付水準調整の推計を踏まえ、給付水準調整後の財政見通しを作成したものである。

1. 基礎年金給付費、基礎年金拠出金、基礎年金交付金の見通し

(1) 基礎年金給付費の見通し

基礎年金給付費の推計は、厚生年金、国民年金、各共済組合毎に算出される それぞれの被保険者期間に係る将来の基礎年金給付費を合算することにより 行っている。基礎年金給付費の将来見通しは第4-9-1表のとおりである。 なお、ここでの基礎年金給付費とは、みなし基礎年金給付費を含むもののこと である。

基礎年金給付費は、平成 17(2005)年度で 16 兆 8 千億円であるが、平成 22(2010)年度には 19 兆 8 千億円、平成 27(2015)年度には 23 兆 1 千億円と増加し、平成 52(2040)年度には 40 兆円に達するものと見通される。これは、物価上昇や賃金上昇等に伴う名目額の増加の影響が大きく反映されているものであり、平成 16 年度価格でみると、平成 22(2010)年度には 18 兆 5 千億円、平成 27(2015)年度には 19 兆 5 千億円と第一のピークを迎え、その後いったん、減少するものの再び増加、平成 52(2040)年度で 20 兆 1 千億円と第 2 のピークに達し、その後はなだらかに減少するものと見通される。

年金種別毎にみると、遺族基礎年金については2千億円程度の水準で推移している一方で、障害基礎年金は平成17(2005)年度に1兆4千億円が、平成27(2015)年度には1兆6千億円(約1.15倍)、平成52(2040)年度には2兆6千億円(約1.85倍)と増加し、老齢基礎年金は平成17(2005)年度に15兆3千億円が、平成27(2015)年度には21兆3千億円(約1.4倍)、平成52(2040)年度には37兆2千億円(約2.4倍)と増加する見通しであり、老齢基礎年金の伸びが最も大きい見通しとなっている。

(2) 基礎年金拠出金及び交付金の将来見通し

① 基礎年金拠出金の将来見通し

基礎年金給付費は、毎年度、その年度の各制度からの拠出金により賄うことにより費用負担を行っている。各制度が拠出すべき額は、基礎年金給付費のうち特別国庫負担の対象となっている額を控除したものである。

第4-9-1表 基礎年金給付費の将来見通し

4	年度	合	·計	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
平成	(西暦)	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
17 18 19 20 21	(2005) (2006) (2007) (2008) (2009)	16. 8 17. 4 17. 9 18. 6 19. 4	(16.8) (17.4) (17.8) (18.2) (18.5)	15. 3 15. 8 16. 3 17. 0 17. 7	1. 4 1. 4 1. 4 1. 4 1. 5	0. 2 0. 2 0. 2 0. 2 0. 2
22	(2010)	19. 8	(18.5)	18. 2	1. 5	0.2
27	(2015)	23. 1	(19.5)	21.3	1.6	0.2
32	(2020)	25. 2	(19.2)	23.4	1.7	0. 2
37	(2025)	27. 2	(18.7)	25. 1	1.9	0.2
42	(2030)	30. 2	(18.7)	28. 0	2. 1	0. 2
52	(2040)	40.0	(20.1)	37. 2	2.6	0.2
62	(2050)	49. 1	(20.0)	45. 7	3. 1	0.2
72	(2060)	55. 6	(18.4)	51.8	3.6	0.2
82	(2070)	61. 7	(16.6)	57. 4	4. 0	0.3
92	(2080)	68. 2	(14.9)	63. 4	4. 5	0.3
102	(2090)	75. 4	(13.4)	70. 0	5. 0	0.3
112	(2100)	83. 6	(12.1)	77. 6	5.6	0.4

⁽注1) 基礎年金給付費には、基礎年金に相当する給付とみなされる給付を含む。

基礎年金給付費の額から特別国庫負担額を控除したものが保険料・拠出 金算定対象額と呼ばれ、全制度で負担する額となる。

保険料・拠出金算定対象額は、「被保険者数の将来推計」において推計

⁽注2) 名目額である。ただし、() 内は平成16年度価格である。

された拠出金算定対象者数に応じて各制度に按分されることとなる。

被用者年金制度は、この按分額(第2号及び第3号被保険者分)を基礎年金拠出金として負担する。第1号被保険者の負担分は国民年金特別会計の中で、国民年金勘定から基礎年金勘定へ繰り入れられるものであるが、これは各被用者年金制度の基礎年金拠出金と同等の性格を持つことからここではこの繰入額も基礎年金拠出金とよぶこととしている。

第4-9-2表 基礎年金拠出金の将来見通し

	年度 (西暦)	合	·計	国民年金	厚生年金	共済組合
平成	(西暦)	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
17 18 19 20 21	(2005) (2006) (2007) (2008) (2009)	16. 3 16. 9 17. 4 18. 1 19. 0	(16.3) (16.9) (17.3) (17.7) (18.1)	3. 5 3. 9 4. 1 4. 3 4. 5	11. 1 11. 3 11. 5 12. 0 12. 6	1. 7 1. 7 1. 7 1. 8 1. 9
22	(2010)	19. 5	(18.1)	4. 5	13. 0	2.0
27	(2015)	22. 7	(19.1)	5. 3	15. 1	2.3
32	(2020)	24. 7	(18.8)	5.8	16. 5	2.4
37	(2025)	26. 6	(18.3)	6.3	17. 7	2.7
42	(2030)	29. 6	(18.3)	7. 1	19. 4	3. 0
52	(2040)	39. 0	(19.6)	9. 5	25. 4	4. 1
62	(2050)	47.8	(19.5)	11.5	31. 4	4.8
72	(2060)	54. 1	(17.9)	13. 1	35. 5	5. 4
82	(2070)	59. 9	(16.1)	14. 5	39. 3	6. 2
92	(2080)	66. 2	(14.5)	16. 0	43. 4	6.8
102	(2090)	73. 1	(13.0)	17.8	48. 0	7.4
112	(2100)	81. 2	(11.7)	19.7	53. 3	8.2

(注) 名目額である。ただし、() 内は平成16年度価格である。

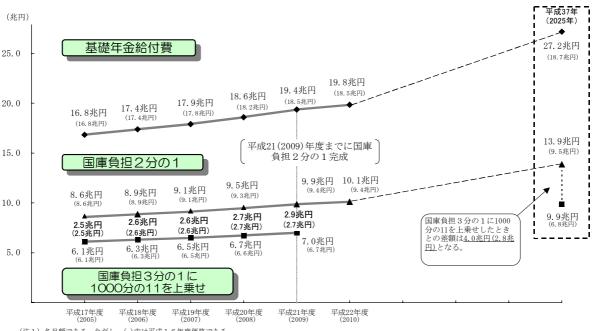
各制度の基礎年金拠出金の将来見通しは第4-9-2表のとおりである。各制度の基礎年金拠出金の分担割合には、あまり大きな変動はないも

のと見込まれる。

② 国庫負担の将来見通し

基礎年金給付費に対しては、特別国庫負担の他に基礎年金拠出金の一部が、国庫等により負担される。平成 16 年財政再計算においては、平成 17 (2005) ~20 (2008) 年度については拠出金の 3 分の 1 に 1000 分の 11 を加えた額が国庫等により負担され、平成 21 (2009) 年度から国庫負担割合が 2 分の 1 に引き上げられるという前提で財政計算を行っている。(第3章2 参照)

特別国庫負担を含めた国庫負担(地方負担分等を含む。)の額は、平成 22(2010)年度には 10 兆 1 千億円、平成 37(2025)年度には 13 兆 9 千億円と なるものと見通される(第4-9-1図)。



第4-9-1図 基礎年金国庫負担の見通し

(注1) 名目額である。ただし、()内は平成16年度価格である。 (注2) 国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

③ 基礎年金交付金の将来見通し

旧国民年金法、旧厚生年金保険法による給付のうち、費用負担上、基礎年金給付費に相当するとみなされる、いわゆる「みなし基礎年金給付費」が当分の間発生することとなるが、この給付は各制度から受給者に支給され、それに要する費用は、基礎年金勘定から各制度に基礎年金交付金として交付される。基礎年金交付金は、基礎年金制度が成熟していくまでの経

過的なものであるため、将来的には減少し、平成 72(2060)年度にはほとんどなくなるものと見通される(第4-9-3表)。

第4-9-3表 基礎年金交付金の将来見通し

4	年度	合	計	国民年金	厚生年金	共済組合
平成	(西暦)	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
17	(2005)	4. 2	(4.2)	1.8	1.8	0.5
18	(2006)	3. 9	(3.9)	1.7	1. 7	0. 5
19	(2007) (2008)	3. 6	(3.6)	1.6	1.6	0. 5 0. 4
20 21	(2008) (2009)	3. 3 3. 0	(2.9)	1. 4 1. 3	1. 4 1. 3	0.4
22	(2010)	2.8	(2.6)	1.2	1. 2	0. 4
27	(2015)	1. 5	(1.3)	0.6	0.6	0. 2
32	(2020)	0.7	(0.6)	0.3	0. 3	0.1
37	(2025)	0.3	(0.2)	0.1	0. 1	0. 1
42	(2030)	0. 1	(0.1)	0.0	0. 1	0.0
52	(2040)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0
62	(2050)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0
72	(2060)	0.0	(0.0)	0.0	0. 0	0.0

(注) 名目額である。ただし、() 内は平成16年度価格である。

④ 拠出金単価の将来見通し

基礎年金拠出金算定対象者 1 人当たりの拠出金単価 (平成 16(2004)年度価格)を国庫負担を除いた保険料相当額でみると、平成 17(2005)年度で、15,311 円であるものが、国庫負担割合が 2 分の 1 になる平成 21(2009)年度に 13,064 円となり、その後は、平成 82(2070)年度に 20,985 円と増加していくものと見通される (第 4-9-4表)。

第4-9-4表 基礎年金の財政見通し

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

(平成16(2004)年度価格)

						(16(2004)年度価格)	
			①	2	3	4	5
:	年度	糸	給付費	拠出金 算定対象額	拠出金 算定対象者数	拠出金単価 (月額)	保険料相当額 (月額)
			(名目額)			(②÷③)÷12	④×(1-国庫負担割合)
平成	(西暦)		兆円	兆円	百万人	円	円
17	(2005)	16.8	(16.8)	16. 3	58.3	23, 351	15, 311
18	(2006)	17. 4	(17.4)	16. 9	59. 1	23, 852	15, 639
19	(2007)	17.8	(17.9)	17. 3	59.3	24, 354	15, 968
20	(2008)	18. 2	(18.6)	17. 7	58.6	25, 160	16, 497
21	(2009)	18. 5	(19.4)	18. 1	57. 9	26, 129	13, 064
22	(2010)	18. 5	(19.8)	18.1	57.2	26, 407	13, 204
27	(2015)	19. 5	(23.1)	19. 1	55.7	28, 642	14, 321
32	(2020)	19. 2	(25.2)	18.8	54.6	28, 768	14, 384
37	(2025)	18. 7	(27.2)	18.3	53. 1	28, 648	14, 324
42	(2030)	18. 7	(30.2)	18. 3	50.7	30, 078	15, 039
52	(2040)	20. 1	(40.0)	19. 6	44.0	37, 121	18, 560
62	(2050)	20.0	(49.1)	19. 5	39.3	41, 382	20, 691
72	(2060)	18. 4	(55.6)	17. 9	35.7	41, 882	20, 941
82	(2070)	16. 6	(61.7)	16. 1	32. 1	41, 969	20, 985
92	(2080)	14. 9	(68.2)	14. 5	29. 2	41, 416	20, 708
102	(2090)	13. 4	(75.4)	13. 0	27. 0	40, 122	20, 061
112	(2100)	12. 1	(83.6)	11.7	25.3	38, 678	19, 339

2. 厚生年金の財政見通し

厚生年金の財政見通しを示したのが、第4-9-5表である。

我が国の公的年金は賦課方式を基本としているため、毎年度の支出は、保険料収入と国庫負担で賄うことが基本であるものの、財源が不足する場合は、積立金の運用収入が充てられ、それでも財源が不足する場合は、積立金を取り崩し充てられることとなる。すなわち、毎年度の運用収入も含めた収入が支出を上回れば、その差額が積立金に積み立てられ、逆に支出が収入を上回れば、その差額が積立金を取り崩し充当されるものである。

平成 16 年財政再計算においては、保険料水準と国庫負担割合を定めた上で、有限均衡方式により年金財政の均衡を考え、平成 112(2100)年度の積立度合が 1 になるように給付水準の調整を行うこととしている。このように給付水準調整を行った結果、年度末積立金は、平成 17(2005)年度から 21(2009)年度までは減少が続くものの、保険料率の引上げ、基礎年金の国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げ等により平成 22(2010)年度以降は、増加に転じることとなる。その後 2040 年代まで増加が続く見通しであるが、少子高齢化の進行に伴い、減少に転じ、平成112(2100)年度に積立度合が 1 となるまで減少する見通しである。

3. 国民年金の財政見通し

国民年金被保険者のうち第1号被保険者に係る財政単位である国民年金特別会計の国民年金勘定(以下単に「国民年金」という。)についての財政見通しを示したのが、第4-9-6表である。

国民年金の積立金についても厚生年金と同様、平成 17 (2005) 年度から 20 (2008) 年度までは減少が続く見通しであるものの、平成 21 (2009) 年度に増加に転じることとなる。その後 2040 年代に再び減少に転じ、平成 112 (2100) 年度に積立度合が 1 となるまで減少する見通しである。

第4-9-5表 厚生年金の財政見通し - 平成 16 年財政再計算-

最終保険料率18.3%

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2023年度
所得代替率(終了年度時点)	50.2%

年度	保険料率	収入合計			支出	合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(対総報酬)		保険料 収 入	運用収入	•	基礎年金拠 出金	差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18 (2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19 (2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20 (2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21 (2009)	15.704	36.1	24.5	4.9	36.5	12.6	-0.4	156.0	149.2	4.3
22 (2010)	16.058	37.6	25.5	4.9	37.5	13.0	0.0	156.0	145.3	4.2
27 (2015)	17.828	44.0	30.8	5.1	41.4	15.1	2.6	162.5	137.3	3.9
32 (2020)	18.30	49.2	34.8	5.8	43.3	16.5	5.9	186.3	141.8	4.2
37 (2025)	18.30	53.7	37.7	6.9	45.5	17.7	8.2	223.1	153.1	4.7
42 (2030)	18.30	58.2	40.0	8.3	49.5	19.4	8.7	266.6	164.9	5.2
52 (2040)	18.30	66.2	43.1	10.3	62.9	25.4	3.3	330.1	165.8	5.2
62 (2050)	18.30	73.5	47.2	10.6	74.8	31.4	-1.3	335.0	136.7	4.5
72 (2060)	18.30	80.6	52.8	9.9	82.9	35.5	-2.4	314.4	104.2	3.8
82 (2070)	18.30	87.0	58.4	9.0	90.8	39.3	-3.7	284.4	76.6	3.2
92 (2080)	18.30	94.2	65.0	7.6	99.6	43.4	-5.4	237.9	52.1	2.4
102 (2090)	18.30	103.6	73.9	5.7	109.8	48.0	-6.2	178.4	31.7	1.7
112 (2100)	18.30	115.1	84.8	3.7	121.5	53.3	-6.4	115.1	16.6	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

 賃金上昇率
 2.1 %

 物価上昇率
 1.0 %

 運用利回り
 3.2 %

可処分所得上昇率 2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。
- (注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第4-9-6表 国民年金の財政見通し - 平成 16 年財政再計算-

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額	収入合計	†		支出合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(16年度価格)		保険料収入	運用収入		差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18 (2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19 (2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20 (2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21 (2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22 (2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27 (2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.7	13.8	11.7	2.2
32 (2020)	16,900	7.3	3.4	0.6	6.4	0.9	17.9	13.6	2.6
37 (2025)	16,900	8.1	3.7	0.7	7.0	1.1	23.2	15.9	3.2
42 (2030)	16,900	9.2	4.0	0.9	8.0	1.2	29.2	18.1	3.5
52 (2040)	16,900	11.2	4.3	1.2	10.6	0.6	38.7	19.4	3.6
62 (2050)	16,900	13.1	4.7	1.3	13.0	0.1	42.0	17.2	3.2
72 (2060)	16,900	14.7	5.3	1.3	14.8	-0.1	41.9	13.9	2.8
82 (2070)	16,900	16.1	5.8	1.3	16.5	-0.3	39.7	10.7	2.4
92 (2080)	16,900	17.7	6.5	1.1	18.2	-0.5	35.2	7.7	2.0
102 (2090)	16,900	19.5	7.5	0.9	20.2	-0.7	29.0	5.2	1.5
112 (2100)	16,900	21.6	8.6	0.7	22.4	-0.8	21.6	3.1	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 物価上昇率 運用利回り 3.2%

可処分所得上昇率 2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

4. 永久均衡方式の下での財政見通し

平成16年の改正においては、年金財政の均衡についての考え方として、有限均衡方式によることとされたが、前回の平成11年財政再計算との比較検証をする観点から、永久均衡方式による試算結果を参考表示することとした。

永久均衡方式という財政方式は、無限の将来まで見通した一定の前提を置いて、将来にわたるすべての期間についての給付と負担を均衡させようとするものであり、現在のように将来の高齢化の見通しが高い状況の下では、運用収入を永続的に活用するために、積立金を将来にわたって相当程度高い水準に維持することとなる。今回の試算によると、第4-9-7表及び第4-9-8表のとおり平成 112 (2100) 年度における厚生年金の積立度合は 6.0、国民年金の積立度合は 4.7 となる。

第4-9-7表 厚生年金の財政見通し -永久均衡方式-

最終保険料率18.3%

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成 - 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、10(

平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2029年度
所得代替率(終了年度時点)	48.3%

年度	保険料率	収入合計			支出	合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(対総報酬)		保険料 収 入	運用収入		基礎年金拠 出金	差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18 (2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19 (2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20 (2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21 (2009)	15.704	36.1	24.5	4.9	36.5	12.6	-0.4	156.0	149.2	4.3
22 (2010)	16.058	37.6	25.5	4.9	37.5	13.0	0.0	156.0	145.3	4.2
27 (2015)	17.828	44.0	30.8	5.1	41.4	15.1	2.6	162.5	137.3	3.9
32 (2020)	18.30	49.2	34.8	5.8	43.3	16.5	5.9	186.3	141.8	4.2
37 (2025)	18.30	53.5	37.7	6.9	44.7	17.4	8.8	224.3	153.9	4.8
42 (2030)	18.30	58.0	40.0	8.5	47.7	18.5	10.3	274.5	169.8	5.5
52 (2040)	18.30	66.5	43.1	11.2	60.6	24.2	5.9	359.2	180.5	5.8
62 (2050)	18.30	74.7	47.2	12.5	72.0	29.9	2.6	397.3	162.2	5.5
72 (2060)	18.30	83.1	52.8	13.3	79.8	33.9	3.3	425.1	141.0	5.3
82 (2070)	18.30	91.6	58.4	14.5	87.4	37.4	4.3	463.9	125.0	5.3
92 (2080)	18.30	101.8	65.0	16.1	95.9	41.3	5.8	514.3	112.5	5.3
102 (2090)	18.30	115.2	73.9	18.5	105.7	45.7	9.5	590.6	105.0	5.5
112 (2100)	18.30	132.5	84.8	22.3	117.0	50.7	15.5	716.7	103.5	6.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

 賃金上昇率
 2.1 %

 物価上昇率
 1.0 %

 運用利回り
 3.2 %

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。
- (注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第4-9-8表 国民年金の財政見通し - 永久均衡方式-

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額	収入合計	†		支出合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(16年度価格)		保険料収入	運用収入		差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18 (2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19 (2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20 (2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21 (2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22 (2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27 (2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.7	13.8	11.7	2.2
32 (2020)	16,900	7.3	3.4	0.6	6.4	0.9	17.9	13.6	2.6
37 (2025)	16,900	8.1	3.7	0.7	6.9	1.2	23.3	16.0	3.2
42 (2030)	16,900	9.0	4.0	0.9	7.6	1.4	30.0	18.6	3.8
52 (2040)	16,900	11.1	4.3	1.3	10.1	1.0	42.2	21.2	4.1
62 (2050)	16,900	13.0	4.7	1.6	12.4	0.6	49.8	20.3	4.0
72 (2060)	16,900	14.8	5.3	1.8	14.1	0.7	56.1	18.6	3.9
82 (2070)	16,900	16.4	5.8	2.0	15.7	0.7	63.0	17.0	4.0
92 (2080)	16,900	18.3	6.5	2.2	17.4	1.0	71.5	15.7	4.1
102 (2090)	16,900	20.7	7.5	2.6	19.2	1.4	83.5	14.8	4.3
112 (2100)	16,900	23.5	8.6	3.2	21.3	2.2	101.6	14.7	4.7

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 物価上昇率 運用利回り 3.2%

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

9で示した厚生年金、国民年金の財政見通しは、基準的な前提の下でのものであるが、年金財政は、様々な社会・経済情勢の影響を受けるものであることから、前提を変更した場合の財政見通しをみておくことは有意義である。

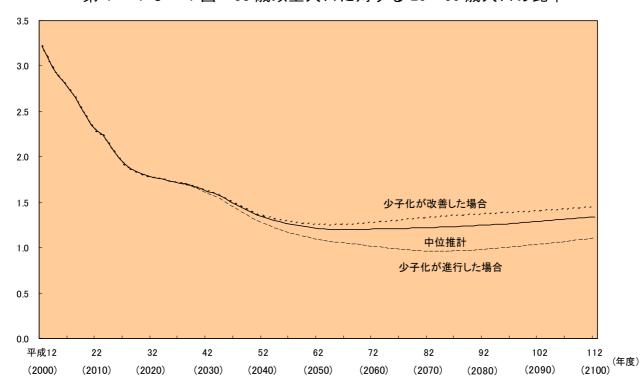
平成16年財政再計算における人口の前提は、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来推計人口(平成14年1月)」(中位推計)に基づいているが、中位推計ではなく、将来の出生率の前提を変更した少子化改善ケース及び少子化進行ケースに基づく場合についても将来推計を行った。

人口推計	合計特殊出生率(2050年)
少子化改善ケース(注)	1. 52
基準ケース (中位推計)	1. 39
少子化進行ケース(低位推計)	1. 10

(注) 少子化改善ケースは、夫婦が理想子ども数まで子どもを持つとした場合を 想定して機械的に算出したもの。

各人口推計に基づいた 65 歳以上人口に対する $20\sim60$ 歳人口の比率は第4-10-1図のとおりである。

第4-10-1図 65歳以上人口に対する20~60歳人口の比率



以下、平成 16 年改正後の制度に基づき、いくつか前提を変更し、その財政状況を見る。

1. 少子化の動向が変動した場合

少子化の動向が変動した場合の公的年金被保険者数の見通しは、少子化が改善 した場合は第4-10-1表、少子化が進行した場合は第4-10-2表のとお りである。公的年金被保険者数の動向は、ほぼ人口推計における 20 歳以上 60 歳 未満人口の動向と同様の傾向となっており、将来における少子化の動向の変動は 平成12(2000)年以降に生まれたコーホートに反映されるため、公的年金被保険 者数に差が生じるのは平成32(2020)年度前後以降となる。したがって、公的年 金被保険者数の減少率に寿命の伸びを勘案した一定率(0.3%)を加えたものを基 礎として行なわれるマクロ経済スライドによる給付水準の調整は、少子化の動向 の変動が公的年金被保険者数の差異となって現れてくる平成32(2020)年度前後 までは同じとなり、給付水準調整のスピードは少子化の動向の前提如何によらず に決まることとなる。その結果、少子化の動向が変動した場合においても、給付 と負担の均衡は、基本的には給付水準調整期間の伸縮により図られることとなる。 基礎年金及び厚生年金の受給者数の見通しは少子化が改善した場合は第4-10-3表及び第4-10-4表、少子化が進行した場合は第4-10-5表及 び第4-10-6表のとおりである。少子化の動向の変動が老齢年金の受給者数 に初めて反映されるのは平成12(2000)年生まれのコーホートが老齢年金を受給 する約60年後(2060年度前後)である。基礎年金受給者数に対する基礎年金の 被保険者数の比率には、少子化の動向の変動が被保険者推計に反映される 2020 年度以降にはじめて変化が生じ、平成112(2100)年度では、標準ケースでは1.4 であるが、少子化が改善した場合では 1.5、少子化が進行した場合では 1.2 と見 通される。

第4-10-1表 公的年金被保険者数の見通し -少子化が改善した場合-

_		公的年金	第1号	被用	者年金被倪	R 険者	第	3号被保険	:者	公的年金被保険
年	度	被保険者計	被保険者	合計	厚生年金	共済組合	合計	厚生年金	共済組合	者数の減少率
平成	(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%
17	(2005)	70.0	21.9	37.0	32.3	4.7	11.2	9.7	1.5	-0.4
18	(2006)	69.9	21.8	37.0	32.2	4.7	11.1	9.7	1.5	-0.3
19	(2007)	69.4	21.5	36.8	32.2	4.7	11.0	9.6	1.5	-0.2
20	(2008)	68.7	21.1	36.7	32.0	4.7	10.9	9.5	1.4	-0.2
21	(2009)	68.0	20.6	36.5	31.9	4.7	10.8	9.4	1.4	-0.5
22	(2010)	67.3	20.2	36.3	31.7	4.6	10.7	9.3	1.4	-0.8
27	(2015)	64.9	19.0	35.4	30.9	4.5	10.5	9.2	1.3	-0.8
32	(2020)	63.3	18.6	34.6	30.2	4.4	10.2	8.9	1.3	-0.5
37	(2025)	61.8	18.2	33.9	29.6	4.3	9.7	8.5	1.2	-0.4
42	(2030)	59.4	17.7	32.7	28.5	4.2	9.1	7.9	1.2	-0.7
52	(2040)	52.8	15.7	29.2	25.5	3.7	7.9	6.8	1.1	-1.2
62	(2050)	47.8	14.2	26.4	23.0	3.4	7.3	6.3	1.0	-0.9
72	(2060)	44.4	13.2	24.4	21.3	3.1	6.8	5.9	0.9	-0.7
82	(2070)	41.2	12.3	22.7	19.8	2.9	6.2	5.4	0.9	-0.8
92	(2080)	38.3	11.4	21.0	18.4	2.7	5.8	5.0	0.8	-0.7
102	(2090)	36.1	10.8	19.8	17.3	2.5	5.5	4.7	0.7	-0.6
112	(2100)	34.3	10.3	18.8	16.4	2.4	5.2	4.5	0.7	-0.5

⁽注1) 被保険者数は年度間平均値である。

第4-10-2表 公的年金被保険者数の見通し -少子化が進行した場合-

_	_	公的年金	第1号	被用	者年金被保	除者	第	3号被保険	渚	公的年金被保険
年	度	被保険者計	被保険者	合計	厚生年金	共済組合	合計	厚生年金	共済組合	本粉の濡小壺
平成	(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%
17	(2005)	70.0	21.9	37.0	32.3	4.7	11.2	9.7	1.5	-0.4
18	(2006)	69.9	21.8	37.0	32.2	4.7	11.1	9.7	1.5	-0.3
19	(2007)	69.4	21.5	36.8	32.2	4.7	11.0	9.6	1.5	-0.2
20	(2008)	68.7	21.1	36.7	32.0	4.7	10.9	9.5	1.4	-0.2
21	(2009)	68.0	20.6	36.5	31.9	4.7	10.8	9.4	1.4	-0.5
22	(2010)	67.3	20.2	36.3	31.7	4.6	10.7	9.3	1.4	-0.8
27	(2015)	64.9	19.0	35.4	30.9	4.5	10.5	9.2	1.3	-0.8
32	(2020)	63.3	18.6	34.6	30.2	4.4	10.2	8.9	1.3	-0.5
37	(2025)	61.5	18.0	33.8	29.5	4.3	9.7	8.5	1.2	-0.5
42	(2030)	58.5	17.1	32.3	28.1	4.1	9.1	7.8	1.2	-1.0
52	(2040)	49.5	14.3	27.6	24.1	3.5	7.6	6.6	1.1	-1.7
62	(2050)	41.9	12.2	23.3	20.3	3.0	6.5	5.6	0.8	-1.6
72	(2060)	35.7	10.4	19.9	17.3	2.5	5.4	4.7	0.7	-1.7
82	(2070)	29.9	8.6	16.7	14.5	2.1	4.6	4.0	0.6	-1.7
92	(2080)	25.8	7.5	14.3	12.5	1.8	4.0	3.4	0.5	-1.4
102	(2090)	22.8	6.7	12.6	11.0	1.6	3.5	3.0	0.5	-1.2
112	(2100)	20.5	6.0	11.3	9.9	1.4	3.1	2.7	0.4	-1.0

⁽注1) 被保険者数は年度間平均値である。

⁽注2) 公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値である。

[※] マクロ経済スライドは、この公的年金被保険者数の減少率に寿命の伸びを勘案して設定した一定率 (O. 3%) を加えたものを基礎とし、 給付水準調整を行う。

⁽注2) 公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値である。

[※] マクロ経済スライドは、この公的年金被保険者数の減少率に寿命の伸びを勘案して設定した一定率 (O. 3%) を加えたものを基礎とし、 給付水準調整を行う。

第4-10-3表 基礎年金の受給者数の見通し - 少子化が改善した場合 -

			受 給 者 数		
年 度	被保険者数	老齢	障害	遺族	1/2
	(I)	基礎年金②	基礎年金	基礎年金	0, 0
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	
17 (2005)	69.4	23.9	1.5	0.1	2.9
18 (2006)	69.3	24.8	1.5	0.1	2.8
19 (2007)	68.7	25.6	1.5	0.1	2.7
20 (2008)	68.0	26.4	1.6	0.1	2.6
21 (2009)	67.2	27.1	1.6	0.1	2.5
22 (2010)	66.6	27.6	1.6	0.1	2.4
27 (2015)	63.9	31.3	1.6	0.1	2.0
32 (2020)	62.5	32.9	1.7	0.1	1.9
37 (2025)	61.0	33.1	1.7	0.1	1.8
42 (2030)	58.6	33.3	1.8	0.1	1.8
52 (2040)	51.8	35.1	1.8	0.1	1.5
62 (2050)	47.0	34.6	1.8	0.1	1.4
72 (2060)	43.7	31.9	1.7	0.1	1.4
82 (2070)	40.5	28.6	1.5	0.1	1.4
92 (2080)	37.6	26.0	1.4	0.1	1.4
102 (2090)	35.5	24.0	1.3	0.1	1.5
112 (2100)	33.8	22.2	1.2	0.1	1.5

⁽注1)年度間平均値である。

第4-10-4表 厚生年金の受給者数の見通し - 少子化が改善した場合 -

		受給者数							
年 度	被保険者数	老齢厚	生年金	障害	遺族				
	EXPRINCE 3A	老齢相当※1	通老相当※2	厚生年金	厚生年金				
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人				
17 (2005)	32.3	10.6	8.1	0.3	4.2				
18 (2006)	32.2	11.1	8.5	0.4	4.4				
19 (2007)	32.2	11.5	9.0	0.4	4.6				
20 (2008)	32.0	12.0	9.5	0.4	4.8				
21 (2009)	31.9	12.6	9.9	0.4	5.0				
22 (2010)	31.7	13.1	10.3	0.4	5.2				
27 (2015)	30.9	14.2	11.0	0.4	6.2				
32 (2020)	30.2	13.9	10.9	0.4	7.2				
37 (2025)	29.6	13.4	10.6	0.4	8.1				
42 (2030)	28.5	13.2	10.5	0.4	8.6				
52 (2040)	25.5	14.1	11.6	0.4	9.0				
62 (2050)	23.0	14.1	11.6	0.4	8.7				
72 (2060)	21.3	12.9	10.2	0.4	8.5				
82 (2070)	19.8	11.6	8.4	0.3	7.8				
92 (2080)	18.4	10.7	7.0	0.3	6.6				
102 (2090)	17.3	10.0	6.1	0.3	5.9				
112 (2100)	16.4	9.2	5.5	0.3	5.4				

⁽注)年度間平均値である。

⁽注2)基礎年金の被保険者には、65歳以上の被用者年金の被保険者が含まれておらず、公的年金の全被保険者と異なる。

⁽注3)受給者数は「基礎年金に相当する給付」とみなされる給付の支給を受けている者を含む。

^{※1} 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の受給者の年金(経過的期間短縮を受けているものを含む。)
※2 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の受給者の年金(経過的期間短縮を受けているものを除く。)

第4-10-5表 基礎年金の受給者数の見通し - 少子化が進行した場合 -

			受 給 者 数		
年度	被保険者数	老齢	障害	遺族	1)/2
	(I)	基礎年金②	基礎年金	基礎年金	0, 0
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	
17 (2005)	69.4	23.9	1.5	0.1	2.9
18 (2006)	69.3	24.8	1.5	0.1	2.8
19 (2007)	68.7	25.6	1.5	0.1	2.7
20 (2008)	68.0	26.4	1.6	0.1	2.6
21 (2009)	67.2	27.1	1.6	0.1	2.5
22 (2010)	66.6	27.6	1.6	0.1	2.4
27 (2015)	63.9	31.3	1.6	0.1	2.0
32 (2020)	62.5	32.9	1.7	0.1	1.9
37 (2025)	60.7	33.1	1.7	0.1	1.8
42 (2030)	57.6	33.3	1.7	0.1	1.7
52 (2040)	48.5	35.1	1.7	0.1	1.4
62 (2050)	41.1	34.6	1.7	0.1	1.2
72 (2060)	35.0	31.9	1.5	0.1	1.1
82 (2070)	29.3	28.3	1.3	0.1	1.0
92 (2080)	25.3	24.1	1.1	0.1	1.0
102 (2090)	22.4	20.3	1.0	0.1	1.1
112 (2100)	20.1	17.2	0.8	0.0	1.2

⁽注1)年度間平均値である。

第4-10-6表 厚生年金の受給者数の見通し - 少子化が進行した場合 -

				者 数	
年 度	被保険者数	老齢厚	生年金	障害	遺族
		老齢相当※1	通老相当※2	厚生年金	厚生年金
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
17 (2005)	32.3	10.6	8.1	0.3	4.2
18 (2006)	32.2	11.1	8.5	0.4	4.4
19 (2007)	32.2	11.5	9.0	0.4	4.6
20 (2008)	32.0	12.0	9.5	0.4	4.8
21 (2009)	31.9	12.6	9.9	0.4	5.0
22 (2010)	31.7	13.1	10.3	0.4	5.2
27 (2015)	30.9	14.2	11.0	0.4	6.2
32 (2020)	30.2	13.9	10.9	0.4	7.2
37 (2025)	29.5	13.4	10.6	0.4	8.1
42 (2030)	28.1	13.2	10.5	0.4	8.6
52 (2040)	24.1	14.1	11.6	0.4	9.0
62 (2050)	20.3	14.1	11.6	0.4	8.7
72 (2060)	17.3	12.9	10.2	0.3	8.5
82 (2070)	14.5	11.4	8.3	0.3	7.7
92 (2080)	12.5	9.9	6.5	0.2	6.5
102 (2090)	11.0	8.4	5.2	0.2	5.4
112 (2100)	9.9	7.1	4.2	0.2	4.6

⁽注)年度間平均値である。

基準ケースでは平成35(2023)年度以降所得代替率50.2%となるところ、少子 化改善ケースでは平成32(2020)年度以降51.7%となる。また、少子化進行ケー

⁽注2)基礎年金の被保険者には、65歳以上の被用者年金の被保険者が含まれておらず、公的年金の全被保険者と異なる。

⁽注3)受給者数は「基礎年金に相当する給付」とみなされる給付の支給を受けている者を含む。

^{※1} 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の受給者の年金(経過的期間短縮を受けているものを含む。)
※2 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の受給者の年金(経過的期間短縮を受けているものを除く。)

スでは、平成 16 年改正法附則第 2 条の規定によると、所得代替率が次の財政検証までに 50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準の調整の終了について検討するとされているが、平成 36 (2024) 年度に 50%に達する。この場合、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて年金財政を均衡させる場合には、平成 43 (2031) 年度以降 46.4%となるまで調整を続ける必要があるという見通しとなっている。

人口推計	合計特殊出生率	所得代替率
少子化改善ケース	1.52	平成32(2020)年度以降 51.7%
基準ケース (中位推計)	1.39	平成35(2023)年度以降 50.2%
少子化進行ケース	1.10	(平成36(2024)年度に 50%で給付調整を終了) <平成43(2031)年度以降46.4%>(注1)

⁽注1)少子化進行ケースの< >は、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の数値。

少子化の動向が変動した場合の財政見通しは、少子化改善ケースは第4-10 - 7表及び第4-10-8表、少子化進行ケース(機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させる場合)は第4-10-9表及び第4-10-10 表である。

⁽注2)経済前提は基準ケースを使用。

第4-10-7表 厚生年金の財政見通し -少子化改善ケース-

最終保険料率18.3%

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2020年度
所得代替率(終了年度時点)	51.7%

年度	保険料率	収入合計			支出	合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(対総報酬)		保険料 収 入	運用収入		基礎年金拠 出金	差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18 (2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19 (2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20 (2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21 (2009)	15.704	36.1	24.5	4.9	36.5	12.6	-0.4	156.0	149.2	4.3
22 (2010)	16.058	37.6	25.5	4.9	37.5	13.0	0.0	156.0	145.3	4.2
27 (2015)	17.828	44.0	30.8	5.1	41.4	15.1	2.6	162.5	137.3	3.9
32 (2020)	18.30	49.3	34.8	5.8	43.6	16.7	5.6	186.0	141.6	4.1
37 (2025)	18.30	53.8	37.7	6.8	46.8	18.2	7.0	218.2	149.7	4.5
42 (2030)	18.30	58.2	40.1	7.9	50.9	20.0	7.3	255.4	157.9	4.9
52 (2040)	18.30	66.2	43.6	9.5	64.7	26.2	1.5	302.8	152.2	4.7
62 (2050)	18.30	73.9	48.5	9.2	76.9	32.4	-3.0	289.9	118.3	3.8
72 (2060)	18.30	82.1	55.6	8.1	85.3	36.7	-3.3	255.9	84.8	3.0
82 (2070)	18.30	90.7	63.3	7.2	93.6	40.6	-2.9	225.8	60.8	2.4
92 (2080)	18.30	101.1	72.1	6.2	104.4	45.6	-3.3	195.7	42.8	1.9
102 (2090)	18.30	114.6	83.6	5.1	118.0	51.9	-3.4	161.3	28.7	1.4
112 (2100)	18.30	131.3	97.7	4.2	133.9	59.0	-2.6	131.3	19.0	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

 賃金上昇率
 2.1 %

 物価上昇率
 1.0 %

 運用利回り
 3.2 %

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。
- (注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第4-10-8表 国民年金の財政見通し -少子化改善ケース-

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額	収入合計			支出合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(16年度価格)		保険料 収 入	運用収入		差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18 (2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19 (2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20 (2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21 (2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22 (2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27 (2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.7	13.8	11.7	2.2
32 (2020)	16,900	7.4	3.4	0.5	6.5	0.9	17.9	13.6	2.6
37 (2025)	16,900	8.2	3.7	0.7	7.2	1.0	22.7	15.6	3.0
42 (2030)	16,900	9.3	4.0	0.9	8.2	1.1	28.1	17.4	3.3
52 (2040)	16,900	11.4	4.4	1.1	10.9	0.5	36.1	18.1	3.3
62 (2050)	16,900	13.4	4.9	1.2	13.4	0.0	37.9	15.5	2.8
72 (2060)	16,900	15.2	5.6	1.2	15.3	-0.2	36.7	12.2	2.4
82 (2070)	16,900	16.9	6.4	1.1	17.1	-0.2	34.9	9.4	2.1
92 (2080)	16,900	18.9	7.3	1.0	19.2	-0.3	32.4	7.1	1.7
102 (2090)	16,900	21.4	8.5	0.9	21.9	-0.4	28.7	5.1	1.3
112 (2100)	16,900	24.4	10.0	0.8	24.9	-0.4	24.4	3.5	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 物価上昇率 運用利回り 3.2%

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

第4-10-9表 厚生年金の財政見通し -少子化進行ケース-

(仮に、マクロ経済スライドの適用を続けて46.4%まで給付水準調整した場合)

最終保険料率18.3%

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成

平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2031年度
所得代替率(終了年度時点)	46.4%

年度	保険料率	収入合計			支出	合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(対総報酬)		保険料 収 入	運用収入		基礎年金拠 出金	差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		兆円	兆円	
17 (2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18 (2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19 (2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20 (2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21 (2009)	15.704	36.1	24.5	4.9	36.5	12.6	-0.4	156.0	149.2	4.3
22 (2010)	16.058	37.6	25.5	4.9	37.5	13.0	0.0	156.0	145.3	4.2
27 (2015)	17.828	44.0	30.8	5.1	41.4	15.1	2.6	162.5	137.3	3.9
32 (2020)	18.30	49.2	34.8	5.8	43.3	16.5	5.9	186.3	141.8	4.2
37 (2025)	18.30	53.5	37.6	6.9	44.7	17.4	8.8	224.2	153.9	4.8
42 (2030)	18.30	57.6	39.8	8.5	46.3	18.2	11.3	276.7	171.1	5.7
52 (2040)	18.30	65.1	41.7	11.6	58.3	23.5	6.7	371.9	186.8	6.3
62 (2050)	18.30	70.9	43.6	12.9	69.2	28.9	1.8	410.4	167.5	5.9
72 (2060)	18.30	75.0	45.8	13.0	76.4	32.5	-1.4	410.9	136.3	5.4
82 (2070)	18.30	76.6	47.0	11.8	82.8	35.5	-6.2	371.1	99.9	4.6
92 (2080)	18.30	77.4	49.5	9.3	86.6	37.3	-9.1	291.1	63.7	3.5
102 (2090)	18.30	79.1	53.6	6.2	89.6	38.6	-10.5	191.7	34.1	2.3
112 (2100)	18.30	81.9	59.0	2.8	93.2	40.3	-11.3	81.9	11.8	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

賃金上昇率2.1 %物価上昇率1.0 %運用利回り3.2 %

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。
- (注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第4-10-10表 国民年金の財政見通し -少子化進行ケース-

(仮に、マクロ経済スライドの適用を続けて46.4%まで給付水準調整した場合)

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額	収入合計			支出合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(16年度価格)		保険料 収 入	運用収入		差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18 (2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19 (2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20 (2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21 (2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22 (2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27 (2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.7	13.8	11.7	2.2
32 (2020)	16,900	7.3	3.4	0.6	6.4	0.9	17.9	13.6	2.6
37 (2025)	16,900	8.0	3.7	0.7	6.9	1.2	23.3	16.0	3.2
42 (2030)	16,900	8.8	3.9	0.9	7.4	1.4	30.0	18.5	3.9
52 (2040)	16,900	10.6	4.1	1.3	9.7	0.9	42.2	21.2	4.3
62 (2050)	16,900	12.3	4.3	1.5	11.9	0.4	48.3	19.7	4.0
72 (2060)	16,900	13.5	4.5	1.6	13.6	-0.1	49.5	16.4	3.7
82 (2070)	16,900	14.2	4.6	1.4	14.8	-0.6	45.4	12.2	3.1
92 (2080)	16,900	14.6	4.9	1.2	15.6	-0.9	37.1	8.1	2.4
102 (2090)	16,900	15.1	5.4	0.9	16.2	-1.1	27.0	4.8	1.7
112 (2100)	16,900	15.7	5.9	0.5	16.8	-1.2	15.7	2.3	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 物価上昇率 運用利回り 2.1 % 1.0 % 3.2 %

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

2. 経済の動向が変動した場合

経済前提を変更した場合の所得代替率への影響は、基準ケースでは平成35 (2023) 年度以降50.2%となるところ、経済好転ケースでは、平成35 (2023) 年度以降50.9%と見込まれている。また、経済悪化ケースでは、改正法附則第2条の規定によると、所得代替率が次の財政検証までに50%を下回ることが見込まれる場合には、給付水準の調整の終了について検討することとされており、平成36 (2024) 年度に50%に達する。この場合、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させる場合には、平成39 (2027) 年度以降49.2%となるまで調整を続ける必要があるという見通しとなっている。

経済前提	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り	所得代替率
経済好転 ケース	1.0%	2.5%	3.3%	平成35(2023)年度以降 50.9%
基準ケース	1.0%	2.1%	3.2%	平成35(2023)年度以降 50.2%
経済悪化ケース	1.0%	1.8%	3.1%	(平成36(2024)年度に50%で 給付調整を終了) 〈平成39(2027)年度以降 49.2%>(注1)

- (注1)経済悪化ケースの〈〉は、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡 させた場合の数値。
- (注2)人口推計は中位推計を使用。
- (注3)平成21(2009)年度以降の経済前提である。平成20(2008)年度までの経済前提はいずれも「改革と展望-2003年度改定-」に準拠。

経済前提を変更した場合の財政見通しは、経済好転ケースは第4-10-11表及び第4-10-12表、経済悪化ケース(機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させる場合)は第4-10-13表及び第4-10-14表である。

第4-10-11表 厚生年金の財政見通し -経済好転ケース-

最終保険料率18.3%

国庫負担: 平成21(2009)年度2分の1完成 - 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分

平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2023年度
所得代替率(終了年度時点)	50.9%

年度	保険料率	収入合計			支出	合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(対総報酬)		保険料 収 入	運用収入		基礎年金 拠 出 金	差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円		兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18 (2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19 (2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20 (2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21 (2009)	15.704	36.3	24.6	5.1	36.5	12.6	-0.2	156.1	149.4	4.3
22 (2010)	16.058	37.9	25.6	5.1	37.5	13.0	0.3	156.5	145.8	4.2
27 (2015)	17.828	45.0	31.6	5.3	41.6	15.2	3.5	166.1	138.7	3.9
32 (2020)	18.30	51.4	36.4	6.3	44.0	16.8	7.3	196.2	144.8	4.3
37 (2025)	18.30	57.2	40.2	7.6	47.4	18.1	9.7	240.3	156.7	4.9
42 (2030)	18.30	63.2	43.5	9.3	52.7	20.4	10.6	292.9	168.8	5.4
52 (2040)	18.30	74.8	48.7	12.1	70.0	27.9	4.8	374.1	168.5	5.3
62 (2050)	18.30	86.1	55.5	12.7	86.4	35.8	-0.3	390.9	137.5	4.5
72 (2060)	18.30	98.0	64.6	12.3	99.6	42.1	-1.6	379.0	104.2	3.8
82 (2070)	18.30	110.0	74.2	11.5	113.6	48.4	-3.6	352.9	75.8	3.1
92 (2080)	18.30	123.7	85.9	10.0	129.6	55.6	-5.9	303.6	50.9	2.4
102 (2090)	18.30	141.3	101.5	7.8	148.4	64.0	-7.1	236.4	31.0	1.6
112 (2100)	18.30	163.5	121.2	5.4	170.9	73.8	-7.4	163.5	16.7	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

 賃金上昇率
 2.5 %

 物価上昇率
 1.0 %

 運用利回り
 3.3 %

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。
- (注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第4-10-12表 国民年金の財政見通し -経済好転ケース-

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額	収入合計			支出合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(16年度価格)		保険料 収 入	運用収入		差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18 (2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19 (2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20 (2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21 (2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22 (2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27 (2015)	16,380	6.6	3.1	0.4	5.9	0.7	14.0	11.7	2.2
32 (2020)	16,900	7.5	3.5	0.6	6.5	1.0	18.4	13.6	2.7
37 (2025)	16,900	8.5	3.9	0.8	7.2	1.3	24.4	15.9	3.2
42 (2030)	16,900	9.8	4.3	1.0	8.3	1.4	31.3	18.1	3.6
52 (2040)	16,900	12.5	4.8	1.4	11.6	0.8	42.9	19.3	3.6
62 (2050)	16,900	15.1	5.5	1.6	14.8	0.3	48.1	16.9	3.2
72 (2060)	16,900	17.6	6.4	1.6	17.6	0.0	49.6	13.6	2.8
82 (2070)	16,900	20.1	7.3	1.6	20.3	-0.2	48.5	10.4	2.4
92 (2080)	16,900	22.8	8.5	1.5	23.4	-0.5	44.5	7.5	1.9
102 (2090)	16,900	26.2	10.2	1.2	26.9	-0.7	38.1	5.0	1.4
112 (2100)	16,900	30.2	12.1	1.0	31.1	-0.8	30.2	3.1	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率2.5 %物価上昇率1.0 %運用利回り3.3 %

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

第4-10-13表 厚生年金の財政見通し 一経済悪化ケース-

(仮に、マクロ経済スライドの適用を続けて49.2%まで給付水準調整した場合)

最終保険料率18.3%

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成

平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2027年度
所得代替率(終了年度時点)	49.2%

年度	保険料率	収入合計			支出	合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(対総報酬)		保険料 収 入	運用収入		基礎年金拠 出金	差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18 (2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19 (2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20 (2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21 (2009)	15.704	35.9	24.5	4.8	36.5	12.6	-0.6	155.8	149.1	4.3
22 (2010)	16.058	37.3	25.4	4.8	37.5	13.0	-0.2	155.5	144.9	4.1
27 (2015)	17.828	43.1	30.2	4.8	41.2	15.1	1.9	159.5	135.9	3.8
32 (2020)	18.30	47.6	33.6	5.4	42.9	16.4	4.7	178.3	139.0	4.0
37 (2025)	18.30	51.0	35.9	6.3	44.1	17.2	6.9	208.4	148.6	4.6
42 (2030)	18.30	54.5	37.6	7.4	47.0	18.7	7.5	246.2	160.5	5.1
52 (2040)	18.30	60.2	39.3	9.1	57.9	23.7	2.3	297.9	162.5	5.1
62 (2050)	18.30	65.1	41.8	9.1	66.9	28.4	-1.8	296.0	135.1	4.5
72 (2060)	18.30	69.4	45.4	8.3	72.1	31.3	-2.7	271.2	103.5	3.8
82 (2070)	18.30	72.9	48.7	7.4	76.5	33.5	-3.7	239.4	76.5	3.2
92 (2080)	18.30	76.7	52.7	6.1	81.5	35.9	-4.8	196.3	52.5	2.5
102 (2090)	18.30	81.9	58.1	4.5	87.4	38.6	-5.4	143.8	32.2	1.7
112 (2100)	18.30	88.4	64.8	2.8	94.0	41.6	-5.6	88.4	16.5	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

 賃金上昇率
 1.8 %

 物価上昇率
 1.0 %

 運用利回り
 3.1 %

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。
- (注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第4-10-14表 国民年金の財政見通し -経済悪化ケース-

(仮に、マクロ経済スライドの適用を続けて49.2%まで給付水準調整した場合)

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額	収入合計			支出合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(16年度価格)		保険料 収 入	運用収入		差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18 (2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19 (2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20 (2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21 (2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22 (2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	10.9	10.2	2.1
27 (2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.6	13.7	11.7	2.2
32 (2020)	16,900	7.2	3.3	0.5	6.4	0.8	17.5	13.6	2.6
37 (2025)	16,900	7.8	3.6	0.7	6.8	1.0	22.3	15.9	3.1
42 (2030)	16,900	8.7	3.8	0.8	7.6	1.1	27.7	18.1	3.5
52 (2040)	16,900	10.4	4.0	1.1	9.9	0.5	35.8	19.5	3.6
62 (2050)	16,900	11.8	4.2	1.2	11.7	0.0	38.0	17.3	3.2
72 (2060)	16,900	12.9	4.6	1.1	13.1	-0.2	36.9	14.1	2.8
82 (2070)	16,900	13.7	4.9	1.0	14.0	-0.4	34.1	10.9	2.5
92 (2080)	16,900	14.6	5.4	0.9	15.1	-0.5	29.5	7.9	2.0
102 (2090)	16,900	15.6	6.0	0.7	16.2	-0.6	23.6	5.3	1.5
112 (2100)	16,900	16.8	6.6	0.5	17.5	-0.7	16.8	3.1	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 1.8 % 物価上昇率 1.0 % 運用利回り 3.1 %

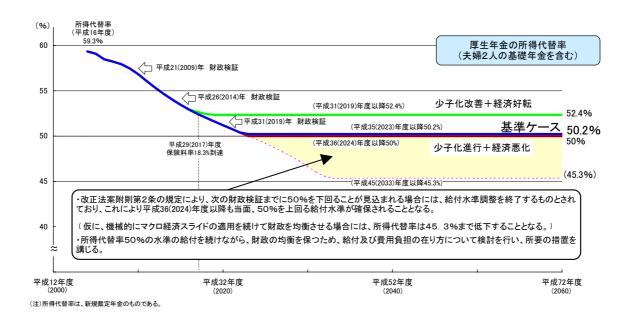
- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

3. 少子化・経済の動向が変動した場合

人口・経済の動向を同時に変更した場合の試算について解説する。少子化改善・経済好転ケースでは、所得代替率は平成 31 (2019) 年度以降 52.4%と見込んでいる。少子化進行・経済悪化ケースでは、改正法附則第 2 条の規定によると、所得代替率が次の財政検証までに 50%を下回ることが見込まれる場合には、給付水準の調整の終了について検討することされており、平成 36 (2024) 年度に 50%に達する。この場合、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させる場合には、平成 45 (2033) 年度以降 45.3%となるまで調整を続ける必要があるという見通しとなっている (第 4-10-2 図)。

財政見通しは、少子化改善・経済好転ケースは第4-10-15表及び第4-10-16表、少子化進行・経済悪化ケース(機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させる場合)は第4-10-17表及び第4-10-18表である。

第4-10-2図 社会・経済状況が変動した場合の所得代替率の見通し - 平成 16 年財政再計算-



第4-10-15表 厚生年金の財政見通し -少子化改善+経済好転ケース-

最終保険料率18.3%

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2019年度
所得代替率(終了年度時点)	52.4%

年度	保険料率	収入合計			支出	合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(対総報酬)		保険料 収 入	運用収入		基礎年金拠 出金	差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18 (2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19 (2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20 (2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21 (2009)	15.704	36.3	24.6	5.1	36.5	12.6	-0.2	156.1	149.4	4.3
22 (2010)	16.058	37.9	25.6	5.1	37.5	13.0	0.3	156.5	145.8	4.2
27 (2015)	17.828	45.0	31.6	5.3	41.6	15.2	3.5	166.1	138.7	3.9
32 (2020)	18.30	51.4	36.4	6.2	44.9	17.0	6.5	194.2	143.3	4.2
37 (2025)	18.30	57.2	40.2	7.4	48.8	18.7	8.4	232.5	151.7	4.6
42 (2030)	18.30	63.2	43.6	8.9	54.2	21.0	9.0	277.7	160.1	5.0
52 (2040)	18.30	74.6	49.2	11.0	72.0	28.7	2.6	339.7	153.0	4.7
62 (2050)	18.30	86.4	57.1	10.9	89.0	36.9	-2.5	334.2	117.6	3.8
72 (2060)	18.30	99.7	68.0	9.9	102.6	43.5	-2.9	304.0	83.6	3.0
82 (2070)	18.30	114.5	80.4	9.0	117.3	50.2	-2.8	276.0	59.3	2.4
92 (2080)	18.30	132.7	95.4	8.1	136.0	58.6	-3.3	246.4	41.3	1.8
102 (2090)	18.30	156.5	114.9	6.9	159.7	69.2	-3.3	212.3	27.8	1.3
112 (2100)	18.30	186.7	139.6	6.1	188.5	81.9	-1.8	186.7	19.1	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

賃金上昇率2.5 %物価上昇率1.0 %運用利回り3.3 %

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。
- (注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第4-10-16表 国民年金の財政見通し -少子化改善+経済好転ケースー

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額	収入合計			支出合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(16年度価格)		保険料 収 入	運用収入		差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18 (2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19 (2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20 (2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21 (2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22 (2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27 (2015)	16,380	6.6	3.1	0.4	5.9	0.7	14.0	11.7	2.2
32 (2020)	16,900	7.6	3.5	0.6	6.6	1.0	18.4	13.6	2.6
37 (2025)	16,900	8.6	3.9	0.8	7.4	1.2	23.9	15.6	3.1
42 (2030)	16,900	9.9	4.3	1.0	8.6	1.3	30.1	17.4	3.3
52 (2040)	16,900	12.7	4.9	1.3	12.0	0.7	40.0	18.0	3.3
62 (2050)	16,900	15.4	5.7	1.4	15.3	0.1	43.2	15.2	2.8
72 (2060)	16,900	18.1	6.8	1.4	18.2	0.0	43.3	11.9	2.4
82 (2070)	16,900	21.0	8.0	1.4	21.1	-0.1	42.5	9.1	2.0
92 (2080)	16,900	24.5	9.6	1.3	24.7	-0.2	40.8	6.8	1.7
102 (2090)	16,900	28.8	11.6	1.2	29.2	-0.3	37.8	5.0	1.3
112 (2100)	16,900	34.2	14.1	1.1	34.6	-0.4	34.2	3.5	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 物価上昇率 運用利回り 2.5 % 1.0 % 3.3 %

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

第4-10-17表 厚生年金の財政見通し -少子化進行+経済悪化ケース-

(仮に、マクロ経済スライドの適用を続けて 45.3%まで給付水準調整した場合)

最終保険料率18.3%

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成

平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2033年度
所得代替率(終了年度時点)	45.3%

年度	保険料率	収入合計			支出	合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(対総報酬)		保険料 収 入	運用収入		基礎年金拠 出金	差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18 (2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19 (2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20 (2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21 (2009)	15.704	35.9	24.5	4.8	36.5	12.6	-0.6	155.8	149.1	4.3
22 (2010)	16.058	37.3	25.4	4.8	37.5	13.0	-0.2	155.5	144.9	4.1
27 (2015)	17.828	43.1	30.2	4.8	41.2	15.1	1.9	159.5	135.9	3.8
32 (2020)	18.30	47.6	33.6	5.4	42.9	16.4	4.7	178.3	139.0	4.0
37 (2025)	18.30	50.9	35.8	6.3	43.9	17.0	7.0	208.4	148.6	4.6
42 (2030)	18.30	53.8	37.3	7.5	44.9	17.7	8.9	250.0	163.0	5.4
52 (2040)	18.30	58.9	38.0	9.9	53.8	21.9	5.1	327.0	178.4	6.0
62 (2050)	18.30	62.4	38.6	10.8	61.7	26.2	0.7	352.6	160.9	5.7
72 (2060)	18.30	64.2	39.3	10.6	66.2	28.6	-2.0	344.6	131.6	5.2
82 (2070)	18.30	63.8	39.3	9.4	69.5	30.3	-5.7	304.1	97.2	4.5
92 (2080)	18.30	62.8	40.1	7.3	70.6	30.9	-7.8	233.8	62.5	3.4
102 (2090)	18.30	62.5	42.2	4.7	71.1	31.1	-8.6	150.9	33.8	2.2
112 (2100)	18.30	62.9	45.1	2.1	71.8	31.5	-8.9	62.9	11.8	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

 賃金上昇率
 1.8 %

 物価上昇率
 1.0 %

 運用利回り
 3.1 %

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。
- (注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第4-10-18表 国民年金の財政見通し -少子化進行+経済悪化ケース-

(仮に、マクロ経済スライドの適用を続けて 45.3%まで給付水準調整した場合)

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額	収入合計			支出合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(16年度価格)		保険料 収 入	運用収入		差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18 (2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19 (2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20 (2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21 (2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22 (2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	10.9	10.2	2.1
27 (2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.6	13.7	11.7	2.2
32 (2020)	16,900	7.2	3.3	0.5	6.4	0.8	17.5	13.6	2.6
37 (2025)	16,900	7.8	3.5	0.7	6.7	1.1	22.3	15.9	3.2
42 (2030)	16,900	8.4	3.7	0.8	7.2	1.2	28.2	18.4	3.8
52 (2040)	16,900	9.8	3.8	1.2	9.0	0.8	38.7	21.1	4.2
62 (2050)	16,900	11.0	3.8	1.3	10.8	0.2	43.2	19.7	4.0
72 (2060)	16,900	11.8	3.9	1.3	12.0	-0.2	43.2	16.5	3.6
82 (2070)	16,900	12.0	3.9	1.2	12.6	-0.6	38.7	12.4	3.1
92 (2080)	16,900	12.1	4.0	1.0	12.9	-0.9	30.9	8.3	2.5
102 (2090)	16,900	12.1	4.3	0.7	13.0	-0.9	21.9	4.9	1.7
112 (2100)	16,900	12.2	4.6	0.4	13.2	-1.0	12.2	2.3	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 1.8 % 物価上昇率 1.0 % 運用利回り 3.1 %

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

4. 社会・経済の動向が悪化した場合 (給付水準の下限で給付水準調整を終了した場合)

社会・経済状況が基準ケースの前提より悪化した場合、おおむね 100 年間を視野に入れ年金財政が均衡するまで機械的にマクロ経済スライドの適用を続けると、給付水準の下限として定めた所得代替率 50%を下回ることとなる。

平成16年年金改正法の附則第2条において、次の財政検証までの間に給付水準の下限を下回ることが見込まれる場合には、給付水準調整の終了等について検討を行い、併せて、給付と負担の在り方について検討を行い所要の措置を講ずるものとされている。しかしながら、この所要の措置は、現時点で定まっていないため将来見通しに織り込むことはできず、給付水準の下限に到達するケースについては、機械的な仮定を置いた推計となる。

第4-10-19表は、社会経済状況が悪化した場合、機械的に所得代替率 50%で給付水準調整を終了した場合、厚生年金及び国民年金の積立金がいつ枯渇 するかを示したものである。すなわち、これは、所得代替率 50%の給付水準を維持することができなくなる年度を示したものである。なお、少子化進行及び経済 悪化の前提は、1.~~3.~と同じとしている。

また、それぞれのケースにおける財政見通しは、経済悪化ケース(50%で給付水準調整を終了した場合)は第4-10-20表及び第4-10-21表、少子化進行ケース(50%で給付水準調整を終了した場合)は第4-10-22表及び第4-10-23表、少子化進行・経済悪化ケース(50%で給付水準調整を終了した場合)は第4-10-23表及び第4-10-25表である。

第4-10-19表 社会・経済状況が悪化し、機械的に所得代替率 50%で 給付水準調整を終了した場合の積立金枯渇年度

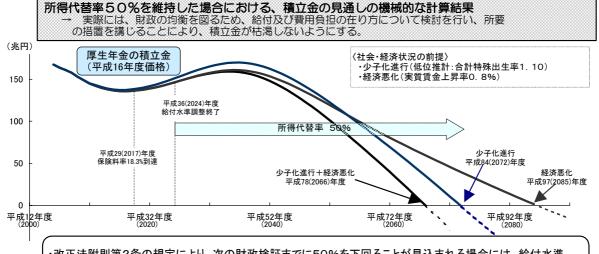
[厚生年金]

	積立金枯渇年度
経済悪化ケース	平成 97 (2085) 年度
少子化進行ケース	平成 84 (2072) 年度
少子化進行+経済悪化ケース	平成 78 (2066) 年度

[国民年金]

	積立金枯渇年度
経済悪化ケース	平成 112(2100)年度まで積立金枯渇せず。
	[平成 112(2100)年度の積立度合0.6]
少子化進行ケース	平成 87 (2075) 年度
少子化進行+経済悪化ケース	平成 84 (2072) 年度

第4-10-3図 社会・経済状況が悪化し、機械的に所得代替率 50%で 給付水準調整を終了した場合の厚生年金の積立金の推移



- ・改正法附則第2条の規定により、次の財政検証までに50%を下回ることが見込まれる場合には、給付水準調整を終了するものとされており、これにより平成36(2024)年度以降も当面、50%を上回る給付水準が確保されることとなる。
- ・所得代替率50%の水準の給付を続けながら、財政の均衡を保つため、給付及び費用負担の在り方について 検討を行い、所要の措置を講じる。

第4-10-20表 厚生年金の財政見通し -経済悪化ケース-

(50%で給付水準調整を終了した場合)

最終保険料率18.3%

国庫負担: 平成21(2009)年度2分の1完成

平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2024年度
所得代替率(終了年度時点)	50.0%

年度	保険料率	収入合計			支出	合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(対総報酬)		保険料 収 入	運用収入		基礎年金 拠 出 金	差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18 (2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19 (2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20 (2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21 (2009)	15.704	35.9	24.5	4.8	36.5	12.6	-0.6	155.8	149.1	4.3
22 (2010)	16.058	37.3	25.4	4.8	37.5	13.0	-0.2	155.5	144.9	4.1
27 (2015)	17.828	43.1	30.2	4.8	41.2	15.1	1.9	159.5	135.9	3.8
32 (2020)	18.30	47.6	33.6	5.4	42.9	16.4	4.7	178.3	139.0	4.0
37 (2025)	18.30	51.1	35.9	6.2	44.5	17.3	6.5	207.8	148.2	4.5
42 (2030)	18.30	54.4	37.6	7.3	47.9	18.8	6.6	241.7	157.6	4.9
52 (2040)	18.30	59.8	39.3	8.6	59.0	23.8	0.9	281.6	153.6	4.8
62 (2050)	18.30	64.1	41.8	8.0	68.1	28.6	-3.9	261.6	119.4	3.9
72 (2060)	18.30	67.7	45.4	6.5	73.4	31.5	-5.7	211.0	80.6	3.0
82 (2070)	18.30	70.1	48.7	4.5	77.9	33.7	-7.8	143.4	45.8	1.9
92 (2080)	18.30	72.4	52.7	1.7	83.0	36.1	-10.5	50.8	13.6	0.7
96 (2084)	18.30	73.6	54.7	0.4	85.3	37.2	-11.7	5.8	1.4	0.2
97 (2085)	18.30	74.0	55.2	0.0	85.9	37.5	-11.9	-6.1	_	_

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

賃金上昇率1.8 %物価上昇率1.0 %運用利回り3.1 %

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。
- (注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第4-10-21表 国民年金の財政見通し -経済悪化ケース-

(50%で給付水準調整を終了した場合)

最終保険料16.900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額	収入合計			支出合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(16年度価格)		保険料 収 入	運用収入		差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18 (2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19 (2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20 (2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21 (2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22 (2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	10.9	10.2	2.1
27 (2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.6	13.7	11.7	2.2
32 (2020)	16,900	7.2	3.3	0.5	6.4	0.8	17.5	13.6	2.6
37 (2025)	16,900	7.9	3.6	0.7	6.8	1.0	22.3	15.9	3.1
42 (2030)	16,900	8.7	3.8	0.8	7.7	1.0	27.6	18.0	3.5
52 (2040)	16,900	10.4	4.0	1.1	9.9	0.5	35.3	19.3	3.5
62 (2050)	16,900	11.8	4.2	1.1	11.8	0.0	37.1	16.9	3.1
72 (2060)	16,900	12.9	4.6	1.1	13.1	-0.3	35.3	13.5	2.7
82 (2070)	16,900	13.6	4.9	1.0	14.1	-0.5	31.6	10.1	2.3
92 (2080)	16,900	14.5	5.4	0.8	15.2	-0.7	25.7	6.9	1.7
102 (2090)	16,900	15.5	6.0	0.6	16.3	-0.8	18.0	4.0	1.2
112 (2100)	16,900	16.6	6.6	0.3	17.6	-1.0	8.7	1.6	0.6

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 1.8 % 物価上昇率 1.0 % 運用利回り 3.1 %

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

第4-10-22表 厚生年金の財政見通し -少子化進行ケース-

(50%で給付水準調整を終了した場合)

最終保険料率18.3%

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成

平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2024年度
所得代替率(終了年度時点)	50.0%

年度	保険料率	収入合計			支出	合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(対総報酬)		保険料 収 入	運用収入		基礎年金 拠 出 金		積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18 (2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19 (2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20 (2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21 (2009)	15.704	36.1	24.5	4.9	36.5	12.6	-0.4	156.0	149.2	4.3
22 (2010)	16.058	37.6	25.5	4.9	37.5	13.0	0.0	156.0	145.3	4.2
27 (2015)	17.828	44.0	30.8	5.1	41.4	15.1	2.6	162.5	137.3	3.9
32 (2020)	18.30	49.2	34.8	5.8	43.3	16.5	5.9	186.3	141.8	4.2
37 (2025)	18.30	53.6	37.6	6.9	45.3	17.6	8. 3	223.5	153.3	4.7
42 (2030)	18.30	57.9	39.8	8.3	49.3	19.4	8.6	267.1	165.2	5.2
52 (2040)	18.30	64.6	41.7	10.2	62.7	25.4	1.9	323.7	162.7	5.1
62 (2050)	18.30	68.8	43.6	9.6	74.4	31.2	-5.6	300.3	122.6	4.1
72 (2060)	18.30	70.1	45.8	6.8	82.2	35.2	-12.1	209.4	69.4	2.7
82 (2070)	18.30	67.8	47.0	1.6	89.1	38.4	-21.3	39.6	10.7	0.7
83 (2071)	18.30	67.4	47.2	0.9	89.6	38.7	-22.2	17.4	4.6	0.4
84 (2072)	18.30	67.0	47.4	0.2	90.1	38.9	-23.1	-5.7	_	_

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

 賃金上昇率
 2.1 %

 物価上昇率
 1.0 %

 運用利回り
 3.2 %

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。
- (注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第4-10-23表 国民年金の財政見通し -少子化進行ケース-

(50%で給付水準調整を終了した場合)

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額	収入合計			支出合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(16年度価格)		保険料 収 入	運用収入		差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18 (2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19 (2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20 (2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21 (2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22 (2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27 (2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.7	13.8	11.7	2.2
32 (2020)	16,900	7.3	3.4	0.6	6.4	0.9	17.9	13.6	2.6
37 (2025)	16,900	8.1	3.7	0.7	7.0	1.1	23.2	15.9	3.2
42 (2030)	16,900	9.0	3.9	0.9	7.9	1.2	29.1	18.0	3.6
52 (2040)	16,900	10.9	4.1	1.2	10.4	0.4	37.5	18.8	3.5
62 (2050)	16,900	12.4	4.3	1.2	12.8	-0.4	37.2	15.2	2.9
72 (2060)	16,900	13.4	4.5	0.9	14.7	-1.2	28.7	9.5	2.0
82 (2070)	16,900	13.8	4.6	0.4	16.0	-2.3	10.8	2.9	0.8
86 (2074)	16,900	13.8	4.7	0.1	16.4	-2.6	0.8	0.2	0.2
87 (2075)	16,900	13.7	4.7	0.0	16.5	-2.7	-1.9	-	_

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率2.1 %物価上昇率1.0 %運用利回り3.2 %

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

第4-10-24表 厚生年金の財政見通し -少子化進行+経済悪化ケース-

(50%で給付水準調整を終了した場合)

最終保険料率18.3%

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成

平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2024年度
所得代替率(終了年度時点)	50.0%

年度 保険料率		収入合計			支出合計		収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(対総報酬)		保険料 収 入	運用収入	•	基礎年金 拠 出 金	差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円		兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18 (2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19 (2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20 (2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21 (2009)	15.704	35.9	24.5	4.8	36.5	12.6	-0.6	155.8	149.1	4.3
22 (2010)	16.058	37.3	25.4	4.8	37.5	13.0	-0.2	155.5	144.9	4.1
27 (2015)	17.828	43.1	30.2	4.8	41.2	15.1	1.9	159.5	135.9	3.8
32 (2020)	18.30	47.6	33.6	5.4	42.9	16.4	4.7	178.3	139.0	4.0
37 (2025)	18.30	51.0	35.8	6.2	44.5	17.3	6.5	207.7	148.1	4.5
42 (2030)	18.30	54.2	37.3	7.3	47.9	18.8	6.3	240.7	157.0	4.9
52 (2040)	18.30	58.3	38.0	8.3	59.0	23.8	-0.7	271.5	148.1	4.6
62 (2050)	18.30	59.8	38.6	6.9	68.0	28.5	-8.2	222.1	101.4	3.4
72 (2060)	18.30	58.4	39.3	3.4	73.2	31.3	-14.8	104.6	39.9	1.6
77 (2065)	18.30	56.3	39.3	0.9	75.2	32.3	-18.9	18.7	6.5	0.5
78 (2066)	18.30	55.8	39.3	0.3	75.6	32.5	-19.8	-1.1	_	_

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

賃金上昇率 1.8 % 物価上昇率 1.0 % 運用利回り 3.1 %

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。
- (注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第4-10-25表 国民年金の財政見通し -少子化進行+経済悪化ケース-(50%で給付水準調整を終了した場合)

最終保険料16.900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額	収入合計			支出合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(16年度価格)		保険料 収 入	運用収入		差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18 (2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19 (2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20 (2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21 (2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22 (2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	10.9	10.2	2.1
27 (2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.6	13.7	11.7	2.2
32 (2020)	16,900	7.2	3.3	0.5	6.4	0.8	17.5	13.6	2.6
37 (2025)	16,900	7.8	3.5	0.7	6.8	1.0	22.3	15.9	3.1
42 (2030)	16,900	8.6	3.7	0.8	7.6	1.0	27.4	17.9	3.5
52 (2040)	16,900	10.1	3.8	1.0	9.8	0.3	33.9	18.5	3.4
62 (2050)	16,900	11.2	3.8	1.0	11.7	-0.6	32.0	14.6	2.8
72 (2060)	16,900	11.7	3.9	0.7	13.0	-1.3	22.4	8.5	1.8
82 (2070)	16,900	11.6	3.9	0.2	13.8	-2.2	4.4	1.4	0.5
83 (2071)	16,900	11.6	3.9	0.1	13.8	-2.3	2.2	0.7	0.3
84 (2072)	16,900	11.5	3.9	0.0	13.9	-2.3	-0.2	_	-

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 1.8 % 物価上昇率 1.0 % 運用利回り 3.1 %

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

第5章 その他のトピックス

- 1 世代別の給付と負担の関係
- 2 給付と財源の内訳 (バランスシート)
- 3 旧三公社共済組合統合に伴う支援額

世代別の給付と負担の関係

1. 世代間の給付と負担の関係を見る上での背景

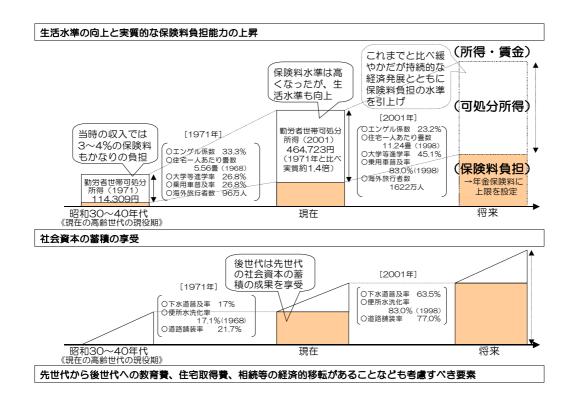
公的年金に対し、若い世代を中心として、「保険料を払った分が戻ってこないので払い損」との意見がある。

公的年金制度は、「世代間扶養」の仕組みの下で実施されている社会保障制度であり、個人や世代の間の損得といった性格のものではないが、一定の前提をおいて、各世代がどの程度保険料を負担し、どの程度給付を受け取ることになるのかを、昭和10(1935)年生まれ以降の世代について比較してみた。

その結果を見ると、世代によって負担と給付の関係に差が生じているが、そこで現在の受給者世代で倍率が高くなっているのは、

- ① 戦後の経済混乱の中で、負担能力に見合った低い保険料からスタートし、 その後、保険料を段階的に引き上げることにより長期的な給付と負担の均 衝を図ってきたこと
- ② その後の経済発展の中で、物価や賃金の上昇に応じた給付改善を後代の 負担で行ってきたこと

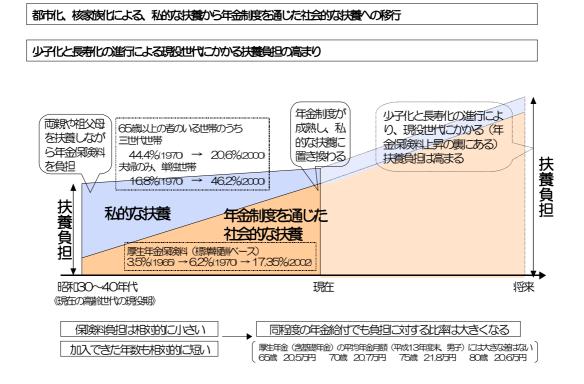
などの要因によるものである。



年金制度における世代間の給付と負担の関係を見るにあたっては、

- ① 都市化、核家族化による、私的な扶養から公的年金制度を通じた社会的 な扶養への移行
- ② 少子化と長寿化の進行による現役世代にかかる扶養負担の高まり
- ③ 生活水準の向上と実質的な保険料負担能力の上昇

などの背景についても考慮する必要があり、公的年金制度における単純な負担と 給付の関係のみで世代間の公平、不公平を論ずることは適切ではないということ に留意が必要である。



2. 公的年金制度における給付と負担の倍率

公的年金制度においては、多くは 20 歳から 40 年間程度にわたって保険料拠出を行い、支給開始年齢到達後、終身にわたって年金を受給することとなるので、各人からみれば最初に保険料を拠出してから給付を受け取り終わるまでに平均して 60 年以上の時間が想定される。

このように大きな時点差のある負担と給付を比較する上で、時間の経過をどのように評価に織り込むのかについては、様々な考え方がある。

世代間扶養を基本的な考え方として運営している公的年金制度では、賃金の一定割合の保険料拠出を求め、給付額も賃金水準の上昇を反映することが基本的な 仕組みとなっている。

そこで、世代別に負担と給付を比較するにあたっては、このような公的年金の 基本的な仕組みの考え方に沿って、保険料負担や年金給付等の規模の把握という 観点から、賃金上昇率を用いて保険料総額や年金給付総額を 65 歳時点の価格に換 算した。

今後、雇用と年金の連携を図り 60 歳台前半の雇用が促進され、十分な準備期間をおきながら支給開始年齢の 65 歳への引上げが行われるところであるので、世代による支給開始年齢の違いを除いた 65 歳以降の年金受給額でも比較している。

なお、厚生年金保険料の事業主負担分に関しては、公的年金制度による事業主への義務付けではじめて事業主に生じる負担であることから、保険料負担額に事業主負担分を含めずに比較している。仮に、事業主負担分も含めて負担を考えるのであれば、保険料負担額は2倍となり、倍率は2分の1となる。

試算の結果は、第5-1-1表のとおりであるが、どの世代でみても、支払った保険料の、厚生年金では 2.3 倍、国民年金(基礎年金)では 1.7 倍以上の給付が受けられる結果となっている。

第5-1-1表 世代ごとの保険料負担額と年金給付額について

T. + 17 (0005)	厚生年金(基礎年金を含む)							
平成 1 7 (2 0 0 5) 年における年齢 (生年)	保険料負担額	年金給付額	倍 率	65歳以降給付分	(再掲)			
	負担額	2	2 / 1	年金給付額	倍率②・/①			
	万円	万円		万円				
7 0 歳 (1935年生)	680	5,600	8.3	4,400	6.4			
[2000年度時点で換算]	(670)	(5,500)		(4,300)				
6 0 歳 (1945年生)	1,200	5,400	4.6	4,500	3.8			
[2010年度時点で換算]	(1, 100)	(5,100)		(4,200)				
5 0 歳 (1955年生)	1,900	6,000	3.2	5,600	3.0			
[2020年 度 時 点 で 換 算]	(1,600)	(5,100)		(4,800)				
4 O 歳 (1965年生)	2,800	7,600	2.7	7,600	2.7			
[2030年 度 時 点 で 換 算]	(2, 200)	(5,900)		(5,900)				
3 0 歳 (1975年生)	3,900	9,600	2.4	9,600	2.4			
[2040年 度 時 点 で 換 算]	(2,800)	(6,700)		(6,700)				
2 0 歳 (1985年生)	5,100	12,000	2.3	12,000	2.3			
[2050年 度 時 点 で 換 算]	(3, 300)	(7,600)		(7,600)				
1 O 歳 (1995年生)	6,500	14,900	2.3	14,900	2.3			
[2060年度時点で換算]	(3,700)	(8,500)		(8,500)				
O 歳 (2005年生)	8,000	18,300	2.3	18,300	2.3			
[2070年度時点で換算]	(4, 100)	(9,500)		(9,500)				

T. + 17 (0005)		国 民 年 金	
平成17(2005) 年における年齢 (生年)	保 険 料 負 担 額 ①	年金給付額	倍 率 2 / ①
7 O 歳 (1935年生) [2000年度時点で換算]	万円 230 (230)	万円 1,300 (1,300)	5.8
6 O 歳 (1945年生)	410	1,400	3 . 4
[2010年度時点で換算]	(390)	(1,300)	
5 O 歳 (1955年生)	700	1,600	2.3
[2020年度時点で換算]	(600)	(1,400)	
4 O 歳 (1965年生) [2030年度時点で換算]	1,100	2,100 (1,600)	1.9
3 O 歳 (1975年生)	1,500	2,600	1.8
[2040年度時点で換算]	(1,000)	(1,800)	
2 O 歳 (1985年生)	1,900	3,300	1.7
[2050年度時点で換算]	(1,200)	(2,100)	
1 O 歳 (1995年生)	2,400	4,100	1.7
[2060年度時点で換算]	(1,400)	(2,300)	
O 歳 (2005年生)	3,000	5,000	1.7
[2070年度時点で換算]	(1,600)	(2,600)	

⁽注)それぞれ保険料負担額及び年金給付額を65歳時点の価格に換算したものである。

^()内はさらに物価上昇率で現在価値(平成16年度時点)に割り引いて表示したものである。

3. 計算の前提及び計算方法

(1) 加入歴

① 厚生年金

同年齢の夫婦で、夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入し(年齢別総報酬月額は平成16年財政再計算での標準報酬指数及びボーナス支給割合より算出。平均標準報酬月額36.0万円。)、妻はその間専業主婦(昭和61年度からは20歳以上ならば第3号被保険者、それ以前は国民年金に任意加入していない。)。なお、1935年生まれの者については、その90%の期間のみの加入としている。

② 国民年金

20 歳から 60 歳まで国民年金第 1 号被保険者で保険料を納付(保険料、年金額ともに被保険者 1 人分。)。

(2) 受給期間

男女各々60歳時点の平均余命(過去分は完全生命表、将来分は日本の将来推計人口(平成14年1月推計)における将来生命表の60歳時平均余命。国民年金は平均余命の男女平均。)まで生存するものとした。厚生年金の場合、夫婦の基礎年金、夫の死後妻が受給する遺族年金も含めた。

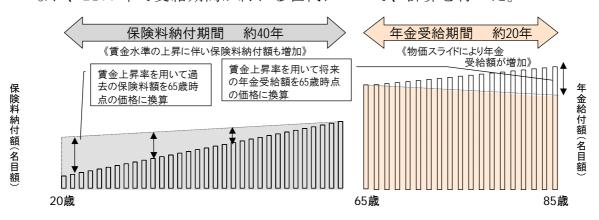
第5-1-2表 試算における受給終了年齢等

	夫	妻	妻の遺族年金の受給期間
1935 年生	80歳3月	85 歳 4 月	5年1月
1945 年生	81歳8月	87歳4月	5年8月
1955 年生	82 歳 4 月	88歳5月	6年1月
1965 年生	82歳11月	89歳3月	6年4月
1975 年生	83 歳 4 月	90 歳	6年8月
1985 年生	83 歳 8 月	90歳6月	6年10月
1995 年生以後	83歳10月	90歳9月	6年11月

(注) 国民年金では 60 歳時の平均余命の男女平均を使用しており、 遺族年金は受給しない。 (3)年金額、保険料、人口推計、経済前提等 平成 16 年財政再計算に準拠している。

(4) 推計方法

世代間扶養を基本とする年金制度においては、賃金の一定割合について保険料として負担を求め、年金給付も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。この公的年金の基本的な仕組みの考え方に沿って、「賃金上昇率」を用いて保険料負担額や年金給付額を65歳時点の価格に換算した。なお、2100年で受給期間が終わる世代について、計算を行った。



4. 時点の差の評価方法について

2. で記述したように、大きな時点差のある負担と給付を比較する上で、時間の経過をどのように評価するかについては、様々な考え方がある。

公的年金において世代別の負担と給付を比較するにあたっては、公的年金の基本的な仕組みの考え方に沿って、賃金上昇率を用いて保険料総額や年金給付総額を65歳時点の価格に換算したもの(A:賃金上昇率による換算方式)を用いたが、参考として、厚生年金(基礎年金を含む)について、次のB~Dの方法により計算した結果についても示す。

A:(賃金上昇率による換算方式)

保険料負担額については、現役世代の保険料を賃金上昇率で各々の 65 歳時点に換算した額の合計、年金給付額については生涯にわたる年金額を賃金上昇率(手取りベース)で各々の 65 歳時点に割り引いて合計した額。

B:(運用利回りによる換算方式)

保険料負担額については、現役世代の保険料を運用利回りで各々の 65 歳時点に換算した額の合計、年金給付額については生涯にわたる年金額を運用利回りで各々の 65 歳時点に割り引いて合計した額。

C:(物価上昇率による換算方式)

保険料負担額については、現役世代の保険料を物価上昇率で各々の 65 歳時点に換算した額の合計、年金給付額については生涯にわたる年金額を物価上昇率で各々の 65 歳時点に割り引いて合計した額。

D:(単純累計方式)

時点の差を考慮せず、各時点で実際に支払い又は受け取る金額の単純な合 計額。

第5-1-3表 各計算方法による結果

平成17	A	A(賃金上昇率による換算方式)					B(運用利回りによる換算方式)				
(2005)年に (生年) おける年齢	保険料 負担額	年金給付額	倍率 ②/①	65歳以降給付分(年金給付額 ②'	倍率	保険料 負担額 ①	年金給付額	倍率 ②/①	65歳以降給付分(年金給付額	倍率	
	① 万円	万円	2/1	万円	2°/0	万円	万円	2/U	②' 万円	2'/1	
70歳 (1935年生)	680	5,600	8.3	4, 400	6. 4	830	5, 200	6. 3	3, 900	4.7	
[2000年度時点で換算]	(670)	(5,500)		(4, 300)		(820)	(5, 100)		(3, 800)		
6 0歳 (1945年生)	1, 200	5, 400	4.6	4, 500	3. 8	1, 500	4, 900	3. 2	4, 000	2. 6	
[2010年度時点で換算]	(1, 100)	(5, 100)		(4, 200)		(1, 500)	(4, 700)		(3, 800)		
50歳 (1955年生)	1, 900	6,000	3. 2	5, 600	3. 0	2, 500	5, 500	2. 2	5, 100	2. 0	
[2020年度時点で換算]	(1, 600)	(5, 100)		(4, 800)		(2, 100)	(4, 700)		(4, 300)		
4 0歳 (1965年生)	2, 800	7,600	2. 7	7, 600	2. 7	3, 700	6, 800	1. 9	6, 800	1. 9	
[2030年度時点で換算]	(2, 200)	(5, 900)		(5, 900)		(2, 800)	(5, 300)		(5, 300)		
3 0歳 (1975年生)	3, 900	9,600	2. 4	9, 600	2. 4	5, 100	8,600	1. 7	8, 600	1.7	
[2040年度時点で換算]	(2, 800)	(6,700)		(6, 700)		(3, 500)	(6, 000)		(6, 000)		
20歳 (1985年生)	5, 100	12,000	2. 3	12, 000	2. 3	6, 600	10, 700	1.6	10, 700	1.6	
[2050年度時点で換算]	(3, 300)	(7,600)		(7, 600)		(4, 200)	(6, 800)		(6, 800)		
1 0歳 (1995年生)	6, 500	14, 900	2. 3	14, 900	2. 3	8, 300	13, 300	1.6	13, 300	1. 6	
[2060年度時点で換算]	(3, 700)	(8, 500)		(8, 500)		(4, 800)	(7, 600)		(7, 600)		
O歳 (2005年生)	8, 000	18, 300	2. 3	18, 300	2. 3	10, 300	16, 400	1.6	16, 400	1. 6	
[2070年度時点で換算]	(4, 100)	(9, 500)		(9, 500)		(5, 300)	(8, 500)		(8, 500)		

平成17	(C(物価上昇率	エによる	奥算方式)			D(単	純累計ス	方式)	
(2005)年に (生年) おける年齢	保険料 負担額 ①	年金給付額	倍率 ②/①	65歳以降給付分 年金給付額 ②'	(再揭) 倍率 ②'/①	保険料 負担額 ①	年金給付額 ②	倍率 2/①	65歳以降給付分 年金給付額 ②'	(再揭) 倍率 ②'/①
	万円	万円		万円		万円	万円		万円	
7 0歳 (1935年生)	550	5, 700	10.4	4, 500	8. 2	400	5, 900	14. 7	4, 700	11.6
[2000年度時点で換算]	(540)	(5,700)		(4, 400)						
6 0歳 (1945年生)	1, 000	5,800	5. 6	4, 900	4.7	860	6, 200	7. 2	5, 400	6. 3
[2010年度時点で換算]	(1, 000)	(5,400)		(4, 600)						
5 0歳 (1955年生)	1, 600	6, 700	4. 2	6, 200	3. 9	1, 300	7, 300	5. 5	6, 900	5. 1
[2020年度時点で換算]	(1, 400)	(5,700)		(5, 300)						
4 0歳 (1965年生)	2, 300	8, 500	3. 6	8, 500	3. 6	1, 900	9, 500	4. 9	9, 500	4. 9
[2030年度時点で換算]	(1, 800)	(6, 600)		(6, 600)						
3 0歳 (1975年生)	3, 200	10, 800	3. 4	10, 800	3. 4	2, 600	12,000	4. 7	12, 000	4. 7
[2040年度時点で換算]	(2, 200)	(7, 500)		(7, 500)						
20歳 (1985年生)	4, 100	13, 500	3. 3	13, 500	3. 3	3, 300	15, 100	4.6	15, 100	4. 6
[2050年度時点で換算]	(2, 600)	(8, 500)		(8, 500)						
10歳 (1995年生)	5, 100	16, 800	3. 3	16, 800	3. 3	4, 100	18, 800	4.6	18, 800	4. 6
[2060年度時点で換算]	(2, 900)	(9, 600)		(9, 600)						
O歳 (2005年生)	6, 300	20, 600	3. 3	20, 600	3. 3	5, 100	23, 200	4.6	23, 200	4. 6
[2070年度時点で換算]	(3, 200)	(10, 700)		(10, 700)						

⁽注) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を 65 歳時点の価格に換算したものである。() 内はさらに物価上昇率で現在価値(平成 16 年度時点)に割り引いて表示したものである。

給付と財源の内訳(バランスシート)

1. 厚生年金、国民年金の給付と財源の内訳

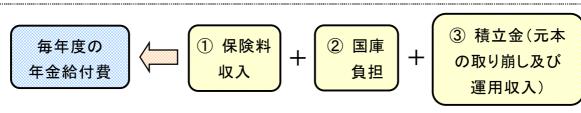
厚生年金及び国民年金では、賦課方式を基本とした財政方式をとっており、収支見通しを作成することにより、財政の均衡を図っている。

このように、これらの年金制度では、積立方式の年金制度のように、過去期間 分の給付に見合った積立金を保有する必要はないが、過去期間給付に係る給付債 務の規模が現有積立金と比べてどの程度なのかといった関心もあることなどから、 参考までに将来予定されている給付とその財源を一時金換算して示すこととした。

具体的には、公的年金の給付は、毎年度、「① 保険料収入」、「② 国庫負担」、「③ 積立金(元本の取崩し及び運用収入)」により賄われていることから、これらを、全て現時点(平成16年度)の価格に換算して一時金で表した。

なお、今回の改正においては、今後、概ね 100 年間の年金財政の均衡を考える こととしていることから、この期間の給付と財源のみを対象とした。

第5-2-1図



- ※ 毎年度の年金給付の費用は、①、②、③により賄われる。
- ※ ①、②、③の内訳は、保険料率の引上げや人口構成の変化等により変化。



今後、概ね 100 年間の毎年度の財源と給付を現時点の価格に換算して足し上げ、一時金で表示することにより、その内訳を示した。

第5-2-1表 厚生年金の年度別の財源と給付の内訳の見通し

財 源

年	度	計	保 険 料		計 保険料 国庫負		負担	積立金得られ	
		兆 円	兆 円		兆 円		兆 円		
平成17	(2005)	31.9 (100%)	20.8	(65%)	4.6	(14%)	6.6	(21%)	
平成27	(2015)	41.4 (100%)	30.8	(74%)	8.1	(19%)	2.5	(6%)	
平成37	(2025)	45.5 (100%)	36.4	(80%)	9.1	(20%)	_	(-)	
平成62	(2050)	74.8 (100%)	47.2	(63%)	15.7	(21%)	11.9	(16%)	
平成87	(2075)	95.0 (100%)	61.4	(65%)	20.6	(22%)	12.9	(14%)	

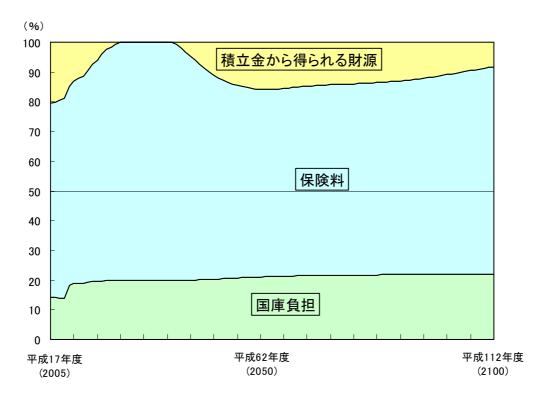
^{※ ()}は構成割合である。

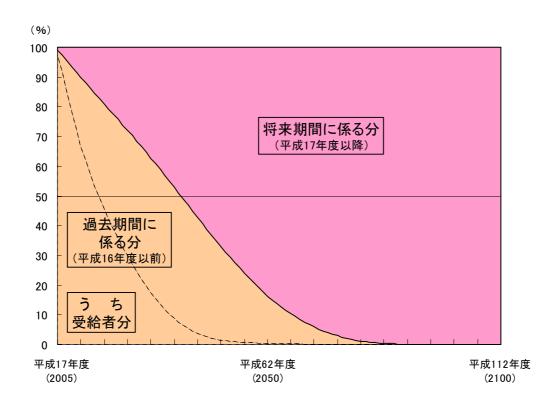
給 付

年	度	計	過 去					期 間
	/2	н	に係		うち受糸	合者 分		る分
			(平成16年	度以前)		H H //		年度以降)
		兆 円	兆 円		兆 円		兆 円	
平成17	(2005)	31.9 (100%)	31.5	(99%)	31.1	(97%)	0.4	(1%)
平成27	(2015)	41.4 (100%)	33.5	(81%)	18.8	(45%)	7.9	(19%)
平成37	(2025)	45.5 (100%)	28.6	(63%)	7.9	(17%)	17.0	(37%)
平成62	(2050)	74.8 (100%)	12.2	(16%)	0.3	(0%)	62.6	(84%)
平成87	(2075)	95.0 (100%)	0.3	(0%)	0.0	(0%)	94.6	(100%)

^{※ ()}は構成割合である。

第5-2-2図 厚生年金の年度別の財源と給付の内訳の見通し





(将来の金額の現時点への換算方法について)

積立方式の企業年金等で責任準備金(現時点で保有すべき積立金)を計算する 場合には、今後の積立金の運用収入を考慮し、将来の支出を賄うために現時点で 必要な積立金の額を計算するものであることから、運用利回りを用いて換算する。

したがって、積立方式の年金制度との比較を行う上では運用利回りで換算する 方が便利である。

一方で、将来の年金給付や保険料負担等の規模の把握という観点からは、賃金 上昇率で換算する方法が適切である。

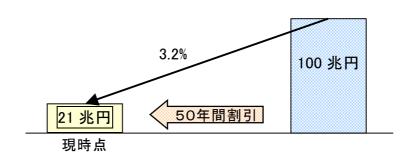
そこで、今回は、この2通りの方法で示すこととした。

運用利回りで換算した数値は、現時点の積立金に換算してどれだけの大きさに相当 するかを示したものであり、賃金上昇率で換算した数値は、経済規模との比較で どれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができる。

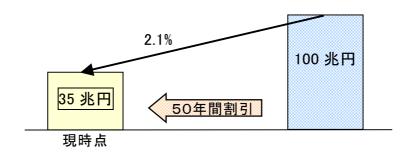
第5-2-3図

割引率による差(50年間割り引いた場合の例)

〈3.2%(長期的な運用利回りの前提)で割り引く場合〉

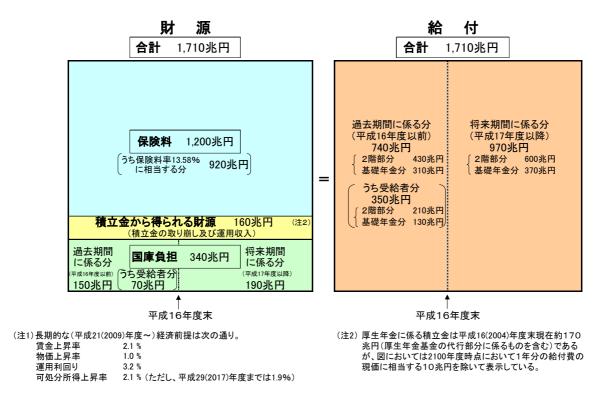


〈2.1%(長期的な賃金上昇率の前提)で割り引く場合〉

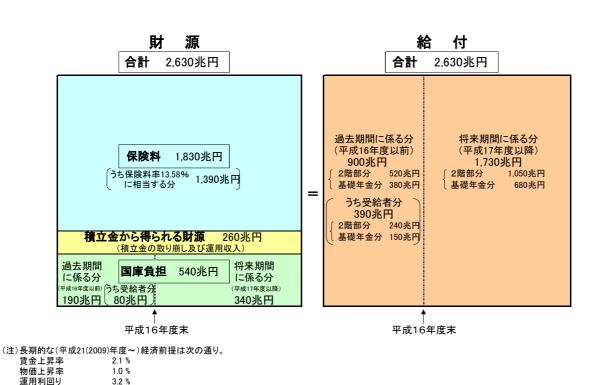


今回の計算では、最長 95 年間、割引き金額表示することとなり、 割引率により金額に大きな差が出る。

第5-2-4図 厚生年金の財源と給付の内訳(運用利回りによる換算)



第5-2-5図 厚生年金の財源と給付の内訳(賃金上昇率による換算)

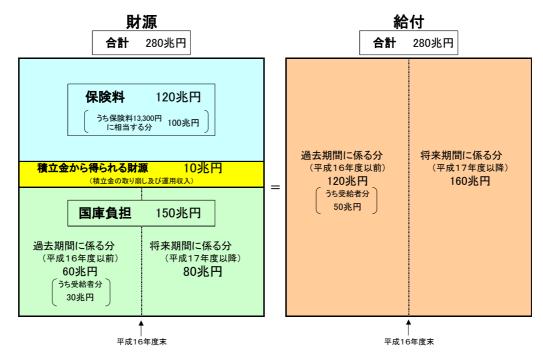


296

可処分所得上昇率

2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

第5-2-6図 国民年金の財源と給付の内訳(運用利回りによる換算)



(注)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

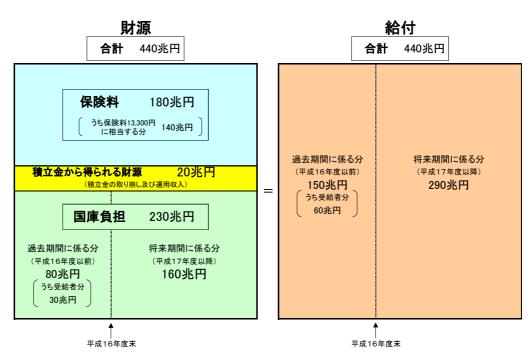
 賃金上昇率
 2.1 %

 物価上昇率
 1.0 %

 運用利回り
 3.2 %

可処分所得上昇率 2.1 % (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

第5-2-7図 国民年金の財源と給付の内訳(賃金上昇率による換算)

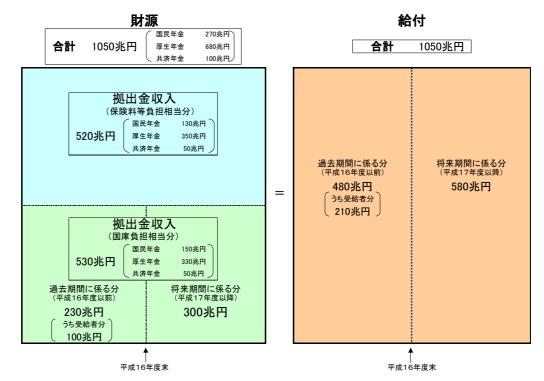


(注)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

賃金上昇率 2.1 % 2.1 % 2.1 % 2.1 % 2.1 % 3.2 % 3.2 % 3.2 %

理用利回り 3.2 % 可処分所得上昇率 2.1 % (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

第5-2-8図 基礎年金の収入総額と給付の内訳(運用利回りによる換算)

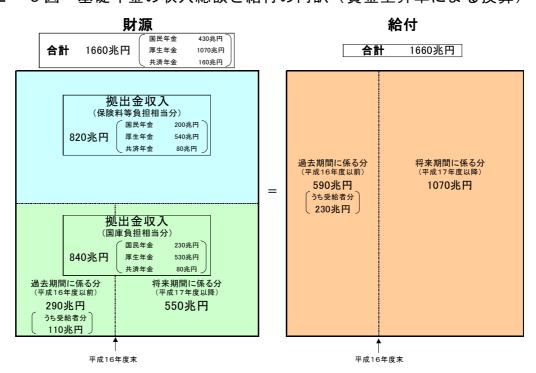


(注)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

賃金上昇率 物価上昇率 2.1 % 1.0 %

運用利回り 3.2 % 可処分所得上昇率 2.1 % (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

第5-2-9図 基礎年金の収入総額と給付の内訳(賃金上昇率による換算)



(注)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。 賃金上昇率 2.1 % 物価上昇率 1.0 %

週囲利回り 3.2 % 可処分所得上昇率 2.1 % (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

2. 積立方式の年金制度における給付と財源の考え方

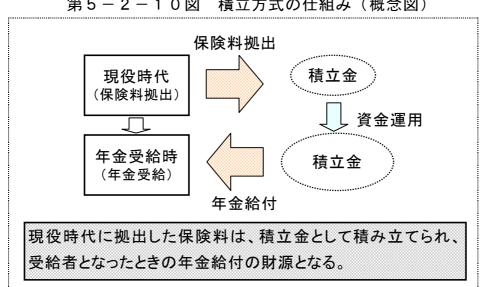
(1) 積立方式の年金制度における財源確保の仕組み

積立方式の年金制度では、基本的に将来の年金給付に必要な財源は、あらかじ め拠出された保険料を積み立てることによって確保される。

通常の年金制度では、ある加入者がこれまでに保険料を支払ったことに対応し て、その者は将来、年金を受け取ることになるが、財政方式として積立方式を採 用している場合には、基本的にその年金給付の財源が積立金として積み立てられ ていく。

ここで、全ての加入者と年金受給者について、これまでに支払った保険料に対 応する給付を考えると、積立方式の年金制度では、将来におけるこれらの給付の 総額に見合った積立金を基本的には保有することになる。

一方、今後保険料を拠出することによって将来の年金給付額が増加するが、こ の財源は、基本的に今後の保険料で積み立てられることになる。



第5-2-10図 積立方式の仕組み(概念図)

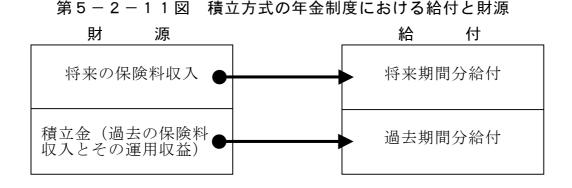
(2)給付と財源の対応

ここでは、年金制度において今後支払われる給付費を次の2つに区分して考え ることとする。

- ① これまでの保険料拠出に対応する給付(過去期間分給付)
- ② 今後の保険料拠出に対応する給付(将来期間分給付)
- ①、②のいずれも今後支払いが行われる給付費であるが、過去の加入記録に係 る分を①、将来の加入記録に係る分を②として区分する。

このように区分すると、積立方式の年金制度においては、①の過去期間分給付の財源は現在保有する積立金、②の将来期間分給付の財源は将来の保険料ということになる。

もしも、積立方式の年金制度において、ある時点での積立金の額が、過去期間 分の給付に見合う額に達していなければ、その不足分は積立不足ということにな る。



なお、現在保有する積立金は、これまでに支払われた保険料とその運用収益が 財源となっている。このように考えると、積立方式の年金制度では、過去期間分 の給付の財源は過去の保険料、将来期間分の給付の財源は将来の保険料となって おり、給付の計算基礎となった加入時点と、その財源となる保険料の払込時点が 合致する仕組みとなっている。

3. 賦課方式の年金制度における給付と財源の考え方

(1) 賦課方式の年金制度における財源確保の仕組み

賦課方式の年金制度では、受給世代の年金給付費をその時の現役世代の保険料負担で賄う。現役世代の拠出した保険料はそのまま自分の将来の年金給付の原資となるものでない。

すなわち、これから先のどの世代についても、現役時代に負担する保険料は、 前世代の給付(過去期間分給付)の財源となり、受給者となったときの年金給付 費は、次世代の保険料負担で賄われることとなる。

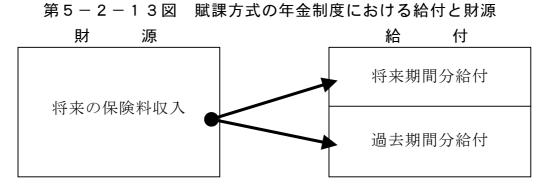
したがって、一般に、賦課方式の年金制度においては、支払準備金的なものは 別として、積立金を保有しない。

世代間扶養 現役時代 前世代 (保険料拠出) (年金受給) 世代間扶養 年金受給時 次世代 (年金受給) (保険料拠出) 現役時代に拠出した保険料は、前世代の給付(過去の加入期間に 対応する給付)の財源となる

第5-2-12図 賦課方式の仕組み(概念図)

(2)給付と財源の対応

今後支払われる給付を積立方式の場合と同様に、将来期間分給付と過去期間分 給付に区分すると、賦課方式の年金制度においては、いずれの区分についても財 源は将来の保険料収入である。



仮に、この賦課方式の年金制度において、積立方式と同じ基準で積立不足を計 算するとどうなるか。この場合、過去期間分給付に対応する積立金を保有してい ないので、過去期間分給付に見合う財源の全額が「積立不足」ということになっ てしまう。

しかし、この「積立不足」を、財源不足あるいは債務超過と認識することは誤 りである。賦課方式の年金制度においては、積立金を保有しないので、過去期間 分給付に見合う積立金がないのは当然である。

積立方式の年金制度においては、同じ給付を賦課方式で賄う場合に比べて最終 的な保険料は低くなるが、積立金が過去期間分給付に見合った額となっていない

のであれば、その不足額に対応する財源を何らかの形で確保しないと、将来の給 付に支障をきたすことになる。

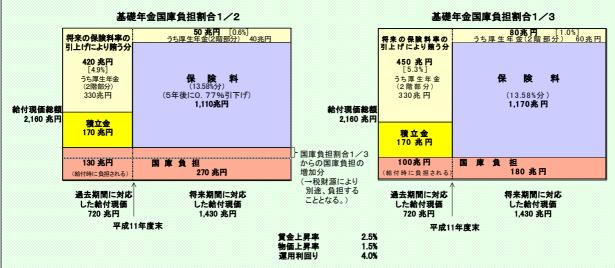
賦課方式の年金制度においては、過去期間分に見合う積立金がなくても、今後 の収支が均衡する見通しが立っていれば、給付に支障をきたすことはない。

もちろん、賦課方式の年金制度において、積立方式の考え方に基づく積立不足 の額がどんなに巨額になっても良いというものではない。しかしながら、実現可 能な収支計画が作成されているのであれば、機械的に算出した「積立不足」は自 ずと許容範囲内に収まっているものと考えられる。

(補論) 前回年金改正時に示した「厚生年金の給付現価と財源構成」について

前回の年金改正時には、厚生年金の2階部分を民営化した場合の二重の負担の 規模を示すため、世代間扶養を基本的な考え方として運営している厚生年金制度 をあえて積立方式の考え方で分析した資料である第5-2-14図を示していた。

第5-2-14図 厚生年金の給付現価と財源構成(平成11年財政再計算)



- (注) 1. 保険料率はすべて総報酬(年収)べ
- 1. 保険料率はすべて総報酬(年収)ベースで示している。[]内は保険料率換算。
 2. 積立金の1・2階への振分けについては、平成12年改正前における給付張価の比率で按分してる。
 3. 基礎年金国庫負担割合1/2は、平成16(2004)年までの間に安定した財源を確保し、国庫負担割合を平成16(2004)年10月より1/2に
 月ま上げたとした場合のものである。ただし、国庫負担割合を1/2に引き上げるためには、基礎年金全体で引上げ分として平成16(2004)年度2. 7兆円(満年度ペース)、平成37(2025)年度3. 8兆円の税財源の確保が必要となる(平成11(1999)年度価格)。

仮に厚生年金を民営化し、積立方式で運営するとした場合、将来期間に対応する積立保険料を負担すると同時に、過去期間に係る給付のうち現有積立金や国庫 負担で賄われない分についても負担をすることになり、これが二重の負担となる。

当時の試算結果によると、二重の負担の額は、基礎年金国庫負担が2分の1の場合で420兆円、3分の1の場合で450兆円であった。

この計算において、将来の給付の現時点の価格への換算には、積立方式の考え 方に基づく試算であることから、運用利回りを用いていた。

今回の試算結果(第5-2-4図)から、前回と同様の計算をすると、二重の 負担の額は、

過去期間に係る給付 - 過去期間に係る国庫負担 - 現在保有する積立金 (740 兆円) (150 兆円) (170 兆円)

= 420 兆円 となる。

旧三公社共済組合統合に伴う支援額

1. 旧三公社共済組合統合の経緯

我が国の公的年金制度は、国民年金、厚生年金及び複数の共済年金に分立し制度運営がなされてきた。しかし、産業構造、就業構造の変化により、一部の制度で被保険者数(組合員数)が大きく減少するなど、昭和50年代には、安定した制度運営を行っていくことが困難と思われる制度がでてきたことから、公的年金制度の一元化が課題とされるようになった。昭和59(1984)年度には国家公務員共済組合と三公社共済組合との間での財政調整措置が導入され、昭和61(1986)年度には全国民一律の基礎年金制度が導入された。また、平成2(1990)年度には全被用者年金制度による制度間調整措置が導入された。

このような経過を経て、平成8(1996)年3月に政府は公的年金制度の長期的安定と公平を図るため、「公的年金制度の再編成の推進について」を閣議決定した。そのなかで、再編成の第一段階として、既に民営化・株式会社化しており成熟化が最も進行している日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合については、平成9(1997)年度に厚生年金に統合することとされた。その際、統合前の期間に係る給付費については、費用負担の平準化を図りつつ、被用者年金制度全体で支え合う措置を講ずることとされた。この閣議決定を受け、三公社共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合され、その給付費用の一部に充当するため被用者年金制度全体による支援措置が設けられた。

2. 支援制度の仕組み

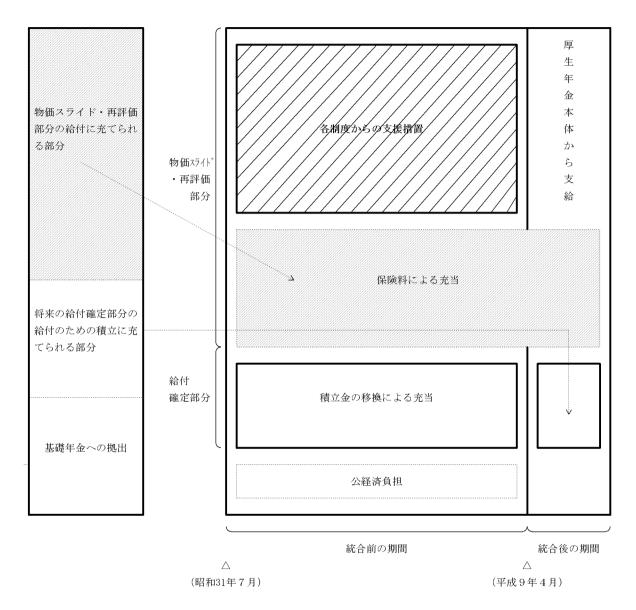
(1)統合後の財源構造

旧三公社共済組合の厚生年金への統合の対象となった給付は、昭和 31(1956)年7月の公共企業体職員等共済組合法の施行日以降の期間に係る厚生年金相当給付(すなわち職域部分を除いた分)とされた。統合後の財源を考えるにあたっては、統合前の期間に係る給付か統合後の期間に係る給付か、物価スライド・賃金再評価を行う前の給付(以下「給付確定部分」という)か物価スライド・再評価に対応する部分(以下「世代間扶養部分」という)かの区分に分けて考えることとされた(第5-3-1図)。

第5-3-1図 旧三公社共済組合に係る統合後の財源構造

保 険 料

給 付 費



- (注) 1. 旧日本鉄道共済組合及び旧日本たばこ産業共済組合に係る財源構造である。
 - 2. 旧日本電信電話共済組合の場合は、積立金の移換及び保険料による充当で給付費が 賄えるため、被用者年金全制度による支援措置は必要としない。

統合後期間に係る給付は、厚生年金の被保険者期間に係る給付費であることから、厚生年金全体で財政運営されるが、統合前期間に係る給付(公経済負担分を除く。以下同じ。)については以下のように扱われることとなった。

まず、給付確定部分については、旧三公社共済組合毎に当該部分に係る統合時点での給付現価に相当する積立金を厚生年金に移換することとされた。そして、この移換積立金は、各旧三公社共済組合の統合前期間に係る給付費のうち、統合時以降のスライド・再評価分を除いた額の一定割合として、毎年度の給付費に充当されるものとされた(積立金充当額)。

次に、世代間扶養部分については、旧三公社共済組合の適用法人等であった適用事業所に属する被保険者の保険料収入を充当することを基本とする(保険料充当額)が、不足がある場合には、それを全被用者年金制度で支援することとされた。結果的に、旧日本鉄道共済組合(以下「旧JR共済」という。)及び旧日本たばこ産業共済組合(以下「旧JT共済」という。)が支援されることとなった。

(2) 支援額の平準化

要支援額は統合前期間に係る給付から発生するものであることから、統合当初の額は比較的大きいが、将来的には統合前期間を有する受給権者の減少とともに徐々に減少し、いずれ消滅するものである。そのため、ある年度の負担額が所定の水準を超えると見込まれる場合には、負担を平準化し、各共済組合の支援額の負担が過重なものとならないようにすることとされた。

(3)支援額の分担

支援額は、その半分については、分担する各制度の負担能力(報酬)に応じて分担(報酬按分)し、残りの半分については、コストの低い制度がより多く分担(個別負担按分)することとなった(第5-3-2図)。

•報酬按分

支援される制度を除いた各制度の報酬年額に応じた率(標準報酬按分率)によって按分する。

• 個別負担按分

個別負担率(支援される制度を除いた各制度における報酬年額に対する厚生年金相当給付費(公経済負担分を除く)の割合と定義される。特に厚生年金(支援される制度を除く。)の個別負担率を基準負担率という。)が基準負担率以下となる制度が次の算式による個別負担按分率により分担する。

ア. 厚生年金の個別負担按分率

厚生年金の標準報酬按分率×各共済年金の個別負担率の平均/基準負担率

イ. 各共済年金の個別負担按分率

(1-厚生年金の個別負担按分率)を各共済年金の標準報酬按分率×(基準負担率-個別負担率)の比で按分したもの。

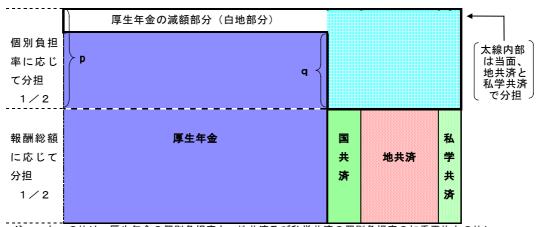
(注)上記のア及びイにおいて、各共済年金とは、個別負担率が基準負担率を下 回る共済年金制度を指している。

第5-3-2図 各制度の分担の仕組み

1. 分担の仕組み

- ① 支援額の半分は、各制度の被保険者の報酬総額に応じて負担
- ② 支援額の残りの半分は、成熟度が低く、負担すべき保険料水準(個別負担率)が低い制度ほどより多く負担

【図1】 要支援額の分担

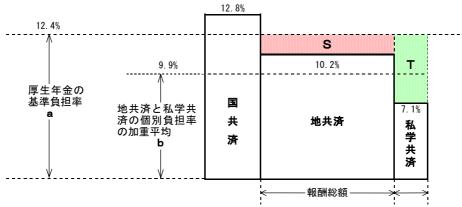


注:pとqの比は、厚生年金の個別負担率と、地共済及び私学共済の個別負担率の加重平均との比に 等しい。(p:g=a:b)

2. 個別負担率に応じた分担

- 〇 個別負担率に応じた分担は、厚生年金より個別負担率が高い制度は負担しない。
- 〇 厚生年金の分担額は、厚生年金より個別負担率の低い制度との個別負担率の乖離 の程度により、分担額を減額。(上図の白地部分を減額)
- 〇 残りの部分(上図の太線内部)は、厚生年金より個別負担率の低い制度が厚生年金との個別負担率の乖離の程度に応じて分担。(下図のSとTの面積比により按分)

【図2】 各制度の個別(基準)負担率



注:率は、平成17年度の推計値である。

(4) 支援額の実績と精算

今後、時間が経過するにつれて、旧JR共済及び旧JT共済に係る毎年度の要支援額や厚生年金及び各共済年金制度の標準報酬按分率及び個別負担按分率の実績が逐次明らかになってくるが、これらは必ずしも当初の見通しと一致するわけではない。このことから、要支援額の精算及び各制度の支援額の分担額の精算という作業が必要となってくる。

このうち要支援額の見通しと実績との差額については、厚生年金の財政再計算 (今後は「財政の現況と見通し」の作成)と同時に行われる支援額の将来見通し の再計算の際に、実績の確定した年度について、見通し額を実績に置き換えるこ とにより精算される。

また、各制度の按分比率の見通しと実績の差に関しては、実績年度の翌々年度(注)に精算される仕組みとなっている。

(注) 平成 $9\sim13(1997\sim2001)$ 年度分については、平成 15(2003) 年度に 5 年度分の 精算をまとめて行うこととされており、既に精算済みである。

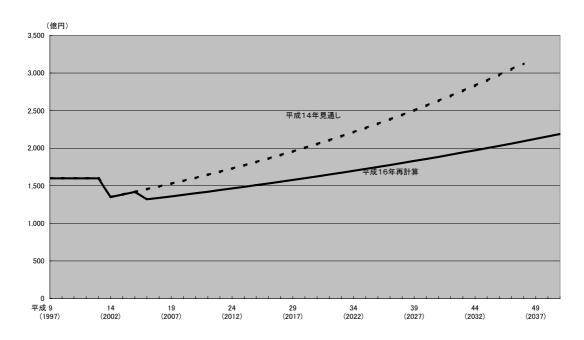
3. 今回の再計算結果

(1)概要

今回の再計算によると、被用者年金全制度で負担すべき額の総額(平準化後の額。以下、「支援総額」という。) は、平成 17(2005)年度で 1,319 億円、その後、平成 51(2039)年度までの間、毎年度、1.5%ずつ増加させた額となっている。

直前に行った平成 14 年の見通しでは、平成 14(2002)年度で 1,350 億円、その後、平成 48(2036)年度までの間、毎年度、2.5%ずつ増加させた額であったのに比べると、全般的に金額が減少している。これは、経済前提が変わったことや給付水準の調整が行われたことなどが影響しているものと考えられる。

第5-3-3図 支援総額(平準化後)の推移 (平成14年見通しと平成16年再計算の比較) (名目額)



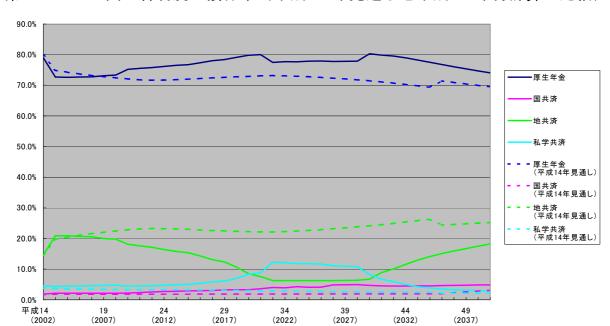
上記の支援総額を、厚生年金、国家公務員共済組合連合会(以下「国共済」という。)、地方公務員共済組合連合会(以下「地共済」という。)、日本私立学校振興・共済事業団(以下「私学共済」という。)で分担する。今回の再計算による見通しを含め各制度の分担額の推移は第5-3-1表のとおりである。平成17(2005)年度から平成21(2009)年度までの5年間の平均でみると、厚生年金が支援総額の73.4%、国共済が2.1%、地共済が19.8%、私学共済が4.6%を分担する見込みとなっている。

第5-3-1表 各被用者年金制度における支援拠出額の見通し(名目額)

(単位:億円)

	平成(西暦)	計	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林共済
	9(1997)	1,333	1,056	24	182	64	7
実	10(1998)	1,600	1,267	28	218	77	9
	11(1999)	1,600	1,267	28	218	77	9
	12(2000)	1,600	1,267	28	218	77	9
績	13(2001)	1,600	1,267	28	218	77	9
	14(2002)	1,350	1,059	25	196	69	1
平 見成	15(2003)	1,384	1,036	25	271	51	1
通 14 し年	16(2004)	1,418	1,053	26	289	51	1
	17(2005)	1,319	958	28	273	59	ı
	18(2006)	1,339	974	29	275	61	ı
	19(2007)	1,359	994	29	272	64	1
	20(2008)	1,379	1,011	29	273	66	-
平	21(2009)	1,400	1,053	31	254	62	_
成 16	22(2010)	1,421	1,073	33	250	64	_
年	27(2015)	1,531	1,184	45	219	83	-
再	32(2020)	1,649	1,320	60	125	145	_
計算	37(2025)	1,776	1,385	73	112	207	-
	42(2030)	1,914	1,528	87	170	129	_
	47(2035)	2,062	1,583	96	311	73	_
	51(2039)	2,188	1,621	106	398	63	-

⁽注) 平成 15、16 年度は平成 14 年見通しに基づく概算拠出金の額を掲げた。各制度の 分担額は概算拠出をした翌々年度に精算が行われる。



第5-3-4図 各制度の按分率(平成14年見通しと平成16年再計算の比較)

(2)要支援額の見通し

各年度の要支援額は、以下の算式により算出される。

統合前期間に係る給付費(昭和 31 年 7 月以降の期間に係る厚生年金相当給付費に限る。以下同じ。) -公経済負担-積立金充当額-保険料による充当額要支援額の推移は第 5 - 3 - 2 表のとおりである。

1	年度	給付費計	統合前 期間に係る 給付費	公経済負担	積立金に よる充当	保険料による充当	要支援額	
		(名目額)	(名目額)	(名目額)	(名目額)	(名目額)	(名目額)	(平成16年度価格)
	(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
	(1997)	3,232	3,232	172	876	1,207	976	976
	(1998)	3,961	3,960	207	877	1,312	1,564	1,564
	(1999)	4,139	4,137	196	880	1,261	1,800	1,800
	(2000)	4,170	4,162	193	876	1,221	1,872	1,872
	(2001)	4,222	4,206	189	866	1,174	1,978	1,978
	(2002)	4,266	4,248	184	724	1,083	2,258	2,258
15	(2003)	4,521	4,485	207	736	1,302	2,240	2,240
16	(2004)	4,664	4,608	201	738	1,313	2,357	2,357
17	(2005)	4,291	4,181	152	605	1,019	2,406	2,406
18	(2006)	4,328	4,176	146	601	1,034	2,394	2,399
19	(2007)	4,364	4,176	140	599	1,058	2,379	2,372
20	(2008)	4,408	4,190	135	590	1,062	2,403	2,353
21	(2009)	4,497	4,229	131	583	1,140	2,375	2,273
22	(2010)	4,532	4,215	125	570	1,171	2,350	2,189
	(2015)	4,310	3,823	93	472	1,304	1,953	1,650
	(2020)	3,945	3,263	63	367	1,447	1,385	1,055
37	(2025)	3,761	2,742	39	278	1,388	1,037	712
42	(2030)	3,391	2,185	21	200	1,343	621	384
47	(2035)	2,939	1,656	10	136	1,269	240	134
	(2040) 平成9(19	2,628	1,226 2002) 年度は	4	91 15(2003)	1,103	27	14 ² 成14年見通しの

第5-3-2表 要支援額(平準化前)の実績及び見通し

(注)平成9(1997)~14(2002)年度は実績値、平成15(2003)~16(2004)年度は平成14年見通しの額である。

ここで、積立金充当額は、次式により算出される。

各年度の統合前期間に係る給付費 × 積立金充当率 (統合以降のスライド・再評価分を除く)

この積立金充当率は、統合前期間に係る給付費(統合以降のスライド・再評価を除く)の現価に対する移換積立金の比率であり、今回の再計算では15.50%となった。平成14年見通し時には18.20%であったが、今回低下したのは、予定利率が低下したことによる。

また、保険料による充当額は、次式により算出される。

旧JR共済及び旧JT共済の適用法人等であった適用事業 所(以下「JR・JT」という。)の被保険者に係る厚生年 金保険料

- -① J R・ J T の被保険者分に係る基礎年金拠出金のうち 保険料で賄うべき額
- ②給付確定部分に係る保険料

×世代間扶養部分に係る給付費の統合前期間比率

なお、給付確定部分に係る保険料は、平成17年度以降、保険料率4.0%を用いて算出している。この保険料率4.0%は、厚生年金の被保険者全体で算出した給付確定部分(乗率は一律5.481/1000)に係る積立保険料率として算出されたものであり、予定利率は厚生年金の財政再計算における運用利回りの前提と同じとしている。平成14年見通しではこの保険料率は3.0%であったが、平成16年再計算ではこれより高くなっているのは、主として予定利率が低下したことによる。

(3)要支援額の平準化

支援制度においては、ある年度の要支援額がその年度の被用者年金制度(支援される制度を除く。)全体の総報酬額の0.077%(平成14年度以前は標準報酬の0.1%)を超えると見込まれる場合には、過度な負担を回避し、各制度からの拠出が円滑できるよう、複数の年度(平準化期間)で支援額を平準化することとされている。

「平準化の条件]

(条件 1) 平準化後の支援総額は、所定の利率による複利現価法で、平準化前の 要支援額と平準化後の支援総額の総合計額が一致するよう定める。 なお、複利現価法の利率は、平成9年度の制度発足当初は5.5%、平成12年改正後は4%とされてきたところである。この利率は積立金の予定運用利回りに基づき定められ、財政再計算の都度、実績や見通しに基づき見直しが行われるものである。

今回の再計算では、平成 14 年度までの期間については厚生年金の運用利回りの実績、平成 15 年度以降の期間については厚生年金の財政再計算における予定運用利回りと同率とした。

(条件2)平準化後の支援総額は、毎年一定の伸び率で増加するよう定める。

一定の伸び率は「平準化期間における標準報酬合計予想額の推移その他の事情を勘案して」(厚生年金保険法附則第20条第4項第1号イ)定められる。

今回の再計算では、今後 30 年程度の間の被用者年金全制度における標準報酬 総額の年平均増加率の見込みに基づき、一定の伸び率を 1.5% とした。

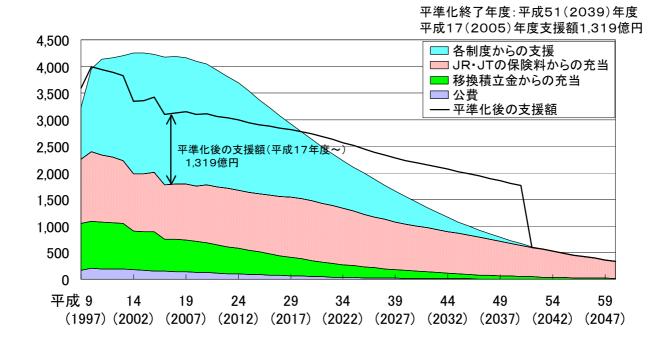
この率は、制度発足当初は 4%、平成 12 年改正後は 2.5%であったが、いずれも財政再計算において前提とした賃金上昇率と一致していた。今回の再計算においては、少子化が一層進展しているほか、共済組合の組合員(加入者)数を厚生年金被保険者数に対する比率が将来にわたって一定となるように見込んだことから、将来の被用者年金全制度の被保険者数の減少が一層顕著となったので、一定の伸び率は、(1 人当たりの) 賃金上昇率ではなく、人数の変化も織り込まれた報酬総額の上昇率に基づき定めることとした。

(条件 3) 平準化期間は、平準化後の各年度の支援総額がその年度の被用者年金 (支援される制度を除く。)全体の総報酬の 0.077%を超えない最短の期間として 定める。

これらの条件にしたがって算出すると、平成 14 年見通しでは平成 9(1997) 年度 から平成 48(2036) 年度までの 40 年間であった平準化期間が、今回の再計算では、 平成 9(1997) 年度から平成 51(2039) 年度までの 43 年間となり、平準化後の支援総額は、平成 17(2005) 年度で 1,319 億円、その後、平成 51(2039) 年度までの間、毎年度、1.5%ずつ増加させた額となった。

統合前の期間に係る給付費と、平準化前の要支援額及び平準化後の支援総額の 関係を示したのが第5-3-5図である。

第5-3-5図 旧JR共済・旧JT共済の統合前期間に係る給付費の財源構造 (平成16年度価格)

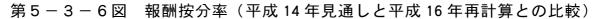


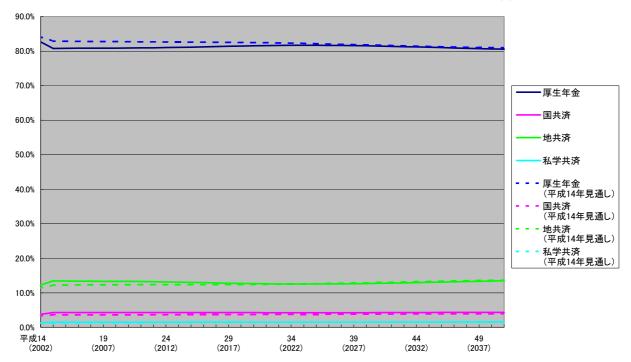
(4) 各被用者年金制度の分担

支援総額を毎年度、各制度で分担するが、支援総額の2分の1は、支援される制度を除いた各制度の報酬総額に応じて按分(報酬按分)し、残りの2分の1は、 支援される制度を除いた各制度の財政状況に応じて按分(個別負担按分)する。

①報酬按分

報酬按分による各制度への按分率は、将来にわたり安定的であり、今回の推計 結果では、厚生年金81%程度、国共済4%程度、地共済13%程度、私学共済2% 程度となっている。





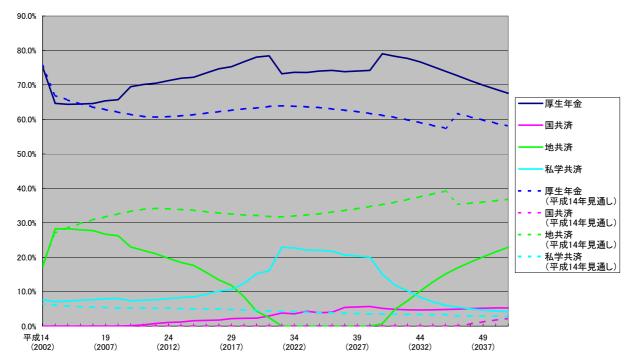
第5-3-3表 各制度の報酬按分率の見通し

	年度	合計	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
宇	平成(西暦)	%	%	%	%	%
実績	14 (2002)	100.0	83.1	3.7	11.9	1.3
概	15 (2003)	100.0	82.9	3.6	12.2	1.3
算	16 (2004)	100.0	82.9	3.6	12.2	1.3
	17 (2005)	100.0	80.9	4.3	13.4	1.5
	18 (2006)	100.0	80.9	4.3	13.4	1.5
	19 (2007)	100.0	80.9	4.3	13.3	1.5
	20 (2008)	100.0	80.9	4.3	13.3	1.5
見	21 (2009)	100.0	80.9	4.3	13.3	1.5
通	22 (2010)	100.0	80.9	4.3	13.3	1.5
	27 (2015)	100.0	81.3	4.3	12.9	1.5
し	32 (2020)	100.0	81.6	4.2	12.6	1.5
	37 (2025)	100.0	81.7	4.2	12.6	1.5
	39 (2027)	100.0	81.6	4.2	12.6	1.5
	42 (2030)	100.0	81.4	4.3	12.8	1.5
	47 (2035)	100.0	80.9	4.3	13.2	1.6

②個別負担按分

個別負担按分による按分率の見通しは第5-3-7図及び第5-3-4表のとおりとなった。

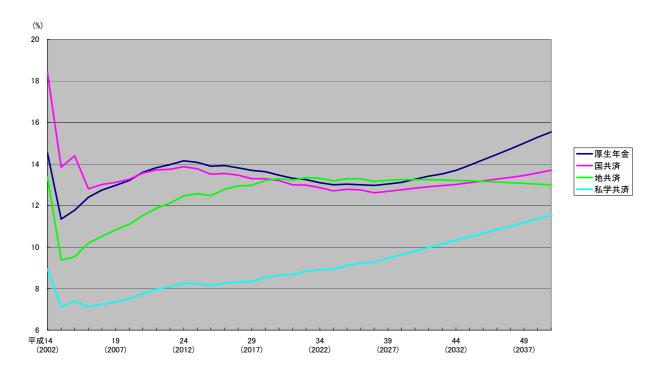
第5-3-7図 個別負担按分率(平成14年見通しと平成16年再計算との比較)



第5-3-4表 各制度の個別負担按分率の見通し

	年度	合計	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
実	平成(西暦)	%	%	%	%	%
実績	14 (2002)	100.0	74.0	_	17.1	8.9
概	15 (2003)	100.0	66.9	-	27.0	6.1
算	16 (2004)	100.0	65.6	_	28.5	5.9
	17 (2005)	100.0	64.5	_	28.0	7.5
	18 (2006)	100.0	64.6	_	27.7	7.7
	19 (2007)	100.0	65.4	_	26.7	8.0
	20 (2008)	100.0	65.7	_	26.2	8.0
見	21 (2009)	100.0	69.5	0.2	23.0	7.4
通	22 (2010)	100.0	70.1	0.4	22.0	7.5
	27 (2015)	100.0	73.4	1.7	15.6	9.2
L	32 (2020)	100.0	78.4	3.0	2.5	16.1
	37 (2025)	100.0	74.2	4.1	_	21.7
	39 (2027)	100.0	74.0	5.6	_	20.4
	42 (2030)	100.0	78.3	4.9	4.9	11.9
	47 (2035)	100.0	72.6	5.0	17.0	5.5

上記の個別負担按分の指標となっている「個別負担率」(厚生年金では「基準負担率」)の見通しは第5-3-8図のとおりとなっている。



第5-3-8図 基準負担率及び個別負担率の見通し

個別負担按分の対象となるのは、厚生年金と、個別負担率が厚生年金の基準負担率よりも低い共済組合であるが、この見込みに基づけば、個別負担按分の対象となる共済組合は、

平成20(2008)年度までは地共済と私学共済、

平成 21(2009)年度から平成 32(2020)年度までは全共済組合、

平成 33(2021)年度から平成 40(2028)年度までは国共済と私学共済、

平成 41(2029)年度以降は全共済組合

となる。

厚生年金の個別負担按分額は、個別負担の対象となる制度の個別負担率の平均 と、厚生年金の基準負担率の乖離の程度により、厚生年金の標準報酬按分額に相 当する額を減額したものとなる。

個別負担按分すべき額のうち厚生年金の負担分を除いた残りを、個別負担按分の対象となる共済組合が分担する。各共済組合の分担額は、各制度の標準報酬総額の大きさと、個別負担率の基準負担率からの乖離の程度に応じて定まることと

なる。

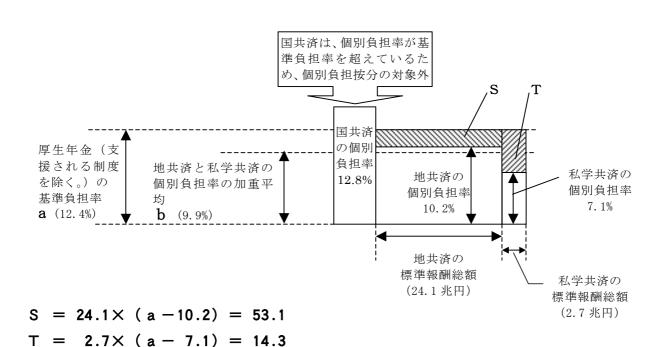
例えば、平成17年度における各制度の個別負担按分率の計算結果は第5-3-9図のとおりである。

第5-3-9図 平成17年度における個別負担按分率

共済組合 の分担 厚生年金の分担 35.5% 64.5%

支援総額の2分の1

b/a **の比率** (79.7%)で 軽減 (=100%-64.5%) $(=145.6/180.1\times79.7\%)$ 厚生年金(支援される制度を除く。) の標準報酬総額(145.6 兆円) 被用者年金全制度(支援される制度を除く。)の — 標準報酬総額(180.1 兆円)



地共済の分担 35.5%×S/(S+T) = 28.0% 私学共済の分担 35.5%×T/(S+T) = 7.5%

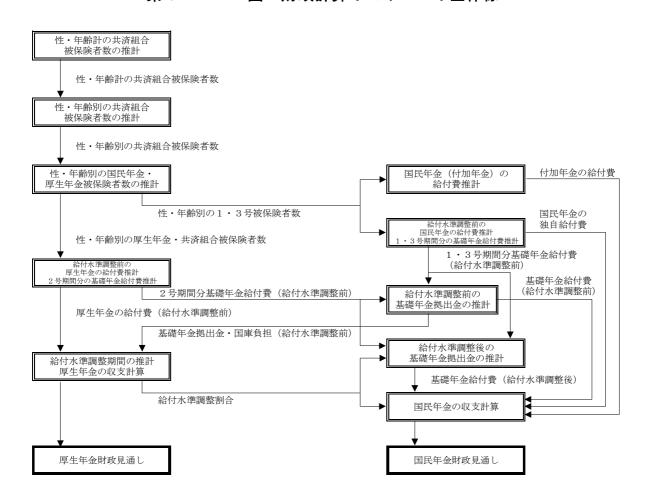
第6章 年金数理計算基礎資料

- 1 財政計算のスキーム及び計算式の概要
- 2 厚生年金に関する基礎数値
- 3 国民年金に関する基礎数値
- 4 共済組合に関する基礎数値

1. 財政計算のスキームの全体像

財政計算のスキームの全体をプログラム単位で示したのが第6-1-1図である。第6-1-1図において、 で示した処理が、1つのプログラムに対応する。ここで、性・年齢別の被保険者数の推計及び給付水準調整期間の推計に係るスキームについては、既に解説したので、以下では、給付水準調整前の厚生年金、国民年金、基礎年金の給付費推計のスキームについて述べる。

第6-1-1図 財政計算のスキームの全体像



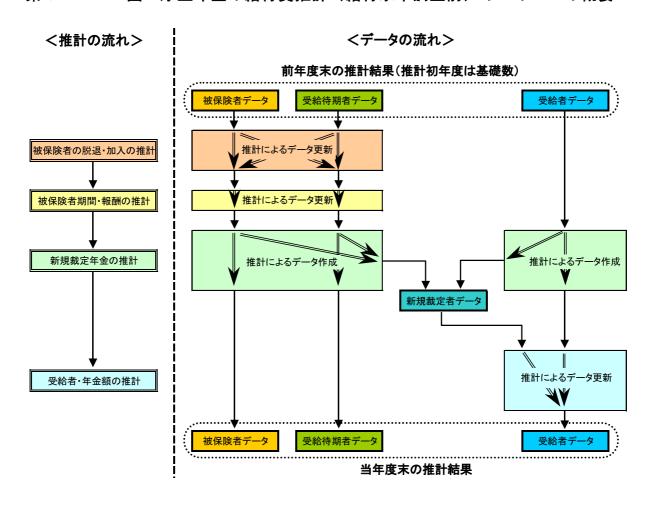
2. 厚生年金の推計スキーム及び計算式の概要

厚生年金の給付水準調整前の給付費推計のスキームの概要は第6-1-2図に示したとおりである。

給付費推計を行うに当たっては、前年度までの推計値(初期値は基礎数として 投入する)をもとに、このスキームによって当年度の推計値を漸次推計しており、 計算式は基本的に漸化式で与えられることとなる。

以下では、スキームの概要を順次述べる。

第6-1-2図 厚生年金の給付費推計(給付水準調整前)のスキームの概要



(1)被保険者の加入・脱退の推計

各年度における性・年齢別の被保険者数は、被保険者推計(第4章6を参照)において別途推計されており、厚生年金の財政計算を行う際には、既に推計されたものとなっている。

ここでは、既に推計された性・年齢別の被保険者推計の結果と一致するよ

うに、基礎率として設定した脱退力及び新規加入分布をもとに、被保険者の加入・脱退の状況を推計することとなる。

ここで、K:年度、S:被保険者種別、X:年齢、T:被保険者期間(T年以上 T+1 年未満を意味する。以下同様。)として、

変数

- L(K, S, X) : 被保険者数推計で推計された K 年度末に満 X 歳である 被保険者数
- G(K, S, X, T) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被保険者数
- GZ(K, S, X, T) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被保険者であって、K-1 年度末から引き続き被保険者である者 (残存被保険者)の数
- GE(K, S, X, T) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の受給待期者数
- GEZZ(K, S, X, T): K-1 年度に被保険者期間 T 年の受給待期者であった者 のうち、K 年度末に満 X 歳で生存している者の数
- GEZ(K, S, X, T) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の受給待期者であって、K-1 年度末から引き続き受給待期者である者の数
- GN(K, S, X, T)
 : K 年度中の再加入者であって、K 年度末に満 X 歳、被保険者期間 T 年である者の数
- GNN(K, S, X): K 年度中の新規加入者であって、K 年度末に満 X 歳である者の数
- Y(K, S, X, T) : K 年度中の脱退者であって、K 年度末に満 X 歳、被保 険者期間 T 年である者の数
- YO(K, S, X, T) : K 年度中の生存脱退者であって、K 年度末に満 X 歳、被保険者期間 T 年である者の数
- Y1(K, S, X, T) : K 年度中の死亡脱退者であって、K 年度末に満 X 歳、 被保険者期間 T 年である者の数
- Y2(K, S, X, T) : K 年度中の障害脱退者であって、K 年度末に満 X 歳、被保険者期間 T 年である者の数
- YE(K, S, X, T) : K 年度中の受給待期者からの死亡者であって、K 年度 末に満 X 歳、被保険者期間 T 年である者の数

基礎率

U(K, S, X): K 年度における X 歳の被保険者の総脱退力U1(K, S, X): K 年度における X 歳の被保険者の死亡脱退力

U2(K,S,X): K 年度における X 歳の被保険者の障害年金発生力

Q(K, S, X) : K 年度央に X 歳の K-1 年度末受給待期者の K 年度中に

おける死亡率

R(K,S,X): K 年度末に満 X 歳となる K 年度中加入者の再加入率

(過去の加入歴がある者の割合)

とする(Sについては記述を省略した。以下同様。)。

被保険者の加入・脱退の推計においては、G(K-1, S, X-1, T-1)及びGE(K-1, S, X-1, T-1)からG(K, S, X, T)及びGE(K, S, X, T)を推計する。このため、

GZ(K, S, X, T) = G(K-1, S, X-1, T-1) *exp(-U(K, S, X))

GEZZ(K, S, X, T) = GE(K-1, S, X-1, T) * (1-Q(K, S, X))

YE(K, S, X, T) = GE(K-1, S, X-1, T) *Q(K, S, X)

として、前年からの残存被保険者数及び前年からの受給待期者のうち生存し ている者の数を推計している。

次に、残存被保険者数 GZ について被保険者期間 T に関して和をとり、L と 比較することにより、当年度の再加入者数と新規加入者数の合計を推計し、 再加入率を用いて再加入者と新規加入者に振り分ける。すなわち、

GN (K, S, X, T) =
$$\frac{\text{GEZZ}(K, S, X, T)}{\sum_{T} \text{GEZZ}(K, S, X, T)} *R (K, S, X) * (L (K, S, X) - \sum_{T} \text{GZ}(K, S, X, T))$$

$$\operatorname{GNN}\left(K,\,S,\,X\right) = \left(L\left(K,\,S,\,X\right) - \sum_{T}\operatorname{GZ}\left(K,S,X,T\right)\right) - \sum_{T}\operatorname{GN}\left(K,S,X,T\right)$$

これらから、当年度末の被保険者数及び受給待期者数を、

G(K, S, X, T) = GZ(K, S, X, T) + GN(K, S, X, T) (T>0)

G(K, S, X, 0) = GN(K, S, X, 0) + GNN(K, S, X)

GEZ(K, S, X, T) = GEZZ(K, S, X, T) - GN(K, S, X, T)

Y(K, S, X, T) = G(K-1, S, X-1, T-1) - GZ(K, S, X, T)

$$Y1 (K, S, X, T) = \frac{G(K-1,S,X-1,T-1) + GZ(K,S,X,T)}{2} *U1(K, S, X)$$

$$Y2 (K, S, X, T) = \frac{G(K-1,S,X-1,T-1) + GZ(K,S,X,T)}{2} *U2 (K, S, X)$$

YO(K, S, X, T) = Y(K, S, X, T) - YI(K, S, X, T) - Y2(K, S, X, T)

GE(K, S, X, T) = GEZ(K, S, X, T) + YO(K, S, X, T)

と推計している。

(2)被保険者期間・報酬累計の推計

次に、年金給付を算定する際の基礎となる、各年度における被保険者期間 及び報酬累計を推計する。

ここで、K:年度、S:被保険者種別、X:年齢、T:被保険者期間として、 **変数**

- BB(K, S, X, T) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被保険者 1 人当たりの報酬年額
- Z(K, S, X, T, 0) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被保険者 1 人当たりの被保険者期間年数 (全期間)
- Z(K, S, X, T, 1) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被保険者 1 人当たりの被保険者期間年数(20~59 歳期間)
- W(K, S, X, T, 0) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被保険者 1 人当たりの報酬累計(平成14年度以前の期間)
- W(K, S, X, T, 1): K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被保険者 1 人当たりの報酬累計(平成 15 年度以降の期間)
- ZE(K, S, X, T, 0): K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の受給待期者 1 人当たりの被保険者期間年数(全期間)
- ZE(K, S, X, T, 1): K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の受給待期者 1 人当たりの被保険者期間年数 (20~59 歳期間)
- WE(K, S, X, T, 0): K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の受給待期者 1 人当たりの報酬累計(平成 14 年度以前の期間)
- WE(K, S, X, T, 1): K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の受給待期者 1 人当たりの報酬累計(平成 15 年度以降の期間)
- G(K, S, X, T) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被保険者数
- GZ(K,S,X,T) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被保険者であって、K-1 年度末から引き続き被保険者である者 (残存被保険者)の数
- GE(K, S, X, T) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の受給待期者数
- GEZ(K, S, X, T) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の受給待期者であって、K-1 年度末から引き続き受給待期者である者の数
- GN(K, S, X, T) : K 年度中の再加入者であって、K 年度末に満 X 歳、被保険者期間 T 年である者の数

GNN(K, S, X): K 年度中の新規加入者であって、K 年度末に満 X 歳で

ある者の数

YO(K, S, X, T) : K 年度中の生存脱退者であって、K 年度末に満 X 歳、

被保険者期間T年である者の数

基礎率

BR(S, X): 年度末に X 歳である者の標準報酬指数

BN(K, S, X) : K 年度末に X 歳である K 年度中の再加入者及び新規加

入者の平均報酬年額

H(K) : K 年度の賃金上昇率

RV(K, X) : スライド調整がないとした場合の K 年度末に X 歳であ

る者のK年度の報酬に係る再評価率

とする。

被保険者期間・報酬累計の推計においては、BB(K-1, S, X-1, T-1)、Z(K-1, S, X-1, T-1, *)、W(K-1, S, X-1, T-1, *)、ZE(K-1, S, X-1, T-1, *) 及びWE(K-1, S, X-1, T-1, *) から BB(K, S, X, T)、Z(K, S, X, T, *)、W(K, S, X, T, *)、ZE(K, S, X, T, *) 及びWE(K, S, X, T, *) を推計する。このため、まず、被保険者期間については、

Z(K, S, X, T, 0)

$$= ((Z(K-1, S, X-1, T-1, 0)+1)*GZ(K, S, X, T)$$

+
$$(ZE(K-1, S, X-1, T, 0) + \frac{1}{2}) *GN(K, S, X, T)) * \frac{1}{G(K.S.X.T)}$$
 (T>0)

Z(K, S, X, 0, 0)

=
$$((ZE(K-1, S, X-1, 0, 0) + \frac{1}{2})*GN(K, S, X, 0) + \frac{1}{2}*GNN(K, S, X))*\frac{1}{G(K,S,X, 0)}$$

ZE(K, S, X, T, 0)

= (ZE(K-1, S, X-1, T, 0) *GEZ(K, S, X, T)

+
$$(Z(K-1, S, X-1, T-1, 0) + \frac{1}{2})*Y0(K, S, X, T))*\frac{1}{GE(K,S,X,T)}$$
 (T>0)

ZE(K, S, X, 0, 0) = ZE(K-1, S, X-1, 0, 0)

と推計している。Z(K,S,X,T,1)及び ZE(K,S,X,T,1)の推計も同様であるが、X=20 のときは、

Z(K, S, 20, T, 1)

=
$$((Z(K-1, S, 19, T-1, 1) + \frac{1}{2})*GZ(K, S, 20, T)$$

+ $(ZE(K-1, S, 19, T, 1) + \frac{1}{2})*GN(K, S, 20, T))*\frac{1}{G(K,S, 20,T)}$ (T>0)

=
$$((ZE(K-1, S, 19, 0, 1) + \frac{1}{2})*GN(K, S, 20, 0) + \frac{1}{2}*GNN(K, S, 20))*\frac{1}{G(K,S, 20, 0)}$$

ZE (K, S, 20, T, 1)

= (ZE(K-1, S, 19, T, 1)*GEZ(K, S, 20, T)

$$+Z(K-1, S, 19, T-1, 1)*Y0(K, S, 20, T))*\frac{1}{GE(K,S, 20, T)}$$
 (T>0)

ZE(K, S, 20, 0, 1) = ZE(K-1, S, 19, 0, 1)

X=60 のときは、X=20 の場合と同様に推計し、

X<20 または X>60 のときは、

Z(K, S, X, T, 1)

= (Z(K-1, S, X-1, T-1, 1) *GZ(K, S, X, T)

$$+ZE(K-1, S, X-1, T, 1)*GN(K, S, X, T))*\frac{1}{G(K,S,X,T)}$$
 (T>0)

$$Z(K, S, X, 0, 1) = ZE(K-1, S, X-1, 0, 1) *GN(K, S, X, 0) * \frac{1}{G(K,S,X,0)}$$

ZE (K, S, X, T, 1)

= (ZE(K-1, S, X-1, T, 1) *GEZ(K, S, X, T)

$$+Z(K-1, S, X-1, T-1, 1)*Y0(K, S, X, T))*\frac{1}{GE(K,S,X,T)}$$
 (T>0)

ZE(K, S, X, 0, 1) = ZE(K-1, S, X-1, 0, 1)

と推計することにより、20 歳未満及び60 歳以上に係る期間分を累積しないよう推計している(なお、X<20 については、Z(K,S,X,T,1) 及びZE(K,S,X,T,1) は、すべて0となっている。)。

次に、年度末における被保険者 1 人あたりの報酬年額について、BB(K, S, X, T)

=
$$(BB(K-1, S, X-1, T-1) * \frac{BR(S,X)}{BR(S,X-1)} * (1+H(K)) *GZ(K, S, X, T)$$

+BN(K, S, X)*GN(K, S, X, T))*
$$\frac{1}{G(K,S,X,T)}$$
 (T>0)

BB(K, S, X, 0) = BN(K, S, X)

として推計している。

報酬累計については、このように推計した年度末における被保険者1人当たりの報酬年額BBをもとにして、平成15年度以降の被保険者1人当たりの報酬累計を

$$+\frac{1}{2}*BN(K, S, X)*GN(K, S, X, T))*\frac{\prod_{\kappa}^{n}(1+RV(\kappa, X-K+\kappa))}{\prod_{\kappa}^{n}(1+H(\kappa))}$$

$$)*\frac{1}{G(K,S,X,T)} (T>0)$$

W(K, S, X, 0, 1)

= (WE(K-1, S, X-1, 0, 1) *GN(K, S, X, 0) * (1+RV(K, X))

$$+\frac{1}{2}*BN(K, S, X)*(GN(K, S, X, 0)+GNN(K, S, X))*\frac{\prod_{\kappa}^{N}(1+RV(\kappa, X-K+\kappa))}{\prod_{\kappa}^{N}(1+H(\kappa))}$$

$$)*\frac{1}{G(K, S, X, 0)}$$

WE(K, S, X, T, 1)

= ((WE (K-1, S, X-1, T, 1) *GEZ (K, S, X, T) +W (K-1, S, X-1, T-1, 1) *YO (K, S, X, T)) * (1+RV (K, X))

$$+\frac{1}{2}*BB(K-1, S, X-1, T-1)*Y0(K, S, X, T)*\frac{\prod_{\kappa}^{K}(1+RV(\kappa, X-K+\kappa))}{\prod_{\kappa}^{K}(1+H(\kappa))}$$

$$)*\frac{1}{GE(K, S, X, T)} (T>0)$$

WE (K, S, X, 0, 1) = WE(K-1, S, X-1, 0, 1) * (1+RV(K, X))

として推計している。平成 14 年度以前の報酬累計には、当年度分の報酬が 累積されることがないため

W(K, S, X, T, 0)

=
$$(W(K-1, S, X-1, T-1, 0) *GZ(K, S, X, T) +WE(K-1, S, X-1, T, 0) *GN(K, S, X, T))$$

$$*(1+RV(K, X))*\frac{1}{G(K,S,X,T)}$$
 (T>0)

W(K, S, X, 0, 0)

=WE (K-1, S, X-1, 0, 0) *GN (K, S, X, 0) * (1+RV (K, X)) *
$$\frac{1}{G(K,S,X,0)}$$

WE(K, S, X, T, 0)

= (WE (K-1, S, X-1, T, 0) *GEZ (K, S, X, T)

+W(K-1, S, X-1, T-1, 0)*YO(K, S, X, T))

$$*(1+RV(K,X))*\frac{1}{GE(K,S,X,T)}$$
 (T>0)

WE (K, S, X, 0, 0) = WE(K-1, S, X-1, 0, 0) * (1+RV(K, X))

として推計している(実際には、推計初年度となる平成 14 年度のみ、当年度分の報酬が累積されるが、その方法は平成 15 年度以降と同等の推計方法によるものである。この場合、被保険者 1 人あたりの報酬年額 BB(K, S, X, T)、標準報酬指数 BR(S, X)及び当年度の再加入者及び新規加入者の平均報酬年額 BN(K, S, X)については、賞与を含まない標準報酬月額ベースのもので推計を行っている。また、W(K, S, X, T, 1)及び WE(K, S, X, T, 1)については、平成 15 年度以降の累計であるため、平成 14 年度末の時点では、すべて 0 となっている。)。

(3)新規裁定年金の推計

(2)までにおいて、被保険者及び受給待期者の被保険者期間及び報酬累計が推計されるが、被保険者及び受給待期者が年金受給の支給要件を満たした段階で、新規裁定年金の推計を行うこととなる。以下では、老齢年金、障害年金、遺族年金について、それぞれ、新規裁定年金の推計方法について述べる。

なお、(3) \sim (5) において受給者数、年金額を推計する際には、共通の引数として、I: 年金種別及びJ: 給付の種類を用いる。ここで、年金種別Iについては、以下の通りである。

I= 1 : 新法老齢年金・老齢相当・退職

2 : 新法老齢年金・老齢相当・在職

3 :新法老齢年金·通老相当·退職

4 : 新法老龄年金·通老相当·在職

5:旧法老齢年金・退職

6:旧法老齢年金・在職

7 : 旧法通算老齢年金・退職

8 : 旧法通算老龄年金·在職

9 : 新法障害年金

10 : 旧法障害年金

11 : 新法遺族年金

12 : 旧法遺族年金

13 : 旧法通算遺族年金

ここで、「旧法」とは昭和 60 年改正前の制度に基づく給付のことであり、「新法」とは昭和 60 年改正後の制度に基づく給付のことである。

新規裁定年金の推計は、新法について行うため、以下で①老齢年金は I=1 ~4、②障害年金は I=9、③遺族年金は I=11 について推計を行うものである。

①老齢年金

老齢年金は、国民年金の保険料未納期間を除く公的年金制度の加入期間と外国に居住していた期間等のいわゆるカラ期間を通算して 25 年に満たない場合 (経過的に受給資格期間が短縮されている場合は、短縮された期間に満たない場合)、支給されないこととなっているが、厚生年金以外の加入期間等を通算して 25 年以上となるかどうか判別できないため、25 年の受給資格要件の判定は行なわず、年齢が支給開始年齢に達しているかのみを判定して、新規裁定年金の推計を行っている。

なお、老齢相当及び通老相当の区分については、厚生年金の加入期間が 25 年以上の者の年金を老齢相当、25 年未満の者の年金を通老相当と区分 しているものである。

ここで、K:年度、S:被保険者種別、X:年齢、XX:繰上年数、T:被保 険者期間、I:給付の種類として、

変数

RN(K, S, X, XX, I) : K 年度末に満 X 歳であり、繰上年数が XX 年である K 年度中の新規裁定者の数

FN(K, S, X, XX, I, J): K 年度末に満 X 歳であり、繰上年数が XX 年である K 年度中の新規裁定者の新規裁定年金額(総額)

G(K, S, X, T) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被 保険者数

Z(K, S, X, T, 0) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被保険者 1 人当たりの被保険者期間年数(全期間)

Z(K, S, X, T, 1) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被保険者 1 人当たりの被保険者期間年数 (20~59歳期間)

W(K, S, X, T, 0) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被 保険者 1 人当たりの報酬累計(平成 14 年度以前 の期間) W(K, S, X, T, 1) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被

保険者 1 人当たりの報酬累計(平成 15 年度以降

の期間)

GE(K, S, X, T): K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の受

給待期者数

ZE(K, S, X, T, 0) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の受

給待期者1人当たりの被保険者期間年数(全期間)

ZE(K, S, X, T, 1) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の受

給待期者1人当たりの被保険者期間年数(20~59

歳期間)

WE(K, S, X, T, 0) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の受

給待期者 1 人当たりの報酬累計(平成 14 年度以

前の期間)

WE(K, S, X, T, 1) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の受

給待期者 1 人当たりの報酬累計(平成 15 年度以

降の期間)

基礎率

RIS(XX) : 繰上請求率

NS(S, X): 受給者と配偶者の年齢相関(振替加算)

給付乗率・単価等

PRO(K, X) : 給付乗率 (平成 14 年度以前の期間に係る分)

PROS(K, X): 給付乗率 (平成 15 年度以降の期間に係る分)

FL(K) : 定額単価

FLT(K, X): 定額単価に乗じる生年度別乗率

FL1(K) : 基礎年金額

CAN(K, X) : 加入可能年数

ADT(K, 1) : 加給年金額(配偶者)

SADT(K, X):加給年金額(配偶者特別加算)

ADT (K, 2) : 加給年金額 (第1子及び第2子、1人当たり)

CADT (K, X) : 振替加算額

とする。老齢年金の新規裁定年金の推計においては、対象となる給付の種類」は

J= 1 :報酬比例部分

2 : 定額部分

14: 厚生年金期間に係る基礎年金給付費

4:配偶者に対する加給年金額

5 : 子に対する加給年金額

23:配偶者に対する加給年金額の特別加算額

6 : 基礎年金の振替加算額

まず、新規裁定者数について (X=支給開始年齢-XXの時)

$$RN(K, S, X, XX, I) = \begin{cases} \sum_{T} RIS(XX) *G(K, S, X, T) & (在職者の場合) \\ \\ \sum_{T} RIS(XX) *GE(K, S, X, T) & (退職者の場合) \end{cases}$$

と推計している(和は、老齢相当の場合 T≥25、通老相当の場合 T≤24 について取る。以下同様。)。

次に、新規裁定年金額(総額)を次のとおり推計する。まず、報酬比例 部分については、

FN(K, S, X, XX, I, 1)

と推計している。

次に、定額部分(基礎年金分を含む。) については、 FN(K, S, X, XX, I, 2)

$$= \left\{ \begin{array}{l} \sum_{T} RIS(XX)*G(K,S,X,T) \\ *FL(K)*FLT(K,X)*max(Z(K,S,X,T,0),40) & (在職者の場合) \\ \\ \sum_{T} RIS(XX)*GE(K,S,X,T) \\ *FL(K)*FLT(K,X)*max(ZE(K,S,X,T,0),40) & (退職者の場合) \end{array} \right.$$

と推計している。厚生年金期間に係る基礎年金給付費については、 FN(K, S, X, XX, I, 14)

$$= \begin{cases} \sum_{T} RIS(XX)*G(K, S, X, T)*FL1(K)*min(\frac{Z(K,S,X,T,1)}{CAN(K,X)}, 1) \\ (在職者の場合) \end{cases}$$

$$= \begin{cases} \sum_{T} RIS(XX)*GE(K, S, X, T)*FL1(K)*min(\frac{ZE(K,S,X,T,1)}{CAN(K,X)}, 1) \\ (退職者の場合) \end{cases}$$

と推計している。経過的加算額については、

ここで、まず、配偶者に対する加給年金額を

FN(K, S, X, XX, I, 3)=max(FN(K, S, X, XX, I, 2)-FN(K, S, XX, I, 14), 0) と推計している。

なお、繰上げによる年金額の減額については、ここでは考慮せず、後の 推計過程において、減額することとしている。

次に、老齢相当(退職・在職)について、加給年金額及び配偶者に対する特別加算額並びに基礎年金の振替加算額を推計する。これらは、全ての者に対して裁定されるものではないが、推計の手法としては、一旦、全ての新規裁定年金に対して計上し、後の過程において、新規裁定年金と既裁定年金とを合算した後に、受給者全体に対して対象者割合を乗じることにより、年金額を推計する手法をとっている(この推計の過程は後述する。)。

FN(K, S, X, XX, I, 4)

$$= \left\{ \begin{array}{l} \sum_{T} RIS(XX)*G(K,S,X,T)*ADT(K,1) & (在職者の場合) \\ \\ \sum_{T} RIS(XX)*GE(K,S,X,T)*ADT(K,1) & (退職者の場合) \end{array} \right.$$

と推計し、子に対する加給年金額を

FN(K, S, X, XX, I, 5)

$$= \begin{cases} \sum_{T} RIS(XX)*G(K, S, X, T)*ADT(K, 2) & (在職者の場合) \\ \\ \sum_{T} RIS(XX)*GE(K, S, X, T)*ADT(K, 2) & (退職者の場合) \end{cases}$$

と推計している(子に対する加給年金額は、ここでは、第1子または第2子の場合の1人あたり年金額によって推計を行い、後の推計過程において

対象者割合を乗じる際に、第 3 子以降を含めて調整を行うこととしている。)。また、配偶者に対する加給年金額の特別加算額を

FN (K, S, X, XX, I, 23)

$$= \left\{ \begin{array}{l} \sum_{T} RIS(XX)*G(K,S,X,T)*SADT(K,X) & (在職者の場合) \\ \\ \sum_{T} RIS(XX)*GE(K,S,X,T)*SADT(K,X) & (退職者の場合) \end{array} \right.$$

と推計し、基礎年金の振替加算額を

FN(K, S, X, XX, I, 6)

$$= \left\{ \begin{array}{l} \sum_{T} RIS(XX)*G(K,S,X,T)*CADT(K,NS(S,X)) & (在職者の場合) \\ \\ \sum_{T} RIS(XX)*GE(K,S,X,T)*CADT(K,NS(S,X)) & (退職者の場合) \end{array} \right.$$

と推計している。

②障害年金

障害年金については、当年度の障害脱退者から新規裁定年金の推計を 行う。

ここで、K:年度、S:被保険者種別、X:年齢、T:被保険者期間、J: 給付の種類として、

変数

RN(K, S, X, 0, 9) : K 年度末に満 X 歳である K 年度中の新規裁定者数

FN(K, S, X, 0, 9, J): K 年度末に満 X 歳である K 年度中の新規裁定者の

新規裁定年金額(総額)

Y2(K,S,X,T) : K 年度中の障害脱退者であって、K 年度末に満 X

歳、被保険者期間T年である者の数

BB(K, S, X, T) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被

保険者1人当たりの報酬年額

Z(K, S, X, T, 0) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被

保険者1人当たりの被保険者期間年数(全期間)

W(K, S, X, T, 0) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被

保険者1人当たりの報酬累計(平成14年度以前の

期間)

W(K, S, X, T, 1) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被

保険者1人当たりの報酬累計(平成15年度以降の

期間)

基礎率

CL(S, 1) : 障害厚生年金の等級割合(1級)

CL(S, 2) : (2 級)

CL(S,3) : (3 %)

(CL(S, 1)+CL(S, 2)+CL(S, 3)=1 が成り立つ)

NS(S, X): 受給者と配偶者の年齢相関(振替加算)

給付乗率 • 単価等

FL1(K) : 基礎年金額

ADT(K, 1) : 加給年金額(配偶者)

ADT(K, 2) : 子に対する基礎年金の加算額

(第1子及び第2子、1人あたり)

CADT (K, X) : 振替加算額

MINB(K): 障害3級の最低保障年金額

とする(なお、RN(K, S, X, 0, 9)及び FN(K, S, X, 0, 9, J)の引数のうち、4 番目の「0」については、変数の型を繰上げのある新法老齢年金と揃えるための形式的なものであり、新法老齢年金以外の年金では具体的意味を持つ引数とはなっていない。)。障害年金の新規裁定年金の推計においては、対象となる給付の種類 I は

J= 1 :報酬比例部分 (障害 1・2級)

14 : 基礎年金給付費

4:(配偶者に対する)加給年金額

21 : 基礎年金の子に対する加算額

6 : 基礎年金の振替加算額

10:報酬比例部分(障害3級)

12:最低保障年金額(障害3級)

であり、当年度の Y2(K,S,X,T)、 Z(K,S,X,T,0)、 W(K,S,X,T,*) から RN(K,S,X,0,9) 及び FN(K,S,X,0,9,J) を推計する。

まず、新規裁定者数について

$$RN(K, S, X, 0, 9) = \sum_{T} Y2(K, S, X, T) * (CL(S, 1) + CL(S, 2) + CL(S, 3))$$

と推計している。次に、新規裁定年金額(総額)を次のとおり推計する。 まず、1・2級の場合について、報酬比例部分については、

FN (K, S, X, 0, 9, 1)
$$= \sum_{T} Y2 (K,S,X,T) *CL (S, 1) *1.25$$

$$* (\frac{7.125}{1000} *W (K, S, X, T, 0)$$

$$+ \frac{5.481}{1000} *(W (K, S, X, T, 1) - \frac{1}{2} *BB (K, S, X, T)))$$

$$* \frac{25}{\min(25,Z (K,S,X,T, 0) - \frac{1}{2})}$$

$$+ \sum_{T} Y2 (K,S,X,T) *CL (S, 2)$$

$$* (\frac{7.125}{1000} *W (K, S, X, T, 0)$$

$$+ \frac{5.481}{1000} *(W (K, S, X, T, 1) - \frac{1}{2} *BB (K, S, X, T)))$$

$$* \frac{25}{\min(25,Z (K,S,X,T, 0) - \frac{1}{2})}$$
(2 級)

と推計している。なお、 $\frac{25}{\min(25,Z(K,S,X,T,0)-\frac{1}{2})}$ については、被保険者期間

が 300 月(25年)に満たない者については、300 月とみなすことによるものである。

厚生年金の障害脱退者から発生する基礎年金給付費については、 FN(K, S, X, 0, 9, 14)

$$= \sum_{T} Y2(K,S,X,T) *CL(S,1) *1.25*FL1(K)$$
 (1 級)

+
$$\sum_{T} Y2(K,S,X,T)*CL(S,2)*FL1(K)$$
 (2 \Re)

と推計している。

加給年金額(子については基礎年金に加算があるので配偶者のみ)並びに基礎年金の子に対する加算額及び振替加算額については、老齢年金の場合と同様、一旦、全ての新規裁定年金に対して計上し、後の推計過程において対象者割合を乗じることにより推計していることとしており、加給年金額を

$$= \sum_{T} Y2(K,S,X,T) * (CL(S, 1) + CL(S, 2)) * ADT(K, 1)$$

と推計し、基礎年金の子に対する加算額を

FN (K, S, X, 0, 9, 21)

$$= \sum_{T} Y2(K,S,X,T) * (CL(S, 1) + CL(S, 2)) * ADT(K, 2)$$

と推計し、振替加算額を

FN(K, S, X, 0, 9, 6)

$$= \sum_{T} Y2(K,S,X,T) * (CL(S, 1) + CL(S, 2)) * CADT(K, NS(S, X))$$

と推計している。

障害3級については別途推計を行っており、報酬比例部分の計算額については、

FN (K, S, X, 0, 9, 10)

$$= \sum_{T} Y2(K,S,X,T)*CL(S,3)$$

$$*(\frac{7.125}{1000}*W(K,S,X,T,0)$$

$$+\frac{5.481}{1000}*(W(K,S,X,T,1)-\frac{1}{2}*BB(K,S,X,T)))$$

$$*\frac{25}{\min(25,Z(K,S,X,T,0)-\frac{1}{2})}$$

と推計している。

また、障害3級について、最低保障年金額を FN(K,S,X,0,9,12)

$$= \sum_{T} Y2(K,S,X,T) *CL(S,3) *MINB(K)$$

と一旦、全ての新規裁定年金に対して計上し、後の推計過程において上記 の報酬比例部分の計算額と比較し、差額分を最低保障に必要な額としてい る。

③ 遺族年金

遺族年金については、当年度の死亡脱退者、待期中死亡者、年金失権者から、それぞれ新規裁定年金の推計を行う。以下では、K:年度、S:被保険者種別、X:死亡者の年齢、T:被保険者期間、V:新規裁定者の年齢、

XX:繰上年数(新法老齢年金のみ)として、

変数

- RN(K, S, V, 0, 11) : K 年度末に満 V 歳である K 年度中の新規裁定者 数
- FN(K, S, V, 0, 11, J): K 年度末に満 V 歳である K 年度中の新規裁定者 の新規裁定年金額(総額)
- Y1(K, S, X, T)
 : K 年度中の死亡脱退者であって、K 年度末に満 X

 歳、被保険者期間 T 年である者の数
- YE(K, S, X, T) : K 年度中の受給待期者からの死亡者であって、K 年末に満 X 歳、被保険者期間 T 年である者の数
- BB(K, S, X, T) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の 被保険者 1 人あたりの報酬年額
- Z(K, S, X, T, 0) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の 被保険者 1 人当たりの被保険者期間年数(全期間)
- W(K, S, X, T, 0): K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の 被保険者 1 人当たりの報酬累計(平成 14 年度以 前の期間)
- W(K, S, X, T, 1): K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の 被保険者 1 人当たりの報酬累計(平成 15 年度以 降の期間)
- WE(K, S, X, T, 0) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の 受給待期者 1 人当たりの報酬累計 (平成 14 年度 以前の期間)
- WE(K, S, X, T, 1) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の 受給待期者 1 人当たりの報酬累計(平成 15 年度 以降の期間)
- R(K, S, X, XX, 1) : K 年度末における満 X 歳、繰上年数 XX 年の受給者数 (新法老齢年金・老齢相当・退職)
- R(K, S, X, XX, 3) : K 年度末における満 X 歳、繰上年数 XX 年の受給者数 (新法老齢年金・通老相当・退職)
- R(K, S, X, 0, 5) : K 年度末における満 X 歳の受給者数 (旧法老齢 年金・退職)
- R(K, S, X, 0, 7): K 年度末における満 X 歳の受給者数 (旧法通算老齢年金・退職)
- R(K, S, X, 0, 9) : K 年度末における満 X 歳の受給者数 (新法障害 年金)

R(K, S, X, 0, 10) : K 年度末における満 X 歳の受給者数 (旧法障害

年金)

F(K, S, X, XX, 1, J) : K 年度末における満 X 歳、繰上年数 XX 年の受給

者の年金額(新法老齢年金・老齢相当・退職)

F(K, S, X, XX, 3, J) : K 年度末における満 X 歳、繰上年数 XX 年の受給

者の年金額(新法老齢年金・通老相当・退職)

F(K, S, X, 0, 5, J) : K 年度末における満 X 歳の受給者の年金額(旧

法老龄年金·退職)

F(K, S, X, 0, 7, J) : K 年度末における満 X 歳の受給者の年金額(旧

法通算老齢年金・退職)

F(K, S, X, 0, 9, J) : K 年度末における満 X 歳の受給者の年金額 (新

法障害年金)

F(K, S, X, 0, 10, J): K 年度末における満 X 歳の受給者の年金額(旧

法障害年金)

基礎率

RS(S, X, 1) : 有遺族率 (障害年金受給者以外)

RS(S, X, 2) : 有遺族率 (障害年金受給者)

YX(S, X) : 死亡者と新規裁定者の年齢相関

Q(K, S, X, 1) : 年金失権率 (老齢年金)

Q(K, S, X, 2) : 年金失権率 (障害年金)

CL(S,1): 障害厚生年金の等級割合(1級)

CL(S, 2) : (2 &)

RV(K, X) : (単年の) 年金改定率

給付乗率・単価等

PRO(K, X) : 給付乗率 (平成 14 年度以前の期間に係る分)

PROS(K, X) : 給付乗率 (平成 15 年度以降の期間に係る分)

FL1(K) : 基礎年金単価

ADT(K, 2) : 子に対する基礎年金の加算額

(第1子及び第2子、1人あたり)

WIF(K):中高齢寡婦加算額

WIFE(K, V) : 経過的寡婦加算額

TMRV(K, X, V): 死亡者と新規裁定者の新規裁定年金水準差

とする(なお、TMRV(K, X, V)は、遺族年金の水準は新規裁定者と同世代の者の年金水準であるため、死亡者の年金水準との差を調整するものである。)。遺族年金の新規裁定年金の推計においては、対象となる給付の種類」は

J= 1:報酬比例部分

14 : 基礎年金給付費

21:基礎年金の子に対する加算額

7 : 中高齢寡婦加算額

8:経過的寡婦加算額

であり、当年度の Y1(K,S,X,T)、 Z(K,S,X,T,0)、 W(K,S,X,T,*)、 YE(K,S,X,T)及び WE(K,S,X,T,*)並びに前年度の R(K-1,S,X-1,XX,I)及び F(K-1,S,X-1,XX,I,J)から RN(K,S,V,0,11)及び FN(K,S,V,0,11,J)を推計する。

遺族年金は、X 歳の被保険者、受給待期者または受給者が死亡した場合に、YX(S,X)歳の受給者を新規裁定することとしているが、YX(S,X)は整数値以外もとることとしているため、

$$\left\{egin{array}{ll} V=[YX(S,X)] & (ただし、[*]は*の整数部分) \ lpha=YX(S,X)-[YX(S,X)] & \end{array}
ight.$$

として、V 歳に $(1-\alpha)$ 、V+1 歳に α の比率で振り分けて発生させている。

なお、受給待期者からの遺族年金については、公的年金の加入期間等が 通算して 25 年以上あるとき等に支給されるものであるが、老齢年金の新 規裁定年金の推計と同様に 25 年の受給資格要件の判定を行わない推計と している。

まず、新規裁定者数について

RN (K, S, V+1, 0, 11) = α

*
$$(\sum_{T} Y1 (K,S,X,T)*RS (S,X,1)$$
+ $\sum_{T} YE (K,S,X,T)*RS (S,X,1)$
+ $\sum_{XX} R(K-1,S,X-1,XX,1)*Q (K,S,X,1)*RS (S,X,1)$
+ $R(K-1,S,X-1,0,5)*Q (K,S,X,1)*RS (S,X,1)$
+ $R(K-1,S,X-1,XX,3)*Q (K,S,X,1)*RS (S,X,1)$
+ $R(K-1,S,X-1,XX,3)*Q (K,S,X,1)*RS (S,X,1)$
+ $R(K-1,S,X-1,0,7)*Q (K,S,X,1)*RS (S,X,1)$
+ $R(K-1,S,X-1,0,9)*R (K-1,S,X-1,10)$
* $Q(K,S,X,2)*RS (S,X,2)*(CL (S,1)*CL (S,2))$

$$RN(K, S, V, 0, 11) = (1-\alpha)$$

$$*(\sum_{T} Y1(K,S,X,T)*RS(S,X,1)$$

$$+ \sum_{XX} R(K-1,S,X-1,XX,1)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$$

$$+ R(K-1,S,X-1,0,5)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$$

$$+ R(K-1,S,X-1,0,5)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$$

$$+ R(K-1,S,X-1,XX,3)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$$

$$+ R(K-1,S,X-1,0,7)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$$

$$+ (R(K-1,S,X-1,0,9)+R(K-1,S,X-1,10))$$

$$*Q(K,S,X,2)*RS(S,X,2)*(CL(S,1)+CL(S,2)))$$
と推計している。次に、新規裁定年金額(総額)を次のとおり推計する。まず、報酬比例部分については、
$$FN(K,S,V+1,0,11,1) = \alpha*\frac{3}{4}$$

$$*(\sum_{T} Y1(K,S,X,T)*RS(S,X,1)$$

$$+F\left(K-1,S,X-1,0,5,1\right)*Q\left(K,S,X,1\right)*RS\left(S,X,1\right) \\ *\left(1+RV\left(K,X\right)\right)*TMRV\left(K,X,V+1\right) \\ +\sum_{xx}F\left(K-1,S,X-1,XX,3,1\right)*Q\left(K,S,X,1\right)*RS\left(S,X,1\right) \\ *\left(1+RV\left(K,X\right)\right)*TMRV\left(K,X,V+1\right) \\ +F\left(K-1,S,X-1,0,7,1\right)*Q\left(K,S,X,1\right)*RS\left(S,X,1\right) \\ *\left(1+RV\left(K,X\right)\right)*TMRV\left(K,X,V+1\right) \\ +F\left(K-1,S,X-1,0,9,1\right)*Q\left(K,S,X,2\right)*RS\left(S,X,2\right) \\ *\frac{CL\left(S,1\right)+CL\left(S,2\right)}{CL\left(S,1\right)*1.25+CL\left(S,2\right)}*\left(1+RV\left(K,X\right)\right)*TMRV\left(K,X,V+1\right) \\ +F\left(K-1,S,X-1,0,10,1\right)*Q\left(K,S,X,2\right)*RS\left(S,X,2\right) \\ *\frac{CL\left(S,1\right)+CL\left(S,2\right)}{CL\left(S,1\right)*1.25+CL\left(S,2\right)}*\frac{7.125/1000}{9.5/1000}*\frac{25}{20} \\ *\left(1+RV\left(K,X\right)\right)*TMRV\left(K,X,V+1\right) \\)$$

$$FN\left(K,S,V,0,11,1\right)=\left(1-\alpha\right)*\frac{3}{4} \\ *\left(\sum_{T}Y1\left(K,S,X,T\right)*RS\left(S,X,1\right) \\ *max\left(\left(\frac{7.125}{1000}*W\left(K,S,X,T,0\right)-\frac{1}{2}\right) \\ min\left(25,Z\left(K,S,X,T,0\right)-\frac{1}{2}\right) \\ *PRO\left(K,X\right)*W\left(K,S,X,T,1\right)-\frac{1}{2}*BB\left(K,S,X,T\right)\right) \\ +\sum_{T}YE\left(K,S,X,T\right)*RS\left(S,X,1\right) \\ *\left(PRO\left(K,X\right)*WE\left(K,S,X,T,0\right) \\ +PROS\left(K,X\right)*WE\left(K,S,X,T,1\right) \\ *\left(PRO\left(K,X\right)*WE\left(K,S,X,T,0\right) \\ +PROS\left(K,X\right)*WE\left(K,S,X,T,1\right)\right) \\ *\sum_{xx}F\left(K-1,S,X-1,XX,1,1\right)*Q\left(K,S,X,1\right)*RS\left(S,X,1\right) \\ *\left(1+RV\left(K,X\right)\right)*TMRV\left(K,X,V\right) \\ *\left(1+RV\left(K,X\right)\right)*TMRV\left(K,X,X\right) \\ *\left(1+RV\left(K,X\right)\right)*TMRV\left(K$$

$$+F\left(K-1,S,X-1,0,5,1\right)*Q\left(K,S,X,1\right)*RS\left(S,X,1\right) \\ *\left(1+RV\left(K,X\right)\right)*TMRV\left(K,X,V\right) \\ +\sum_{XX}F\left(K-1,S,X-1,XX,3,1\right)*Q\left(K,S,X,1\right)*RS\left(S,X,1\right) \\ *\left(1+RV\left(K,X\right)\right)*TMRV\left(K,X,V\right) \\ +F\left(K-1,S,X-1,0,7,1\right)*Q\left(K,S,X,1\right)*RS\left(S,X,1\right) \\ *\left(1+RV\left(K,X\right)\right)*TMRV\left(K,X,V\right) \\ +F\left(K-1,S,X-1,0,9,1\right)*Q\left(K,S,X,2\right)*RS\left(S,X,2\right) \\ *\frac{CL\left(S,1\right)+CL\left(S,2\right)}{CL\left(S,1\right)*1.25+CL\left(S,2\right)}*\left(1+RV\left(K,X\right)\right)*TMRV\left(K,X,V\right) \\ +F\left(K-1,S,X-1,0,10,1\right)*Q\left(K,S,X,2\right)*RS\left(S,X,2\right) \\ *\frac{CL\left(S,1\right)+CL\left(S,2\right)}{CL\left(S,1\right)*1.25+CL\left(S,2\right)}*\frac{7.125/1000}{9.5/1000}*\frac{25}{20} \\ *\left(1+RV\left(K,X\right)\right)*TMRV\left(K,X,V\right) \\ \right)$$

と推計している。

なお、
$$\frac{25}{\min(25,Z(K,S,X,T,0)-\frac{1}{2})}$$
については、被保険者期間が 300 月 (25

年)に満たない者については、300 月とみなすことによるものである。また、旧法障害年金受給者が死亡したときに裁定される年金額に $\frac{7.125/1000}{9.5/1000}*\frac{25}{20}$ を乗じるのは、旧法障害年金の年金額の算定にあたって、

年金給付乗率が異なっていること及び被保険者期間が 240 月 (20 年) に満たない者については 240 月とみなしていることについて調整する必要があることによるものである。

厚生年金の被保険者期間に係る遺族基礎年金の給付費については、 FN(K, S, V+1, 0, 11, 14)

 $= \alpha *FL1(K)$

*
$$(\sum_{T} Y1(K,S,X,T)*RS(S,X,1)$$
+ $\sum_{XX} R(K-1,S,X-1,XX,1)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$
+ $R(K-1,S,X-1,0,5)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$

FN(K, S, V, 0, 11, 14) =
$$(1-\alpha)*FL1(K)$$
 *($\sum_{T} Y1(K,S,X,T)*RS(S,X,1)$ + $\sum_{XX} R(K-1,S,X-1,XX,1)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$ + $R(K-1,S,X-1,0,5)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$) と推計し、子に対する加算額については、FN(K,S,V+1,0,11,21) = $\alpha*ADT(K,2)$ *($\sum_{T} Y1(K,S,X,T)*RS(S,X,1)$ + $R(K-1,S,X-1,XX,1)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$ + $R(K-1,S,X-1,0,5)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$ + $R(K-1,S,X-1,0,5)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$ + $R(K-1,S,X-1,XX,1)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$ + $R(K-1,S,X-1,XX,1)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$ + $R(K-1,S,X-1,XX,1)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$ + $R(K-1,S,X-1,0,5)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$ + $R(K-1,S,X-1,0,5)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$ + $R(K-1,S,X-1,XX,1)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$ + $R(K-1,S,X-1,XX,1)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$ + $R(K-1,S,X-1,XX,1)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$ + $R(K-1,S,X-1,XX,1)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$ + $R(K-1,S,X-1,0,5)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$ + $R(K-1,S,X-1,0,0)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$ + $R(K-1,S,X-1,0,0)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$ + $R(K-1,S,X-1,0,0)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$ + $R(K-1,S,X-1,0,0)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$ + $R(K-1,S,X-1,0,0)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)*Q(K,S,X,2)*RS(S,X,2)*RS(S,X,2)*CL(S,1)*CL(S,2)*D(S,S,X,2)*RS(S,X,2)*CL(S,1)*CL(S,2)*D(S,S,X,2)*RS(S,X,2)*RS(S,X,2)*CL(S,1)*CL(S,2)*D(S,S,X,2)*RS(S,$

FN(K, S, V, 0, 11, 7)
$$= (1-\alpha)*WIF(K)$$

$$*(\sum_{\tau} Y1(K,S,X,T)*RS(S,X,1) + \sum_{\tau} YE(K,S,X,T)*RS(S,X,1)$$

$$+ \sum_{xx} R(K-1,S,X-1,XX,1)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$$

$$+ R(K-1,S,X-1,0,5)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$$

$$+ (R(K-1,S,X-1,0,9)+R(K-1,S,X-1,0,10))$$

$$*Q(K,S,X,2)*RS(S,X,2)*(CL(S,1)+CL(S,2))$$
と推計し、経過的寡婦加算額については、
FN(K,S,V+1,0,11,8)
$$= \alpha*WIFE(K,V+1)$$

$$*(\sum_{\tau} Y1(K,S,X,T)*RS(S,X,1) + \sum_{\tau} YE(K,S,X,T)*RS(S,X,1)$$

$$+ \sum_{xx} R(K-1,S,X-1,XX,1)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$$

$$+ R(K-1,S,X-1,0,9)+R(K-1,S,X-1,0,10))$$

$$*Q(K,S,X,2)*RS(S,X,2)*(CL(S,1)+CL(S,2))$$
FN(K,S,V,0,11,8)
$$= (1-\alpha)*WIFE(K,V)$$

$$*(\sum_{\tau} Y1(K,S,X,T)*RS(S,X,1) + \sum_{\tau} YE(K,S,X,T)*RS(S,X,1)$$

$$+ \sum_{xx} R(K-1,S,X-1,XX,1)*Q(K,S,X,1)*RS(S,X,1)$$

$$+ R(K-1,S,X-1,0,9)+R(K-1,S,X-1,0,10))$$

$$*Q(K,S,X,2)*RS(S,X,2)*(CL(S,1)+CL(S,2))$$
と推計している。

(4) 受給者・年金額の推計

(3)で当年度中の新規裁定年金の推計を行ったが、これと前年度末の受給者の状況とから当年度末の受給者の状況を推計する。

ここで、K:年度、S:被保険者種別、X:年齢、XX:繰上年数(新法老齢年金に限る。)、I:年金種別、J:給付の種類として、

変数

R(K, S, X, XX, I): K 年度末における満 X 歳、繰上年数 XX 年の受給者数

RN(K, S, X, XX, I): K 年度末に満 X 歳であり、繰上年数が XX 年であるK 年度中の新規裁定者数

F(K, S, X, XX, I, J) : K 年度末における満 X 歳、繰上年数 XX 年の受給者 の年金額(総額)

FN(K, S, X, XX, I, J): K 年度末に満 X 歳であり、繰上年数が XX 年である K 年度中の新規裁定者の新規裁定年金額(総額)

TO(K, S, X, I) : K 年度末における満 X 歳の受給者数 (繰上年数計)

TK(K,S,X,I,J) : K 年度末における満 X 歳の受給者数の年金額 (総

額・繰上年数計・在職老齢年金の支給停止調整前)

T(K, S, X, I, J) : K 年度末における満 X 歳の受給者数の年金額(総

額・繰上年数計・在職老齢年金の支給停止調整後)

基礎率

Q(K, S, X, 1) : 年金失権率(老齢年金)

Q(K, S, X, 2) : 年金失権率 (障害年金) Q(K, S, X, 3) : 年金失権率 (遺族年金)

RC(S, X) : 有子割合

KD(K, S, 1, 1, X) :加給年金額対象者割合(配偶者・老齢年金)

KD(K, S, 1, 2, X): 加給年金額対象者割合(第1子及び第2子・老齢年金)

+ 1

KD(K, S, 1, 3, X) : 加給年金額対象者割合(第3子以降・老齢年金)

KD(K, S, 2, 1, X) :加給年金額対象者割合(配偶者・障害年金)

KD(K, S, 2, 2, X): 加給年金額対象者割合(第1子及び第2子・障害年金)

KD(K, S, 2, 3, X) :加給年金額対象者割合(第3子以降・障害年金)

KD(K, S, 3, 2, X) : 加給年金額対象者割合(第1子及び第2子・遺族

年金)

KD(K, S, 3, 3, X) : 加給年金額対象者割合(第3子以降・遺族年金)

SIK(K, S, X, 1) : 在職老齡年金額支給割合(老齡相当)

SIK(K, S, X, 2) : 在職老齡年金額支給割合(通老相当)

RV(K, X) : (単年の) 年金改定率

給付乗率・単価等

RIG(XX, X) : 繰上支給率 (=1-繰上減額率)

ADT(K, 2) : 加給年金額(第1子及び第2子、1人あたり)

ADT (K, 3) : 加給年金額 (第3子以降、1人あたり)

とする(ここでは、基礎年金の子に対する加算対象者割合についても、加給 年金額対象者割合とよぶ。)。

年金失権率については、年金種別別に設定しており、以下では

$$TMQ(K, S, X, I) = \begin{cases} 1-Q(K, S, X, 1) & (I=1\sim8) \\ 1-Q(K, S, X, 2) & (I=9, 10) \\ 1-Q(K, S, X, 3) & (I=11\sim13) \end{cases}$$

とする。なお、年金失権率については、将来推計人口における将来の死亡率 改善を織り込んでおり、これと同程度の改善を年度ごとに性、年齢別に行っ ている。

まず、S:被保険者種別、X:年齢、XX:繰上年数、I:年金種別、J:給付の種類ごとに

R(K, S, X, XX, I) = R(K-1, S, X-1, XX, I) *TMQ(K, S, X, I) + RN(K, S, X, XX, I)

F(K, S, X, XX, I, J)

=F(K-1, S, X-1, XX, I, J)*TMQ(K, S, X, I)*(1+RV(K, X))

+FN(K, S, X, XX, I, I)

と当年度中の失権者の控除及び新規裁定分の加算を行う。なお、先にも述べたとおり、新規裁定年金については、新法老齢年金、新法障害年金及び新法遺族年金についてのみ発生することとしている。

次に、先にも述べたとおり、加給年金額、基礎年金の振替加算額等については、全ての者に対して計上しているところであり、ここで、対象者割合、有子割合等を乗じている。

また、繰上年数別に推計している新法老齢年金については繰上減額処理を 行い合算するとともに、障害年金については障害3級の報酬比例部分の計算 額と最低保障年金額とを比較し差額分を最低保障に必要な額として計算し ている。

$$TO(K, S, X, I) = \sum_{XX} R(K, S, X, XX, I)$$
(受給者数)

$$TK(K, S, X, I, 1) = \sum_{XX} F(K,S,X,XX,I, 1) *RIG(XX, X)$$

(I=1~4、報酬比例部分)

$$TK(K, S, X, I, 2) = \sum_{XX} F(K,S,X,XX,I, 2) *RIG(XX, X)$$

(I=1~4、定額部分)

TK (K, S, X, I, 14) =
$$\sum_{XX}$$
 F (K,S,X,XX,I, 14)*RIG (XX, X)

(I=1~4、基礎年金部分)

TK(K, S, X, I, 14) = F(K, S, X, 0, I, 14) *RC(S, X)

(I=11,12、基礎年金部分)

TK(K, S, X, I, 7) = F(K, S, X, 0, I, 7) * (1-RC(S, X))

(I=11,12、中高齢寡婦加算額)

TK(K, S, X, I, 8) = F(K, S, X, 0, I, 8) * (1-RC(S, X))

(I=11,12、経過的寡婦加算額)

TK (K, S, X, I, 4) =
$$\sum_{xx}$$
 F (K,S,X,XX,I, 4)*KD (K, S, 1, 1, X)

(I=1~8、加給年金額(配偶者))

TK(K, S, X, I, 5)

$$= \sum_{XX} F(K,S,X,XX,I,5) * (KD(K,S,1,2,X) + KD(K,S,1,3,X) * \frac{ADT(3)}{ADT(2)})$$

(I=1~8、加給年金額(子))

TK (K, S, X, I, 6) =
$$\sum_{xx}$$
 F (K,S,X,XX,I, 6)*KD (K, S, 1, 1, X)

(I=1~8、基礎年金の振替加算額)

$$TK(K, S, X, I, 23) = \sum_{XX} F(K,S,X,XX,I, 23) * KD(K, S, 1, 1, X)$$

(I=1~8、配偶者に対する加給年金額の特別加算額)

TK(K, S, X, I, 4) = F(K, S, X, 0, I, 4) *KD(K, S, 2, 1, X)

(I=9,10、加給年金額(配偶者))

TK(K, S, X, I, 6) = F(K, S, X, 0, I, 6) *KD(K, S, 2, 1, X)

(I=9,10、基礎年金の振替加算額)

TK(K, S, X, I, 12) = max(F(K, S, X, 0, I, 12) - F(K, S, X, 0, I, 10), 0)

(I=9、障害3級の最低年金額を保障するのに必要な額)

TK (K, S, X, I, 21)

=F(K, S, X, 0, I, 21)*(KD(K, S, 2, 2, X)+KD(K, S, 2, 3, X)*
$$\frac{ADT(3)}{ADT(2)}$$
)

(I=9,10、子に対する基礎年金の加算額)

TK(K, S, X, I, 21)

=F(K, S, X, 0, I, 21) * (KD(K, S, 3, 2, X) + KD(K, S, 3, 3, X) *
$$\frac{ADT(3)}{ADT(2)}$$
)

(I=11~13、子に対する基礎年金の加算額)

$$TK(K, S, X, I, J) = \sum_{XX} F(K,S,X,XX,I,J)$$

(上記以外、XX について和をとるのは新法老齢年金に限る。)

さらに、60歳から69歳までの被保険者及び70歳以上の被用者については、報酬等に応じて年金額の支給停止が行われるため、ここで年金額支給割合を乗じることにより、支給停止後の年金額を推計している。なお、65歳から69歳までの被保険者の支給停止は、平成14年度以降65歳に到達する者から、70歳以上の被用者の支給停止は、平成19年度以降70歳に到達する者から適用されるため、これらの者についてのみ支給割合を乗じて推計している。

この推計を行うことにより、受給者数及び年金額の年度末の推計値が確定することとなる。

T(K, S, X, 2, J) = TK(K, S, X, 2, J) *SIK(K, S, X, 1)

(支給停止調整後の在職老齢年金(老齢相当、基礎年金給付費を除く))T(K, S, X, 4, J)=TK(K, S, X, 4, J)*SIK(K, S, X, 2)

(支給停止調整後の在職老齢年金(通老相当、基礎年金給付費を除く)) T(K,S,X,I,J)=TK(K,S,X,I,J) (上記以外)

(5) 年度間値の推計

(4)までで被保険者、受給者について年度末値の推計が終了したことになる。これをもとに、各年度における収支の状況を作成するには、これから年度間値を推計する必要があるため、以下ではこの推計方法を述べる。

K:年度、S:被保険者種別、X:年齢、I:年金種別、J:給付の種類として、

変数

G(K, S, X, T) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被保険者

A(K,S): K 年度における被保険者数(年齢、被保険者期間計)

BB(K,S,X,T) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被保険者

1人当たりの報酬年額

AP(K,S): K 年度における被保険者の報酬年額総額(年齢、被保険者

期間計)

TO(K, S, X, I): K 年度末における満 X 歳の受給者数

DO(K, S, X, I): K 年度における K 年度末に満 X 歳である受給者数

T(K, S, X, I, J): K 年度末における満 X 歳の受給者の年金額(総額)

D(K,S,X,I,J): K 年度における K 年度末に満 X 歳の受給者の年金額(総

額)

基礎率

RV(K, X) : (単年の) 年金改定率 とする。

年度間値については前年度末の状況と当年度末の状況とから、具体的には G(K-1,S,X-1,T-1) 及び G(K,S,X,T) から A(K,S) を、G(K-1,S,X-1,T-1)、 BB(K-1,S,X-1,T-1)、 G(K,S,X,T) 及び BB(K,S,X,T) から AP(K,S) を、 TO(K-1,S,X-1,I) 及び TO(K,S,X,I) から DO(K,S,X,I) を、T(K-1,S,X-1,I,J) 及び T(K,S,X,I,J) から D(K,S,X,I,J) を推計することとなる。

まず、被保険者数については、

$$A(K, S) = \sum_{X} (\frac{1}{2} * \sum_{T} G(K-1, S, X-1, T-1) + \frac{1}{2} * \sum_{T} G(K, S, X, T))$$

と推計している。次に、保険料収入の基礎となる報酬年額については、保険料の徴収時期を考慮に入れ(1か月分)、

$$AP(K, S) = \sum_{X} \left(\frac{7}{12} * \left(\sum_{T} G(K-1, S, X-1, T-1) * BB(K-1, S, X-1, T-1) \right) + \frac{5}{12} * \left(\sum_{T} G(K, S, X, T) * BB(K, S, X, T) \right) \right)$$

と推計している。受給者数については、

D0 (K, S, X, I) =
$$\frac{1}{2}$$
 * (T0 (K-1, S, X-1, I) +T0 (K, S, X, I))

と推計している。年金額については、支払時期を考慮に入れ(2か月分)、D(K, S, X, I, J)

$$=\frac{2}{12}*T(K-1, X-1, S, I, J)$$
 (前年度の2か月分)
+ $\frac{6}{12}*T(K-1, X-1, S, I, J)*(1+RV(K, X))$ (当年度の前半6か月分)
+ $\frac{4}{12}*T(K, X, S, I, J)$ (当年度の後半4か月分)

と推計している。

3.国民年金の推計スキーム及び計算式の概要

国民年金の財政計算のスキームの概要は厚生年金と同様であり、財政計算を行うに当たっては、前年度までの推計値(初期値は基礎数として投入する)をもとに、このスキームによって当年度の推計値を漸次推計しており、計算式は漸化式で与えられることとなる。

以下では、スキームの概要を順次、解説する。

(1)被保険者の加入・脱退の推計

各年度における性・年齢別の被保険者数は、被保険者推計において別途推 計されている。

ここでは、この結果と一致するような被保険者の加入・脱退の状況を基礎率として設定した脱退力をもとに推計することとなる。

ここで、K:年度、S:被保険者種別、X:年齢、T:被保険者期間として、 変数

- L(K,S,X): 被保険者数推計における K 年度末に満 X 歳である被保 険者数
- G(K, S, X, T) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被保険者 数
- GZ(K,S,X,T): K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の被保険者であって、(K-1)年度末から引き続き被保険者である者(残存者)の人数
- GE(K, S, X, T) : K 年度末における満 X 歳、被保険者期間 T 年の受給待期者数
- GEZ(K, S, X, T): (K-1)年度末に被保険者期間 T 年の受給待期者であった 者のうち、K 年度末に満 X 歳で生存している者の人数
- GNN (K, S, X) : K 年度中の新規加入者であって、K 年度末に満 X 歳である者の人数
- Y(K,S,X,T) : (K-1)年度末に満(X-1)歳、被保険者期間(T-1)年の被保 険者であった者のうち、K年度に脱退した者の人数
- YO(K, S, X, T) : (K-1)年度末に満(X-1)歳、被保険者期間(T-1)年の被保 険者であった者のうち、K 年度に生存脱退した者の人数
- Y1(K, S, X, T) : (K-1)年度末に満(X-1)歳、被保険者期間(T-1)年の被保 険者であった者のうち、K 年度に死亡脱退した者の人数

基礎率

U(K, S, X) : X 歳の被保険者の総脱退力

U1(K, S, X) : X 歳の被保険者の死亡脱退力

Q(K, S, X): K 年度央に X 歳の(K-1)年度末受給待期者の K 年度中に

おける死亡率

とする。

被保険者の加入・脱退の推計においては、(K-1)年度における G(K-1,S,X-1,T-1)及び GE(K-1,S,X-1,T-1)から K年度の G(K,S,X,T)及び GE(K,S,X,T)を推計する。まず、前年から引き続き加入・待期する者を

$$GZ(K, S, X, T) = G(K-1, S, X-1, T-1) *exp(-U(K, S, X))$$
 (T>0)

GZ(K, S, X, 0) = 0

GEZ(K, S, X, T) = GE(K-1, S, X-1, T) * (1-Q(K, S, X))

として推計する。

次に、残存被保険者 GZ について被保険者期間 T に関して和をとり、L と比較することにより、K 年度の新規加入者数を推計する(再加入者はおらず、すべて新規加入するものとして推計している。)。すなわち、

$$GNN(K,S,X) = (L(K,S,X) - \sum_{T} GZ(K,S,X,T))$$

これらから、K年度末の被保険者数を、

$$G(K, S, X, T) = GZ(K, S, X, T)$$
 (T>0)

G(K, S, X, 0) = GNN(K, S, X)

として推計する。また、脱退者等を、

$$Y(K, S, X, T) = G(K-1, S, X-1, T-1) - GZ(K, S, X, T)$$
 (T>0)

Y(K, S, X, 0) = 0

Y1(K, S, X, T)

$$= (G(K-1, S, X-1, T-1) + GZ(K, S, X, T)) / 2*U1(K, S, X)$$
(T>0)

Y1(K, S, X, 0) = 0

YO(K, S, X, T) = Y(K, S, X, T) - YI(K, S, X, T)

GE(K, S, X, T) = GEZ(K, S, X, T) + YO(K, S, X, T)

と推計している。なお、受給待期者が老齢基礎年金の受給年齢に達した後は、(3)において GE をもとに新規裁定者の推計を行うが、その者は受給待期者では無くなるため、老齢基礎年金新規裁定者の推計を行った後に、受給待期者から新規老齢基礎年金受給権者を控除する処理を行っている。

(2)被保険者期間及び保険料納付期間・免除期間等の推計

次に、年金給付を算定する際の基礎となる各年度末における被保険者期間

等を推計する。

ここで、K:年度、S:被保険者種別、X:年齢、T:被保険者期間、M:保 険料免除区分として、

変数

N_Z(K, S, X, T, 0) : G(K, S, X, T) に係る平均被保険者期間年数

N_Z(K, S, X, T, 1) : G(K, S, X, T)に係る平均保険料全額納付期間年数

N Z(K, S, X, T, 2+M) : G(K, S, X, T) に係る平均保険料免除期間年数

N Z(K, S, X, T, 6+M) : G(K, S, X, T) に係る平均保険料免除期間年数のう

ち、特別国庫負担で賄われる給付の算定に反映される年数(保険料免除期間について国庫負担割合

×免除割合を累計したもの)

N_ZE(K, S, X, T, 0) : GE(K, S, X, T)に係る平均被保険者期間年数

N ZE(K, S, X, T, 1) : GE(K, S, X, T) に係る平均保険料全額納付期間年数

N ZE(K, S, X, T, 2+M): GE(K, S, X, T)に係る平均保険料免除期間年数

N_ZE(K, S, X, T, 6+M): GE(K, S, X, T)に係る平均保険料免除期間年数のう

ち、特別国庫負担で賄われる給付の算定に反映される年数(保険料免除期間について国庫負担割合

×免除割合を累計したもの)

N_Y1(K, S, X, T, 0) : Y1(K, S, X, T)に係る平均被保険者期間年数

N Y1(K, S, X, T, 1) : Y1(K, S, X, T)に係る平均保険料全額納付期間年数

N Y1(K, S, X, T, 2+M): Y1(K, S, X, T)に係る平均保険料免除期間年数

N Y1(K, S, X, T, 6+M): Y1(K, S, X, T)に係る平均保険料免除期間年数のう

ち、特別国庫負担で賄われる給付の算定に反映される年数(保険料免除期間について国庫負担割合

×免除割合を累計したもの)

基礎率

NJ(K, S, X, 0) : G(K, S, X, T)のうち保険料全額納付者の割合

NJ(K, S, X, 1+M) : G(K, S, X, T)のうち保険料免除者の割合

国庫負担割合等

KW(K) : 基礎年金拠出金にかかる国庫負担割合HW(M) : 多段階免除における保険料の納付割合

(1から免除割合を引いたもの)

とする。なお、保険料免除区分は

M=0:保険料全額免除

=1:保険料 4 分の 3 免除

=2:保険料2分の1免除

=3:保険料 4 分の 1 免除

としている。

被保険者期間等の推計では、 $N_Z(K-1,S,X-1,T-1,*)$ から GNN(K,S,X) と G(K,S,X,T) を 元 に $N_Z(K,S,X,T,*)$ を 、 $N_ZE(K-1,S,X-1,T,*)$ から $N_ZE(K,S,X,T,*)$ を推計する。

まず、被保険者期間については、

$$N_Z(K, S, X, T, 0) = N_Z(K-1, S, X-1, T-1, 0) + 1$$
 (T>0)

 $N_Z(K, S, X, 0, 0) = 1/2$

としている。

また、保険料全額納付期間は、

 $N_Z(K, S, X, T, 1)$

$$=N_Z(K-1, S, X-1, T-1, 1) + NJ(K, S, X, 0)$$
 (T>0)

 $N_Z(K, S, X, 0, 1) = 1/2 * NJ(K, S, X, 0)$

と推計している。免除期間についても同様に

 $N_Z(K, S, X, T, 2+M)$

$$=N_Z(K-1, S, X-1, T-1, 2+M) + NJ(K, S, X, 1+M)$$
 (T>0)

 $N_Z(K, S, X, 0, 2+M)$

=1/2*NJ(K, S, X, 1+M)

と推計している。

また、多段階免除期間に対応する給付のうち特別国庫負担で賄われる給付の算定に反映される年数は国庫負担割合と免除割合の組み合わせにより変化するため、

 $N_Z(K, S, X, T, 6+M)$

$$= N_Z(K-1, S, X-1, T-1, 6+M) + N_J(K, S, X, 1+M) *KW(K) * (1-HW(M))$$

$$N_Z(K, S, X, 0, 6+M)$$
(T>0)

=1/2*NJ(K, S, X, 1+M)*KW(K)*(1-HW(M))

と推計している。

また、受給待期者についても被保険者における推計方法と同様であるが、 当年度に係る期間を加算しないように推計を行う。

 $N_ZE(K, S, X, T, 0)$

$$= (GEZ(K, S, X, T) *N_ZE(K-1, S, X-1, T, 0) + YO(K, S, X, T)$$

$$*(N Z(K-1, S, X-1, T-1, 0)+1/2))/GE(K, S, X, T)$$
 (T>0)

 $N_ZE(K, S, X, 0, 0) = N_ZE(K-1, S, X-1, 0, 0)$

N ZE(K, S, X, T, 1) $= (GEZ(K, S, X, T) *N_ZE(K-1, S, X-1, T, 1) + YO(K, S, X, T)$ $*(N_Z(K-1, S, X-1, T-1, 1) + 1/2*NJ(K, S, X, 0)))/GE(K, S, X, T)$ (T>0) $N_ZE(K, S, X, 0, 1) = N_ZE(K-1, S, X-1, 0, 1)$ N ZE (K, S, X, T, 2+M) $= (GEZ(K, S, X, T) *N_ZE(K-1, S, X-1, T, 2+M)$ +Y0(K, S, X, T)*(N Z(K-1, S, X-1, T-1, 2+M)+1/2*NJ(K, S, X, 1+M)))/GE(K, S, X, T)(T>0) $N_ZE(K, S, X, 0, 2+M) = N_ZE(K-1, S, X-1, 0, 2+M)$ $N_{ZE}(K, S, X, T, 6+M)$ = (GEZ(K, S, X, T) *N ZE(K-1, S, X-1, T, 6+M)+Y0(K, S, X, T)*(N Z(K-1, S, X-1, T-1, 6+M)+1/2*NJ(K, S, X, 1+M))*KW(K)*(1-HW(M)))/GE(K, S, X, T)(T>0) $N_ZE(K, S, X, 0, 6+M) = N_ZE(K-1, S, X-1, 0, 6+M)$ と推計している。 また、死亡脱退者については、 $N_Y1(K, S, X, T, 0) = N_Z(K-1, S, X-1, T-1, 0) + 1/2$ (T>0) $N_Y1(K, S, X, 0, 0) = 1/2$ $N_{Y1}(K, S, X, T, 1)$ =N Z(K-1, S, X-1, T-1, 1) + 1/2 * NJ(K, S, X, 0)(T>0)N Y1(K, S, X, 0, 1) = 1/2 * NJ(K, S, X, 0)N Y1(K, S, X, T, 2+M)= N Z(K-1, S, X-1, T-1, 2+M) + 1/2 * NJ(K, S, X, 1+M)(T>0) $N_Y1(K, S, X, 0, 2+M) = 1/2*NJ(K, S, X, 1+M)$ $N_{Y1}(K, S, X, T, 6+M)$ $=N_Z(K-1, S, X-1, T-1, 6+M)+1/2*NJ(K, S, X, 1+M)*KW(K)*(1-HW(M))$

 $N_{Y1}(K, S, X, 0, 6+M) = 1/2*NJ(K, S, X, 1+M)*KW(K)*(1-HW(M))$ と推計している。

(3)新規裁定年金の推計

(2)までにおいて、被保険者及び受給待期者の被保険者期間及び保険料 全額納付期間等の年金給付の算定基礎が推計されるが、被保険者及び受給待 期者が年金受給の支給要件を満たした段階で、新規裁定年金の推計を行うこ ととなる。以下では、老齢年金、障害年金、遺族年金について、それぞれ、

(T>0)

各年度末における新規裁定年金の推計方法について述べる。なお、新規裁定 者は全て新法年金を受給するものとしている。

①老齢基礎年金

老齢年金は、国民年金の保険料未納期間を除く公的年金制度の加入期間と外国に居住していた期間等のいわゆるカラ期間を通算して 25 年に満たない場合(経過的に受給資格期間が短縮されている場合は、短縮された期間に満たない場合)には、支給されないことになっているが、国民年金以外の加入期間等を通算して 25 年以上となるかどうか判別できないため、25 年の受給資格要件の判定は行わず、年齢が支給開始年齢に達しているかのみ判定して、新規裁定の推計を行っている。

ここで、K:年度、S:被保険者種別、X:年齢、T:被保険者期間、M:保 険料免除区分、XX:受給開始年齢として、

変数

N_FNR(K, S, X, XX, 0) : 基礎年金拠出金で賄われる老齢基礎年金総額

(新規裁定)

N_FNR(K, S, X, XX, 1+M) : 特別国庫負担で賄われる老齢基礎年金総額

(新規裁定)

基礎率

N_RIS(K, X) : 年度末における満 X 歳の受給待期者に対して

老齢年金の裁定請求する者の割合

RIG(K, S, X, XX) : 老齢基礎年金の繰上減額率

給付乗率・単価等

 CAN(K, X)
 : 加入可能年数

 FL1(K)
 : 基礎年金額

とする。まず、基礎年金拠出金で賄われる年金は

 $N_FNR(K, S, X, XX, 0)$

= \sum_{T} (FL1 (K) *RIG (K, S, X, XX) *N_ZE (K, S, X, T, 1) /CAN (K, X)

 $*GE(K, S, X, T) *N_RIS(K, X))$

 $+ \sum_{T} \sum_{M} (FL1(K) *RIG(K, S, X, XX) *N_ZE(K, S, X, T, 2+M)$ *HW(M) / CAN(K, X) *GE(K, S, X, T) *N RIS(K, X))

と推計している。

次に、特別国庫負担で賄われる年金は

 $N_FNR(K, S, X, XX, 1+M)$

 $= \sum_{T} (FL1(K) *RIG(K, S, X, XX) *N_ZE(K, S, X, T, 6+M))$

/CAN(K, X)*GE(K, S, X, T)*N RIS(K, X))

と推計している。

②20 歳前障害基礎年金

(国民年金法第30条の4により裁定される障害基礎年金)

ここで、K:年度、SE:性別、X:年齢、G:障害等級として、

変数

J(K, SE, X) : 総人口

N_RNS1(K, SE, X, G) : 20 歳前障害基礎年金の受給権者数(新規裁定) N_FNS1(K, SE, X, G, 0) : 20 歳前障害基礎年金基本年金総額(新規裁定) N_FNS1(K, SE, X, G, 1) : 20 歳前障害基礎年金加算額総額(新規裁定)

基礎率

N_U21(K, SE, X) : 20 歳前障害年金発生割合

N_CL1(K, SE, X, G) : 障害等級割合(20歳前障害基礎年金)

N_KDS1(K, X, 2) : 第1子及び第2子加算割合(20歳前障害基礎年

金)

N_KDS1(K, X, 3) : 第3子以降加算割合(20歳前障害基礎年金)

給付乗率・単価等

ADT2(K) : 第1子及び第2子加算額

ADT3(K) : 第3子以降加算額

SG(G): 障害等級における年金給付割り増し割合

20歳前障害基礎年金については、

 $N_{RNS1}(K, SE, X, G)$

= J(K, SE, X) *N U21(K, SE, X) *N CL1(K, SE, X, G)

N FNS1 (K. SE, X. G. 0) = N RNS1 (K. SE, X. G) *FL1 (K) *SG (G)

N FNS1 (K, SE, X, G, 1)

=N RNS1 (K, SE, X, G)

*(ADT2(K)*N_KDS1(K, X, 2)+ADT3(K)*N_KDS1(K, X, 3))

と推計している。

③一般障害基礎年金(②以外の障害基礎年金)

ここで、K:年度、S:被保険者種別、X:年齢、T:被保険者期間、G:障害等級として、

変数

N_RNS2(K, S, X, G)
 : 一般障害基礎年金の受給権者数(新規裁定)
 N_FNS2(K, S, X, G, 0)
 : 一般障害基礎年金基本年金総額(新規裁定)
 N_FNS2(K, S, X, G, 1)
 : 一般障害基礎年金加算額総額(新規裁定)

基礎率

N U22(K, S, X) : 被保険者の障害年金発生力

N_CL2(K, S, X, G) : 障害等級割合(一般障害基礎年金)

N KDS2(K, X, 2) : 第1子及び第2子加算割合(一般障害基礎年

金)

N_KDS2(K, X, 3) : 第3子以降加算割合(一般障害基礎年金)

一般障害基礎年金については、

 $N_RNS2(K, S, X, G)$

 $= \sum_{T} ((G(K-1, S, X-1, T-1) + GZ(K, S, X, T))/2$

*N U22(K, S, X)*N CL2(K, S, X, G))

N FNS2(K, S, X, G, 0) = N RNS2(K, S, X, G) *FL1(K) *SG(G)

N FNS2 (K, S, X, G, 1)

 $=N_RNS2(K, S, X, G)$

*(ADT2(K)*N_KDS2(K, X, 2)+ADT3(K)*N_KDS2(K, X, 3))

と推計している。

④妻が受給権者となる遺族基礎年金

ここで、K: 年度、S: 被保険者種別、X: 被保険者年齢、T: 被保険者期間、XI: 遺族年金を受給する妻の年齢として、

変数

N_RNI1(K, XI) : 妻が受給権者となる遺族基礎年金の受給権者数

(新規裁定)

N_FNI1(K, XI, 0) : 妻が受給権者となる遺族基礎年金基本年金総額

(新規裁定)

N FNI1(K, XI, 1) : 妻が受給権者となる遺族基礎年金加算額総額

(新規裁定)

基礎率

N RSI1(K, S, X) : 遺族年金発生割合(妻)

N YX1(K, X) : 遺族年金年齢相関(妻)

N_KDI1(K, XI, 2) : 第1子及び第2子加算割合

(妻が受給権者となる遺族基礎年金)

N_KDI1(K, XI, 3) : 第3子以降加算割合

(妻が受給権者となる遺族基礎年金)

死亡した被保険者の年齢に対して、年齢相関より

 $\alpha_{II}(X, XI) = N_YX1(K, X) - XI$

 $(\mid N_{YX1}(K, X) - XI \mid <1 \text{ } 2 \text{ } N_{YX1}(K, X) - XI \geq 0)$

 $\alpha_{\text{II}}(X, XI) = XI - N_YX1(K, X)$

 $(\mid N_{YX1}(K, X) - XI \mid < 1 \text{ } \text{λ} \sim N_{YX1}(K, X) - XI < 0)$

α_{II}(X, XI)=0 (上記以外の場合)

とし、

N RNI1(K, XI)

 $= \sum_{S} \sum_{X} \sum_{T} (Y1(K, S, X, T) *N_RSI1(K, S, X) * (1 - \alpha_{II}(X, XI)))$

 $N_FNI1(K, XI, 0) = N_RNI1(K, XI) *FL1(K)$

 $N_FNI1(K, XI, 1)$

 $=N_RNI1(K, XI)$

*(ADT2(K)*N_KDI1(K, XI, 2)+ADT3(K)*N_KDI1(K, XI, 3))

と推計している。

⑤子が受給権者となる遺族基礎年金

ここで、K:年度、S:被保険者種別、X:被保険者年齢、T:被保険者期間、 XI:遺族年金を受給する子の年齢として、

変数

N_RNI2(K, XI) : 子が受給権者となる遺族基礎年金の受給権者数

(新規裁定)

N_FNI2(K, XI, 0) : 子が受給権者となる遺族基礎年金基本年金総額

(新規裁定)

N_FNI2(K, XI, 1) : 子が受給権者となる遺族基礎年金加算額総額

(新規裁定)

基礎率

N_RSI2(K, S, X) : 遺族年金発生割合(子)

N_YX2(K, X) : 遺族年金年齢相関(子)

N_KDI2(K, XI, 2) : 第2子加算割合

(子が受給権者となる遺族基礎年金)

N_KDI2(K, XI, 3) : 第 3 子以降加算割合

(子が受給権者となる遺族基礎年金)

死亡した被保険者の年齢に対して、年齢相関より

$$\alpha_{12}(X, XI) = N_YX2(K, X) - XI$$

$$(\mid N_{YX2}(K, X) - XI \mid <1) \sim N_{YX2}(K, X) - XI \ge 0)$$

 $\alpha_{I2}(X, XI) = XI - N_YX2(K, X)$

 $(\mid N_{YX2}(K, X) - XI \mid <1) \sim N_{YX2}(K, X) - XI < 0)$

α₁₂(X, XI)=0 (上記以外の場合)

とし、

 $N_RNI2(K, XI)$

 $= \sum_{S} \sum_{X} \sum_{T} (Y1(K, S, X, T) * N_RSI2(K, S, X) * (1 - \alpha_{I2}(X, XI)))$

 $N_{FNI2}(K, XI, 0) = N_{RNI2}(K, XI) *FL1(K)$

N_FNI2(K, XI, 1)

 $=N_RNI2(K, XI)$

*(ADT2(K)*N_KDI2(K, XI, 2)+ADT3(K)*N_KDI2(K, XI, 3))

と推計している。

⑥国民年金の独自給付

• 寡婦年金

遺族基礎年金における受給権者推計と同様に寡婦年金の受給権者の推計を行い、年金額は死亡した被保険者の納付状況に基づいて老齢基礎年金の年金額と同様に計算された額の4分の3として推計している。

• 死亡一時金

死亡脱退者に対し、死亡一時金発生割合を乗じることにより、受給権者の推計を行い、一時金額は死亡者の納付状況に基づいて推計している。

• 付加年金

納付状況として、保険料全額納付者割合等のかわりに付加年金の納付割合を用い、老齢基礎年金の推計と同様にして推計を行っている。

(4)年金総額の推計

(3)において推計された新規裁定年金及び既に裁定されている年金給付から当年度末の年金額の推計を行う。

①老齢基礎年金

ここで、K:年度、S:被保険者種別、X:年齢、M:保険料免除区分、XX: 受給開始年齢として、

変数

N_FR1(K, S, X, XX, 0) : 基礎年金拠出金で賄われる年金総額(新法) N_FR1(K, S, X, XX, 1+M) : 特別国庫負担で賄われる年金総額(新法)

基礎率

N_TMQR(K, X) : 老齢年金失権率

RV(K, X) : (単年の) 年金改定率

新法老齢年金については、

N FR1(K, S, X, XX, *)

=N_FR1 (K-1, S, X-1, XX, *)*(1-N_TMQR (K, X))*(1+RV (K, X)) +N_FNR (K, S, X, XX, *)

と推計している。

また、旧国民年金法により裁定されている年金

N FR2(K, S, X, XX) : 旧法老齢年金

N_FR3(K, S, X, XX) : 旧法通算老齢年金

N_FR4(K, S, X, XX) : 旧法五年年金

については、新たに裁定される者がいないため、

 $N_FR2(K, S, X, XX)$

 $= N_FR2 (K-1, S, X-1, XX) * (1-N_TMQR(K, X)) * (1+RV(K, X))$

等として推計している。

②20 歳前障害基礎年金

(国民年金法第30条の4により裁定される障害基礎年金)

ここで、K: 年度、SE: 性別、X: 年齢、G: 障害等級として、

変数

N_FS1(K, SE, X, G, 0) : 20 歳前障害基礎年金基本年金総額

N FS1(K, SE, X, G, 1) : 20 歳前障害基礎年金加算額総額

基礎率

N TMQS1(K, X) : 20 歳前障害年金失権率

基本年金額は、

 $N_FS1(K, SE, X, G, 0)$

 $=N_FS1(K-1, SE, X-1, G)*(1-N_TMQS1(K, X))*(1+RV(K, X))$

 $+N_FNS1(K, SE, X, G, 0)$

と推計している。

また、加算額は、

 $N_{FS1}(K, SE, X, G, 1)$

=N FS1(K, SE, X, G, 0)/FL1(K)/SG(G)

*(ADT2(K)*N KDS1(K, X, 2)+ADT3(K)*N KDS1(K, X, 3))

と推計している。

③一般障害基礎年金(②以外の障害基礎年金)

②と同様に

N_FS2(K, SE, X, G, 0) : 一般障害基礎年金基本年金総額

N_FS2(K, SE, X, G, 1) : 一般障害基礎年金加算額総額

を推計している。

④妻が受給権者となる遺族基礎年金

ここで、K: 年度、S: 被保険者種別、X: 被保険者年齢、T: 被保険者期間、XI: 遺族年金を受給する妻の年齢として、

変数

N_FI1(K, XI, 0) : 妻が受給権者となる遺族基礎年金基本年金総額

N_FI1(K, XI, 1) : 妻が受給権者となる遺族基礎年金加算額総額

基礎率

N_TMQI1(K, X) : 遺族年金失権率

基本年金額は、

 $N_FI1(K, XI, 0)$

=N_FI1(K-1, XI-1, 0)*(1-N_TMQI1(K, XI))*(1+RV(K, XI)) +N FNI1(K, XI, 0)

と推計している。

また、加算額は、

N FI1(K, XI, 1)

=N FI1(K, XI, 0)/FL1(K)

*(ADT2(K)*N KDI1(K, XI, 2)+ADT3(K)*N KDI2(K, XI, 3))

と推計している。

⑤子が受給権者となる遺族基礎年金

④と同様に

N_FI2(K, XI, 0) : 子が受給権者となる遺族基礎年金基本年金総額

N_FI2(K, XI, 1) : 子が受給権者となる遺族基礎年金加算額総額

を推計している。

⑥国民年金の独自給付

寡婦年金、付加年金ともに老齢基礎年金と同様の方法で推計している。

(5) 年度間値の推計

(4)までで推計した被保険者、年金受給者の年度末値から年度間値を推 計する方法については、厚生年金と同様である。

(6) 国民年金の基礎年金拠出金算定対象者数の推計

基礎年金は、各制度から拠出される基礎年金拠出金により賄われており、各制度が拠出する基礎年金拠出金は拠出金算定対象額を拠出金算定対象者数の比率により按分した額である(国民年金はさらに、特別国庫負担対象給付額を拠出する。)。以下、国民年金に係る拠出金算定対象者数の推計方法を述べる。

ここで、K:年度、S:被保険者種別、X:年齢として、

亦数

KS1(K,S,X): 拠出金算定対象者数

拠出金算定対象者数は、

KS1(K, S, X)

= (G(K-1, S, X-1, T-1) + G(K, S, X, T))/2

 $*(NJ(K, S, X, 0) + \sum_{M}(NJ(K, S, X, 1+M) *HW(M)))$

と推計され、1号被保険者にかかる拠出金算定対象者は、

 $\Sigma_{S:1 \ orall \ MKS1} \times \Sigma_X KS1 (K, S, X)$ と推計している。

(7) 基礎年金拠出金の推計

厚生年金・国民年金財政計算のスキームにより推計された給付費等を元に 各制度の(スライド調整前及び調整後の)基礎年金拠出金の推計を行う。

ここで、K:年度、NS:年金制度、NK:年金区分、KT:拠出金対象給付・特別国庫対象給付別、X:年齢、SL:スライド調整前・後別とする。ここで、

KT=0: 拠出金対象給付

=1: 特別国庫対象給付

SL=0 : スライド調整前

=1: スライド調整後

とする。

変数

KK(K, NS, NK, KT, X) : 各制度の財政計算で推計された基礎年金給付費

(スライド調整前)

KS(K, NS) : 拠出金算定対象者数

K_T(K, X, SL) :特別国庫負担対象給付費

基礎率

R(K, X) : スライド調整の累積調整率

受給者の年齢別の基礎年金拠出金対象給付は各制度別の拠出金算定対象 者数の比率により

K K(K, NS, X, 0)

= $(\sum_{NS} \sum_{NK} KK (K, NS, NK, 0, X)) *KS (K, NS) / \sum_{NS} KS (K, NS)$

 $K_K(K, NS, X, 1)$

 $= (\sum_{NS} \sum_{NK} (KK(K, NS, NK, 0, X) *R(K, X))) *KS(K, NS) / \sum_{NS} KS(K, NS))$

と推計している。

また、特別国庫負担対象給付は、

 K_T (K, X, 0) = $\sum_{NS} \sum_{NK} KK (K, NS, NK, 1, X)$

 $\text{K_T} \quad (\text{K, X, 1}) = \sum_{\text{NS}} \sum_{\text{NK}} (\text{KK (K, NS, NK, 1, X)} * \text{R (K, X)})$

と推計している。

2 厚生年金に関する基礎数値

1. 基礎数

(1) 被保険者の年齢別、被保険者期間別分布

				ア 男	女計			(平成14年3月末現在	E、単位:1,000人)
期 間 年 齢	合 計	0~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~25年未満	25~30年未満	30~35年未満	35~40年未満	40年~
合 計	32,034	4,899	5,601	5,612	4,215	3,502	2,843	2,695	1,812	854
20 歳未満	249	249	0	0	0	0	0	0	0	0
20 歳以上 25 歳未満	2,785	2,404	381	0	0	0	0	0	0	0
$25 \sim 30$	4,990	1,660	2,802	528	1	0	0	0	0	0
$30 \sim 35$	4,408	176	1,396	2,453	382	0	0	0	0	0
$35 \sim 40$	3,604	67	274	1,225	1,686	351	1	0	0	0
$40 \sim 45$	3,409	58	198	421	1,050	1,367	313	1	0	0
$45 \sim 50$	3,483	52	159	321	388	931	1,169	459	4	0
$50 \sim 55$	4,394	52	156	325	375	457	941	1,480	600	7
$55 \sim 60$	3,157	48	108	202	214	263	295	611	949	468
60 ~	1 556	134	126	136	119	132	125	144	259	379

				イ 男	子			(-	平成14年3月末現在	<u> 主、単位:1,000人)</u>
年 齢 期 間	合 計	0~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~25年未満	25~30年未満	30~35年未満	35~40年未満	40年~
合 計	21,440	2,689	3,296	3,509	2,769	2,443	2,130	2,228	1,580	796
20 歳未満	139	139	0	0	0	0	0	0	0	0
20 歳以上 25 歳未満	1,377	1,136	241	0	0	0	0	0	0	0
$25 \sim 30$	3,013	1,074	1,592	347	0	0	0	0	0	0
$30 \sim 35$	3,079	123	1,031	1,649	274	0	0	0	0	0
$35 \sim 40$	2,624	30	144	932	1,250	267	0	0	0	0
$40 \sim 45$	2,417	23	68	215	813	1,064	233	1	0	0
$45 \sim 50$	2,400	18	52	126	182	723	923	372	3	0
$50 \sim 55$	3,030	19	53	111	133	226	732	1,238	513	7
$55 \sim 60$	2,240	26	41	65	64	102	170	507	833	432
60 ~	1,122	101	74	64	52	60	72	109	230	358

ウ女子 (平成14年3月末現在、単位:1,000人) 期間 合 計 40年~ 0~5年未満 5~10年未満 10~15年未満 15~20年未満 20~25年未満 25~30年未満 30~35年未満 35~40年未満 年 齢 合 10,594 2,210 1,059 2,305 2,103 1,446 20 歳未満 20 歳以上 25 歳未満 1,409 1,268 1,977 1,210 1,329 \sim 1,083 \sim 1,364 \sim \sim

⁽注) 旧農林共済組合の被保険者に係る分を含んでいる。

(2) 受給待期者の年齢別、被保険者期間別分布

	ア 男女計 (平成14年3月末現在、単位:1,00										
年 齢 期 間	合計	0~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~25年未満	25~30年未満	30~35年未満	35~40年未満	40年~	
合計	18,512	7,110	6,693	2,307	942	588	388	269	162	54	
20 歳未満	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	
20 歳以上 25 歳未満	187	184	3	0	0	0	0	0	0	0	
$25 \sim 30$	1,360	870	486	4	0	0	0	0	0	0	
$30 \sim 35$	2,260	688	1,300	270	2	0	0	0	0	0	
$35 \sim 40$	2,193	523	1,106	470	91	2	0	0	0	0	
$40 \sim 45$	2,117	607	914	371	171	53	3	0	0	0	
$45 \sim 50$	2,436	814	899	328	182	132	69	11	0	1	
$50 \sim 55$	3,627	1,408	1,059	427	239	195	167	106	14	11	
$55 \sim 60$	3,063	1,266	712	325	190	165	124	132	124	26	
60 ~	1,258	740	214	112	68	41	25	20	23	15	

				イ 男	子			(-	平成14年3月末現在	E、単位:1,000人)
期間 年齢	合 計	0~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~25年未満	25~30年未満	30~35年未満	35~40年未満	40年~
合 計	6,374	2,570	1,493	809	511	381	261	191	123	35
20 歳未満	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0
20 歳以上 25 歳未満	78	77	1	0	0	0	0	0	0	0
$25 \sim 30$	450	347	102	1	0	0	0	0	0	0
$30 \sim 35$	593	279	252	60	1	0	0	0	0	0
$35 \sim 40$	601	206	209	139	45	2	0	0	0	0
$40 \sim 45$	669	218	169	142	101	36	2	0	0	0
$45 \sim 50$	847	277	185	123	109	94	50	9	0	1
$50 \sim 55$	1,355	477	257	153	126	128	119	77	11	6
$55 \sim 60$	1,227	430	213	124	85	94	73	94	96	18
\sim	548	253	106	66	44	26	16	12	16	9

ウ女子 (平成14年3月末現在、単位:1,000人) 期間 合 計 0~5年未満 5~10年未満 10~15年未満 15~20年未満 20~25年未満 25~30年未満 30~35年未満 35~40年未満 40年~ 年 齢 12,138 4,539 5,199 1,498 20 歳未満 20 歳以上 25 歳未満 1,667 1,048 1,592 \sim 1,449 \sim 1,589 2,272 \sim \sim 1,837

(注) 旧農林共済組合の受給待期者に係る分を含んでいる。

(3) 受給権者の年齢別分布

ア 男 女計 (平成14年3月末現在、単位1,000人)

				(半成14年	<u> </u>		
年 齢	合 計	老齢年金 (退職)	老齢年金 (在職)	通算老齢年金 (退職)	通算老齢年金 (在職)	障害年金	遺族年金
合 計	20,896	8,916	727	6,636	241	440	3,937
5 歳未満	5	0	0	0	0	0	5
5 歳以上 10 歳未満	18	0	0	0	0	0	18
10 ~ 15	44	0	0	0	0	0	44
$15 \sim 20$	73	0	0	0	0	0	73
$20 \sim 25$	1	0	0	0	0	1	0
25 ~ 30	7	0	0	0	0	5	2
$30 \sim 35$	16	0	0	0	0	11	6
$35 \sim 40$	27	0	0	0	0	15	12
$40 \sim 45$	46	0	0	0	0	21	25
$45 \sim 50$	89	0	0	0	0	34	55
50 ~ 55	210	3	0	0	0	63	144
55 ~ 60	311	24	9	0	0	70	208
$60 \sim 65$	4,620	1,903	706	1,356	231	79	345
$65 \sim 70$	5,103	2,617	5	1,894	5	63	520
$70 \sim 75$	4,296	2,014	1	1,586	1	42	652
$75 \sim 80$	3,044	1,303	2	998	1	22	717
80 ~ 85	1,741	642	1	494	1	9	593
85 ~ 90	905	302	1	243	1	3	354
90 ~ 95	286	92	0	58	0	1	135
95 ~	55	17	0	7	0	1	28

イ 男子 (平成14年3月末現在、単位1,000人)

F				(半成14年	三3月末現在、単位1,000人)		
年金種別 年 齢	合 計	老齢年金 (退職)	老齢年金 (在職)	通算老齢年金 (退職)	通算老齢年金 (在職)	障害年金	遺族年金
合 計	13,743	6,081	564	2,773	130	329	3,866
5 歳未満	5	0	0	0	0	0	5
5 歳以上 10 歳未満	18	0	0	0	0	0	18
10 ~ 15	44	0	0	0	0	0	44
15 ~ 20	73	0	0	0	0	0	73
20 ~ 25	1	0	0	0	0	0	0
25 ~ 30	5	0	0	0	0	3	2
30 ~ 35	13	0	0	0	0	7	6
$35 \sim 40$	23	0	0	0	0	11	12
40 ~ 45	41	0	0	0	0	15	25
45 ~ 50	80	0	0	0	0	25	55
50 ~ 55	192	1	0	0	0	48	143
55 ~ 60	284	16	9	0	0	53	205
60 ~ 65	2,806	1,316	547	421	124	60	338
$65 \sim 70$	3,180	1,810	4	807	3	47	509
$70 \sim 75$	2,756	1,370	0	715	1	32	638
75 ~ 80	2,063	876	1	465	1	16	704
80 ~ 85	1,227	417	1	219	0	6	583
85 ~ 90	665	201	1	113	0	3	347
90 ~ 95	223	62	0	29	0	1	131
95 ~	45	12	0	4	0	1	27

ウ女子 (平成14年3月末現在、単位1,000人)

			リタ	ナ			
年 齢	年金種別 合計	老齢年金 (退職)	老齢年金 (在職)	通算老齢年金 (退職)	通算老齢年金 (在職)	障害年金	遺族年金
合 喜	計 7,153	2,835	163	3,863	110	110	71
5	歳未満 0	0	0	0	0	0	0
5 歳以上 10	歳未満 0	0	0	0	0	0	0
10 ~ 15	0	0	0	0	0	0	0
$15 \sim 20$	0	0	0	0	0	0	0
$20 \sim 25$	0	0	0	0	0	0	0
$25 \sim 30$	2	0	0	0	0	2	0
$30 \sim 35$	3	0	0	0	0	3	0
$35 \sim 40$	4	0	0	0	0	4	0
40 ~ 45	6	0	0	0	0	6	0
$45 \sim 50$	9	0	0	0	0	9	0
$50 \sim 55$	18	2	0	0	0	15	0
$55 \sim 60$	28	8	0	0	0	17	2
$60 \sim 65$	1,815	587	158	936	107	19	7
$65 \sim 70$	1,923	806	1	1,087	1	16	11
$70 \sim 75$	1,539	644	0	871	0	10	14
$75 \sim 80$	980	427	1	533	1	6	13
80 ~ 85	514	225	1	275	0	2	11
85 ~ 90	240	101	1	130	0	1	8
90 ~ 95	63	30	0	29	0	0	3
95 ~	9	5	0	3	0	0	1

⁽注1) 老齢年金とは、旧法厚生年金老齢年金、旧法船員保険老齢年金、新法老齢厚生年金(老齢相当)の合計であり、通算老齢年金とは、旧法厚生年金通算老齢年金、旧法船員保険通算老齢年金、新法老齢厚生年金(通老相当)の合計である。 (注2) 旧農林共済組合の受給権者に係る分を含んでいる。

2. 基礎率

(1) 被保険者の脱退力・障害年金発生力

アー般男子

	,	一般男子	暗宝 在全	
年 齢	生存脱退力	死亡脱退力	障害年金 発生力	
歳				
15	0.12963	0.00028	0.00009	
16	0.12369	0.00037	0.00009	
17	0.11773	0.00048	0.00009	
18	0.11180	0.00057	0.00009	
19	0.10589	0.00062	0.00010	
20	0.10002	0.00060	0.00011	
21	0.09391	0.00054	0.00013	
22	0.08853	0.00047	0.00014	
23	0.08206	0.00042	0.00015	
24	0.07822	0.00038	0.00015	
25	0.06987	0.00038	0.00016	
26	0.05922	0.00039	0.00018	
27	0.05197	0.00042	0.00021	
28	0.04848	0.00044	0.00024	
29	0.04669	0.00045	0.00027	
30	0.04761	0.00046	0.00030	
31	0.04835	0.00049	0.00032	
32	0.04643	0.00056	0.00035	
33	0.04407	0.00060	0.00037	
34	0.04034	0.00061	0.00040	
35	0.03613	0.00061	0.00042	
36	0.03370	0.00066	0.00045	
37	0.03313	0.00079	0.00047	
38	0.03347	0.00095	0.00051	
39	0.03576	0.00104	0.00054	
40	0.03955 0.00103		0.00059	
41	0.03937	0.00098	0.00063	
42	0.03295	0.00095	0.00067	

年 齢	生存脱退力	死亡脱退力	障害年金 発生力
歳			光工刀
43	0.02621	0.00101	0.00070
44	0.02358	0.00116	0.00073
45	0.02768	0.00133	0.00079
46	0.03520	0.00146	0.00087
47	0.04070	0.00154	0.00096
48	0.04132	0.00160	0.00106
49	0.03842	0.00172	0.00115
50	0.03585	0.00195	0.00125
51	0.03435	0.00224	0.00138
52	0.03268	0.00255	0.00152
53	0.03258	0.00285	0.00168
54	0.03511	0.00315	0.00187
55	0.03850	0.00346	0.00209
56	0.04118	0.00377	0.00232
57	0.04354	0.00412	0.00253
58	0.04622	0.00448	0.00270
59	0.04961	0.00472	0.00283
60	0.29249	0.00492	0.00341
61	0.13275	0.00516	0.00231
62	0.09132	0.00551	0.00164
63	0.14861	0.00604	0.00167
64	0.14529	0.00673	0.00185
65	0.14675	0.00742	0.00185
66	0.15791	0.00815	0.00185
67	0.11320	0.00896	0.00185
68	0.12315	0.00985	0.00185
69	0.13611	0.01080	0.00185

イ 女 子

年 齢		死 子 死亡脱退力	障害年金 発生力	年 齢	生存脱退力	死亡脱退力	障害年金 発生力
歳			元上刀	歳			元上/フ
15	0.12454	0.00005	0.00002	43	0.04619	0.00093	0.00051
16	0.12587	0.00007	0.00002	44	0.05005	0.00108	0.00053
17	0.12720	0.00008	0.00002	45	0.05814	0.00111	0.00058
18	0.12854	0.00009	0.00002	46	0.06614	0.00100	0.00064
19	0.12986	0.00011	0.00002	47	0.06641	0.00087	0.00069
20	0.13116	0.00015	0.00004	48	0.06398	0.00081	0.00073
21	0.12973	0.00020	0.00005	49	0.06155	0.00086	0.00078
22	0.13659	0.00024	0.00006	50	0.06285	0.00101	0.00084
23	0.13670	0.00026	0.00007	51	0.06556	0.00115	0.00093
24	0.13556	0.00025	0.00009	52	0.06691	0.00129	0.00103
25	0.13689	0.00022	0.00010	53	0.06739	0.00141	0.00114
26	0.14032	0.00018	0.00013	54	0.06963	0.00154	0.00125
27	0.14672	0.00015	0.00017	55	0.07254	0.00164	0.00138
28	0.15437	0.00015	0.00023	56	0.07639	0.00167	0.00150
29	0.15295	0.00018	0.00028	57	0.07783	0.00165	0.00161
30	0.14536	0.00021	0.00032	58	0.07802	0.00169	0.00171
31	0.13455	0.00022	0.00035	59	0.07753	0.00182	0.00177
32	0.12360	0.00021	0.00038	60	0.35989	0.00206	0.00193
33	0.11533	0.00027	0.00041	61	0.16573	0.00233	0.00170
34	0.10666	0.00040	0.00045	62	0.11680	0.00254	0.00155
35	0.09654	0.00054	0.00049	63	0.12609	0.00269	0.00144
36	0.08564	0.00057	0.00051	64	0.13959	0.00285	0.00152
37	0.07611	0.00047	0.00052	65	0.16092	0.00313	0.00152
38	0.07191	0.00033	0.00050	66	0.18027	0.00344	0.00152
39	0.06842	0.00027	0.00049	67	0.13733	0.00379	0.00152
40	0.06426	0.00033	0.00048	68	0.11726	0.00418	0.00152
41	0.05865	0.00050	0.00049	69	0.12118	0.00459	0.00152
42	0.05077	0.00072	0.00050				

ウ 坑内員・船員

	را (٠	い見・加貝	陸 安左人	Ī				陸孛压入
年 齢	生存脱退力	死亡脱退力	障害年金 発生力		年 齢	生存脱退力	死亡脱退力	障害年金 発生力
歳					歳			
15	0.23840	0.00019	0.00022		43	0.07590	0.00175	0.00042
16	0.22626	0.00038	0.00042		44	0.07527	0.00193	0.00056
17	0.21412	0.00061	0.00057		45	0.07353	0.00213	0.00074
18	0.20205	0.00082	0.00064		46	0.07235	0.00235	0.00092
19	0.18665	0.00102	0.00059		47	0.07150	0.00254	0.00105
20	0.17711	0.00118	0.00044		48	0.07025	0.00270	0.00111
21	0.16856	0.00134	0.00029		49	0.06867	0.00285	0.00115
22	0.15700	0.00147	0.00018		50	0.06764	0.00305	0.00121
23	0.14274	0.00152	0.00012		51	0.06912	0.00329	0.00132
24	0.12981	0.00146	0.00010		52	0.07457	0.00355	0.00149
25	0.11166	0.00135	0.00011		53	0.08657	0.00382	0.00166
26	0.09665	0.00125	0.00010		54	0.10588	0.00407	0.00176
27	0.08838	0.00121	0.00012		55	0.13177	0.00433	0.00179
28	0.08408	0.00123	0.00015		56	0.16046	0.00462	0.00181
29	0.08116	0.00127	0.00018		57	0.18693	0.00496	0.00193
30	0.07743	0.00132	0.00019		58	0.20359	0.00525	0.00213
31	0.07118	0.00133	0.00019		59	0.19573	0.00550	0.00235
32	0.06534	0.00133	0.00019		60	0.17442	0.00575	0.00252
33	0.06334	0.00130	0.00024		61	0.18948	0.00605	0.00265
34	0.06405	0.00124	0.00031		62	0.27519	0.00644	0.00281
35	0.06536	0.00120	0.00039		63	0.26147	0.00695	0.00321
36	0.06671	0.00120	0.00044		64	0.26738	0.00736	0.00396
37	0.06695	0.00124	0.00043		65	0.27504	0.00811	0.00396
38	0.06618	0.00132	0.00038		66	0.24058	0.00891	0.00396
39	0.06724	0.00141	0.00032		67	0.13631	0.00979	0.00396
40	0.07069	0.00148	0.00028		68	0.13717	0.01076	0.00396
41	0.07358	0.00155	0.00027		69	0.13126	0.01180	0.00396
42	0.07523	0.00163	0.00032					

(2) 標準報酬指数(総報酬ベース)

年 齢	標	準報酬指	数	年 齢	標	準報酬指	数
十一时	一般男子	女 子	坑内員·船員	十 困巾	一般男子	女 子	坑内員·船員
歳				歳			
15.5	0.49094	0.63194	0.84840	43.5	2.36733	1.56630	1.87864
16.5	0.61195	0.72586	0.88596	44.5	2.38612	1.55569	1.89099
17.5	0.71947	0.81559	0.91443	45.5	2.40573	1.54661	1.91312
18.5	0.78440	0.83713	0.90056	46.5	2.41711	1.53891	1.93275
19.5	0.91260	0.95087	0.96572	47.5	2.43271	1.53281	1.95162
20.5	1.00000	1.00000	1.00000	48.5	2.44890	1.52604	1.96840
21.5	1.06859	1.08491	1.04411	49.5	2.46371	1.52545	1.98537
22.5	1.10514	1.15700	1.09262	50.5	2.47117	1.52731	1.99747
23.5	1.16654	1.24223	1.18107	51.5	2.48368	1.53930	2.01056
24.5	1.24851	1.31720	1.28211	52.5	2.49341	1.54752	2.01713
25.5	1.33072	1.37407	1.36279	53.5	2.49981	1.55272	2.01931
26.5	1.41137	1.41210	1.42457	54.5	2.49547	1.54900	2.01648
27.5	1.48404	1.44940	1.46420	55.5	2.47319	1.53193	2.00309
28.5	1.55388	1.48370	1.49583	56.5	2.44280	1.51734	1.97656
29.5	1.62877	1.51471	1.52848	57.5	2.40865	1.50204	1.92964
30.5	1.70617	1.54261	1.56308	58.5	2.34582	1.49260	1.85713
31.5	1.78351	1.56964	1.59873	59.5	2.22570	1.47797	1.75722
32.5	1.85802	1.59312	1.63188	60.5	2.01794	1.42061	1.61928
33.5	1.93334	1.60535	1.66629	61.5	1.85880	1.37401	1.53739
34.5	1.99991	1.61243	1.69186	62.5	1.76623	1.34805	1.50256
35.5	2.05866	1.61071	1.71415	63.5	1.71322	1.35866	1.47405
36.5	2.11349	1.60572	1.73454	64.5	1.68457	1.38720	1.44379
37.5	2.16261	1.59830	1.75245	65.5	1.64270	1.41143	1.39527
38.5	2.20641	1.59771	1.77296	66.5	1.59674	1.45588	1.34617
39.5	2.24561	1.59262	1.79812	67.5	1.56264	1.48570	1.30870
40.5	2.27501	1.58792	1.82021	68.5	1.52869	1.53653	1.27266
41.5	2.30442	1.58116	1.84121	69.5	1.50105	1.56679	1.24076
42.5	2.33731	1.57090	1.86069				

(3) ボーナス支給割合

المطل مسلم	ボーナス	支給割合		
年 齢	一般男子及び 坑内員•船員	女 子		
歳	7 1 42 NH2			
15.5	0.00037	0.00205		
16.5	0.02147	0.02698		
17.5	0.03431	0.05196		
18.5	0.00807	0.00566		
19.5	0.07835	0.08183		
20.5	0.10876	0.08527		
21.5	0.12573	0.12213		
22.5	0.11526	0.13981		
23.5	0.12594	0.16607		
24.5	0.14919	0.18823		
25.5	0.16597	0.20174		
26.5	0.18002	0.20470		
27.5	0.18656	0.20902		
28.5	0.18950	0.21057		
29.5	0.19397	0.21067		
30.5	0.19844	0.21087		
31.5	0.20243	0.21254		
32.5	0.20519	0.21453		
33.5	0.21051	0.21335		
34.5	0.21433	0.21503		
35.5	0.21766	0.21529		
36.5	0.22191	0.21541		
37.5	0.22534	0.21350		
38.5	0.22856	0.21527		
39.5	0.23175	0.21280		
40.5	0.23166	0.21290		
41.5	0.23289	0.21322		
42.5	0.23582	0.21171		

		1.70 - 1.0		
年 齢	ボーナス 一般男子及び			
	坑内員•船員	女 子		
歳				
43.5	0.23803	0.21564		
44.5	0.23621	0.21436		
45.5	0.23759	0.21253		
46.5	0.23639	0.21043		
47.5	0.23706	0.20974		
48.5	0.23828	0.20786		
49.5	0.23998	0.20659		
50.5	0.23876	0.20379		
51.5	0.23979	0.20537		
52.5	0.23963	0.20357		
53.5	0.23983	0.20388		
54.5	0.23855	0.20308		
55.5	0.23517	0.19651		
56.5	0.22938	0.19397		
57.5	0.22412	0.18966		
58.5	0.22131	0.19017		
59.5	0.21646	0.19181		
60.5	0.18151	0.16780		
61.5	0.16921	0.15259		
62.5	0.17255	0.14257		
63.5	0.16893	0.14407		
64.5	0.16369	0.14328		
65.5	0.15230	0.13160		
66.5	0.14269	0.13791		
67.5	0.14124	0.13512		
68.5	0.13940	0.14853		
69.5	0.14261	0.14567		

(4) 年金受給者の年金失権率ア 一般男子及び坑内員・船員

	年金失権率			年 金 失 権 率			
年 齢	老 齢厚生年金	障 害 厚生年金	遺 族厚生年金	年 齢	老 齢 厚生年金	障 害 厚生年金	遺 族厚生年金
歳				歳			
0	_	_	_	29	0.00067	0.00718	0.03313
1	_	_	_	30	0.00072	0.00779	0.03236
2	_	_	_	31	0.00074	0.00820	0.03204
3	_	_	_	32	0.00080	0.00892	0.03095
4	_	_	_	33	0.00083	0.00943	0.02881
5	_	_	_	34	0.00086	0.00983	0.02569
6	_	_	_	35	0.00090	0.01034	0.02228
7	_	_	_	36	0.00095	0.01110	0.01846
8	_	_	_	37	0.00104	0.01226	0.01482
9	_	_	_	38	0.00112	0.01346	0.01195
10	_	_	_	39	0.00121	0.01479	0.00959
11	_	_	_	40	0.00130	0.01608	0.00783
12	_	_	_	41	0.00141	0.01741	0.00659
13	_	_	_	42	0.00154	0.01864	0.00581
14	_	_	_	43	0.00170	0.01974	0.00527
15	0.00025	0.00226	_	44	0.00188	0.02061	0.00484
16	0.00035	0.00319	_	45	0.00208	0.02116	0.00456
17	0.00044	0.00406	_	46	0.00232	0.02171	0.00439
18	0.00052	0.00484	_	47	0.00257	0.02230	0.00429
19	0.00056	0.00528	0.03843	48	0.00285	0.02311	0.00426
20	0.00057	0.00552	0.03990	49	0.00315	0.02416	0.00426
21	0.00059	0.00577	0.04107	50	0.00349	0.02562	0.00436
22	0.00062	0.00612	0.04050	51	0.00385	0.02734	0.00442
23	0.00064	0.00638	0.04114	52	0.00425	0.02950	0.00447
24	0.00065	0.00654	0.03891	53	0.00466	0.03185	0.00451
25	0.00063	0.00651	0.03789	54	0.00506	0.03402	0.00452
26	0.00062	0.00648	0.03548	55	0.00548	0.03580	0.00451
27	0.00062	0.00655	0.03412	56	0.00590	0.03697	0.00458
28	0.00064	0.00681	0.03371	57	0.00636	0.03780	0.00478

注:老齢厚生年金の失権率は、受給待期者の死亡率と共通。

	年	三金失権	率
年 齢	老齢	障害	遺族
歳	厚生年金	厚生年金	厚生年金
_病 X 58	0.00683	0.03850	0.00505
59	0.00083		0.00503
60		0.03934	0.00531
	0.00791	0.04043	
61	0.00862	0.04187	0.00558
62	0.00944	0.04337	0.00582
63	0.01046	0.04519	0.00607
64	0.01160	0.04703	0.00640
65	0.01281	0.04877	0.00677
66	0.01405	0.05007	0.00726
67	0.01536	0.05072	0.00783
68	0.01677	0.05061	0.00846
69	0.01825	0.04977	0.00909
70	0.01988	0.04890	0.00973
71	0.02164	0.04855	0.01042
72	0.02361	0.04916	0.01117
73	0.02579	0.05046	0.01208
74	0.02821	0.05227	0.01316
75	0.03102	0.05474	0.01453
76	0.03423	0.05774	0.01611
77	0.03813	0.06162	0.01800
78	0.04274	0.06616	0.02029
79	0.04805	0.07112	0.02296
80	0.05393	0.07618	0.02611
81	0.06068	0.08173	0.02988
82	0.06832	0.08795	0.03427
83	0.07678	0.09513	0.03929
84	0.08569	0.10334	0.04495
85	0.09540	0.11337	0.05144
86	0.10552	0.12488	0.05870

	年	三金失権	
年 齢	老齢	障害	遺族
115	厚生年金	厚生年金	厚生年金
歳	0.11566	0.10749	0.00004
87	0.11566	0.13743	0.06694
88	0.12606	0.15124	0.07639
89	0.13678	0.16609	0.08645
90	0.14959	0.18415	0.09778
91	0.16023	0.19987	0.11014
92	0.17111	0.21614	0.12301
93	0.18215	0.23297	0.13563
94	0.19357	0.25035	0.14784
95	0.20594	0.26830	0.15920
96	0.21929	0.28679	0.16969
97	0.23360	0.30583	0.17979
98	0.24867	0.32543	0.19016
99	0.26419	0.34554	0.20149
100	0.27996	0.36616	0.21399
101	0.29610	0.38726	0.22740
102	0.31260	0.40885	0.24126
103	0.32945	0.43088	0.25531
104	0.34660	0.45332	0.26946
105	0.36405	0.47614	0.28374
106	0.38176	0.49930	0.29816
107	0.39970	0.52277	0.31271
108	0.41783	0.54647	0.32737
109	0.43611	0.57039	0.34213
110	0.45450	0.59444	0.35696
111	0.98768	0.98768	0.37185
112	0.98768	0.98768	0.38678
113	0.98768	0.98768	0.40172
114	0.98768	0.98768	0.41665
115	0.98768	0.98768	0.96436

イ 女 子

	<u></u> 年	三 金 失 権	率			年	三金 失 権	率
年 齢	老 齢 厚生年金	障 害 厚生年金	遺 族厚生年金	年	齢	老 齢厚生年金	障 害 厚生年金	遺 族厚生年金
歳	., _ , _	., _ , _	,, ,		歳	., _ , _	., _ , _	., _ , _
0	_	_	0.00345		29	0.00033	0.01034	_
1	_	_	0.00047		30	0.00035	0.01041	_
2	_	_	0.00034		31	0.00037	0.01065	_
3	_	_	0.00024		32	0.00040	0.01080	_
4	_	_	0.00018		33	0.00042	0.01055	_
5	_	_	0.00015		34	0.00045	0.01046	_
6	_	_	0.00014		35	0.00046	0.01007	_
7	_	_	0.00012		36	0.00048	0.00978	_
8	_	_	0.00011		37	0.00052	0.00989	_
9	_	_	0.00011		38	0.00056	0.01035	_
10	_	_	0.00011		39	0.00062	0.01110	_
11	_	_	0.00011		40	0.00068	0.01209	_
12	_	_	0.00012		41	0.00074	0.01302	_
13	_	_	0.00014		42	0.00081	0.01388	_
14	_	_	0.00020		43	0.00089	0.01485	_
15	0.00012	0.00625	0.00025		44	0.00097	0.01556	_
16	0.00016	0.00808	0.00035		45	0.00106	0.01609	_
17	0.00019	0.00931	0.00044		46	0.00114	0.01625	_
18	0.00021	0.00994	1.00000		47	0.00125	0.01676	_
19	0.00023	0.01055	_		48	0.00137	0.01724	_
20	0.00024	0.01064	_		49	0.00151	0.01806	_
21	0.00026	0.01111	_		50	0.00168	0.01915	_
22	0.00026	0.01072	_		51	0.00182	0.01982	_
23	0.00027	0.01109	_		52	0.00195	0.02026	_
24	0.00027	0.01068	_		53	0.00208	0.02067	_
25	0.00028	0.01059	_		54	0.00222	0.02100	_
26	0.00028	0.01017	_		55	0.00234	0.02125	_
27	0.00029	0.01005	_		56	0.00247	0.02176	0.01017
28	0.00030	0.00990	_		57	0.00263	0.02261	0.01101

注1:老齢厚生年金の失権率は、受給待期者の死亡率と共通。 注2:18歳以下の遺族厚生年金失権率は子に支給される年金の失権率である。

	年	三金失権	率
年 齢	老齢	障害	遺族
歳	厚生年金	厚生年金	厚生年金
_{所义} 58	0.00281	0.02358	0.01191
59	0.00299	0.02445	0.01290
60	0.00321	0.02526	0.01400
61	0.00347	0.02601	0.01530
62	0.00377	0.02693	0.01667
63	0.00412	0.02783	0.01822
64	0.00453	0.02887	0.01976
65	0.00496	0.02974	0.02118
66	0.00545	0.03039	0.02255
67	0.00598	0.03046	0.02407
68	0.00659	0.03007	0.02583
69	0.00723	0.02915	0.02787
70	0.00792	0.02809	0.03031
71	0.00871	0.02742	0.03298
72	0.00959	0.02743	0.03582
73	0.01065	0.02838	0.03869
74	0.01191	0.03017	0.04146
75	0.01350	0.03317	0.04428
76	0.01537	0.03706	0.04720
77	0.01760	0.04171	0.05074
78	0.02026	0.04685	0.05505
79	0.02328	0.05231	0.06023
80	0.02671	0.05794	0.06622
81	0.03068	0.06410	0.07299
82	0.03521	0.07085	0.08021
83	0.04034	0.07812	0.08779
84	0.04605	0.08523	0.09577
85	0.05256	0.09215	0.10487
86	0.05975	0.09846	0.11503

	年	三金 失 権	率
年 齢	老 齢 厚生年金	障 厚生年金	遺 族 厚生年金
歳			
87	0.06764	0.10513	0.12578
88	0.07627	0.11368	0.13684
89	0.08488	0.12474	0.14769
90	0.09386	0.13912	0.16049
91	0.10302	0.15637	0.17026
92	0.11241	0.17483	0.17922
93	0.12211	0.19318	0.18701
94	0.13275	0.21168	0.19347
95	0.14437	0.23060	0.19905
96	0.15663	0.24987	0.20506
97	0.16910	0.26951	0.21295
98	0.18163	0.28948	0.22357
99	0.19438	0.30980	0.23673
100	0.20734	0.33045	0.25138
101	0.22049	0.35141	0.26631
102	0.23382	0.37266	0.28116
103	0.24733	0.39420	0.29631
104	0.26101	0.41600	0.31174
105	0.27485	0.43805	0.32743
106	0.28882	0.46031	0.34336
107	0.30291	0.48277	0.35950
108	0.31711	0.50541	0.37580
109	0.33141	0.52819	0.39224
110	0.34578	0.55109	0.40878
111	0.36020	0.57407	0.98768
112	0.37466	0.59712	0.98768
113	0.38913	0.62019	0.98768
114	0.40360	0.64325	0.98768
115	0.96436	0.96436	0.98768

(5) 有遺族率

ア 一般男子及び坑内員・船員

		有遺族率				有遺族率	
年 齢	被保険者 亡	老齢厚生年金 受給権者死亡	障害厚生年金 受給権者死亡	年 齢	被保険者	老齢厚生年金 受給権者死亡	障害厚生年金 受給権者死亡
歳				歳	, <u> </u>) (
15	0.00000	_	0.00000	41	0.75347	_	0.15537
16	0.00000	_	0.00000	42	0.76189	_	0.16664
17	0.00000	_	0.00000	43	0.76943	_	0.17775
18	0.00543	_	0.00652	44	0.77619	_	0.18840
19	0.01436	_	0.01099	45	0.77879	0.77879	0.19834
20	0.02425	_	0.01473	46	0.78378	0.78378	0.20760
21	0.03983	_	0.01704	47	0.78724	0.78724	0.21668
22	0.05951	_	0.01847	48	0.79287	0.79287	0.22612
23	0.08694	_	0.02011	49	0.79705	0.79705	0.23659
24	0.12461	_	0.02274	50	0.80316	0.80316	0.24897
25	0.17397	_	0.02648	51	0.81551	0.81551	0.26353
26	0.23418	_	0.03092	52	0.82379	0.82379	0.27973
27	0.29713	_	0.03531	53	0.83566	0.83566	0.29659
28	0.35759	_	0.03954	54	0.83664	0.83664	0.31268
29	0.41528	_	0.04432	55	0.84372	0.84372	0.32673
30	0.46778	_	0.05032	56	0.85302	0.85302	0.33835
31	0.52087	_	0.05767	57	0.85638	0.85638	0.34769
32	0.56087	_	0.06605	58	0.86125	0.86125	0.35482
33	0.59606	_	0.07486	59	0.86467	0.86467	0.35967
34	0.62179	_	0.08406	60	0.86768	0.86768	0.36183
35	0.64977	_	0.09372	61	0.87094	0.87094	0.36034
36	0.67400	_	0.10371	62	0.87335	0.87335	0.35415
37	0.69666	_	0.11369	63	0.87377	0.87377	0.34228
38	0.71609	_	0.12367	64	0.87611	0.87611	0.32405
39	0.72826	_	0.13378	65	0.87453	0.87453	0.29979
40	0.74237		0.14430	66	0.87563	0.87563	0.27125

	有遺族率					
年 齢	被保険者	老齢厚生年金 受給権者死亡	障害厚生年金 受給権者死亡			
歳	7) () () () () () () () () () (
67	0.87432	0.87432	0.24130			
68	0.87484	0.87484	0.21350			
69	0.87226	0.87226	0.19131			
70	_	0.87043	0.17695			
71	_	0.86628	0.17100			
72	_	0.86244	0.17266			
73	_	0.85634	0.18008			
74	_	0.84870	0.19083			
75	_	0.84087	0.20257			
76	_	0.83131	0.21389			
77	_	0.81937	0.22424			
78	_	0.81209	0.23346			
79	_	0.79976	0.24138			
80	_	0.79183	0.24760			
81	_	0.77574	0.25204			
82	_	0.76198	0.25482			
83	_	0.74282	0.25576			
84	_	0.72044	0.25407			
85	_	0.69854	0.24903			
86	_	0.67112	0.24039			
87	_	0.64053	0.22870			
88	_	0.59870	0.21558			
89	_	0.56999	0.20308			
90	_	0.55061	0.19238			
91	_	0.53122	0.18349			
92	_	0.51183	0.17544			

		有遺族率	Š
年 齢	被保険者 亡	老齢厚生年金 受給権者死亡	障害厚生年金 受給権者死亡
歳			
93	_	0.49245	0.16694
94	_	0.47306	0.15743
95	_	0.45367	0.14746
96	_	0.43428	0.13752
97	_	0.41490	0.12770
98	_	0.39551	0.11788
99	_	0.37612	0.10805
100	_	0.35674	0.09823
101	_	0.33735	0.08841
102	_	0.31796	0.07858
103	_	0.29857	0.06876
104	_	0.27919	0.05894
105	_	0.25980	0.04904
106	_	0.24041	0.03903
107	_	0.22103	0.02916
108	_	0.20164	0.01995
109	_	0.18225	0.01205
110	_	0.16286	0.00605
111	_	0.00000	0.00000
112	_	0.00000	0.00000
113	_	0.00000	0.00000
114	_	0.00000	0.00000
115	_	0.00000	0.00000

イ 女 子

	•	有遺族率	Š			有遺族率	
年 齢	被保険者 亡	老齢厚生年金 受給権者死亡	障害厚生年金 受給権者死亡	年 齢	被保険者 亡	老齢厚生年金 受給権者死亡	障害厚生年金 受給権者死亡
歳				歳			
15	0.00000	_	0.00000	41	0.23752	_	0.16797
16	0.00000	_	0.00000	42	0.23206	_	0.17416
17	0.00000	_	0.00000	43	0.21887	_	0.17122
18	0.00251	_	0.00003	44	0.19936	_	0.16044
19	0.00309	_	0.00103	45	0.17706	0.17706	0.14454
20	0.00364	_	0.00261	46	0.15527	0.15527	0.12617
21	0.00465	_	0.00448	47	0.13505	0.13505	0.10714
22	0.00671	_	0.00610	48	0.11559	0.11559	0.08856
23	0.01009	_	0.00691	49	0.09625	0.09625	0.07083
24	0.01382	_	0.00732	50	0.22488	0.22488	0.18788
25	0.01786	_	0.00853	51	0.28660	0.28660	0.19464
26	0.02388	_	0.01123	52	0.33169	0.33169	0.20037
27	0.03428	_	0.01555	53	0.35463	0.35463	0.20450
28	0.05141	_	0.02148	54	0.35872	0.35872	0.20641
29	0.07222	_	0.02826	55	0.35370	0.35370	0.20575
30	0.09164	_	0.03517	56	0.34934	0.34934	0.20241
31	0.10715	_	0.04261	57	0.34753	0.34753	0.19595
32	0.12066	_	0.05113	58	0.34450	0.34450	0.18571
33	0.13637	_	0.06033	59	0.33902	0.33902	0.17133
34	0.15723	_	0.06999	60	0.33035	0.33035	0.15278
35	0.18187	_	0.08006	61	0.31833	0.31833	0.13073
36	0.20483	_	0.09071	62	0.30369	0.30369	0.10713
37	0.22109	_	0.10302	63	0.28789	0.28789	0.08469
38	0.23043	_	0.11855	64	0.27225	0.27225	0.06576
39	0.23514	_	0.13662	65	0.25751	0.25751	0.05191
40	0.23761	_	0.15435	66	0.24396	0.24396	0.04385

		有 遺 族 率	Š
年 齢	被保険者 亡	老齢厚生年金 受給権者死亡	障害厚生年金 受給権者死亡
歳	70 -	NATE INC.	Z/III IE II / II -
67	0.23116	0.23116	0.04124
68	0.21838	0.21838	0.04270
69	0.20544	0.20544	0.04641
70	_	0.19272	0.05068
71	_	0.18007	0.05405
72	_	0.16696	0.05556
73	_	0.15286	0.05509
74	_	0.13780	0.05304
75	_	0.12277	0.04999
76	_	0.10935	0.04662
77	_	0.09878	0.04362
78	_	0.09136	0.04119
79	_	0.08661	0.03915
80	_	0.08329	0.03726
81	_	0.07979	0.03519
82	_	0.07492	0.03249
83	_	0.06851	0.02939
84	_	0.06118	0.02637
85	_	0.05361	0.02355
86	_	0.04615	0.02091
87	_	0.03891	0.01872
88	_	0.03201	0.01682
89	_	0.02574	0.01474
90	_	0.02042	0.01243
91	_	0.01613	0.01008
92	_	0.01273	0.00755

		有遺族率		
年 齢	被保険者	老齢厚生年金	障害厚生年金	
	死 亡	受給権者死亡	受給権者死亡	
歳				
93	_	0.01010	0.00496	
94	_	0.00813	0.00272	
95	_	0.00658	0.00106	
96	_	0.00540	0.00003	
97	_	0.00460	0.00000	
98	_	0.00416	0.00000	
99	_	0.00393	0.00000	
100	_	0.00374	0.00000	
101	_	0.00343	0.00000	
102	_	0.00309	0.00000	
103	_	0.00280	0.00000	
104	_	0.00260	0.00000	
105	_	0.00239	0.00000	
106	_	0.00219	0.00000	
107	_	0.00200	0.00000	
108	_	0.00183	0.00000	
109	_	0.00168	0.00000	
110	_	0.00154	0.00000	
111	_	0.00000	0.00000	
112	_	0.00000	0.00000	
113	_	0.00000	0.00000	
114	_	0.00000	0.00000	
115	_	0.00000	0.00000	

(6) 被保険者であった者と遺族厚生年金受給権者の年齢相関

₩/ロ 1/◇ **	遺族厚生年金多	受給権者の年齢	₩/ロ IPA →	遺族厚生年金	受給権者の年齢
被保険者であった者の年齢	被保険者であった者 が一般男子、坑内 員・船員の場合	被保険者であった者 が女子の場合	被保険者であった者の年齢	被保険者であった者 が一般男子、坑内 員・船員の場合	被保険者であった者 が女子の場合
歳			歳		
18	18.2	0.0	43	40.5	13.7
19	19.4	0.0	44	41.5	14.1
20	20.6	0.0	45	42.5	14.3
21	21.8	0.1	46	43.5	14.5
22	23.0	0.8	47	44.5	14.6
23	24.2	1.7	48	45.5	14.7
24	25.2	2.6	49	46.6	14.8
25	25.9	3.2	50	47.5	57.0
26	26.5	3.5	51	48.5	57.0
27	27.1	3.6	52	49.4	57.2
28	27.8	3.8	53	50.4	57.5
29	28.5	4.1	54	51.3	57.9
30	29.4	4.4	55	52.2	58.3
31	30.2	4.7	56	53.1	58.9
32	31.0	5.4	57	54.0	59.6
33	31.8	6.2	58	55.0	60.3
34	32.6	7.2	59	55.9	61.1
35	33.4	8.0	60	56.9	62.0
36	34.1	8.7	61	57.9	63.0
37	34.9	9.4	62	58.8	64.1
38	35.6	10.1	63	59.8	65.1
39	36.6	11.0	64	60.8	66.1
40	37.6	11.9	65	61.8	67.0
41	38.6	12.6	66	62.7	67.9
42	39.6	13.2	67	63.7	69.0

₩/口 1/◇ *	遺族厚生年金多	受給権者の年齢
被保険者であった者の年齢	被保険者であった者 が一般男子、坑内 員・船員の場合	被保険者であった者 が女子の場合
歳		
68	64.7	70.1
69	65.7	71.2
70	66.7	72.3
71	67.7	73.3
72	68.6	74.4
73	69.6	75.5
74	70.5	76.6
75	71.4	77.7
76	72.2	78.8
77	73.0	79.8
78	73.8	80.9
79	74.5	82.0
80	75. 3	83.0
81	76.1	83.8
82	76.9	84.5
83	77.7	85.4
84	78.5	86.3
85	79.3	87.1
86	80.1	87.9
87	80.9	88.6
88	81.7	89.5
89	82.5	90.6
90	83.3	91.3
91	84.1	92.2
92	84.9	93.2

→→/ロ //△ →	遺族厚生年金多	受給権者の年齢
被保険者であった者の年齢	被保険者であった者 が一般男子、坑内 員・船員の場合	被保険者であった者 が女子の場合
歳		
93	85.6	94.1
94	86.2	94.9
95	86.7	95.9
96	87.1	96.8
97	87.6	97.6
98	88.0	98.5
99	88.4	99.4
100	88.9	100.3
101	89.3	101.2
102	89.8	102.1
103	90.2	103.0
104	90.6	103.9
105	91.1	104.8
106	91.5	105.7
107	92.0	106.6
108	92.4	107.5
109	92.9	108.4
110	93.3	109.3
111	93.7	110.2
112	94.2	111.1
113	94.6	112.0
114	95.1	112.9
115	95.5	113.8

(7) 年金受給権者1人当たり加給年金額対象者割合

ア 一般男子及び坑内員・船員

左 歩		老齢			障害		遺	族
年 齢	配偶者	第1•2子	その他	配偶者	第1•2子	その他	第1・2子	その他
歳								
0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.703	0.053
1	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.743	0.051
2	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.787	0.051
3	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.839	0.053
4	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.899	0.057
5	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.958	0.060
6	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.007	0.060
7	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.045	0.059
8	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.070	0.058
9	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.089	0.056
10	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.098	0.054
11	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.091	0.050
12	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.066	0.045
13	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.016	0.038
14	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.935	0.032
15	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.818	0.026
16	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.681	0.021
17	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.569	0.018
18	0.000	0.000	0.000	0.007	0.003	0.000	0.536	0.016
19	0.000	0.000	0.000	0.011	0.006	0.000	0.624	0.000
20	0.000	0.000	0.000	0.015	0.011	0.000	0.821	0.000
21	0.000	0.000	0.000	0.017	0.016	0.000	0.957	0.000
22	0.000	0.000	0.000	0.018	0.020	0.000	1.024	0.003
23	0.000	0.000	0.000	0.020	0.024	0.000	1.035	0.008
24	0.000	0.000	0.000	0.023	0.027	0.000	1.021	0.015
25	0.000	0.000	0.000	0.026	0.029	0.000	1.009	0.023
26	0.000	0.000	0.000	0.031	0.030	0.001	1.005	0.029
27	0.000	0.000	0.000	0.035	0.032	0.001	1.009	0.034
28	0.000	0.000	0.000	0.040	0.036	0.001	1.025	0.038

左 蚣		老齢			障害		遺	遺族	
年 齢	配偶者	第1•2子	その他	配偶者	第1•2子	その他	第1•2子	その他	
歳									
29	0.000	0.000	0.000	0.044	0.041	0.001	1.055	0.045	
30	0.000	0.000	0.000	0.050	0.049	0.002	1.098	0.055	
31	0.000	0.000	0.000	0.058	0.059	0.003	1.151	0.070	
32	0.000	0.000	0.000	0.066	0.070	0.004	1.209	0.089	
33	0.000	0.000	0.000	0.075	0.082	0.005	1.264	0.109	
34	0.000	0.000	0.000	0.084	0.095	0.007	1.316	0.129	
35	0.000	0.000	0.000	0.094	0.111	0.009	1.364	0.147	
36	0.000	0.000	0.000	0.104	0.130	0.011	1.408	0.163	
37	0.000	0.000	0.000	0.114	0.150	0.014	1.446	0.176	
38	0.000	0.000	0.000	0.124	0.171	0.017	1.474	0.187	
39	0.000	0.000	0.000	0.134	0.190	0.019	1.489	0.193	
40	0.000	0.000	0.000	0.144	0.207	0.022	1.485	0.194	
41	0.000	0.000	0.000	0.155	0.222	0.024	1.456	0.187	
42	0.000	0.000	0.000	0.167	0.236	0.026	1.397	0.171	
43	0.000	0.000	0.000	0.178	0.246	0.027	1.305	0.148	
44	0.000	0.000	0.000	0.188	0.252	0.027	1.180	0.120	
45	0.000	0.000	0.000	0.198	0.252	0.026	1.029	0.091	
46	0.000	0.000	0.000	0.208	0.245	0.023	0.864	0.064	
47	0.000	0.000	0.000	0.217	0.232	0.020	0.696	0.042	
48	0.000	0.000	0.000	0.226	0.213	0.016	0.540	0.025	
49	0.000	0.000	0.000	0.237	0.190	0.013	0.404	0.015	
50	0.805	0.097	0.000	0.249	0.165	0.010	0.293	0.008	
51	0.815	0.097	0.000	0.264	0.140	0.008	0.207	0.005	
52	0.824	0.097	0.000	0.280	0.116	0.006	0.143	0.003	
53	0.832	0.097	0.000	0.297	0.093	0.004	0.096	0.001	
54	0.839	0.097	0.001	0.313	0.073	0.003	0.064	0.001	
55	0.845	0.097	0.001	0.327	0.056	0.002	0.041	0.000	
56	0.851	0.097	0.002	0.338	0.042	0.001	0.027	0.000	
57	0.857	0.076	0.002	0.348	0.031	0.001	0.017	0.000	

左 蚣		老齢			障害		遺	遺族	
年 齢	配偶者	第1•2子	その他	配偶者	第1•2子	その他	第1•2子	その他	
歳									
58	0.862	0.056	0.002	0.355	0.023	0.000	0.011	0.000	
59	0.866	0.044	0.001	0.360	0.016	0.000	0.008	0.000	
60	0.868	0.031	0.001	0.362	0.012	0.000	0.005	0.000	
61	0.866	0.021	0.001	0.360	0.008	0.000	0.004	0.000	
62	0.852	0.014	0.000	0.354	0.006	0.000	0.003	0.000	
63	0.823	0.010	0.000	0.342	0.004	0.000	0.002	0.000	
64	0.775	0.007	0.000	0.324	0.004	0.000	0.002	0.000	
65	0.707	0.006	0.000	0.300	0.003	0.000	0.002	0.000	
66	0.623	0.004	0.000	0.271	0.002	0.000	0.002	0.000	
67	0.527	0.003	0.000	0.241	0.002	0.000	0.002	0.000	
68	0.421	0.002	0.000	0.214	0.002	0.000	0.002	0.000	
69	0.320	0.002	0.000	0.191	0.001	0.000	0.002	0.000	
70	0.232	0.001	0.000	0.177	0.001	0.000	0.002	0.000	
71	0.172	0.001	0.000	0.171	0.001	0.000	0.002	0.000	
72	0.139	0.001	0.000	0.173	0.001	0.000	0.002	0.000	
73	0.132	0.001	0.000	0.180	0.001	0.000	0.002	0.000	
74	0.113	0.002	0.000	0.191	0.002	0.000	0.002	0.000	
75	0.094	0.003	0.000	0.203	0.002	0.000	0.002	0.000	
76	0.568	0.004	0.000	0.214	0.002	0.000	0.002	0.000	
77	0.567	0.005	0.000	0.224	0.002	0.000	0.002	0.000	
78	0.568	0.005	0.000	0.233	0.002	0.000	0.002	0.000	
79	0.578	0.006	0.000	0.241	0.002	0.000	0.002	0.000	
80	0.574	0.006	0.000	0.248	0.003	0.000	0.002	0.000	
81	0.579	0.006	0.000	0.252	0.003	0.000	0.002	0.000	
82	0.584	0.006	0.000	0.255	0.003	0.000	0.002	0.000	
83	0.586	0.006	0.000	0.256	0.003	0.000	0.002	0.000	
84	0.585	0.006	0.000	0.254	0.002	0.000	0.002	0.000	
85	0.581	0.006	0.000	0.249	0.002	0.000	0.002	0.000	
86	0.572	0.006	0.000	0.240	0.002	0.000	0.002	0.000	

左 蚣		老齢			障害		遺	族
年 齢	配偶者	第1•2子	その他	配偶者	第1•2子	その他	第1•2子	その他
歳								
87	0.556	0.006	0.000	0.229	0.002	0.000	0.003	0.000
88	0.534	0.006	0.000	0.216	0.002	0.000	0.003	0.000
89	0.510	0.005	0.000	0.203	0.002	0.000	0.003	0.000
90	0.483	0.006	0.000	0.192	0.003	0.000	0.003	0.000
91	0.457	0.006	0.000	0.183	0.003	0.000	0.003	0.000
92	0.429	0.006	0.000	0.175	0.002	0.000	0.003	0.000
93	0.394	0.006	0.000	0.167	0.002	0.000	0.004	0.000
94	0.367	0.006	0.000	0.157	0.001	0.000	0.004	0.000
95	0.343	0.006	0.000	0.147	0.000	0.000	0.004	0.000
96	0.313	0.005	0.000	0.138	0.000	0.000	0.004	0.000
97	0.283	0.005	0.000	0.128	0.000	0.000	0.004	0.000
98	0.270	0.005	0.000	0.118	0.000	0.000	0.004	0.000
99	0.250	0.004	0.000	0.108	0.000	0.000	0.004	0.000
100	0.231	0.004	0.000	0.098	0.000	0.000	0.004	0.000
101	0.213	0.004	0.000	0.088	0.000	0.000	0.004	0.000
102	0.198	0.003	0.000	0.079	0.000	0.000	0.004	0.000
103	0.184	0.003	0.000	0.069	0.000	0.000	0.004	0.000
104	0.171	0.002	0.000	0.059	0.000	0.000	0.004	0.000
105	0.158	0.002	0.000	0.049	0.000	0.000	0.003	0.000
106	0.146	0.002	0.000	0.039	0.000	0.000	0.003	0.000
107	0.136	0.001	0.000	0.029	0.000	0.000	0.002	0.000
108	0.126	0.001	0.000	0.020	0.000	0.000	0.002	0.000
109	0.117	0.000	0.000	0.012	0.000	0.000	0.001	0.000
110	0.108	0.000	0.000	0.006	0.000	0.000	0.000	0.000
111	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
112	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
113	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
114	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
115	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

イ 女 子

年 齢		老齢			障害		遺	遺族	
年 齢	配偶者	第1•2子	その他	配偶者	第1•2子	その他	第1•2子	その他	
歳									
0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.703	0.053	
1	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.743	0.051	
2	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.787	0.051	
3	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.839	0.053	
4	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.899	0.057	
5	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.958	0.060	
6	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.007	0.060	
7	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.045	0.059	
8	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.070	0.058	
9	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.089	0.056	
10	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.098	0.054	
11	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.091	0.050	
12	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.066	0.045	
13	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.016	0.038	
14	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.935	0.032	
15	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.818	0.026	
16	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.681	0.021	
17	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.569	0.018	
18	0.000	0.000	0.000	0.003	0.000	0.000	0.536	0.016	
19	0.000	0.000	0.000	0.007	0.001	0.000	0.000	0.000	
20	0.000	0.000	0.000	0.011	0.003	0.000	0.000	0.000	
21	0.000	0.000	0.000	0.014	0.004	0.000	0.000	0.000	
22	0.000	0.000	0.000	0.014	0.006	0.000	0.000	0.000	
23	0.000	0.000	0.000	0.013	0.007	0.000	0.000	0.000	
24	0.000	0.000	0.000	0.011	0.007	0.000	0.000	0.000	
25	0.000	0.000	0.000	0.013	0.009	0.000	0.000	0.000	
26	0.000	0.000	0.000	0.017	0.011	0.000	0.000	0.000	
27	0.000	0.000	0.000	0.025	0.016	0.000	0.000	0.000	
28	0.000	0.000	0.000	0.033	0.021	0.001	0.000	0.000	

左 蚣		老齢			障害		遺	族
年 齢	配偶者	第1•2子	その他	配偶者	第1•2子	その他	第1•2子	その他
歳								
29	0.000	0.000	0.000	0.041	0.028	0.001	0.000	0.000
30	0.000	0.000	0.000	0.046	0.035	0.001	0.000	0.000
31	0.000	0.000	0.000	0.051	0.043	0.002	0.000	0.000
32	0.000	0.000	0.000	0.057	0.051	0.002	0.000	0.000
33	0.000	0.000	0.000	0.064	0.060	0.003	0.000	0.000
34	0.000	0.000	0.000	0.072	0.070	0.004	0.000	0.000
35	0.000	0.000	0.000	0.081	0.080	0.005	0.000	0.000
36	0.000	0.000	0.000	0.089	0.091	0.006	0.000	0.000
37	0.000	0.000	0.000	0.097	0.103	0.008	0.000	0.000
38	0.000	0.000	0.000	0.105	0.119	0.009	0.000	0.000
39	0.000	0.000	0.000	0.114	0.137	0.011	0.000	0.000
40	0.000	0.000	0.000	0.124	0.154	0.012	0.000	0.000
41	0.000	0.000	0.000	0.135	0.168	0.013	0.000	0.000
42	0.000	0.000	0.000	0.145	0.174	0.012	0.000	0.000
43	0.000	0.000	0.000	0.152	0.171	0.010	0.000	0.000
44	0.000	0.000	0.000	0.158	0.160	0.008	0.000	0.000
45	0.000	0.000	0.000	0.161	0.145	0.005	0.000	0.000
46	0.000	0.000	0.000	0.165	0.126	0.003	0.000	0.000
47	0.000	0.000	0.000	0.169	0.107	0.002	0.000	0.000
48	0.000	0.000	0.000	0.174	0.089	0.002	0.000	0.000
49	0.000	0.000	0.000	0.181	0.071	0.001	0.000	0.000
50	0.443	0.050	0.000	0.188	0.055	0.001	0.000	0.000
51	0.443	0.044	0.000	0.195	0.041	0.001	0.000	0.000
52	0.443	0.038	0.000	0.200	0.030	0.000	0.000	0.000
53	0.443	0.032	0.000	0.205	0.021	0.000	0.000	0.000
54	0.443	0.026	0.000	0.206	0.015	0.000	0.000	0.000
55	0.443	0.020	0.000	0.206	0.010	0.000	0.000	0.000
56	0.443	0.012	0.000	0.202	0.007	0.000	0.000	0.000
57	0.443	0.006	0.000	0.196	0.005	0.000	0.000	0.000

左 蚣		老齢			障害		遺	族
年 齢	配偶者	第1•2子	その他	配偶者	第1•2子	その他	第1•2子	その他
歳								
58	0.443	0.002	0.000	0.186	0.003	0.000	0.000	0.000
59	0.443	0.002	0.000	0.171	0.002	0.000	0.000	0.000
60	0.443	0.002	0.000	0.153	0.001	0.000	0.000	0.000
61	0.357	0.001	0.000	0.131	0.001	0.000	0.000	0.000
62	0.269	0.001	0.000	0.107	0.001	0.000	0.000	0.000
63	0.191	0.001	0.000	0.085	0.000	0.000	0.000	0.000
64	0.130	0.000	0.000	0.066	0.000	0.000	0.000	0.000
65	0.083	0.000	0.000	0.052	0.000	0.000	0.000	0.000
66	0.068	0.000	0.000	0.044	0.000	0.000	0.000	0.000
67	0.071	0.000	0.000	0.041	0.000	0.000	0.000	0.000
68	0.084	0.000	0.000	0.043	0.001	0.000	0.000	0.000
69	0.107	0.000	0.000	0.046	0.001	0.000	0.000	0.000
70	0.130	0.001	0.000	0.051	0.001	0.000	0.000	0.000
71	0.134	0.001	0.000	0.054	0.001	0.000	0.000	0.000
72	0.148	0.001	0.000	0.056	0.001	0.000	0.000	0.000
73	0.155	0.001	0.000	0.055	0.001	0.000	0.000	0.000
74	0.157	0.002	0.000	0.053	0.001	0.000	0.000	0.000
75	0.122	0.002	0.000	0.050	0.001	0.000	0.000	0.000
76	0.091	0.003	0.000	0.047	0.001	0.000	0.000	0.000
77	0.092	0.003	0.000	0.044	0.001	0.000	0.000	0.000
78	0.089	0.003	0.000	0.041	0.001	0.000	0.000	0.000
79	0.087	0.003	0.000	0.039	0.001	0.000	0.000	0.000
80	0.083	0.003	0.000	0.037	0.001	0.000	0.000	0.000
81	0.080	0.003	0.000	0.035	0.001	0.000	0.000	0.000
82	0.075	0.003	0.000	0.032	0.002	0.000	0.000	0.000
83	0.069	0.004	0.000	0.029	0.003	0.000	0.000	0.000
84	0.061	0.004	0.000	0.026	0.003	0.000	0.000	0.000
85	0.054	0.004	0.000	0.024	0.004	0.000	0.000	0.000
86	0.046	0.004	0.000	0.021	0.004	0.000	0.000	0.000

左 蚣	老齢			障害			遺族	
年 齢	配偶者	第1•2子	その他	配偶者	第1•2子	その他	第1•2子	その他
歳								
87	0.039	0.004	0.000	0.019	0.003	0.000	0.000	0.000
88	0.032	0.004	0.000	0.017	0.002	0.000	0.000	0.000
89	0.026	0.004	0.000	0.015	0.002	0.000	0.000	0.000
90	0.020	0.004	0.000	0.012	0.001	0.000	0.000	0.000
91	0.016	0.004	0.000	0.010	0.000	0.000	0.000	0.000
92	0.013	0.004	0.000	0.008	0.000	0.000	0.000	0.000
93	0.010	0.004	0.000	0.005	0.000	0.000	0.000	0.000
94	0.008	0.004	0.000	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000
95	0.007	0.004	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
96	0.005	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
97	0.005	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
98	0.004	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
99	0.004	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
100	0.004	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
101	0.003	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
102	0.003	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
103	0.003	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
104	0.003	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
105	0.002	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
106	0.002	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
107	0.002	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
108	0.002	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
109	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
110	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
111	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
112	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
113	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
114	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
115	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

(8) 在職老齢年金額支給割合

ア 一般男子及び船員

,								
	老齢	相当	通老相当					
年齢	報酬比例部分及び 定額部分がともに 支給される場合	報酬比例部分のみ が支給される場合	報酬比例部分及び 定額部分がともに 支給される場合	報酬比例部分のみ が支給される場合				
60 歳	0.289	0.274	0.312	0.317				
61	0.338	0.322	0.414	0.421				
62	0.342	0.325	0.417	0.424				
63	0.357	0.340	0.446	0.453				
64	0.372	0.354	0.455	0.463				
65歳以上70歳未満	_	0.675	_	0.835				
70歳以上	_	0.686	_	0.686				

イ 女 子

	老齢	相当	通老相当		
年齢	報酬比例部分及び 定額部分がともに 支給される場合	報酬比例部分のみ が支給される場合	報酬比例部分及び 定額部分がともに 支給される場合	報酬比例部分のみ が支給される場合	
60 歳	0.521	0.534	0.720	0.732	
61	0.542	0.555	0.708	0.720	
62	0.545	0.558	0.699	0.711	
63	0.562	0.576	0.692	0.703	
64	0.556	0.569	0.691	0.702	
65歳以上70歳未満	_	0.854	_	0.854	
70歳以上	_	0.822	_	0.822	

(9) その他の基礎数値

ア 障害厚生年金の等級割合

障害等級	障害厚生年金の等級割合						
	一般男子	女 子	坑内員·船員				
1 級	0.1360	0.1166	0.0990				
2 級	0.3683	0.3442	0.4108				
3 級	0.4957	0.5392	0.4902				

イ 再加入率

左點		再加入率		左 씷		再加入率	
年 齢	一般男子	女子	坑内員·船員	年 齢	一般男子	女子	坑内員·船員
歳				歳			
15	0.000	0.000	0.000	38	0.833	0.696	0.724
16	0.000	0.000	0.012	39	0.831	0.693	0.731
17	0.002	0.000	0.031	40	0.830	0.689	0.743
18	0.021	0.006	0.041	41	0.832	0.686	0.758
19	0.071	0.037	0.046	42	0.842	0.683	0.778
20	0.132	0.079	0.060	43	0.851	0.682	0.801
21	0.179	0.126	0.091	44	0.852	0.687	0.815
22	0.200	0.190	0.148	45	0.845	0.692	0.821
23	0.213	0.284	0.216	46	0.838	0.691	0.829
24	0.257	0.415	0.280	47	0.836	0.685	0.845
25	0.358	0.558	0.335	48	0.840	0.678	0.865
26	0.490	0.677	0.386	49	0.838	0.676	0.881
27	0.614	0.750	0.442	50	0.835	0.681	0.890
28	0.694	0.772	0.504	51	0.826	0.692	0.897
29	0.739	0.775	0.561	52	0.812	0.704	0.904
30	0.759	0.770	0.605	53	0.799	0.709	0.911
31	0.773	0.766	0.627	54	0.790	0.709	0.917
32	0.789	0.763	0.638	55	0.791	0.717	0.923
33	0.807	0.758	0.653	56	0.800	0.721	0.929
34	0.822	0.750	0.674	57	0.800	0.728	0.938
35	0.832	0.736	0.694	58	0.760	0.718	0.942
36	0.836	0.718	0.709	59	0.695	0.690	0.936
37	0.836	0.704	0.717				

ウ 遺族厚生年金受給権者である妻の有子割合

左 歩	ウ・遺族厚生年金党	Ñ□¶隹1≘ │		
年 齢	有子割合		年 齢	有子割合
歳			歳	
15	0.000		40	0.873
16	0.054		41	0.864
17	0.172		42	0.843
18	0.348		43	0.808
19	0.549		44	0.756
20	0.725		45	0.686
21	0.840		46	0.600
22	0.884		47	0.505
23	0.869		48	0.409
24	0.825		49	0.318
25	0.784		50	0.239
26	0.757		51	0.174
27	0.741		52	0.123
28	0.738		53	0.084
29	0.744		54	0.057
30	0.755		55	0.037
31	0.771		56	0.024
32	0.788		57	0.016
33	0.806		58	0.011
34	0.822		59	0.007
35	0.836		60	0.005
36	0.850		61	0.004
37	0.861		62	0.003
38	0.870		63	0.002
39	0.874		64	0.002

3 国民年金に関する基礎数値

1. 基 礎 数

(1) 被保険者の年齢別、被保険者期間別分布

ァ	笋 1	무	被保険者計
ľ	55 I	7	你你你们

(平成14(2002)年3月末現在、単位:1,000人)

年 齢	合 計	0~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~25年未満	25~30年未満	30~35年未満	35年~
合 計	22,074	7,110	3,468	2,433	2,362	1,921	1,943	1,731	1,106
20 歳以上 25 歳未満	4,626	4,626	0	0	0	0	0	0	0
$25 \sim 30$	2,577	789	1,788	0	0	0	0	0	0
$30 \sim 35$	2,281	503	699	1,079	0	0	0	0	0
$35 \sim 40$	1,813	253	338	510	712	0	0	0	0
$40 \sim 45$	1,702	184	179	282	485	573	0	0	0
$45 \sim 50$	2,117	178	145	193	385	475	741	0	0
50 ∼ 55	3,344	274	165	197	400	473	659	1,175	0
55 ~	3,614	303	154	172	381	399	543	557	1,106

イ 第1号 男子被保険者

(平成14(2002)年3月末現在、単位:1,000人)

									元二、十二、1,000/1/
年 齢	合 計	0~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~25年未満	25~30年未満	30~35年未満	35年~
合 計	10,932	4,006	1,902	1,229	902	805	808	799	482
20 歳以上 25 歳未満	2,520	2,520	0	0	0	0	0	0	0
$25 \sim 30$	1,328	339	989	0	0	0	0	0	0
$30 \sim 35$	1,155	260	316	579	0	0	0	0	0
$35 \sim 40$	918	170	174	210	363	0	0	0	0
$40 \sim 45$	873	141	118	135	170	310	0	0	0
$45 \sim 50$	1,081	141	105	111	139	187	400	0	0
$50 \sim 55$	1,635	210	111	116	139	193	249	617	0
55 ~	1,422	226	89	78	92	115	159	181	482

ウ 第1号 女子被保険者

年 齢	合 計	0~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~25年未満	25~30年未満	30~35年未満	35年~
合 計	11,141	3,104	1,566	1,204	1,460	1,116	1,135	933	624
20 歳以上 25 歳未満	2,106	2,106	0	0	0	0	0	0	0
$25 \sim 30$	1,249	450	799	0	0	0	0	0	0
$30 \sim 35$	1,127	244	383	500	0	0	0	0	0
$35 \sim 40$	895	82	163	300	349	0	0	0	0
$40 \sim 45$	828	43	61	147	315	263	0	0	0
$45 \sim 50$	1,036	38	40	82	246	289	341	0	0
$50 \sim 55$	1,709	65	55	81	262	280	409	558	0
55 ~	2,191	77	66	94	288	284	384	375	624

工 第3号 被保険者計

(亚武)	14(2002)年3	日士用左	畄台:1	$(\lambda 000)$
(' -	14(ZUUZ) 11 .) 月 不迟儿 、	里11/1	.UUU /\ /

期 間 年 齢	合 計	0~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~25年未満	25~30年未満	30~35年未満	35年~
合 計	11,334	1,450	2,112	1,935	3,111	1,331	906	367	121
20 歳以上 25 歳未満	189	189	0	0	0	0	0	0	0
$25 \sim 30$	990	535	455	0	0	0	0	0	0
$30 \sim 35$	1,787	450	927	410	0	0	0	0	0
$35 \sim 40$	1,826	121	480	844	380	0	0	0	0
40 ~ 45	1,703	37	111	412	946	197	0	0	0
$45 \sim 50$	1,683	29	46	120	845	450	195	0	0
50 ∼ 55	2,021	50	54	98	659	476	458	226	0
55 ~	1,135	38	40	52	282	208	254	140	121

オ 第3号 男子被保険者

(平成14(2002)年3月末現在、単位:1,000人)

年 齢	合 計	0~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~25年未満	25~30年未満	30~35年未満	35年~
合 計	57	21	11	7	5	4	4	3	2
20 歳以上 25 歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
$25 \sim 30$	3	1	2	0	0	0	0	0	0
$30 \sim 35$	4	2	1	1	0	0	0	0	0
$35 \sim 40$	5	2	1	1	0	0	0	0	0
$40 \sim 45$	5	2	1	1	0	1	0	0	0
$45 \sim 50$	7	2	2	1	1	1	1	0	0
$50 \sim 55$	12	4	1	1	1	1	1	2	0
55 ~	20	7	3	1	2	1	2	1	2

力 第3号 女子被保険者

								(十元11(2002) + 0)1/(2012(中区:1,000)()	
年 齢	合 計	0~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~25年未満	25~30年未満	30~35年未満	35年~
合 計	11,277	1,429	2,101	1,928	3,106	1,327	902	364	119
20 歳以上 25 歳未満	189	189	0	0	0	0	0	0	0
$25 \sim 30$	987	534	453	0	0	0	0	0	0
$30 \sim 35$	1,782	448	925	409	0	0	0	0	0
$35 \sim 40$	1,821	118	480	843	380	0	0	0	0
$40 \sim 45$	1,698	35	110	411	946	196	0	0	0
$45 \sim 50$	1,676	27	44	118	844	449	194	0	0
$50 \sim 55$	2,009	46	52	97	658	475	457	224	0
55 ∼	1,115	31	37	50	280	207	252	139	119

(2) 受給待期者の年齢別、被保険者期間別分布

ア 受給待期者 計

(平成14(2002)年3月末現在、単位:1,000人)

				7 <u>~\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</u>	- 1		,	1 /4/411(000) 0/1/14	<u> </u>
年 齢	合 計	0~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~25年未満	25~30年未満	30~35年未満	35年~
合 計	24,406	13,125	3,398	2,359	1,553	1,213	919	637	1,203
20 歳以上 25 歳未満	2,094	2,094	0	0	0	0	0	0	0
$25 \sim 30$	3,998	3,575	424	0	0	0	0	0	0
$30 \sim 35$	2,732	2,153	504	75	0	0	0	0	0
$35 \sim 40$	1,659	1,025	374	219	41	0	0	0	0
$40 \sim 45$	1,728	831	385	335	151	26	0	0	0
$45 \sim 50$	1,956	801	398	371	247	115	23	0	0
$50 \sim 55$	2,665	992	479	432	355	250	134	23	0
$55 \sim 60$	1,977	709	330	280	232	196	136	82	13
$60 \sim 65$	5,535	933	496	639	521	619	620	525	1,183
65 ~	61	11	8	8	7	7	7	7	6

イ 受給待期者 (男子)

(平成14(2002)年3月末現在、単位:1,000人)

								1 // (/ 1 - / 4 / 1 -	70111 T 1111 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
年 齢	合 計	0~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~25年未満	25~30年未満	30~35年未満	35年~
合 計	12,049	7,699	1,694	785	502	386	309	235	440
20 歳以上 25 歳未満	899	899	0	0	0	0	0	0	0
$25 \sim 30$	2,202	1,934	268	0	0	0	0	0	0
$30 \sim 35$	1,704	1,395	277	32	0	0	0	0	0
$35 \sim 40$	899	659	163	64	12	0	0	0	0
$40 \sim 45$	881	564	171	96	41	8	0	0	0
$45 \sim 50$	975	532	184	127	83	40	9	0	0
$50 \sim 55$	1,322	637	227	160	133	95	58	12	0
$55 \sim 60$	1,005	460	161	114	85	85	56	38	6
$60 \sim 65$	2,135	611	237	189	145	156	182	183	431
65 ~	27	7	4	3	2	3	3	3	3

ウ 受給待期者 (女子)

期間	合 計	0~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~25年未満	25~30年未満	30~35年未満	35年~
合 計	12,356	5,426	1,704	1,573	1,051	827	610	401	763
20 歳以上 25 歳未満	1,195	1,195	0	0	0	0	0	0	0
$25 \sim 30$	1,796	1,641	155	0	0	0	0	0	0
$30 \sim 35$	1,028	758	226	43	0	0	0	0	0
$35 \sim 40$	760	366	211	155	29	0	0	0	0
$40 \sim 45$	848	267	214	239	110	18	0	0	0
$45 \sim 50$	980	269	214	244	163	76	14	0	0
$50 \sim 55$	1,343	355	252	272	222	155	75	11	0
$55 \sim 60$	971	249	169	165	147	111	79	44	7
$60 \sim 65$	3,400	322	258	449	375	463	437	342	753
65 ~	34	4	4	6	5	5	4	4	3

(3) 受給権者年齢分布

ア 旧法老齢年金(男女計)

(平成14(2002)年3月末現在、単位:1,000人)

年齢	総計	老齢合計			 - 通算老齢	
· 中本	/////////////////////////////////////		老齢	5年年金	世界七即	
合 計	5,803	4,039	3,843	197	1,764	
60 歳以上 75	歳未満 95	0	0	0	95	
$75 \sim 80$	2,204	1,318	1,318	0	886	
80 ~ 85	1,879	1,276	1,276	0	603	
85 ~ 90	1,107	940	940	0	167	
90 ~ 95	478	465	289	176	13	
95 ~	40	39	18	21	0	

イ 旧法老齢年金(男子)

(平成14(2002)年3月末現在、単位:1,000人)

午	年 齢		老齢合計			通算老齢	
7	四川	総計	√2 極い口 申1	老齢	5年年金	世界七剛	
合	計	1,442	1,035	1,004	31	407	
60 歳以上	75 歳未満	14	0	0	0	14	
75 ~	80	615	399	399	0	216	
80 ~	85	458	324	324	0	135	
85 ~	90	258	219	219	0	39	
90 ~	95	89	86	58	28	3	
95 ~		7	7	3	3	0	

ウ 旧法老齢年金(女子)

	年 齢		総計	老齢合計	to the state of		- 通算老齢	
					老齢	5年年金	世界七郎	
	合	計	4,362	3,005	2,839	166	1,357	
60 歳	 意以上	75 歳未満	81	0	0	0	81	
75	\sim	80	1,589	919	919	0	670	
80	\sim	85	1,421	953	953	0	468	
85	\sim	90	849	721	721	0	128	
90	\sim	95	389	379	231	148	9	
95	\sim		33	33	15	18	0	

エ 旧法障害・遺族年金

(平成14(2002)年3月末現在、単位:1,000人)

	年齢			障害年金				
	+	叮陞	合 計	男 子	女 子	以 十 並 寺	寡婦年金	
	合	計	155.0	64.3	90.8	1.3	52.1	
0 7	歳以上	45 歳未満	0.9	0.5	0.4	0.2	0.2	
45	\sim	50	4.2	2.4	1.8	0.6	1.2	
50	\sim	55	11.5	5.9	5.6	0.4	7.2	
55	\sim	60	13.5	6.2	7.3	0.1	15.7	
60	\sim	65	19.8	8.8	11.0	0.0	27.6	
65	\sim	70	24.3	11.1	13.3	0.0	0.3	
70	\sim	75	27.0	11.5	15.4	0.0	0.0	
75	\sim	80	26.2	9.5	16.6	0.0	0.0	
80	\sim	85	18.1	5.6	12.5	0.0	0.0	
85	\sim	90	8.1	2.3	5.8	0.0	0.0	
90	\sim	95	1.5	0.4	1.1	0.0	0.0	
95	\sim		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	

オ 基礎年金(男女計)

	年	齢	計	老齢基礎	障害基礎	遺族基礎
	合	中	14,657	12,990	1,353	314
0 1	裁以上	5 歳未満	7	0	0	7
5	\sim	10	27	0	0	27
10	\sim	15	66	0	0	66
15	\sim	20	104	0	0	104
20	\sim	25	69	0	68	1
25	\sim	30	102	0	100	2
30	\sim	35	112	0	106	6
35	\sim	40	112	0	98	14
40	\sim	45	128	0	99	29
45	\sim	50	151	0	117	35
50	\sim	55	181	0	161	20
55	\sim	60	143	0	139	4
60	\sim	65	626	468	157	1
65	\sim	70	6,633	6,497	136	0
70	\sim	75	5,262	5,177	84	0
75	\sim	80	894	848	46	0
80	\sim		42	0	42	0

カ 基礎年金(老齢)

(平成14(2002)年3月末現在、単位:1,000人)

年齢	計	男 子	女 子
合 計	12,990	5,983	7,007
60 歳以上 65 歳未満	468	139	329
$65 \sim 70$	6,497	3,091	3,407
$70 \sim 75$	5,177	2,383	2,794
$75 \sim 80$	848	371	477
80 ~	0	0	0

キ 基礎年金(障害)

年	齢	計	男 子	女 子
合	計	1,353	727	626
20 歳以上	25 歳未満	68	41	27
25 ~	30	100	61	39
30 ∼	35	106	63	43
35 ∼	40	98	56	42
40 ~	45	99	56	44
45 ~	50	117	65	52
50 ~	55	161	88	73
55 ~	60	139	75	65
60 ~	65	157	82	76
65 ~	70	136	67	69
70 ~	75	84	40	44
75 ~	80	46	19	27
80 ~		41	15	26

ク 基礎年金(遺族)

	年	齢	計	妻	子
	合	≕	314	110	204
0 歳	歲以上	5 歳未満	7	0	7
5	\sim	10	27	0	27
10	\sim	15	66	0	66
15	\sim	20	104	0	104
20	\sim	25	1	0	0
25	\sim	30	2	2	0
30	\sim	35	6	6	0
35	\sim	40	14	14	0
40	\sim	45	29	29	0
45	\sim	50	35	35	0
50	\sim	55	20	20	0
55	\sim	60	4	4	0
60	\sim	65	1	1	0

2. 基礎率

(1) 被保険者の脱退力

ア 男 子

年齢	総脱	退力	死亡刖		一般障害年金
一十一图中	第1号被保険者	第3号被保険者	第1号被保険者	第3号被保険者	発生力
歳					
20	0.06539	0.02440	0.00083	0.00000	0.00000
21	0.11914	0.02616	0.00081	0.00000	0.00002
22	0.18331	0.02823	0.00082	0.00002	0.00008
23	0.24635	0.03060	0.00085	0.00004	0.00016
24	0.28791	0.03301	0.00091	0.00006	0.00026
25	0.29399	0.03484	0.00098	0.00008	0.00039
26	0.26884	0.03537	0.00106	0.00010	0.00054
27	0.23147	0.03430	0.00112	0.00011	0.00067
28	0.20327	0.03198	0.00118	0.00014	0.00079
29	0.18133	0.02912	0.00121	0.00018	0.00088
30	0.16623	0.02653	0.00126	0.00020	0.00092
31	0.15368	0.02482	0.00133	0.00020	0.00093
32	0.14290	0.02425	0.00143	0.00019	0.00091
33	0.13435	0.02457	0.00155	0.00018	0.00089
34	0.12905	0.02543	0.00170	0.00019	0.00089
35	0.12552	0.02648	0.00187	0.00024	0.00090
36	0.12243	0.02745	0.00211	0.00032	0.00093
37	0.11810	0.02834	0.00239	0.00038	0.00096
38	0.11310	0.02919	0.00269	0.00044	0.00099
39	0.10873	0.02992	0.00293	0.00049	0.00103
40	0.10490	0.03037	0.00311	0.00054	0.00105
41	0.10110	0.03050	0.00321	0.00058	0.00106
42	0.09654	0.03018	0.00330	0.00063	0.00106
43	0.09048	0.02933	0.00342	0.00069	0.00107
44	0.08460	0.02801	0.00363	0.00078	0.00109
45	0.07991	0.02643	0.00387	0.00092	0.00112
46	0.07654	0.02475	0.00409	0.00109	0.00116
47	0.07332	0.02312	0.00431	0.00128	0.00120
48	0.07096	0.02166	0.00453	0.00147	0.00125
49	0.06990	0.02033	0.00482	0.00165	0.00132
50	0.06951	0.01893	0.00528	0.00181	0.00138
51	0.06940	0.01735	0.00593	0.00195	0.00145
52	0.07000	0.01584	0.00668	0.00207	0.00154
53	0.07171	0.01481	0.00742	0.00214	0.00165
54	0.07438	0.01480	0.00811	0.00218	0.00179
55	0.07827	0.01635	0.00870	0.00217	0.00193
56	0.07712	0.01940	0.00925	0.00217	0.00206
57	0.07203	0.02346	0.00984	0.00224	0.00220
58	0.06250	0.02800	0.01045	0.00239	0.00232
59	0.06122	0.03265	0.01109	0.00261	0.00244

イ 女 子

1 女 子								
年齢	総脱		死亡刖	总退力	一般障害年金			
	第1号被保険者	第3号被保険者	第1号被保険者	第3号被保険者	発生力			
歳								
20	0.11764	0.02440	0.00040	0.00000	0.00000			
21	0.21144	0.02616	0.00039	0.00000	0.00002			
22	0.28587	0.02823	0.00038	0.00002	0.00006			
23	0.32388	0.03060	0.00041	0.00004	0.00011			
24	0.32015	0.03301	0.00047	0.00006	0.00017			
25	0.28666	0.03484	0.00055	0.00008	0.00022			
26	0.24346	0.03537	0.00061	0.00010	0.00026			
27	0.20409	0.03430	0.00063	0.00011	0.00027			
28	0.18258	0.03198	0.00060	0.00014	0.00028			
29	0.16201	0.02912	0.00055	0.00018	0.00029			
30	0.14332	0.02653	0.00052	0.00020	0.00030			
31	0.12751	0.02482	0.00052	0.00020	0.00030			
32	0.11475	0.02425	0.00057	0.00019	0.00031			
33	0.10523	0.02457	0.00065	0.00018	0.00031			
34	0.09802	0.02543	0.00075	0.00019	0.00032			
35	0.09292	0.02648	0.00085	0.00024	0.00033			
36	0.08950	0.02745	0.00096	0.00032	0.00034			
37	0.08807	0.02834	0.00109	0.00038	0.00035			
38	0.08773	0.02919	0.00124	0.00044	0.00037			
39	0.08685	0.02992	0.00138	0.00049	0.00039			
40	0.08343	0.03037	0.00150	0.00054	0.00040			
41	0.07970	0.03050	0.00159	0.00058	0.00041			
42	0.07698	0.03018	0.00166	0.00063	0.00042			
43	0.07538	0.02933	0.00173	0.00069	0.00045			
44	0.07314	0.02801	0.00187	0.00078	0.00048			
45	0.06914	0.02643	0.00209	0.00092	0.00051			
46	0.06394	0.02475	0.00237	0.00109	0.00055			
47	0.05950	0.02312	0.00264	0.00128	0.00059			
48	0.05640	0.02166	0.00284	0.00147	0.00063			
49	0.05356	0.02033	0.00293	0.00165	0.00066			
50	0.04921	0.01893	0.00293	0.00181	0.00070			
51	0.04394	0.01735	0.00295	0.00195	0.00074			
52	0.03881	0.01584	0.00304	0.00207	0.00079			
53	0.03485	0.01481	0.00323	0.00214	0.00086			
54	0.03226	0.01480	0.00346	0.00218	0.00093			
55	0.03025	0.01635	0.00364	0.00217	0.00100			
56	0.02865	0.01940	0.00372	0.00217	0.00106			
57	0.02155	0.02346	0.00369	0.00224	0.00111			
58	0.01797	0.02800	0.00360	0.00239	0.00116			
59	0.01383	0.03265	0.00349	0.00261	0.00121			

(2) 20歳前障害年金発生力

厂 此人	20歳前障害	20歳前障害年金発生力		20歳前障害	20歳前障害年金発生力	
年齢	男子	女子	年齢	男子	女子	
歳			歳			
20	0.00644	0.00440	40	0.00020	0.00016	
21	0.00364	0.00253	41	0.00020	0.00015	
22	0.00054	0.00042	42	0.00019	0.00014	
23	0.00048	0.00036	43	0.00019	0.00014	
24	0.00042	0.00032	44	0.00018	0.00014	
25	0.00039	0.00029	45	0.00017	0.00014	
26	0.00036	0.00027	46	0.00017	0.00014	
27	0.00033	0.00026	47	0.00017	0.00014	
28	0.00032	0.00026	48	0.00016	0.00014	
29	0.00031	0.00025	49	0.00016	0.00013	
30	0.00030	0.00023	50	0.00016	0.00012	
31	0.00030	0.00022	51	0.00015	0.00011	
32	0.00029	0.00021	52	0.00014	0.00011	
33	0.00027	0.00020	53	0.00014	0.00011	
34	0.00026	0.00019	54	0.00013	0.00011	
35	0.00025	0.00019	55	0.00013	0.00011	
36	0.00025	0.00018	56	0.00012	0.00010	
37	0.00024	0.00018	57	0.00012	0.00010	
38	0.00023	0.00018	58	0.00012	0.00010	
39	0.00021	0.00017	59	0.00011	0.00010	

(3) 死亡脱退者の遺族年金発生割合

左歩	遺族年金(妻)	遺族年金(子)	寡婦年金	死亡一時会	金発生割合
年齢	発生割合	発生割合	発生割合	男子	女子
歳					
20	0.00741	0.00323	_	_	_
21	0.01082	0.00385	_	_	_
22	0.01429	0.00490	_	_	_
23	0.01927	0.00713	_	0.41321	0.46046
24	0.02697	0.01087	_	0.46460	0.53001
25	0.03681	0.01565	_	0.50100	0.58666
26	0.04779	0.02089	_	0.51104	0.62251
27	0.06098	0.02686	_	0.49510	0.63957
28	0.07644	0.03344	_	0.46731	0.64962
29	0.09313	0.04019	_	0.44603	0.66336
30	0.10842	0.04615	_	0.43996	0.68248
31	0.12191	0.05139	_	0.44291	0.69514
32	0.13273	0.05573	_	0.44191	0.68841
33	0.14236	0.05978	_	0.43012	0.66198
34	0.15149	0.06384	_	0.40676	0.62020
35	0.16021	0.06753	_	0.37670	0.57092
36	0.16680	0.06961	_	0.34744	0.52276
37	0.17085	0.06946	_	0.32377	0.48017
38	0.17436	0.06725	_	0.30743	0.44445
39	0.18155	0.06427	_	0.29690	0.41629
40	0.19309	0.06167	_	0.28930	0.39721
41	0.20800	0.06015	_	0.28274	0.38680
42	0.22158	0.05892	_	0.27746	0.38402
43	0.22704	0.05647	_	0.27356	0.38486
44	0.21947	0.05184	_	0.27252	0.38440
45	0.20321	0.04610	0.14195	0.27593	0.38067
46	0.18284	0.04013	0.16146	0.28429	0.37622
47	0.16144	0.03443	0.18323	0.29644	0.37594
48	0.14066	0.02912	0.20569	0.31076	0.38331
49	0.12093	0.02401	0.22601	0.32474	0.40014
50	0.10023	0.01888	0.24185	0.33667	0.42388
51	0.07904	0.01394	0.25321	0.34676	0.44938
52	0.06040	0.00997	0.26286	0.35635	0.47246
53	0.04542	0.00712	0.27359	0.36611	0.49213
54	0.03355	0.00509	0.28681	0.37671	0.51333
55	0.02535	0.00381	0.30287	0.38861	0.53924
56	0.01956	0.00391	0.31858	0.39963	0.56413
57	0.01539	0.00236	0.32792	0.40524	0.57410
58	0.01333	0.00210	0.32608	0.40156	0.55654
59	0.00948	0.00130	0.32008	0.38768	0.50599
60	0.00288	0.00030	0.28717	0.36603	0.43136
61	0.00288	0.00020	0.25839	0.34371	0.35494
62	0.00181	0.00010	0.23125	0.34371	0.35494
63	0.00060	0.00003	0.23125	0.32708	0.26016
	0.00067	0.00000			0.24388
65			0.18894	0.31340	U.2 4 388
65 ~	0.00078	0.00000	_	_	_

(4) 年金受給者の年金失権率

广业	老齢年会	企 失権率
年齢	男 子	女 子
歳		
60	0.01094	0.00828
61	0.01326	0.00844
62	0.01602	0.00867
63	0.01711	0.00827
64	0.01852	0.00815
65	0.01450	0.00575
66	0.01567	0.00631
67	0.01690	0.00691
68	0.01762	0.00738
69	0.01894	0.00783
70	0.02124	0.00881
71	0.02336	0.00968
72	0.02530	0.01062
73	0.02793	0.01190
74	0.03137	0.01267
75	0.03373	0.01396
76	0.03811	0.01569
77	0.04129	0.01820
78	0.04615	0.02079
79	0.05161	0.02333
80	0.05699	0.02717
81	0.06402	0.03110
82	0.07192	0.03575
83	0.07993	0.04096
84	0.08918	0.04754

F 156	老齢年金	金失権率
年齢	男 子	女 子
歳		
85	0.09764	0.05370
86	0.10906	0.06173
87	0.11943	0.07094
88	0.13129	0.08040
89	0.14267	0.09088
90	0.15298	0.10211
91	0.16692	0.11345
92	0.18164	0.12536
93	0.19723	0.13779
94	0.21379	0.15079
95	0.23104	0.16429
96	0.24929	0.17841
97	0.26841	0.19300
98	0.28820	0.20817
99	0.30877	0.22372
100	0.32720	0.23863
101	0.34606	0.25376
102	0.36535	0.26911
103	0.38504	0.28466
104	0.40509	0.30040
105	0.42548	0.31633
106	0.44618	0.33240
107	0.46715	0.34862
108	0.48833	0.36497

		障害年金失権率			
年 齢	_	般	20歳前		
	男 子	女 子	男 子	女 子	
歳					
20	0.00418	0.01626	0.00528	0.00574	
21	0.00741	0.02077	0.00511	0.00518	
22	0.01077	0.02503	0.00494	0.00483	
23	0.01333	0.02572	0.00477	0.00433	
24	0.01433	0.02444	0.00463	0.00419	
25	0.01368	0.01886	0.00453	0.00388	
26	0.01233	0.01424	0.00462	0.00395	
27	0.01066	0.01071	0.00469	0.00400	
28	0.00979	0.00930	0.00480	0.00400	
29	0.00944	0.01006	0.00479	0.00427	
30	0.00955	0.01065	0.00484	0.00442	
31	0.00977	0.01103	0.00487	0.00444	
32	0.00998	0.01162	0.00495	0.00454	
33	0.01041	0.01173	0.00531	0.00453	
34	0.01050	0.01210	0.00556	0.00472	
35	0.01059	0.01174	0.00578	0.00460	
36	0.01080	0.01184	0.00604	0.00457	
37	0.01089	0.01211	0.00621	0.00454	
38	0.01080	0.01258	0.00619	0.00461	
39	0.01102	0.01310	0.00627	0.00478	
40	0.01152	0.01336	0.00646	0.00502	
41	0.01213	0.01312	0.00667	0.00521	
42	0.01308	0.01298	0.00704	0.00548	

		障害年金失権率				
年 齢	_	般	20歳前			
	男 子	女 子	男 子	女 子		
歳						
43	0.01419	0.01314	0.00748	0.00582		
44	0.01532	0.01378	0.00790	0.00623		
45	0.01665	0.01488	0.00840	0.00667		
46	0.01775	0.01608	0.00879	0.00703		
47	0.01880	0.01689	0.00923	0.00722		
48	0.02001	0.01748	0.00977	0.00739		
49	0.02139	0.01797	0.01038	0.00762		
50	0.02271	0.01833	0.01100	0.00791		
51	0.02421	0.01896	0.01174	0.00839		
52	0.02614	0.01978	0.01260	0.00890		
53	0.02843	0.02078	0.01350	0.00939		
54	0.03096	0.02215	0.01433	0.00991		
55	0.03345	0.02352	0.01499	0.01030		
56	0.03554	0.02475	0.01547	0.01055		
57	0.03709	0.02578	0.01596	0.01075		
58	0.03853	0.02690	0.01672	0.01109		
59	0.04002	0.02801	0.01778	0.01160		
60	0.04155	0.02922	0.01901	0.01228		
61	0.04321	0.03021	0.02027	0.01294		
62	0.04521	0.03129	0.02155	0.01365		
63	0.04729	0.03219	0.02289	0.01432		
64	0.04940	0.03319	0.02450	0.01514		
65	0.05123	0.03422	0.02644	0.01612		

		障害年金失権率			
年 齢	_	般	201		
	男 子	女 子	男 子	女 子	
歳					
66	0.05260	0.03517	0.02855	0.01717	
67	0.05372	0.03605	0.03076	0.01821	
68	0.05468	0.03721	0.03290	0.01929	
69	0.05599	0.03879	0.03512	0.02047	
70	0.05814	0.04046	0.03764	0.02174	
71	0.06099	0.04217	0.04054	0.02335	
72	0.06433	0.04372	0.04375	0.02537	
73	0.06796	0.04516	0.04721	0.02784	
74	0.07169	0.04697	0.05081	0.03085	
75	0.07563	0.04935	0.05467	0.03420	
76	0.07993	0.05231	0.05895	0.03759	
77	0.08427	0.05546	0.06336	0.04054	
78	0.08912	0.05877	0.06810	0.04319	
79	0.09468	0.06213	0.07339	0.04575	
80	0.10095	0.06553	0.07944	0.04875	
81	0.10752	0.06912	0.08602	0.05271	
82	0.11422	0.07314	0.09292	0.05794	
83	0.12059	0.07736	0.09953	0.06413	
84	0.12653	0.08155	0.10556	0.07070	
85	0.13221	0.08560	0.11118	0.07726	
86	0.14698	0.09719	0.12359	0.08772	
87	0.16221	0.11017	0.13640	0.09943	
88	0.17849	0.12502	0.15009	0.11284	

		障害年金	企 失権率	
年 齢	_	一般		 裁前
	男 子	女 子	男 子	女 子
歳				
89	0.19578	0.14170	0.16463	0.12789
90	0.21415	0.16000	0.18008	0.14440
91	0.23367	0.17778	0.19649	0.16045
92	0.25427	0.19643	0.21381	0.17729
93	0.27609	0.21591	0.23216	0.19487
94	0.29927	0.23628	0.25166	0.21325
95	0.32342	0.25744	0.27196	0.23235
96	0.34897	0.27956	0.29345	0.25232
97	0.37573	0.30243	0.31595	0.27295
98	0.40344	0.32619	0.33925	0.29440
99	0.43224	0.35056	0.36347	0.31639
100	0.45803	0.37393	0.38516	0.33748
101	0.48443	0.39763	0.40736	0.35888
102	0.51143	0.42169	0.43006	0.38059
103	0.53900	0.44605	0.45324	0.40258
104	0.56707	0.47072	0.47685	0.42484
105	0.59561	0.49567	0.50085	0.44737
106	0.62459	0.52086	0.52521	0.47010
107	0.65394	0.54628	0.54990	0.49304
108	0.68359	0.57189	0.57483	0.51616

	j	遺族年金失権率	
年齢	遺族基礎 年金(妻) 母子年金	遺族基礎 年金(子) 遺児年金	寡婦年金
歳			
0	_	0.00309	_
1	_	0.00047	_
2	_	0.00034	_
3	_	0.00024	_
4	_	0.00019	_
5	_	0.00016	_
6	_	0.00014	_
7	_	0.00012	_
8	_	0.00011	_
9	_	0.00011	_
10	_	0.00011	_
11	_	0.00010	_
12	_	0.00013	_
13	_	0.00016	_
14	_	0.00020	_
15	_	0.00028	_
16	_	0.00034	_
17	_	0.00045	_
18	_	0.97191	_
19	_	0.00058	_
20	0.00000	_	_
21	0.01050	_	_
22	0.02093	_	_
23	0.02952	_	_
24	0.03732	_	_
25	0.03850	_	_
26	0.03854	_	0.00000
27	0.03531	_	0.00000
28	0.03063	_	0.00000
29	0.02927		0.00000

	Ĭ	貴族年金失権率	
年齢	遺族基礎 年金(妻) 母子年金	遺族基礎 年金(子) 遺児年金	寡婦年金
歳			
30	0.02819	_	0.00000
31	0.02627	_	0.00000
32	0.02438	_	0.00000
33	0.02191	_	0.00000
34	0.02007	_	0.00000
35	0.01674	_	0.00000
36	0.01413	_	0.00000
37	0.01222	_	0.00000
38	0.01163	_	0.00000
39	0.01280	_	0.00000
40	0.01627	_	0.00000
41	0.02194	_	0.00000
42	0.03033	_	0.00000
43	0.04160	_	0.00000
44	0.05625	_	0.00467
45	0.07416	_	0.00429
46	0.09425	_	0.00380
47	0.11422	_	0.00326
48	0.13406	_	0.00284
49	0.15352	_	0.00258
50	0.17113	_	0.00244
51	0.18877	_	0.00241
52	0.20259	_	0.00241
53	0.21289	_	0.00249
54	0.22260	_	0.00271
55	0.23105	_	0.00301
56	0.24054	_	0.00333
57	0.25234	_	0.00369
58	0.26699	_	0.00408
59	0.28202		0.00444

(5) 被保険者であった者と遺族年金受給権者の年齢相関

被保険者 であった 者の年齢	遺族年金 (妻)	遺族年金 (子)	寡婦年金
歳			
20	22.9	2.5	_
21	23.2	2.8	_
22	23.4	3.1	_
23	23.9	3.5	_
24	24.7	4.0	_
25	25.6	4.5	_
26	26.7	4.9	_
27	27.7	5.3	_
28	28.8	5.7	_
29	29.6	6.0	_
30	30.3	6.5	_
31	30.9	7.0	_
32	31.5	7.6	_
33	32.2	8.1	_
34	33.1	8.6	_
35	34.0	9.1	_
36	34.9	9.6	_
37	35.7	10.0	_
38	36.5	10.6	_
39	37.3	11.1	_
40	38.3	11.7	_
41	39.2	12.2	_
42	40.2	12.7	_
43	41.1	13.0	_
44	41.9	13.2	_

被保険者 であった 者の年齢	遺族年金 (妻)	遺族年金 (子)	寡婦年金
歳			
45	42.7	13.5	43.3
46	43.5	13.7	44.2
47	44.2	14.0	45.0
48	45.0	14.3	46.0
49	45.6	14.6	47.0
50	46.1	14.8	48.0
51	46.6	15.1	49.0
52	47.2	15.3	49.9
53	47.9	15.5	50.7
54	48.6	15.6	51.5
55	49.4	15.6	52.4
56	49.8	15.5	53.3
57	49.7	15.3	54.2
58	49.6	15.1	55.1
59	49.9	15.0	55.9
60	50.7	15.0	56.8
61	51.9	15.0	57.7
62	52.9	15.0	58.6
63	53.5	15.0	59.2
64	53.6	15.0	59.6
65	53.8	15.0	59.7
66	53.8	15.0	59.5
67	53.8	15.0	59.5
68	53.7	15.0	59.5
69	53.6	15.0	59.5

(6) 年金受給権者1人当たり加給年金額対象者割合

厂 华A	遺族年	金(妻)	遺族年	金(子)	元 华公	遺族年	金(妻)	遺族年	金(子)
年齢	第1・2子	第3子	第2子	第3子	年齢	第1•2子	第3子	第2子	第3子
歳					歳				
0	_	_	0.272	0.000	30	1.53739	0.15339	_	_
1	_	_	0.398	0.081	31	1.56294	0.16837	_	_
2	_	_	0.466	0.150	32	1.59168	0.18568	_	_
3	_	_	0.484	0.193	33	1.62104	0.21230	_	_
4	_	_	0.480	0.211	34	1.64919	0.24584	_	_
5	_	_	0.481	0.212	35	1.67660	0.27620	_	_
6	_	_	0.497	0.206	36	1.70364	0.29804	_	_
7	_	_	0.507	0.198	37	1.72743	0.31250	_	_
8	_	_	0.512	0.186	38	1.74078	0.32181	_	_
9	_	_	0.516	0.176	39	1.74076	0.32334	_	_
10	_	_	0.524	0.171	40	1.72601	0.31169	_	_
11	_	_	0.530	0.164	41	1.69845	0.28509	_	_
12	_	_	0.529	0.144	42	1.65923	0.24774	_	_
13	_	_	0.511	0.111	43	1.60771	0.20607	_	_
14	_	_	0.460	0.071	44	1.54262	0.16617	_	_
15	_	_	0.360	0.034	45	1.46750	0.13092	_	_
16	1.00000	0.00000	0.222	0.011	46	1.39136	0.10111	_	_
17	1.00003	0.00000	0.119	0.005	47	1.32383	0.07695	_	_
18	1.00007	0.00000	0.092	0.008	48	1.26993	0.05892	_	_
19	1.02309	0.00000	0.103	0.009	49	1.22949	0.04671	_	_
20	1.06141	0.00000	_	_	50	1.20084	0.03961	_	_
21	1.12097	0.00184	_	_	51	1.18100	0.03467	_	_
22	1.20086	0.01227	_	_	52	1.16795	0.02917	_	_
23	1.27807	0.02598	_	_	53	1.15709	0.02225	_	_
24	1.33494	0.03862	_	_	54	1.14426	0.01494	_	_
25	1.37124	0.04658	_	_	55	1.12764	0.00970	_	_
26	1.39612	0.05504	_	_	56	1.10947	0.00763	_	_
27	1.42530	0.07243	_	_	57	1.09341	0.00708	_	_
28	1.46376	0.10086	_	_	58	1.08210	0.00649	_	_
29	1.50550	0.13070		_	59	1.07326	0.00434	_	

		一般障	害年金			20歳前四	章害年金	
年 齢	第1	•2子	第:	3子	第1	·2子	第:	3子
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
歳								
20	0.01239	0.02125	0.00000	0.00000	0.00081	0.00261	0.00000	0.00000
21	0.01239	0.02125	0.00010	0.00000	0.00104	0.00365	0.00000	0.00000
22	0.01239	0.02125	0.00021	0.00000	0.00115	0.00458	0.00000	0.00000
23	0.01239	0.02777	0.00029	0.00000	0.00117	0.00550	0.00000	0.00002
24	0.01239	0.03573	0.00032	0.00023	0.00121	0.00648	0.00000	0.00007
25	0.01522	0.04589	0.00033	0.00082	0.00137	0.00760	0.00000	0.00015
26	0.01674	0.06040	0.00039	0.00186	0.00176	0.00892	0.00001	0.00024
27	0.01782	0.08298	0.00056	0.00343	0.00237	0.01059	0.00003	0.00031
28	0.01999	0.11428	0.00096	0.00539	0.00311	0.01275	0.00008	0.00040
29	0.02419	0.14892	0.00176	0.00754	0.00388	0.01543	0.00014	0.00059
30	0.03047	0.18309	0.00308	0.00974	0.00466	0.01840	0.00019	0.00098
31	0.03928	0.21430	0.00481	0.01224	0.00543	0.02145	0.00022	0.00148
32	0.05108	0.24466	0.00662	0.01551	0.00621	0.02467	0.00025	0.00193
33	0.06427	0.27955	0.00835	0.02008	0.00711	0.02839	0.00033	0.00227
34	0.07645	0.32242	0.01010	0.02609	0.00825	0.03268	0.00048	0.00255
35	0.08830	0.37298	0.01223	0.03317	0.00987	0.03851	0.00069	0.00289
36	0.10338	0.42684	0.01505	0.04054	0.01224	0.04710	0.00087	0.00345
37	0.12286	0.48116	0.01859	0.04746	0.01575	0.05983	0.00099	0.00422
38	0.14449	0.53196	0.02243	0.05340	0.02083	0.07721	0.00109	0.00511
39	0.16483	0.57525	0.02588	0.05792	0.02799	0.09854	0.00129	0.00593
40	0.18077	0.60962	0.02839	0.06039	0.03741	0.12194	0.00163	0.00657
41	0.19297	0.63142	0.02988	0.06021	0.04858	0.14456	0.00205	0.00692
42	0.20582	0.63347	0.03065	0.05689	0.06021	0.16295	0.00247	0.00695
43	0.22250	0.61000	0.03106	0.05046	0.07075	0.17405	0.00276	0.00671
44	0.23958	0.56102	0.03124	0.04172	0.07939	0.17619	0.00285	0.00623
45	0.25167	0.49269	0.03096	0.03219	0.08642	0.17036	0.00284	0.00554
46	0.25526	0.41515	0.02984	0.02332	0.09235	0.15860	0.00285	0.00469
47	0.24993	0.33950	0.02776	0.01607	0.09695	0.14320	0.00287	0.00373
48	0.23814	0.27153	0.02488	0.01075	0.09901	0.12580	0.00287	0.00283
49	0.22319	0.21248	0.02146	0.00709	0.09734	0.10756	0.00276	0.00210
50	0.20549	0.16240	0.01776	0.00461	0.09178	0.08973	0.00247	0.00159
51	0.18362	0.12171	0.01409	0.00297	0.08325	0.07338	0.00202	0.00127
52	0.15728	0.08914	0.01067	0.00192	0.07329	0.05904	0.00156	0.00099
53	0.12949	0.06373	0.00765	0.00122	0.06349	0.04638	0.00119	0.00068
54	0.10359	0.04472	0.00519	0.00075	0.05478	0.03528	0.00094	0.00037
55	0.08175	0.03104	0.00338	0.00044	0.04721	0.02590	0.00084	0.00014
56	0.06409	0.02125	0.00219	0.00024	0.04041	0.01845	0.00077	0.00006
57	0.04991	0.01427	0.00149	0.00013	0.03375	0.01278	0.00067	0.00005
58	0.03837	0.00953	0.00112	0.00007	0.02693	0.00869	0.00053	0.00005
59	0.02905	0.00618	0.00092	0.00003	0.02051	0.00578	0.00042	0.00002

(7) その他の基礎率

ア 障害年金の等級割合

	<u> </u>											
	障害等級	一般障	害年金	20歳前障害年金								
		男子	女子	男子	女子							
	1級	0.3973	0.4148	0.5679	0.5964							
	2級	0.6027	0.5852	0.4321	0.4036							

イ 繰上請求率

111	60歳		62歳	63歳	64歳
男子	0.137	0.056	0.039	0.057	0.037
女子	0.131	0.048	0.033	0.056	0.029

ウ 国民年金保険料の納付率

平成13年度	平成13年度 平成14年度		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
0.709	0.628	0.628	0.671	0.714	0.757	0.800

[※]平成20年度以降は平成19年度と同じ設定。

エ 国民年金保険料の免除率

平成13年度

免除率	法定免除率	申請免除率			学生納付		
光 际 举	伝足兄际学	中明允怀平	全額免除	4分の1免除	半額免除	4分の3免除	特例率
0.173	0.045	0.127	0.127	_	_	_	0.068

平成14年度~平成16年度

免除率	法定免除率	申請免除率	全額免除	4分の1免除	半額免除	4分の3免除	学生納付 特例率
0.127	0.047	0.081	0.065	_	0.016	_	0.070

平成17年度

免除率	法定免除率	申請免除率	全額免除							
0.134	0.047	0.087	0.069	_	0.018	_	0.070			

平成18年度以降

免除率	法定免除率	申請免除率								
元标平	仏足兄娇平	中间元的平	全額免除	4分の1免除	半額免除	4分の3免除	特例率			
0.144	0.047	0.097	0.069	0.009	0.009	0.009	0.070			

4 共済年金に関する基礎数値

1. 基礎数

(1) 被保険者の年齢別、被保険者期間別分布

	ア男女計(平月											
期間 年齢	合計	0~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~25年未満	25~30年未満	30~35年未満	35~40年未満	40年~		
合 計	4,726	581	659	665	583	684	661	540	302	51		
20 歳未満	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0		
20 歳以上 25 歳未満	210	184	26	0	0	0	0	0	0	0		
$25 \sim 30$	567	226	284	57	0	0	0	0	0	0		
$30 \sim 35$	609	64	225	277	44	0	0	0	0	0		
$35 \sim 40$	599	29	57	225	237	52	0	0	0	0		
$40 \sim 45$	665	16	33	57	219	298	43	0	0	0		
$45 \sim 50$	719	9	16	26	46	245	307	70	0	0		
$50 \sim 55$	767	8	10	15	25	59	249	332	69	0		
$55 \sim 60$	459	6	6	7	10	26	52	125	199	29		
60 ~	117	26	2	2	2	5	10	13	34	23		

				イ 男	子			(-	平成14年3月末現在	<u> </u>
年 齢 期間	合 計	0~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~25年未満	25~30年未満	30~35年未満	35~40年未満	40年~
合 計	3,145	314	385	431	407	468	451	405	243	42
20 歳未満	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0
20 歳以上 25 歳未満	99	78	21	0	0	0	0	0	0	0
$25 \sim 30$	315	121	151	44	0	0	0	0	0	0
$30 \sim 35$	383	41	138	168	36	0	0	0	0	0
$35 \sim 40$	412	19	37	152	160	44	0	0	0	0
$40 \sim 45$	457	10	19	41	158	192	37	0	0	0
$45 \sim 50$	487	5	8	16	33	176	191	57	0	0
$50 \sim 55$	554	5	5	7	14	40	183	241	59	0
$55 \sim 60$	336	4	3	3	5	12	35	96	155	23
60 ~	91	21	2	1	1	3	5	10	29	19

ウ女子 (平成14年3月末現在、単位:1,000人) 期間 合 計 0~5年未満 5~10年未満 10~15年未満 15~20年未満 20~25年未満 25~30年未満 30~35年未満 35~40年未満 40年~ 年 齢 1,580 20 歳未満 20 歳以上 25 歳未満 \sim \sim \sim \sim 60

⁽注) 旧農林共済組合の被保険者に係る分を含まない。

(2) 受給待期者の年齢別、被保険者期間別分布

	ア男女計											
年齢 期間	合計	0~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~25年未満	25~30年未満	30~35年未満	35~40年未満	40年~		
合計	2,601	1,635	588	154	57	39	40	46	40	2		
20 歳未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
20 歳以上 25 歳未満	30	29	1	0	0	0	0	0	0	0		
$25 \sim 30$	180	142	37	0	0	0	0	0	0	0		
$30 \sim 35$	329	233	86	10	0	0	0	0	0	0		
$35 \sim 40$	372	252	96	21	3	0	0	0	0	0		
$40 \sim 45$	433	279	110	31	10	3	0	0	0	0		
$45 \sim 50$	426	245	115	36	15	10	5	0	0	0		
$50 \sim 55$	397	227	77	31	15	15	17	12	4	0		
\sim 60	305	150	45	16	9	9	14	30	32	1		
60 ~	129	77	21	10	5	2	4	4	4	1		

	イ 男 子 (平成14年3月末現在、単位:1,00									E、単位:1,000人)
年 齢	合 計	0~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~25年未満	25~30年未満	30~35年未満	35~40年未満	40年~
合 計	1,230	833	214	57	26	19	20	28	31	2
20 歳未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
20 歳以上 25 歳未満	16	15	1	0	0	0	0	0	0	0
$25 \sim 30$	57	45	12	0	0	0	0	0	0	0
$30 \sim 35$	115	92	20	3	0	0	0	0	0	0
$35 \sim 40$	133	103	24	5	1	0	0	0	0	0
$40 \sim 45$	162	118	30	9	4	1	0	0	0	0
$45 \sim 50$	182	122	35	11	6	5	3	0	0	0
$50 \sim 55$	252	166	40	12	7	8	8	7	3	0
$55 \sim 60$	220	118	35	9	4	4	7	18	24	1
60 ~	93	53	17	8	3	1	2	3	4	1

ウ女子 (平成14年3月末現在、単位:1,000人) 期間 合 計 0~5年未満 5~10年未満 10~15年未満 15~20年未満 20~25年未満 25~30年未満 30~35年未満 35~40年未満 40年~ 年 齢 1,371 20 歳未満 20 歳以上 25 歳未満 \sim \sim \sim \sim 60

⁽注) 旧農林共済組合の受給待期者に係る分を含まない。

(3) 受給権者の年齢別分布

ア 男 女計 (平成14年3月末現在、単位1,000人)

				(半成14年	<u>F3月末現在、単位1,000人)</u>		
年金種別年 齢	合 計	退職年金 (退職)	退職年金 (在職)	通算退職年金 (退職)	通算退職年金 (在職)	障害年金	遺族年金
合 計	3,114	2,035	33	260	11	45	730
5 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
5 歳以上 10 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
10 ~ 15	1	0	0	0	0	0	1
15 ~ 20	2	0	0	0	0	0	2
20 ~ 25	0	0	0	0	0	0	0
$25 \sim 30$	0	0	0	0	0	0	0
30 ~ 35	2	0	0	0	0	1	1
$35 \sim 40$	3	0	0	0	0	1	2
40 ~ 45	6	0	0	0	0	2	4
$45 \sim 50$	13	0	0	0	0	4	9
$50 \sim 55$	28	1	0	0	0	7	20
$55 \sim 60$	45	10	0	0	0	7	27
$60 \sim 65$	519	376	30	47	10	7	50
$65 \sim 70$	669	502	3	64	0	6	93
$70 \sim 75$	725	522	1	60	0	5	136
$75 \sim 80$	539	344	0	46	0	3	146
80 ~ 85	306	158	0	25	0	1	122
85 ~ 90	180	85	0	13	0	0	81
90 ~ 95	66	31	0	4	0	0	31
95 ~	10	4	0	1	0	0	5

イ 男子 (平成14年3月末現在、単位1,000人)

			イ 男		(半成14年	<u> F3月末現在、単位1,000人)</u>	
年金種別年 齢	合 計	退職年金 (退職)	退職年金 (在職)	通算退職年金 (退職)	通算退職年金 (在職)	障害年金	遺族年金
合 計	2,420	1,493	28	160	8	32	699
5 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
5 歳以上 10 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
10 ~ 15	1	0	0	0	0	0	1
15 ~ 20	1	0	0	0	0	0	1
$20 \sim 25$	0	0	0	0	0	0	0
$25 \sim 30$	0	0	0	0	0	0	0
$30 \sim 35$	1	0	0	0	0	1	1
$35 \sim 40$	3	0	0	0	0	1	2
40 ~ 45	5	0	0	0	0	2	4
$45 \sim 50$	11	0	0	0	0	3	8
50 ~ 55	24	1	0	0	0	5	18
55 ~ 60	36	6	0	0	0	5	26
$60 \sim 65$	388	275	24	28	8	5	47
$65 \sim 70$	513	374	3	42	0	4	89
$70 \sim 75$	556	383	1	39	0	4	130
$75 \sim 80$	423	254	0	28	0	2	140
80 ~ 85	246	114	0	12	0	1	119
85 ~ 90	148	61	0	7	0	0	79
90 ~ 95	55	22	0	3	0	0	30
95 ~	8	3	0	1	0	0	4

ウ女子 (平成14年3月末現在, 単位1,000人)

年 齢	年金種別	合 計	退職年金 (退職)	退職年金 (在職)	通算退職年金 (退職)	通算退職年金 (在職)	障害年金	遺族年金
合	計	694	542	5	100	2	14	31
	5 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
5 歳以上	10 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
10 ~	15	1	0	0	0	0	0	1
15 ~	20	1	0	0	0	0	0	1
20 ~	25	0	0	0	0	0	0	0
25 ~	30	0	0	0	0	0	0	0
30 ~	35	0	0	0	0	0	0	0
35 ~	40	0	0	0	0	0	0	0
40 ~	45	1	0	0	0	0	1	0
45 ~	50	2	0	0	0	0	1	1
50 ~	55	4	0	0	0	0	2	1
55 ~	60	9	5	0	0	0	2	2
60 ~	65	132	101	5	19	2	2	2
65 ~	70	156	129	0	22	0	2	4
70 ~	75	168	140	0	21	0	2	6
75 ~	80	116	91	0	18	0	1	6
80 ~	85	60	44	0	13	0	0	3
85 ~	90	32	24	0	6	0	0	2
90 ~	95	11	8	0	1	0	0	1
95 ~		2	1	0	0	0	0	0

⁽注1) 退職年金とは、旧法共済年金退職年金、新法退職共済年金(退年相当)の合計であり、通算退職年金とは、旧法共済年金通算退職年金、新法退職共済年金(通退相当)の合計である。 (注2) 旧農林共済組合の受給権者に係る分を含まない。

2. 基礎率

(1) 被保険者の総脱退力

ア 男 子

年 齢	国家公務員 共済組合	地方公務員 共済組合	私立学校 教職員共済	年 齢	国家公務員 共済組合	地方公務員 共済組合	私立学校 教職員共済
歳				歳			
15	0.02855	0.08048	0.00018	43	0.01367	0.00534	0.03420
16	0.04413	0.06425	0.02983	44	0.01309	0.00548	0.03121
17	0.04775	0.05299	0.10415	45	0.01252	0.00573	0.02867
18	0.04533	0.04078	0.16829	46	0.01196	0.00590	0.02667
19	0.04769	0.02891	0.21181	47	0.01152	0.00628	0.02527
20	0.06505	0.01942	0.22639	48	0.01173	0.00691	0.02442
21	0.07112	0.01387	0.22319	49	0.01259	0.00777	0.02431
22	0.08065	0.01207	0.22712	50	0.00670	0.00870	0.02384
23	0.07981	0.01225	0.19305	51	0.01257	0.00943	0.02316
24	0.06697	0.01168	0.16721	52	0.03807	0.00982	0.02259
25	0.05133	0.01138	0.13672	53	0.07222	0.01076	0.02280
26	0.04062	0.01102	0.12617	54	0.09561	0.01226	0.02398
27	0.02626	0.01110	0.11909	55	0.09582	0.01270	0.02571
28	0.02390	0.01141	0.11925	56	0.08164	0.01818	0.02752
29	0.01988	0.01157	0.11707	57	0.07629	0.03628	0.02943
30	0.02046	0.01156	0.11248	58	0.10582	0.07168	0.03138
31	0.01975	0.01141	0.10680	59	0.14039	0.12324	0.03390
32	0.01935	0.01124	0.10058	60	0.26223	0.91356	0.05810
33	0.01867	0.01098	0.09317	61	0.69853	0.02144	0.21578
34	0.01781	0.01038	0.08581	62	0.10000	0.13685	0.06887
35	0.01724	0.00958	0.07775	63	0.12326	0.31946	0.09650
36	0.01665	0.00866	0.06979	64	0.66513	0.12468	0.12593
37	0.01630	0.00792	0.06132	65	0.14722	0.19306	0.08973
38	0.01616	0.00732	0.05365	66	0.57621	0.24433	0.12404
39	0.01617	0.00682	0.04845	67	0.12046	0.28916	0.13433
40	0.01586	0.00616	0.04452	68	0.11812	0.15795	0.11630
41	0.01528	0.00565	0.04098	69	0.30217	0.18055	0.10275
42	0.01447	0.00532	0.03790				

イ 女 子

年 齢	国家公務員 共済組合	地方公務員 共済組合	私立学校 教職員共済	年 齢	国家公務員 共済組合	地方公務員 共済組合	私立学校 教職員共済
歳				歳			
15	0.00012	0.00012	0.00012	43	0.02265	0.00828	0.04505
16	0.00017	0.00017	0.00017	44	0.02332	0.00861	0.04111
17	0.00339	0.00039	0.02873	45	0.02357	0.00948	0.03941
18	0.01627	0.00960	0.10027	46	0.02284	0.01023	0.03982
19	0.03251	0.02468	0.16791	47	0.02147	0.01131	0.04092
20	0.04643	0.04031	0.19509	48	0.02264	0.01339	0.04138
21	0.05411	0.05083	0.17541	49	0.02632	0.01646	0.04257
22	0.05706	0.05524	0.13977	50	0.03109	0.01989	0.04352
23	0.06452	0.05716	0.14451	51	0.03506	0.02245	0.04497
24	0.07396	0.05764	0.16162	52	0.03788	0.02418	0.04620
25	0.08467	0.05642	0.20391	53	0.04411	0.02763	0.04649
26	0.09040	0.05389	0.23628	54	0.05340	0.03450	0.04663
27	0.08732	0.04825	0.24848	55	0.06408	0.04423	0.04714
28	0.07943	0.04243	0.24185	56	0.07341	0.05659	0.04859
29	0.07196	0.03711	0.22244	57	0.08238	0.07024	0.05112
30	0.06742	0.03223	0.19892	58	0.09436	0.08408	0.05433
31	0.06293	0.02854	0.17558	59	0.10841	0.09950	0.05791
32	0.05843	0.02495	0.15498	60	0.19415	0.85517	0.08850
33	0.05362	0.02144	0.13725	61	0.90142	0.02133	0.37245
34	0.05013	0.01868	0.12098	62	0.14394	0.13376	0.10788
35	0.04621	0.01642	0.10606	63	0.16763	0.99322	0.13008
36	0.04305	0.01473	0.09229	64	0.73765	0.05169	0.15148
37	0.03878	0.01301	0.07906	65	0.47855	0.49146	0.14404
38	0.03499	0.01152	0.06946	66	0.45803	0.30861	0.16687
39	0.03123	0.01022	0.06191	67	0.55584	0.39889	0.18316
40	0.02749	0.00935	0.05724	68	0.39454	0.37017	0.10541
41	0.02407	0.00876	0.05346	69	0.39464	1.00117	0.11960
42	0.02267	0.00829	0.04896				

(2) 被保険者の死亡脱退力・障害年金発生力

F- 164		子	_	子	₽ . I₽. \		子		子
年 齢	死 亡 脱退力	障害年金 発生力	死 亡 脱退力	障害年金 発生力	年 齢	死 亡 脱退力	障害年金 発生力	死 亡 脱退力	障害年金 発生力
歳	10 LX - 7 J	76-1-73	10 LZ - 7 J	<u> </u>	歳	<i>1</i> 000000000000000000000000000000000000) <u> 11</u> /	NUXE / J) L / J
15	0.00018	0.00000	0.00012	0.00000	43	0.00132	0.00031	0.00064	0.00015
16	0.00021	0.00000	0.00012	0.00000	44	0.00147	0.00032	0.00071	0.00017
17	0.00021	0.00000	0.00011	0.00000	45	0.00111	0.00035	0.00071	0.00011
18	0.00026	0.00000	0.00020	0.00000	46	0.00104	0.00033	0.00018	0.00010
19	0.00059	0.00000	0.00023	0.00000	47	0.00103	0.00041	0.00093	0.00023
20	0.00039	0.00002	0.00024	0.00000	48	0.00203	0.00040	0.00093	0.00023
21	0.00052	0.00009	0.00028	0.00000	49	0.00250	0.00055	0.00102	0.00028
	0.00032	0.00009	0.00028	0.00001			0.00039	0.00113	0.00032
22					50	0.00288			
23	0.00047	0.00010	0.00018	0.00001	51	0.00321	0.00071	0.00137	0.00038
24	0.00048	0.00009	0.00019	0.00002	52	0.00355	0.00083	0.00148	0.00040
25	0.00048	0.00011	0.00022	0.00002	53	0.00392	0.00101	0.00159	0.00046
26	0.00048	0.00012	0.00020	0.00003	54	0.00430	0.00121	0.00169	0.00056
27	0.00048	0.00014	0.00020	0.00004	55	0.00468	0.00139	0.00178	0.00070
28	0.00050	0.00015	0.00021	0.00005	56	0.00505	0.00152	0.00187	0.00081
29	0.00052	0.00015	0.00022	0.00007	57	0.00541	0.00160	0.00197	0.00088
30	0.00055	0.00016	0.00024	0.00009	58	0.00579	0.00163	0.00208	0.00088
31	0.00058	0.00017	0.00025	0.00009	59	0.00621	0.00160	0.00220	0.00085
32	0.00061	0.00019	0.00027	0.00008	60	0.00670	0.00151	0.00235	0.00079
33	0.00065	0.00021	0.00029	0.00009	61	0.00727	0.00102	0.00251	0.00070
34	0.00068	0.00020	0.00031	0.00011	62	0.00795	0.00073	0.00272	0.00064
35	0.00071	0.00020	0.00033	0.00014	63	0.00876	0.00074	0.00295	0.00059
36	0.00074	0.00020	0.00035	0.00015	64	0.00970	0.00082	0.00322	0.00063
37	0.00080	0.00022	0.00037	0.00014	65	0.01139	0.00082	0.00399	0.00063
38	0.00086	0.00024	0.00040	0.00012	66	0.01237	0.00082	0.00440	0.00063
39	0.00093	0.00026	0.00044	0.00011	67	0.01332	0.00082	0.00490	0.00063
40	0.00100	0.00028	0.00048	0.00010	68	0.01431	0.00082	0.00547	0.00063
41	0.00109	0.00029	0.00053	0.00011	69	0.01543	0.00082	0.00600	0.00063
42	0.00119	0.00030	0.00058	0.00013					

(3) 年金受給者の年金失権率

ア男子

	年	三金 失 権	率	l		年	三金 失 権	率
年 齢	退 職 共済年金	障 害 共済年金	遺 族 共済年金		年 齢	退 職 共済年金	障 害 共済年金	遺 族 共済年金
歳	7 (7)	7 (7)	7 (7)		歳	7 (7) 1 4	× (0) 1	7 (0) 1
0	_	_	_		28	0.00062	0.01618	0.01527
1	_	_	_		29	0.00065	0.01940	0.01976
2	_	_	_		30	0.00069	0.02171	0.02376
3	_	_	_		31	0.00072	0.02138	0.02352
4	_	_	_		32	0.00077	0.02086	0.02129
5	_	_	_		33	0.00080	0.01518	0.01760
6	_	_	_		34	0.00083	0.01306	0.01393
7	_	_	_		35	0.00086	0.01208	0.01061
8	_	_	_		36	0.00091	0.01261	0.00788
9	_	_	_		37	0.00099	0.01595	0.00593
10	_	_	_		38	0.00106	0.01680	0.00489
11	_	_	_		39	0.00115	0.01660	0.00436
12	_	_	_		40	0.00123	0.01575	0.00413
13	_	_	_		41	0.00133	0.01537	0.00394
14	_	_	_		42	0.00145	0.01726	0.00374
15	0.00025	0.01991	_		43	0.00159	0.02075	0.00360
16	0.00035	0.02461	_		44	0.00176	0.02354	0.00347
17	0.00044	0.02879	_		45	0.00194	0.02462	0.00355
18	0.00051	0.03142	_		46	0.00215	0.02435	0.00370
19	0.00055	0.03108	0.03391		47	0.00238	0.02279	0.00390
20	0.00057	0.02935	0.02997		48	0.00264	0.02156	0.00405
21	0.00058	0.02732	0.03332		49	0.00291	0.02252	0.00409
22	0.00061	0.02560	0.02912		50	0.00321	0.02486	0.00411
23	0.00063	0.02340	0.02321		51	0.00353	0.02790	0.00406
24	0.00063	0.01941	0.01745		52	0.00389	0.02880	0.00399
25	0.00062	0.01584	0.03139		53	0.00425	0.02920	0.00410
26	0.00061	0.01404	0.00000		54	0.00461	0.03064	0.00426
27	0.00061	0.01396	0.00577		55	0.00498	0.03337	0.00445

注:退職共済年金の失権率は、受給待期者の死亡率と共通。

	年	三金 失 権	率
年 齢	退職	障 害	遺族
华	共済年金	共済年金	共済年金
歳	0.00594	0.09600	0.00470
56	0.00534	0.03698	0.00470
57	0.00574	0.03919	0.00490
58	0.00615	0.03960	0.00501
59	0.00659	0.04011	0.00511
60	0.00708	0.03982	0.00510
61	0.00769	0.03953	0.00546
62	0.00840	0.03913	0.00589
63	0.00928	0.03908	0.00622
64	0.01028	0.04126	0.00639
65	0.01132	0.04216	0.00659
66	0.01229	0.04410	0.00682
67	0.01323	0.04456	0.00729
68	0.01421	0.04503	0.00789
69	0.01531	0.04460	0.00847
70	0.01666	0.04563	0.00891
71	0.01815	0.04697	0.00945
72	0.01966	0.05025	0.01000
73	0.02129	0.05296	0.01084
74	0.02306	0.05486	0.01184
75	0.02512	0.05582	0.01308
76	0.02767	0.05926	0.01464
77	0.03077	0.06342	0.01651
78	0.03460	0.06832	0.01869
79	0.03910	0.07152	0.02087
80	0.04419	0.07157	0.02335
81	0.04987	0.07072	0.02627
82	0.05605	0.07604	0.03017
83	0.06260	0.08697	0.03490

	年	三金 失 権	<u> </u>
年 齢	退 職 共済年金	障 害 共済年金	遺 族 共済年金
歳			
84	0.06940	0.09903	0.04007
85	0.07679	0.11753	0.04531
86	0.08462	0.12709	0.05049
87	0.09207	0.14280	0.05595
88	0.09975	0.15476	0.06253
89	0.10762	0.16992	0.07010
90	0.11733	0.18839	0.07913
91	0.12556	0.20447	0.08900
92	0.13348	0.22111	0.09942
93	0.14157	0.23833	0.10969
94	0.15031	0.25612	0.12022
95	0.15841	0.27448	0.13096
96	0.16449	0.29340	0.14191
97	0.16970	0.31288	0.15306
98	0.17621	0.33292	0.16440
99	0.18521	0.35350	0.17595
100	0.19844	0.37459	0.18767
101	0.21153	0.39619	0.19957
102	0.22381	0.41827	0.21164
103	0.23677	0.44081	0.22387
104	0.24837	0.46377	0.23625
105	0.26087	0.48711	0.24878
106	0.27356	0.51081	0.26142
107	0.28642	0.53481	0.27418
108	0.29941	0.55907	0.28703
109	0.31251	0.58353	0.29997
110	0.98768	0.98768	0.31298
1	1		I

イ 女 子

			率		年	三金 失 権	率
年 齢	退 職 共済年金	障 害 共済年金	遺 族 共済年金	年 齢	退 職 共済年金	障 害 共済年金	遺 族 共済年金
歳				歳			
0	_	_	0.00322	28	0.00029	0.02797	_
1	_	_	0.00044	29	0.00031	0.02759	_
2	_	_	0.00030	30	0.00033	0.02588	_
3	_	_	0.00021	31	0.00035	0.02453	_
4	_	_	0.00015	32	0.00038	0.02263	_
5	_	_	0.00013	33	0.00039	0.01911	_
6	_	_	0.00012	34	0.00042	0.01610	_
7	_	_	0.00010	35	0.00043	0.01362	_
8	_	_	0.00010	36	0.00045	0.01204	_
9	_	_	0.00010	37	0.00048	0.01070	_
10	_	_	0.00010	38	0.00052	0.01000	_
11	_	_	0.00010	39	0.00056	0.00952	_
12	_	_	0.00010	40	0.00062	0.01103	_
13	_	_	0.00011	41	0.00067	0.01410	_
14	_	_	0.00015	42	0.00073	0.01472	_
15	0.00012	0.02629	0.00018	43	0.00080	0.01528	_
16	0.00016	0.03193	0.00025	44	0.00086	0.01420	_
17	0.00019	0.03619	0.00031	45	0.00094	0.01417	_
18	0.00021	0.03800	1.00000	46	0.00101	0.01258	_
19	0.00022	0.03962	_	47	0.00110	0.01341	_
20	0.00023	0.03915	_	48	0.00120	0.01264	_
21	0.00025	0.03999	_	49	0.00132	0.01406	_
22	0.00025	0.03768	_	50	0.00145	0.01496	_
23	0.00027	0.03793	_	51	0.00157	0.01533	_
24	0.00026	0.03547	_	52	0.00167	0.01547	_
25	0.00027	0.03401	_	53	0.00178	0.01594	_
26	0.00027	0.03145	_	54	0.00189	0.01789	_
27	0.00028	0.02980	_	55	0.00198	0.02106	_

注1:退職共済年金の失権率は、受給待期者の死亡率と共通。 注2:18歳以下の遺族共済年金失権率は子に支給される年金の失権率である。

	年	三金 失 権	率
年 齢	退職	障 害	遺族
歳	共済年金	共済年金	共済年金
	0.00000	0.00071	0.01045
56	0.00208	0.02271	0.01245
57	0.00220	0.02356	0.01358
58	0.00234	0.02169	0.01545
59	0.00248	0.01870	0.01735
60	0.00265	0.01747	0.01868
61	0.00284	0.01516	0.01912
62	0.00308	0.01638	0.01855
63	0.00333	0.01847	0.01807
64	0.00365	0.02120	0.01815
65	0.00398	0.02411	0.01884
66	0.00439	0.02467	0.01989
67	0.00489	0.02495	0.02077
68	0.00546	0.02526	0.02120
69	0.00599	0.02677	0.02135
70	0.00644	0.02828	0.02174
71	0.00687	0.03121	0.02243
72	0.00729	0.03481	0.02373
73	0.00794	0.03893	0.02522
74	0.00877	0.04084	0.02697
75	0.00996	0.03942	0.02882
76	0.01146	0.03679	0.03126
77	0.01327	0.03363	0.03469
78	0.01534	0.03331	0.03920
79	0.01746	0.03258	0.04425
80	0.01966	0.03379	0.04928
81	0.02217	0.03792	0.05409
82	0.02551	0.04552	0.05837
83	0.02976	0.05693	0.06287

	年 金 失 権 率		
年 齢	退 職 共済年金	障 害 共済年金	遺 族 共済年金
歳			
84	0.03514	0.06555	0.06769
85	0.04090	0.07448	0.07388
86	0.04666	0.07926	0.08056
87	0.05189	0.09136	0.08712
88	0.05704	0.10059	0.09276
89	0.06212	0.11552	0.09718
90	0.06819	0.13034	0.10224
91	0.07459	0.14646	0.10647
92	0.08046	0.16331	0.11404
93	0.08628	0.18017	0.12506
94	0.09490	0.19746	0.13901
95	0.10715	0.21511	0.15276
96	0.12249	0.23308	0.16559
97	0.13786	0.25140	0.17635
98	0.15057	0.27003	0.18776
99	0.16124	0.28898	0.19860
100	0.17176	0.30825	0.21045
101	0.18165	0.32779	0.22259
102	0.19264	0.34762	0.23499
103	0.20377	0.36771	0.24766
104	0.21504	0.38804	0.26055
105	0.22644	0.40861	0.27367
106	0.23795	0.42938	0.28698
107	0.24956	0.45033	0.30047
108	0.26126	0.47144	0.31409
109	0.27303	0.49269	0.32784
110	0.28487	0.51405	0.34166
1	1		I

[本書の内容についてのお問い合わせ先]厚生労働省年金局数理課電話 (03)5253-1111(代) (内線 3354)

厚生年金・国民年金 平成16年財政再計算結果

平成17年3月 発行

編集·発行 厚生労働省年金局数理課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2